令和5年度地球温暖化問題等対策調査（国際資源循環及び海洋プラスチック汚染関連動向調査）報告書

2024年3月

JFEテクノリサーチ株式会社

０．調査の背景

- 世界の経済成長、人口増加等に伴う資源・エネルギーの増大、廃棄物量の増加、気候変動をはじめとする環境問題の深刻化を受け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を進めていく必要性が高まっている。また、サーキュラー・エコノミーと資源効率は、気候変動や生物多様性損失といった社会問題の解決に貢献するものとして取り上げられている。
- 国際社会では、G7資源効率性アライアンスやG20資源効率性対話の場でサーキュラー・エコノミーや資源効率性に関する議論が行われている。また、ISO／TC323においても、サーキュラー・エコノミーの枠組み、ビジネスモデル、循環性指標等に関する国際標準化に向けて検討が行われている。また、欧州では、2020年３月には新サーキュラー・エコノミーアクションプランを策定し、その主要政策の１つである持続可能な製品政策(SPI:Sustainable Product Initiative)パッケージの一部として、新たなエコデザイン規則による対象製品や対象要件の拡大やデジタルパスポートの導入等が2022年３月末に発表された。また、2022年11月には、同プランの一環として、包装材及び包装廃棄物に関する規則案 が発表された。
- 我が国においても、2020年５月に「循環経済ビジョン2020」を策定し、我が国産業が環境活動としての３Ｒから経済活動としての循環経済への転換を図っていくことが重要であることを示すとともに、プラスチック、バッテリー、太陽光パネル等を循環システムの検討が急がれる分野として検討を進めていく必要があるとした。また、2022年10月から「成長志向型の資源自立経済デザイン研究会」を設置し、①資源の再利用・再資源化、②資源の生成、③資源の共有、④資源の長期利用等の観点から資源循環経済政策を再構築し、国内の資源循環システムを自律化・強靭化を図るとともに、国際競争力の獲得を通じて持続的かつ着実な成長の実現を図ることが必要との観点から各界の近視眼的な利益を離れ、成長志向型の資源自立経済の確立に向けた総合的な政策パッケージの検討を進めているところ。
- また、特に、プラスチックに関しては、海洋プラスチックごみ問題を契機として、2022年３月の第５回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）では、海洋プラスチック汚染に関する決議が行われ、 この決議に基づき、2022年11月、政府間交渉委員会（INC：Intergovernmental Negotiating Committee）が設立され、法的拘束力のある文書の作成に向けた国際交渉が始まったところ。 プラスチック汚染による人体及び生態系への影響等については、科学的な知見が国際的に不足している状況の中で 我が国が今後INC交渉を主導していくためには、我が国のプラスチック産業を中心とした国内動向や循環に関する動向、化学物質に関する知見を集約し、それらを基にした交渉戦略や対処方針を策定することが必要不可欠である。

０．調査の目的

- 上記の状況を踏まえ、本事業では、プラスチック等の素材や製品に着目した主要各国における政策動向及びEUのSPI等我が国産業に影響の大きい各国・地域の政策動向を調査する。また、海洋プラスチック汚染に関する国際機関・海外における規制・政策動向を調査する 。
- また、INC関連会合に参加、情報収集を行い、我が国産業への影響分析を行う。
- 加えて、産業界、プラスチック循環動向及び化学物質管理における専門知識を有する者で構成するINC国際対応委員会（仮称）を設置し、同委員会がINC交渉における我が国の交渉戦略及び対処方針について、助言・提案を行えるよう評価分析や対処方針案の策定及び事務的サポートを行う。また、今後INC傘下に設立が予定される専門家技術会合に同委員会から専門家を派遣し、我が国の立場にたった技術的な議論へのインプットを行う取組が可能となる体制を構築する。

０．調査の構成・概要

（１）海外の資源循環施策等に関する調査

- EU及びフランス、ドイツ、オランダ、米国、カナダにおける資源循環政策について動向を調査した。
- 各国等について、電気電子製品、バッテリー（車載用、定置用・モバイル用）、自動車、太陽光パネル、金属、容器包装、プラスチック（シングルユースプラスチック・再生材、等）、繊維を巡る部素材・製品、に関する施策の動向を整理した。

（２）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析

① 会合概要作成と我が国への影響分析

- 海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC)の第2回会合及び第3回会合にオンラインで参加し、会合概要を作成した。
- 各会合前・中・後に各国・地域及びINC事務局から公表されたOfficial documents, Information documents, 提案文書、等の情報等を収集整理し、INC事務局の意見の方向性や各国・地域の見解等を分析した。
- INCの場で影響力の大きいと考えられる国・地域等の国内施策の動向を調査し、プラスチックに関連する重要な最新施策の概要を整理した。

② INC国内対応委員会の発足と専門家の派遣

(a) 国内対応委員会

- 経済産業省と相談の上で、国内対応委員会の委員（大学、研究機関、産業界）を選定し、国内対応委員会を設置し、全5回の会議運営を行った。
- 会議では、INC事務局から公表された資料や各国・地域意見の整理結果、関連国（主にEU）のプラスチック関連施策の概要、参考となる多国間環境協定（MEAs）の概要等に基づき、INCでの議論に対処するための意見交換、方針等の検討を行った。

(b) INC会合等への専門家派遣

- INC第2回会合と第3回会合間に非公式に設置された専門家技術会合（オンライン）及び、INC第3回会合（ナイロビ）に、国内対応委員会の委員1名を専門家として派遣した。

目次

		ページ数
（１）海外の資源循環施策等に関する調査		7
① 電気電子製品		13
② バッテリー		25
③ 自動車		31
④ 太陽光パネル		38
⑤ 金属		40
⑥ 容器包装		43
⑦ プラスチック		63
⑧ 繊維製品・部素材		126
（２）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析		128
① 会合概要作成と我が国への影響分析		129
(a) INC第2回会合		129
a) 会合概要		130
b) 各国ステートメント整理・分析		153
c) 潜在的オプションの補完		188
(b) INC第2回と3回のセッション間		229
a) ゼロドラフトの概要		230
b) 懸念のある化学物質・ポリマーに関する整理・分析		263
(c) INC第3回会合		344
a) 会合概要		345
b) 我が国サブミッションの概要		361
c) 各国サブミッションの整理・分析		367
(c) INC第4回会合に向けて		563
a) ゼロドラフト改訂版の概要		564

目次

（２）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析		
① 会合概要作成と我が国への影響分析		
(d) INCでの議論に影響を与える可能性のある他国・機関等の関連施策の動向・分析		577
a) OECDによるシナリオ分析		578
b) 欧州における化学物質管理規制		633
c) 北欧による問題のあるプラスチックの基準案		642
d) オーストラリア・ニュージーランドによる問題のあるプラスチックの基準案		671
② INC国内対応委員会と専門家の派遣		676
(a) 国内対応委員会		676
a) 第1回国内対応委員会		677
b) 第2回国内対応委員会		684
c) 第3回国内対応委員会		692
d) 第4回国内対応委員会		702
e) 第5回国内対応委員会		706
(b) INC会合等への専門家派遣		712

（１）海外の資源循環施策等に関する調査

⓪　全般（リサイクル、資源循環施策）
①　電気電子製品
②　バッテリー
③　自動車
④　太陽光パネル
⑤　金属
⑥　容器包装
⑦　プラスチック
⑧　繊維製品・部素材

- （１）では日本や世界に影響を与える可能性の高い主要諸外国（米国、EU、を中心に）における資源循環施策に関する最新動向を調査し、情報を整理した。
- 対象分野は、上記①～⑧としたが、全体のリサイクルや資源循環に関する施策（⓪）についても最新動向等があれば、調査の対象とした。

0.全般（リサイクル、資源循環施策） (a)米国
(i)国家リサイクルシステムの促進に向けた国家枠組み

- EPAは、米国の脆弱な資源リサイクルシステムの強化に向けて、市場機会や課題を特定化するとともに、それに基づき4つの分野における優先行動を「国家リサイクルシステムの促進に向けた国家枠組み」を発表（2019年11月制定）
- 同**国家枠組みは、米国のリサイクルシステムの改善・強化に向けた最初のステップとしての位置づけ**。

＜背景＞

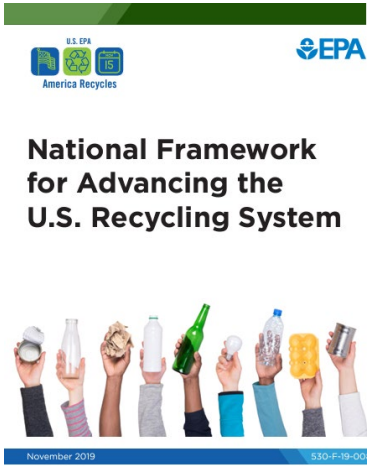
- EPAは2018年11月、環境保護と**資源の効率利用を推進する**ために、米国におけるリサイクルシステムの改善に向けて、政府機関や関連企業・団体と共に「**米国リサイクル誓約（America Recycles Pledge）**」を立ち上げ。EPAを含めた45の政府・企業・団体が署名。同誓約は、リサイクルシステムの改善に向けてステイクホルダー間での対話を通じて具体的な行動指針を策定、実施することが目的。

＜概要＞

- 各ステークホルダーからのインプットを踏まえて、EPAは2019年11月に「国家リサイクルシステムの促進に向けた国家枠組み（National Framework for Advancing the U.S. Recycling System）」を発行。米国のリサイクルシステムを改善するには、**①啓発とアウトリーチの推進、②資源管理インフラの改善、③二次資源市場の強化、④測定方法の改善、といった4つの分野**におけるアクションが重要であるとした。

＜4つの分野における課題・目標＞

分野	課題・目標
①啓発とアウトリーチの推進	各製品を適切にリサイクルするという国民の認識が不足。現行の取組みを発信するほか、プラスチックバッグなど鍵となる製品を対象としたリサイクルを促進するメッセージを発信
②資源管理インフラの改善	リサイクルインフラが老朽化しており施設を更新する必要有り。そのため、それに必要となる資金付与の機会を把握
③二次資源市場の強化	既存の二次資源（リサイクル材）市場を支援するとともに、リサイクル材に対する需要を喚起する。リサイクルの増大、ポストコンシューマー材（リサイクル材）のニーズ拡大に向けた任意プログラムなどを開発
④測定方法の改善	資源リサイクルが適切に実施されているかを測定するために、測定方法や基準、定義を明確化



出所：EPA America Recycles Pledge https://www.epa.gov/circulareconomy/forms/america-recycles-pledge#:~:text=In%202018%2C%20EPA%20invited%20U.S.,to%20improve%20America's%20recycling%20system.
EPA National Framework for Advancing the U.S. Recycling System https://www.epa.gov/sites/default/files/2019-11/documents/national_framework.pdf

(ii)国家リサイクリング戦略～循環経済の構築に向けて～-1

- 米国の一般家庭等から排出される**都市固形廃棄物（MSW）のリサイクルを促進するために循環経済の構築に向けた国家戦略「国家リサイクリング戦略」を米国で初めて発表**（2021年11月）。
- **MSWには、プラスチック、容器包装、電気電子製品などが含まれている**。**将来的には、太陽光パネルや繊維なども**対象カテゴリーに含める予定。
- 「国家リサイクルシステムの促進に向けた国家枠組み」の内容を基盤としており、**EPAは更なる循環経済の構築を推進するために、同戦略第2弾以降を今後発行する方針。**

＜背景＞

- EPAは2021年11月、米国の都市固形廃棄物（MSW）のリサイクルシステムの強化に向けた「国家リサイクリング戦略（National Recycling Strategy）」最終版を発表。同システムをより強化・強靭化、コスト効率性を更に高めるための戦略目標と行動指針を定めた。
- 同庁は、米国でリサイクルを促進するには、**循環経済の構築が必須であると位置づけ**。そのため、循環経済の構築に向けて一連の戦略を策定するとしており、今回の発表は第1弾となる。EPAは今後第2弾以降を発表する予定。

＜概要＞

- EPAは、2030年までにゴミのリサイクル率を50%にまで引き上げる国家戦略目標を設定。これを達成支援するには、一般家庭等から排出されるMSWを回収する体制・能力を拡充させる必要がある。しかし現在、リサイクル対象となる資源や製品に対する一般市民の認知度不足、既存のリサイクルインフラ施設の整備遅延、リサイクル材の二次資源市場が未成熟、リサイクルを効率的に行うためのリサイクル率の測定方法が未統一、といった課題に直面している。
- そのため、「国家リサイクリング戦略」は、これらの課題解決に向けた行動指針を、以下の5つの領域分野に特定した。
  - ① リサイクル製品市場の成長支援
  - ② 回収施設数の増加と資源管理インフラの改善
  - ③ リサイクルされた資源の処理フローにおける汚染低減
  - ④ **循環性を支援する政府施策の拡充**
  - ⑤ 測定手法の標準化とデータ収集の改善



出所：EPA National Recycling Strategy
https://www.epa.gov/circulareconomy/national-recycling-strategy#NRS%20Part%201
https://www.epa.gov/circulareconomy/national-recycling-strategy
https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-11/final-national-recycling-strategy.pdf

(ii)国家リサイクリング戦略～循環経済の構築に向けて～-2

- 「国家リサイクリング戦略」に掲げられた各領域分野における課題、行動指針は以下のとおりである。

分野	課題・目標	行動指針
①リサイクル製品市場の成長支援	リサイクル材やリサイクル製品の市場成長を支援し、リサイクル材の製品やパッケージデザインへの統合が必要	• リサイクル材・リサイクル製品の市場構築を支援 • 強靭力、環境メリット、その他の要因を考慮して多様なエンドマーケットを分析 • 国内の製造段階においてリサイクル材の使用量を増大 • 政策、プログラム、イニシアチブ、インセンティブを通じてリサイクル材の需要引き上げ • 市場機会を拡大する技術や製品の研究開発を継続支援 • バーゼル条約の批准可能性を視野に入れ、他国と取引されるスクラップやリサイクル材の管理を環境に配慮することを奨励
②回収施設数の増加と資源管理インフラの改善	資源加工インフラの効率性の向上、資源回収量の増加、リサイクルシステムの強靭化には投資やイノベーションが必要	• 利用可能なリサイクルインフラやニーズに対する理解を引き上げ • 官民資金やその利用性、資金へアクセスするためのインセンティブに対する認知度を向上 • リサイクルを推進する新たな技術やプロセスに対する研究開発・実証・普及を後押しする資金の継続提供を支援 • 製品を設計する際に復元性や持続可能性を考慮 • 材料回収施設の運用効率を最適化 • リサイクル材の回収量の増加
③リサイクルされた資源の処理フローにおける汚染低減	リサイクルされた資源の処理フローにおける汚染を低減することで、リサイクル材の品質が向上	• リサイクルの価値および適切なリサイクル方法を一般市民へ啓発・アウトリーチする • 啓発やアウトリーチを行うためのリソースを確保
④循環性を支援する政府施策の拡充	**資源循環性の推進には、多様な政策やプログラムの実施が有効**。連邦・州・地方レベルにおけるリサイクル施策やプログラムの情報交換、調整を推進	• 全米リサイクルシステムを改善するための支援や行動措置において政府間の調整を強化 • リサイクルに関する課題を解決しうる多様な政策を分析 • 製品価格に環境・社会コストを反映するための調査を実施 • 任意の官民パートナーシップに対する認知度の引き上げ • 一般が無料でアクセスできるオンラインクリアリングハウスを通じて、政策、プログラム、資金機会やアウトリーチに対するベストプラクティスを共有 • 国内および国外における利害関係を調整
⑤測定手法の標準化とデータ収集の改善	製品のリサイクルを追跡することが困難。そのため、リサイクルの取組みを測定する統一的な手法の確立が必要	• 全米リサイクルシステムを推進する定義、措置、ターゲット、性能に関する指標を開発、施行 • 追跡・報告計画を作成 • リサイクル材の利用を推進する措置を策定 • リサイクルの追跡測定の取組みを国内外で調整 • リサイクル可能な材料や製造業者が必要とする材料の利用度に関するデータを増やす

出所：EPA National Recycling Strategy
https://www.epa.gov/circulareconomy/national-recycling-strategy#NRS%20Part%201
https://www.epa.gov/circulareconomy/national-recycling-strategy
https://www.epa.gov/system/files/documents/2021-11/final-national-recycling-strategy.pdf

0.全般（リサイクル、資源循環施策） (b)カナダ (i)国家EPR行動計画

- カナダでは、製品のライフサイクル全体の環境リスクの低減に向けて、**拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility：EPR*）が焦点。EPRが同国の資源循環経済の根幹**。
- 連邦政府は2009年に国家EPR行動計画を策定し、国内におけるEPR枠組みを構築。州政府に対して、特定の製品におけるEPRプログラムの導入を目指し、環境性能を強化するための基準策定などを推進するなど、EPRの枠組みの拡大を狙う。

*EPRとは、製品に対する生産者の責任を製品のライフサイクルの消費後の段階まで拡張する環境政策アプローチ（Canada-wide Action Plan for Extended Producer Responsibility）

＜背景＞

- カナダ連邦政府は、廃棄物（特に電子廃棄物：E-waste）問題を背景に、カナダ環境関連閣僚会議（CCME）を中心として、2009年にEPR行動計画（Canada-wide Action Plan for Extended Producer Responsibility：CAP）を策定、国内におけるEPR枠組みを構築。

＜概要＞

- CAPは、以下の2段階の目標を設定し、州政府への導入を目指す。
  - **Phase 1：**CAP導入後2年以内に優先製品の具体的な実施計画を作成。導入後6年以内に、EPRプログラムを運営開始。優先製品：**容器包装**、印刷物、水銀含有ランプ、その他水銀含有製品、**電子・電気機器**、家庭有害廃棄物、**自動車製品**
  - **Phase 2：**CAP導入後2年以内にERPプログラムの対象となる詳細な製品リストを発行。CAP導入後8年以内にEPRプログラムを運営開始。対象製品：建材、解体資材、家具、**繊維製品**・カーペットなど。
- 具体的な取組み事項：
  - **EPRプログラムの運営：**州政府と連携し、優先製品及び対象製品に関するEPRプログラムを運営。使用期限を迎えた製品の廃棄管理の責任を生産者や輸入者等へ付与
  - **EPRプログラムの評価：**CCMEは、ステークホルダのインプットを踏まえ、廃棄物やGHG排出の削減量など、EPRの取組みを定量的に評価するための指標を策定し、年次進捗報告書を作成
  - **モデルEPRプログラム：**EPRに関する共通の解釈と適用に向けて、EPRプログラムの推奨事例とガイダンスを提供
  - **EPRを支える政策・規則の策定：**エコラベル、有毒物質の制限、リサイクル材含有量の基準・規制、グリーン調達、環境実績/自主協定、及びその他の様々な基準・禁止・ガイドライン・教育ツールを策定
  - **国レベルでの調和：**EPR原則を全国に拡大し、国内市場全体におけるインパクトを最大限に利用
- 特に、電子廃棄物の削減に向けて、使用済み電子機器の削減・リユース・リサイクル・資源回収（4R）が焦点

出所 Canada-wide Action Plan for Extended Producer Responsibility https://ccme.ca/en/res/cap-epr_e.pdf
Overview of extended producer responsibility in Canada https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/overview-extended-producer-responsibility.html
Introduction to extended producer responsibility https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/overview-extended-producer-responsibility/introduction.html

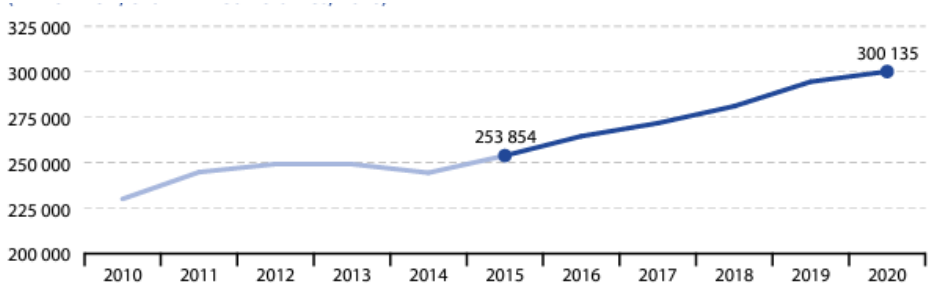
0.全般（リサイクル、資源循環施策） (c)EU
(i) EU持続可能な開発報告書2023年版

- 欧州委員会は、「欧州グリーンディール」などの一連の施策に基づく過去5年間の進捗状況を示した「EU持続可能目標進捗報告書2023年版」を公開。今回は特にエネルギー危機やパンデミック後の状況などの最近の影響も反映。
- **循環経済の基盤となる「つくる責任、つかう責任」**（12番目）は、**取り組みが進みつつあると評価。しかし、リサイクル材使用率の2030年目標の達成にはほど遠い**と指摘。

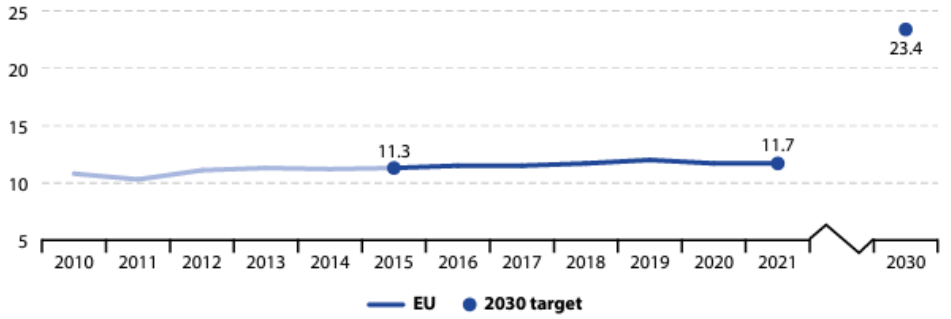
＜概要＞

- 欧州委員会（European Commission：EC）は2023年5月、EUにおける持続可能な開発目標（SDGs）の進捗状況を評価した「EU持続可能な開発報告書2023年版（Sustainable development in the European Union-monitoring report on progress towards the SDGs in and EU context, 2023 edition）」を公開。
- 2019年「欧州グリーンディール」などに掲げられた主要領域の優先分野における過去5年間の進捗状況を評価。ウクライナ侵略によるエネルギー危機やパンデミック後の現状などの短期的な影響も分析。
- SDGs17目標のうち、資源の循環経済を推進する「つくる責任、つかう責任」（12番目）は、取り組みが僅かながら進んでいると評価。但し、リサイクル材の使用率は2030年目標からはほど遠いと指摘（2030年目標23.4%。2021年時点11.7%）

＜環境に配慮した製品・サービスの欧州市場規模の推移（単位：100万ユーロ）＞



＜リサイクル材使用率の推移と2030年目標＞



出所：European Commission 「Eurostat report show EU's progress on Sustainable Development Goals」
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_2887
https://ec.europa.eu/eurostat/documents/7870049/16817926/KS-05-23-188-EN-N.pdf/3b2ee0b2-5bc8-d139-ed93-af99827dc50a?version=2.0&t=1688373164670

① 電気電子製品
(a) 米国
(b) EU
(c) カナダ
(d) その他：英国

① 電気電子製品 (a) 米国
(i)国家電子機器スチュワードシップ戦略-1

- 米国では**連邦レベルの電気電子機器の資源循環を対象とした施策・法規制は原則なし**。CA州などの州が主体であるほか、全米レベルでは業界団体が独自に任意プログラムを策定、運用。
- 「国家リサイクリング戦略」に基づき、EPAは新たに「国家電子機器スチュワード戦略」を策定。**連邦レベルでの施策・法規制の欠如を補完する役割を担い、連邦政府主導で循環経済を推進することが狙い。**

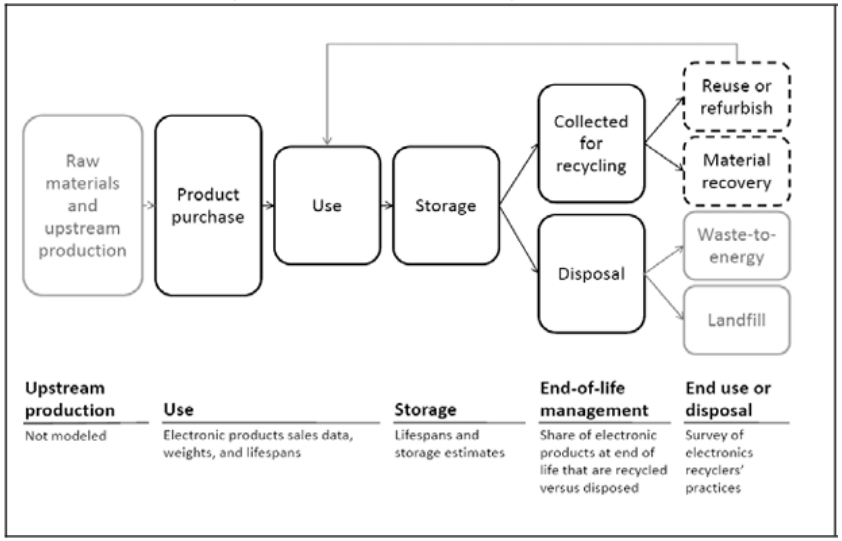
＜背景＞

- 米国では大量のe-Wasteが発生していたことから、廃棄量の低減、リサイクルの推進、使用済み電子機器を対象とした国内外の市場の成長支援に向けて、**EPAは連邦政府に対して電子機器のリサイクルを奨励する提言を定めた「国家電子機器スチュワードシップ戦略（National Strategy for Electronics Stewardship：NSES）」を2011年7月に策定。**
- 同戦略を作成するにあたり、EPAは、ホワイトハウスや一般調達庁（GSA）などの他の連邦省庁を始め、電子機器メーカー、小売店、リサイクル業者、環境保護団体、地方政府などと協議、調整した。

＜概要＞

- 国家電子機器スチュワードシップ戦略の主な目的は以下のとおり。
  1) 環境に配慮した電子機器の設計の開発を促すインセンティブの構築、米国内の科学研究・技術開発の推進
  2) 連邦政府が主導し見本を示すことで電子機器のリサイクルを推進
  3) 米国内の使用済み電子機器の安全且つ効率的な管理や取扱いを推進
  4) 輸出におけるe-Wasteの有害性の低減と開発途上国における使用済み電子製品の取扱いの改善

＜電子機器のライフサイクルの流れ＞



出所：NESE
https://www.epa.gov/smm-electronics/national-strategy-electronics-stewardship-nses
https://www.epa.gov/smm-electronics/national-strategy-electronics-stewardship

(i)国家電子機器スチュワードシップ戦略-2

- 「国家電子機器スチュワードシップ戦略」に掲げられた目的別の具体的な提言内容は以下のとおり。

番号	目的	具体的な提言内容
1)	環境に配慮した電子機器の設計開発を促すインセンティブの構築、米国内の科学研究・技術開発の推進	• 主な研究課題や設計課題の解決に向けて、ステークホルダグループを構築 • 製品のライフサイクル全体の環境負荷の低減が担保、認証されたグリーン電子機器の購入を消費者へ促す • 使用済み電子機器から、貴重金属や希少類元素の資源を回収・利用拡大する科学研究や技術開発を推進 • グリーン製品の設計、リサイクル手法など、イノベーションを喚起する賞金コンペを立ち上げ • EPEAT*などのグリーン電子製品認証プログラムの品質を高め、ライフサイクル全体の環境負荷を低減
2)	連邦政府が主導し見本を示すことで電子機器のリサイクルを推進	• 連邦省庁が利用した使用済み製品を最大限にリユースする包括的で透明性のある政府横断的政策を策定 • 電子機器メーカーの回収プログラムを拡充し、認定リサイクル業者を用いることを同メーカーへ奨励 • 過去に販売、移管、寄贈された連邦省庁が以前使用していた電子機器を認定リサイクル業者へ引き渡す • 連邦省庁が使用した電子機器の追跡状況を改善し、追跡データを収集、公開 • 調達システムを変更し、連邦省庁がより効率的にグリーン電子機器を購買することを促す • 米郵便サービス局（UPSP）との合意により、使用済み製品をOEMや認定リサイクル業者等へ効率的に搬送 • 使用済み電子機器の管理やリサイクルに関する市場や財政の機会を特定
3)	米国内の使用済み電子機器の安全且つ効率的な管理や取扱いを推進	• 電子機器産業との任意のパートナーシップを構築 • 安全且つ健康的な職場環境を提供する施設の情報をリサイクル業界の労働者へ提供 • 米国内の使用済み機器の量や処理フローに関する情報を収集、追跡、公開
4)	輸出におけるe-Wasteの有害性の低減と開発途上国における使用済み電子製品の取扱いの改善	• 使用済み製品の取扱いや処理フローに関する情報を改善し、データを省庁間で共有 • 開発途上国へ技術支援を提供し、使用済み製品を管理向上させるために両国の関係性を構築 • 使用済み製品の国内外の安全な取扱いを推進するために輸出業者と共同で取り組む • 使用済みコンピュータモニターやTVのブラウン管（CRT）をリユース・リサイクルするために、CRTを取扱う既存規制の遵守を強化するように既存規制の改訂を提案する • バーゼル条約の批准を支援する

*EPEAT：Global Electronics Councilが運営する電子機器や技術製品等を対象とした任意のグリーン認証制度

＜その後の成果＞

- 上記の戦略に基づき、課題解決や目標とのギャップを埋める取り組みを連邦省庁が主導した結果、大部分の提言内容は達成に成功、一部は達成に近い段階にあるとした（2016年末時点）。
- 特に、TVや画像機器等がEPEAT対象機器へ追加されたほか、グリーン電子機器（EPEAT認証）の購入が増加。また連邦政府による適切なグリーン電子機器の調達や取扱いが進むとともに、米消費者の電子機器のリサイクル率が向上。

出所　NESE　https://www.epa.gov/smm-electronics/national-strategy-electronics-stewardship-nses
https://www.epa.gov/smm-electronics/national-strategy-electronics-stewardship
https://www.epa.gov/sites/default/files/2017-08/documents/national_strategy_for_electronics_stewardship_accomplishments_report_final_8_7_17.pdf

(ii)国家電電子機器R2基準

- 米国では、電気電子機器の資源循環を対象とした施策・法規制が原則ないことから、**現在2つの業界団体が任意基準をそれぞれ策定・運用し**、電子機器のリユース・リサイクルを全米レベルで推進している。
- そのうちの1つは、米非営利団体SERIが策定する**任意の「R2基準」**。リサイクル業者、リファービッシュ業者、修理業者等が対象。米国国家規格協会（ANSI）から認定され、**全米基準として位置づけ**。

＜概要＞

- R2基準は2008年に第1版が策定。その後2013年に第2版、2020年に最新版「R2 Version3」が更新。第1版は使用済み電子機器の安全廃棄（環境）が焦点であったが、**第2版にてライフサイクルの循環**という視点が初めて導入。
- 「R2 Version3」は、使用済み電子機器の適切なリサイクル、**価値のある資源の回収**、同機器に保存されていたデータ保護、の強化が焦点。第3版では特に、データ保護の強化と**要件遵守の範囲を下流部門のベンダにまで拡大**。R2基準認定施設は現在、世界21カ国に跨る530以上の施設。

＜R2基準の必須要件＞

項目	概要
責任のある管理戦略の優先付け	戦略を策定する際に、使用済みの電子機器やコンポーネントから資源をリサイクルする前に、同機器をリユースすることを最優先とする
環境・健康・安全システムの策定・施行	使用済み製品を取り扱う上で、環境・健康・安全システムを構築、施行、測定する
法的要件の遵守	全ての環境・健康・安全要件を遵守する
フローの追跡	使用済み製品、コンポーネント、材料の処理フローを追跡、管理、記録する
文書化、分類、分析	収集した処理フローデータを文書化、分類、分析、加工する
データセキュリティ要件	使用済み電子機器に保存された全てのデータの保護を強化する
施設	対象施設のほか、下流部門のベンダに対しても環境・健康・安全要件を遵守させる
運搬	使用済み製品、コンポーネント、材料を運搬する際に、環境・健康・安全要件とデータセキュリティ要件を遵守

出所：SERI（https://sustainableelectronics.org/a-call-to-action/
https://sustainableelectronics.org/welcome-to-r2v3/
https://www.wilkshireconsulting.com/single-post/electonic-recyclers-what-is-r2v3-certification-and-what-are-the-benefits
https://www.thecoresolution.com/r2-standard

(iii) 電子機器のリサイクル・リユースのe-スチュワード基準

- 米非営利団体Basel Action Network（BAN）が、電子機器の廃棄物のリサイクルを推進する**「電子機器のリサイクル・リユースのe-スチュワード基準（e-Stewards Standard for Responsible Recycling and Reuse of Electronic Equipment、以下e-スチュワード基準）」を策定**。

＜概要＞

- 米ワシントン州を拠点とする環境正義推進団体BANが、先進国における電子機器廃棄物の増大を懸念し、2019年に同製品のリサイクル・リユースを推進する任意の「電子機器のリサイクル・リユースのe-スチュワード基準（e-Stewards Standard for Responsible Recycling and Reuse of Electronic Equipment）」を策定。
- **e-スチュワード基準は、**電子製品のゼロ廃棄物、**循環経済のコンセプトを支持**。環境・社会面で責任のある方法で使用済み電子機器をリユース・リサイクルする上での厳格な要件を遵守したリサイクル業者を認定している。
- 2024年1月末時点で、認定リサイクル業者47社、認定施設は71カ所。また電子機器メーカーやエンドユーザーなど約30社・団体とパートナーシップを締結。
- e-スチュワード基準の主な要件の焦点は以下のとおり。
  - 消費者のデータ・プライバシーの保護
  - 労働者と施設周辺の健康・安全の保護
  - 汚染防止、環境負荷の低減、資源の効率利用の推進
  - 強制労働・児童労働を排除した公平な労働環境の確保、有害e廃棄物の取扱いの強化
  - 固形廃棄物としての廃棄を制限するなどの有害e廃棄物の適正な取扱い
  - 先進国から後進国への有害廃棄物の輸出防止などのリサイクルチェーン全体における国際法・条約・合意の遵守
  - 下流部門のリサイクル業者へ適用される有害物質取扱い要件を最終処分にまで拡大
  - 抜き打ち検査やGPS追跡を実施した場合でも要件を確実に遵守

出所：e-Stewards
https://e-stewards.org/
https://e-stewards.org/current-processors/

(i)欧州のエコデザインに関するEN規格
（１）概要

- エネルギー関連製品の、エネルギー効率と耐久性、修理性、アップグレード性、メンテナンス性、再利用、リサイクル性、に関して、資源循環に関わる物質効率性をどのようにして評価し公表するのか、について、欧州標準化機関であるCENからEN規格が発行している規格の概要を調査した。

欧州EN規格	規格タイトル
EN 45552:2020	General method for the assessment of the durability of ErP エネルギー関連製品の耐久性評価のための一般的方法
EN 45553:2020	General method for the assessment of the ability to remanufacture ErP エネルギー関連製品の再製造能力の評価のための一般的方法
EN 45554:2020	General methods for the assessment of the ability to repair, reuse and upgrade ErP エネルギー関連製品の修理、再利用及びアップグレードの能力の評価のための一般的方法
EN 45555:2019	General methods for assessing the recyclability and recoverability of ErP エネルギー関連製品のリサイクル性と回収性を評価する一般的方法
EN 45556:2019	General method for assessing the proportion of reused components in ErP エネルギー関連製品における再利用部品の割合を評価するための一般的方法
EN 45557:2020	General method for assessing the proportion of recycled material content in ErP エネルギー関連製品に含まれるリサイクル材料の割合を評価するための一般的方法
EN 45558:2019	General method to declare the use of critical raw materials in ErP エネルギー関連製品における重要原材料の使用を宣言するための一般的方法
EN 45559:2019	Methods for providing information relating to material efficiency aspects of ErP エネルギー関連製品の物質効率性の側面に関連する情報を提供するための方法

欧州のエコデザインに関するEN規格

（2）各規格の概要-1：EN 45552:2020

- 「EN 45552:2020　エネルギー関連製品の耐久性評価のための一般的方法」は、エネルギー関連製品（ErP）の耐久性を評価するためのパラメーター式と、ErPの耐久性を記述し評価するための一般的な方法、すなわち電気技術製品および非電気技術製品の両方を対象とするものであり、それぞれすべてのエネルギー関連製品、すなわちエコデザイン指令2009/125/ECの対象となるすべての製品に適用される。
- エネルギー関連製品（ErP）の耐久性を評価するための指標、およびErP、すなわち電気技術製品および非電気技術製品の耐久性を記述し評価するための一般的な方法であり、それぞれすべてのエネルギー関連製品、すなわちエコデザイン指令2009/125/ECの対象となるすべての製品に適用される。

（2）各規格の概要-2：EN 45553:2020

- 「EN 45553:2020　エネルギー関連製品の再製造能力の評価のための一般的方法」は、エネルギー関連製品の再製造能力を評価するための一般的な手法を提供する。このENは、水平的かつ製品横断的な方法で、再製造可能性の評価とプロセスを詳しく説明する。しかし、正しい評価は、特定のエネルギー関連製品の特定のパラメータを考慮した、製品固有の方法でのみ行うことができる。
- なお、本ENには、エネルギー関連製品の再製造能力を定量化するための採点システムは含まれていない。本ENでは、エネルギー関連製品の再製造能力の基準のみが示されている。

（2）各規格の概要-3：EN 45554:2020

- 「EN 45554:2020　エネルギー関連製品の修理、再利用及びアップグレードの能力の評価のための一般的方法」は、製品の修理・再使用能力、再製造を除く製品のアップグレード能力、修理・再使用・アップグレードを容易にするために製品から特定の部品、消耗品、組立品にアクセスする能力、またはそれらを取り外す能力を評価するためのパラメータと方法を定義し、最後に再使用可能性の指標または基準を定義することによって、標準化要求M/543の要件を満たすものである。

欧州のエコデザインに関するEN規格
（２）各規格の概要- ４：EN 45555:2019

- 「EN 45555:2019　エネルギー関連製品のリサイクル性と回収性を評価する一般的方法」は、以下の一般的な方法論を提供する：
  - エネルギー関連製品のリサイクル可能性の評価
  - エネルギー関連製品の回収可能性の評価
  - エネルギー関連製品の回収可能性の評価
  - エネルギー関連製品からの重要な原材料のリサイクル可能性の評価
- このENでは、リサイクル可能性と回収可能性について、水平的かつ製品横断的な方法で詳しく説明する。しかし、正しい評価は、特定の製品グループの特定のパラメータを考慮した、製品固有の方法でしか行うことができない。この規格では、製品別のリサイクル率や回収率を算出するために考慮される一連のパラメータを定義する。

（２）各規格の概要-5：EN 45556:2019

- 「EN 45556:2019　エネルギー関連製品における再利用部品の割合を評価するための一般的方法」は、エネルギー関連製品における再利用部品の割合を一般的なレベルで評価するものである。すべてのエネルギー関連製品がこの規格の適用範囲である。

（２）各規格の概要-6：EN 45557:2020

- 「EN 45557:2020　エネルギー関連製品に含まれるリサイクル材料の割合を評価するための一般的方法」は、エネルギー関連製品における再生材料の割合を評価するための一般的な手法を提供する。

欧州のエコデザインに関するEN規格
（２）各規格の概要-7：EN 45558:2019

- 「EN 45558:2019　エネルギー関連製品における重要原材料の使用を宣言するための一般的方法」は、重要原材料に関する適切な情報を記述することにより、この要求を容易にするものである。
- エネルギー関連製品における重要な原材料の使用を宣言する一般的な方法として使用される。本ENに従うことにより、エネルギー関連製品の品質を向上させることができる。本ENは、CRMの使用に関する情報を、サプライチェーン上およびサプライチェーン下、そしてその他の関連する利害関係者と交換するための手段を提供する。
- 本ENは水平的な性質を持ち、あらゆるタイプのエネルギー関連製品に直接適用することができる。本ENは、CRMデータを収集するための特定の方法やツールを提供したり決定したりするものではない。プロセス化学物質、製品製造時の排出、包装は、本ENの適用範囲ではない。
- 標準化要求M/543に従い、「欧州委員会がリストアップしたEUにとって重要な原材料の使用とリサイクル可能性」を検討する必要があり、それに対応したものである。

（２）各規格の概要-8：EN 45559:2019

- 「EN 45559:2019　エネルギー関連製品の物質効率性の側面に関連する情報を提供するための方法」は、適切な情報を提供するための要件を記述することで、容易にするものであり、ErPの材料効率（ME）の側面に関する情報提供のための共通方法を定めるものである。
- 本ENには2つの重要な意図がある：
  - 一般的または水平的なMEトピックに関する出版物には、報告すべき特定のトピックに関連する内容の概要を記した条項を含めることを要求する。
  - 製品別または製品グループ別の出版物を作成する際に使用するコミュニケーション戦略の作成方法に関する一般的な方法を含む。

① 電気電子製品 (b) カナダ
(i)電子製品スチュワードシップ（EPSC）

- 連邦レベルでは、電気電子製品に含まれた有害物質の破棄に関する法規制は存在するが、**リサイクルやEPRに関連する法規制や施策などは見られない。これらは各州政府が独自に実施**。
- そのためカナダ全体では、業界団体の電子製品スチュワードシップ・カナダ（EPSC）が、**カナダ全土で電子製品のスチュワードシップ・プログラムの導入、リサイクル基準の策定など、電子製品リサイクル業界の取組みを主導**している。

＜概要＞

- 電子製品スチュワードシップ・カナダ（Electronics Product Stewardship Canada：EPSC）は、使用済み電子機器のリサイクルに関する持続可能なソリューションを策定・導入するために2003年に設立された非営利団体。電子機器メーカーがメンバーとして加盟。
- EPSCは、小売業界団体カナダ小売協議会（Retail Council of Canada：RCC）と協力の下、**カナダ全土を対象とした電子製品のスチュワードシップ・プログラムを立ち上げ。電子製品のリサイクル基準（Electronics Recycling Standard：ERS)を策定し、電子製品リサイクル業界の取組みを主導**。
- 電子製品のリサイクル業者は、ERS遵守が求められる。ERS要件は以下のとおり。

番号	ERS要件
①	国際的に認定された電子リサイクル基準とそれに追加されたEPSC基準を準拠
②	児童労働、囚人労働の禁止
③	労働者の報酬と損害賠償保険への加入を保証
④	インシデント発生をPRO（Electrics Producer Responsibility Organizations）へ通知・報告
⑤	財政的な保証を提供
⑥	認定リサイクル業者の使用
⑦	カナダ連邦輸出入規制の遵守

Electronics Product Stewardship Canada

出所：Electronics Product Stewardship Canada
https://epsc.ca/about-epsc/#:~:text=Electronics%20Product%20Stewardship%20Canada%20(EPSC,to%20thirty%20leading%20electronics%20manufacturers.
https://epsc.ca/epsc-recycling-standard-september-10-2019/

(ii)電子製品リサイクル協会（EPRA）

- カナダでは、各州政府がリサイクル規制を制定しており、それに基づき、**電子製品リサイクル協会（EPRA）が、電子製品のリサイクルプログラムをカナダ9州にて運営**している。

＜背景＞

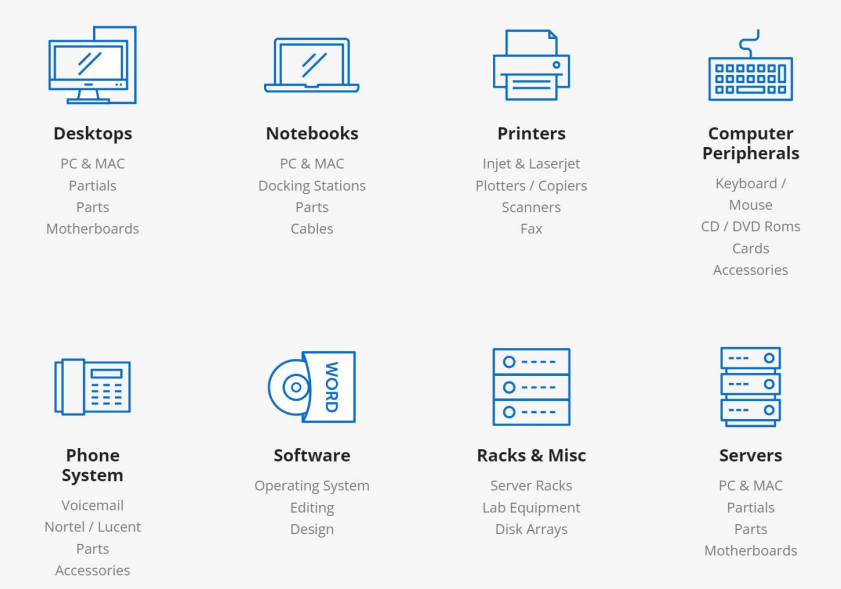
- 電子製品リサイクル協会（Electronic Products Recycling Association：EPRA）は、カナダにおける電子製品のリサイクルプログラムを運営する非営利団体である。カナダにおける電子機器廃棄物の増加を受けて、2004年に設立された。

＜概要＞

- **EPRAは、カナダ9州※において、使用済み電子製品のリサイクルプログラムを運用。**
  ※ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、マニトバ州、オンタリオ州、ケベック州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、プリンスエドワードアイランド州、ニューファンドランド・ラブラドール州

- EPRAは、2,500件以上の使用済み電子製品の回収拠点をカナダ全土で運営。同組織が回収した電子製品は、専門のリサイクル業者により処理され、ガラス、プラスチック、金属等の回収・再利用が行われる。
- EPRAと提携するリサイクル業者は、電子製品リサイクル基準（ERS）等を遵守し、環境と安全に配慮した認定リサイクル業者であるとEPRAから承認を受けている。

＜EPRAリサイクルプログラムの取扱い対象製品＞



出所：Electronic Products Recycling Association
https://epra.ca/who-we-are
https://electronicreusingassociation.us/about-us/#:~:text=The%20Electronic%20Reusing%20Association%20(ERA,operational%20equipment%20from%20premature%20destruction.

① 電気電子製品　(c) その他：英国
(i) 英国WEEE規則改正案

- 英国では現在、電気電子廃棄物（WEEE）の生産者責任の拡充・廃棄対象製品の回収システムの効率化を目的として、**既存の英国WEEE規則を改正中。2026年1月の施行開始を目指す。**
- WEEEの生産者責任の拡充、既存回収システムの効率化、包括的な廃棄物の削減を図る。

＜背景＞
- EUでは、電気電子機器廃棄物（Waste Electrical and Electronics Equipment：WEEE）の発生抑制と再利用・リサイクルの推進により、WEEEの削減を目的とした**欧州WEEE指令が2003年に発効**。更に2012年に改正。
- 本指令では、**拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility: EPR）に基づき**、加盟国・生産者に対してWEEEの回収・リサイクルシステムの構築と費用負担を義務付け。
- 本指令に基づき**英国では2006年にWEEE規則が制定**。その後2013年に改正。**英国政府は現在、電気電子製品の生産者責任の拡充などを行うために、同規則の改訂を進めている。**

＜概要＞
- 英国環境・農業・農村地域省（DEFRA）は2023年12月、WEEE規則改正案を発表。2024年3月までパグリックコメントを募集。最終化後、2026年1月の施行を目指す。改正案では、**一般家庭からのWEEEの回収拡充、オンライン販売への適用拡大、回収システムの簡略化・効率化**を目指す。主な改正案の内容は以下とおり。

主な改正内容
• **一般家庭のWEEEの分別回収**：大型家電、太陽光パネル、TV、パソコンなどの製品ごとに分別回収を行うことで、WEEEの効率的なリサイクル、破棄を目指す • **オンライン市場への規制対象の拡大**：現行規則では対象外であったオンライン市場にて販売されている電気電子製品に対して規制の適用範囲を拡大。海外販売事業者も規則対象とすることで、全ての販売プラットフォームに対して統一的な扱いを行う • **WEEEスキーム監督組織を新設**：WEEEスキームの監督組織を新設することで、同システムの運用を監督する • **地方政府との連携強化**：地方政府が実施する回収スキームとの連携をより一層図ることで、WEEE回収システムを簡略化・効果性を改善する • **生産者の費用負担**：一般家庭から老朽化した製品の回収を促すために、生産者や輸入業者がその費用を負担する

出所：DEFRA「Consultation on Reforming the producer responsibility system for waste electrical and electric equipment 2023」https://consult.defra.gov.uk/product-regulation-and-producer-responsibility/consultation-on-reforming-the-producer-responsibil/
「The Recycler: UK Government to revolutionise electronic waste handling, January 3, 2024」https://www.therecycler.com/posts/uk-government-to-revolutionise-electronic-waste-handling/
「既存のWEEE規則」https://www.hse.gov.uk/waste/waste-electrical.htm）

② バッテリー
(a) 米国
(b) EU

② バッテリー (a) 米国
(i) リチウムイオン電池と有害廃棄物規則との関連性に関する解釈

- 米国には、現在までのところ、EVバッテリーのリサイクルを義務付ける連邦法や州法はない。
- また、現行法の下で規制当局がリサイクル電池をどのように扱うかを明示的に助言する連邦政府のガイダンスもない。
- このギャップに対処するため、環境保護庁（EPA）は2023年5月24日、資源保護回収法（RCRA）の下でのリチウムイオン電池の状況を取り上げたメモと関連FAQを発表した。

【背景】
- リチウムイオンバッテリーの寿命が尽きた後、最終的にどのようにリチウムイオンバッテリーを管理するかが焦点となる中、リチウム電池材料の循環型経済の成長は不可欠である。リチウムイオンバッテリーをリサイクルすることで、貴重な重要鉱物が経済に還元され、資源が節約されるとともに、新しいバッテリーの生産に必要な全体的なエネルギー使用量が削減される。

【目的】
- ユニバーサル廃棄物およびリサイクルに関する有害廃棄物規制がリチウムイオン電池にどのように適用されるかを明確にすること。

【概要】
- ほとんどのリチウムイオン電池は使用済み時に有害廃棄物である可能性が高く、リサイクルまたは廃棄のために目的施設に到達するまでは、一般廃棄物に関する合理化された有害廃棄物管理基準のもとで管理できることを明確にした。
- 地域社会と環境を保護する方法で、可能な限りリチウムイオン電池のリサイクルを奨励している。

【具体的記載】
- リチウムイオン電池が有害廃棄物であるか否かの判断に関して、EPAは、リチウムイオンバッテリーを規制するために現行の有害廃棄物規則をどのように解釈しているかを説明し、「ほとんどのリチウムイオンバッテリーは寿命が尽きた時点で有害廃棄物である可能性が高い。目的施設に到達するまではユニバーサル廃棄物基準で管理できる」、と説明している。
- リチウムイオン電池が規制対象の廃棄物になるか否かの判断に関して、EPAは、リチウムイオン電池を修理して最初の用途と同じ設計の機器に戻せるかどうか、あるいは別の用途に再利用できるかどうかを評価している場合、その電池は廃棄物ではないが、重要な鉱物を回収するために電池を破壊するのであれば、それは廃棄物である、と説明している。

出所：EPA https://rcrapublic.epa.gov/files/14957.pdf

(ii) EVバッテリー中の重要鉱物の取扱いを含むクリーンビークルクレジットに関するガイダンス-1

- 2023年3月31日、米国財務省は、消費者のコスト削減、米国の産業基盤の構築、サプライチェーンの強化を目的とした新しいクリーンビークルクレジットに関するガイダンス、を発表した。

【背景】
- インフレ抑制法が制定されて以来、米国のクリーンビークルとバッテリーのサプライチェーン全体で、少なくとも450億ドルの民間投資が発表されている。

【概要】
- 米国の労働者、企業、消費者が引き続き恩恵を受けられるよう支援する。
- クリーンビークルクレジットの対象となる車両が北米で最終組立を行い、バン、ピックアップトラック、スポーツユーティリティ車のメーカー希望小売価格が8万ドル、その他の車両のメーカー希望小売価格が5万5,000ドルを超えないというインフレ抑制法の要件について、メーカーに明確性と確実性を提供する。
- インフレ抑制法に基づく重要鉱物とバッテリー部品の要件を満たす方法についても説明している。
- 7,500ドルの控除を受けるためには、クリーンビークルは、重要鉱物とバッテリー部品の両方の調達要件を満たさなければならない。2つの要件のどちらかを満たす車両は、3,750ドルの控除を受けることができる。
- 2023年4月18日以降に使用開始される車両は、この規則で規定される重要鉱物とバッテリー部品の要件の対象となる。

【バッテリーに関連する要件①：重要鉱物要件】
- 重要鉱物の要件を満たし、3,750ドルの控除を受けるためには、バッテリーに含まれる重要鉱物の価値のうち、米国または米国と自由貿易協定を結んでいる国で採掘または加工されたもの、または北米でリサイクルされたものでなければならない。
  - 2023年については、適用割合は40%
  - 2024年については、適用割合は50%
  - 2025年については、適用割合は60%
  - 2026年については、適用割合は70%
  - 2027年以降、適用割合は80%
- 重要鉱物要件を満たすために寄与する電池中の重要鉱物の価値の割合を決定するための3段階のプロセスを提案している： 1) 調達チェーンの決定、2) 適格な重要鉱物※の特定、3) 適格重要鉱物の含有量の計算。
  ※適格な重要鉱物：米国、または米国と自由貿易協定が有効な国で採掘または加工されるか、北米でリサイクルされるもの

出所：米国財務省 https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1379
連邦官報公示 https://www.federalregister.gov/documents/2023/04/17/2023-06822/section-30d-new-clean-vehicle-credit

(ii) EVバッテリー中の重要鉱物の取扱いを含むクリーンビークルクレジットに関するガイダンス-2

【バッテリーに関連する要件②：バッテリー部品要件】

- バッテリー部品の要件を満たし、3,750ドルのクレジットを受けるためには、インフレ抑制法で義務付けられているように、バッテリー部品の価格のうち、北米で製造または組み立てられたものが該当する割合でなければならない。
  - 2023年については、適用割合は50%
  - 2024年と 2025年は、適用割合は60%
  - 2026年については、適用割合は70%
  - 2027年については、適用割合は80%
  - 2028年については、適用割合は90%
  - 2029年以降、適用割合は100%
- 1)北米で製造または組み立てられた電池部品を特定し、2)北米の電池部品を含む各電池部品の増分価値を決定し、3)電池部品の増分価値の合計を決定し、4)北米の電池部品の増分価値の合計を全電池部品の増分価値の合計で割って、適格な電池部品の含有率を計算する。
- 2024年以降、適格なクリーンビーグルは、懸念する外国企業によって製造されたバッテリー部品を含んではならず、2025年以降、適格なクリーンビーグルは、懸念する外国企業によって抽出、加工、リサイクルされた重要鉱物を含んではならない。
- 今後、財務省とIRSが本規程に関するガイダンスを発行する予定である。

出所：米国財務省 https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy1379

② バッテリー (b) EU
(i) バッテリー規則-1

- 2023年7月12日、欧州議会と欧州理事会は、新しいバッテリー規則を採択。
- 2023年8月17日、新しいバッテリー規則が発効。
- 2024年以降、欧州委員会は、新規バッテリー規則に基づく委任法、実装法を採択する予定。

【背景】
- 欧州には現在、バッテリー指令が制定されているが、新規則の発効に伴い、2025年に廃止される予定である。
- 電池は、グリーン転換を推進し、持続可能なモビリティを支え、2050年までに気候ニュートラルに貢献するための重要な技術。

【目的】
- 材料の調達から回収、リサイクル、再利用に至るまで、電池のライフサイクル全体を通して持続可能なものにすることを目的としている。欧州グリーンディールの一環として、2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにするための循環型経済への移行を促進する。現在のエネルギー状況において、新規則は競争力のある持続可能な電池産業の発展を促進し、欧州のクリーンエネルギーへの移行と燃料輸入からの自立を支援する。

【概要】
- 調達、製造、使用、リサイクルを1つの法律に明記した、完全なライフサイクル・アプローチをとる初の欧州法。
- 新たな社会経済状況、技術開発、市場、電池の使用状況を踏まえ、この急激な成長による環境への影響を最小限に抑える。
- 将来的に、電池のカーボンフットプリントが低く、有害物質の使用量が最小限に抑えられ、欧州域外からの原材料の使用量が削減され、欧州内で高度に回収、再利用、リサイクルされることを保証する。
- 欧州単一市場に出荷される電池が、必要な有害物質を制限された量しか含まないことを保証する。
- 電池に使用される懸念のある物質は定期的に見直される。
- 循環型経済への移行を支援し、原材料とエネルギーの供給安定性を高め、欧州の戦略的自立性を高めることにつながる。

出所：欧州委員会 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/batteries_en；
https://environment.ec.europa.eu/news/new-law-more-sustainable-circular-and-safe-batteries-enters-force-2023-08-17_en
欧州バッテリー規則 https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj

(i) バッテリー規則-2

【対象製品】以下に示すEU域内で流通するすべてのバッテリー：
- 自動車用（SLIを含む）バッテリー
- 軽輸送手段（LMT）用バッテリー
- 2kWh以上の産業用バッテリー
- ポータブルバッテリー
- 一般用ポータブルバッテリー

【具体的なアクション】
- 2025年以降、電気自動車、軽輸送手段（e-bikeやスクーターなど）、産業用充電式バッテリーの二酸化炭素排出量に関する申告要件、性能クラス、上限規制を段階的に導入する。
- 2025年以降、リサイクル効率、材料回収率、リサイクル含有率の目標が段階的に導入する。回収された廃バッテリーはすべてリサイクルされなければならず、特にコバルト、リチウム、ニッケルなどの重要な原材料については、高いレベルの回収率を達成しなければならない。これは、リサイクル効率と材料回収率に関するより厳しい目標を長期的に採用することで、貴重な材料が耐用年数の終了時に回収され、経済に還元されることを保証する。
- 2027年からは、消費者は電子製品に搭載されているポータブルバッテリーを、ライフサイクルのどの時点でも取り外して交換できるようになる。これにより、最終処分までの製品寿命が延び、再利用が促進され、消費者使用後の廃棄物の削減に貢献する。
- 消費者がどの電池を購入するか、十分な情報を得た上で決定できるよう、ラベルに主要データが記載される。QRコードによって、各電池の詳細情報が記載されたデジタル・パスポートにアクセスできるようになり、消費者や、特にバリューチェーンに沿った専門家が、電池の循環経済を実現するための努力に役立てることができる。
- デューデリジェンス義務では、企業は電池に含まれるリチウム、コバルト、ニッケル、天然黒鉛などの原材料の調達、加工、取引に関連する社会的・環境的リスクを特定し、防止し、対処しなければならない。 欧州で予想される電池需要の大幅な増加は、このような環境・社会リスクの増大に寄与すべきではない。

出所：欧州委員会 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/batteries_en ;
https://environment.ec.europa.eu/news/new-law-more-sustainable-circular-and-safe-batteries-enters-force-2023-08-17_en
欧州バッテリー規則 https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj

③ 自動車
(a) 米国
(b) カナダ
(c) EU
(d) オランダ
(e) その他：英国

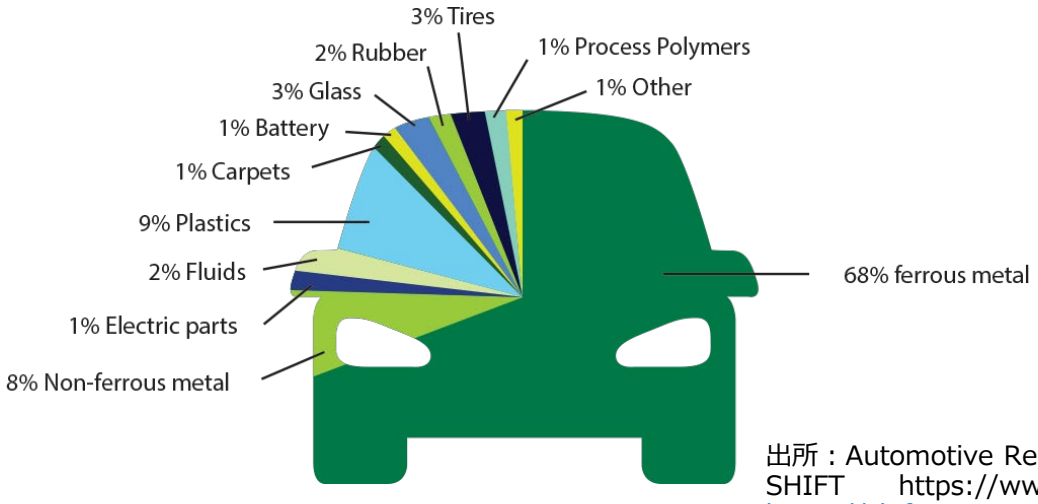
③ 自動車　(a) 米国
(i)自動車リサイクラー業者協会

- 米国では現在、**自動車やその部品のリサイクルを義務付けた法規制やそれを推進する施策などは存在しない**（EVバッテリーの資源回収を除く）。そのため、業界団体自動車リサイクラー協会が**自動車部品の回収・リユース、リサイクル、安全廃棄を行う**任意プログラムを展開。
- 古くから**自動車の回収・リユース・リサイクルが実施されており、既に巨大市場を形成**。最近では、**資源循環の推進**のほか、環境保護、新規資源のニーズ低下につながるとして注目されている。

＜概要＞

- 1943年にワシントンDC郊外に設立された自動車リサイクラー業者協会（Automotive Recyclers Association：ARA）は、**自動車部品の回収・リサイクルを行う「SHIFT」プログラムを展開**。自動車部品の86%（フェラスメタル（鉄を含んだ金属）、非鉄金属など）は回収・リサイクルが可能。新品の部品と比べてコストを20～80%削減することができる。
- ARAに認定されたリサイクル業者は、使用済み自動車を解体、部品を抽出し、高質なリサイクル部品（Recycled Original Equipment：ROE）として流通業者や小売店へ販売。米国において年間約1200万台の自動車がリサイクルされており、年間ROE販売額は320億ドル以上に達する。

＜自動車の構成部品の割合＞



AUTOMOTIVE RECYCLERS ASSOCIATION
ESTABLISHED 1943

SHIFT

出所：Automotive Recyclers Association　http://www.chooserecycledparts.com./
SHIFT　https://www.a-r-a.org/shift-program.html
https://shift4tomorrow.org/autorecycling/

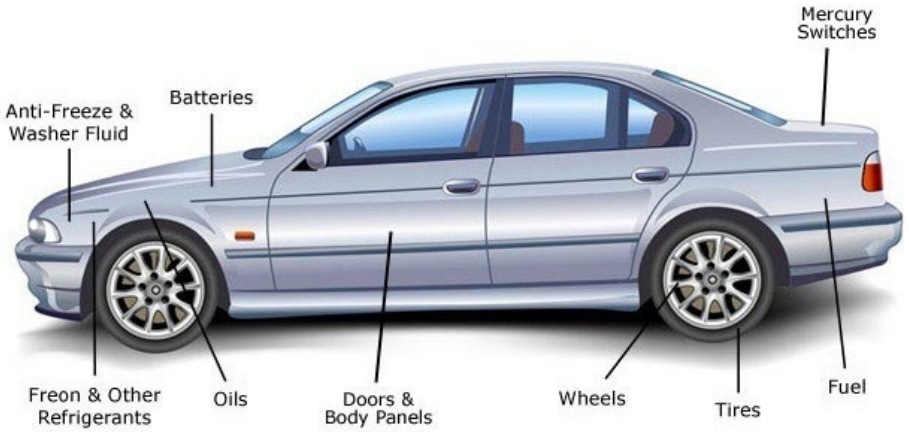
③ 自動車　(b) カナダ
(i)Automotive Recyclers of Canada（ARC）

- カナダでは、自動車の回収・再利用などを義務付け、または推進する施策などは見られない。そのため、自動車業界団体の**カナダ自動車リサイクル業者団体（ARC)が、任意基準である「カナダ自動車リサイクル業者環境基準（ARC）」を策定し、使用済み自動車のリサイクルを独自に推進**している。

＜背景＞
- カナダ自動車リサイクル業者（Automotive Recyclers of Canada：ARC）は、自動車のリサイクルを推進するために1997年に設立された業界団体。カナダにおける使用済み自動車のリサイクル業者・解体業者約350社が現在加盟。
- ARCは、使用済み自動車のリサイクルプロセスを標準化し、有害物質から環境を保護するための「カナダ自動車リサイクル業者環境基準（Canadian Automotive Recyclers Environnemental Code：CAREC）を策定。
- 同基準は当初、カナダ環境省による老朽化した自動車の買替えを促進するイニシアチブ「カナダ廃車プログラム（National Vehicle Scrappage Program）」を支援するためにARCが2008年に策定された。使用済み自動車を合法的且つ環境に配慮した形で処理するための遵守要件と業界のベストプラクティスが含まれている。

＜概要＞
- CARECの目標：
  - 自動車のリサイクルに関する法的要件の遵守、業界ベストプラクティスの推進
  - 汚染防止と3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
  - 連邦、州、自治体の法規制、スチュワードシップ・プログラムとの一貫性の確保
- CARECは、連邦、州、自治体が制定した自動車の解体・リサイクルに関連した法規制の概要に加え、有害物質漏洩の防止策、自動車のリサイクル工程、自動車のリサイクル可能な部品（タイヤや電池等）に関するガイダンスを発行。
- 使用済み自動車の部品の80%以上（重量ベース）は、リユース、リサイクル、再製造することが可能。

＜リユース・リサイクル・再製造可能な部品一覧＞



出所：Automotive Recyclers of Canada　https://autorecyclers.ca/about-arc/
Canadian Auto Recyclers' Environmental Code (CAREC)　https://autorecyclers.ca/canadian-auto-recyclers-environmental-code/
http://carec.ca/CAREC_Jan2012.pdf

③ 自動車 (c) EU
(i)使用済み自動車管理の循環規則提案

- EUでは、使用済み自動車の回収・リサイクルを推進するために、**自動車の設計と使用済み自動車の管理を拡充・強化する規則を提案**。**設計を含めた生産者の責任を拡大し、循環経済を更に推進**する。
- 特に、使用済み自動車の材料・部品・コンポーネントの回収率の向上、リサイクルを推進する様々な要件の策定、対象車種の拡大等を進める。

＜背景＞

- EUでは、生産者責任を通じて自動車の回収・リサイクルを促す**欧州ELV指令（Directive End-of-Life Vehicle）が2000年に制定**。さらに3R（Reusability、Recyclability、Recoverability）を促す3R指令（3R Type-Approval Directive）が2005年に制定された。
- 2021年に3R指令の見直しが開始され、欧州委員会は2023年7月、欧州グリーンディールや循環経済行動計画などに則り、**「自動車設計と使用済み自動車（ELV）の管理に関する循環要件規則（Regulation on circularity requirements for vehicle design and on management of end-of-life vehicles）」案を新たに発表**した。
- 既にELVの回収・リサイクルは進んでいるものの、回収された材料で生成されるスクラップ鉄の品質が低いほか、自動車のコンポーネントの一つであるプラスチックのリサイクルはあまり進んでいなかった。そのため、**自動車の設計、市場販売、廃棄・回収といった全ての段階において、ELVの回収・リサイクルを推進**する。主な改正内容は以下のとおり。
  - ELVの材料、部品、コンポーネントをリユース・リサイクルするために、自動車の設計を見直す
  - 自動車の製造に使用されるプラスチックの25%は、ELVから回収されたリサイクル材とする
  - CRM（Critical Raw Materials；重要原材料）、プラスチック、鉄、アルミニウムを含む高品質の材料を回収する
  - ELVを適切に処分、回収業者へインセンティブを与えるために、ELVを廃棄する場合、生産者が費用を負担する
  - 検査の拡充、国内自動車登録システムとの整合性、ELVと中古車との明確な区別、他国で走行付加なELVの輸出禁止などを通じて、制度を拡充させる
  - 自動車のみならず、オートバイ、バスなどの他の車種へも規則対象を拡充する

- 本規則案に関するパブリックコメント募集は、2023年12月4日で終了。最終版は今後発表される見込み（2024年3月現在、公表時期未定）。

出所 European Commission「End-of-Live Vehicles」 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/end-life-vehicles_en
European Commission「Proposal for a Regulation on circularity requirements for vehicle design and on management of end-of-life vehicles」https://environment.ec.europa.eu/publications/proposal-regulation-circularity-requirements-vehicle-design-and-management-end-life-vehicles_en

(ii) EVモーターを対象とした新指標CIR

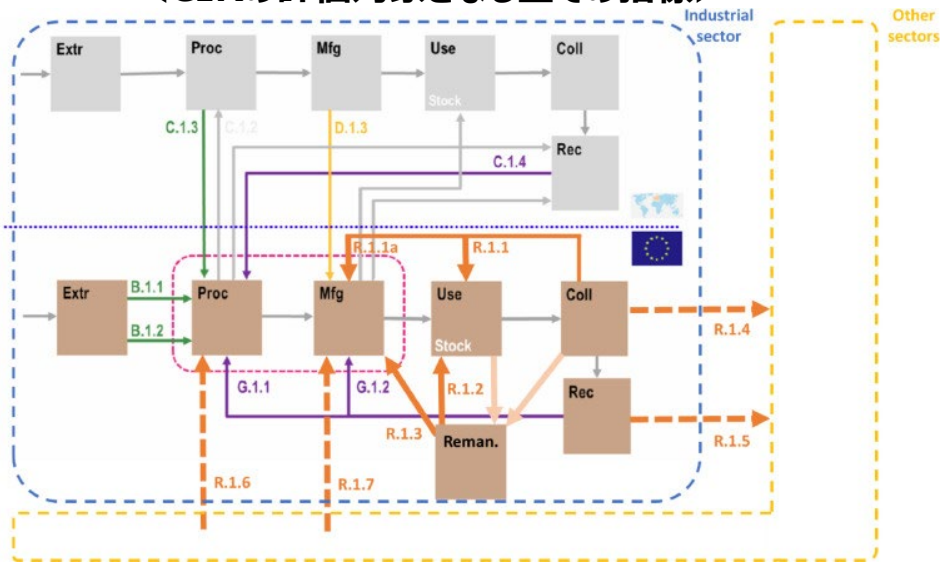
- EUでは、**欧州における資源循環性を適切に評価する新たな指標CIRを提案**。今回は、カーボンニュートラルや循環経済の鍵となる**電気自動車モーターの永久磁石等に活用される希少類元素が対象**。
- 資源のリサイクルのみならず、リユース・再製造も対象とした包括的な指標により、EUの資源循環の能力向上と資源の二次的市場の成長、をもたらすといった期待が寄せられている。

＜概要＞

- EC傘下の共同研究センター（Joint Research Centre：JRC）は2023年7月、**欧州における資源の循環性を評価するための新たな指標「Circular Input Rate：CIR」を提案**。今回は、**電気自動車（EV）モーターの永久磁石に活用される希少類元素（レアアース）を評価対象**とした。

- 2020年「循環経済行動計画」では、資源循環性をカーボンニュートラルとゼロ廃棄物と連動させ、欧州経済全体への影響を測定・評価する新たな指標策定の必要性が掲げられた。それを踏まえて今回、「CIR（Circular Input Rate）」を提案。まずは、EVモーターの永久磁石に使用されるレアアースが評価の対象。
- 製品のバリューチェーン全体を考慮した現行の指標では、廃棄物のリサイクルが焦点であり、資源循環性が適切に評価されていなかった。そのため、資源の抽出、加工、製造、使用、回収、リユース・再製造といった全ての段階を指標に反映。EUの資源循環の能力向上と資源の二次的市場の成長をもたらすといった期待が寄せられている。

＜CIRの評価対象となる全ての指標＞



出所：European Commission, JRC Publications Repository
Circular Input Rate: novel indicator to assess circularity performances of materials in a sector- Application to rare earth elements in e-vehicles motors
https://publications.jrc.ec.europa.eu/repository/handle/JRC131566
ScienceDirect, Circular Input Rate: novel indicator to assess circularity performances of materials in a sector- Application to rare earth elements in e-vehicles motors : https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0921344923001738)

③ 自動車 (d) オランダ
(i)使用済み自動車管理法令

- オランダでは、欧州ELV指令を国内遵守した**使用済み自動車（ELV）管理法令を制定**。
- 消費者が新車や輸入車を購入、政府登録した際に、**リサイクル費用を支払う**。同費用は、ELVの回収、解体、材料や部品の分別、リユース・再利用に使用される。

＜概要＞

- 2000年欧州ELV指令を受け、オランダ政府は**使用済み自動車（ELV）管理法令「Besluit beheer autowrakken（Bba）＝End of Life Vehicles (ELV) Management Decree」を発表**。環境に配慮した形でELVを処理することを規定。**ELVの少なくとも合計95%をリユース・リサイクルすることを義務付け**。このうち85%は、材料をリユースまたはリサイクルする、残りの10%は、燃焼からの廃熱を回収するなどの材料以外の分野で賄う。
- 同法令では主に以下の要件が規定された。
  - ELVの配達、回収、加工において環境に配慮し、それに伴う関連費用を事業者が負担する
  - 新規自動車の製造に対して有害物質の使用を禁止する
  - 製造業者または輸入業者が国内で自動車を販売する場合、EUが策定した自動車の材料または部品基準を遵守する
  - 毎年報告を行う
- また、**消費者は、購入した新車および輸入車を政府登録した際にリサイクル費用を支払う**。主な内容は以下のとおり。
  - 対象：政府登録した全ての新車、および輸入車
  - 対象の車種：乗用車または軽量の商用車
  - リサイクル費用：2023年1月から22.5ユーロへ引き上げ
- ARN（Auto Recycling Nederland）は200社以上のパートナー（解体業者等）との提携を通じて、ELVの回収、解体、裁断、有害物質やタイヤの除去などを行う。その後、ガラスやバッテリーなどの部品を分別し、リユース・再利用を行う。現在回収率は98%を超えており、ELV管理法令で義務付けられた95%を上回る。

ARN Auto Recycling Nederland

出所：ARN, Recycling end-of-life vehicles
https://arn.nl/en/recycling-end-of-life-vehicles/
https://arn.nl/en/legislation-and-regulations-for-car-recycling/
https://arn.nl/en/recycling-fee-for-cars/）

③ 自動車　(e) その他：英国
(i)使用済み自動車の管理に関する規則

- 英国では、欧州ELV指令を国内遵守した使用済み自動車（ELV）の管理規則を2003年に制定。その後定期的に更新されている。
- 最近では、**ELVやそのコンポーネントを安全に保管・解体・汚染除去するための要件を認定施設に対して課した規則を発表するなど、ELV管理要件が厳格化**されつつある。

＜背景＞
- 2000年欧州ELV指令を受け、英国政府（DAERA）は**2003年に使用済み自動車規則「End of Life Vehicles (ELV) Regulations」を制定**。その後、2005年、2010年に改正。
- 2003年規則では、ELVコンポーネントを回収、処理、廃棄するシステムの構築を自動車メーカーに対して義務付け。また、自動車製造の際に特定の重金属の使用禁止、認定施設での適切なELV解体を証明する解体証書の発行なども実施。

＜概要＞
- 英国政府は2023年10月、**環境許認可を付与した施設に対して、ELVやそのコンポーネントを安全に保管・解体・汚染除去を行うための要件**を発表。ELVの事前受入・受入・追跡、保管、処理、排出制御、廃棄物の低減・再生・廃棄、のそれぞれに対して要件を規定。

項目	主な要件内容
ELVの事前受入・受入・追跡	• 施設能力以上のELVを受け入れないように、施設能力を毎年見直し • 受入れ対象のELVの情報を事前に収集 • 施設受入れ後は、事前情報との一致性を確認し、追跡する
保管	• 汚染除去前のELV、除去後のELVを安全に保管するために、要件をそれぞれ規定。ELVのバッテリーに関しては保管の追加要件を策定
処理	• ELVを効率的・効果的に処理するためにELV処理プロセスを測定、最適化する。処理施設や対象のELVの情報を記録、更新する
排出制御	• ELV解体時に生ずる排出量を特定、特徴付け、制御する
廃棄物の低減・再生・廃棄	• 廃棄物の低減・再生・廃棄を効率的に行う管理計画を策定する。廃棄の際に環境負荷が最も低い評価を実施する

出所：DAERA, End of Life Vehicles
https://www.daera-ni.gov.uk/articles/end-life-vehicles-0
https://www.gov.uk/guidance/end-of-life-vehicles-appropriate-measures-for-permitted-facilities)

④　太陽光パネル
(a)　オランダ

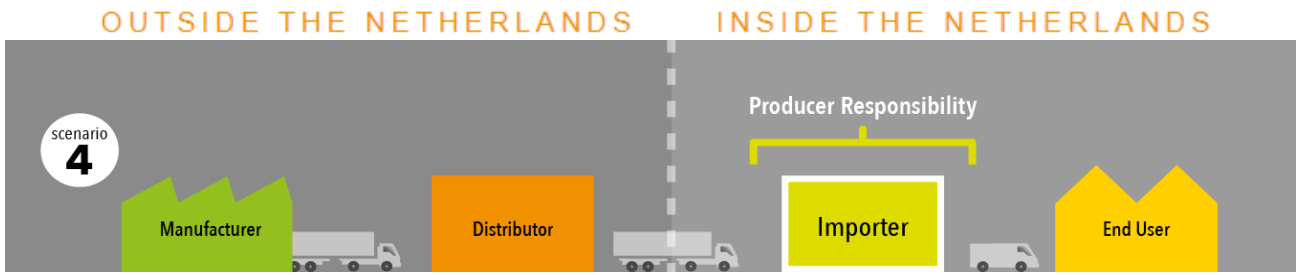
④ 太陽光パネル　(a) オランダ
(i)WEEE法によるリサイクル料金の引き上げ

- オランダでは、欧州WEEE指令の下で制定されたWEEE法に基づき、**使用済み太陽光パネルの回収・リサイクル制度が構築**。**太陽光パネルの生産業者・輸入業者に対してリサイクル料金を課している**。
- 2023年7月以降、**リサイクル料金が従来の1トン当たり6.50ユーロから40ユーロへ大幅引き上げ**られるなど、使用済み太陽光パネルの今後の増大に対応することが狙い。

＜概要＞

- オランダでは、欧州WEEE指令の国内法への適用を行うために、**2014年2月にWEEE法（Afgedankt Elektrisch en Elektronisch Afval ：AEEA）を施行**。欧州WEEE指令には、廃棄物電気電子製品の1つとして太陽光パネルも含まれている。同法に基づき、使用済み太陽パネルの回収・リサイクルを行う制度が構築された。使用済み太陽光パネルを適切に回収・リサイクルするにあたり、生産者責任の所在が明確化された（例：海外産の太陽光パネルの場合は、輸入業者に生産者責任がある）。
- さらに同プログラムの運営団体としてStichting Zonne-energie Recycling Nederland（ZRN）が設立された。2021年3月以降は、運営団体がZRNから、OPEN Foundation（Organization for Producer Responsibility for E-waster Netherlands Foundation）へ移行。同プログラムは、太陽光パネルの生産業者・輸入業者に対してリサイクル料金を課している。使用済み太陽光パネルの回収・リサイクルの運営費用として当てられている。
- オランダ政府は2023年2月、今後見込まれる使用済み太陽光パネルに増大に対応するために、**リサイクル料金の引き上げを発表**。太陽光パネルを販売する際に、1トンあたり6.50ユーロのリサイクル料金が課されていたが、同年7月以降、同40ユーロへ大幅に引き上げられた。同料金は少なくとも2025年末まで適用される予定。

＜海外産太陽光パネルを輸入した場合における生産者責任の所在＞



出所：ZRN　PV-Magazine, Netherlands raises fee for solar module recycling, February 23, 2023
https://www.pv-magazine.com/2023/02/23/netherlands-raises-fee-for-solar-module-recycling/
http://www.renewablaw.nl/en/project/foundation-solar-energy-recycling-netherlands-the-way-to-process-discarded-solar-panels/
https://www.stichtingzrn.nl/pagina/about-zrn?_locale=en
https://www.stichtingzrn.nl/en/pagina/about-the-open-foundation)

⑤ 金属

(a) EU

⑤ 金属　(a) EU
(i)2023年欧州重要原材料法

- EUでは、重要資源鉱物のサプライチェーンの多様化に向けた**EU法案「欧州重要原材料法」が採択**（2023年12月）。
- 海外依存の脱却に向けて、国内での重要原材料の生産、加工、リサイクルを推進し、EU内の供給源の多様化、リサイクルを含んだ**資源循環性の強化や資源効率化を図る**。

＜概要＞

- EUでは、レアアースなどの重要原材料（CRM：Critical Raw Materials）の今後の需要拡大に伴い、特に中国等の海外依存度の低減に向けて、EUサプライチェーンを強化する**「欧州重要原材料法（European Critical Raw Materials Act）」が2023年3月に法案が提出され、12月に採択された**。

- 本法では、合計34種類のCRMのうち、特に重要とされる原材料を戦略的資源（Strategic Raw Materials：SRM）として位置づけ。リチウム、ニッケル、コバルト、ガリウムなどの17種類を選定。
- CRMは、EU内での資源の採掘、加工、リサイクルを推進し、海外輸入依存の低下、供給阻害のリスク軽減、資源の循環性や持続可能性の改善、を行う。以下のとおり2030年目標を設定。
  ① EUの年間消費量の少なくとも10%をEU内で生産
  ② EUの年間消費量の少なくとも40%をEU内で加工
  ③ EUの年間消費量の少なくとも25%を国内でリサイクル
  ④ SRMはそれぞれ、第3国からの1か国あたりの輸入量を、EU年間輸入全体量の65%以下とする（単独国への極度な輸入依存を回避）

＜CRMとSRM（黄色）の種類＞



出所：European Council of EU: An EU critical raw materials act for the future of EU supply chains
https://www.consilium.europa.eu/en/infographics/critical-raw-materials/
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_23_1661
https://www.euractiv.com/section/circular-economy/news/eus-critical-minerals-act-welcome-but-falling-short-say-green-groups-and-industry/

(ii) EUROFERによるEU Transition Pathway

- EUでは、**鉄鋼・金属セクタの資源循環経済を推進する業界団体の取り組み**が見受けられる。EUROFERとEurometauxは2023年9月、これを達成する戦略要件の**策定に着手したことを発表**。詳細内容は**2024年3月末までに決定される見込み**。

＜概要＞

- 欧州最大級の鉄鋼業界団体EUROFER（European Steel Association）及び非鉄金属業界団体Eurometauxは2023年9月、EUと共同で業界独自の戦略**「EU Transition Pathway」の策定に着手した**ことを明らかにした。**「EUグリーンディール」と「デジタルアジェンダ」といった2つのEU目標の達成に向けて**、今後幾つかの戦略要件を策定する。
- 同戦略は、フェラスメタル（鉄を含む金属）と非鉄金属（アルミニウム、銅、ニッケル、亜鉛、リチウムなど）の双方が対象。これらは電気自動車（EV）や再生可能エネルギーなどの重要なコンポーネントであり、グリーン経済への移行に必須であるとの位置づけ。バリューチェーン全体の取り組みを通じて、**欧州の鉄鋼・金属セクタにおける持続可能性とレジリエンスを高め**、グリーン経済への移行とデジタル化の推進を図る。
- 詳細な戦略内容は明らかにされていないものの、上記の2つの目標を達成する上での**課題を解決するために必要となる投資を喚起する政策枠組みや条件などが盛り込まれる予定**。今後、戦略内容の策定の議論を進め、**2024年3月末までに最終化する**見込み。

- EUROFERは、欧州の鉄鋼セクタにおけるGHG排出量を2050年までに1990年比で80～90%減目標を掲げている。これを達成するには、エネルギーインフラや消費において新たな技術の開発や導入に対して抜本的な投資が必要であるほか、高品質な鉄鉱石や鉄スクラップなどの資源の使用を拡大するとしている。また製鉄プロセスはエネルギー集約度が高いことから、資源の循環、リサイクル、大気質・水質の改善、廃棄物管理など、環境保護も推進。



出所：EUROFER
https://www.eurofer.eu/press-releases/the-european-metals-sector-embarks-on-transition-pathway-to-enable-the-eu-green-deal-and-digital-agenda
https://www.eurofer.eu/issues/climate-and-energy
https://www.eurofer.eu/issues/environment)

⑥ 容器包装
(a) カナダ
(b) EU
(c) その他：英国

- 「(b)EU (i)包装材および包装廃棄物に関する規則」については、「（２）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析」との関連性も高いことから、さらに規則詳細を調査した。

⑥ 容器包装 (a) カナダ
(i)持続可能なパッケージング国家戦略

- 連邦政府は、2009年10月に策定された国家EPR行動計画の下、**EPRの概念を反映した持続可能なパッケージング国家戦略を同年12月に策定**。容器包装の設計から廃棄物管理に至るライフサイクル全体における容器包装の材料削減や持続可能性の向上を推進。

＜目的＞

- カナダ環境関連閣僚会議（CCME）は2009年12月、国家EPR行動計画に基づき、**ERPの概念を反映した持続可能なパッケージング国家戦略（Canada-Wide Strategy for Sustainable Packaging）を策定**。同戦略では、**容器包装の設計から廃棄物管理に至るライフサイクル全体における容器包装の材料削減や持続可能性の向上**を狙いとする。

＜概要＞

- 持続可能なパッケージング国家戦略では、パッケージングのサステナビリティを強化するための9つの取組みを掲げている。
  1) 持続可能なパッケージング国家戦略に基づき、取組み実施に向けた対話を推進するための産官ワーキンググループの設置
  2) パッケージング削減に向けた産業界との合意締結
  3) 堆肥化可能なパッケージングに関するカナダ全体の基準と認証プログラムの策定
  4) リサイクル可能なパッケージングのラベリング制度策定に向けた検討
  5) リユース制度の実施および拡大の機会について産業界と検討
  6) ライフサイクルを踏まえたパッケージングの持続可能性評価に向けた指標および測定基準の導入
  7) 持続可能なパッケージング設計促進に向けた産業界主導の教育イニシアティブ、ベストプラクティス、および業界表彰プログラムの開発・導入
  8) 過剰なパッケージングに関する消費者の苦情に対応するためのオンブズマンの設置
  9) パッケージングの持続可能性に関するカナダの取組みを測定するための指標開発について産業界と検討

出所：Canada-Wide Strategy for Sustainable Packaging https://ccme.ca/en/res/sustainable_pkg_strategy_e.pdf

⑥ 容器包装　(b) EU
(i)包装材および包装廃棄物に関する規則：概要

- 欧州理事会は2023年12月、循環経済行動計画2020の一環として、2022年11月に提案した**包装材および包装廃棄物に関する規則を採択**。
- 1) リユース・リサイクル可能な容器包装ソリューションの推進、2) 経済的に可能な方法でのリサイクル化、3) 包装へのリサイクルプラスチックの使用増大を目的とし、**持続可能性や事業者の責務を規定**

＜概要＞

- 欧州理事会（European Council）は2023年12月、原材料から廃棄に至るまでのバリューチェーンにおける包装材の循環経済を推進する「包装材および包装廃棄物に関する規則（packaging and packaging waste regulation）」を採択。欧州委員会が2022年11月に本規則案を発表しており、2023年10月には欧州議会の環境員会（Environmental Committee）が採択していた。2023年会期内の欧州議会での可決、法制化を目指す。

本規則の主な目的
1) 包装廃棄物の発生を防止するため、廃棄量を削減し、不必要な包装の利用を制限、**リユース・リサイクル可能な容器包装ソリューションを推進**すること。 2) 高品質なクローズドループリサイクルを促進するために、2030年までにEU市場の**すべての包装を経済的に実行可能な方法でリサイクル可能**にする。 3) バージン材の需要を減らし、リサイクル材の市場が十分に機能するようにするため、**義務的な目標を通じて包装におけるリサイクルプラスチックの使用を増加**させる。

主な内容
• **包装廃棄物の削減目標の設定**（2030年までに2018年比で5%減、2035年10%減、2040年15%減）を承認 • **2030年・2040年までの容器のリユース、リフィール目標の策定**。対象製品の包装容器（大型家電、食品飲料用・アルコール用容器、輸送用包装など）により目標は異なる • **全ての容器をリサイクル可能にする目標の設定** • 容器包装に含有される**プラスチックをリサイクル材とする**目標の策定 • 食品用容器に**フォーエバーケミカル（PFAS）の使用禁止** • **2029年までに容器に含まれる材料の90%を分別回収** • **オンライン販売事業者**も、拡大生産者責任（EPR）を適用

出所：欧州理事会等
https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2023/12/18/packaging-and-packaging-waste-council-adopts-its-negotiating-position-on-new-rules-for-more-sustainable-packaging-in-the-eu/
https://www.europarl.europa.eu/news/en/press-room/20231117IPR12213/parliament-adopts-revamped-rules-to-reduce-reuse-and-recycle-packaging
https://www.packagingdive.com/news/eu-packaging-ppwr-parliament-vote-recycling-reuse/700309/）

⑥ 容器包装 (b) EU
(ii)包装材および包装廃棄物に関する規則：詳細
1.制定経緯

- 欧州委員会は2022年11月、現行の指令に代わる包装および包装廃棄物に関する規制案を提出。
- 欧州議会は2023年11月22日の本会議で、同規則案に対する見解を採択。
- 2023年11月30日、欧州委員会は同規則案を発表。
- 2023年12月18日、EU理事会は、包装および包装廃棄物に関する規制案について合意に達した（「一般的アプローチ」）。

2.背景 -1

- 包装に関するEUの法律は1990年代から施行されている。

【廃棄物量の増加】

- 包装を削減するための対策や努力にもかかわらず、EUにおける包装廃棄物の量は増加している。（近年のオンライン購入や宅配便の増加、外出先での消費が増えているため）
  - ➢ 2021年にはヨーロッパ人平均188kg以上/人の包装廃棄物が発生（Eurostat）。
  - ➢ 都市固形廃棄物の1/3が包装廃棄物
  - ➢ 2021年には、EU諸国は2010年より24%多い8,400万トンの包装廃棄物を排出
  - ➢ 何の対策も講じなければ、包装廃棄物は2030年までにさらに19%増加する可能性

【リサイクル率の増加⇔包装廃棄物の増加】

- EUのリサイクル率は2010年に比べて23%上昇。
- 包装廃棄物の総排出量の増加に追いつくには十分ではなかった。

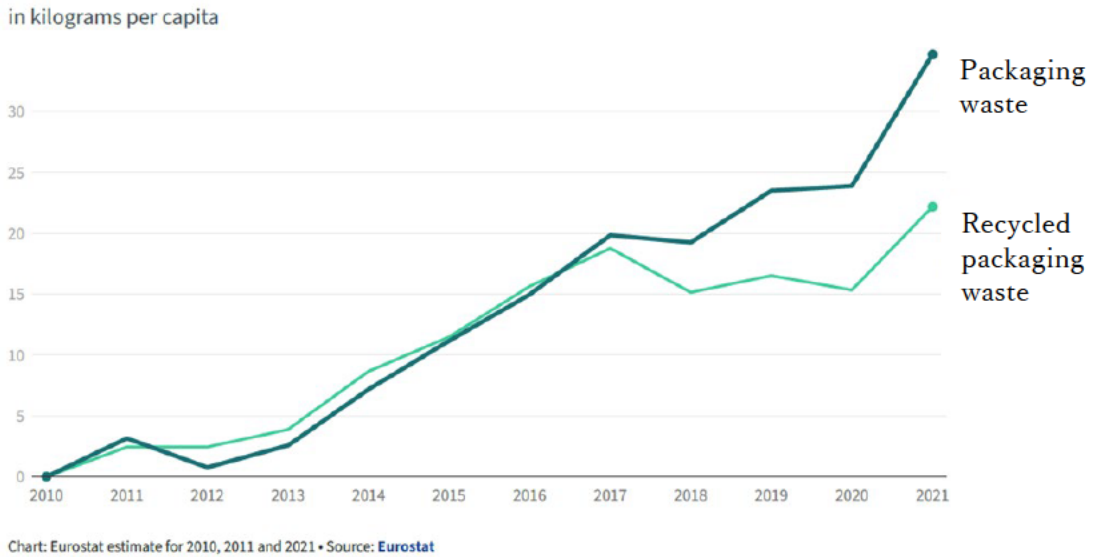


Chart: Eurostat estimate for 2010, 2011 and 2021 • Source: Eurostat

2010年から2021年までの包装廃棄物とリサイクルの増加量を人口1人当たりキログラムで表した折れ線グラフ。2017年までは、包装材リサイクル量の増加は包装材廃棄物の増加とほぼ同じである。それ以降、リサイクル量は包装廃棄物量ほど増加していないため、線は乖離している。

2.背景 -2

【リサイクル目標】
- 多くの加盟国がEUのリサイクル目標の達成に苦戦（欧州委員会が2023年6月8日に発表した報告書「Waste early warning report）。
  - [原因の1つ]リサイクル不可能な包装
    - ✓ 分別回収や分別が適切に行えない場合、あるいは
    - ✓ リサイクルのインフラや工程が不足していたり非効率な場合

【包装廃棄物の内訳】
- 包装廃棄物で最も多い素材は紙と段ボール（2021年3,400万トン[40%]；プラスチック19%；ガラス19%；木材17%；金属4.9%）

【包装が環境に与える影響】
- 包装は商品の輸送と保護を容易にする。しかし、包装の生産と廃棄物の両方が環境に大きな影響を与えている。
  - 天然資源の使用：EUで使用される紙の50%は包装用。
  - 汚染：海洋ごみの約半分は梱包材であり、梱包材は土壌や陸地も汚染。
  - 気候変動：包装材からのCO2排出量は、EUの中小国の排出量に匹敵

3.新規則概要：①目的･目標･優先順位

【目的】
- 包装廃棄物の発生を削減する
- 費用効率の高い方法で、包装の循環型経済を促進する
- EU全体の包装規則を調和させる

※この提案は、1994年に制定された包装･包装廃棄物指令に取って代わり、これを規則化するもの。つまり、これらの規則は、国内法への移行の必要なく、すべての加盟国に直接適用されることになる。

【目標】
- 第一の目標は、そもそも包装をしないこと。包装せざるを得ない場合は、再利用、リサイクル、またはそのエネルギーを回収すべきである。

【廃棄物の優先順位･規制の範囲】
- 使用されている材料に関係なく、すべての包装材と、その起源（産業、製造、小売、家庭を含む）に関係なく、すべての包装廃棄物を対象とする。
- 優先順位については、右図のとおり。



3.新規則概要：②削減目標

【削減目標】
- 2018年比での包装廃棄物削減目標（加盟国一人当たり）
  - 2030年までに5%削減
  - 2035年までに10%削減
  - 2040年までに15%削減

【目標達成のための施策】
- 特定の種類の単回使用包装を禁止する
  - レストランやカフェで直接消費されるもの、調味料の小袋、単回使用のカップや皿、ホテルのアメニティの単回使用ミニチュア包装、新鮮な果物や野菜の単回使用プラスチック包装など
- 包装材を最小限に抑える
  - 二重壁や上げ底、小さな商品を輸送するのに不釣り合いなほど大きな包装を避けるなど、不必要な包装と資源の浪費を避ける
- 包装材の再利用を増やす
  - 消費者が包装を再利用、詰め替え、返品できるようにすべき。様々な分野や包装形態について、再利用や詰め替えの可能性を高めるための目標を設定

3.新規則概要：③サーキュラーエコノミーの推進

【リサイクル目標】
- 2030年までにEU市場に出回るすべての包装材を、経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にすることを目指す。

包装種類	2025年まで	2030年まで
全ての包装	65%	70%
紙・板紙	75%	85%
ガラス	70%	75%
プラスチック	50%	55%
木材	25%	30%

【目標達成のための施策】
- 全ての包装がリサイクル可能であることを保証する
- 再生プラスチックの使用を増やす
- より明確なラベルを使用する
- 一部の単回使用容器の回収を確実にする

【上記施策の詳細】

□ 再生プラスチック
- 2030年1月1日以降、プラスチック包装材は、再生プラスチックの使用を増やすため、再生プラスチックを一定量以上含む必要がある。

□ 分別のためのラベル
- 消費者がさまざまな種類の包装廃棄物の分別方法を知り、堆肥化可能な廃棄物を特定し、包装廃棄物に含まれるリサイクル素材の量を確認することを容易にする。これにより、材料のリサイクルと回収が促進され、サーキュラーエコノミーが促進される。

□ 単回使用容器の回収
- 加盟国に対し、特定の単回使用容器の寄託・返却制度（デポジット・リターン・スキーム；DRS）の設置を要請。2029年までに加盟国は、毎年少なくとも90%の単回使用ペットボトルと金属製飲料容器の分別回収を保証する。

3.新規則概要：④その他規定

- **【有害物質】**包装資材の安全性にも取り組み、最も有害な物質を段階的に削減することを目標とする。
- **【拡大生産者責任】**物流サービスを利用する生産者が拡大生産者責任（EPR）の義務を回避しないよう、物流サービス提供者の義務を強化
- グリーン公共調達に関する規定
- **【堆肥化可能】**ティーバッグと果物や野菜に貼られる粘着ラベルは堆肥化可能でなければならない。その他の包装（コーヒーポッドや軽量プラスチック製キャリーバッグなど）についても、特定の条件下で堆肥化可能であることを義務付けるオプションを導入。
- 製造業者と輸入業者に対し、保護されたデザインの包装を除き、包装の重量と体積を最小限に抑えることを保証するよう義務付けることにより、不必要な包装を削減する。
- **【特定の包装形態の制限】**青果物、食品・飲料、調味料、ソース（HORECAセクター）、宿泊施設で使用される小型の化粧品・トイレタリー製品（シャンプーやボディローションのボトルなど）の単回使用プラスチック包装を含む、特定の包装形態に対する制限を導入。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -1

※2022.11.30に公表された「包装・包装廃棄物規則に関する提案」の”5.Other Elements“の’Detailed explanation of the specific provisions of the proposal’ に記載された、各条文概要。一部、条文を参照して具体的数値等を追記。

- 第1条 **一般規程** 規則は、包装を市場に出すことを可能にするため、包装の環境持続可能性及びラベリングに関する包装のライフサイクル全体にわたる要求事項、並びに包装廃棄物の拡大生産者責任、回収、処理、リサイクルに関する要求事項を導入すると説明している。同規則は、包装と包装廃棄物が環境と人の健康に及ぼす悪影響を防止または低減するという環境目標を追求する一方で、域内市場の効率的な機能に貢献すると説明している。これにより、廃棄物の階層に沿ったサーキュラー・エコノミーへの移行に貢献する。
- 第2条 規則は、使用される材料に関係なく、**すべての包装に適用され、すべての包装廃棄物に適用される**と定めている。
- 第3条 規則の目的に必要な**定義**を定めている。定義の多くは、新規制枠組み（規則（EC）No 765/2008および決定768/2008/EC）、廃止された包装および包装廃棄物指令、または既存の連合法（廃棄物枠組み指令や市場監視規則など）から引き継がれたものである。特に、リサイクル可能な包装、プラスチック包装における再生材料の使用、再利用可能な包装、包装廃棄物の防止に焦点を当てたこのイニシアチブの主要な措置を実施するために、一連の新しい定義が導入されている。
- 第4条 規則に定められた持続可能性要件と表示要件に適合する包装材について、**単一市場での自由な移動の原則**を定めている。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -2

第II章：**包装に関する持続可能性要件**

- 第5条 特に**鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの濃度制限**を定めている。欧州委員会は、この規制濃度（上記4物質の合計値として）の引き下げ、また規制の適用除外を規定する委任法を採択する権限を有する。
- 第6条 **包装がリサイクル可能であることを要求**し、**2段階のアプローチ**でどのような要件を満たす必要があるかを定めている。**2030年1月1日以降、包装はリサイクルのための設計基準に適合しなければならなく**なり、**2035年1月1日以降、要件はさらに調整され、リサイクル可能な包装が十分かつ効果的に回収、分別され、リサイクルされる**（「大規模でリサイクルされる」）**ことが保証**される。リサイクル設計の基準と、包装が大規模にリサイクルされているかどうかを**評価する方法は、欧州委員会が採択する委任法の中で定められる**。これらの規定の適用が異なるのは、リサイクル可能性の要件を詳述した必要な法律を採択し、業界が新しい規則に適応するための十分な時間を確保するためである。この規定はさらに、拡大生産者責任義務を遵守するために生産者が支払う金銭的拠出金は、リサイクル設計基準に基づくリサイクル性能等級に基づいて調整されるという規則を定めている。最後に、革新的な包装については、リサイクル可能性の要件は、最初に市場に出てから5年以内に文書化する必要がある。さらに、**規則（EU）2019/6の第4条(25)の即時包装の定義を満たす即時包装、および規則（EU）2017/745の対象となる医療機器の接触に注意が必要なプラスチック包装、および規則（EU）2017/746の対象となる体外診断用医療機器の接触に注意が必要なプラスチック包装は、ヒトと動物の健康と安全性を考慮し、2034年まで本条に基づき設定されたリサイクル可能性要件から除外**される。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -3

第II章：包装に関する持続可能性要件

- 第7条 **2030年1月1日時点で、プラスチック製包装材は、プラスチック製包装材1単位あたり、消費者使用後のプラスチック廃棄物から回収された再生材料を一定量以上含まなければならない**と定めている。これらの量は**2040年1月1日までに増加する**ものとし、適用除外は見直されるべきである。欧州委員会は、消費者使用後のプラスチック廃棄物から回収された再生資源の割合の**計算と検証の方法、および関連する技術文書の書式を定める実施法を採択する**。この規定はまた、欧州委員会に、消費者使用後のプラスチック廃棄物から回収される再生資源の最低含有率を改正するための委任法を採択する権限を与える。
- 第8条 第3条の定義と合わせて、**堆肥化可能とみなされる包装の条件を定めて**おり、**フィルターコーヒーポッド、青果物に貼付される粘着ラベル、超軽量プラスチック製キャリーバッグ**は、この規則の**発効後24カ月までに堆肥化可能でなければならない**と規定している。その他の包装材については、**加盟国に柔軟性が認められている軽量プラスチック製キャリアバッグ**を除き、**マテリアルリサイクル**の対象とする。また、欧州委員会には、堆肥化が可能でなければならない包装のリストを修正するための委任法を採択する権限も与えられている。
- 第9条 包装の安全性と機能性を十分に考慮した上で、**包装の重量と容積を最小限に抑える**ことを求めている。この義務の遵守は、技術文書によって証明されなければならない。
- 第10条 **再利用可能な包装に関する要求事項**を定めている。その要件のひとつは、例えば、**包装が最大回数再使用または再充填されることを目的として考案、設計され、市場に出回ること**である。また、再使用可能な包装は、本規則の附属書VIに定める最低条件に適合した再使用システムの一部でなければならない。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -4

第III章：**ラベル・表示・情報**に関する要求事項

- 第11条 消費者の分別を容易にするため、**包装材に材料組成に関する情報を記載したラベルを貼付することを義務付け**ている。消費者が適切な廃棄経路を容易に特定できるよう、同じラベルを**廃棄物容器に貼付**しなければならない（第12条）。調和ラベルは、製造者の選択により、**プラスチック包装のリサイクル含有量についても通知**するように設計されなければならない。再利用可能な包装には、再利用を容易にする関連情報へのアクセスを可能にする**QRコードまたはその他のデータキャリア**を付けなければならない。欧州委員会は、実施法によって、包装および廃棄物容器の調和された表示要件および形式、ならびにデジタルマーキング技術による包装の材料構成の識別を確立する権限を与えられるものとする。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -5

第IV章：**経済事業者の義務**を定めており、その規定の大半は欧州議会・理事会決定2008/768/EC の標準的なものである。

- 第14条 **包装または包装材の供給者**に対し、製造者が包装の適合性を証明するために必要なすべての**情報と文書を製造者に提供する**ことを求めている。
- 第21条 製品を最終流通業者またはエンドユーザーに、集合包装、輸送用包装、電子商取引用包装で供給する経済事業者は、**包装内の空スペースの割合が最大40%であることを保証**しなければならないと規定している。
- 第22条 経済事業者は、同**規則の付属書Vに列挙されている形式および目的の包装を市場に出してはならない**と定めている。欧州委員会は、委任法を採択することにより、このリストを修正する権限を有する。
- 第23条・24条 再利用可能な包装を市場に出す経済事業者は、その**包装の再利用システムを確保しなければならない**と定めている。再利用可能な包装を利用する経済事業者は、そのような包装の再利用のためのシステムを構築するか、それに参加しなければならない。再使用のためのシステムおよび再使用可能な包装の再調整に関する要件は、規則の附属書VIに規定されている。
- 第25条 詰め替えによる製品購入を提供する経済事業者に対し、エンドユーザーに一定の情報を提供し、**詰め替えステーションが附属書VIのパートCに規定された要件を遵守していることを保証**するよう求めている。
- 第26条 さまざまな分野と包装形態について、**再使用と詰め替えに関する多くの目標を定めて**いる。また、**再使用および詰め替えの目標達成義務の免除**も定めている。欧州委員会は、より具体的な再利用目標およびさらなる適用除外を定めた委任法を採択することができる。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 −6

第IV章：経済事業者の義務を定めており、その規定の大半は欧州議会・理事会決定2008/768/ECの標準的なものである。

- 第27条・28条　第26条に定められたさまざまな**再使用および詰め替え目標の達成度の計算と、それらの目標に関する管轄当局への報告に関する規則**を定めている。2028年12月31日までに、欧州委員会は、第26条に定められた目標に関する詳細な計算規則と方法論を定める実施法を採択しなければならない。

第V章：**2025年12月31日までに、軽量プラスチック製キャリーバッグの年間消費量が1人当たり40枚を超えてはならない**と定めている。加盟国は、衛生目的で必要とされる、あるいは食品廃棄を防ぐためにバラ食品の販売用包装として提供される超軽量プラスチック製キャリアバッグを、目標達成義務から除外することができる。

第VI章：**包装の適合性**。包装の適合性評価方法に関する決定768/2008/ECの標準規定が中心である。

- 第30条　試験、測定、計算のための、信頼でき、正確で、再現可能な方法の使用
- 第31条　適合の推定を提供する整合規格
- 第32条　整合規格が利用できない場合、欧州委員会が共通の技術仕様を採択する可能性
- 第33条　適合性評価手続き
- 第34条　EU適合宣言

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -7

第VII章：**包装および包装廃棄物の管理**に関するもの。

- 第35条　加盟国に対し、第26条から第29条および第VII章から生じる義務の実施と執行のための管轄当局を指定することを求めている。
- 第36条　第38条および第46条に定められた目標の達成に向けた進捗状況について、欧州委員会が欧州環境庁と協力して作成する早期警戒報告書に関するものである。
- 第37条　加盟国に対し、指令2008/98/ECの第28条で義務付けられているように、包装および包装廃棄物の管理に関する章を廃棄物管理計画に導入することを求めている。
- 第38条　**各加盟国に対し、2018年に一人当たり発生した包装廃棄物と比較して、2030年までに5%、2035年までに10%、2040年までに15%、漸進的に削減する**ことを求めている。加盟国は、包装廃棄物の発生を防止し、包装が環境に与える影響を最小限に抑えるため、廃棄物ヒエラルキーの適用にインセンティブを与える経済的手段やその他の措置などの措置を実施しなければならない。
- 第39条　加盟国に対し、第VII章の要求事項を包装の生産者が遵守していることを監視する役割を果たす登録簿を設置するよう求めている。生産者、そのような組織が生産者によって任命された場合の生産者責任組織、又は拡大生産者責任のために任命された代表者は、その生産者が包装を初めて利用可能にする加盟国の登録簿に登録されなければならない。登録されていない生産者は、加盟国の市場で包装を利用可能にしてはならない。
- 第40条　加盟国の領域内で初めて市場で包装を利用できるようにする生産者は、指令2008/98/ECの第8条および第8a条に従って、その包装について拡大生産者責任を負うと定めている。
- 第41条　生産者責任組織に関するものである。複数の生産者責任組織が存在する場合、それらが加盟国の全領域で義務を履行することが保証されなければならない。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -8

第VII章：包装および包装廃棄物の管理に関するもの。

- 第42条　生産者または任命された生産者責任組織が所轄官庁に認可を申請することを求めている。
- 第43条　加盟国に対し、消費者、その他の最終使用者、または廃棄物の流れから、すべての包装および包装廃棄物の返却および／または回収を可能にするシステムの設置を確保することを求めている。
- 第44条　**容量3リットルまでの飲料用プラスチックボトルと、容量3リットルまでの飲料用金属・アルミニウム容器の寄託・返却制度（DRS）を義務付け**ている。また、この規則の適用除外も定めている。**2029年1月1日までに、加盟国はすべてのDRSが附属書Xに定められた最低要件に従うことを保証しなければならない。**加盟国はDRSにガラスを含めることも認められており、技術的・経済的に可能な場合には、単回使用包装形態、特に単回使用のガラス製飲料ボトルのDRSが、再利用可能な包装にも等しく利用できるようにしなければならない。
- 第45条　加盟国に対し、再利用を可能にするシステムの増加を奨励する措置をとることを求めている。そのような措置とは、例えば、第44条で義務付けられているDRSの対象外である包装材に対するDRSの利用である。
- 第46条　**加盟国が2025年12月31日および2030年12月31日までに達成しなければならない包装廃棄物のリサイクル目標**を定めており、これは指令94/62/ECと同じである。加盟国が2025年の目標達成期限を延期する場合は、附属書XIに沿った実施計画を提出しなければならない。欧州委員会は、加盟国に対して実施計画の修正を要請することができる。
- 第47条・48条　第46条1項に規定された**リサイクル目標の達成度の算定に関する規則**を定めている。

（参考）新規則詳細：①各条文解説 -9

第VII章：包装および包装廃棄物の管理に関するもの。

- 第49条 生産者または生産者責任組織が、加盟国の領域内で供給する包装材の包装廃棄物の防止と管理に関する情報を利用できるようにすることを求めている。
- 第50条 加盟国から欧州委員会への各暦年の報告に関するもの。
  - リサイクル目標の達成状況
  - 超軽量、軽量、厚手のプラスチック製キャリアバッグの消費量
  - DRSの設置義務の対象となる包装の回収率
  - 附属書IIの第3部表3に示されているように、市場に出された包装材と包装形態/種類のリサイクル率
- 第51条 **包装に関するデータベースと、それらに含まれなければならない情報に関する規則**を定めている。

第VIII章 **セーフガード手続き**に関するもの。標準的な規定に基づく。

第IX章 第57条 **グリーン公共調達**に関するもので、具体的には、欧州委員会が、本規則に規定された持続可能性要件に基づき、公共契約に適用される要件（技術仕様、選定基準、落札基準など）を定める委任法を採択する可能性に関するものである。

第X章 委任法（第58条）および実施法（第59条）に関する条文を含む標準的な章。

第XI章 規則（EU）2019/1020および指令（EU）2019/904の改正を定めている。

第XII章 最終規定に関する標準的な章であり、罰則（第62条）、採択から8年後の規則の評価実施（第63条）、廃止と経過措置（第64条）に関する条文がある。

⑥ 容器包装　(c) その他：英国
(i) 2023年容器包装廃棄物規則

- 英国政府（DERFA）が提案した**2023年容器包装廃棄物規則が同年2月28日に施行**。容器包装の拡大生産者責任（EPR）を拡充し、**規則対象者を小規模事業者にまで拡大**。
- 2023年8月に同規則の改正案を発表、規則の遵守強化を狙う。**容器包装の生産者・輸入者は使用済み容器包装の回収コストを負担**。コスト回収の開始時期が当初予定の2024年10月から1年先送り。

＜概要＞
- 英国政府（DEFRA）が2022年6月に提案した2023年容器包装廃棄物規則（UK Packaging Waste Regulations 2023）が2023年2月28日に施行。容器包装のEPRを拡充し、**市場に流通させた容器包装の詳細データ（数量と種類）を収集、提出することを、生産事業者へ義務付け（まずはイングランド地方のみ対象）**。
- このデータに基づき、**容器包装の廃棄物処理費用を算出。使用済み容器包装の廃棄物処理費用を負担する**ことを生産事業者・輸入事業者等へ義務付け（2022年6月制定の新規「EPR容器包装スキーム」に基づき費用回収）。
- 今回の規則と旧規則（2007年容器包装廃棄物規則）との違いは以下のとおり。
  - 報告内容の拡大：従来規則では、年間売上高200万ポンド、年間容器取扱量が50トン以上の大規模事業者のみが対象であり、**リサイクルした容器包装の数量のデータを回収、報告**することが義務付け。今回の規則では、**市場に流通させた全ての容器包装の数量と種類に関するデータを収集、報告**
  - 報告頻度：従来の年1回から2回へ増加
  - 規制対象の拡大：従来の大規模事業者に加えて、**小規模事業者（年間売上高100万ポンド～200万ポンド、取扱量25トン～50トン）へも規制適用を拡大**。但し、小規模事業者はデータ収集のみで報告は不要。

＜最新の動向＞
- DEFRAは**2023年8月、2023年容器包装廃棄物規則変更案を発表**。変更の主な要点は以下のとおり。
  - 責任の所在の明確化：2つの製品ブランドが一つの容器包装に梱包された場合などの責任の所在の明確化
  - データ報告の簡素化：リユース・リフィール可能な容器包装に関するデータ報告の手続きを簡素化
  - 規則執行の強化：本規則の執行を強化するために、新たに監督部局を設立
  - 法的義務要件拡大：第3者が原因で事業者の違反につながった場合、当該者も処罰対象となりうる
- 一方DEFRAは、**廃棄物処理費用の支払い開始時期を、当初予定の2024年10月から2025年10月へ延期**。最近の物価上昇などの経済状況による消費者や事業者への影響を考慮。

出所：https://www.gov.uk/guidance/extended-producer-responsibility-for-packaging-who-is-affected-and-what-to-do
https://www.ey.com/en_gl/tax-alerts/uk-packaging-waste-regulations-are-effective-as-of-28-february-2
https://www.nortonrosefulbright.com/en/knowledge/publications/e60a6d97/new-uk-and-eu-extended-producer-responsibility-for-packaging-requirements
https://thecompliancepeople.co.uk/updates/legal/the-packaging-waste-data-reporting-england-regulations-2023/
https://www.packaginglaw.com/news/uk-delays-epr-scheme-packaging-year-until-october-2025

⑦ プラスチック

(a) 米国
(b) カナダ
(c) EU
(d) ドイツ
(e) その他：英国

- 「(a)米国　(i)米国プラスチック汚染を防止するための国家戦略案」、「(c)EU　(i)欧州REACHにおけるマイクロプラスチックに関する規則」、「(c)EU　(iii)バイオベースプラスチックの調達、表示、使用、および生分解性プラスチックと堆肥化可能プラスチックの使用に関する政策枠組み」、「 (c)EU　(iv)非意図的プラスチック規則案」については、「（２）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析」との関連性も高いことから、規則詳細を調査した。
- また、上記調査結果に加え、「（２）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析」の「（ｄ）INCでの議論に影響を与える可能性のある他国・機関等の関連施策の動向・分析」に示した結果も、本調査項目と関連性が高い内容である。

⑦ プラスチック　(a) 米国
(i)米国プラスチック汚染を防止するための国家戦略案
１．国家戦略案概要

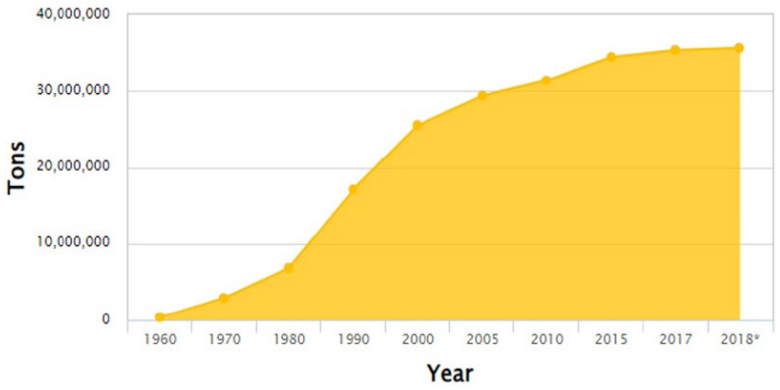
米国プラスチック汚染を防止するための国家戦略案は、
- 2023年4月21日にEPAから、全国のプラスチック汚染を削減するための最新の措置「プラスチック汚染防止のための国家戦略」案としてパブリックコメント用に発表され、
- 2023年5月2日に連邦官報公示（88 FR 27502）された。

- 本戦略案はEPA の「万人のための循環型経済構築に関するシリーズ」の一部。
- 2040 年までに陸上発生源からのプラスチック廃棄物の環境への放出をなくすことを目的として、米国内で実施可能な自主的行動を示している 。
- プラスチック汚染防止のための国家戦略ドラフトは、EPA の国家リサイクル戦略※とともに、EPA が関係者と協力してプラスチック汚染を防止し、陸上発生源からのプラスチックやその他の廃棄物を削減、再利用、リサイクル、回収、捕捉する方法を特定する。
  ※米国のリサイクル率を2030年までに50%に引き上げるというEPAの国家リサイクル目標と整合
- 利害関係者からの意見をもとに、EPAは、懸念のあるその他の固形廃棄物への対応に加えて、プラスチック製品の生産、消費、耐用年数終了の段階に対処するという3つの目標案を特定した：
  - 目標A：プラスチック生産時の汚染を削減する
  - 目標B：使用後の材料管理を改善する
  - 目標C：ゴミやマイクロ/ナノプラスチックが水路に流入するのを防ぎ、環境から排出されたゴミを除去する
- それぞれの目標に基づいて自主的な行動が提案されている。各行動は、米国が計画的に修復または再生する循環型アプローチへの移行をサポートし、資源が可能な限り長期間最高の価値を維持できるようにし、プラスチック製品の管理における無駄を排除することを目指している。

2. 国家戦略案策定の背景-1

- 米国は世界の主要なプラスチック生産国およびプラスチック廃棄物の発生国として、世界のプラスチック汚染を減らす上で重要な役割を果たしている。
  - 北米はプラスチック製品の主要生産国：2015年世界のプラスチック製品の19%生産(UNEP, 2018)。
  - 米国は他の国よりも多くのプラスチック製品を使用：2019年世界のプラスチック製品の18%消費；一人当たりのプラスチック使用量は世界一；米国居住者は欧州連合 (EU) 居住者よりも平均して約 1.8 倍多くのプラスチック製品を使用(OECD, 2022a)
- 規制と固形廃棄物管理プログラムは廃棄物の削減に成功を収めているが、より循環的なプラスチックを構築するには、政府、環境団体、産業界、学界、一般市民など、プラスチック製品のバリューチェーン全体にわたる関係者による協力的な取り組みが必要である。

- 2018年米国で都市固形廃棄物として回収されたプラスチックのうちリサイクルされたのはわずか9%（U.S. EPA, 2020）
- 2016 年米国の人口は世界の約 4.3% であったが、世界のプラスチック廃棄物の 10.5%を排出 (NASEM, 2022; OECD, 2022a)
- 2019 年にどの国よりもプラスチック廃棄物の排出量が多い(OECD, 2022a)
- 米国におけるプラスチック廃棄物の発生量は、1960 年都市固形廃棄物総量の 0.4% から 2018 年には 12.2%に増加、2017 年には13.2%に達した (U.S. EPA, 2020)



図：1960年以降の米国都市固形廃棄物システムにおけるプラスチック廃棄物総量(U.S. EPA, 2020)

UNEP(2018) Mapping of global plastics value chain and plastics losses to the environment: With a particular focus on marine environment. https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/26745.
OECD(2022a) Global plastics outlook:Economic drivers, environmental impacts and policy options. OECD Publishing.https://doi.org/10.1787/de747aef-en.
U.S. EPA. (2020). Advancing sustainable materials management: 2018 tables and figures. https://www.epa.gov/sites/default/files/2021-01/documents/2018_tables_and_figures_dec_2020_fnl_508.pdf.
NASEM (National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine). (2022). Reckoning with the U.S. role in global ocean plastic waste. The National Academies Press. https://doi.org/10.17226/26132.

2. 国家戦略案策定の背景-2

- 経済性を高め、ライフサイクル全体にわたるプラスチック汚染を削減する。
- プラスチック製品とその副産物の環境的および経済的影響は、その生産、使用、廃棄を含むライフサイクル全体に及んでいる。
  - 2019 年プラスチック製品はライフサイクル全体を通じて世界の温室効果ガス排出量の 3.4% を占めた。これらの排出量の 90% は化石燃料の生産と新しいプラスチック製品への転換によるもの (OECD, 2022a)。
  - 世界が従来通りのビジネスを続ければ、プラスチック製品のライフサイクルに関連する温室効果ガス排出量は 2060 年までに倍増すると予測される (OECD, 2022b)。
  - 介入がなければ、2050 年までに世界のプラスチック産業は石油総消費量の20%を占め、世界の炭素排出量の最大15%を占めると予測されている (World Economic Forum et al., 2016)
  - 米国の陸上発生源から水路や海洋に流入するプラスチック製品の発生源は主に3つ：
    ① ポイ捨てされたり、不法投棄されたり、または固形廃棄物管理システムから逃れたプラスチック製品
    ② 米国がリサイクル用に他国に輸出し、その後不適切に管理されているプラスチック廃棄物
    ③ 輸送、廃水、その他の発生源からのマイクロ/ナノプラスチック
    - 水路や海洋を汚染するプラスチック廃棄物の最大80%は陸上発生源によるもの (NASEM, 2022)。
    - 2016 年に米国は0.56百万トン～160百万トンのプラスチック廃棄物を沿岸環境にもたらしたと推定されている（他国への輸出も含む）(Law et al., 2020)
    - 陸上のプラスチック汚染源に加えて、放棄、紛失、またはその他の方法で廃棄されたボート、漁業（釣り）、または水産養殖用具も、水路や海洋におけるプラスチック廃棄物のもう1つの主な発生源である。

OECD(2022a) Global plastics outlook:Economic drivers, environmental impacts and policy options. OECD Publishing.https://doi.org/10.1787/de747aef-en.
NASEM (National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine). (2022). Reckoning with the U.S. role in global ocean plastic waste. The National Academies Press. https://doi.org/10.17226/26132.
Law, K. L., N. Starr, T. R. Siegel, J. R. Jambeck, N. J. Mallos, and G. H. Leonard. (2020). The United States' contribution of plastic waste to land and ocean. Science Advances 6(44). https://doi.org/10.1126/sciadv.abd0288.

2. 国家戦略案策定の背景-3

- この戦略は、環境に流入する陸上のプラスチック廃棄物の発生源に対処するものであり、海洋のプラスチック汚染源には対処しない。（EPAがピックアップ）
- 環境への影響に加えて、プラスチック製品に関連する健康上の懸念も高まっている。
  - 一部の動物実験では、生殖系への影響を含む、プラスチックから溶出する可能性のある化学物質による内分泌かく乱作用に関する懸念が提起（NASEM, 2022）
  - マイクロプラスチックは、分娩の際の医療行為等でプラスチックを使用しないようにしているにも関わらず、出産後のヒトの胎盤からも検出（NASEM, 2022）
  - 環境正義に懸念を持つ地域社会は、プラスチック製品のライフサイクルに関連した健康への悪影響によって不釣り合いな影響を受けている。
  - 食料を天然資源に依存している先住民コミュニティは、プラスチック製品の製造に使用される天然資源の採掘によって影響を受けており、生活の質、経済、健康に影響を与える可能性がある(NASEM, 2022)
  - 化学および石油化学の処理施設を取り囲むコミュニティ（主に少数派および低所得層で構成）は、生産施設または有害廃棄物施設からの有毒汚染物質への曝露による呼吸器系疾患や神経系疾患の増加に不釣り合いに苦しんでいる（NASEM, 2022）
- プラスチック廃棄物を管理する従来のやり方は持続不可能である。
- プラスチック廃棄物に関する経済的リスク(Pew, 2022)
  - 船舶や漁業資産への物理的損傷、
  - 漁業資源の減少による漁獲量の減少、
  - 資産価値の損失、
  - 観光産業の収入減少　など
- 水生環境中のプラスチック製品とマイクロプラスチックの増加により、環境と健康への影響も増大すると予想(OECD, 2022b)

NASEM (National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine). (2022). Reckoning with the U.S. role in global ocean plastic waste. The National Academies Press. https://doi.org/10.17226/26132.
OECD. (2022b). Global plastics outlook: Policy scenarios to 2060. OECD Publishing. https://doi.org/10.1787/de747aef-en.
Pew Charitable Trusts and SYSTEMIQ. (2020). Breaking the plastics wave: A comprehensive assessment of pathways towards stopping ocean plastic pollution. https://www.pewtrusts.org/-/media/assets/2020/10/breakingtheplasticwave_mainreport.pdf.

2. 国家戦略案策定の背景-4

- プラスチック材料を削減および回復（recover）し、経済的、社会的、環境への影響を改善するには、新しく革新的なアプローチが必要。
  - ➢ プラスチック汚染の削減を目的とした同時介入により、「従来どおりのアプローチ」（Business-as-Usual approach）と比較して、2040 年までに最大1億9,500万トンのプラスチック廃棄物を環境汚染から転換できる可能性がある（PEW, 2020; PEW, 2022）
    - ✓ 再利用は最大30%の削減
    - ✓ 代替努力は17%
    - ✓ リサイクルにおける技術革新の改善は20%
    - ✓ 使用済み段階での適切な管理は23%の削減を達成

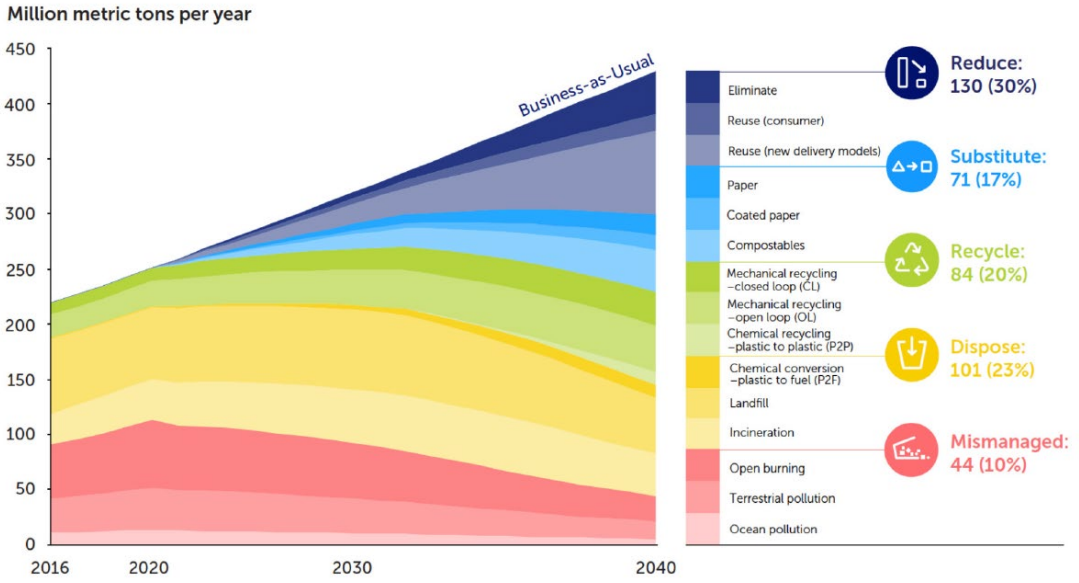


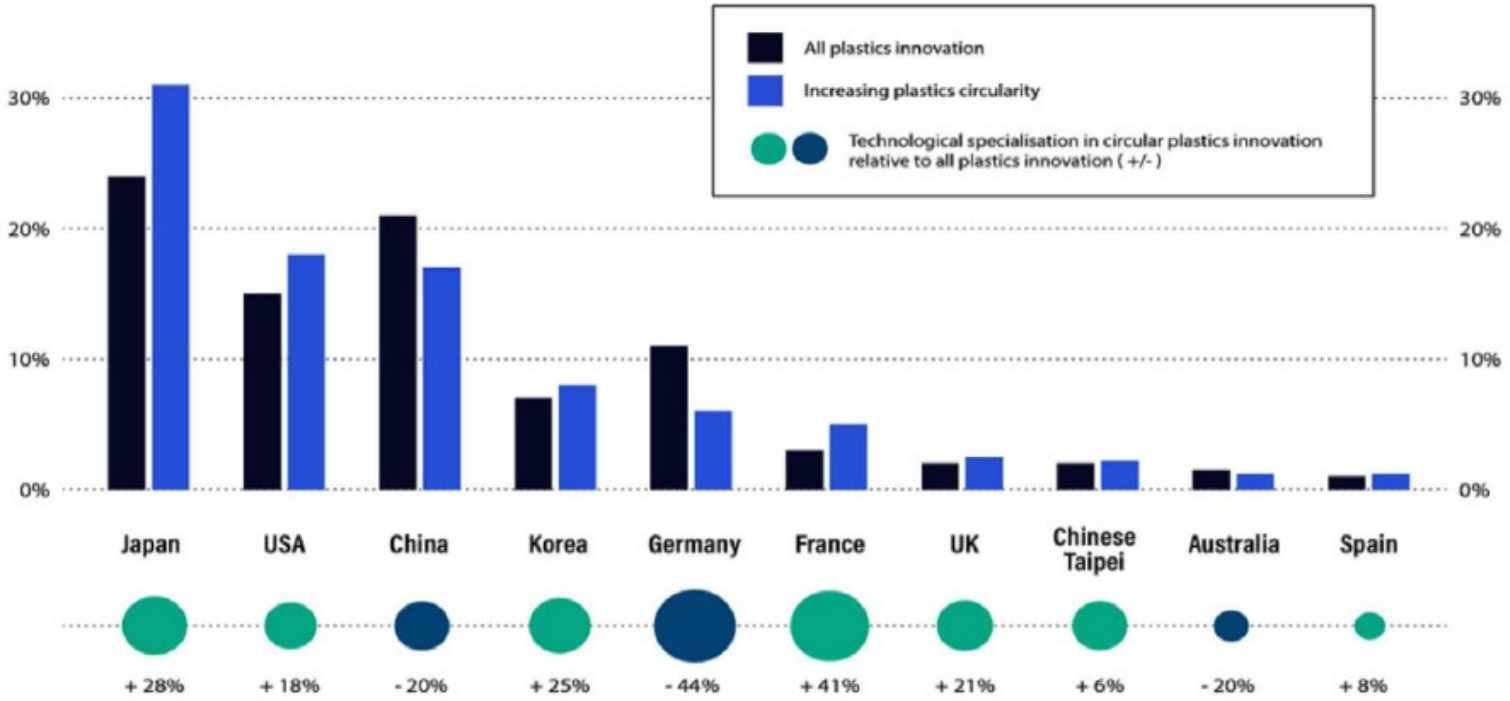
Image Credit: The Pew Charitable Trusts.

図：「システム変革シナリオ」におけるウェッジ分析では、プラスチック汚染が最大 80% 削減されることが示されている (Pew, 2020)

Pew Charitable Trusts and SYSTEMIQ. (2020). Breaking the plastics wave: A comprehensive assessment of pathways towards stopping ocean plastic pollution. https://www.pewtrusts.org/-/media/assets/2020/10/breakingtheplasticwave_mainreport.pdf.

2. 国家戦略案策定の背景-5

- 米国は、経済を成長させ米国のニーズを満たしながら、プラスチック汚染を削減するための革新的で循環的なアプローチを開発するリーダーを目指す。
  ⇒2010～2014年にかけて、米国はプラスチックの循環性に焦点を当てた特許を世界で最も多く取得した上位3か国に入っていた(OECD, 2022a)。
  ※なお、日本は1位（JFE補足）。



図：世界のプラスチックとプラスチック循環性におけるイノベーション（OECD, 2022a）

OECD(2022a) Global plastics outlook:Economic drivers, environmental impacts and policy options. OECD Publishing.https://doi.org/10.1787/de747aef-en.

2. 国家戦略案策定の背景-6

- 米国は、米国エネルギー省のプラスチックイノベーション戦略（プラスチックのリサイクル技術の進歩と、設計上リサイクル可能なプラスチック製品の製造に重点を置いている）を通じて、海洋や埋め立て地でのプラスチック廃棄物を削減するための技術革新（イノベーション）と技術におけるリーダーシップを加速することを目指している。
- プラスチック汚染に対処するには、不必要なプラスチックの使用の削減、循環性を考慮した設計、修理や再利用など製品の寿命を延ばすシステムの革新の増加など、より上流の解決策が必要である。
- EPAは、固形廃棄物を燃料、燃料成分、またはエネルギーに転換するプロセスをリサイクル行為（practice）として考慮することから除外している。
  ⇔国家リサイクル戦略は主に都市固形廃棄物のメカニカルリサイクルに焦点を当てていたが、熱分解などの「ケミカルリサイクル」と呼ばれることが多い技術についてのさらなる議論を歓迎している。EPA は現在、これらの技術の一部が、燃料または燃料代替品の製造または加工に使用される燃料および/または中間材料を生成するものであると理解している。
- EPA は、プラスチック廃棄物から生成される熱分解油に含まれる可能性のある不純物によってもたらされる潜在的な健康および環境リスクに関する懸念を認識している。
  ⇒TSCAに基づく審査のために新規熱分解油化学物質をEPAに提出する企業に対し、承認前に新規化学物質に含まれる可能性のある不純物の検査を実施し、熱分解油の生成に使用されるプラスチック廃棄物の流れにばらつきがないことを確認するための継続的な試験を実施することを義務付ける方針

2. 国家戦略案策定の経緯

- 2020年12月、プラスチック汚染や海洋ゴミに対する地域、国内、国際的な懸念の高まりに応えて、Save Our Seas 2.0 法が署名された。
- 同法第301条※では、EPA に対し、利害関係者と協議して、水路や海洋におけるプラスチック廃棄物やその他の使用済み材料を削減するために、使用済み材料（ポストコンシューマー材料）の管理とインフラを改善する戦略を策定するよう課している。
  ※タイトル3「海洋ゴミを防止するための国内インフラの改善、消費後材料管理および水管理改善のための301条戦略」
- 議会は、EPA に対し、「消費後（ポストコンシューマー）材料管理に携わる営利目的の民間団体やその他の非政府団体による利用を含め、本戦略を州に配布し、一般に公開する」よう要請した。
- 本戦略案は、国家リサイクル戦略と合わせて、EPA に対する議会の指示を満たすもの。
- 本戦略案は、プラスチックやその他の廃棄物を削減、再利用、回収し、環境に流入させないために、米国のすべての組織が実施できる戦略的目標と自主的行動を特定する国内戦略である。この行動は、EPA の権限や管轄に限定されるものではなく、EPA が非政府組織、政府、部族などの主体と協力してプラスチック汚染に対処することができる行動である。

3. 目標A ：プラスチック生産時の汚染の削減-1

- 環境中に存在するほとんどのプラスチック製品は、単回使用、リサイクル不可能、または頻繁にポイ捨て（littered）されるアイテムである。
- これらのプラスチックに関連する環境への影響を最小限に抑えるには、米国におけるプラスチックの生産と消費の両方の増加率を抑え、プラスチック製品のライフサイクルに沿って発生する汚染に対処することが不可欠である。
- また、特に環境正義への懸念がある恵まれない、あるいは十分なサービスを受けられていない地域社会において、環境や人間の健康に悪影響を与える可能性がある材料の生産による影響を軽減することも重要である。

➡再利用およびリサイクルを目的とした製品の設計、影響の少ない材料の使用、不必要な製品の段階的廃止、およびプラスチック生産施設での適切な管理の確保は、製造者または消費者が実行できる重要な上流の行動であり、プラスチック製品のライフサイクル全体を通じて汚染を削減できる。

【提案されている行動】
- A1.単回使用、リサイクル不可能、あるいは頻繁にポイ捨てされるプラスチック製品の生産と消費を削減する
- A2.プラスチック製品のライフサイクル全体で汚染を最小化する

3. 目標A ：プラスチック生産時の汚染の削減-2

【提案されている行動（詳細：A1）】

- A1.単回使用、リサイクル不可能、あるいは頻繁にポイ捨てされるプラスチック製品の生産と消費を削減する
  - A1.1: 単回使用、リサイクル不可能、または頻繁にポイ捨てされるプラスチック製品を特定し、環境への影響がより少ない代替材料、製品、またはシステムを特定する
  - A1.2: 連邦政府全体で単回使用製品を削減する計画を策定する
  - A1.3: 単回使用、リサイクル不可能、または頻繁にポイ捨てされるプラスチック製品の代替品を開発するためのイノベーション・チャレンジ・プログラムを創設する
  - A1.4: 単回使用、リサイクル不可能、または頻繁にポイ捨てされるプラスチック製品の生産を削減するための効果的な政策ツールとアプローチを特定する
  - A1.5: 単回使用、リサイクル不可能、または頻繁にポイ捨てされるプラスチック製品の生産を削減するという新たな目標を設定する

3. 目標A ：プラスチック生産時の汚染の削減-3

【提案されている行動（詳細：A2）】

- A2.プラスチック製品のライフサイクル全体で汚染を最小化する
  - A2.1: プラスチック製品とその代替品が健康、環境、社会、経済に与える影響をより深く理解するために、製造されたプラスチック製品に関するデータの利用可能性を高め、ライフサイクルアセスメントを実行する
  - A2.2: プラスチック製品のライフサイクルにわたって、プラスチック製品の環境への影響を軽減する持続可能な標準、エコラベル、認証、設計ガイドラインをレビュー、開発、更新、使用する
  - A2.3: 政府購買におけるプラスチック製品によるライフサイクル環境への影響を軽減するために政府購買基準を見直し、改善する
  - A2.4: プラスチックセクターの生産施設が、連邦、州、部族、地域の規制要件に準拠していること確認するための評価を行う
    - ✓ A2.4a: プラスチックセクターの既存施設や、プラスチックセクターが使用する投入物を生産する施設については、化学物質の漏洩、火災、爆発などの安全上の脅威を含め、環境や人の健康への負の影響を回避・削減するために、既存の当局、政策、行動をどのように調整・構築できるかを検討する
    - ✓ A2.4b: プラスチック生産・リサイクル施設からの汚染物質の大気排出や水域排出、廃棄物処理に関する規制、およびプラスチックペレットの生産・輸送規制を含むその他の健康・安全対策に関する規制を適宜見直し、更新する。さらに、プラスチック製造に関連する有害化学物質が輸送中に環境中に放出される事故を防ぐために連邦政府全体で取り組む
  - A2.5: 既存および計画中のプラスチック製造施設の地図を作成し、環境正義と公衆衛生が近隣コミュニティに与える影響を評価する
  - A2.6: 世界、国、州の温室効果ガス排出目標を達成する一環として、プラスチック製品や代替材料のライフサイクルからの温室効果ガス排出量の削減を測定する方法を開発する
  - A2.7: 国内外の利害を調整し、プラスチック製品の循環性を高めるため、製品ラベリングを含む国際基準の策定を支援する

4. 目標B ：使用後の材料管理の改善-1

- 米国は、プラスチック製品のライフサイクル環境影響を低減するために、より循環的なアプローチを採用すべきである。
- EPA国家リサイクル戦略は、米国のリサイクルシステムを改善するための行動を広範囲にわたって特定しているが、以下を開発することで循環性をさらに高めることができる：
  - プラスチックや代替製品の再利用システム
  - 認定された堆肥化可能材料の堆肥化システム
  - 適切な管理に関する市民への働きかけと教育の強化
- 製品の使用を最大限に促進することは、消費者のコスト削減につながるだけでなく、埋立地に処分される廃棄物の量や生産に伴う温室効果ガス排出量の削減にもつながる。
- 廃棄物処理が必要な場合は、人の健康と環境への影響を最小限に抑える方法で行われるべきである。

【提案されている行動】
- B1. 材料の再利用、回収、リサイクル、及び保全（conservation）に関する既存の公共政策とインセンティブの有効性に関する調査を実施する
- B2. 材料の再利用を最大化するための能力を開発または拡大する
- B3. 認証された堆肥可能な製品のより効果的な堆肥化と分解を促進する
- B4. 固形廃棄物の回収を増やし、固形廃棄物管理が汚染で過剰な負荷を追っている地域を含むコミュニティ（地域）に悪影響を及ぼさないようにする
- B5. プラスチックの誤った管理の影響と、プラスチック製品とその他の廃棄物の適切な管理の方法についての国民の理解を高める
- B6. バーゼル条約の批准の可能性を検討し、他国と取引されるスクラップやリサイクル可能なものの環境に配慮した管理を奨励する

4. 目標B ：使用後の材料管理の改善-2

【提案されている行動（詳細：B2・B3）】

- B2. 材料の再利用を最大化するための能力を開発または拡大する
  - B2.1: 支援の必要性が高い再利用を促進するための計画を作成および実施するために、コミュニティに資金を提供する
  - B2.2: 再利用の障害を調査・特定し、革新的で実行可能な解決策を提案する
- B3. 認証された堆肥可能な製品のより効果的な堆肥化と分解を促進する
  - B3.1: 利用可能な堆肥化インフラのマップを評価し、環境正義に配慮する地域社会への配慮を含め、インフラの必要性を判断する
  - B3.2: 認証された堆肥化可能プラスチック製品の使用と環境への影響を調査する
  - B3.3: 米国内で支援の必要性が高い地域社会に対して、堆肥化能力を向上させるための資金を提供する
  - B3.4: 堆肥化施設において、認証ラベル付き製品が完全に分解され、堆肥化プロセスや最終堆肥製品の品質に負の影響を与えないようにするため、堆肥化可能製品標準を見直し、必要に応じて更新する
  - B3.5: マーケティング担当者による「グリーンウォッシュ」や誤解を招く主張を排除するため、プラスチック製品の分解性に関する企業の主張を評価する
  - B3.6: 堆肥化原料の測定におけるギャップを特定し、一貫性のある調和のとれた測定のための方法論を開発する

4. 目標B ：使用後の材料管理の改善-3

【提案されている行動（詳細：B4）】

- B4. 固形廃棄物の回収を増やし、固形廃棄物管理が汚染で過剰な負荷を追っている地域を含むコミュニティ（地域）に悪影響を及ぼさないようにする
  - B4.1: リサイクルと回収プログラムの改善のための公共部門と民間部門の資金に対する認識と利用可能性、およびこの資金を利用するための戦略を高める
  - B4.2: 回収された廃棄物が確実に廃棄物管理システムに入り、そこに留まるようにする技術やプロセスの研究、開発、実証、展開に資金を提供する
  - B4.3: 効率的で費用対効果が高く、地域に適した固形廃棄物回収技術に関するガイダンスと推奨事項を策定する
  - B4.4: リサイクル施設、焼却炉、埋立地、ケミカルリサイクル施設を含む非有害固形廃棄物管理施設、およびその他の新興または新規のプロセスについて、環境正義アセスメントを実施する
  - B4.5: プラスチック廃棄物の社会的コスト (ゴミの清掃を含む) と、削減/防止解決策によってそれらのコストをどのように削減できるかを評価する
  - B4.6: 米国におけるプラスチックリサイクル品の安全かつ効果的な管理を強化するために、プラスチックリサイクル業者のための、認定された任意の第三者認証プログラムの開発を検討する
  - B4.7: 測定を標準化し、データ収集を増やす

4. 目標B ：使用後の材料管理の改善-4

【提案されている行動（詳細：B5･B6）】

- B5. プラスチックの誤った管理の影響と、プラスチック製品とその他の廃棄物の適切な管理の方法についての国民の理解を高める
  - B5.1: 廃棄物の削減、資材の再利用、堆肥化の選択肢について一般の理解を深める効果的な方法を特定する
  - B5.2: 連邦取引委員会の「環境マーケティングクレームの使用に関するガイド」（「グリーンガイド」）に対する企業の認識を高める
  - B5.3: プラスチック製品のリサイクル可能性に関する混乱を減らすために変更が必要かどうかを判断するために、プラスチック樹脂識別コードを見直す
- B6. バーゼル条約の批准の可能性を検討し、他国と取引されるスクラップやリサイクル可能なものの環境に配慮した管理を奨励する
  - B6.1: バーゼル条約をサポートする
  - B6.2: 人の健康と環境の保護を支援するため、環境に配慮した健全な経営慣行を奨励する

4. 目標C ：ごみやマイクロ/ナノプラスチックの水路流入の防止と環境から排出されるごみの除去-1

- ポイ捨てを防止し、ゴミ（プラスチック廃棄物を含む）やマイクロプラスチックが水路に流入しないようにするためには、介入が必要である。
- このような介入策には、ポイ捨てや不法投棄を減らすためのプログラムを実施すること、雨水や廃水、地表水からゴミを回収・除去するためのゴミ捕捉技術を導入すること、雨水や風によってゴミが水路に流れ込む前に除去するために道路清掃を増やすことなどが含まれる。
- 流出したゴミを管理するための努力は、国内の水路におけるゴミの量や種類、またゴミが集中している地域に関する信頼できるデータがないために妨げられることがある。
- 米国全土の地域社会におけるゴミの発生源、経路、吸収源について理解を深めることは、意思決定者が介入の選択肢に優先順位をつけ、ゴミの防止と除去の努力の効果を最大化するのに役立つだろう。
- それはまた、意思決定者が重要な公平性と環境正義の懸念に取り組む助けにもなるだろう。

4. 目標C ：ごみやマイクロ/ナノプラスチックの水路流入の防止と環境から排出されるごみの除去-2

- マイクロ/ナノプラスチックの環境中への排出を削減するための介入は、特に今後数年間に予想されるプラスチック生産の増加を考えると、人間と生態系の健康に対する潜在的リスクに対処するために必要である。
- マイクロ/ナノプラスチックには、プラスチック廃棄物の分解によって生じるものと、すでにマイクロプラスチックの形で環境に流入しているマイクロプラスチック（マイクロビーズ、マイクロファイバー、プラスチックペレットなど）が含まれる。
- 現在、リソスフェア（陸上）、水圏、大気におけるこれらの粒子の発生源、運命、影響について、またそのような輸送に影響を及ぼす発生源-経路-流出源の関係について、大きな知識ギャップが存在する。

4. 目標C ：ごみやマイクロ/ナノプラスチックの水路流入の防止と環境から排出されるごみの除去-3

- 水路や海洋におけるプラスチックやその他の廃棄物の長期的な削減には、環境中に流出するゴミやマイクロプラスチックに対処するための介入が必要である。

【提案されている行動】

- C1. 水路へのごみ/マイクロ/ナノプラスチックに侵入するのを効果的に防止する、または、そのような廃棄物が水路に流入した際に水路から廃棄物を除去するための政策、プログラム、技術支援、およびコンプライアンス保証の措置を特定し実装する
- C2. 水路及び雨水/廃水システムにおけるごみやマイクロ/ナノプラスチックの捕集を増やすために水管理を改善する
- C3. 管理者に介入を通知するために、水路に流入するごみの負荷の測定を増やし改善する
- C4. 水路におけるプラスチック製品やその他の種類のごみの影響についての国民の意識を高める
- C5. 水路及び海洋注でのマイクロ/ナノプラスチックに関する研究を強化し調整する

4. 目標C ：ごみやマイクロ/ナノプラスチックの水路流入の防止と環境から排出されるごみの除去-4

【提案されている行動（詳細：C1・C2）】

- C1. 水路へのごみ/マイクロ/ナノプラスチックに侵入するのを効果的に防止する、または、そのような廃棄物が水路に流入した際に水路から廃棄物を除去するための政策、プログラム、技術支援、およびコンプライアンス保証の措置を特定し実装する
  - C1.1: ゴミのポイ捨て、不法投棄、意図しないゴミの流出といった問題に取り組む政策／プログラムのコスト、効果、公平性について、特に恵まれない社会的弱者コミュニティにおける分析を行う
  - C1.2: 水路へのゴミの流入を大幅に削減するため、水質浄化法の権限の利用拡大を検討する
  - C1.3: 流域計画、雨水管理計画、地域管理計画、その他の関連計画に、新しい、または改善されたゴミの削減・除去行動や条項を盛り込むための技術支援を提供する
- C2. 水路及び雨水/廃水システムにおけるごみやマイクロ/ナノプラスチックの捕集を増やすために水管理を改善する
  - C2.1: 効果的なゴミ・マイクロ/ナノプラスチック捕獲システムを設置・維持するための潜在的な障壁を特定し、対処する
  - C2.2: 水路、雨水、廃水中のゴミやマイクロ／ナノプラスチックを捕捉する既存および新規の技術やプロセスの研究、開発、実証、展開、維持に資金を提供する

4. 目標C ：ごみやマイクロ/ナノプラスチックの水路流入の防止と環境から排出されるごみの除去-5

【提案されている行動（詳細：C3・C4・C5）】

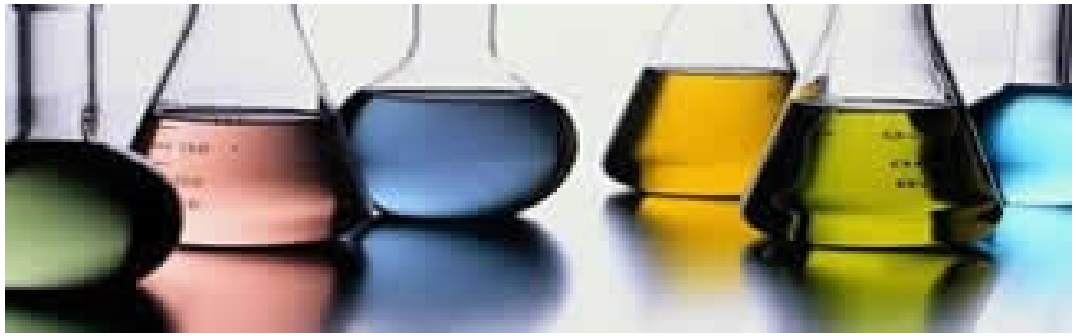
- C3. 管理者に介入を通知するために、水路に流入するごみの負荷の測定を増やし改善する
  - C3.1: 水路や海洋に流入する物質の量、種類、場所の推定値を作成する国家的な追跡・報告計画の可能性を探る
  - C3.2: 米国の水路や海洋に流出する物質の量と種類に関するベースラインを確立するために、より正確なモデリングアプローチを使用する機会を評価する
  - C3.3: ゴミ評価プロトコルとその適切な使用方法に関する情報を広める
- C4. 水路におけるプラスチック製品やその他の種類のごみの影響についての国民の意識を高める
  - C4.1: ゴミ汚染の性質と影響、そしてこの問題に対処するために対象者ができることについて、メッセージングや教材を開発する
  - C4.2: 積極的な行動変容を促すためのアウトリーチや教育の成功事例やプログラムに関する情報を研究し、広める
  - C4.3: 既知のベストプラクティスを用いたキャンペーンを実施し、ゴミ汚染問題に対する一般市民の意識を高め、ゴミ汚染を減らす行動変容を促す
- C5. 水路及び海洋注でのマイクロ/ナノプラスチックに関する研究を強化し調整する
  - C5.1: マイクロプラスチック汚染の発生源、輸送、運命、濃度、影響、修復（remediation）に関する研究を行い、情報を発信する
  - C5.2: 排水や水路からマイクロプラスチック（マイクロファイバーを含む）を除去するための管理手法や技術の開発を支援する
  - C5.3: マイクロ/ナノプラスチックの定義と、その回収、抽出、定量化、特性評価のための標準化された方法を開発する

⑦ プラスチック　(a) 米国
(ii)廃プラスチック由来の化学規則案

- **連邦レベルではプラスチックのリサイクル・資源循環を規定した法規制は見受けられない**。しかし、既存法の枠組み（有害物質管理法）に基づき、**廃プラスチック由来の化学物質を対象とした規制の策定が進みつつある**。

＜概要＞

- EPAは現在、プラスチック汚染防止国家戦略草案の内容に則り、既存法の枠組み（有害物質管理法：Toxic Substances Control Act（TSCA））の下で、**廃プラスチック由来の化学物質を対象とした規則「Significant New Use Rules：SNUR」の規制化を進めている**。同庁は2023年６月に草案を提出、同年８月19日までパブリックコメントを募集。収集したコメントに基づき現在、**同規則の最終化を進めている。**
- 重金属、ダイオキシン、有機フッ素化合物（PFAS）などの不純物が含有されている廃プラスチックを活用し輸送燃料を製造、輸入、加工する場合、EPAに事前に通知し、同庁からレビューすることを製造業者へ義務付け。今回の規則対象は、以下18種類の化学物質が含有されている廃プラスチック。
  - 重金属、ヒ素、カドミウム、クロム(VI)、鉛、水銀
  - ダイオキシン、フタル酸エステル、有機フッ素化合物（PFAS）、ポリ臭素化ジフェニルエーテル（PBDE）、アルキルフェノール、過塩素酸塩、ベンゾフェノン、ビスフェノールA（BPA）、有機塩素系農薬（OCP）、エチルグリコール類、メチルグリコール、N-メチル-2-ピロリドン（NMP）



出所：EPA
https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/rules-chemicals-made-plastic-waste
https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-proposes-new-protections-communities-fuels-made-using-plastic-waste-based
https://www.federalregister.gov/documents/2023/06/20/2023-13012/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-23-25e

⑦ プラスチック　(b) カナダ
(i)国家ゼロプラスチック廃棄物戦略と行動計画-1

- 2030年までに同廃棄物ゼロ化を達成するための**ライフサイクルを改善する「国家ゼロプラスチック廃棄物戦略」**が2019年制定された。
- 国家ゼロプラスチック廃棄物戦略では、リユース・リサイクルを焦点とした製品の設計、環境に排出せずに経済内で循環させる回収システムの拡大など、**資源循環が考慮**されている。

＜背景＞

- カナダ環境関連閣僚会議（CCME）は、プラスチックのライフサイクル管理の改善に向けて、2018年11月に国家ゼロプラスチック廃棄物戦略（Strategy on Zero Plastic Waste）を発行。これは、2018年6月のG7会議で採択された、プラスチック廃棄物による海洋汚染問題への各国の対策を推進する「海洋プラスチック憲章」の取組みを拡大し、**カナダにおける循環経済の取組みを推進することを目的**としている。その後同戦略を具体化した行動計画のPhase 1を2019年、Phase 2を2020年に発表。

＜概要＞

- 国家ゼロプラスチック廃棄物戦略では、プラスチック廃棄物ゼロ化に向けた10の重点分野は以下のとおり。
  - ① 製品設計の改良(耐久性・リユース性・リサイクル性の向上)
  - ② 単回使用製品の責任ある利用
  - ③ 環境に排出せず経済の中で循環させる回収システムの拡大
  - ④ 再生プラスチックの市場強化と多様な最終用途による需要増加
  - ⑤ 全種類の廃プラスチックのリサイクル能力向上
  - ⑥ 家庭・企業・組織の廃プラスチック発生抑制・管理能力の向上
  - ⑦ 水産活動によるプラスチック汚染の大幅削減
  - ⑧ 効果的な研究の推進とモニタリングによる意思決定・対策実施への情報提供
  - ⑨ 環境、沿岸、水路における効果的な海洋プラスチックの回収・清掃の実施
  - ⑩ 海洋ごみとプラスチック汚染に対する世界的取組みへのカナダのリーダーシップ



出所：CCME. Strategy on Zero Plastic Waste. https://ccme.ca/en/res/strategyonzeroplasticwaste.pdf

(i) 国家ゼロプラスチック廃棄物戦略と行動計画-2

＜概要＞

- CCMEは国家ゼロプラスチック廃棄物戦略の下、前頁の重点分野①～⑤を焦点としたPhase 1行動計画を2019年、⑥～⑩を焦点としたPhase 2行動計画を20202年に発表。以下、各行動計画で特定された優先事項。
- **Phase 1 優先事項：**
  1. **一貫したEPRプログラム促進に向けたガイダンスの策定：**共通の材料分類と製品定義、リユースとリサイクルプログラムの性能基準、イノベーションの奨励とコスト削減のための選択肢などをテーマとしたガイダンスを策定
  2. **単回使用プラスチック製品削減に向けたロードマップの策定：**優先事項や廃棄物削減目標値の設定、廃棄物削減方法の特定
  3. **プラスチックの性能要件や基準の策定：**リサイクル材含有量やバイオ由来プラスチック製品使用の基準や、特定セクタを対象としたプラスチック利用の要件等の策定
  4. **循環経済に向けたインセンティブの導入：**単回使用プラスチックの廃棄禁止やプラスチック廃棄物の有害物質管理に関する罰則、インセンティブの導入、ベストプラクティスの策定
  5. **インフラとイノベーションへの投資：**プラスチックのライフサイクル管理を改善するためのインフラの必要性を評価し、政府や民間企業と連携し、資金を確保
  6. **公共調達と業務のグリーン化：**プラスチックを削減するための政府調達及び業務のガイダンスとツールを作成
- **Phase 2 優先事項：**
  1. **情報共有と認知度の向上：**プラスチックのリサイクル・コンポストラベルに関するガイダンスの策定、プラスチックのバリューチェーンに関する情報を共有するためのベストプラクティス、ツールキット、イニシアチブの支援等
  2. **水産活動によるプラスチック廃棄物の管理：**海洋や港湾等におけるプラスチックを回収、リサイクルするために必要なインフラの評価
  3. **漁業と養殖業部門の活動におけるにプラスチック廃棄物の削減及びゴーストギアの削減：**漁業・養殖業者と連携し、ゴーストギア（海上で流失、逸失、放棄された漁具）を追跡、報告、回収するための仕組みや技術の導入
  4. **プラスチックの回収・清掃：**環境、沿岸、水路における海洋プラスチックの回収・清掃、研究開発の支援、また自然災害による自然界へのプラスチック廃棄物の流出を防ぐためのガイダンスの策定
  5. **プラスチックの影響評価に関する研究：**環境や経済におけるプラスチックを特定、モニタリングし、その影響を評価するための研究の実施
  6. **海洋ごみとプラスチック汚染に対する世界的取組みへのカナダのリーダーシップ：**海洋プラスチック憲章の賛同国の声がけ、途上国の陸起源廃プラスチック削減支援等

出所：CCME. Canada-Wide Acton Plan on Zero Plastic Waste Phase 1 https://ccme.ca/en/res/1589_ccmecanada-wideactionplanonzeroplasticwaste_en-secured.pdf
Canada-Wide Acton Plan on Zero Plastic Waste Phase 2 https://ccme.ca/en/res/ccmephase2actionplan_en-external-secured.pdf

(ii)プラスチックを対象としたEPR政策・プログラムの指針

- カナダ環境関連閣僚会議は2022年、国家ゼロプラスチック廃棄物戦略と行動計画のPhase 1の活動の一環として、**プラスチックを対象とした一貫性のあるEPR政策・プログラムを推進する指針**を発行。同指針に基づき**単回使用プラスチック禁止規則が制定**された。

＜概要＞

- カナダ環境関連閣僚会議（CCME）は2022年、**プラスチックを対象とした一貫性のあるEPR政策・プログラムを推進する指針**（Guidance to Facilitate Consistent Extended Producer Responsibility Policies and Programs for Plastics）を発行。同指針に基づき単回使用プラスチック禁止規則が制定。
- 同指針は、EPRプログラムの定義、目標、取組みの評価手法、関連組織の役割や責任に一貫性を持たせることで、カナダにおけるEPRプログラムの調和を図ることを目的としている。
- 現在、同指針に基づき、リサイクルプラスチック使用とその製品を明確に見分けるためのラベル表示規則、それらの情報を一括管理する連邦レジストリを策定中。

＜具体的な施策＞

- プラスチックを対象とした一貫性のあるEPR政策・プログラムを推進する指針では、以下の6分野における指針を規定。
  - EPR政策に含まれる定義：製品カテゴリ、EPRに関与するステイクホルダの定義の明確化等
  - 関連組織の役割と責任：各組織の役割と各組織に求められる成果の明確化等
  - 廃棄物転換サービスの利用：全てのコミュニティにあらゆるプラスチック廃棄物の転換を行うサービス回収拠点の設置やサービスモデルの検討等
  - 目標の設定：SMART法則*の採用、廃棄物転換のヒエラルキーに基づく目標設定、目標値の定期的な見直し等
  - パフォーマンスの評価と透明性：修理、リサイクル等のKPIに基づく生産者のコンプライアンス、短中長期的な目標に基づく取組み進捗のモニタリング等
  - 移行プロセス：地域特有の状況を踏まえた移行プロセスとタイムラインの導入

*SMARTは、Specific（具体性）、Measurable（測定可能か）、Achievable（実現可能性）、Realistic（関連性）、Time-bound（明確な期限）といった5つの要素に従って、効果的で実現的な目標を設定できるという考え方。

出所：Guidance to Facilitate Consistent Extended Producer Responsibility Policies and Programs for Plastics. https://ccme.ca/en/res/eprguidanceen.pdf)

(iii)プラスチック単回使用禁止規則

- カナダ環境気候変動省は2022年6月、プラスチック廃棄物削減に向けて、6商品分野を対象とした**プラスチックシングルユース（単回使用プラスチック）禁止規則を制定**、同年12月に施行。
- **カナダにおけるプラスチック単回使用禁止の動きは、地方自治体が先行。それを皮切りに連邦政府へ拡大。**

＜背景＞

- カナダ環境気候変動省は2018年11月に発表された国家ゼロプラスチック廃棄物戦略に基づき、同国のプラスチック廃棄物削減に向けて、プラスチック単回使用禁止規則（Single-use Plastics Prohibition Regulations ： SUPPR）を2022年6月制定。同規則は同年12月に施行。

＜概要＞

- 単回使用プラスチック禁止規則の対象となる6商品分野：
  - レジ袋
  - ナイフ・フォーク・スプーン類
  - リサイクル困難な外食の持ち帰り用の容器　※発泡ポリスチレン、押出発泡ポリスチレン、ポリ塩化ビニル、カーボンブラック、酸化分解性プラスチックを含む容器
  - 缶ボトル携帯用リング
  - かき混ぜ棒
  - ストロー（医療上などの一部例外あり）
- 施行開始時期：カナダ国内企業がスムーズに移行できるように、製造、輸入、販売、輸出に対して段階的に実施。一部の商品分野を除き、製造や輸入は2022年12月20日、販売は2023年12月20日、輸出は2025年12月20日までに移行。

出所：カナダ環境・気候変動省.Single-use Plastics Prohibition Regulations – Overview. https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/services/managing-reducing-waste/reduce-plastic-waste/single-use-plastic-overview.html

⑦ プラスチック　(c) EU
(i)欧州REACHにおけるマイクロプラスチックに関する規則
1．マイクロプラスチックに対する欧州規制対応経緯

- 【欧州委員会】2017年11月9日、欧州化学物質庁（ECHA）に対し、規則（EC）No 1907/2006（REACH）の第69条(1)に従い、以下作成を要請
  - **求められる特性を付与するために製品中に存在する（「意図的に存在する」）**　（※1）**5mm以下**（※2）の**合成の水不溶性ポリマー（「合成ポリマー微粒子」）**について、それらの微粒子が水生環境にもたらす可能性のあるリスクに対処するため、制限の可能性を視野に入れたドシエ

  （※1）「that are present in products to confer a sought-after characteristic ('intentionally-present')」

  （※2）附属書XV：**5mm以下の大きさの粒子**は、それ以上の大きさのものよりも**生物相に摂取される可能性が高い**

- 【欧州議会】**2018年**9月、欧州委員会に対し、
  - 2020年までに**化粧品、パーソナルケア製品、洗剤、洗浄剤に含まれるマイクロプラスチック**の禁止を導入するよう要請

- 【ECHA】2019年1月29日　REACH附属書XVドシエを公表
  - 【結論】環境への放出をもたらす合成ポリマー微粒子の意図的な使用は、十分に管理されておらず、EU全体で取り組む必要がある環境リスクをもたらす

- 【欧州委員会】**2023年4月**26～27日欧州委員会にて**可決**
- 【欧州委員会】**2023年9月25日　欧州議会・理事会による3か月の精査を通過し、**「合成ポリマーマイクロ粒子についてREACH附属書XVIIを改正する2023年9月25日付け欧州委員会規則」を**採択、9月27日に官報公示、10月17日に発効**

2.欧州REACHの改正内容（ANNEX XVII）
①対象物質

【対象となる物質等】

- **合成ポリマーマイクロ粒子**：
  固体であり、次の条件を両方とも満たすポリマー：

  (a) 粒子に含まれ、その粒子の**少なくとも1重量%**を構成する；または粒子上に連続的な表面コーティングを形成する；

  (b) (a)で言及される粒子の**少なくとも1重量%**が、以下の条件の**いずれか**を満たす：

  (i) 粒子の**すべての次元が5mm以下**である；

  (ii) 粒子の**長さが15mm以下**で、**長さと直径の比が3より大きい**。

※補足：上記は「長さが5mmを超えるが15mm未満の合成ポリマー粒子は制限の対象に含める」ことを意味する。これは、ある種の繊維状の合成ポリマー粒子は、長さが5mmを超えるが15mm未満。これらの繊維状粒子は非常に残留性が高く、特定されたリスクの一因となっているため。

※補足：固形で水に溶けない合成ポリマーや化学修飾された天然ポリマーを含む、あるいはそれによってコーティングされた粒子には、さまざまなサイズがある。製品に添加された場合、これらの粒子の一部のみが附属書XV ドシエで規定されたサイズ制限を満たし、特定された懸念の原因となるため。

2.欧州REACH改正内容（ANNEX XVII）
②除外物質

【対象から除外される物質等】

- 以下のポリマーは、この指定から除外される：
  - (a) 化学的に修飾された物質でない、抽出されたプロセスとは無関係に**自然界で起こった重合プロセス**の結果であるポリマー
  - (b) 付録15に従って証明された**分解可能**なポリマー
  - (c) 付録16に従って証明された、**溶解度が2g/Lを超える**ポリマー
  - (d) 化学構造中に**炭素原子を含まない**ポリマー

※補足：

(a)は化学修飾されていない天然ポリマー、(b)は分解性ポリマー、(c)は水溶性ポリマー、であり、同じ**長期残留性を持たず**、特定されたリスクに寄与しないため。

なお、付録15に示された分解性を証明するための試験方法は、**生物学的分解**を測定するように設計されており、(b)の分解可能は生分解性を意味する。

2.欧州REACH改正内容（ANNEX XVII）
③制限条件：上市禁止･対象サイズ

【制限条件】

[上市の禁止]

1. 物質単独で、または求められる特性を付与するために合成ポリマーマイクロ粒子が **0.01 重量%超の濃度**で混合物として存在する場合には、物質として上市してはならない。

※補足：0.01%という濃度限界は、合成ポリマーの微粒子が製品の機能に影響を及ぼす可能性があると報告された最低濃度レベルに相当する。

[対象サイズ（サイズ下限）]

3. 本項目で対象とする合成ポリマーマイクロ粒子の濃度が、利用可能な分析法または添付文書で決定できない場合、パラグラフ1の濃度限度への準拠を検証するために、**少なくとも以下のサイズの粒子のみ**を考慮するものとする：

(a) すべての次元が5mm以下の粒子については、**いずれの次元も0.1μm**とする；

(b) 長さが 15 mm 以下で、**長さと直径の比が 3 を超える**粒子については、**長さが 0.3 μm** とする。

※補足：法律の施行を含む実務上の重大な懸念に基づき、サイズ下限を規定。

2.欧州REACH改正内容（ANNEX XVII）
④規制対象（猶予期間を含む）-1

改正内容には規制対象物質が明示されていないが、猶予期間設定対象については明示されている。

ただし、改正規則と同時に発表されたQ&Aには、2023年10月17日の施行日より適用される（経過措置期間設定なし）対象が例示されている。

１．猶予期間を経ずに2023年10月より、ただちに規制対象とするリスト（改正規則前文及び/又はQ&A）

- [規則前文・Q&A]化粧品のうち、マイクロビーズ（角質除去に使用される小さなプラスチックビーズ）を含む化粧品
  主に洗い流しタイプの化粧品や洗剤に使用される、研磨剤、すなわち剥離、研磨、洗浄のための合成ポリマーマイクロ粒子

  ※補足：業界が2020年までに自主的にその使用を段階的に廃止すると予想されたため。
- [Q&A]プラスチック製のルースグリッター（化粧品で使われるラメを含んだ粉状のもの）

2.欧州REACH改正内容（ANNEX XVII）
④規制対象（猶予期間を含む）-2

2．規制対象（猶予期間あり）

製品種類・用途	猶予期間
リンスオフ化粧品	4年
リーブオン化粧品	6年
リップ・ネイル・メイクアップ化粧品（マイクロビーズを含まないもの）※1	12年
香料（カプセル化）	6年
洗剤・ワックス・つや出し剤（マイクロビーズを含まないもの）	5年
肥料（肥料製品規則[規則(EU)2019/1009]の定義「肥料製品」※2に含まれないもの）	5年
農業用及び園芸用製品※3	5年
医療機器[規則(EU)2017/745]（マイクロビーズを含まないもの）※4	6年
人工芝生用充填材	8年
植物保護製品とこれら製品で処理された種子及び殺生物性製品※5	8年

※1　つや出し用等に使用[JFE注記]
※2　肥料製品規則のおける「肥料製品」の定義：植物またはきのこに栄養を与え、またはその栄養効率を向上させる目的で、植物またはその根圏、きのこまたはその菌圏に施用され、または施用されることが意図され、根圏または菌圏を構成することが意図される物質、混合物、微生物またはその他の資材をいい、単独でまたは他の資材と混合して使用される
※3　肥料や植物保護剤の放出、肥料と土壌間の水流を制御するために使用される
※4　例えば、人工透析で老廃物を濾し取るために使用[JFE注記]
※5　例えばカプセル化された農薬や殺虫剤等[JFE注記]

2.欧州REACH改正内容（ANNEX XVII）
⑤適用除外-1

[適用除外]

4.　パラグラフ1は、以下の上市には適用されないものとする：

(a)　合成ポリマーマイクロ粒子は、それ自体または混合物として、**産業現場で使用**される

※補足：産業現場で使用される合成高分子微粒子：左記用途からの排出を管理することは、消費者や専門家による用途からの排出よりも容易なため

(b) 指令2001/83/ECの範囲内の**医薬品**および欧州議会および理事会規則（EU）2019/6の範囲内の**動物用医薬品**

(c) 欧州議会および理事会規則(EU) 2019/1009の範囲内のEU**肥料製品**

(d) 欧州議会および理事会規則(EC)No 1333/2008の範囲内の**食品添加物**

(e) **体外診断用医療機器**（規則（EU）2017/746の範囲内の機器を含む）

(f) 本項の(d)に該当しない、規則(EC)No 178/2002（食品法の一般原則と要件）の第2条にいう**食品**、および同規則の第3条(4)に定義される**飼料**。

※補足：（各関連規則対象の）医薬品、動物医薬品、肥料製品、食品添加物、等：特定の用途や分野に関する過剰規制を避けるため

2.欧州REACH改正内容（ANNEX XVII）
⑤適用除外-2

[適用除外]

5.　パラグラフ1は、以下の上市には適用されないものとする：

(a)　意図された最終用途において使用説明書に従って使用される場合、**環境への放出が防止されるよう技術的手段**により含有される合成ポリマーマイクロ粒子

(b)　合成ポリマーマイクロ粒子であって、意図された最終使用中に、その**物理的性質が恒久的に変更され、ポリマーがもはや本項目の範囲に含まれなくなる**もの

(c)　意図された最終使用中に**固体マトリックスに永久的に組み込まれる**合成ポリマーマイクロ粒子

※補足：クロマトグラフィーカラム、浄水器カートリッジ、プリンター用トナーなどの技術的手段によって含有されるか、あるいは、例えば、おむつ、マニキュア、塗料などのように、膨潤したり、膜を形成したりするため、恒久的に粒子形状を失うか、あるいは、コンクリートに添加される 繊維や成形品の原料として使用されるペレットなどのように、最終使用時に恒久的に固体マトリックスに封入されるため、放出によるリスクが最小化されると予想される場合

⑦ プラスチック　(c) EU
(ii)シングルユースプラスチック飲料容器規則

- 欧州委員会は、シングルユース（単回使用）プラスチック飲料容器の抑制に向けて制定した欧州**2019/904の要件を施行するための具体的要件を策定**。
- 特に今回は、プラスチック飲料容器における**リサイクル材の含有率の算出・検証方法やデータ報告方法**などの内容。**2023年5月のパブリックコメントを経て、同年11月に採択**。

＜概要＞

- 欧州委員会（EC）は2023年11月、リサイクルプラスチック材の算出・検証・報告におけるシングルユース（単回使用）プラスチック飲料容器規則（Single-use plastic beverage bottles-EU rules for calculating, verifying and reporting on recycled plastic content）を採択。今回の規則は、EU指令2019/904の要件を施行するための具体的な内容。
- EU指令2019/904（特定プラスチック製品の環境負荷低減に係る指令）では、バージンプラスチックの使用削減を目的として、単回使用プラスチック飲料容器においてリサイクル材の含有率（2025年：25%、2030年：30%）を設定していた。それに基づき今回の規則では、含有されたリサイクル材の算出・検証方法やペットボトル・飲料容器に含まれたリサイクルプラスチック材のデータを報告するためのフォーマットなどを規定。

＜単回使用プラスチック飲料容器規則の構成内容＞

主な内容
• 第1章：定義 • 第2章：飲料容器に占めるリサイクルプラスチック材の割合の算出方法 • 第3章：飲料容器に含まれたプラスチック部分の重量の計算方法 • 第4章：飲料容器に含まれたリサイクルプラスチック材の重量の計算方法 • 第5章：データ収集とデータ実証を事業者へ義務付け • 第6章：データの収集と報告を加盟国へ義務付け • 第7章：リサイクル対象となるプラスチック製品の種類の追加 • 第8章：規則施行

出典：欧州委員会（https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_202302683 https://foodcomplianceinternational.com/industry-insight/news/3939-implementing-rules-for-the-use-of-recycled-plastic-in-single-use-plastic-beverage-bottles）

⑦ プラスチック　(c) EU
(iii)バイオベースプラスチックの調達、表示、使用、および生分解性プラスチックと堆肥化可能プラスチックの使用に関する政策枠組み
１．概要

- 欧州委員会は2022年11月30日、『バイオベースプラスチックの調達、表示、使用、および生分解性プラスチックと堆肥化可能プラスチックの使用に関する政策枠組み』を採択

- 【本枠組みの目的】
  - ➢ **持続可能なプラスチック経済に貢献**すること。
  - ➢ **バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチックの使用から生じる課題と利益**について理解を深めることである。
  - ➢ その**生産と消費による環境への影響が全体としてプラスになる**ようにするための条件も定める。
    - ✓ バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチックは、**化石由来で非生分解性の従来型プラスチックよりも環境に優しい**と、欧州でも国際的にも広く認識されている。
    - ✓ 同時に、これらのプラスチックの**生産と使用が、全体として環境に良い結果をもたらし、プラスチック汚染、気候変動、生物多様性の損失といった問題を悪化させないことを確実にする**ためには、多くの条件を満たさなければならないという科学的証拠と認識が高まっている。
    - ✓ **バイオマスからプラスチックを製造**することや、**プラスチック製品が受け入れ環境によっては生分解されるようにする**ことは、従来のプラスチックと比較して多くの利点をもたらすが、これらの解決策には**独自の持続可能性の課題やトレードオフ**があり、それらをよく理解し、十分に考慮する必要がある。

2．バイオベースプラスチック-1

- バイオベースプラスチックは、化石資源に代わるバイオマスが原料であることから、GHG排出量の削減に貢献し、プラスチックを含め原材料の生産に優先的に使用されるべきである。 （循環経済アジェンダ）

- 従来のプラスチックが**化石資源**（石油や天然ガス）から作られるのに対し、バイオベースプラスチックは**バイオマス**からつくられる。
- **持続可能なバイオマス**からの再生可能炭素は化石炭素に代わるもの。
- **GHG排出量**を削減するために、短命な製品や廃棄物の消費を減らし、プラスチックのリサイクルを増やし、リサイクルされた内容物を新しい製品に使用する（循環経済アジェンダ）。
- バイオマスは、プラスチックを含む原材料の生産に優先的に使用されるべき（森林戦略）。

2．バイオベースプラスチック-2

- 一方で、バイオマスの生産による土地利用変化が生物多様性や生態系に影響を与えたり、森林伐採や水不足につながる可能性があり、最終的には作物との競合を引き起こす可能性もある。（循環型経済行動計画）
- また、耐用年数の長いバイオベースプラスチック製品でなければ、有益な炭素貯蔵効果にはつながらない。

- **生物多様性、生態系、土地や水の利用**に悪影響を与えないことを保証することが必要（循環型経済行動計画）。
  - バイオマスの生産には、土地や水などの天然資源の利用と、肥料や農薬などの化学物質の使用が必要である。したがって、一次バイオマスからプラスチックを生産することは、直接的または間接的な**土地利用の変化**につながる可能性があり、その結果、生物多様性の損失、生態系の劣化、森林伐採、水不足、さらには人間の消費目的の**作物との競合**を引き起こす可能性がある。
  - 一次バイオマスを使用する場合、環境的に持続可能で、生物多様性や生態系の健全性を損なわないことを保証することが重要。
- 単回使用製品を含め、寿命の短い製品よりも**寿命の長い製品**を優先すべき。
- 廃棄物になっても焼却されない、**耐用年数の長いバイオベースプラスチック**製品だけが、有益な炭素貯蔵効果を持ちうる。
  ⇔耐用年数の短い製品、すなわち単回使用包装のような今日のバイオベースプラスチック製品のほとんどは、最初に大気から取り込まれた炭素がすぐに放出されてしまう。

3．生分解性プラスチック-1

- 生分解性プラスチックは、プラスチック材料の特性に加えて、環境中での分解のためには、受け入れ環境の適切な条件と十分な時間が必要である。
- プラスチックの生分解は、環境中へのプラスチックの残留・蓄積、マイクロプラスチックの生成につながる可能性がある。
- プラスチックの生分解に必要な時間は、海洋生態系・生物に害を与えない程度に短くしなければらない。

- 従来のプラスチックは寿命が尽きても分解しないが、「生分解性」プラスチックは、寿命が尽きると、すべての有機成分（ポリマーと有機添加物）が主に二酸化炭素と水、新しい微生物バイオマス、ミネラル塩、酸素がない場合はメタンに変換され、分解するように設計されている。
- プラスチック**材料の特性**に加えて、**受け入れ環境**の適切な**条件**と十分な**時間**が必要である。
- プラスチックの生分解は、材料の特性だけでなく、材料に関連する要素と環境に関連する要素が等しく重要な「システム特性」の観点から考慮されなければならない。
- 生分解は、プラスチックが環境中に**残留・蓄積**し、より小さな破片、**マイクロプラスチック**やナノプラスチックに分解され、人の健康や環境に有害な汚染源となるかどうかを決定するため、重要な特性である。
- 生分解性プラスチックは、**意図された受け入れ環境**で完全に分解され、生分解できない環境に流出しない限り、残留・蓄積する可能性はない。
- 生分解の**タイムスケール**は、例えば海洋動物の摂取によって生態系や海洋生物に**害を与えない程度**に短くなければならない。

3．生分解性プラスチック-2

- 生分解性プラスチックへの置換は、廃棄物削減や製品の再利用などの循環型経済ソリューションの発展を遅らせる可能性や、プラスチックのリサイクル設計や持続可能な代替品の利用の阻害につながるリスクもあり、削減や再利用、リサイクルが不可能な用途に限定すべきである。
- 生分解により、プラスチック中に含有される添加剤の環境放出につながる可能性もある。
- 消費者に誤解を与え、ポイ捨て行動につながる可能性もある。

- 野外環境における生分解性プラスチックの使用を、**削減、再利用、リサイクルが不可能**な特定の**用途**に限定することが必要。このようなプラスチックを不適切な廃棄物管理やポイ捨ての解決策と考えるべきではない（欧州委員会の主任科学顧問グループ）。
- 従来のプラスチックを生分解性プラスチックに置き換えることは、廃棄物の削減や製品の再利用に基づく**循環型経済ソリューション**の**発展を遅らせる**危険性がある。
- プラスチックをできるだけ長く循環させるためにプラスチックを**リサイクルする設計**や、プラスチックを含まないより**持続可能な代替品**の使用を**阻害**するリスクもある。
- 生分解性プラスチックの製造に使用され、同様に生分解されるべき**添加剤**には、さらなる課題がある。添加物を含むプラスチックに含まれる複雑な化学混合物とその毒性に関して、従来のプラスチックとの比較から、生分解性プラスチックも同様の毒性を持つ可能性があることが示されている。さらに、生分解性プラスチックはこれらの添加物を直接**環境に放出**することができ、その放出は従来のプラスチックよりも早い。
- **消費者に誤解**を与えないようにするため、「生分解性」と表示されたプラスチックには、必ず、そのプラスチックが対象とするオープンな環境と、生分解に必要な期間を明記しなければならない。

4．堆肥化可能なプラスチック

- 工業的に堆肥化可能なプラスチックは、環境上のメリットが代替品よりも高く、堆肥の品質に悪影響を与えない場合にのみ、特定の用途に使用されるべきである。
- 適合するバイオ廃棄物の収集・処理システムが存在する必要がある。
- 消費者に誤解を与え、ポイ捨て行動につながる可能性もある。

- **管理された条件下**で生分解するように設計された生分解性プラスチックのサブセットである。
- 通常は堆肥化または嫌気性消化のための特別な施設での**工業的堆肥化**によって生分解する。
- 産業用堆肥化のために送られる生分解性プラスチック廃棄物は、まず回収される必要がある。
- 工業的に堆肥化可能なプラスチックは、**消費者の行動**を考慮し、**環境上のメリット**が**代替品**よりも高く、**堆肥の品質**に悪影響を与えない場合にのみ、特定の用途に使用されるべき。
- 適合する**バイオ廃棄物の収集・処理システム**が存在する必要がある。
- **他の廃棄物の流れ**のリサイクル可能性に影響を与えることなく、マテリアルリサイクルを可能にする必要がある。
  →従来のプラスチック包装廃棄物と堆肥化可能なプラスチック包装廃棄物の**相互汚染**が生じ、二次原料の品質が低下する。
- **消費者に誤解**を与えないためには、工業的に堆肥化可能なプラスチックとして認証されたものだけを「堆肥化可能」とし、工業的堆肥化を意図していることを常に明記すべきである。

（参考）その他欧州関連規制での扱い

- **特定プラスチック製品の環境負荷低減に関わる指令**※は、生分解性プラスチックで作られたプラスチック製品をその範囲に含めている。
  ※Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment
  - ➢ **オキソ分解性プラスチック**は、**環境上の利点**が証明されておらず、完全に**生分解**されず、従来のプラスチックの**リサイクルに悪影響**を及ぼすため、禁止されている。
    - ✓ **オキソ分解性プラスチックで作られた製品**も対象とすべきである。なぜなら、その種類のプラスチックは適切に**生分解しない**ため、**環境中**の**マイクロプラスチック汚染**の一因となり、**堆肥化**できず、**リサイクルに悪影響**を与えるから。
    - ✓ 海洋環境における**発泡ポリスチレンのごみ**の蔓延と**代替品**の入手可能性を考慮すると、発泡ポリスチレンで作られた**単回使用の食品・飲料容器**及び**飲料用カップ**も**制限**されるべきである。
- **肥料製品規則**※は、2026年7月16日までに、**コーティング剤**と**製剤添加剤**は定められた**生分解性基準**を満たさなければならないと定めている。
  ※Regulation (EU) 2019/1009 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 laying down rules on the making available on the market of EU fertilising products and amending Regulations (EC) No 1069/2009 and (EC) No 1107/2009 and repealing Regulation (EC) No 2003/2003
- 欧州委員会は、**「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関わる指令」**に基づき、**海洋環境**における**生分解性の可能な基準**または基準に関する**科学的・技術的進歩の評価**を実施する任務を負っている。

⑦ プラスチック　(c) EU
(iv)非意図的プラスチックに関する規則案
１．背景および経緯

- 2023.10.16 【欧州委員会】マイクロプラスチック削減のためのプラスチックペレットの損失防止に関する欧州議会・理事会規則ドラフトを提案し、現在パブリックコメント募集中。

背景

- 2018年【欧州委員会】「循環型経済におけるプラスチックのためのEU戦略」
  マイクロプラスチックがもたらすリスクを認め、さまざまな発生源を対象とした革新的な解決策を推奨
- 2019 年【欧州委員会首席科学顧問グループ】マイクロプラスチックによってもたらされる潜在的なリスクを認識し、予防措置を奨励

欧州委員会における検討経緯

- 2020年 「欧州グリーン・ディールフォローアップ行動　循環型経済行動計画2.04」
  欧州委員会に対し、環境中のマイクロプラスチックの存在に取り組むことを約束
  - 製品に意図的に添加されるマイクロプラスチックを制限
  - 特に、標準化、（ペレット損失防止システムの）認証、規制措置、およびマイクロプラスチックの放出量の測定方法の調和を図ることによって、マイクロプラスチックの非意図的な放出に対処
- 2021年　行動計画「大気・水質・土壌の汚染ゼロに向けて」
  2030年までにマイクロプラスチックの環境への放出を（意図的・非意図的）30%削減することを提案
- 2023年9月25日　製品に意図的に添加されるマイクロプラスチックを制限する規則を採択

2.提案目的・理由

（1）目的

- 環境に対するペレットの（流出による）損失を減らすこと。

- プラスチック・ペレットは、全てのプラスチック生産に使用される工業原料。
- ペレットの取り扱いに関する現在の慣行は、サプライチェーンの全ての段階、特に生産（バージンまたはリサイクル）、加工、輸送、その他の物流、廃棄物管理業務で（ペレットの）損失をもたらす。

（2）理由

- プラスチックペレットはプラスチック生産に使用される工業原料であり、現在の取扱いは、サプライチェーン全体で（ペレットの）損失をもたらす。

※JFE注：2023年9月25日採択の「合成ポリマーマイクロ粒子（SPM）に関するREACH附属書XVIIを改正する欧州委員会規則」では、産業現場で使用されるSPMは適用除外とされていたが、今回の提案規則は対象としている。

- プラスチックペレットは環境放出後の回収がほぼ不可能であり、既にあらゆる環境に存在し（ubiquitous）、土壌や水域で確認されている。

- 環境放出後のペレットを回収することはほとんど不可能。
- 他のマイクロプラスチックと同様、産業施設や輸送中に流出したプラスチックペレットは、大気中や陸上水域、海流によって容易に輸送され、土壌（農地を含む）中にも存在する。
- 推計によると、2019年にはEUで52,140トン～184,290トンのペレットが環境中に流出（EUにおける2021年の生産量は5700万トン、流出率は01～0.3%に相当）。

2.提案目的・理由
（３）欧州委員会が懸念している具体的影響

- 環境、気候、潜在的な人健康、経済　への影響

※なお、以下は欧州委員会による説明の抜粋であるが、一部の事象については、プラスチックペレットによる影響とマイクロプラスチックによる影響が区別されず混在して記載されている。

- 【環境・生態系】さまざまな海洋生物種や沿岸生物種（ウミガメ、海鳥、貝類など）が食べる。
  ➡一旦摂取されると、身体危害（harm）や死を引き起こす可能性がある。また、消化器官を通過できない場合には、栄養失調や飢餓を引き起こす可能性、がある。他のマイクロプラスチックと同様、吸着した毒物や病原性微生物のキャリアとして作用する可能性は、問題の不可欠な部分である。
- 【気候・温暖化】温室効果ガスは、生産から分解過程まで、プラスチックのライフサイクル全体を通して排出され、海洋中のプラスチックは、二酸化炭素を吸収・隔離する海洋の能力をも阻害する可能性がある。
- 【人健康】人間は、空気中や食物摂取を通じてマイクロプラスチックに曝露されている。
- 【経済】プラスチックペレットを含むマイクロプラスチックが、商業漁業や農業（例えば、海洋生息地、エコシステム、野生生物への影響による漁獲量の減少）、観光やレクリエーション（例えば、ビーチや国立公園、河川、湖沼のような脆弱な地域の魅力の低下や閉鎖）といった地域活動に及ぼす潜在的な経済的悪影響がある。

2.提案目的・理由
（４）放出源と対策

- プラスチックペレットは、非意図的マイクロプラスチックの環境中流出の3番目の原因

- 環境中へのプラスチックペレットの（流出による）損失※1は、全ての非意図的なマイクロプラスチック流出の3番目のソース※2
  ➡プラスチックペレットの損失は、認識不足と取り扱い不良によるものであるため、このような回避可能な汚染を防止するための迅速な対策によって軽減することができる。このため、プラスチックペレットは政策介入の第一候補となる。
- その他の主な放出源は、塗料、タイヤ、繊維製品、ジオテキスタイル、そしてより程度は低いが洗剤中のカプセル※3が含まれる（JFE注：なお、今回はこれらは対象外）
  ➡これらの発生源からのマイクロプラスチックの放出を防ぐには、製品の特性を大きく変えたり、代用する必要があるかもしれない。

※１　「損失」とは、プラスチックペレットが、設置場所の境界から環境へ、又はプラスチックペレットを輸送する道路車両、鉄道車両、内陸水路の船舶から、単発又は長期的に流出することをいう（規則案第2条定義より）

※2　非意図的マイクロプラスチック流出源の上位3つ；1位：塗料　2位：タイヤ　3位：ペレット

※３　JFE注：洗剤は「合成ポリマーマイクロ粒子（SPM）についてREACH附属書XVIIを改正する欧州委員会規則」において、猶予期間（5年間）対象製品

2.提案目的・理由
（４）放出源と対策（参考）

- 欧州環境へのプラスチックペレットを含むその他の主な非意図的マイクロプラスチックの放出源別の推測される放出量

出典：COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT REPORT, SWD(2023) 332 final, 2023.10.16

Table 1: Estimated releases from six main sources of unintentional microplastic releases to the EU environment

Source	Quantity (tonnes/year), 2019*
Paints	231 000 – 863 000
Tyres	360 000 – 540 000
Pellets	52 140 – 184 290
Textiles	1 649 – 61 078
Geotextiles	6 000 – 19 750
Detergent capsules	4 140 – 5 980
TOTAL of the selected six sources	654 929 – 1 674 098 (90-93% of total emissions)
TOTAL of all sources	729 087 – 1 808 198

(*) Estimations based on the supporting study for this Impact Assessment

３.既存のEU政策との関連

（１）欧州グリーン・ディール

- 気候変動、汚染、生物多様性の損失という3つの危機の解決に貢献する欧州グリーン・ディールの目標を支援する。

（２）関連戦略

- プラスチック戦略、循環型経済行動計画、汚染ゼロ行動計画などの包括的戦略も強化する。

【参考】
- マイクロプラスチック汚染源

1. 大型プラスチック製品の放棄、廃棄、不適切な廃棄、および環境中での小さなプラスチック片への分解
2. 化粧品など特定の製品に意図的に添加され、最終的に環境に流入するマイクロプラスチック
3. 主に使用中の摩耗や不適切な取り扱いが原因で、非意図的に放出されるマイクロプラスチック

3.既存のEU政策との関連
（3）マイクロプラスチック対応規制

- 欧州委員会は、サプライチェーン全体を通じてマイクロプラスチック汚染の原因となるペレットの損失を防止する具体的なEU規制がないことを問題視している。

- プラスチック廃棄物の発生を減らし、その回収とリサイクルを改善し、新製品にリサイクル素材を使用するよう奨励することで、環境中のプラスチックごみの量を減らすことに貢献。
- 環境中に流出する大型プラスチック製品から生じる汚染に取り組むための規制措置を講じている：
  - 単回使用プラスチック指令（SUPD）
  - 廃棄物枠組指令（WFD）
    ➡一般的な義務は、プラスチックペレットが廃棄物になるのを避けるために、プラスチックペレットの慎重な取り扱いに関する具体的な側面や要求事項を取り上げることで補完されるべき
  - 包装・包装廃棄物指令（PPWD）
  - 海洋戦略枠組指令（MSFD）
    ➡発生源でのペレット損失の防止や削減に関する具体的な要件は含まれていない。

3.既存のEU政策との関連
（4）非意図的に放出されるマイクロプラスチック対応規制

- タイヤについては他規則案で対応済み。
- 塗料、合成繊維、ジオテキスタイル、洗剤中カプセルについては、他の政策手段が適している可能性がある。
- 本提案は意図的添加マイクロプラスチックに関するREACH改正規則のペレット規定を補完するもの。

- EURO7規則案※：タイヤから放出されるマイクロプラスチック対策について言及あり。
  ※ JFE注：欧州排ガス規制。2023年9月25日に欧州理事会はEuro7案に合意。タイヤからのマイクロプラスチック排出に関する規定を含むが、具体的な数値基準は含まれていない。欧州委員会規則案の前文(12)には、「欧州委員会は、2024年末までにタイヤ摩耗に関する報告書作成、2025年12月までにタイヤ摩耗規制値を提案できるよう、測定方法と最新技術を見直すべき」と記載されている。
- その他の放出源（**塗料、合成繊維**、ジオテキスタイル、**洗剤中のカプセル**）：
  予備的分析では、不確実性とデータギャップが明らかになり、それらに取り組むには**他の政策手段の方が適している可能性があると結論**づけられた。
- 産業排出指令（IED）：
  プラスチックペレットの損失は、既存の最善技術の結論では特に扱われていない。本規則で定める規則は、IEDの適用を妨げることなく適用されるべきである。
- 意図的に添加されたマイクロプラスチックに関するREACH制限：環境へのペレット流出防止に関する本提案は、同規則のペレット規定を補完するもの。
  - 制限に関して経済事業者に課された義務：
    1. ペレットの使用と廃棄に関する情報をラベル表示などで提供する
    2. 放出量の推定値を毎年報告する
  - 廃棄量の推定方法は導入されていない。
  - 本提案に含まれる包括的な義務と標準化された方法論は、発生源でのペレットの損失を防ぎ、推定放出量に関する情報収集を改善するのに役立つ。

4.条約との関連

（1）既存の条約

- プラスチックペレットに関する北東大西洋海洋環境保護条約（OSPAR）の拘束力のない勧告と一致。プラスチックのサプライチェーン全体に対する防止基準と認証制度を促進する。
- 国際海事機関（IMO）は、貨物コンテナによるプラスチックペレットの海上輸送を検討しており、ペレット取扱事業者により厳しい要件を課す自主的措置と義務的措置の両方を評価している。

（2）海洋プラスチック汚染条約

- 本提案は、現在進行中のプラスチック汚染に関する世界条約の交渉の中で、マイクロプラスチックに関する規定への道を開くことを目的としている。
- EUとその加盟国は、将来の文書に、マイクロプラスチックの意図しない放出を減らすための措置を盛り込む必要性を強調している。これには、例えば、生産、取り扱い、輸送からプラスチックペレットが漏出するリスクを最小化するための措置が含まれる。

5.本提案の要求事項等-1

- プラスチックペレットがサプライチェーンのすべての段階で安全かつ責任を持って取り扱われ、環境への損失が防止されるようにするためには、生産、マスターバッチおよびコンパウンド、転換、リサイクルを含む廃棄物管理、流通、再梱包、輸送、保管、洗浄ステーションでのタンク洗浄といったサプライチェーン全体におけるプラスチックペレットの取り扱いに関する要件を確立する必要がある。

【具体的に規定される要求事項の内容】

- **経済事業者、EU域内の輸送業者および非EU域内の輸送業者**は、**環境へのペレットの流出を防止**することを最優先の目標とし、優先順位の高い行動に従って、プラスチックペレットの取り扱いに関する要求事項を実施すべきである。従って、**日常的な取り扱いにおいて、一次封じ込め容器からのプラスチックペレットの流出を防止**し、**流出リスクを可能な限り低減**することが、不必要な取り扱いの回避（例えば、移送地点の削減）や耐穿孔性包装の使用など、最初のステップであるべきであり、次いで、流出したペレットを封じ込め、環境への損失にならないようにし、最終的には、流出または損失発生後のクリーンアップが最後のステップとなる。
- **各加盟国**で取り扱われ輸送される**プラスチックペレットのトレーサビリティ**を確保し、所轄当局が効率的にコンプライアンスチェックを行えるようにするためには、**プラスチックペレットを取り扱う施設と、それを輸送する輸送業者の登録**が必要である。
- **経済事業者**は、流出や損失の可能性を特定し、設備の規模や業務の規模を考慮して、**ペレットの損失を防止し、封じ込め、清掃するための具体的な設備や手順**を文書化したリスクアセスメント計画を策定し、実施し、常に更新しなければならない。

5.本提案の要求事項等-2

【具体的に規定される要求事項の内容】（続き）

- 管轄当局がリスクアセスメント計画の要求事項への準拠を検証できるようにするため、**経済事業者**は、**適合の自己宣言**とともに、実施した**リスクアセスメント計画**を管轄当局に提出すべきである。
- **経済事業者**は、**設置する特定の機器や実施する手順を選択できる**べきである。
- 各設備で実施されたリスクアセスメント計画の妥当性を評価するために、**経済事業者**は、**年間のペレットの環境放出量の推定値を、総取扱量とともに記録**しなければならない。
- **運送業者**は、その活動の特性上、リスクアセスメント計画の実施を義務付けられるべきではない。その代わり、流出や損失を防止、封じ込め、対処することを目的とした**具体的な措置を講じることを義務付ける**べきである。これらの措置は、主に輸送過程において、管轄当局による検証を受けるべきである。
- **経済事業者とEU域内輸送業者**は、従業員が本規則に規定された要求事項を確実に遵守するために必要な機器（equipment）を認識し、使用し、手順を実行できるようにするため、従業員の特定の役割と責任に従って、**従業員を訓練する**ことが求められるべきである。経済事業者およびEU域内輸送業者はまた、本規則に規定された要求事項を実施するための**関連措置、例えば新しい捕集装置の設置などを監視し、記録することを義務付け**られるべきである。適切な場合には、必要に応じて、設置されている設備や手順の改善を含む是正措置を採用すべきである。

5.本提案の要求事項等-3

【具体的に規定される要求事項の内容】（続き）

- **1,000トンを超える**プラスチックペレットを取り扱う施設を運営する**中規模および大規模企業**は、**各設備について**、年次内部評価の実施、特定の訓練ニーズと様式に対応した訓練プログラムの採用などの**特別な措置を実施**することが求められるべきである。これらの企業は、認証機関が発行する認証書を取得・更新することで、本規則に規定された要件に準拠していることを証明しなければならない。
- **1,000トン未満**のプラスチックペレットを取り扱う施設を運営する**零細・中小企業および中堅・大企業**は、**適合の自己宣言の対象となることを義務付け**られるべきである。また、**適合を実証するための十分な時間**が与えられるべきである。
- 管轄当局が本規則に基づく適合性をより効率的に検証できるようにするため、**認証機関**は、 評価の結果を管轄当局に通知すべきである。
- **EMASに登録された経済事業者**は、本規則に規定された要求事項が環境マネジメントシステムに含まれ、実施されていることを環境検証者が検証した場合、本規則に規定された要求事項に適合しているとみなされる。したがって、これらの経済事業者は、**自己宣言およびリスクアセスメントを更新**する際、認証および管轄当局への**通知の義務を免除**されるべきである。
- **管轄当局**は、必要に応じて、認証の一部として、または自己宣言として提供された所見を用いて、経済事業者、EU域内輸送業者および非EU域内輸送業者が本規則から生じる義務を遵守していることを、環境検査またはその他の検証手段のいずれかに基づき、**リスクベースのアプローチで検証すべき**である。検査は、可能な限り、他のEU法に基づいて要求される検査と調整されるべきである。所轄当局は、欧州委員会に対し、本規則の実施状況に関する情報を提供しなければならない。

5.本提案の要求事項等-4

【具体的に規定される要求事項の内容】（続き）

- 損失の影響を最小化するために、**経済事業者、EU域内運送業者、非EU域内運送業者**は、**コンプライアンスを回復するために必要な措置**を講じるべきである。
- **管轄当局**は、本規則の遵守を確保し、より迅速かつ効率的に相互協力し、経済事業者、EU域内輸送業者、非EU域内輸送業者の本規則違反を抑止するために、最低限の検査・執行権限を持つべきである。
- 管轄当局は、検査目的の証拠として、事案のすべての事実と状況を使用できるべきである。
- **欧州委員会**は、ペレットの損失を防止する必要性について、**経済事業者および運送業者の意識を高める**べきである。さらに、欧州委員会は、特にリスクアセスメントの要求事項に関して、彼らが義務を果たすのを支援するための**研修資料**を作成すべきである。**加盟国**は、義務およびリスクアセスメントの要求事項の遵守に関する**情報へのアクセスと支援**を提供すべきである。加盟国の支援については、中小企業に対する専門的な研修のほか、**技術的・財政的な支援**も含まれる。加盟国は、適用される国家補助規則に関して措置を講じるべきである。
- 環境に対するプラスチックペレットの損失を推定する共通の根拠を容易にするため、欧州議会および理事会規則 (EU) No 1025/2012[欧州標準化規則] に従って採択される整合規格に標準化された手法を設定することが必要である。

6.規定案（抜粋）-1

- **第1条 対象および範囲**
  1. 本規則は、**サプライチェーンの全ての段階におけるプラスチックペレットの取り扱いについて、損失を防止するための義務**を規定する。
  2. 本規則は以下の対象に適用される：
     (a)EU域内において、前年度に**5トン以上のプラスチックペレットを取り扱った経済事業者**
     (b) **EU域内の輸送業者**および**EU域外の輸送業者**。
- **第2条 定義**

本規則では、以下の定義を適用する：

(a) 「プラスチックペレット」とは、プラスチック製品の製造工程で原料として使用される、所定のロットで比較的均一な寸法を有する、予備成形されたポリマー含有成形材料の小塊をいう

(b) 「流出」とは、一次封じ込めからプラスチックペレットが一度だけ流出することをいう

(c) 「損失」とは、プラスチックペレットが、設置場所の境界から環境へ、又はプラスチックペレットを輸送する道路車両、鉄道車両、内陸水路の船舶から、単発又は長期的に流出することをいう

以下の用語定義については割愛する

（d）設置 (e)経済事業者 (f)EU域内の運送業者 (g)EU域外の運送業者

(h)零細、中小企業 (i)大企業 (j)管轄当局 (k)認証者 (l)適合性評価

6.規定案（抜粋）-2

- **第3条　一般的義務**

1. 経済事業者、EU域内輸送業者およびEU域外輸送業者は、**損失の回避**を確実にしなければならない。損失が発生した場合、経済事業者、EU域内の運送業者、およびEU域外の運送業者は、**損失を取り除くための措置を直ちに**講じなければならない。
2. 経済事業者およびEU域内輸送業者は、運営する各設備およびプラスチックペレットの輸送に従事する場合、該当する場合、管轄当局の定める方法で、管轄当局に通知しなければならない。
3. 経済事業者およびEU域内輸送業者は、既存の施設の閉鎖を含め、プラスチックペレットの取り扱いに関連する施設および活動に重大な変更があった場合、その施設が設置されている加盟国の所轄当局に届け出なければならない。
4. 管轄当局は、第3項および第4項に従って受領した情報を含む公的登録簿を作成し、維持しなければならない。

6.規定案（抜粋）-3

- **第4条　プラスチックペレットの取り扱いに関する義務**

1. 経済事業者は，次の措置を講じなければならない：

(a) 設置の性質及び規模並びに業務の規模を考慮して，附属書Ⅰに従って，**各設置についてリスクアセスメント計画を策定**すること

(b) (a)で言及されたリスクアセスメント計画に記載された機器を設置し、手順を実行する

(c) (a)のリスクアセスメント計画を、附属書IIに定めるモデル様式に従って発行された適合の自己宣言書とともに、設置場所のある加盟国の主管庁に通知すること。

経済事業者は、特にプラスチックペレットの取り扱い経験を通じて判明した**弱点を考慮**し、リスクアセスメント計画を最新の状態に維持し、要求があれば所轄官庁に提供しなければならない。

2. 前暦年に**1,000トン未満**のプラスチックペレットを取り扱った施設を運営する中・大企業の経済事業者、または零細・小企業の経済事業者は、前回の届出から5年ごとに、各施設のリスクアセスメント計画の更新と適合の自己宣言の更新を所轄官庁に届け出なければならない。

3. 所轄官庁は、経済事業者に対し、以下の措置をとるよう求めることができる：

(a) 第1項及び第2項に従って通知されたリスクアセスメント計画を変更し、損失を効果的に防止し、適切な場合には、封じ込め、浄化し、附属書Ⅰを遵守することを確実にする

(b) 附属書Ⅰに記載された措置のいずれかを適時に実施すること。

6.規定案（抜粋）-4

- 第4条　プラスチックペレットの取り扱いに関する義務（続き）

4. **管轄当局**は、本条第1項及び第2項に従って通知されたリスクアセスメント計画及び適合の自己宣言を記載した登録簿を確立し、維持し、更新しなければならない。登録簿は、ウェブサイト上で公開されるものとする。

5. **EU域内の運送業者およびEU域外の運送業者**は、荷積み・荷降ろし作業、輸送の旅程、清掃および保守作業において、附属書IIIに定める措置が確実に実施されるようにしなければならない。

6. **経済事業者**が附属書Iに従って策定された**リスクアセスメント計画に定められた行動**を実施し、**EU域内の運送業者及びEU域外の運送業者**が附属書IIIに定められた行動を実施する場合、以下の**優先順位で行動**をとるものとする：

(a)　流出を防止するための措置

(b)　流出が損失とならないよう、流出を封じ込める行動

(c)　流出または損失後の清掃活動

6.規定案（抜粋）-5

- 第4条　プラスチックペレットの取り扱いに関する義務（続き）

7.　経済事業者及びEU域内の運送業者は、以下の義務を負う：

(a)職員がそれぞれの役割と責任に応じた訓練を受け、本規則の遵守を確保するために定められた関連機器を認識し、使用し、手順を実行できるようにすること

(b) 本条に定める義務を遵守するためにとった措置の記録を保管すること

(c) 毎年の推定損失量及びプラスチックペレットの総取扱量の記録を保管すること。

関連する整合規格が欧州連合官報に掲載されてから6ヶ月後、または、本規則第13条(2)に言及する実施法が適用された日から、経済事業者は、第13条に言及する標準化された方法に従って、第1号(c)に言及する損失量を推定しなければならない。

経済事業者およびEU域内の輸送業者は、本項(b)および(c)の記録を5年間保持し、管轄当局および該当する場合は認証機関の要求に応じて利用できるようにしなければならない。

8.　流出や損失の防止、封じ込め、浄化のために取られた**措置が失敗した場合**、経済事業者、運送業者、EU域外の運送業者は、可能な限り速やかに是正措置を取らなければならない。

6.規定案（抜粋）-6

第4条 プラスチックペレットの取り扱いに関する義務（続き）

9. **零細企業又は小規模企業でない経済事業者**で、前暦年に1,000トンを超える量のプラスチックペレットを取り扱った施設を運営する者は、毎年、各施設について、附属書Ⅰに定めるリスクアセスメント計画の要求事項への施設の適合状況に関する**内部アセスメント**を実施しなければならない：

(a) 損失の推定量及び原因

(b) 将来の損失を回避するために実施された予防、封じ込め及び浄化設備及び／又は手順、並びにその有効性

(c) 要員との話し合い、設置されている設備及び手順の検査、関連文書の改訂。

- 第5条 認証
- 第6条 環境管理システム
- 第7条 認証機関の認定
- 第8条 遵守の検証および報告
- 第9条 事件・事故
- 第10条 コンプライアンス違反
- 第11条 管轄当局の指定および権限
- 第12条 コンプライアンスに関する支援
- 第13条 標準化された方法論
- 第14条 苦情処理と司法へのアクセス
- 第15条 罰則
- 第16条 補償
- 第17条 附属書の改正
- 第18条 委任の行使
- 第19条 発効および適用
- 附属書I 施設のリスク評価計画
- 附属書II 適合性自己宣言フォーム
- 附属書III EU域内の運送業者及びEU域外の運送業者に対する措置
- 附属書IV 適合証明書の書式

⑦ プラスチック　(d) ドイツ
(i)シングルユースプラスチック課金制度

- ドイツは、**シングルユース（単回使用）プラスチックの制限に向けて課金制度を導入**。食品・飲料容器、プラスチックバッグ、たばこ製品など、**多様なプラスチックが含まれた製品を対象**。流通事業者に課金することで、単回使用プラスチック製品の使用を削減させることを狙う。

＜概要＞

- ドイツ政府は、EU指令2019/904（特定プラスチック製品の環境負荷低減に係る指令）の国内遵守に基づき、シングルユース（単回使用）プラスチックに対して課金を行う法律（EWKFondsG）を2023年5月に成立。**2024年に施行開始、2025年春から課金の徴収が始まる予定**。
- 単回使用プラスチック廃棄物の削減とプラスチックを資源として効率活用する循環経済の推進が目的。単回使用プラスチックの生産者は、廃棄物管理をリサイクルの責任を負う。

項目	概要
対象者	• 国内市場を対象に単回使用プラスチック製品を販売する製造業者、流通業者、輸入業者等。海外オンライン販売業者も含まれる。
対象製品	• 直ぐに使用することを目的とした食品容器、最大3リットル容量の飲料容器、飲料製品のカップ・フタ、軽量プラスチックバッグ、ウェットワイプ、プラスチック製風船、フィルター付きたばこ製品 • プラスチック部分が含有されている花火は2027年から徴収開始
課金額	• 単回使用プラスチック：1kg当たり24.50ユーロ • ウェットワイプ：1kg当たり0.06ユーロなど
仕組み	• ドイツ市場に初めて製品を流通販売した際に事業者は費用を支払う。回収された費用は、本回収制度の運営費用や、破棄物管理当局へ充当される。

出所：EY. https://globaltaxnews.ey.com/news/2023-0996-germany-to-implement-single-use-plastics-levy-from-2024-extending-scope-to-certain-fireworks-from-2027

⑦ プラスチック　(e) その他：英国
(i)シングルユースプラスチック禁止規則

- 英国では、**シングルユース（単回使用）プラスチック禁止規則が2023年10月1月から施行開始**。2020年に制定された単回使用プラスチック製品（ストロー、綿棒、飲み物のマドラー）に続き第2弾。

＜概要＞

- 英国政府（DEFRA）は2021年11月に、プラスチック廃棄物の抑制に向けて、プラスチックのシングルユース（単回使用）を禁止する新規則案を発表。その後のパグリックコメントを経て、2023年1月に最終化。同年10月1日に施行開始となった。
- 英国政府は、**単回使用プラスチック製品の使用を制限する一連の規則を策定、施行。2020年には、単回使用プラスチックのストロー・綿棒・飲み物のマドラーの使用を禁止**。今回はそれに続き第2弾。また、今回は規制対象から除外された製品は、前述のEPR包装容器スキームの対象となる見込み。
- 今回の規則の主な要件は以下のとおり。

項目	概要
対象者	• 小売業者、テイクアウト用食品ベンダ、フードベンダ、ホスピタリティ関連業者などの、単回使用プラスチック製品を使用、提供する企業
対象製品	• 単回使用プラスチック製のプレート・トレイ・食器用ボウル・カトラリー（フォーク・ナイフ）、プラスチック製バルーン用手持ち棒、特定のポリスチレン製カップや食品・飲料容器 • また、バイオ由来、分解可能または堆肥化可能なプラスチック製の製品も対象
除外製品	• テイクアウト用容器として使用されるプレート、トレイ、ボウル • 梱包される前の食品容器 • これらはERP包装包装容器スキームでの対象となる（2025年適用）。

出所：DEFRA.
https://www.gov.uk/government/news/far-reaching-ban-on-single-use-plastics-in-england
https://www.packaginglaw.com/news/england-expand-ban-single-use-plastic-items
https://www.foodnavigator.com/Article/2023/10/02/england-bans-range-of-single-use-plastics-to-tackle-scourge-of-plastic-pollution
https://www.packaging-gateway.com/news/uk-new-restrictions-single-use-plastics/?cf-view)

⑧ 繊維製品・部素材

(a) オランダ

⑧ 繊維製品・部素材
(a) オランダ
(i)テキスタイルEPR法令

- オランダは最近、**繊維を対象としたEPR制度の導入を決定**。衣服やタオルなどの様々な製品を対象として、製品の一定の割合をリユースまたはリサイクルすることを義務付け。

＜概要＞

- オランダ政府は2023年4月、EUが2022年3月に発表した「持続可能な循環型繊維戦略（EU Strategy for Sustainable and Circular Textiles）」を受けて、「テキスタイルEPR法令（EPR for Textiles Degree）」を成立。生産者・輸入者に対してEPRを導入することを決定。同年7月に施行開始。
- 対象事業者に対して製品の一定の割合をリユースまたはリサイクルすることを義務付け。遵守率は毎年引き上げ。

項目	概要
対象者	• 製造業者、輸入業者、オンライン販売事業者（海外も含む）、最終製品の製造に関与する企業など（原材料メーカーなどは除外）
対象製品	• 洋服、ベッドカバー・リネン、テーブルクロス、タオルなどの多様な繊維製品
要件	• 製品の一定の割合をリユースまたはリサイクルする（重量ベース）。 ○ 2025年：50% ○ 2026年：55% ○ 2027年：60% ○ 2028年：65% ○ 2029年：70% ○ 2030年以降：75%
その他	• 規制対象事業者は申請登録を行い、毎年遵守率を報告することが義務付け。

出所：オランダ政府． https://www.government.nl/documents/decrees/2023/04/14/decree-rules-extended-producer-responsibility-for-textile-products
https://vatcompliance.co/epr-guides/netherlands/?textile)

（２）海洋プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会及び関連会合への参加並びに我が国産業への影響分析

① 会合概要作成と我が国への影響分析

(a) INC第2回会合

a) 会合概要

b) 各国ステートメント整理・分析

c) 潜在的オプションの概要

- 海洋プラスチック汚染に関する政府案交渉委員会（INC）第2回会合（INC.2）にオンライン参加し、会議録及び会合概要を作成するとともに、INC.2前後に各国・地域等から提出されたINC議論に関わるステートメントの内容を収集・整理し、意見の方向性や地域性等について分析した。また、INC事務局から提出された要素の潜在的オプションの概要を整理した。

a） 会合概要 (i)会合全体概要

- 2023年５月29日～６月２日まで、フランスのパリにおいて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第2回政府間交渉委員会（INC.2）が開催された。

【議事概要】

1. 開会
   議長による開会が宣言された。その後、議長より挨拶が行われ、続いて、開催国であるフランス大統領、UNEP事務局長、政府間交渉委員会事務局長による開会宣言が行われた。
2. 役員の選出
   副議長候補者が指名され、その後、選出された。
3. 手続き規則の採択
   手続き規則に関して、特に、ブランケットの扱い等に関して、各国から様々な意見が出され、議論が行われた。議長から、手続き規則案は、INC第1回（INC.1）で決定されたとおり、委員会の作業に暫定的に適用され続けることが想起された。
4. アジェンダの採択
   暫定議題（UNEP/PP/INC.2/1）に基づき、アジェンダが採択された。
5. 作業の組織化
   シナリオノート（UNEP/PP/INC.2/2）および会合のウェブサイトに掲載されているプログラム案に記載されている通り、また議長がさらに説明した通り、作業を組織化することに合意した。
6. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の準備
   国際的な法的拘束力のある文書に向けて、事務局が作成した要素の潜在的オプションに関する文書UNEP/PP/INC.2/4 の附属書に基づき、各オプションに対する意見が各国・地域から出された。その後、各要素のオプションに関する議論を深めるために、①目的及び中心的義務、②条約義務の実施手段、について、2つの作業グループ（コンタクトグループ；CG）に分かれて議論が行われた。各CGの結果は、会期間最終日に、各CGの議長より報告された。INCの議長及び事務局から、これらCGを中心に得られた結果に基づき、事務局により今後、国際的な法的拘束力のある文書のドラフト版が作成されることが説明された。
7. 閉会

a） 会合概要 (ii)コンタクトグループ1（CG1）の議論の概要

1．コンタクトグループ1（CG1）（Part A.目的･Part B）の議論の概要

- 全体として、コンタクトグループ1（CG）は豊かな議論を行い、オプションペーパーや今後の進め方について多くの意見が出された。
- また、CG2 で議論された他の要素、特に実施手段および実施手段との関連性を確認した。この2つの会話は補完的であり、相互支援的であることが強調された。

2．要素ごとの議論の概要：Part A.目的

- 文書 UNEP/PP/INC.2/4 のパラグラフ 9 に記載された 3 つの選択肢を検討した。

【多数派/強調意見】
- 9(a)のオプションを支持し、焦点の絞られた、正確で簡潔な目的を好むと表明。
- UNEA決議5/14に沿った「プラスチック汚染の終結」という目的へのオプションAの言及を支持し、同決議に沿った海洋環境の強調を追加するよう求めた。
- プラスチック汚染撲滅の期限付き目標に関し、問題の緊急性を表現し、進捗と有効性の監視を容易にするため、この目標を含めることに賛成。
- 緊急性を強調するため、運用規定または小目標に時間目標を含めることを提案。
- 追加的な側面への言及が提案：海洋環境の保護；正当な移行と労働者の保護；持続可能な開発、全ての人のための持続可能な未来、SDGsアジェンダ2030；リオ会議とストックホルムの原則15で捉えられた予防的アプローチ；ヒューマンライフ・アプローチ；レガシー・プラスチックを含む、プラスチック汚染のすべての原因を含む；完全なライフサイクルに対応；プラスチック汚染が生態系、気候変動、生物多様性に与える影響；プラスチック廃棄物の環境配慮型管理；有害なプラスチック廃棄物の削減；プラスチックの管理・利用の加速；安全な循環型経済；無害な循環型経済；生産量の削減；SIDS（Small Island Developing States）としての国の特殊事情の考慮。

【少数/複数に分かれた意見】
- 異なる選択肢の要素を統合することに賛成。
- パラグラフ9(b)のオプションを支持。
- プラスチックの生産、使用、排出の削減と循環経済について言及したパラグラフ9(c)のオプションに賛成。
- プラスチック汚染撲滅の期限付き目標に関し、この文書の寿命を特定の時間枠に限定しないため、含めないことを希望。
- 時間という側面をどこに割り当てるかについて柔軟性を示した。

２．要素ごとの議論の概要：Part B.義務１．1次プラスチックポリマーの供給・需要・使用の段階的廃止及び/又は削減-1

【多数派/強調意見】
- この義務に記載されたいくつかのオプションの検討を支持。
- プラスチックが環境に与える影響に焦点を当てる必要性を強調。
- 一次プラスチックの生産に関する世界目標の設定を支持。
- これらの世界目標が相互に密接に関連していると考え、これらの世界目標を、これらの世界目標に沿った国家目標や公約で支持・補完することを支持。
- 目標や公約の実施を支援し、進捗状況を評価できるようにするため、トラッキングとモニタリングの要件を含めることを支持。
- パラグラフ10のb（ii）に基づく輸出入要件の確立を支持。
- パラグラフ10(c)の市場ベースの措置の使用を支持し、国情に配慮して国レベルで採用される特定の措置の選択には柔軟性を持たせることを表明。
- インセンティブとディスインセンティブの両方を考慮すべきであると提案。

２．要素ごとの議論の概要：Part B.義務１．1次プラスチックポリマーの供給・需要・使用の段階的廃止及び/又は削減-2

【少数/複数に分かれた意見】
- 規制の対象となるポリマーや化学物質の性質によって、その適用が異なることを強調。
- プラスチックは汚染物質ではなく、多くの産業や用途で必要不可欠であり、現在も、そしてこれからも必要であることを強調。
- 持続可能性や代替品の利用可能性を考慮する必要性を強調。
- 段階的アプローチと移行期間の必要性を強調。
- グローバルターゲットの設定を支持せず、国別ターゲットとコミットメントのみを設定すること、またはそれらを全く設定しないことを支持。
- 国別決定行動を含む需要側対策と同様に、プラスチックのライフサイクルを通じてプラスチックポリマーの持続可能な生産と消費を推進する必要性を強調。
- 問題のある一次物質を優先的に扱うための基準を設ける必要があるとし、以下を考慮するよう提案：有害なプラスチックポリマー；環境や公衆衛生に最も悪影響を及ぼすもの；又は置換な容易なもの。
- この文脈では、「一次」プラスチックポリマーの概念を明確に定義することが重要であり、特に、化石由来のポリマーだけを指すのか、バイオベースのプラスチックのような非化石材料も含む可能性があるのかが指摘。
- 持続可能な消費と生産を達成することを目的とした、共通の基準・規格の開発に賛成。
- 一次プラスチックの生産に対する財政的インセンティブや補助金の撤廃を支持。
- SIDSのような国のために柔軟性を持った拘束力のある義務を取る必要があることを強調。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務2. 問題のある、回避可能なプラスチック製品の使用禁止、段階的廃止、および/または削減

【多数派/強調意見】
- 問題のある回避可能なプラスチック製品(c)の禁止、段階的廃止、使用削減のオプションの検討を支持。
- 不必要な製品や短命な製品を含め、問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品を決定し、優先順位をつけるための基準を設けることを支持。
- オプション(c)を支持。
- 問題のあるプラスチック製品及び回避可能なプラスチック製品の明確な定義は必要。

【少数/複数に分かれた意見】
- 特定の種類のプラスチックを禁止することは、世界のリサイクル産業に負の社会経済効果をもたらす可能性があり、技術など代替品の入手しやすさや手ごろさに照らして、各国の状況を考慮する必要があることも表明。
- このオプションは、特定の期日までに特定の問題ある、回避可能なプラスチック製品の生産、販売、流通、取引、使用を禁止、段階的に廃止、削減、管理する措置を補完するもの、あるいはその前提条件となるものとの考えを示した。
- インベントリーの設置を支持。
- 代替品が入手できずアクセスできないものを含む、特定のカテゴリーのプラスチック製品の除外の必要性を指摘。
- 保健分野を含む特定の分野での除外の必要性を強調。
- 11(c)に基づく措置の段階的な導入に賛成。
- 科学に基づく証拠と、そのような製品の基準をさらに特定するための会務間作業によって支援されるプロセスが必要。
- 基準は国内で決定されるべきだと強調。
- 段階的に廃止または禁止される基準およびプラスチック製品を附属書に含め、いくつかのMEAsの例に倣って、証拠に基づく評価プロセスを通じて修正できるようにすることができると表明。
- プラスチック製品の漏出やポイ捨ての可能性を基準に含めるよう求めた。
- 貿易関連措置の確立を支持。その多くは非当事者を対象としたもの。この文脈では、透明性の向上を求めた。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務3．懸念のある化学物質やポリマーの生産、消費、使用の禁止、段階的廃止、および削減

【多数派/強調意見】
- この義務の検討を支持。
- このオプションを検討する前に、問題となる化学物質とポリマーの特定を明確にすることが必要。
- 懸念のある物質の禁止、段階的廃止、管理は、強力なエビデンスベースとリスクアセスメントに裏付けられた明確かつ正確な基準に基づいて行う必要があると強調。
- この義務と、義務2（問題のあるプラスチック製品）、安全で持続可能な代替品・代用品の促進（義務8）、EPR（義務5でカバー）、非正規労働者（義務11）など他の義務との関連性を指摘。
- プラスチックポリマーの持続可能な化学、グリーンケミストリーを含む技術革新を促進し、プラスチック中の有害物質の使用や工業プロセスからの放出をさらに減らし、より環境的に持続可能なプラスチックの代替品の開発を促進するための措置を取ることが提案。
- 一部の化学物質やポリマーが人の健康や環境に及ぼす悪影響、またそれらを含む製品のリサイクル性や循環性に鑑みて、パラグラフ12.aで特定した懸念のある化学物質やポリマーの生産と使用を規制するオプションの導入を支持。
- イノベーションの育成と代替品・代用品の奨励（オプションc(i)）及び持続可能な代替品・代用品に関する研究の奨励を支持。
- 同時に、義務 5 に反映されているように、代替物や代用品がそれ自体有害な影響をもたらさないようにする必要性から、移行を「加速する」ことは慎重に行うべきであると指摘。
- 既存のMEA、特にストックホルム条約やバーゼル条約との相乗効果を考慮し、重複や矛盾を避ける必要性に言及。
- タバコ規制枠組み条約に基づく生産者の開示義務についても言及。

【少数/複数に分かれた意見】
- 各国の事情を考慮し、証拠に基づくアプローチをとることの重要性を強調。
- 貿易措置を含む義務の実施を支援する手段として、ポリマー及び懸念のある化学物質の使用に関する透明性を支持。
- 透明性の基準は国際的に合意されたベースであるべき。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務4．マイクロプラスチックの削減

【多数派/強調意見】
- マイクロプラスチックの悪影響については収束し、マイクロプラスチックの漏出を減らすための措置について支持。
- マイクロプラスチックの非意図的な放出に対処することについて支持。
- 13(b)(iii) 洗濯、繊維、タイヤ、道路標示産業における設計を含むマイクロプラスチックの放出を削減するため、利用可能な最善の技術及び最善の環境慣行に関するガイドラインを作成する、の選択肢を支持。
- オプション13(a)(i)（特定の発生源から環境へのマイクロプラスチックの潜在的な放出を避けるために、意図的に添加されたマイクロプラスチックの使用を禁止、段階的に廃止、削減または管理する）または13(a)(ii)（マイクロプラスチックおよび意図的に添加したマイクロプラスチックを含む製品の生産、販売、流通、取引および使用を禁止、段階的に廃止、削減または管理）のいずれかを支持。

【少数/複数に分かれた意見】
- 段階的廃止/禁止に関する期限付き目標を含む小目標を支持。
- マイクロプラスチックのリストアップされた放出源に関する附属書の修正について、科学に基づくメカニズムを支持。
- 特定のセクターからのものを含め、マイクロプラスチックの潜在的な放出源を特定することの重要性を強調。
- ナノプラスチックの関連性に言及した。世界的に調和されたモニタリングメカニズムは、環境中のマイクロプラスチックの存在を評価することを支援することができ、持続可能な消費と生産との関連、循環性を強化する措置に言及。
- マイクロプラスチックの定義とパラグラフ 13 の措置の範囲に関するさらなる作業を支持。
- 予防原則に導かれた科学に基づくアプローチを支持。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務５．廃棄物管理の強化

【多数派/強調意見】
- この新しい文書の下でのプラスチック廃棄物管理の強化を支持。
- 既存のMEAs、特にバーゼル条約で採択された新しいガイドラインとの重複を避ける必要性を強調。
- 廃棄物ヒエラルキー、プラスチック廃棄物のESM、研究とイノベーション、プラスチック廃棄物の収集、リサイクル、処分のための技術開発の展開と育成を支持。
- 廃棄物管理能力を強化するための技術、技術、資金援助の必要性を強調。
- 不法投棄と廃棄に関して、既存の条約、特に海洋環境に関してはMARPOL、プラスチック廃棄物の越境移動に関してはバーゼル条約との重複や矛盾のリスクを回避する必要性を強調。
- 汚染者負担原則の表現であり、プラスチック廃棄物を削減する効果的な手段であるEPRスキームの採用を支持。
- 廃棄物管理能力向上のための資金調達の重要性も指摘。
- EPRスキームを各国の事情に合わせる必要性を指摘。
- 生産者の説明責任を任意とすることは、汚染者負担原則の適用に影響を与えるという懸念を表明。

【少数/複数に分かれた意見】
- MARPOLとの調整を要請。
- サーキュラリティの定義について支持。
- 禁止すべき危険な行為のリストについて、異なる見解が示された：オープンバーニングや焼却を危険な行為として禁止することを支持；リストアップされた行為のすべてが危険とみなされるべきではない；化学物質のリサイクルは発展途上の分野であり、他の技術とともに検討されるべきとの指摘；国によっては、廃棄物を処理するために、これらの方法に頼ることが現在唯一の手段であることが指摘。
- 廃棄物の収集、分別、リサイクルに関する指標や義務の設定は、国家主導で行わなければならないと強調。
- 遠隔地の地域やSIDSのための柔軟性を考慮する必要があると指摘。
- EPR に関する義務の導入を不支持。
- EPRスキームをグローバルレベルにまで拡大すべきとの指摘。
- プラスチック廃棄物の収集、分別、管理、処分を環境的に健全かつ安全な方法で確実に行うための措置は、国レベルで取り組むべき。
- 廃棄物回収業者や社会的要因の考慮を提案。
- 人間の健康、先住民の役割と利益、ジェンダー対応策などの横断的な問題も考慮すべきと指摘。
- 廃棄物の回避と最小化を促進するための経済的手段や、性能、削減、再利用などの最低要件など、追加オプションを提案。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務６．循環型設計の促進

【多数派/強調意見】
- セクション 6 の義務とセクション 7 および 8 の義務との関連性を強調。
- 循環性設計基準（オプション 15a）および上市される製品の認証制度（オプション 15b）の確立を支持。
- 設計基準（オプション15c）の国内要件を支持。

【少数/複数に分かれた意見】
- 設計基準は、プラスチック製品の再利用と修理、および循環型ビジネスモデル（義務6）の推進を促進するためにも重要。
- 循環性に関する明確な定義とガイダンスが重要。
- これらのオプションは国主導の行動であるべきと指摘。
- これらがプラスチックの循環性を促進するための世界的に調和されたシステムと方法論に基づくものではないことを希望。
- 国の設計基準は、国の状況、インフラ、能力を考慮する必要があると強調。
- 設計基準（オプション15d）に照らしてプラスチック製品および包装のラベリング措置を支持。世界的に調和される可能性。
- セクター別アプローチで、リサイクル製品の毒性を制限しつつ、市場に投入されるプラスチック製品のリサイクル含有量目標を設定することを支持。
- そのような目標は国ごとに決定されるべきであり、また国の事情に配慮する必要があると強調。
- 情報交換メカニズム（オプション15f）に対する支持。

２．要素ごとの議論の概要：Part B.義務７．プラスチック製品および包装の削減、再利用、修理の奨励

【多数派/強調意見】
- 廃棄物管理の階層に沿ったプラスチック製品の削減と再利用（オプションbii）、場合によっては消費者の意識向上、調和された製品設計基準、認証、要件（オプションb（iv））の適用、EPRを含むオプションb（v）の措置による奨励を支持。

【少数/複数に分かれた意見】
- 国の事情を考慮したプラスチック製品の削減、再利用、修理の目標設定（オプション16a）を支持。
- 上記を含めることに反対。
- 関税や税制優遇措置、EPRスキームを標準的に利用するには加盟国が個別の計画によって自国の能力と事情を評価しなければならないと不支持。
- 設計基準を国ごとに決定することを希望。規格は、ISOが制定したものと一致させることができる。

２．要素ごとの議論の概要：Part B.義務８．安全で持続可能な代替品および代替物の使用の促進

【多数派/強調意見】
- 代替案として何が考えられるかを理解することも重要視。そのような代替物の基準は、先住民や地域の知識、国の事情、寿命が延びる可能性、安全な廃棄を考慮することを含め、人の健康や環境に対する意図しない結果を避けるために確立されることが必要。

【少数/複数に分かれた意見】
- 安全で持続可能な代替物及び代替品の開発に関する情報共有のためのプラットフォーム（オプション 17ai）、及びそのような代替物に関する研究を奨励するための経済的手段の使用（オプション 17aii）を支持。
- 伝統的知識、先住民の知識、地域社会を含む地域の知識体系を考慮することを強調。
- 化石由来プラスチックの代替品として、バイオベースおよび生分解性プラスチックに注意喚起。
- 代替品とその利用可能性に関する基準を確立する技術専門家グループを支持（オプション17bii）。
- [安全な]代替品への切り替えのための資金調達、技術支援、技術移転の必要性を強調。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務９．水、土壌、大気へのプラスチックの放出･排出の排除

【多数派/強調意見】
- マイクロプラスチックを含むプラスチックのライフサイクルを通じて、水、土壌、大気への放出を排除するための規定を含めることの重要性に同意。
- セクター別措置の関連性も指摘。特にFAOが定義する放棄、紛失、廃棄された漁具（ALDFG）についての措置。
- ギアの設計を含め、ライフサイクル全体をカバーするセクター別の対策を検討することを提案。
- 流出や嵐のような特定の発生源を含めるべきであると指摘。

【少数/複数に分かれた意見】
- 他のフォーラム（IMO、FAO）における既存の取り組みへの言及を、地域漁業管理機関（RFMO）を含む他の機関にも拡大することを提案。この文脈ではガイドラインが国際的ではなく国レベルで採択されることを指摘。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務10．既存のプラスチック汚染への対応

【多数派/強調意見】
- 既存のプラスチック汚染への対処の緊急性と重要性を指摘し、一部の代表は義務 10 の現在のオプションすべてを支持。
- FAO、IMO、RFMOs、MARPOL、ロンドン条約など、既存の MEAs やメカニズムとの相乗効果を強調。
- BAT/BEP について支持。

【少数/複数に分かれた意見】
- オプションの併合を提案。
- 漁具への対処の優先度を強調。
- 意識改革について言及。
- BAT/BEPのようなガイドラインは任意であるべきであり、国の状況に適応するために国が決定すべきであると強調。
- ホットスポットの指標の特定は、科学的根拠に基づくものであるべきと言及。
- 特に海洋環境におけるレガシーなプラスチック汚染が、開発途上国、特にSIDSに不釣り合いな影響を与えることを強調。
- レガシープラスチックはメカニカルリサイクルに適さないので、代替品を探す必要があると指摘。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務11．インフォーマルな廃棄物セクターの包括的な移行を含む、公正な移行の促進

【多数派/強調意見】
- 各国の事情を考慮した上で、貧困削減に寄与する公正かつ公平な移行のための規定を導入することを支持。
- この文脈で、人権アプローチや、国連総会が最近、清潔で健康的かつ安全な環境に対する権利を人権として認識したこと（A/RES/76/300）に言及。
- この義務の重要性を強調。
- 移行期のアクターとしての廃棄物拾得者の重要な役割を指摘。
- プラスチック汚染が先住民や脆弱な集団に与える影響も指摘。

【少数/複数に分かれた意見】
- 提案されたすべての義務がすべての国に関連するとは限らないことを指摘。
- 提案された公正な移行プログラムの詳細については、脆弱な人々を対象とすることも含めて、さらに議論する必要性を指摘。
- 廃棄物管理の基準やEPRなど、他の側面も公正な移行に寄与するとの指摘。
- 能力的制約に直面している先住民および関連するステークホルダーの権利を認識。

2．要素ごとの議論の概要：Part B.義務12．プラスチック汚染の悪影響から人間の健康の保護

【多数派/強調意見】
- 幅広い支持。

【少数/複数に分かれた意見】
- 統合的アプローチ、科学的アプローチ、リスクベースアプローチ、人権アプローチなどを言及。
- 伝統的知識、先住民の知識、地域の知識システムも認識。
- 政策立案者のために関連する科学や研究を統合することを目的とした補助機関を設立し、この問題についてWHOやILOなどの組織と協力するとの提案。
- さらなる調査・研究や知識の移転など、知識のギャップに対処する必要があることが指摘。
- このような対策は、必要に応じて、国別、国主導で行うべき。

a）会合概要 (ii)コンタクトグループ２（CG2）の議論の概要

１．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：I.国家行動計画-1

【多数派/強調意見】

- プラスチックのライフサイクル全般にわたる法的拘束力のある文書の実施を国レベルで調整・支援するための国家行動計画（NAPs）2 の策定について収束が見られた。
- この文書は、各国がNAPを策定する義務を負うべきであり、これは制度実施のためのバックボーンと見なすことができる。
- NAPは、途上国や小島嶼開発途上国（SIDS）に合わせたアプローチを提案するなど、各国の事情を考慮する必要がある。
- NAPの策定は、ステークホルダーとの強固な協力と協議によって補完または支援されるべきである。
- NAPのための調和されたテンプレートやガイダンスの価値については収束しており、NAPの最小限の要素で構成される可能性がある。
- NAP は定量的なデータを収集するために利用できるが、NAP の要件が既存のメカニズムと重複しないようにすることが指摘された。NAP はエビデンスに基づくものであるべきであることが一般的に合意された。
- 科学と政策の強いインターフェースを持つエビデンスに基づく手段を確保するために、科学的・技術的な組織が必要であるとの意見に収斂した。このような組織の役割は、制度の義務がより完全に開発された後に、さらに検討することができる。この点では、化学物質、廃棄物、汚染防止に関する科学政策パネル（SPP）を開発する進行中のプロセスとの調整が重要である。

1．コンタクトグループ2（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：I.国家行動計画-2

【少数/複数に分かれた意見】

- NAPの策定は、将来の制度における唯一の法的拘束力のある規定であってはならず、それ自体が目的であると見なすべきではない。
- グローバルな制度と整合性のあるターゲットやコミットメントを設定する必要がある。
- NAP の詳細には、国レベルで進捗状況を追跡し、ライフサイクルに渡って記録できるような指標を提示することも含まれる。
- NAPは、各国が独自に目標設定、レビュー、更新、再提出を行う国内主導のプロセスである。
- ガイダンスには法的拘束力はないはずである。
- NAP の透明性と締約国間の比較可能性を促進するため、各国の事情を考慮し、目標、指標、期限につ いてより規定的なガイダンスを提供し、NAP の調和を図ることが重要である。
- NAPをどこで、どのように収集し、公表するかについては、既存の計画を最初に利用できるかどうかを含め、さらなる議論が必要である。
- NAPs の作成と定期的な国別報告との間の関連性が指摘された。
- NAPのベースラインを確立し、定期的なレビューを実施することが重要である。
- NAP の策定と定期的な報告には負担がかかる可能性があるとの注意が述べられ、資金メカニズムが NAP の策定と実施において締約国を支援することができる。
- NAPs の評価については、どの組織がどのような頻度で評価を行うべきかなど、多様な意見が出された。

1．コンタクトグループ2（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：II.情報交換

【多数派/強調意見】
- 35項(b)において、以下を含む特定の要素について合意が得られた：現在進行中の自主的なイニシアティブを基礎とする；マルチステークホルダーアクションアジェンダを利用して、知識を共有し、成功例を強調し、持続可能な解決策を複製し拡大する；情報交換、教訓、能力構築のために、地域及び小地域のネットワークを利用する；他国や国際機関との協力を推進する；運営組織のセッションの傍らで、ベストプラクティスを交換するためのイベントを開催する；他のプロセスから学ぶ。

【少数/複数に分かれた意見】
- 情報交換の範囲と焦点に関する収束には、オプションペーパー35項(a)に概説されているものを含めることができる：ベストプラクティス、知識、研究、技術；政策立案者、利害関係者、一般市民の間で、持続可能な消費と生産、環境に配慮した廃棄物管理、プラスチック汚染の発生源、プラスチック汚染に対する人間や動物の暴露、関連するリスクと削減オプション；先住民のシステムや慣習の知恵があれば、情報を交換。
- 途上国に対しては、情報やデータを収集するための能力開発が必要である。
- 情報開示とラベリング制度は、この制度の中核的な義務と密接に関連している。
- 義務的な情報開示の規定に関する提案に懸念がある。
- 他の多国間環境協定（MEAs）、世界貿易機関（WTO）の義務や機密保持の問題と重複する可能性がある。
- 中小企業の能力を考慮して検討する必要がある。
- 国境を越えた移動に関する事前インフォームドコンセントは、特定のMEAの既存の規定に照らして検討する必要がある。

1．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：III.ステークホルダーの参画

【主な意見】
- この文書の開発及び実施への積極的かつ有意義な参加を促進し、行動を加速するためのマルチステークホルダーの行動計画に対する幅広い支持があった。
- 公正な移行における先住民及び地域社会（IPLCs）とインフォーマルセクターの役割の認識は、特に重要であると考えられた。
- 既存の組織、パートナーシップ、その他のイニシアティブを活用すべきである。

1．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：IV.意識向上及び教育

【主な意見】
- 啓発･教育の役割については、複数の加盟国から義務化するよう要請があり、（34項(a)から）収束した：行動変容；能力開発；環境影響、持続可能性、プラスチック使用量の削減、実証された成功例に関する情報の共有；本文書の目標および目的に対する認識と理解の向上。
- 先住民、伝統的、地域的な知識体系への言及と活用、自主的および地域的なネットワークの構築も含めるべきである。

1．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：V.研究内容

【多数派/強調意見】
- 科学的な裏付けがあり、証拠に基づく機器の重要性が強調された。科学的データ、社会経済的データ、影響、問題のあるプラスチック、ポリマー、懸念のある化学物質 を評価する科学技術機関を利用する（文書の策定中および実施中の両方）。
- 他のMEAの下での科学的機関のメカニズムも考慮され得る。重複を避け、共通点を強化するため、現在進行中の科学政策パネルプロセスとの緊密な協力が必要である。
- 実施されるべき研究の種類に関する見解は、以下の点に集約された（38 項（a）～（c））：現在の知識の状態；プラスチック汚染の影響；問題に対処するための潜在的な道筋。

【少数/複数に分かれた意見】
- 知識共有のためのプラットフォームの必要である。

1．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：VI.協力と調整

【多数派/強調意見】
- 国際海事機関（IMO）、WTO、食糧農業機関（FAO）などの国際機関、ISO、ASTMなどの規格設定機関、さらに国際民間団体、消費財団体、専門機関など、さまざまな団体との協力と調整（パラ39）に対して幅広い支持があった。
- この文書は、特に法的拘束力のある義務に関連して、既存の MEA やその他の国際協定との補完性を確保する必要がある。
- 政府と民間セクターの協力は特に重要である。
- 水俣条約やBRS条約のような既存のMEAの下での協力と調整は、この文書のモデルとなり得る。

1．コンタクトグループ2（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：VII.資金援助-1

【多数派/強調意見】
- 資金確保、技術移転の促進、キャパシティ･ビルディングと技術支援の支援による実施手段の包括的なアプローチを支持する。
- 資金供与メカニズムが実現可能な枠組みを提供し、締約国が新制度の下で義務を果たすのを支援すべきとの収束がみられた。これはニーズ主導であり、対処すべき問題の広さと複雑さを考えると、定期的にニーズ評価を実施する必要がある。
- 資金援助とは対照的に、あるいは資金援助に加えて、資金「メカニズム」に言及するこ とを選択し、この文書の下での予測可能、持続可能、適切、アクセス可能、タイムリーな資金供与が必要である。
- 条約上の義務の履行に関連して、異なる資金源が異なる役割を果たす。
- 革新的な資金調達の機会については、さらなる議論が有益である。

1．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：VII.資金援助-2

【少数/複数に分かれた意見】

- 資金メカニズム及び資金源に関する個別の条文を求める。
- モントリオール議定書実施のための多国間基金をモデルとして、新たに専用の多国間基金を設立すべきか、または地球環境ファシリティのような既存の資金メカニズムを活用すべきか（場合によっては専用の窓口を通じて）、意見が分かれた。
- プラスチック専用の多国間基金の設立を支持する者は、新しい制度の運営組織に報告する独立した独立したメカニズムを持つことが有益であると考えた。このようなメカニズムでは、特に SIDS と後発開発途上国（LDC）の特殊事情を考慮し、最もニーズの高い国に優先順位をつけることができる。
- GEFのような既存のメカニズムを活用することに賛成するものは、新しいメカニズムの設立に伴う資源と時間の追加を避け、生態系、気候、循環経済に関する他の地球環境問題との統合アプローチを促進するのに役立つと強調した。
- 基金の設立は制度に盛り込むが、ガバナンス構造と資金調達メカニズムは既存の環境基金をモデル化し、それに合わせたり、主催したりするハイブリッドな仕組みを支持するものもいた。このようなアプローチは、多国間基金の独自のアイデンティティと目的を維持しつつ、既存の資源や専門知識を活用するのに役立つと思われる。
- 資金メカニズムの資金源については、公的、私的、国際的、国内的な資金源を活用することが可能であるとの見解が大筋で一致した。共通だが差異ある責任の原則を具体的に参照することについては意見が分かれたが、最もニーズが高く、能力が限られている分野で重要な問題に取り組むために資金を提供すべきであるという点では一般的に同意が得られた。先進国が途上国に対して公的資金を提供する必要性を強調する意見もあった。
- プラスチック汚染、特に国の管轄範囲を超えたプラスチック汚染、あるいは過去のプラスチック廃棄物の修復に取り組むには、多国間基金以外の追加的な資金源が必要であるとの認識があった。追加的な資金は、市場と非市場ベースの両方のアプローチを用いた専用の料金システムの確立によって確保することができる。さらに、世界的な資金の流れを活用する必要がある。世界レベルでの手数料、税金、賦課金、EPR 制度という手段による処方には、さらなる議論が必要であるとの指摘もあった。多くの人は、これらは各国の権限に属すると指摘した。また、容易に利用できる代替案がないままこのような手段を課すことは、経済的･社会的に悪影響を及ぼす可能性があり、その影響を考慮すべきであるという懸念も示された。
- クレジット･スキームには外部からの独立した検証が必要であるとの警告もあった。

1．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：VIII.キャパシティ･ビルディング

【多数派/強調意見】
- 定期的なニーズ評価に基づき、特定の優先事項および国情に対応する、国主導のキャパシティ･ビルディング･ プログラムを設置する。
- 途上国締約国、特に LDCs と SIDS は、特別な注意と支援を受けることができる。
- キャパシティ･ビルディングのニーズに対応する際、加盟国は発展の段階が異なり、優先事項も異なることを認識する必要がある。
- キャパシティ･ビルディングは、技術支援とともに、BRS 条約の下でのような既存の地域センターなど、 地域、サブ地域、国内のアレンジメント、およびパートナーシップを通じて提供できる。

【少数/複数に分かれた意見】
- 既存の MEA のモデルを基にすることも可能である。

1．コンタクトグループ２（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：IX.技術移転

【主な意見】
- 技術移転が何を意味し、相互に合意した条件でどのように機能するかについての明確な定義が必要である。
- 2030年アジェンダとの関連や、途上国への環境的に健全な技術の移転に関する目標（SDG9）についても言及される可能性がある。
- 既存の MEAs に反映されているように、先進国締約国は、民間部門およびその他の関連する利害関係者の支援を受けて、途上国締約国、特に LDCs や SIDS、経済移行国の締約国がそれぞれの能力を強化するための最新の環境的に健全な代替技術の開発、移転、普及、アクセスを促進および促進する機会があるであろう。技術移転を支援するため、環境設計、代替材料及び技術などの側面に関する研究及び革新への投資が支援されるべきである。
- 技術移転のメカニズムは、知的財産権、譲渡契約、ライセンス契約を認識する必要がある。
- 当事者間や利害関係者との技術協力の重要性を別途認識する。

1．コンタクトグループ2（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：X.技術支援

【主な意見】
- 他の実施手段と同様に、技術支援のニーズは、国主導で、定期的なニーズアセスメントに基づくべきであることが合意された。技術支援は、適切なインフラの開発、代替品の開発、新技術の探求、主要なステークホルダーのスキルや知識の強化の支援に焦点を当てることができる。
- 国レベルでのモニタリング、報告、検証のシステムおよび手続きに関連する技術支援に、より多くの注意を払うことができる。
- 科学技術パネルの設立を通じて、国家が専門知識から利益を得るためのメカニズムが促進される可能性がある。

1．コンタクトグループ2（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：XI.コンプライアンス

【多数派/強調意見】
- 実施及び遵守メカニズムは、促進的／実現的であるべきである。

【少数/複数に分かれた意見】
- このメカニズムの非顧問的かつ非懲罰的な性質を強調した。
- 委員会の設置の可能性を含め、このようなメカニズムに関する規定を文書自体に含めることの優先順位が表明されたが、どの詳細を文書に含めるか、どの詳細をその後運営組織で決定するかについては異なる見解が示された。
- メカニズムの検討範囲や、実施と遵守の問題の検討を開始するオプションについて、様々な見解が表明された。
- 制度上の義務がまだ定義されていない段階で、コンプライアンスに対処するための規定を議論することの難しさが指摘された。
- 遵守、国別報告、実施手段の間の関連性を指摘した。

1．コンタクトグループ2（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：XII.定期的な評価と進捗の監視

【多数派/強調意見】
- 定期的な評価と進捗状況の監視に関する規定を制度に明記することの重要性が認識された。

【少数/複数に分かれた意見】
- 定期的な評価と監視の目的については、異なる見解が示された。
- 考えられる目的の1つは、能力のギャップを評価することであった。
- NAPs や補助機関、科学文献、市民社会からの情報など、定期的な評価とモニタリングのために様々な情報源を利用するこ とに寛容であり、情報源の選択については注意が必要であるとされた。
- 定期性の重要性が強調され、実施と結果のために十分な時間を確保する必要があるとの意見が表明され、そのようなプロセスのための様式を開発する漸進的アプローチに関する提案がなされた。

1．コンタクトグループ2（CG2）（Part C.実施手段への焦点･Part D.実施手段･Part E.追加事項）の議論の概要：XIII.国別報告

【多数派/強調意見】
- 国別報告書を文書の下での法的義務として確立する。その中核的要素は文書で定義される。
- 義務は全ての締約国に適用され、途上国やSIDsには柔軟性や資金援助の余地があり、時間の経過とともに報告を段階的に増加または拡大するオプションがある。

【少数/複数に分かれた意見】
- 報告書の範囲については、異なる見解が表明された。
- 特に途上国および SIDS に対しては、報告に関する過度な負担を避ける必要があり、既存の多国間環境協定の下での報告要件との重複を避ける必要があることが強調された。
- 共通の報告枠組みやテンプレートなどを通じて、データや情報を比較可能な形で提示することの価値が認識された。

b) 各国ステートメント整理・分析
(i)各国のステートメント整理（製造規制、廃棄物管理、化学物質、マイクロプラスチック）

- 日本のステートメントについては、INC.2後に提出したステートメント（2023年6月）を、他の国のステートメントについては、INC.2後に提出したステートメント（2023年6月）とINC.2での発言（2023年5-6月）を中心に、INC.2直前に提出されたステートメント（2023年5月）、INC.2に向けて提出されたステートメント（2023年2月）、INC.1後に提出されたステートメント（2023年1月）で補強し、各国ステートメントとして整理した。

1.製造規制に関する各国ステートメント
(1)ライフサイクル全体でのアプローチを重視

- インドネシア、サウジアラビア、韓国、中国、カナダ、タイからは、プラスチックのライフサイクル全体のアプローチで循環経済を実現する必要がある、との意見が出された。

国	上流規制（製造規制）を志向
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	• プラスチックのライフサイクル全体のアプローチで循環経済を実現する必要がある
ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ	• 原料の採掘をより持続可能にする責任があると考えるが、代替材としてどのようなものを推奨するのか。土地利用や水消費も含めた影響を加味して、ライフサイクル全体で考えた時にどうか • 廃棄物管理の確実な実行を前提としつつ、プラスチック生産は継続する方針を堅持する。
韓国	• 消費と生産を持続可能なレベルに抑え、循環経済を実現して、廃棄物管理とリサイクルを確保することが必要と考える。
中国	• プラスチック製品のタイプごとの対処が必要。 • 管理されないプラ廃棄物が最も大きな排出源。文書ではプラスチック製品、環境に残りやすいものに集中する必要あり。 • ライフサイクルのそれぞれの段階での対処は国別の文脈で検討されるべき。
ｶﾅﾀﾞ	• 生分解性、堆肥化可能、マイクロプラスチックなど全ての発生源に対処が必要。
タイ	• 上流～下流だけではなく、将来に新しい問題が起こるならそれへの対処も必要。
アジア・太平洋	• プラスチックそのものを規制するのではなく、全てのアプローチやソリューションをプラスチックライフサイクルで適用。生分解性プラスチックなども活用

1.製造規制に関する各国ステートメント

(2)各国事情を重視

- 米国と韓国からは、プラスチックの規制や自主的取り組みは、各国の生産や消費の違いを踏まえる必要がある、との意見が出された。

国	上流規制（製造規制）を志向
米国	• プラスチックの生産や消費について固まったやり方ではなく、国ごとの判断で対処をするべき。 • 国家行動計画は段階的に強化されると信じている。
韓国	• ライフサイクル全体のアプローチのうち、製造段階では有害性のある添加剤・化学物質の特定も。自主的な取組は、各国のプラスチック生産や消費の違いを踏まえる必要がある。

(3)規制推進

- EU、英国、ノルウェー、マレーシアからは、ライフサイクル全体での検討が必要であるものの、特に上流に焦点を当てた議論が必要である、との意見が出された。

国	上流規制（製造規制）を志向
EU	• 全ライフサイクル、特に上流に焦点を当てた持続可能な生産と消費についての議論が必要。 • 環境にプラスチックが出ないためにプラスチック素材製品の全て、マイクロプラスチックやマクロプラスチックも対象にすべき。 • 優先するべきは上流。安全で持続可能な生産と消費を実現するために。抑制無くして目標達成はできない。 • 中核的な義務ではプラスチックのCEを実現するために、プラスチックの生産、特に原材料消費を減らす必要がある。
英国	• 廃棄物ヒエラルキーの原則に従って避けられるプラスチック廃棄物を減らし、生産者の責任を拡大する。 • 国際協定はプラスチックの需要を制限し、リサイクルプラスチックの供給を増やすべき。
ﾉﾙｳｪｰ	• 需要を減らすためには製造段階において循環経済を実現する必要がある。そのために、プラスチックの情報を得られるよう、透明性が必要。製造量、種類、化学物質の含有量、リサイクル剤の含有量の情報は必須。
ﾏﾚｰｼｱ	• 製造とEoL(使用期限)は同等に重要。

1. 製造規制に関する各国ステートメント
(4)その他

- アフリカ地域からは、排出源ごとの対策の検討が必要である、との意見が出された。

国	上流規制（製造規制）を志向
ｱﾌﾘｶ	• プラスチック汚染は農業、パッケージング、漁具、マイクロプラスチック、マクロプラスチック、タイヤ、繊維などそれぞれに対処が必要で、排出源ごとの作業が必要。
P-SIDS*	• プラスチックの全ライフサイクルを対象として、持続可能な生産と消費に移るべき。必須の義務を課して、合意し、特に脆弱な地域への支援を。上流、中流、下流での管理措置を定めて、非有害なCE（non-toxic CE）の実現が求められる。 • 各国での定期的な製品製造などの報告が必須。
HAC*	• プラスチックの消費と生産を持続可能なレベルに抑制 • プラスチックの世界的な持続可能性基準・基準を策定 • プラスチックのライフサイクル全体における持続可能性のグローバルベースラインと目標を設定

*P-SIDS ; Pacific Small Island Developing States（太平洋小島嶼開発途上国）：SIDS（小島嶼開発途上国）のうち、クック諸島、ミクロネシア連邦、フィジー、キリバス、ナウル、ニウエ、パラオ、パプアニューギニア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、ツバル、バヌアツ

*HAC ; High Ambition Coalition to End Plastic Pollution

2.廃棄物管理に関する各国ステートメント
(1)廃棄物処理重視

- EU、ノルウェー、マレーシア、サウジアラビア、中国、韓国からは、廃棄物処理を重視する意見が出された。

国	下流の対応（廃棄物管理）を重要視
EU	• 環境に調和した廃棄物管理も必須。化石資源の代わりにバイオ素材の需要が逆に増えるなど予期しない影響がないよう注意も必要 • 廃棄物管理やレガシープラスチックへの対応も必要。Waste pickerなども含めて公正な移行やロバストな実施手段の必要性も指摘された。
ﾉﾙｳｪｰ	• 廃棄物の管理も必要。漏出の防止（マイクロプラスチックを含めて）も重要。
ﾏﾚｰｼｱ	• 特に途上国では廃棄物管理が問題であり、具体的な対処（Specific intervention）が必要。 • 製造とEoLは同等に重要。
ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ	• まず管理されないプラスチック廃棄物の漏出に関し廃棄物管理をしっかりすることが必要 • プラスチック汚染源はプラスチック廃棄物の不適正処理であり、これの対処を中核的な義務にすべき。国別の事情を配慮しつつ、特に途上国では柔軟に。ボトムアップアプローチですすめるべき。
中国	• 管理されないプラスチック廃棄物が最も大きな排出源。文書ではプラスチック製品、環境に残りやすいものに集中する必要あり。 • ライフサイクルのそれぞれの段階での対処は国別の文脈で検討されるべき。
韓国	• 人の健康や環境の保護のための措置を。中流では標準が、下流は環境に調和した廃棄物管理が必要。

2.廃棄物管理に関する各国ステートメント
(2)廃棄物インフラ投資

- 英国やタイからは廃棄物インフラへの投資や教育等の必要性に関する意見が出された。

国	下流の対応（廃棄物管理）を重要視
英国	• 共通の基準の設定で廃棄物インフラへの投資を呼び込める • 科学パネルでの化学物質や廃棄物の適切な管理のための議論を考慮し、地域ごとの専門性を重視し、伝統的な地域の知恵の活用を • 廃棄物セクターやマージナル化されたコミュニティの参加を確保する必要がある。
タイ	• 途上国での削減に向けては、より経済的なインセンティブ、規制や国家行動計画、廃棄物管理などの技術が、資金援助やキャパビルプログラムとセットである必要があることが前提。
ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ	• プラスチックのライフサイクル全体のアプローチで循環経済を実現する必要がある

2.廃棄物管理に関する各国ステートメント
(3)その他

- 米国からは関連するステークホルダーの取り込みが必要であるとの意見が出された。
- アフリカ、P-SIDSからはレガシープラスチックへの対処が必要であるとの意見が出された。

国	下流の対応（廃棄物管理）を重要視
米国	• プラスチック汚染に影響を受けるステークホルダーや、解決のために協力が必要なステークホルダーの巻き込みを。
ｱﾌﾘｶ	• レガシープラスチック汚染への対処と同時に、特に野焼きをなくすことが必要・ • プラスチック汚染の管理ではレガシープラスチック、違法投棄やダンピングも対象にすべき。
P-SIDS	• レガシープラスチックへの対処が必要。汚染者負担原則、予防原則や廃棄物ヒエラルキーに従って、今すぐ対処が必要
AOSIS*	• プラスチック汚染、特に海での汚染は社会・経済に影響している
GRULAC*	• Waste pickerへの目配りも必要
HAC	• プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理とリサイクルを達成しつつ、環境と人間の健康を保護するプラスチックの循環経済を可能にすることが不可欠 • 予防原則、廃棄物ヒエラルキー、汚染者負担の原則を反映

*AOSIS ; Alliance of Small Island States(小島嶼国連合):カリブ海16か国、太平洋14か国、アフリカ・インド洋・南シナ海9か国。

*GRULAC ; Group of Latin America and the Caribbean

3. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
a. 禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
(1)措置導入を推進①

- EUとその加盟国、ノルウェー、スイスからは、懸念のある特定の化学物質及びポリマーの禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入は、人健康と環境の保護、持続可能な消費と生産、**循環経済への移行を支援**するために必要である、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
EU	• EUとその加盟国は、懸念のある特定の化学物質及びポリマーの禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入は、人健康と環境の保護、及び持続可能な消費と生産、循環経済への移行を支援するための基本と考えている。 • 対象となる化学物質には、プラスチックに関連する意図的に添加・使用される化学物質等のみならず、非意図的に添加される物質も含まれる、と理解している。 • 「プラスチック中の化学物質：技術報告書」と題された最近のUNEP報告書を歓迎している。
ノルウェー	• プラスチック汚染から環境と人間の健康を守るために、懸念のある特定のポリマーや化学物質を排除することが重要である。 • 人の健康と環境に深刻な長期的影響を及ぼす化学物質は、プラスチック製品の製造やプラスチック製品そのものに含まれることを避けなければならない。
スイス	• 段階的廃止規定は、最も問題のあるポリマー、化学物質、プラスチック製品をプラスチックのサプライチェーンから排除するものであり、それによって健康と環境の結果を改善し、無害なプラスチック経済を可能にする。 • 段階的廃止規定は特定のポリマー、化学物質、プラスチック製品にのみ適用されるため、これらの措置はプラスチックの総供給量の大幅な削減にはつながらないと予想される。 • リストアップされたポリマー、化学物質、プラスチック製品は、具体的な段階的廃止の日付と除外事項とともに、1つまたは複数の附属書に含めることができる。

3. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
a. 禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
(1)措置導入を推進②

- HAC、P-SIDS、AOSISからは、環境や人健康に有害で、循環型社会を阻害するため問題があり、環境中に放出される危険性が高い特定のポリマー、化学物質、プラスチック製品については、**厳しく制限するべき**である、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
HAC	• プラスチック条約には、環境や人健康に有害で、循環型社会を阻害するため問題があり、環境中に放出される危険性が高い特定のポリマー、化学物質、プラスチック製品の生産および／または使用を効果的に段階的に廃止、または厳しく制限する義務が含まれる可能性がある。
P-SIDS	• 海洋環境を含め、プラスチック汚染の防止、削減、除去を規定し、過去のプラスチック汚染の修復を考慮するために、問題のあるポリマーや有害なポリマー、その他の構成化学物質の使用禁止などに取り組む。 • プラスチックの生産における有害な化学物質の使用を排除し、資源効率のよい設計と生産を確保する。
AOSIS	• 有害で、問題が多く、不必要なポリマー、化学物質、添加物、製品については、附属書で特定した上で、早急に対策を講じる-できれば禁止する-べきである。

3. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
a. 禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
(2)各国事情を重視

- 米国とインドからは、特定のポリマーと化学物質への対応は、国の状況に応じて実施すべきである、との意見が出された。
- また、米国からは、本条約では、持続可能な生産と消費に関する考え方を取り上げるべきである、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
米国	• 持続可能な生産と消費に関連する広範な条項を通じて、このような考え方を協定で取り上げることを希望する。 • 締約国が特定のポリマーと化学物質に関する国が決定した政策と措置を通じて実施できることを望む。 • プラスチック汚染に関連する科学と人間の健康への潜在的なリスクを理解するため、さらなる情報が必要である。 • プラスチック中の有害物質の使用や工業プロセスからの排出をさらに削減する。
インド	• 段階的廃止は、国の状況を考慮して検討することができる。

3. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
a. 禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
(3)基準検討を推進①

- EU、ノルウェー、スイスからは、懸念のある化学物質を特定するための具体的な基準を検討すべきであり、基準は科学に基づくべきである、との意見が出された。
- ノルウェーからは、SAICMなど既に評価実施済みの化学物質はさらなる評価は必要なく、制限対象に含まれるべきである、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
EU	• 懸念のある化学物質を特定するための具体的基準案を提案。 • 特定のポリマーや懸念のある化学物質を定義するための基準は科学に基づいている必要がある（化学物質の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）などの既存の知識とシステムに基づいている）。
ノルウェー	• 懸念のある特定の化学物質やポリマーについて基準に基づいたリストを作成する。 • 化学物質等の基準に基づく措置は、環境と人の健康を保護し、プラスチックの安全な循環型経済への移行を可能にするために必要である。 • 化学物質の禁止は、国連の化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）で定められた基準に基づくべきである。 • すでに徹底的な評価が行われている化学物質等は、さらなる評価を行うことなく、プラスチック条約で制限されるべきである。（SAICMの「新興政策課題」に含まれる化学物質も関連） • 懸念される化学物質を特定するための具体的基準案を提案。
スイス	• 基準、構造、その他の要素を含む、ポリマー、懸念のある化学物質、プラスチック製品のリストに対するさまざまなアプローチを、オプション・ペーパーの付属書に含めるべきである。 • 付属書に記載されたポリマーや化学物質の製造、輸出入、上市は、指定された期日までに段階的に廃止されるべきである。 • 懸念のあるポリマーや化学物質、特定のプラスチック製品を特定するための基準を附属書に記載すべきである。

3. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
a. 禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
(3)基準検討を推進②

- 中国、サウジアラビア、ブラジス、インド、日本、HACからは、懸念のある化学物質やポリマーを科学に基づいて特定することは重要である、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
中国	• 懸念のある化学物質やポリマーを特定し、管理することは非常に重要である。
ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ	• 懸念のある化学物質やポリマーについては、科学的証拠のアプローチに従うべきである。
ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	• どの化学物質がプラスチック産業で使用されてきたかを知ることは、その生産・使用を規制する国際的な制度や国内法が存在するのか、あるいは新たな基準を策定する必要があるのかを理解する上で重要である。
インド	• 特定のプラスチックを危険にする添加剤/加工助剤は、プラスチックを、非リサイクル性にし、また、このような添加剤加工助剤または化学物質は、科学に基づいて厳密に識別する必要がある。 • 懸念されるポリマーに関して、何を指すのかについてさらなる明確さが必要である。
日本	• 特定のポリマーや懸念のある化学物質が削減または撤廃の対象とされるべきという考えを支持する。このような規制は、最新の科学的データと情報に基づき、何が「懸念される化学物質やポリマー」であるかを特定し、合意することから始めて、慎重に策定される必要があることを強調したい。
HAC	• 各締約国は、附属書に記載されたポリマー、化学物質、プラスチック製品の生産と使用を排除し、制限することを義務付けられるべきである。 • 条約は、附属書に記載するポリマー、懸念のある化学物質、プラスチック製品を特定するための基準を定めるべきである。

3. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
a. 禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
(4)基準検討は現実的でない

- 米国からは、懸念のある特定の化学物質やポリマーについて、世界的に合意されたリストの作成に懸念がある、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
米国	• プラスチックの生産、使用、輸入、輸出の世界的な禁止、段階的廃止、削減の対象となる特定のポリマーや懸念のある化学物質について、この制度自体で世界的に合意されたリストを作成することに、懸念を抱いている。

(5)化学物質群としてのアプローチ

- EUとﾉﾙｳｪｰからは、懸念のある特定の化学物質やポリマーの規制等は化学物質群として管理すべきである、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
EU	• 効率的な規制プロセスを作成・実装するためには、残念な代替を回避するために、グループで化学物質とポリマーを管理するべきであると考えている。
ﾉﾙｳｪｰ	• 懸念のある特定の化学物質やポリマーについてはグループでの使用を禁止する。

3. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
a. 禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
(6)輸出入要件

- EU、ノルウェー、HACからは、懸念のある特定の化学物質としてリストされた化学物質等の輸出入要件は、締約国のみならず非締約国に対しても非差別的に適用されるべきである、との意見が出された。

国	禁止/段階的廃止/削減/管理措置の導入について
EU	• 懸念のある特定のポリマー及び化学物質に対する措置は、基準に基づく管理のみならず、リストされた化学物質等の輸出入要件を非差別的に適用することが達成のための最良の方法と考えている。
ﾉﾙｳｪｰ	• すべての貿易措置はWTOの規定に沿ったものでなければならず、すべての締約国と非締約国に非差別的に適用されるべきである。
HAC	• 各締約国は、非差別的に、締約国、非締約国を問わず、リストされたポリマー、化学物質、プラスチック製品の輸出入要件を適用することが求められるべきである。

2. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
b. 透明性向上のオプション
(1)国を超えた厳しい措置の導入

- EU、ノルウェー、ブラジル、日本、P-SIDSは、透明性の向上に関するオプションの導入に賛成である。
- EU、ノルウェー、AOSISからは、化学物質やポリマーの追跡や追跡のためのデータ比較等を実現するためには国内法に限定するべきではない、との意見が出された。

国	透明性向上のオプションについて
EU	• 透明性の向上に関して、生産に適用されるポリマーと化学物質の種類と量の追跡とマーキングや統一製品ラベルやSID、製品パスポート、公的データベースを通じた透明性の向上を支持する。しかし、生産に適用されるポリマーと化学物質の種類と量の追跡から「国内法との一致」を削除することを求める。この文言を維持することは、透明性の向上というこの措置が達成しようとしている目的を損なうことになる。 • 不平等な競争条件と国ごとに異なる規制要件により、生産者のコンプライアンスコストが上昇する可能性がある。
ﾉﾙｳｪｰ	• プラスチックのバリューチェーンに関わるすべての利害関係者が、情報に基づいた意思決定を行うためには透明性が必要である。 • 要求事項が異なれば、生産者のコンプライアンス・コストは増大し、データは法域間で比較できなくなるため、これを既存の国内法に限定することはできない。
ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	• 懸念のある化学物質については、透明性に焦点を当てる必要がある。
日本	• 透明性の向上を概ね支持している。
P-SIDS	• プラスチック材料と製品のライフサイクル全体を通して、化学物質の存在とその正体に関する情報の世界的な透明性を確保するための拘束力のある管理措置と義務の策定を強く求める。
AOSIS	• この文書には、特定されたポリマー、化学物質、添加物に関する生産量、輸出量、輸入量、廃棄物発生量に関するデータと情報の収集をめぐる、SIDSのための柔軟性を備えた拘束力のある世界的義務も含まれなければならない。

2. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
b. 透明性向上のオプション
(2)各国事情を重視

- 米国からは、透明性向上の措置は必要であるものの、各国の法律と整合を保つことが必要である、との意見が出された。

国	透明性向上のオプションについて
米国	• 製品に使用される懸念のあるポリマーや添加物に関する透明性を高めるための措置を、各国の法律と整合性を保ちながら支持する。

2. 懸念される特定の化学物質等に関する各国ステートメント
b. 透明性向上のオプション
(3)情報開示の枠組み

- EU、ノルウェー、スイス、ブラジル、HAC、AOSISからは、化学物質やポリマーの量や種類の報告の義務付けや、そのための情報開示のための枠組みの必要性に関する意見が出された。

国	透明性向上のオプションについて
EU	• 既存の枠組みを考慮し、バリューチェーンに沿ったプラスチック製品の化学組成および材料組成に関する情報開示のための標準化された枠組みを設定し、将来の協定の締約国にそのような枠組みにおける最低限の要件を満たすことを義務付ける。
ﾉﾙｳｪｰ	• 化学物質やポリマーに関する開示情報は、個々のプラスチック材料や製品にリンクされ、プラスチックのバリューチェーン全体でトレーサブルでなければならない。
スイス	• 各締約国は措置の効果的な実施と監視を支援するため、関連情報を報告するよう求められるべきである。
ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	• どの化学物質がプラスチック産業で使用されてきたかを知ることは、その生産・使用を規制する国際的な制度や国内法が存在するのか、あるいは新たな基準を策定する必要があるのかを理解する上で重要である。このような分析を行う際には、プラスチックの生産から廃棄物の回収、リサイクル、管理までのバリューチェーンに関わる労働者の安全ニーズや、消費者の安全ニーズ、海洋環境を含む環境の保護も考慮する必要がある。
HAC	• 各締約国は、生産されたプラスチックポリマーの量と種類、生産に使用された化学物質の量と種類を報告することを義務付けられるべきである。
AOSIS	• このデータと情報は、より高い野心を推進し、世界的な棚卸しを実施し、正確な評価、科学、データに基づいた行動を確保する上で極めて重要である。

2. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
c. 移行推進・支援のオプション
(1)化学的簡素化・革新促進・代替奨励の推進

- EU、ノルウェー、ブラジル、日本からは、化学的簡素化等を通じた革新の促進と代替の奨励の措置を支持する、との意見が出された。

国	移行推進・支援のオプションについて
EU	• 持続可能または環境に優しい化学および化学的簡素化などを通じた革新の促進と代替および代用物を奨励するための措置の確立の原則を支持することができる。しかし、このアプローチの前提条件は、最も有害な化学物質や懸念のある化学物質に対する保護に関する法的拘束力のある義務も存在することである。この前に、基準に基づく管理を導入することを提案する。 • 化学的簡素化はプラスチックの循環経済をサポートする可能性がある。 • 代替案や代替品の奨励を早すぎると、残念な解決策や、意図しない過小評価された有害な結果につながる可能性があることを懸念している。
ﾉﾙｳｪｰ	• 化学物質の簡素化につながる選択肢を追求することに前向きである。最も有害なポリマーや懸念される化学物質を排除する義務と並行して進める。 • 懸念のある化学物質やポリマーを含まない再生プラスチックを含有しながら、再利用やリサイクルが可能な設計にする必要がある。
ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	• 科学と影響評価に基づき、持続可能な化学やプラスチック代替品に向けた技術革新を促進することに賛成する。
日本	• 移行と革新的な解決策の加速化と支援を概ね支持している。

2. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
c. 移行推進・支援のオプション
(2)研究開発奨励

- 米国からは、持続可能な添加剤やポリマーの研究開発にインセンティブを与える措置の確立を支持する、との意見が出された。
- 一方で、EU及びノルウェーからは代替品の開発は予期せぬ結果を引き起こす可能性もあることから慎重な姿勢が示され、代替に関してどのような化学物質等が適するかの検討が必要である、との意見が出された。

国	移行推進・支援のオプションについて
米国	• 持続可能な化学またはグリーンケミストリーのイノベーションを促進し、持続可能な添加剤およびポリマーの研究開発にインセンティブを与える措置の確立を強く支持する。 • 持続可能な生産と消費に関連する広範な条項を通じて、このような考え方を協定で取り上げることを希望する。
EU	• 代替品および代替品の開発が予期せぬ結果を引き起こす可能性がある。
ノルウェー	• もし各国が、プラスチックで簡単に代替できるような用途についてリサイクルのためのインフラを整備すれば、特定のプラスチックポリマーへのロックインを生み出す危険性がある。 • このようなアプローチにどのようなポリマーや化学物質、あるいは化学物質グループが適するかを検討するための基準を作成する。

2. 懸念のある特定の化学物質等に関する各国ステートメント
その他（多国間協定）

- EU、米国、サウジアラビア、日本からは、他の多国間協定との重複を避けるべきである、との意見が出された。

国	多国間協定
EU	• 他の多国間環境協定との重要な関連性を認識しており、新しい協定が既存のメカニズムを補完できる部分を分析することに利点がある。
米国	• この制度は、既存の多国間環境協定の下での化学物質規制との重複を避けるべきである。
ｻｳｼﾞｱﾗﾋﾞｱ	• 多国間環境協定間の懸念、相乗効果、および調整は、化学物質の生産、消費、および使用を削減するための対策の有効性と提供を高めることができる。
日本	• 問題のある化学物質への対応を目的とする他の多国間協定との重複は避ける必要がある。 • 既存の多国間協定に加えて、新条約が何に貢献できるかを検討すべきである。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
a. 意図的利用への対処のオプション
(1) オプション導入を推進

- EU、ノルウェー、米国からは、マイクロプラスチックの意図的利用への対処に関しては、ライフサイクル全体を通じて対処することが必要である、との意見が出された。
- 米国からは、技術的・経済的情報の共有を奨励する、との意見が出された。
- ブラジルからは、マイクロプラスチックの意図的利用に対する禁止／段階的廃止の推進に賛成する、との意見が出された。

国	意図的利用への対処オプションについて
EU	• バリューチェーン全体を通じて法的拘束力のある義務を課すことで、大きな効果をもたらす。 • 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む製品の製造と販売を禁止することが、その使用を禁止するよりも良い選択肢である。 • 優先される発生源は、制度の附属書に記載される可能性がある。
ﾉﾙｳｪｰ	• 生産、販売、流通、取引、使用を対象とすることで、マイクロプラスチックの意図的使用のライフサイクル全体を網羅する義務を確保する。これは、問題の削減に最も効果的である。
ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	• 意図的に添加されたマイクロプラスチックの禁止および／または段階的廃止のための目標設定に賛成する。目標の設定は、適切な基準によって導かれるべきである。
米国	• 意図的に添加されたマイクロプラスチックの使用を減らし、プラスチックのライフサイクル全体を通じてマイクロプラスチックの発生と環境への放出を減らすことを支援するために、技術的・経済的情報を共有することを奨励する。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
a. 意図的利用への対処のオプション
(2) 各国事情を重視

- インド及び日本からは、マイクロプラスチックの意図的利用の段階的廃止、削減、管理等は、各国の状況を踏まえ、各国が判断するべきである、との意見が出された。

国	意図的利用への対処オプションについて
インド	• 段階的廃止、削減、管理は、各国の状況と能力を考慮に入れなければならず、各国主導でなければならない。 • そのような意図的使用の不可欠性に応じて、代替品への移行を支援しなければならない。
日本	• マイクロプラスチックの規制の厳しさについては、各国の状況を踏まえ、各国が判断することが適当である。

(3) 自主的アプローチ

- 中国からは、自主的アプローチとして、特定の発生源であるプラスチックマイクロビーズを添加した製品の禁止が提案された。

国	意図的利用への対処オプションについて
中国	• 自主的アプローチとして、プラスチックマイクロビーズを添加した特定の製品を禁止する。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b. 非意図的排出への対処のオプション
(1)ライフサイクル全体での取組みを重視

- EUとノルウェーからは、プラスチックのライフサイクルに注目し、マイクロプラスチックの非意図的な放出を削減するための行動や政策努力が必要である、との意見が出された。

国	非意図的排出への対処のオプションについて
EU	• プラスチックのライフサイクルのどの段階においても、放出を防止するように調整されることが望ましい。 • 環境へのマイクロプラスチックの意図的でない放出を最小限に抑えるための行動が必要である。 • マイクロプラスチックの非意図的な放出に焦点を当てた政策努力を行う必要がある。 • ポイ捨てやプラスチックのライフサイクルからの流出に対する対策が必要である。これには、放出を削減する目的で、製品の設計、製造、使用を改善する対策が含まれる。 • 包括的な一般目標を、特にマイクロプラスチックに関する小目標で補足することを提案する。
ﾉﾙｳｪｰ	• マイクロプラスチックの非意図的な放出を削減するための、締約国に対する法的拘束力のある義務を盛り込むべきである。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b. 非意図的排出への対処のオプション
(2)ペレット漏出リスクへの対処

- EU、ノルウェーからは、プラスチックペレットの漏出リスクの最小化するための対策が必要である、との意見がされた。
- ノルウェーからは、プラスチックペレットの定義に関して、用途の観点から定義すべきであり、粒径の観点から定義すべきではない、との意見が出された。

国	非意図的排出への対処のオプションについて
EU	• プラスチックペレット（フレークや粉末を含む）の漏出リスクを最小化することが重要である。
ノルウェー	• 生産、貯蔵、取り扱い、輸送からの漏出リスクを最小化する対策を実施すべきである。 • プラスチックペレットは、その用途の観点から定義されるべきであり、粒径の観点からは定義されるべきではない。 • プラスチックペレット、フレーク、パウダーは、循環型経済において、二次的なプラスチックを作り出すために必要となるため、プラスチックペレットをこのマイクロプラスチックの定義に含めないことが重要である。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b. 非意図的排出への対処のオプション
(3)廃水処理メカニズムの支援

- EU、米国、インドからは、マイクロプラスチックの水路への流入を防止するために廃水処理メカニズムの支援により、マイクロプラスチックの環境への意図しない放出を削減することができる、との意見が出された。

国	非意図的排出への対処のオプションについて
EU	• 生産、販売、流通、取引、使用を対象とする措置を含む、マイクロプラスチックの水路への放出を防ぐための革新的な廃水処理メカニズムの支援を支持する。最も包括的なものである。
米国	• マイクロプラスチックを削減することの重要性を認識し、プラスチック廃棄物が水路に流入するのを防止し、あるいは流入したプラスチック廃棄物がマイクロプラスチックになるのを防止するために除去する、国として決定された政策と対策を通じて、マイクロプラスチックの環境への意図しない放出を削減する努力を支持する。
インド	• マイクロプラスチックの水路への放出を防ぐための革新的な廃水処理メカニズムの支援は、革新的な廃水処理メカニズムを支援するもので、水路におけるマイクロプラスチックの非意図的放出に役立つだろう。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b. 非意図的排出への対処のオプション
(4)上流産業でのBAT・BEPに関するガイドライン化①

- EU、ノルウェー、インド、ブラジル、HACからは、BAT及びBEPの適用を確保するための義務を含めることが必要である、との意見が出された。

国	非意図的排出への対処のオプションについて
EU	• マイクロプラスチックの意図しない放出に関する上流の対策には、製品設計、取扱い要件、最良の技 術、製造と使用に関するガイダンスが含まれる。塗料、タイヤと路面摩耗、合成繊維、ジオテキスタイルを、優先すべき製品グループとして提案する。 • 膜やフィルターなどのマイクロプラスチック回収技術への技術革新と投資は効果がある（自主的な措置）。 • この制度には、BATとBEPの適用を確保するための義務を含めるべきである。
ﾉﾙｳｪｰ	• 洗浄、繊維、タイヤ、および路面標示産業におけるプラスチックの放出を削減するための、利用可能な最良の技術と環境に関する最良の慣行に関するガイドラインの作成は、議論の良い出発点となる。 • 利用可能な最善の技術（BAT）および最良の環境慣行（BEP）の利用を求める締約国の法的拘束力のある義務を検討することもできる。
インド	• マイクロプラスチックの非意図的な放出を削減するための、利用可能な最善の技術と最善の環境慣行に関するガイドラインの策定が重要な要素となる。
ﾌﾞﾗｼﾞﾙ	• 流出リスクを最小化する必要性に取り組む際、流出源に基づくアプローチを支持する。この点に関する技術的ガイドラインの策定を支持する。
HAC	• 廃水処理施設や工業施設などの点源からのマイクロプラスチック放出を削減するための具体的なガイダンスが必要かもしれない。また、製品設計の革新がマイクロプラスチックの非意図的な放出を減らす可能性があるとしても、他の特定の放出源をターゲットにした更なるガイダンスが必要かもしれない。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b. 非意図的排出への対処のオプション
(4)上流産業でのBAT・BEPに関するガイドライン化②

- 米国、中国、日本からは、マイクロプラスチックの発生源、放出、輸送、人健康や環境への影響に関する研究開発の強化の必要性に関する意見が出された。

国	非意図的排出への対処のオプションについて
米国	• 環境におけるマイクロプラスチックの発生源、運命、輸送、影響に関する理解のギャップに対処するため、関連研究を行うことを奨励する。 • マイクロプラスチックに対処するためのガイダンス、ベストプラクティス、革新的技術の開発を促進する。
中国	• プラスチックとマイクロプラスチックの発生源、放出、人の健康と環境への影響に関する研究開発を強化する。
日本	• 今後、様々な地域や国のグッドプラクティスを共有しながら、何が効果的で技術的に実現可能な対策なのかを検討していくことが重要である。

(5)上流産業での規制

- 日本からは、上流産業での非意図的な放出の制御は困難である、との意見が出された。

国	非意図的排出への対処のオプションについて
日本	• タイヤ、繊維製品、塗料など、多くの発生源からの非意図的な放出を制御することは技術的に困難である。

3. マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b. 非意図的排出への対処のオプション
(3) 環境中劣化

- EU及びノルウェーからは、マイクロプラスチックは意図的利用や非意図的排出のみならず、環境中での物理的劣化もあり、こうした劣化が主な発生源である、との意見が出された。

国	環境中劣化
EU	• マイクロプラスチックの大部分は、環境中のマクロプラスチックやマイクロプラスチックの物理的劣化に由来している。 • マクロプラスチックの劣化から、マイクロプラスチックの放出を削減する義務を将来の制度に含めるべきである。
ﾉﾙｳｪｰ	• マイクロプラスチックは、製品への意図的な使用だけでなく、より大きなプラスチック製品からの分解によっても拡散する。

b) 各国ステートメント整理・分析
(ii) 各国のステートメント整理（CO2関連、マイクロプラスチック関連、その他）

- 以下のステートメントを整理し、意見の傾向等を分析した。
  - 日本のステートメント：INC.2後に提出したステートメント（2023年6月）
  - 他の国のステートメント：「INC.2後に提出したステートメント（2023年6月）」と「INC.2での各国発言（2023年5-6月）」を中心に整理した
    - ✓ INC.2直前に提出されたステートメント（2023年5月）
    - ✓ INC.2に向けて提出されたステートメント（2023年2月）
    - ✓ INC.1後に提出されたステートメント（2023年1月）
    - ✓ INC.2後に提出したステートメント（2023年6月）
    - ✓ INC.2での各国発言（2023年5-6月）

1.CO2排出等に関する各国ステートメント
(1) 1次プラスチック関連

- スイス、ノルウェー、HACから、1次プラスチックポリマーの生産削減が温室効果ガス（GHG）の排出削減にもつながる、との意見が出された。

国	1次プラスチックとGHG排出
スイス	• バージンプラスチックの生産を削減する措置は、温室効果ガス（GHG）排出削減の取り組みにも重要な貢献をする。
ノルウェー	• 一次プラスチックポリマーの生産を持続可能なレベルまで削減する法的拘束力のある規定が必要となる。これは、合意された世界的な気候変動と生物多様性の目標を達成するためにも必要である。 • プラスチックポリマーの生産を削減する対策は、GHG排出削減の取り組みを補完するものでもある。 • B7(プラ製品の削減・再利用・修復）関連：可能な限り、必要のないプラスチック製品の生産と使用を減らすことが最優先されるべきである。材料のライフサイクル全体を通じて炭素排出を削減し、廃棄物の発生を防ぐ、より資源効率の高いアプローチとして、リサイクルよりも再利用を優先すべきである。
HAC	• プラスチックポリマーの生産を削減する対策は、GHG排出を削減する努力を補完するものでもある。

1.CO2排出等に関する各国ステートメント
(2)代替品関連

- EUからは、非プラスチック代替品は化石由来のプラスチックとのライフサイクル比較分析において、GHG排出量だけでなく生物多様性等も考慮すべき、との意見が出された。

国	プラスチック代替品とGHG排出
EU	• 非プラスチック代替品については、化石由来プラスチックとのライフサイクル比較分析において、GHG排出量だけでなく、生物多様性、汚染、健康への影響も考慮すべきである。非プラスチック代替品が化石由来プラスチックに対して不利になるようなことがあってはならない。/ 選択肢としては提示されていないが、EUとそのMSは、制度における非化石炭素目標を検討することができる。これは、安全で持続可能な非化石代替物や代替燃料を促進するための一つの方法である。こうすることで、将来の法的拘束力のある制度は、パリの気候目標や非化石経済への移行への貢献も最大化することができる。

1.CO2排出等に関する各国ステートメント
(3)廃棄物管理強化

- EUおよび日本からは、廃棄物管理強化に関してINC事務局から提案されたプラスチック廃棄物を規制するためのオプションのうち、「野焼き、焼却、石炭火力発電所やその他の廃棄物発電プロセスでの混焼、セメントキルンでの共同処理、ケミカルリサイクル、の危険な行為を禁止する」とするオプションに関して、資源消費、GHG排出、地球温暖化、その他潜在的に有害な排出との相互関係が認められていることから、特定の主要な廃棄物インフラを危険な行為と位置付けることに反対である、との意見が出された。

国	廃棄物管理強化とプラスチック代替品とGHG排出
EU	• 廃棄物管理強化（B5）のプラ廃棄物規制に関するオプション(b)のうち、オプション(ii)は、資源消費、GHG排出、地球温暖化、その他の潜在的に有害な排出との相互関係を認めながら、特定の主要な廃棄物インフラ（廃棄物発電など）に対して「危険な慣行」という用語を使用しているため、我々は支持しない。EUとその加盟国は、言及されている慣行のうち、「野焼き」だけが危険な慣行と見なすことができるという見解を持っている。
日本	• 廃棄物管理強化（B5）のプラ廃棄物規制に関するオプション(b)のうち、オプション(ii)については、石炭火力発電所やその他の廃棄物発電プロセスにおける混焼、セメントキルンにおける混焼、ケミカルリサイクルが「危険な慣行」とされているが、日本はこれに同意しない。これらの技術は決して危険なものではなく、プラスチック廃棄物の健全な管理に向けて必要かつ効果的な対策であり、プラスチックの環境放出を防止するものである。

1.CO2排出等に関する各国ステートメント
(4)プラスチック汚染関連

- EU、ノルウェー、HACからは、プラスチック汚染が気候変動を引き超す原因の1つである、との意見が出された。

国	プラスチック汚染とGHG排出
EU	• プラスチック汚染は、生物多様性の損失、気候変動、汚染という三大惑星危機を引き起こし、人間の健康に悪影響を及ぼす可能性がある。
ノルウェー	• プラスチック汚染は、三重の惑星危機の一因であり、すでに生態系や生物多様性に壊滅的な影響を及ぼし、人間の健康にも重大な悪影響を及ぼすだけでなく、気候変動の原因にもなっている。
HAC	• プラスチック汚染は、三重の惑星危機の一因であり、すでに生態系や生物多様性に壊滅的な影響を及ぼし、人間の健康にも重大な悪影響を及ぼすだけでなく、気候変動の原因にもなっている。

2.マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b.非意図的排出への対処オプション
(ii)マイクロプラスチックが意図せずに放出される可能性のある原因

- オプションペーパー（UNEP/PP/INC.2/4）に、
  - マイクロプラスチックの主な発生源として、道路輸送、
  - 生産前プラスチックペレットとして、塗料、
  - マイクロプラスチックの水路への放出防止として、廃水処理メカニズム、
  - 道路面の標示産業からのプラスチック放出、

  が挙げられている。
- 廃水施設、産業施設については、「9.水・土壌・大気へのプラスチック放出排除」のオプションに例示されている。

資料	非意図的放出される可能性のある原因
UNEP/PP/INC.2/4	• 「4.潜在的な核となる義務：マイクロプラスチックの削減」のINC事務局コメント： ➢ **主な発生源には、道路輸送 (100 万トン)**、粉塵と繊維の放出 (81 万トン)、廃水汚泥が含まれる。 ➢ 生産前のプラスチック ペレット (またはナードル) は、一次マイクロプラスチック (28 万トン) とマイクロビーズ －パーソナルケア用品、肥料、**塗料**、洗剤、栄養補助食品、手指消毒剤、医薬品などの製品に添加される球状または非晶質のマイクロプラスチックの一例である。 • 「4.潜在的な核となる義務：マイクロプラスチックの削減」の「(b)意図しない放出に対処するためのオプション」： ➢ (ii)マイクロプラスチックの水路への放出を防ぐための革新的な**廃水処理メカニズム**を支援する。 ➢ (iii)洗浄、繊維、タイヤ、および**路面標示産業におけるプラスチックの放出**を削減するための、利用可能な最良の技術と環境に関する最良の慣行に関するガイドラインを作成する。 • 「9.潜在的な核となる義務：水、土壌、大気へのプラスチックの放出を排除」： ➢ (a)水、土壌、大気へのプラスチックの放出を削減し、実現可能な場合は排除する（**排水、工業施設**、養殖、農業及び漁業、輸送を含む一般的及び部門別対策を文書の付属書に記載することができる）。

2.マイクロプラスチックに関する各国ステートメント
b.非意図的排出への対処オプション
(ii)マイクロプラスチックが意図せずに放出される可能性のある原因

- EU、スイスから、使用段階にマイクロプラスチック（プラスチックペレット）が放出される特定の製品の1つに、「塗料、防汚塗料」、が挙げられている。
- ノルウェーから、これらの環境中へのプラスチックの放出削減の措置に関するカテゴリーとして、「工業施設、廃水処理場」（点源）と、「道路標識、塗料、海洋塗料」（非点源）、が挙げられている。

国	非意図的放出される可能性のある原因
EU	• 将来の制度に、マイクロプラスチックの意図しない放出を減らす措置を含める必要性を強調する。これには、例えば、**特定の製品**（タイヤ、合成繊維、**防汚塗料**、漁具など）**の使用段階において、生産、取り扱い、輸送からプラスチックペレットが漏出し、意図せずにマイクロプラスチックが放出される**リスクを最小化するための措置が含まれる。
スイス	• このようなマクロおよびマイクロプラスチックの放出は、サプライチェーンとライフサイクル全体を通じて起こっている。例えば、ペレット、フレーク、パウダーの取り扱い、保管、輸送、加工を通じて放出され、**一部の製品**（タイヤ、衣服、**塗料**など）**の意図された使用を通じて放出**され、家庭や自治体の**排水システムを通じて運ばれ**、新しいプラスチック廃棄物が環境的に健全な方法（ESM）で管理されない場合に発生し、陸上、河川や湖沼、海洋のいずれで発生するかにかかわらず、レガシー・プラスチック廃棄物から継続的に発生する。
ノルウェー	• 各締約国は、水、土地、大気へのプラスチックの放出を削減し、実行可能な場合には、付属書に記載されたカテゴリーから特定された政策措置を通じて、その放出を排除するための措置を講じることが求められるべきである。カテゴリのリストには以下が含まれる： ➢ **工業施設、廃水処理場**などの点源。対策には、ろ過システムなどが含まれる。 ➢ 合成繊維、自動車のタイヤ、**道路標識、塗料、海洋塗料**、パーソナルケア製品などの非点源。対策としては、メンテナンスの強化、雨水管理、沈殿・ろ過システム、取り扱い、使用、保管、輸送の規制などが考えられる。

c) 潜在的オプションの補完

- 「国際的な法的拘束力のある文書に向けた要素の潜在的なオプションの補完」[UNEP/PP/INC.2/INF/4]は、INC2において、【国際的な法的拘束力のある文書に向けた要素の潜在的なオプション】(UNEP/PP/INC.2/4)の補完文書として、議長との協議により事務局が作成したもの。
- 本文書は、加盟国が提出した文書に含まれる附属書の可能性のある内容に関する提案と、文書UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる要素の可能性のあるオプションのいくつかを詳述する。
- この文書とその内容は、委員会の審議を円滑にし、情報を提供することを意図したものであり、将来的な文書の構成や内容に関する委員会の決定を予断するものでは決してない。

2. 事務局からの提案

()内はUNEP/PP/INC.2/4の要素番号

- II.附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案：
  - a. 問題のあるプラスチック製品および回避可能なプラスチック製品のリスト、問題のあるプラスチック製品および回避可能なプラスチック製品を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減または管理の可能な時期（B.2）
  - b. 懸念のあるポリマーと化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期（B.3）
  - c. 意図的に添加されたマイクロプラスチックの放出を制限するための供給源のリスト(B.4)
  - d. プラスチック製品と包装の設計と製造のための循環性基準とガイダンス（B.6）
  - e. 安全な代替品や代替品の入手可能性を判断する基準（B.8）
  - f. 水、土地、大気へのプラスチックの放出を削減し、可能であれば排除するための政策措置のカテゴリー（B.9）
  - g. 国家行動計画（NAP）の共通要素と最低限の内容のリスト（D.1）
- III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案
  - a. 拡大生産者責任（EPR）システムのガイドラインに関連する潜在的要素に関する追加情報（B.5）
  - b. 国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報（D.2）

3. II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(1)
A. 潜在的附属文書：問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品のリスト、問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期（１）

(i) 問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品の潜在的リスト：

- INC-2への加盟国提出文書には、附属書に含めるべき問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品の具体的なリスト案は含まれていなかった。

(ii) 問題のあるプラスチック製品と回避可能なプラスチック製品を特定するための潜在的な基準：

a. プラスチック材料がポイ捨てされる傾向、および／または、誤った管理、不適切な使用、廃棄などにより、環境中で最も頻繁に発見されるプラスチック製品（例：タバコのフィルター、カトラリー、皿、綿棒のスティックなど）

b. 環境中での分解が遅い、または分解されないため、環境に放出されるリスク

c. 予防原則を適用し、生物濃縮や有毒な長期的影響につながることを含め、環境および／または人の健康への有害性（例：キャリーバッグ）

d. リサイクル性や再利用性の欠如など、循環性を阻害する要因の存在

e. ポイ捨てされやすい不要な単回使用てプラスチック（例：ストロー、かき混ぜ器、風船用スティック、発泡ポリスチレン（EPS）食品・飲料容器など）を含め、その使用が必要不可欠な機能性を示さないため、使用を回避または代替できる不要なプラスチック製品

f. バリューチェーンにおけるプラスチック用途の重要性（冗長性）。

3. II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(２)
A. 潜在的附属文書：問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品のリスト、問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期（２）

(iii) 問題のある、回避可能なプラスチック製品の禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な日付

●INC-2への加盟国提出文書では、具体的な段階的廃止の可能性は特定されていない。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(３)
B.潜在的附属文書：ポリマーと懸念のある化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(1)

- INC-2への加盟国提出文書には、既存の多国間環境協定との関連性を考慮し、附属書に含める懸念のあるポリマーや化学物質の具体的なリスト案は含まれていなかった。
- しかし、いくつかのポリマー、化学物質、化学物質群は、特定の基準に関連する例として加盟国提出文書に記載されていた。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(４)
B.潜在的附属文書：ポリマーと懸念のある化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(2)

(i) 懸念のあるポリマーと化学物質を決定するための潜在的な基準：

a. 環境および/または人の健康に有害な化学物質（以下の性質を持つ化学物質または化学物質群を含む）：

(a) 発がん性、変異原性、生殖毒性
例：ポリウレタン（PUR）の難燃剤として使用されるリン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）、PVCの安定剤として使用される鉛やカドミウムなど

(b) 内分泌かく乱物質
例：DEHP、DBP、BBP、DIBPなど、可塑剤としてよく使用されるフタル酸エステル類など

(c) 上記と同等の懸念がある物質、
例：免疫系、神経系、特定の臓器に影響を及ぼす物質（免疫毒性または神経毒性、STOT RE）

(d) 難分解性・生物蓄積性・毒性物質（PBT）

(e) 非常に難分解性で非常に生物蓄積性の物質（vPvB）
例：プラスチックの添加剤としての臭素系難燃剤など

(f) 難分解性・移動性・毒性物質（PMT）

(g) 非常に難分解性で非常に移動しやすい物質（vPvM）
例：プラスチック包装材の汚染物質として発見されたPFASや、添加剤としての臭素系難燃剤など）。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(５)
B.潜在的附属文書：ポリマーと懸念のある化学物質のリスト、懸念のあると化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(3)

(i) 懸念のあるポリマーと化学物質を決定するための潜在的な基準：

b. 安全で高品質な副資材のリサイクル性や循環性を阻害、以下を含む：

(a) 容易にリサイクルできないポリマー

(b) 特定の化学物質、化学物質群、ポリマー、ポリマーミックスの使用（再利用リサイクル性を高めるために製品構成を簡素化し、無害な二次市場を開発）

(c) 臭素系難燃剤

c. 環境中での分解が遅い、または分解されないことによるものを含む、放出のリスク：

(a) オキソ分解性プラスチック製品

(b) 特定の単回使用プラスチック製品

(c) 意図的に添加されたマイクロプラスチック

d. オゾン層破壊物質および地球温暖化物質

e. 懸念の高いポリマー

f. プラスチック製品からの移行／放出の可能性。

(ii) 可能な段階的廃止時期

●INC-2への加盟国提出文書では、具体的な段階的廃止の可能性は特定されていない。

３．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(６)
B.潜在的附属文書：ポリマーと懸念のある化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(４)

(ii) 可能な段階的廃止時期

●化学物質およびその他の懸念のある物質の特定に関する既存の 多国間協定の経験

Box.1　既存の多国間環境協定または文書における、化学物質やその他の懸念物質の特定に関する規定の例

● 残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約

- ストックホルム条約は現在34のPOPs（農薬、工業化学物質、副産物）を対象としており、プラスチック製品に使用されているものも含まれる。
- どの締約国も、条約の附属書A、Bおよび/またはCに新規化学物質を掲載する提案を提出することができる。科学的補助機関であるPOPsレビュー委員会が提案を評価し、そのような化学物質のリストアップについて締約国会議に勧告を行う。
- 附属書Dは、情報要件とスクリーニング基準を規定。スクリーニング基準に基づく化学物質の特定を要求。（詳細は参考資料４参照）
- 附属書Eは、化学物質が長距離環境輸送の結果、人の健康及び／又は環境に重大な悪影響を及ぼす可能性が高く、国際的な行動が正当化されるかどうかを評価するための情報要件を定義。（参考資料４参照）
- 附属書Fはさらに、可能性のある管理措置を評価する目的で、可能性のある管理措置に関連する社会経済的考察に関する関連情報を提供し、締約国会議による決定を可能にすべきであると規定。（参考資料４参照）

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(７)
B.潜在的附属文書：ポリマーと懸念のある化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(５)

Box.1　既存の多国間環境協定または文書における、化学物質やその他の懸念のある物質の特定に関する規定の例（続き）

- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
  - 第2条A～2Jには、オゾン層破壊物質のリストに対する管理措置が含まれている。
  - 対応する物質のリストは附属書A～Fに規定。
  - 第6条は、締約国が利用可能な科学的、環境的、技術的、経済的情報に基づき、第2条および第2条A～2Jに規定される管理措置を評価するための管理措置の評価およびレビューについて規定。
- 有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約
  - プラスチック廃棄物は事前のインフォームド・コンセントの対象となり、条約締約国は、廃棄物が輸入国で環境的に健全な方法で処分できることを保証しなければならない
    - ✓ 有害廃棄物に分類されるプラスチック廃棄物：項目A3210は、「附属書Iの特性を示す程度に、附属書Iの成分を含む、または汚染されたプラスチック廃棄物（そのような廃棄物の混合物を含む）（附属書IIおよびリストB B3011の関連項目Y48に注意）」となっている。様々な用途で添加剤として使用されるためにプラスチック廃棄物に含まれる可能性のある有害成分の例としては、鉛化合物（熱または光の安定剤として使用される）および有機ハロゲン化合物（難燃剤として使用されるハロゲン化有機化合物など）が挙げられる。
    - ✓ 特別な配慮を要するプラスチック廃棄物：項目Y48は、項目A3210またはB3011に該当するものを除き、そのような廃棄物の混合物を含むプラスチック廃棄物を対象とする。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(８)
B.潜在的附属文書：ポリマーと懸念のある化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(６)

Box.1　既存の多国間環境協定または文書における、化学物質やその他の懸念のある物質の特定に関する規定の例（続き）

● 有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約

- 以下のプラスチック廃棄物（項目B3011に規定）は、環境的に健全な方法でリサイクルされることが目的であり、汚染や他の種類の廃棄物がほとんどない場合に限り、PIC手続きの対象とはならない：
  - ✓ プラスチック廃棄物は、ほとんど1種類の非ハロゲン系ポリマーで構成されている。このようなポリマーには、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリエチレンテレフタレート（PET）のような一般的に使用されているものが含まれる。
  - ✓ ほとんど単一の硬化樹脂または縮合生成物からなるプラスチック廃棄物。このような樹脂には、尿素ホルムアルデヒド樹脂やエポキシ樹脂が含まれる。
  - ✓ ほとんど以下のフッ素系ポリマーのいずれかからなるプラスチック廃棄物：パーフルオロエチレン／プロピレン（FEP）；パーフルオロアルコキシアルカン；テトラフルオロエチレン／パーフルオロアルキルビニルエーテル（PFA）；テトラフルオロエチレン／パーフルオロメチルビニルエーテル（MFA）；ポリフッ化ビニル（PVF）；ポリフッ化ビニリデン（PVDF）。
- 以下のプラスチック廃棄物の混合物も、PIC手続きの対象とはならない：ポリエチレン（PE）、ポリプロピレン（PP）、ポリエチレンテレフタレート（PET）からなるプラスチック廃棄物の混合物。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(９)
B.潜在的附属文書：ポリマーと懸念のある化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質を決定する基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期(７)

Box.1　既存の多国間環境協定または文書における、化学物質やその他の懸念のある物質の特定に関する規定の例（続き）

● 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）

- 世界中で化学物質の安全性を促進するための政策枠組み。
- 全体的な目的は、2020年までに、環境や人の健康への重大な悪影響を最小限に抑える方法で化学物質が生産・使用されるよう、ライフサイクル全体を通じて化学物質の健全な管理を達成すること。
- SAICMへのハイレベルな政治的コミットメントを表明する「国際化学物質管理に関するドバイ宣言」と、SAICMの範囲、ニーズ、目的、財政的配慮の基礎となる原則とアプローチ、実施と見直しの取り決めを定めた「包括的政策戦略」で構成されている。宣言と戦略には、SAICMおよびその他の関連する国際文書やイニシアティブの実施を支援するための作業ツールおよびガイダンス文書として機能する世界行動計画が添付されている。
- 計画中の活動は、ステークホルダーが適宜、適用可能性に応じて実施する。
- 第4回化学物質管理国際会議（ICCM4）は、決議IV/4により、戦略的アプローチとその健全性に関する提言を作成するための会期間プロセスを開始。
- 2020年以降の化学物質と廃棄物の管理勧告は、2023年9月25日から29日までドイツのボンで開催されるICCM第5回会合で検討される。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(10)
【参考】懸念のある化学物質を特定する事務局提案基準案と各国提案状況①

- INC.1後（2022年2月〆切）に、INC.2に向けて加盟国からのステートメントが事務局に提出された。
- 上記ステートメントの中で、EU、スイス、ノルウェー、小島嶼国連合 (AOSIS)、HACから、プラスチック製造時に使用される化学物質のうち、懸念のある化学物質を特定するための基準案に関して、具体的な提案が行われた。
- 各国から提示された具体的な基準案を示す。

- EUとノルウェーから提案された懸念のある化学物質を特定するための基準がほぼ事務局案として提示されている。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(10)
【参考】懸念のある化学物質を特定する事務局提案基準案と各国提案状況②

a. 環境および/または人の健康に有害な化学物質

事務局案(INC2_information４)	EU	ｽｲｽ	ﾉﾙｳｪｰ	HAC	AOSIS
(a)発がん性、変異原性、生殖毒性 例：ﾎﾟﾘｳﾚﾀﾝ（PUR）の難燃剤として使用されるリン酸ﾄﾘｽ（2-ｸﾛﾛｴﾁﾙ）（TCEP）、PVCの安定剤として使用される鉛やｶﾄﾞﾐｳﾑ等	◎	○ (×変異原性)	◎ (CMR 1A / 1B)	◎	
(b)内分泌かく乱物質 例：DEHP、DBP、BBP、DIBPなど、可塑剤としてよく使用されるﾌﾀﾙ酸ｴｽﾃﾙ類等	◎	◎	◎	◎	
(c)上記と同等の懸念がある物質、 例：免疫系、神経系、特定の臓器に影響を及ぼす物質（免疫毒性/神経毒性/STOT RE）	◎		◎		
(d)難分解性、生物蓄積性、環境毒性（PBT）	◎	○	◎	○ (生物蓄積性のみ)	
(e)非常に難分解性かつ非常に生物蓄積性（vPvB） 例：ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ添加剤としての臭素系難燃剤等	◎		◎		
(f)残留性・移動性・毒性物質（PMT）	◎		◎		
(g)非常に難分解性で非常に移動しやすい物質（vPvM） 例：ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ包装材の汚染物質として発見されたPFASや、添加剤としての臭素系難燃剤等	◎		◎		

◎：完全一致、○：一部一致

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(10)
【参考】懸念のある化学物質を特定する事務局提案基準案と各国提案状況③

b. 安全で高品質な副資材のリサイクル性や循環性を阻害

事務局案(INC2_information４)	EU	スイス	ノルウェー	HAC	AOSIS
(a)容易にリサイクルできないポリマー	◎	◎			◎
(b)特定の化学物質、化学物質群、ポリマー、ポリマーミックスの使用（再利用リサイクル性を高めるために製品構成を簡素化し、無害な二次市場を開発）		◎	◎	◎	
(c)臭素系難燃剤	◎				

c. 環境中での分解が遅い／分解されないことによるもの、放出リスク

事務局案(INC2_information４)	EU	スイス	ノルウェー	HAC	AOSIS
(a)オキソ分解性プラスチック製品		◎			
(b)特定の使い捨てプラスチック製品	◎	◎			◎
(c)意図的に添加されたマイクロプラスチック		◎			◎

d. オゾン層破壊物質および地球温暖化物質
e. 懸念の高いポリマー
f. プラスチック製品からの移行／放出の可能性

事務局案(INC2_information４)	EU	スイス	ノルウェー	HAC	AOSIS
d.オゾン層破壊物質および地球温暖化物質			◎		
e.懸念の高いポリマー			◎		
f.プラスチック製品からの移行／放出の可能性。			◎	◎	

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(11)
C. 潜在的附属文書：意図的に添加されたマイクロプラスチックの放出を制限するための供給源のリスト

(i) 意図的に添加されたマイクロプラスチックの潜在的放出源：

a. 化粧品
b. 洗浄剤／洗剤
c. 肥料
d. 衛生用品
e. パーソナルケア製品

(ii) マイクロプラスチックが意図せずに放出される可能性のある原因：

a. 道路
b. タイヤとタイヤダスト
c. 合成繊維
d. 塗料、防汚塗料
e. マリンコーティング
f. 釣り道具
g. プラスチックペレット、フレーク、パウダーの取り扱い、保管、輸送、加工
h. レガシー廃棄物
i. 廃水処理施設
j. 産業施設

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(12)
D. 潜在的附属文書：プラスチック製品と包装の設計と製造のための循環性基準とガイダンス(1)

(i) ライフサイクル全体にわたるプラスチック製品と包装の設計と製造に関する、一般的な持続可能性と循環性の基準の可能性

a. 組成と材料の使用

(a) 問題のあるモノマー、ポリマー、添加剤、構成成分などの懸念物質が含まれていないこと、およびモノマテリアルの使用を含む化学組成

(b) マイクロプラスチックの含有量と、磨耗やその他の破砕による環境中への放出の可能性

(c) リサイクル素材の使用

(d) 資源効率

(e) 包装材および包装材内の空隙の過剰使用の回避

b. 製品の性能と耐久性

(a) 安全性

(b) 信頼性

(c) 製品の寿命と耐久性

(d) 修理可能性

(e) 再利用性、部品の再利用性、再充填性

(f) アップグレード可能性

(g) メンテナンスと改修の可能性と可用性

(h) 再製造の可能性

(i) リサイクル可能性

c. 使用済み製品管理の促進

(a) 堆肥可能性

(b) 生分解性

(c) 回収、分別、リサイクルの可能性（使用終了時の分解の容易さを含

(d) 予想される廃棄物の発生、環境への損失または漏出。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(12)
D. 潜在的附属文書：プラスチック製品と包装の設計と製造のための循環性基準とガイダンス(2)

(ii) 具体的な循環性の基準やガイダンスを作成できる可能性のある製品や分野**組成と材料の使用**

a. バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチック；
b. 農業とアグリプラスチック；
c. 水産養殖と漁業；
d. 釣り道具；
e. パッケージング；
f. テキスタイル；
g. 建設；
h. 交通機関；
i. 医療とヘルスケア
j. 電子・電気機器

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(12)
D. 潜在的附属文書：プラスチック製品と包装の設計と製造のための循環性基準とガイダンス(3)

Box.2 循環のための製品設計と生産に関する既存のガイドラインとイニシアティブの例

- APR Design Guide (Association of Plastic Recyclers)

パッケージデザイナーとリサイクルシステムとの間のギャップを埋める。

- 欧州標準化委員会, CEN/TC 466 –漁具と養殖設備の循環性とリサイクル性（開発中）

漁具及び養殖設備におけるプラスチック系材料の循環性及びリサイクル性の分野における標準化。

- Golden Design Rules (Consumer Goods Forum)

ヘッドスペースとプラスチック製オーバーラップを削減することによって、不必要なプラスチック包装をなくすことに重点を置く。

- 新プラスチック経済グローバル・コミットメント（エレン・マッカーサー財団と国連環境計画）

必要としないプラスチック製品をなくし、私たちが必要とするすべてのプラスチックが安全に再利用、リサイクル、堆肥化されるように革新し、私たちが使用するすべてのものを経済的に循環させ、環境から排除する。

- 包装材の循環型社会への道筋（Recycling Partnership）

リサイクル可能な包装の進歩に不可欠な5つのビルディングブロックを定義。

- プラスチック協定ネットワーク（エレン・マッカーサー財団）

プラスチック廃棄物と汚染に対する世界的な対応策。

- リサイクルのためのRecyClassデザインガイドライン（Plastics Recyclers Europe）

プラスチック製品の全体的なリサイクル性を向上させる方法について業界を支援する。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(13)
E. 潜在的附属文書：安全な代替品･代替物の入手可能性を判断するための基準(1)

- 代替品や代替品の評価に関連する要素

(i) 安全性

(ii) 持続可能性

(iii) 入手可能性

(iv) 手頃な価格

(v) アクセシビリティ

(vi) 使用による環境、経済、社会、健康への影響の評価を含め、意図しない結果を回避するためのライフサイクル全体にわたる使用シナリオを包括的なレビュー。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(13)
E. 潜在的附属文書：安全な代替品･代替物の入手可能性を判断するための基準(2)

- 潜在的な代替物質と懸念のある物質の代替物の特定に関する既存の多国間協定の経験

Box.3　既存の多国間協定における代替品の利用可能性に関する規定の例

- 残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約
  - ストックホルム条約の目的の一つは、より安全な代替物質への移行を支援すること。理想的には、POPs の代替物質は、条約附属書Dの第2項に記載されているように、ハザードデー タと曝露の推定値（毒性または生態毒性データと、長距離環境輸送の結果生じる、または生じ ると予測される化学物質の検出レベルまたは予測レベルとの比較を含む）を用いて、人の健康および 環境リスクを含めて定量的に評価されるべきである。このような完全なリスクアセスメントが不可能な場合、代替化学物質が、変異原性、発がん性、生殖系、発達系、内分泌系、免疫系、神経系への悪影響など、深刻な懸念を引き起こす危険な特性を有していないことを確認するための情報収集に努めるべきである。
- 締約国やオブザーバーから、POPs の代替物質がいくつか挙げられている。会期間作業部会は、リストアップされた残留性有機汚染物質および候補化学物質の代替物および代替品に関する検討ガイダンス（UNEP/POPS/POPRC.5/10/Add.1）に従って、スクリーニング評価を行った。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(13)
E. 潜在的附属文書：安全な代替品･代替物の入手可能性を判断するための基準(3)

Box.3　既存の多国間協定における代替品の利用可能性に関する規定の例（続き）

- オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
  - 技術･経済評価パネル（TEAP）は、モントリオール議定書締約国の技術･経済諮問機関として設立。
  - TEAPは、締約国の要請に応じて、オゾン層を破壊するオゾン層破壊物質（フロンやハロンなど）の実質的な全廃を可能にするために調査･採用された代替技術に関する技術情報を提供する。TEAPは技術情報を分析し、提示するものである。政策課題を評価するものではなく、政策を推奨するものでもない。TEAPは、政策に関連する技術的･経済的情報を提示するものである。さらに、TEAPは国家計画、戦略、規制のメリットや成功を判断するものではない。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(13)
E. 潜在的付属文書：安全な代替品･代替物の入手可能性を判断するための基準(4)

Box.3　既存の多国間協定における代替品の利用可能性に関する規定の例（続き）

- 水銀に関する水俣条約
  - 水銀に関する水俣条約第 4 条第 4 項に従い、事務局は、締約国から提供された情報に基 づき、水銀添加製品及びその代替品に関する情報を収集・管理し、当該情報を一般に公開す るものとする。事務局は、締約国から提出されたその他の関連情報も一般に公開するものとする。いずれの締約国も、水銀添加製品を条約の附属書Cに掲載するための提案を事務局に提出することができる。この提案には、第4項に従った情報を考慮した上で、当該製品の非水銀代替品の入手可能性、技術的及び経済的実現可能性並びに環境及び健康のリスク及び便益に関する情報を含めるものとする。
  - 第5条第4項に従い、事務局は、締約国から提供された情報に基づき、水銀又は水銀化合物を使用する工程及びその代替品に関する情報を収集し、維持し、当該情報を一般に利用可能とする。その他の関連情報も締約国から提出されることがあり、事務局はこれを公開するものとする。各締約国は、水銀又は水銀化合物を意図的に使用する他の製造工程であって、条約の発効日前に存在しなかったものを使用する施設の開発を抑制するものとする。ただし、締約国が、当該製造工程が環境上及び健康上重要な便益をもたらし、かつ、当該便益をもたらす技術的及び経済的に実現可能な水銀を使用しない代替品が存在しないことを締約国会議が満足するよう証明できる場合は、この限りでない。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(14)
F. 潜在的付属文書：水、土地、大気へのプラスチックの放出を削減し、実行可能な場合は排除するための政策措置のカテゴリー(1)

(i)以下に列挙する発生源を含む、一般的及びセクター別の対策を通じて、プラスチックの水、土壌、大気への放出を削減し、実行可能な場合は排除するための潜在的な対策

a. 点源
- (a) 工業施設
- (b) 下水処理施設

b. 点源に対処するための潜在的対策。以下を含む：
- (a) ろ過システム

c. 非点源
- (a) 合成繊維
- (b) 自動車のタイヤ
- (c) 道路標識
- (d) 塗料
- (e) 海洋塗料
- (f) パーソナルケア製品 など

d. 非点源に対処するための潜在的な対策には、以下が含まれる
- (a) 維持管理を強化
- (b) 雨水管理
- (c) 沈殿・ろ過システム
- (d) 取り扱い、使用、保管、輸送に関する規制、その他

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(14)
F. 潜在的附属文書：水、土地、大気へのプラスチックの放出を削減し、実行可能な場合は排除するための政策措置のカテゴリー(2)

(ii) プラスチック廃棄物管理から発生する有毒物質の排出を防止するための潜在的対策

a. 野焼き

b. 焼却

c. 石炭火力発電所での混焼

d. 廃棄物発電プロセス

e. セメントキルンでの共同処理

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(14)
F. 潜在的附属文書：水、土地、大気へのプラスチックの放出を削減し、実行可能な場合は排除するための政策措置のカテゴリー(3)

- 懸念のある物質の大気、水、土壌への排出と放出に関する既存の多国間協定の経験

Box.4　既存の多国間協定における大気への排出、水や土壌への放出に関する規定の例

- 水銀に関する水俣条約
  - 水俣条約には、水銀の大気中への排出と水や土壌への放出に関する2つの規定がある：
    - ✓ 排出に関する第8条は、条約の附属書Dに記載された排出源カテゴリーに該当する点源からの排出を規制する措置を通じて、大気中への水銀および水銀化合物の排出を規制し、実行可能な場合には削減することを目的とするもので、新規の排出源と既存の排出源では要件とスケジュールが異なる。附属書Dは、排出の点源カテゴリーのリストを提供しており、廃棄物焼却施設を含む5つのカテゴリーが附属書に記載されている
    - ✓ 放出に関する第9条は、条約の他の条項では扱われていない、関連する点源から陸地や水域への水銀および水銀化合物の放出を制御し、実行可能な場合は削減することに関係する。
  - 条約の附属書Cは、第7条第3項の規定の適用を受ける国に対し、全鉱石のアマルガム化、アマルガムまたは加工アマルガムの野外燃焼、住宅地でのアマルガムの燃焼、水銀を除去せずに添加された土砂、鉱石、鉱滓のシアン化物溶出を排除するための行動を国家行動計画に盛り込むことを求めている。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(14)
F. 潜在的附属文書：水、土地、大気へのプラスチックの放出を削減し、実行可能な場合は排除するための政策措置のカテゴリー(4)

- 懸念のある物質の大気、水、土壌への排出と放出に関する既存の多国間協定の経験

Box.4　既存の多国間協定における大気への排出、水や土壌への放出に関する規定の例（続き）

- 残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約
  - POPsに関するストックホルム条約第3条は、意図的な生産と使用による排出を削減または排除するための措置を定めている。
  - 附属書Aには排除のための化学物質が、附属書Bには制限のための化学物質がリストアップされている。
  - 第5条は、非意図的な生産による排出を削減または排除するための措置を規定し、付属書Cは、第5条の対象となる化学物質、発生源の分類、定義、利用可能な最善の技術に関する一般的ガイダンス、および最良の環境慣行を列挙している。
  - 第6条は、備蓄や廃棄物からの放出を削減または排除するための措置を規定している。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(15)
G. 潜在的附属文書：国家行動計画の共通要素と最低限必要な内容のリスト(1)

- 国家行動計画の主な特徴

(i) 国家行動計画に盛り込むための最小限の要素

(ii) モニタリングと報告の要件

(iii) 共通の報告様式と方法論

(iv) 進捗状況を追跡し、報告しなければならない指標

(v) 国の状況や能力への適応

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(15)
G. 潜在的附属文書：国家行動計画の共通要素と最低限必要な内容のリスト(2)

- 国家行動計画の共通要素となりうる最低限の内容

(i) 世界レベルで合意された管理措置及び義務の国内での実施、並びに、この文書の究極の目的 達成に向けた適切な政策、法的枠組み及び制度的インフラの開発を含む、世界的な目的／目標及び期限を達成するための行動の期限を定めた実施計画

(ii) 文書の目的達成に対する締約国の貢献に関する国内目標およびターゲット。このような目標は、実行可能な場合、期限を定め、測定可能なものとすることができる

(iii) 目標およびターゲットを達成するための意図された行動の説明、および締約国が国別行動計画の実施における進捗状況を評価する方法

(iv) 規制、政策、プログラム、措置、自主的なアプローチ、及び適切な場合には関連する下位国の行動を含む、国が決定した行動。このような行動の記述には、適切な場合には、関連する期限、 目標、及び意図する成果を含め、締約国の行動がこの文書の目的達成に向けてどのように貢献しているかの推定を容易にするものとする

(v) 国際レベルで合意された中核的な義務／管理措置を超える追加的な政策及び／又はメカニズムを 含む、国の事情を考慮した、国レベルで重要とみなされる補完的措置

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(15)
G. 潜在的附属文書：国家行動計画の共通要素と最低限必要な内容のリスト(3)

● 国家行動計画の共通要素となりうる最低限の内容（続き）

(vi) 以下を含む自主的アプローチ：

a. 規制、財政、経済対策及び環境基準の設計と実施

b. 持続可能な消費と生産に向けた行動変容のための啓発とアウトリーチ活動

c. 循環型対策（環境にやさしい代替品、リサイクル、再利用、プラスチックの修理、グリーン調達など）の促進／適応

d. 製品開発、EPR、廃棄物管理のための技術革新、資金調達、技術支援のための民間部門の参画の動員

(vii) 国際文書の設定目標達成のための地域的・国際的協力に関する規定

(viii) 締約国の国家行動計画を通じて対処すべきプラスチック汚染の原因および種類

(ix) 締約国による法律、規制、政策の策定、実施、適切な執行を通じて、社会から疎外され た、または社会から十分に代表されていないコミュニティが不当に負担するプラスチック汚染による悪影響 に対処するための行動

(x) 包括的かつ環境的に健全で持続可能な廃棄物管理インフラの開発

(xi) ジェンダー行動計画。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(15)
G. 潜在的附属文書：国家行動計画の共通要素と最低限必要な内容のリスト(4)

- 国家行動計画、適応計画、実施計画に関する既存の多国間協定の経験

Box.5　既存の多国間協定における国別行動計画、適応計画、実施計画に関する規定の例

- 残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約
  - ストックホルム条約第7条は、各締約国に対し、この条約に基づく義務の実施計画を策定するよう求めており、この計画は、この条約が発効した日から2年以内に締約国会議に提出する必要がある。第7条はまた、締約国会議が指定する方法で、定期的に計画を見直し、更新することも求めている。事務局が受理したすべてのNIPは、次の締約国会議に提出される。
- 水銀に関する水俣条約
  - 水俣条約第20条に従い、締約国は、初期評価に続いて、条約に基づく義務を果たすため、国内事情を 考慮した実施計画を策定し、実施することができる。このような計画は、策定され次第、事務局に提出すべきである。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(15)
G. 潜在的附属文書：国家行動計画の共通要素と最低限必要な内容のリスト(5)

Box.5 既存の多国間協定における国別行動計画、適応計画、実施計画に関する規定の例（続き）

- 気候変動枠組条約（UNFCCC）
  - UNFCCCでは、カンクン適応枠組（Cancun Adaptation Framework: CAF）において、国別適応計画（National Adaptation Plan: NAP）プロセスが設けられた。これにより、締約国は、中長期的な適応ニーズを特定し、そのニーズに対応するための戦略やプログラムを策定・実施する手段として、国別適応計画（NAP）を策定・実施することが可能となった。
  - パリ協定（第4条第2項）は、各締約国に対し、その達成を意図する逐次的な国別拠出（NDC）を作成し、伝達し、維持するよう求めている。締約国は、このような貢献の目標達成を目指し、国内の緩和措置を追求するものとする。

3．II. 附属書(UNEP/PP/INC.2/4)の内容に関する提案(15)
G. 潜在的附属文書：国家行動計画の共通要素と最低限必要な内容のリスト(6)

Box.5 既存の多国間協定における国別行動計画、適応計画、実施計画に関する規定の例（続き）

- 生物多様性条約（CBD）
  - 保全と持続可能な利用のための一般措置に関する条約第6条は、生物多様性に関する国家計画の義務を定めている。国家戦略は、特定の国情に照らして、その国が条約の目的をどのように達成するつもりかを反映するものであり、関連する行動計画は、これらの目標を達成するために取るべき一連の手順を構成するものである。この条約は、各締約国に対し、その特殊な状況や能力に応じて、以下のことを求めている：
    - (a) 生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家戦略、計画若しくはプログラムを策定するか、又は既存の戦略、計画若しくはプログラムをこの目的のために適合させる。
    - (b) 可能な限り、かつ、適切な場合には、生物多様性の保全及び持続可能な利用を、関連する部門別又は部門横断的な計画、計画及び政策に統合する。
  - 第26条は、締約国に対し、国別報告書を通じて、条約の規定の実施のためにとられた措置と、条約の目的を達成するための有効性に関する情報を提示するよう求めている。第10条(a)は、締約国に対し、生物資源の保全と持続可能な利用を国の意思決定に組み入れるよう促している。

4. III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(1)
A. EPRシステムのガイドラインに関連する潜在的要素に関する追加情報

- UNEP/PP/INC.2/4では、廃棄物管理を強化（B.5）するための管理措置および自主的アプローチについて、潜在的なオプションの一部またはすべてを含めることを検討すべきと提案している。その中には「国の事情を考慮して、リサイクルを奨励するための EPR システムを確立する」システムのオプションの1つとして「EPR システムのための一連のガイドライン」が含まれる。本提案は、これに対応して、事務局がまとめたもの。

(i) EPRシステムのガイドラインの潜在的要素

a. 生産者がより持続可能な製品を設計し、その使用済み製品の管理に責任を持つことを奨励するための、財政的または／および組織的責任

b. 費用回収の仕組みと、市場に出回るプラスチック製品ごとに生産者が負担すべき

c. 回収、再使用、リサイクル、回収に関する一連の目標を定める義務

d. エコ調整料金などの使用

e. すべての利害関係者の関与

f. 収集した料金の使途を、インフラや技術、廃棄物回収業者の管理スキルの向上に充てるなど、特定の使途に限定する。

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(2)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(1)

- UNEP/PP/INC.2/4では、国別報告書（D.2）の範囲に関する潜在的なオプションの1つとして事務局は「理事会は、国家報告書に何を含めるべきかについてのガイドラインを提供する予定」であることを含めることを提案している。本提案は、これに対応して、事務局は加盟国から提出された情報をまとめたもの。

(i) 国別レポート要件の主な特徴

a. すべての当事者を拘束する

b. 当該文書の特定の義務に関連している

c. 透明性を促進する

d. 説明責任を促進する

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(２)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(2)

(ii) 国別報告書に含まれる可能性のある要素

a. 次のものを含む，この文書の実施のための行動に関連する情報：

(a) ライフサイクルの各段階を対象として、共通の目的を達成し、効果を測定する手段として実施された国内措置

(b) 国家行動計画の実施において達成された進捗状況（目標およびターゲットとの関連性を含む）

(c) 以下のために取られた措置と手順

i. 水、大気、土壌へのプラスチックの排出とそれに関連する汚染を排除する

ii. プラスチック廃棄物の環境的に安全で健全な管理と処分を確保する

iii. プラスチック廃棄物の浄化に協力する。

b. プラスチック汚染に対処するための主要な活動、イニシアティブ、プロジェクト、プログラム、関連する法律、規制、手段

c. 先進国による実施手段の提供に関する約束

d. 途上国、特に小島嶼途上国に提供された実施支援

e. 実施に対する課題とニーズ

f. 国別または標準化された報告・モニタリングの枠組みおよび国別インベントリーに基づく情報。

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(２)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(3)

(iii) ライフサイクルを通じたプラスチックの国内排出源とそのレベルに関する情報

a. 生産されるポリマーと化学物質の量と種類、原材料の原産地

b. 生産、消費、使用、リサイクル、輸入、輸出、回収を含むプラスチックのライフサイクルを通じた製品の量と種類

c. バージンのプラスチックポリマーの消費量

d. 市場分野別のプラスチックの使用量

e. 廃棄物の貿易フロー、プラスチックの収支、マテリアルフロー

f. 廃棄物管理。

(iv) 海洋環境を含むプラスチック汚染の発生源、レベル、影響に関する情報

a. 地域ごとに細分化されたデータと情報の重要性を考慮した、海洋環境を含む環境への影響

b. プラスチック汚染の排出を含む、環境への流出とプラスチック汚染の影響

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(２)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(4)

- 国別報告要件に関する既存の多国間協定の経験

Box.6　既存の多国間協定及び文書における国別報告の内容に関する規定の例

- 残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約
  - ストックホルム条約第15条は、各締約国に対し、この条約の規定を実施するために講じた措置及びこの条約の目的を達成するための当該措置の有効性について締約国会議に報告すること、並びに附属書A及び附属書Bに掲げる各化学物質の総生産量、輸入量及び輸出量並びに当該物質を輸入した国及び輸出した国に関する情報を提供することを求めている。
- 有害廃棄物の越境移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約
  - バーゼル条約締約国は、第13条第3項に従い、年次国別報告書を事務局に提出することが求められる。バーゼル条約第6回締約国会議（2002年12月）は、締約国による国別報告をさらに容易にするため、「情報の伝達」に関する質問票とマニュアルの改訂版を採択した。

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(２)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(5)

Box.6　既存の多国間協定及び文書における国別報告の内容に関する規定の例（続き）

- 水銀に関する水俣条約
  - 水銀に関する水俣条約第21条は、各締約国に対し、条約の規定を実施するために講じた措置とその有効性、および条約の目的を達成する上で考えられる課題について、事務局を通じて締約国会議（COP）に報告するよう求めている。COPは報告の書式を採択し、各締約国は4年ごとに完全な書式で報告し（フルレポート）、2年ごとに完全な書式でアスタリスクを付けた4つの質問について報告する（ショートレポート）と決定した（締約国による報告のタイミングと書式に関するCOP決定書MC-1/8参照）。国別報告書様式の完成に向けたガイダンスに関する決定書MC- 3/13において、COPは、有効性評価のため の情報を提供し、遵守を支援するため、完全かつ一貫性のある国別報告書の必要性を認識し、事務局に対し、求めら れる情報を明確にするため、国別報告書様式のガイダンス草案を作成するよう要請した。さらにCOPは、締約国に対し、国別報告書の作成を支援するため、報告ガイダンス草案を暫定的に使用するよう促した。
  - 第21条に従って提出されたレポートは、条約第22条に基づく有効性評価に含まれる要素のひとつである。

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(２)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(6)

Box.6　既存の多国間協定及び文書における国別報告の内容に関する規定の例（続き）

● オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

- モントリオール議定書には、2つの主要なデータ要件がある。この2つのレポートメカニズムでは、全体として異なる種類の情報を求めている。しかし、ODSの輸入、輸出、生産に関する定量的なデータは、通常どちらも同じである。
- オゾン事務局へのODSデータレポート：モントリオール議定書第7条は、すべての締約国（第5条および非第5条の両方）に対し、毎年ODSに関する統計データをオゾン事務局に提出するよう求めている。オゾン事務局はこのデータを用いて、各締約国の公式なODS消費量と生産量を算出する。さらに、いくつかの締約国会合（MOP）決定では、公式データ報告書に盛り込まれるその他の情報を提出するよう締約国に求めている。
- 多国間基金事務局への国別プログラムデータ多国間基金（MLF）が支援する国別プログラムを実施している5条国は、毎年、そのプログラムの実施進捗状況に関する情報を基金事務局に提出しなければならない。基金事務局は、締約国から提出されたデータを用いて、ODSの段階的削減の進捗状況を把握し、さらなる支援が必要と思われる分野を特定する。

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(２)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(7)

Box.6 既存の多国間協定及び文書における国別報告の内容に関する規定の例（続き）

● 気候変動枠組条約（UNFCCC）

- 条約第12条は、実施に関連する情報の伝達について規定している。COP13でのバリ行動計画はさらに、気候変動の緩和に関する行動を強化するための決定が採択された。
  - ✓ すべての先進締約国が、測定可能で報告可能かつ検証可能な国内的に適切な緩和約束または行動（定量化された排出 制限および削減目標を含む）を約束し、同時に、それぞれの国情の違いを考慮に入れ、締約国間の努力の比較可能性を確保する。
  - ✓ 持続可能な開発の文脈の中で、技術、資金、キャパシティビルディングによって支援され、可能にされた、 途上国締約国による、測定可能で報告可能かつ検証可能な方法での、国内的に適切な緩和行動。
- パリ協定は、すべての国が世界的な取り組みに分担貢献しているという信頼と自信を構築することを目的とした透明性強化枠組み（ETF）を定めている。カトヴィツェ会議（COP24、2018年12月）では、これを運用するための詳細なモダリティ、手順、ガイドライン（MPGs）を採択することで、すべての国に適用可能な枠組みを具体化した。MPGsは、一連の指導原則に基づき、提供すべきレポート情報、技術専門家によるレビュー、経過措置、進捗状況の円滑な多国間検討を定義している。
- この作業が可能な限り確実かつ正確なものとなるよう、締約国は、国別GHGインベントリの共通報告表、NDCに 向けた進捗状況の追跡、気候資金、技術移転、キャパシティビルディングの共通表形式（CTF）、隔年透明性報告書 （BTR）、国別インベントリ文書、技術専門家レビュー報告書の概要、CMA 3での技術レビュー専門家の訓練プロ グラムで合意した。

4．III.UNEP/PP/INC.2/4 に含まれる潜在的なオプションの特定の側面に関する提案(２)
B.国別報告書に含まれる可能性のある要素に関する追加情報(8)

Box.6　既存の多国間協定及び文書における国別報告の内容に関する規定の例（続き）

- 生物多様性条約（CBD）
  - 条約第26条は、国別レポートの目的は、条約の実施のためにとられた措置とその有効性に関する情報を提供することであると述べている。第6条に従い、特定の国情に照らして取り組むべき措置は、生物多様性国家戦略および行動計画に反映される。
- 国際化学物質管理戦略（SAICM）
  - 包括的政策戦略はパラグラフ24で、化学物質管理国際会議（ICCM）がSAICMの定期的なレビューを行うと規定している。その際、SAICM実施の進捗状況について、すべての関係者から報告を受ける。ICCMは、2020年目標に対する進捗状況をレビューし、戦略的な決定、プログラミング、優先順位付け、必要に応じてアプローチの更新を行うことを目的として、SAICMの実施を評価する。
  - 包括的政策戦略の第26項では、SAICM実施の進捗状況をレビューする役割も地域会議に割り当てられている。SAICM事務局の機能は、戦略の28項に規定されており、すべての参加者によるSAICMの実施状況をICCMに報告することも含まれる。
  - ICCM2では、利害関係者がSAICM実施の進捗状況を報告するための方法が採択された。

① 会合概要作成と我が国への影響分析

(b) INC第2回と第3回のセッション間

a) ゼロドラフトの概要

b) 懸念のある化学物質・ポリマーに関する整理・分析

- 海洋プラスチック汚染に関する政府案交渉委員会（INC）第2回会合（INC.2）終了後、INC第3回会合（INC.3）に向けて、INC事務局から、INC.2での各国意見等を反映した、条約条文のゼロドラフトが公表された。そこで、このゼロドラフトの各要素のオプションの内容を整理・分析した。
- また、INC.2のCG1で特に活発な議論が行われたプラスチックの製造に関わるポリマーや化学物質のリスクに関して、INC事務局が関連文書において参照していたUNEP等の報告書の内容を整理し、懸念のある化学物質・ポリマーとINC事務局が主張する根拠等について整理・分析した。

a) ゼロドラフトの概要

- INC事務局より９月４日に公開された条約ゼロドラフト*を暫定的に翻訳した上で、各オプションを比較した。

＊UNEP/PP/INC.3/4 Zero draft text of the international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment

1．構成

- 構成は以下のとおり

Part Ⅰ

1.前文（プレースホルダー）
2. 目的
3. 定義（プレースホルダー）
4. Principles (プレースホルダー)
5. Scope (プレースホルダー)

Part Ⅱ

1. 1次プラスチックポリマー
2. 懸念のある化学物質とポリマー
3. 短寿命で使い捨てのプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品
   a. 短寿命で使い捨てのプラスチック製品を含む、問題のある回避可能なプラスチック製品
   b. 意図的に添加されたマイクロプラスチック
4. 締約国が要請に応じて利用できる免除
5. 製品の設計、構成、性能
   a. 製品の設計と性能
   b. プラスチックとプラスチック製品のリデュース、リユース、再充填、修理
   c. 再生プラスチックの使用
   d. 代替プラスチックとプラスチック製品
6. 非プラスチック代替品
7. 拡大生産者責任
8. ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出
9. 廃棄物管理
   a. 廃棄物管理
   b. 漁具
10. リストされた化学物質、ポリマー、製品、プラスチック廃棄物の取引
    a. リストされた化学物質、ポリマー、製品の取引
    b. プラスチック廃棄物の越境移動
11. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染
12. 正当な移行
13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

Part Ⅲ

1. 資金調達
2. キャパシティ・ビルディング、技術支援、技術移転

Part Ⅳ

1. 国別計画
2. 実装と遵守
3. 進捗状況の報告
4. この文書*の実施状況の定期的な評価とモニタリング、および有効性
   a. 有効性評価
   b. 懸念のある化学物質やポリマー、マイクロプラスチック、問題のある回避可能な製品のレビュー
5. 国際協力
6. 情報交換
7. 啓発、教育、研究
8. ステークホルダー・エンゲージメント

Part Ⅴ［制度の取り決め（プレースホルダー）］

1. 理事会（プレースホルダー）
2. 補助機関（プレースホルダー）
3. 事務局（プレースホルダー）

Part Ⅵ［最終規定（プレースホルダー）］

付録：本文書の可能性のある附属書

附属書A 一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質及びポリマー

附属文書B 問題のある回避可能なプラスチック製品（短寿命のプラスチック製品、使い捨てプラスチック製品、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む）

附属書 C 製品の設計、構成および性能

附属書D 共通原則に基づくEPRシステムの確立と運用のための様式

附属書E ライフサイクルを通じたプラスチックの排出と放出

附属書F 廃棄物管理

附属書G 国別計画の書式

2．事務局メモから特筆すべき事項

- UNEA決議1/6, 2/11, 3/7, 4/6, 4/7, 4/9は、海洋やその他環境におけるプラスチック汚染の長期的な撤廃に向けて早急に行動を起こし、プラスチック汚染による生態系やそれに依存する人間活動への不利益を回避するために、世界的な協調、協力、ガバナンスを強化する緊急の必要性を確認している。[2.]

➡海洋に限定せず、環境全体を対象としている。

3．議長からの説明（抜粋）

- 本ドラフトにはプレースホルダーとして特定された部分があり、そのような提出や議論に照らして詳細化する必要がある。[3.]
- セロドラフトにおける見出しとセクションの順序は、・・・多国間環境協定の一般的な構造を参考にしたものである。[4.]
- 提示されたオプションの中には、主要な特徴が法的文書に規定されている義務を提案するものもあれば、国レベルで決定される義務を提案するものもある。プラスチックのライフサイクル全体にわたってプラスチック汚染に対処することの複雑さを考慮すると、国内的アプローチと国際的に決定されたアプローチを組み合わせることで、文書の実装に必要な柔軟性がもたらされる可能性がある。[7.]
- 提示されたオプションは、国際的な文脈における補完性、協調性、協力の重要性を強調するものであり、特にプラスチック汚染に関連するいくつかの側面をカバーする可能性のある既存の取組みとの協調性を強調するものである。[8.]
- ゼロドラフトは、加盟国から提起された問題に対処するための可能な方法を反映することを意図している。・・・ゼロドラフトには加盟国がある種の措置を統合したくないと表明した特定のオプションは含まれていない。[9.]
- Part Ⅰは、・・・加盟国が含めることを望むが第2回会合で議論されなかった要素について、プレースホルダーを残している。[11.]
- Part Ⅱは、プラスチック汚染に対処することを目的に、プラスチックとプラスチック製品のライフサイクルを中心に要素を大まかに構成している。[12.]
- Part Ⅲ・Ⅳは、・・・本文書の実装に一括して取り組むことを目的とする措置の異なるオプションを概説する。[13.]

4．Part I 2.目的

要素		オプション1	オプション2
目的	本文	1.海洋環境を含むプラスチック汚染を終わらせ、人健康と環境を守ること。	1.海洋環境を含むプラスチック汚染から人健康と環境を守ること。[] []のサブオプション： 1.1 プラスチック汚染を終わらせることによって。 1.2 プラスチックの全ライフサイクルに対応する包括的アプローチに基づいて。 1.3 2040年までに、プラスチックのライフサイクル全体を通じて、プラスチック汚染の防止、漸進的削減、廃絶を通して。 1.4 特に、持続可能な開発の達成に貢献しながら、プラスチックの利用とプラスチック廃棄物の両方を管理することを通して。

（参考）INC.2直後の日本政府によるサブミッション

	日本語	（参考）オプションペーパー
目的	- 日本は、オプション9(a)に示された「プラスチック汚染の撲滅」という一般的な考え方は、目的としては機能すると考えるが、プラスチック条約の目的の文章を起草する際には、我々の提出文書で提案したように、以下の要素に十分な配慮がなされるべきである。 ➢ 人体への悪影響の認識については、まだ初期段階であり、確かな科学的証拠に基づく慎重な検討が必要である。 ➢ 生態系や生物多様性への影響の回避。 ➢ 海洋やその他の環境への影響。 - UNEA決議5/14に沿った目的であること。 - これらの点を踏まえ、9(a)に基づくオプション9(d)を追加したい。 • 2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする；生態系と生物多様性に対するプラスチック汚染の害を回避するため、プラスチックのライフサイクル全体を通じて、人の健康へのリスクと、人間の福利と海洋およびその他の環境への悪影響を防止する。	9.委員会は、文書の目的に関する次の記述の 1 つまたは組み合わせを使用することを検討することが望ましいと考えるかもしれない： (a)プラスチック汚染を終わらせる；プラスチックのライフサイクルを通じて、人の健康と環境を悪影響から保護する。 (b)ライフサイクルを通じて、人の健康と環境をプラスチック汚染の悪影響から保護する (c)X 年までにプラスチック汚染を終わらせ、人の健康と環境をその悪影響から保護することを目的とした循環型プラスチック経済の促進などを通じて、プラスチックのライフサイクルにわたってプラスチックの生産、使用、排出を削減する。

4. PartⅡ 1. 一次プラスチックポリマー

要素		オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標・期限あり	オプション２ （世界で目標設定＋各国規制） ※共通の目標・期限あり	オプション３ （各国規制） ※共通の目標・期限なし
1次プラスチックポリマー（バージンプラスチック）	本文	1. 締約国は、一次プラスチックポリマー（その原料及び前駆体を含む）の製造による人健康又は環境への悪影響の可能性を防止し、緩和する。		
		2. 各締約国は、一次プラスチックポリマーの生産・供給レベルに関する削減目標（共通）を設定する。（注１）	2. 締約国は、一次プラスチックポリマーの目標（共通）達成するため、（注２） 各国で国内目標を設定し、生産・供給を管理・削減する。	2. 締約国は、一次プラスチックポリマーの 各国で生産・国内供給レベルを管理・削減するための措置をとる
		・各締約国は、市場・価格に基づく措置、生産補助金・その他財政上のインセンティブの撤廃、生産者への規制要件を講じるべき		
	附属書	・世界的なベースライン、期限及び削減目標	・世界的なベースライン、期限及び世界目標	

（注１）共通の削減目標：例えば、確立されたベースライン年と比較して生産及び供給を所定の割合で削減し、決められた期間内に達成するものとして定義される。

（注２）世界目標：例えば、確立されたベースライン年と比較した世界的な生産及び供給の所定のパーセンテージの削減であり、定義された期間内に達成されるものと定義される。

4.PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー

<table>
<tr><th>要素</th><th></th><th>オプション１
（世界で一律規制）
※共通のリスト･基準･期限あり</th><th>オプション２
（各国規制＋世界一律規制）
※共通のリストあり、基準･期限なし</th><th>オプション３
（各国規制）
※共通の基準あり、期限なし</th></tr>
<tr><td rowspan="3">懸念のある化学物質／ポリマー</td><td>本文</td><td>1.各締約国は、基準（共通）に基づき、リスト化（共通）された（注１）、化学物質･群･ポリマーを含むプラポリマー･プラ製品の
･製造段階における使用の不許可及び排除（期限あり）
･生産･販売･流通･輸出入の不許可及び排除（期限あり）
に必要な措置をとる</td><td>1.締約国は、各国でライフサイクル全体で安全かつ環境的に配慮した管理を妨げる可能性（人健康又は再使用･修理･リサイクルの可能性）のある特性を有する化学物質･群･ポリマーのプラポリマー･プラ･プラ製品における使用･存在の最小化及び排除に必要な措置をとる
2. リスト化（共通）された、化学物質･群･ポリマーを含むプラポリマー･プラ･プラ製品（注２）の
･使用･存在の不許可又は規制</td><td>1.各締約国は、基準（共通）に基づき、各国でライフサイクル全体で安全かつ環境的に配慮した管理を妨げる可能性（人健康又は再使用･修理･リサイクルの可能性）のある特性を有する化学物質･群･ポリマーのプラ･プラ製品における使用･存在を不許可又は規制に必要な措置をとる</td></tr>
<tr><td colspan="2">環境への放出防止･最小化（リサイクル性、安全で環境に配慮した管理を助長する方法で）。製造者･輸入者から政府への有害情報等（リサイクル性も含む）の提供、製造者･輸入者による適切な表示･ラベル付与</td><td></td></tr>
<tr><td>附属書</td><td>･懸念のある化学物質とポリマーの決定基準

･禁止又は制限の対象となる化学物質とポリマーのリスト及び適用される管理措置（排除･フェーズアウトの期限含む）
･情報開示、マーキング、ラベリング要件</td><td>･禁止又は制限の対象となる化学物質とポリマーのリスト

･情報開示、マーキング、ラベリング要件</td><td>･懸念のある化学物質とポリマーの決定基準（人健康または環境に悪影響を及ぼす可能性のある）</td></tr>
</table>

4.PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー

（注１）
１．附属書に以下を盛り込むことを想定している。
(i)懸念のある化学物質、化学物質群、ポリマーを決定する基準
(ii)懸念のある特定の化学物質、化学物質群、ポリマー
(iii) 関連する段階的廃止期間を含む、関連する管理措置と可能性のある排除
２．加盟国は、ストックホルム条約やロッテルダム条約など、プラスチックやプラスチック製品の生産に使用される特定の化学物質や物質が扱われている既存の多国間環境協定（MEAs）を考慮したいと考えるかもしれない。
（注２）プラスチック製品：包装を含め、すべてプラスチックでできているか、プラスチックを含む製品を指す。

4.PartⅡ 3.a.問題のあるプラスチック製品

要素		オプション１ （世界で一律規制） ※共通の基準・リスト・期限あり	オプション２ （各国規制） ※共通の基準あり、リスト・期限なし	
問題のある回避可能なプラスチック製品（短寿命・使い捨て含む）（注１）	本文	１．各締約国は、基準（共通）に基づき、リスト化（共通）され、短寿命・使い捨てを含むプラ製品の生産・販売・流通・輸出入を ・不許可（リスト１（注２），期限あり、適用除外あり（注３）） ・削減（リスト２、期限あり）	１．各締約国は、基準（共通）に基づき、各国で削減・段階的廃止措置のための期限を設け、短寿命・使い捨てを含むプラ製品の ・生産・販売・流通・輸出入を規制・削減・不許可に必要な措置をとるべき	
	附属書	・プラスチック製品の決定基準（注４） ・段階的廃止措置の対象となるプラ製品のリスト１（期限あり） ・削減措置の対象となるプラ製品のリスト２（期限あり）	・プラスチック製品の決定基準	

（注１）「問題のある回避可能なプラスチック製品」の定義が必要かもしれない。
（注２）プラスチック汚染への貢献度に基づくセクター別アプローチも考えられる。
（注３）適用除外（PartII 4.）
１．「問題のあるプラスチック製品」のオプション1の規定に従い、［…に規定する］手順に従って、特定の製品について、リストされている（リスト1）の段階的廃止日からの除外を登録することができる。
２．これらのすべての免除は、リスト１に関連する段階的廃止日から[X]年後に失効する。
３．理事会は［…に規定する］手順に従って、[x]年を超えない各国が要請した期間免除の延長を決定できる。なお、適用除外は段階的廃止日ごと1項目につき[x]回のみ延長できる。
４．リスト1のプラ製品について、段階的廃止日から[X]年経過後はいかなる時点においても適用除外を適用できない。
（注４）決定基準
１．本規定で提案される附属書には、以下を明記することができる。
(i) 問題のある回避可能な製品又は製品群を決定するための基準、
(ii) 問題のある回避可能な製品と決定された特定の製品又は製品群、及びそれらの段階的縮小又は段階的廃止のための期限、
(iii) エッセンシャルユースなど、必要に応じた例外の可能性
２．委員会は、附属書Bに規定された基準に基づき、将来の理事会の決定において製品リストを定義するための本項のオプションも検討したいと考えるかもしれない。そのような場合、理事会がそのような決定を作成し、採択するための手順を文書に定める必要があるかもしれない。

4.PartⅡ 3.b.意図的マイクロプラスチック

要素		オプション１ （世界で一律規制） ※共通の例外リストあり	オプション２ （各国規制） ※共通の基準あり	
意図的マイクロプラスチック	本文	1．各締約国は、例外リスト（共通）を除き、意図的マイクロプラ含有のプラ・製品の生産・製造段階での使用・販売・流通・輸出入を不許可。	1．各締約国は、基準（共通）に基づき、各国で意図的マイクロプラ含有のプラ・製品の生産・製造段階での使用・販売・流通・輸出入を管理・制限・不許可に必要な措置をとる。 2．各締約国は、透明性促進のための、オンライン登録簿による情報共有（注１）。	
	附属書	・マイクロプラスチックの使用許可リスト（例外リスト）	・意図的に添加されたマイクロプラ含有のプラ・製品のリストを国内で決定するための世界基準	

（注１）オンライン登録を通じて、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチックや製品のリストを共有することは、時間の経過とともに、締約国間の調和を促進するだろう。

4.PartⅡ 5.a.製品設計、組成、性能

要素		オプション１ （世界で一律規制） ※一律の基準、共通の要素、期限あり	オプション２ （各国規制） ※共通の要素あり
製品設計、組成、性能	本文	1.各締約国は、包装を含むプラ製品の設計を強化し、プラ・プラ製品の組成を改善するため、オプションを含め ・一次プラスチックポリマー・プラ・プラ製品の需要・使用を削減する ・プラ・プラ製品安全性・耐久性・再使用可能性・再充填可能性・修理可能性・改修可能性、廃棄物となった際に安全かつ環境に配慮した方法で再利用・リサイクル・廃棄される能力を向上させる ・マイクロプラスチックを含め、プラ・プラ製品からの放出や排出を最小化する	
		2. 各締約国は、自国領域内で生産される、又は自国市場で入手可能なプラ・プラ製品に対して、最小限の設計・性能基準（共通、期間内でのセクター別又は製品固有の基準を含む）を要求する。 3. 各締約国は、自国領域内で生産される、又は自国市場で入手可能なプラ・プラ製品に対して、設計・性能基準（共通、セクター別又は製品固有の基準を含む）に基づいて、認証手順・ラベル表示要件を確立・維持する。	2. 各締約国は設計・性能基準の設定に関連する要素（共通）及び国際的な水準及びガイドライン（セクター別又は製品固有）を考慮した、以下の設計・性能基準及び規制スキームを採用すべき ・製品包装を含めた、バリューチェーン全体でプラ使用の削減 ・プラ・プラ製品の安全性・耐久性・再使用可能性・再充填可能性・修理可能性・改修可能性、並びに廃棄物となった際に安全かつ環境に配慮した方法で再利用・リサイクル・廃棄される能力を向上させる 3. 各締約国は、要素（共通）に従い、上記に従って確立された設計・性能基準に適合するプラ・プラ製品の透明性、ラベリング及び認証の手順・要件を確立するべき。
		製品包装を含む、バリューチェーン全体の製品でプラの使用を削減、プラ製品の安全性・耐久性・再利用性・再充填可能性・修理可能性・改修可能性、並びに廃棄物となった際に安全かつ環境に配慮した方法で再利用・リサイクル・廃棄される能力を向上させるため、関連セクター別を含む多国間レベルでの水準・ガイドラインの策定に向けて、関連する国際機関と協力することが奨励される。（注１）	
	附属書	・プラ製品の最小限の設計・性能基準（一般・セクター別） ・その他関連要素（認証・ラベリング含む）	・設計・性能基準の設定に関連する要素（一般・セクター別、認証・ラベリングを含む）

（注１）ISO「ISO 15270:2008 Plastics — Guidelines for the recovery and recycling of plastics waste」

4.PartⅡ 5.b.リデュース・再使用・修理

要素		オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標、共通ガイダンス、期限あり	オプション２ （各国規制） ※各国目標、共通ガイダンス、期限あり	
リデュース・再利用・修理	本文	1. 各締約国は、COP1で採択されるガイダンス（共通）に基づき、自国領域内で生産される、又は自国市場で入手可能なプラ・プラ製品の削減・再使用・再充填・修理・再利用・改修を促進するための効果的な措置をとる。（注１） 2. 各締約国は、自国領域内で生産される、又は自国市場で入手可能なプラ・プラ製品について、削減・再使用・再充填・修理の最低目標（共通）を達成する（期限あり）ために必要な措置をとる。	1.各締約国は、遅くともCOP2までに採択されるガイダンス（共通）に基づき、自国領域内で生産される、又は自国市場で入手可能なプラ・プラ製品の再使用・再充填・修理・再利用・改修を促進するための効果的な措置をとる。（注１） 2.各締約国は、期限付きの目標を採択すべき。	
	附属書	・プラ・プラ製品の削減・再使用・再充填・修理の最低目標（一般・セクター別）		

（注１）措置には以下の1つ以上を含む：

i. 製品引き取り・修理権要件
ii. 製品・サービス提供システム
iii. 預託金払戻制度
iv. プラ製品の修理・再利用・改修のための技術・インフラ開発支援
v. 適切な場合、手数料・税制優遇措置・補助金・補助金改革等の経済的手段
vi. 公表調達の活用
vii. 消費者意識を向上し消費者行動の変化を促すための行動

4.PartⅡ 5.c.再生プラスチックの使用

要素		オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標・期限あり	オプション２ （各国規制） ※共通の要素あり、期限なし	
再生プラスチックの使用	本文	1. 各締約国は、自国領域内で生産される、又は自国市場で入手可能なプラ・プラ製品について、安全かつ環境に配慮した再生プラスチック（注１）を最低割合（共通）、含有することを求める（期限あり）。	1. 各締約国は、要素（共通）に基づき、各国で自国領域内で生産される、又は自国市場で入手可能なプラ・プラ製品について、安全かつ環境に配慮した再生プラスチックの最低割合を達成するために必要な措置をとるべき。	
		各締約国は、製品中の一次プラスチックが、安全かつ環境に配慮した再生プラスチックへの置換のための措置を講じる。（規制、経済的手法（注２）、公的調達、サプライチェーン及び消費者行動の変化含む）		
	附属書	・安全かつ環境に配慮した再生プラスチックを含有する、最低割合の目標（一般・セクター別、期限あり）	・再生プラスチックの最低含有要求量と目標の設定に関する要素（一般・セクター別）	

（注１）「安全かつ環境に配慮した消費者使用後の再生プラスチック」という用語は定義が必要かもしれない。
（注２）必要に応じて、手数料、税制優遇措置、補助金などが含まれる。

4.PartⅡ 5.d.代替プラスチック･プラ製品

要素		オプション１ （安全･持続可能を確保）	オプション２ （開発と利用の推奨＋安全･持続可能を確保）	
代替プラスチック･プラ製品（注1･２）	本文	1.締約国は、代替プラ･プラ製品が、食料安全保障を含め、環境･経済･社会･ 人健康に影響を与える可能性を考慮し、安全で環境に配慮かつ持続可能であることを確保する。（注３）	1. 締約国は、規制措置や経済的手段を含め、安全で環境に配慮かつ持続続可能な代替プラ･プラ製品の開発と利用を奨励すべき。（注４） 2.締約国は、代替プラ･プラ製品が、食料安全保障を含め、環境･経済･社会･ 人健康に影響を与える可能性を考慮し、安全で環境に配慮かつ持続続可能であることを確保する。（注３）	

（注１）代替プラスチック：温室効果ガス（GHG）のライフサイクル排出量が少なく、人間や動植物の生命にとって有害でないプラスチックやプラスチック製品を指す。これには、バイオプラスチックや生分解性プラスチックも含まれる。
（注２）提案されている定義では、代替プラスチックおよびプラスチック製品は、それぞれプラスチックおよびプラスチック製品に適用される文書内の他の規定の範囲内に入る。
（注３）各国は化学物質/ポリマーの代替候補を含め、プラ代替品候補の安全性と持続可能性を評価するプロセスの確立を検討したいと考えるかもしれない。
（注４）この規定に従って取られる措置には、例えば、手数料、関税の引き下げ、税金、補助金（補助金の再利用を含む）などが適宜含まれる。

4.PartⅡ 6.非プラスチックへの代替

要素		開発と使用の推奨・促進　※複数のオプション選択なし
非プラスチックへの代替	本文	１．各締約国は、技術革新を促進し、環境・経済・社会・人健康に影響を与える可能性を考慮し、製品・技術・サービスを含む、安全で環境に配慮かつ持続可能である非プラスチック代替物の規模での開発及び使用を奨励・促進する。（注１） 2.締約国は、安全で環境に配慮かつ持続可能である非プラスチック代替品の開発および使用を促進するため、規制および経済的手段、公的調達、インセンティブ（注２）を用いることを奨励する。

（注１）加盟国は、プラスチックの代替品となりうるものの安全性と持続可能性、および代替品としての適性を、人の健康と環境への潜在的影響、廃棄物ヒエラルキー、「リデュース、リユース、リサイクル」のアプローチを考慮して評価するプロセスの確立を検討したいと考えるかもしれない。

（注２）そのような手段には、例えば、手数料、関税の引き下げ、税金、補助金（再利用された補助金を含む）などがある。

4.PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）

要素		オプション１ （世界で一律運用） ※共通様式	オプション２ （各国推奨） ※共通様式	
拡大生産者責任（EPR）	本文	1. 各締約国は、様式（共通）（注１）を含め、EPR制度を確立・運用し、リサイクル性の向上にインセンティブを与え、リサイクル率の向上を促進し、プラ・プラ製品のライフサイクル・国際的なサプライチェーンを通じ、安全で環境に配慮した管理のための生産者・輸入者の説明責任を強化する。	1.各締約国は、関連する場合、EPR制度を確立・運用し、セクター別に、リサイクル性の向上にインセンティブを与え、リサイクル率の向上を促進し、プラ・プラ製品のライフサイクル・国際的なサプライチェーンを通じ、安全で環境に配慮した管理のための生産者と輸入者の説明責任を強化することを奨励する。 2.理事会はCOP1で、公正な移行を確保するという目的を考慮しつつ、各国の EPR 制度の確立を通知し、その基本的な特徴を定義し、その調和を支援するための様式を採択する。	
	附属書	・共通原則に基づくEPRシステムの確立と運用のための様式		

（注１）附属書Dの様式には、関連するセクター別アプローチを含め、共通原則に基づく EPR システムの確立と運用のための要素が含まれる。

4.PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出

要素		世界一律の規制 ※共通の対象リスト・期限あり
プラスチックの排出と放出	本文	1． 各締約国は、期日（共通）までに、特定の排出源（共通）から、プラスチックポリマー、マイクロプラスチックを含むプラ・プラ製品のライフサイクル全体にわたる環境への以下を含む排出・放出を防止・排除する。 a.マイクロプラスチックを含む有害物質の大気への排出 b.懸念のある化学物質・ポリマー、プラ・プラ製品の生産・輸送・使用による土壌・水域への排出 c.マイクロプラスチックを含む懸念のある化学物質やポリマー、プラ・プラ製品の大気・土壌・水域・生態系への放出 2. 各締約国は、適宜、国際海事機関等の国際機関の枠組みで合意された関連規定及びガイダンスを考慮し、製造・貯蔵・取扱・輸送によるプラスチックペレット、フレーク及び粉末の排出・放出を防止・排除する。 3.国別計画に反映する。 4.理事会はCOP1で、義務の実施を促進するため、関連する場合にはセクター別ガイドラインを含むガイドラインを採択する。このガイドラインには、排出基準及び排水基準、排出及び放出の防止に関するセクター別の利用可能な最善の技術及び最善の環境慣行、並びに淡水域、海洋環境及び生態系からマイクロプラスチックを含むプラスチック汚染を捕捉及び除去するための利用可能な最善の技術及び最善の環境慣行が含まれる。 5.締約国は、マイクロプラスチックを含むプラ・プラ製品の海洋環境への放出を防止・捕捉するための科学的・技術的イノベーションを促進するよう奨励される。
	附属書	・プラスチックポリマー、マイクロプラスチックを含むプラスチック、プラスチック製品の排出源と放出源

4.PartⅡ 9.a.廃棄物管理

要素		オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標、共通のリストあり	オプション２ （各国規制） ※共通の指標、リストあり
廃棄物管理（注１）	本文	1. 各締約国は、廃棄物ヒエラルキーを考慮に入れ、プラスチック廃棄物が、その取扱・収集・輸送・保管・リサイクル・最終処分を含む様々な段階を通じて、安全かつ環境に配慮した方法で管理されることを確保するための効果的な措置をとる。 2. 各締約国は、「バーゼル条約」の下で策定されたものを含む他の国際協定における関連規定・ガイダンス・ガイドラインを考慮しつつ、関連する場合には、セクター別アプローチを通じて、安全かつ環境に配慮した回収・リサイクル・処分の最低率（共通）（注２）に関する要件を満たす。 3.理事会は、必要に応じて、上記の他の国際協定に基づき作成された関連するガイダンス・ガイドラインを追加的又は補足的に、最低率実施のための要件・ガイダンス・ガイドラインを採択する。	1.各締約国は、プラスチック廃棄物の取扱・収集・輸送・保管・リサイクル・最終処分を含む様々な段階において、安全かつ環境に配慮した廃棄物管理を行うための効果的な措置をとる。指標（共通）に基づいて策定された国内的に決定された目標及び最低要求事項を達成することを目的として国別計画に反映されるものとする。 2.理事会はCOP1で、廃棄物ヒエラルキー（注３）・その他関連する国際的なガイドライン・ガイダンスを考慮して、プラスチック廃棄物の安全かつ環境に配慮した管理に関するガイドラインを採択し、その後必要に応じて更新する。
		・各締約国は、有害物質の排出及び放出につながるおそれのある廃棄物管理（共通）の実施を認めず、有害物質（共通）の排出及び放出につながるおそれのある他の許容される廃棄物管理の実施を規制する。 ・各締約国は、開放投棄・海洋投棄・ポイ捨て・野焼きを防止するために必要な措置をとる。（注４） ・締約国は、以下の追加的措置をとる a.プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を可能にする廃棄物管理システム・インフラ投資 b.プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を可能にする廃棄物管理システム・インフラへの資金ギャップをカバーし、現在・予想される廃棄物発生レベルに照らして廃棄物管理能力を強化するため、投資を促進し、あらゆる資金源からの資源を動員する c.バリューチェーン全体の行動変容にインセンティブを与え、持続可能な消費に関する消費者の意識を高める	
	附属書	・プラスチック廃棄物の安全で環境に配慮した回収・リサイクル・処分の最低率	・国内目標・最低要求事項を策定するための調和された指標
		・有害物質の排出と放出につながる可能性のある廃棄物管理方法のリスト ・プラスチック廃棄物管理から規制されるべき有害物質の排出と放出のリスト	

（注１）プラスチック廃棄物の「廃棄物」、「廃棄物管理」、「環境に配慮した管理」という用語は、バーゼル条約と同じ意味で用いる。
（注２）この義務は、生産・流通・使用・使用済み段階で発生するプラスチック廃棄物を対象とすることができる。
（注３）「廃棄物ヒエラルキー」という用語は定義が必要かもしれない。
（注４）「開放投棄」、「海洋投棄」、「ポイ捨て」という用語には定義が必要かもしれない。

4.PartⅡ
10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
a.リストされた化学物質、ポリマー、プラ製品の取引

要素	世界で一律規制 ※共通のリストあり（化学物質・ポリマー、問題のある回避可能なプラスチック等）
リストされた化学物質、ポリマー、製品の取引	1.各締約国は、次のものを輸出してはならない： a. [懸念のある化学物質及びポリマーに関するパートII.2]で言及される化学物質、化学物質群又はポリマーを、プラスチックの製造に使用するため又はプラスチック製品に組み込むために輸出してはならない b. そのような化学物質又はポリマーを含むプラスチック製品；または c. [パートII.3 問題のある回避可能なプラスチック製品（短命で使い捨ての製品、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む）]で扱われるマイクロプラスチックまたは製品 ただし、当該化学物質、ポリマー又は製品の製造がこの文書の下で許可され（注1）、かつ、輸入国（注2）の事前のインフォームド・コンセント（注3）がある場合を除く。 2.各締約国は、この規定に従ってパラグラフ1にいう化学物質、ポリマー又は製品を輸出する各締約国は、当該輸出のための輸出許可要件を定め、かつ、当該化学物質、ポリマー、マイクロプラスチック又は製品が、いったん輸入された後は、関連する場合には、附属書Aのパートii又は附属書Bに含まれる条件と整合的な方法で使用され、かつ、最終的な廃棄を含め、そのライフサイクルを通じて安全かつ環境に配慮した方法で管理されるという保証とともに、輸入国の事前の書面による同意を得る。（注4） 3.各締約国は、この規定に基づき、附属書 A のパートIIにリストされた化学物質又はポリマー、これらのいずれかを含む製品又は附属書 B にリストされたマイクロプラスチック又は製品を輸出する各締約国は、輸出者に対し、次のことを要求する： a. 輸出されるポリマー、化学物質又は製品の組成並びに人健康又は環境に対する関連するハザードについて、関連する場合には安全データシートを含め、附属書Aに含まれる整合化された開示要件に基づき、整合化された完全な情報を輸入国及び輸入者に提供する。 b. 関連する場合、附属書Aに含まれる整合化されたラベリング要件に従い、輸出される化学物質、ポリマー又は製品にマークを付け、ラベル付けする。 c. 包装，表示及び輸送に関する、一般に認められ、かつ関連する国際的な規則，基準及び慣行に従う。 4.各締約国は、附属書A又は附属書Bにリストされた化学物質、ポリマー、マイクロプラスチック又は製品について、調和商品表示及びコード体系に基づく通関コードが利用可能である場合には、各締約国は、輸出の際、その出荷文書に当該コードを記載することを要求するものとする。（注5） 5.各締約国は、次のものを輸入してはならない： a. [懸念のある化学物質及びポリマーに関するパートII.2]で言及される化学物質、化学物質群又はポリマー b. 当該化学物質又はポリマーを含むプラスチック製品；又は c. [パートⅡ.3：問題のあるプラスチック製品及び回避可能なプラスチック製品（短命で使い捨ての製品、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む）]で扱われるマイクロプラスチック又は製品 ただし，この文書*の下で許可された使用目的，又は［廃棄物管理に関するパートII.9］の要件に従った安全かつ環境に配慮した廃棄を目的とする場合を除く。(注6)

4. PartⅡ
10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
a.リストされた化学物質、ポリマー、製品の取引（続）

（注１）関連附属書のもとで、例えば段階的廃止期間中や特定の目的での使用が許可されることを想定している。関連する場合、許可された使用は免除から生じることもある。関連する附属書の下で、リストされた物質または製品に関連する特定の管理 措置の性質と範囲に適合させる必要があるかもしれない。
（注２）附属書AのパートIIに記載されている化学物質又はポリマーが、ストックホルム条約やロッテルダム条約など、他のMEAの要件にも該当する場合、一貫性を促進し、手続きの重複を避ける観点から、追加的な文言が必要となる場合がある。
（注3）提案される事前インフォームド・コンセントの手続きは、詳細な調和された手続きの確立や、「情報交換」（パートIV.6参照）の下で確立が提案されているオンライン登録を通じて、促進され、運用される可能性がある。
（注4）委員会は、本手続きの運用を容易にするために、標準化された手順と文書を作成することを望むか、または理事会に作成させることを規定したいと考えるかもしれない。
（注5）ロッテルダム条約第 13.1 条からの引用。委員会は、この文書に基づくプラスチック貿易の流れの監視を促進するため、必要に応じて、この文書に基づく管理措置の対象となる附属書に記載された化学物質、ポリマー又は製品への特定の調和されたシステム関税コードの割り当てを含め、世界税関機構との協力の枠組みを確立することを検討したいと考えるかもしれない。
（注6）関連附属書のもとで、例えば段階的廃止期間中や特定の目的での使用が許可されることを想定している。関連する場合、許可された使用は免除から生じることもある。関連する附属書の下で、リストされた物質または製品に関連する特定の管理措置の性質と範囲に合わせる必要があるかもしれない。

4.PartⅡ
10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
b.プラスチック廃棄物の越境移動

要素	世界で一律規制
プラスチック廃棄物の越境移動	1.各締約国は、プラスチック廃棄物の安全かつ環境的に健全な管理（注1）を目的とする場合を除き、輸入国の事前の情報に基づく同意があり、かつ、この文書*に基づく義務と整合的な方法で、プラスチック廃棄物の越境移動（注2）を認めてはならない。 2.各締約国は、この規定に従ってプラスチック廃棄物を輸出する各締約国は、当該輸出に関する輸出許可要件を定め、これを実施し、かつ、すべてのプラスチック廃棄物の輸出の種類、量及び仕向地を追跡するものとする。 3.パラグラフ1に従ってプラスチック廃棄物の越境移動が許可される場合には、各輸出締約国は、次のことを行うものとする： a. 輸出されるプラスチック廃棄物が環境に配慮した方法で管理（注1）されるという当該国の保証を含む輸入国の書面による同意を得るまでは、越境移動を開始させない b. 輸出者に以下を要求する： i. 安全データシートを含む附属書Aに含まれる関連する調和された開示要件に基づき、ポリマー、化学物質及びプラスチックの含有量を含む輸出廃棄物の組成並びに人の健康又は環境に対するあらゆる関連するハザードについての完全な情報を輸入国及び輸入者に提供する ii. 関連する場合には、附属書Aに含まれる整合化された表示要求事項に従い、輸出廃棄物に標章を付し、ラベルを貼付する、および iii. 包装、ラベリング及び輸送に関する一般に受け入れられ、認識された国際的な規則、基準及び慣行に従う 4.理事会はCOP1で、他の多国間環境協定の下での関連する取決めを適切に考慮しつつ、パラグラフ 3に定める規定の実施のためのガイダンスを採択するものとする。（注3） 5.各締約国は、プラスチック廃棄物の違法取引（注4）を防止し、排除するものとする。 6.締約国は、プラスチック廃棄物の不法輸出及び不法投棄を防止し、排除するための効果的な措置の採択及び実施に向けて、関係機関及び政府間機関との相乗効果及び補完性を促進し、協力するものとする。

（注１）本規定におけるプラスチック廃棄物の「環境的に健全な管理」への言及は、[廃棄物管理に関するパートⅡ.9]の要求事項に合致した、最終処分を含むプラスチック廃棄物管理を指すと理解されるものとする。
（注２）「プラスチック廃棄物の越境移動」という用語は、少なくとも2つの国がその移動に関与している場合に限り、ある締約国の国内管轄下にある地域から、他の国の国内管轄下にある地域へ、またはその地域を経由して、あるいはどの国の国内管轄下にもない地域へ、またはその地域を経由して、プラスチック廃棄物が移動することを指す（バーゼル条約第3.3条より引用）。この定義は、加盟国が本文書において必要に応じてこの用語をどのように定義するかを損なうことなく使用される。
（注3）事前インフォームド・コンセント（PIC）手順の運用を含め、この規定の適用に関する具体的な方法は、特にバーゼル条約の関連規定を考慮し、附属書または理事会（governing body）でさらに詳しく説明できる。
（注4）輸出締約国または輸入国の国内法に違反するような輸入または輸出を指して、「違法取引」という用語を使用する。これは、加盟国が本文書において必要に応じてこの用語をどのように定義するかに影響を与えるものではない。

4.PartⅡ　11.海洋環境を含む既存のプラスチック汚染

要素	世界で協力、各国で啓発・情報公開
海洋環境を含む既存のプラスチック汚染	1.締約国は、以下のために協力するものとする： a. 集積ゾーン（注1）、ホットスポット（注1）及びセクターを評価し、特定し、優先順位をつける： i. 海洋環境を含め、既存のプラスチック汚染（注2）の影響を最も受ける；および ii. プラスチックの全ライフサイクルを考慮し、ごみの量と種類が種や生息地に脅威を与える場合。 b. 海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関連するものを含む既存の国際協定の規定を考慮し、国家管轄権を超える地域を含め、特定された集積ゾーン、ホットスポット、セクターの浄化活動を含む効果的な緩和・修復措置をとる。 c. 安全かつ環境に配慮した浄化活動への、地域住民と市民の参加を促進する。 2.各締約国は、意識を高め、沿岸および淡水域におけるポイ捨てを含むさらなるプラスチック汚染を防止するため、一般的なプラスチック汚染の種類、プラスチック汚染につながる慣行や行動に関する情報を公開すべきである。 3.この条文の規定を実施するためにとられる措置は、［国家計画に関するパートIV.1］に従って伝達される国家計画に反映されるものとする。 4.理事会はCOP1で、以下を採択するものとする： a. 集積ゾーン、ホットスポット及びセクターを特定するための指標、及び b. 現存するプラスチック汚染に対処するため、入手可能な最善の科学に基づき開発された、入手可能な最善の技術及び最善の環境慣行に関するガイダンスであって、浄化活動が環境、生物多様性及び人の健康に悪影響を及ぼす可能性がないことを確保するためのもの。

（注１）「集積ゾーン」と「ホットスポット」という用語の定義が必要かもしれない。
（注2）「既存のプラスチック廃棄物および汚染」という用語の定義が必要かもしれない。

4.PartⅡ　12.正当な移行

要素	各国で公平かつ包摂的な意向の促進（脆弱な集団に特別な配慮）
正当な移行	1.各締約国は、この文書の実施において、女性及び子どもや若者を含む脆弱な集団に特別な配慮をした上で、影響を受ける人々のための公正、衡平かつ包摂的な移行を促進し、促進するものとする。これには以下が含まれる： a. 関係する利害関係者（公的機関、非政府組織及び地域社会を含む）との関与のための国内調整機関を指定する b. 影響を受けたコミュニティのニーズと優先事項に従って、労働力の訓練、開発、社会プログラムを含め、収入、機会、生計を改善するための政策と条件を可能にする c. 再使用・修理・廃棄物収集・分別の開発を含め、プラスチックのバリューチェーン全体にわたって、技能と雇用機会の開発を奨励する d. 廃棄物管理部門の労働者を含め、バリューチェーン全体の地域社会と労働者のために、清潔で健康的かつ持続可能な環境を促進する e. 廃棄物管理部門の労働者の労働条件を改善する。これには、非正規や協同組合の環境で働く労働者に法的承認と保護を提供し、彼らの組合や協同組合の正式化を促進することが含まれる f. プラスチック製品製造業者、リサイクル業者、廃棄物管理業者に対し、彼らによって回収・分別されたプラスチックを操業スキームに組み込むことを義務付けることを含め、インフォーマルおよび協同組合の環境にある労働者を安全なプラスチックのバリューチェーンに組み込む、及び g. EPRスキームを通じて徴収された料金の一部を、インフラの改善、インフォーマルや協同組合の環境で働く廃棄物労働者を含む廃棄物部門の労働者の生活と機会の改善、技能の開発に使用することを義務付ける。 2.この規定を実装するためにとられる措置は、［国家計画に関するパートIV.1］に従って通知される国家計画に反映されるものとする。

4．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

要素	各国で情報開示、トレーサビリティ確保、ラベリング、監視・追跡
透明性、追跡、モニタリング、ラベリング（注1）	1.各締約国は次のことを行うものとする： a. 生産者及び輸入者に対し、すべてのプラスチック及びプラスチック製品のライフサイクルを通した化学組成に関する整合化された情報を開示するよう求める b. プラスチック及びプラスチック製品のライフサイクル全体を通じて、化学物質、ポリマー及び製品に含まれるプラスチックのトレーサビリティを確保するため、特にその安全かつ環境に配慮した使用、リサイクル及び廃棄を目的として、理事会がCOP1で採択するガイドラインに基づき、適切な措置を講じる、及び c. 特にプラスチック及びプラスチック製品の安全かつ環境的に健全な使用、リサイクル及び廃棄を目的として、理事会がCOP1で採択するガイダンスに基づき、マーキング及びラベリングの要件を定める 2.各締約国は、プラスチックポリマー、プラスチック及びプラスチック製品並びに規制プラスチック製品の生産に使用される化学物質及びポリマーの種類及び生産量、輸出入量を、そのライフサイクル全体にわたって監視し、追跡するものとする。（注2） 3.各締約国は、パラグラフ2に従って収集した情報を、自国の領域内で機能しているリサイクル施設に関する情報とともに、標準化された様式で、理事会に報告するものとする。

（注１）この文書の他の条項に含まれる透明性、追跡、モニタリング、ラベリングに関する特定の要件を補完し、追加的な要件を含んでいる。

（注2）「規制対象プラスチック製品」とは、パートII.2（懸念のある化学物質およびポリマー）またはパートII.3（マイクロプラスチック、短寿命プラスチック製品、使い捨てプラスチック製品を含む、問題のある回避可能な製品）に基づき、禁止または制限を含む管理措置の対象となる製品を指す。

4.PartⅢ 1.資金調達（プラスチック汚染料金）

<table>
<tr><th>要素</th><th></th><th>オプション１
（新設基金･汚染料金設定）
※新設専用基金、他多国間協定考慮</th><th>オプション２
（既存基金･汚染料金設定）
※既存専用基金</th></tr>
<tr><td rowspan="3">資金調達</td><td rowspan="3">本文</td><td colspan="2">１．締約国は、国内活動に必要な資金を提供する。資源には、国内及び国際的な資金、並びに自発的な拠出を含む民間部門の資金調達の促進を含めることができる。
２．締約国は、資金、キャパシティビルディング、技術移転を含め、途上国締約国によるこの文書の実装に対する支援を強化すべき。多国間組織、機関、基金は、その支援を強化するよう促される。
３．締約国は、小島嶼開発途上国（SIDS）又は後発開発途上国である締約国固有のニーズと特別な状況を考慮する。
４．予測可能で、持続可能で、適切で、アクセス可能かつタイムリーな資金源を提供するためのメカニズムを設立する。メカニズムには、国内、国際、公共、民間のあらゆる資金源からの資金源を含める。
５．メカニズムは、理事会の指導の下で運営され、理事会に対して説明責任を負う。</td></tr>
<tr><td>6.メカニズムは、新たに設立される専用基金で構成される。（注１）
7.理事会は、COP1で新設された専用基金の運営に関する取り決めを採択する。</td><td>6.メカニズムは、既存の財政的取り決めに含まれる専用基金で構成される。（注２）
7.理事会はCOP1 までに、既存の資金アレンジメントの理事会と、メカニズムの運営に関する取り決めを締結する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">・理事会は、資金レベル、設立されたメカニズムを運用するために理事会が提供するガイダンス、その有効性、ならびに変化する途上国締約国のニーズに対応する能力を定期的にレビューする。当該レビューに基づき、メカニズムの有効性を改善するための適切な行動をとる。
・各締約国は、自国管轄内のプラスチックポリマー生産者が支払うべきプラスチック汚染料金を定め、その徴収に必要な立法・規制・行政措置を採択する。理事会はCOP１で、設立された資金メカニズムへのプラスチック汚染料の拠出を含め、世界的なプラスチック汚染料の実施のための様式および手順を採択する。
・各締約国は、以下の措置を講ずるものとする。
a.マイクロプラスチックを含む、ライフサイクル全体にわたるプラ・プラ製品からの排出及び環境への放出をもたらすプロジェクトに対する、国内外、公的、民間のあらゆる情報源からの資金の流れを減少させる。
b.適切な廃棄物管理インフラの整備を含め、マイクロプラスチックを含むライフサイクル全般にわたるプラ・プラ製品の環境への排出と放出を防止又は削減するプロジェクトに対する、国内外、公的機関、民間からの資金流入を増加させる。</td></tr>
</table>

（注１）この基金は、過去のプラスチック廃棄物への対応や技術革新など、特定の目的に限定することもできる。
（注２）地球環境ファシリティー（GEF）のような「既存の基金」の中に基金を設立することもできる。

4．PartⅢ　2.キャパシティ・ビルディング、技術支援、技術移転

要素	世界で協力（キャパビル、技術支援、技術開発、普及・利用促進
キャパシティ・ビルディング、技術支援、技術移転	1.締約国は、途上国、特に後発開発途上国及び SIDS に対し、それぞれの能力の範囲内で、適時に、持続可能で、包括的かつ適切なキャパシティ・ビルディング及び技術支援（注1・2）を提供し、途上国がこの文書*の下での義務を実装するのを支援し、いったん構築されたキャパシティを保持できるよう協力するものとする。 2.理事会は、この文書の実施を支援するキャパシティ・ビルディング及び技術支援を常にレビューし、キャパシティ・ビルディング及び技術支援の効果を高めるため、他の多国間環境協定及び関 連する他のイニシアティブとの協力及び協調を推進するものとする。 3.締約国は、安全かつ持続可能な代替物及びプラスチック以外の代替物を含め、プラスチック汚染に対処するための最新の環境に配慮した技術の開発、相互合意された条件での移転、普及及び利用を促進し、促進するものとする。この規定の実施にあたり、締約国は、新技術および革新的な解決策を追求するための技術革新および投資を促進し、また促進するものとし、財源および所有権に関するものを含め、不可欠な技術へのアクセスを促進するものとする。

（注１）加盟国は、「定義」に関する規定または「相互に合意された条件による技術移転」に関する規定のいずれかに、「相互に合意された条件による技術移転」の定義を含めたいと考えるかもしれない。INC-1用に作成された用語集 UNEP/PP/INC.1/6では、次の定義に言及している：「技術移転とは、政府、組織、その他の利害関係者に対するノウハウ、設備、製品の移転を意味する。技術移転は通常、特定の文化的、社会的、経済的、環境的文脈で使用するための適応を意味する。」

（注２）キャパシティ・ビルディング、技術支援、技術移転のための特定の重点分野は、この文書の下での実質的義務につい ての理解が深まった段階で、さらに定義し、詳細化する必要があるかもしれない。

4．PartⅣ　1.国別計画

要素		国別計画（パートⅡを中心に）
国別計画（注1）	本文	1.各締約国は、この文書に基づく義務を履行し、その目的を達成するため、国内計画を策定し、実施するものとする。国家計画は，附属書 G の様式に基づくものとし，少なくとも次に関連する要素を含むものとする（注2）： a. 一次プラスチックポリマー b. 懸念のある化学物質及びポリマー c. 問題のある回避可能なプラスチック製品 d. 製品の設計と性能 e. プラスチックとプラスチック製品の削減・再使用・再充填・修理； f. 再生プラスチックの使用； g. 拡大生産者責任； h. ライフサイクルを通じたプラスチックの排出と放出； i. 廃棄物管理； j. 漁具； k. 海洋環境を含む、既存のプラスチック汚染、及び l. 正当な移行 2.各締約国は、この文書の発効日から[X]年以内に、幹事国を通じて、最初の国別計画を理事会に伝達するものとする。 3.各締約国は、国別計画を作成し提出する際、パラグラフ1にいう様式に従うものとする。 4.締約国は、いつでも、理事会が採択したガイダンスに従い、野心レベルを高める目的で、その国別計画を調整することができる。 5.締約国は、適切な場合には、この文書の実施を促進するため、地域計画の設定および実施について調整することが奨励される。 6.締約国は、理事会の決定により指定される方法で、[X]年ごとに、自国の国別計画を見直し、 更新し、理事会に伝達するものとし、各更新は、その締約国の前回の国別計画と比較した進展を表すものとする。 7.各締約国は、[進捗状況の報告に関するパート IV.3]に従った国別報告書に、この文書の目的達成に向けた自国の国別計画の実施に関する情報を含めるものとする。
	附属書	・国別計画の書式

（注１）「国別計画」という用語は、加盟国が最終的にどのように呼ぶかを予断することなく使用した。他のオプションとしては、「国別行動計画」や「国別実施計画」がある。

（注２）この国別計画に盛り込まれる可能性のある行動のリストは、提示された選択肢の中で、そのような 計画への言及があったことを反映したものである。これは参照を容易にするために提示したものであり、加盟国がこの文書*の中でこの項目にどのように対応するかを選択することを妨げるものではない。国別計画の正確な内容は、文書*の下での約束と義務の内容および構成による。

4．PartⅣ　2.実装と遵守

要素	遵守のメカニズム・委員会の設立、理事会への報告・提言	追加オプション
実装と遵守	1.委員会を含め、この文書の規定の実装を促進し、遵守を促進するためのメカニズムをここに設立する。 2.パラグラフ1にいうメカニズムは、その性質上促進的でなければならず、かつ、締約国のそれぞれの国内能力及び状況に特に注意を払うものとする。 3.メカニズムは、理事会がCOP1において採択した様式及び手続の下で運営し、理事会に報告するものとする。 4.パラグラフ1の委員会は、個別的及び体系的な実装と遵守の問題を検討し、適切な場合、理事会（governing body)*に提言を行うものとする。 委員会は、この文書に関連する分野で認められた能力を有する 17 名の委員から構成されるものとし、専門知識のバランスを反映するよう努め、衡平な地理的代表に基づいて理事会が選出するものとし、男女のバランスを考慮した上で、国際連合の 5 つの地域グループから各 3 名、SIDS から 2 名の委員が選出されるものとする。 5.委員会の委員は、[X]年の任期で選出されるものとし、最長2期まで連続して務めることができる。理事会は、COP1において、9名の委員を選出し、その任期は当初[X]年、8名の委員を[Xの半分]年とする。その後、理事会は、関連する定期会合において、任期 [X] 年の委員9名を選出するものとする。委員および補欠委員は、後任者が選出されるまで在任するものとする。 6.委員会は、以下の事項に基づいて問題を検討することができる： a. 自国の遵守に関するいずれかの締約国からの書面による提出 7.本条文で言及される委員会は、その手続規則（注1）を作成するものとし、その規則は、理事会のCOP2において承認を受けるものとする。理事会は、委員会に対する更なる職務権限を採択することができる。	b. 他の締約国の遵守に関するいずれかの締約国からの書面による提出 c. 理事会からの要請 d. [進捗状況の報告に関するパートIV.3]に基づく情報の提出状況に関して事務局から提供された情報

（注１）手続規則には、不遵守に対する規定が含まれるかもしれない。

4．PartⅣ 3.進捗状況の報告

要素	オプション１ （世界一律の様式）	オプション２ （各国様式）
進捗状況の報告	1.各締約国は、この文書の規定を実装するために講じられた措置及び当該措置の有効性について、COP1において理事会が合意する予定表に従って、理事会に報告するものとする。 2.各締約国は、この文書の規定を実装するために講じた措置並びに当該措置の有効性及びこの文書の目的を達成する上で起こり得る課題について、本条文パラグラフ1の報告書を事務局に提出する（注1）。事務局は、本条文に基づき締約国が提出した国別報告書を一般に公開するものとする。 3.各締約国は、プラスチックポリマー及び製品の生産、輸入及び輸出の種類及び量に関する統計デー タを含め、［透明性、追跡、監視及び表示に関するパートII.14、パラグラフ2 及び3］に従って提供された情報を報告書に含めるものとする。 4.理事会はCOP1において、本条文パラグラフ1で言及される報告の様式及び書式を採択するものとする。この様式は、プラスチック及びプラスチック製品の全ライフサイクルを考慮するものとし、 適切な場合には、関連する国際文書及び機関との補完性を確保するものとする。 5.理事会はCOP1で、本条文に従って伝達された情報のレビューのための様式及び手順を採択するものとする。幹事国は、本条文パラグラフ1，2及び3に従った締約国による情報提出の状況を常に検討し、 定期的に理事会に報告するものとする。 6.各締約国は、金融部門を含む企業から、プラスチック汚染および関連する持続可能な金融慣行に関するあらゆる情報源からの活動および資金の流れに関する義務的な開示を確保するための措置を講じるものとする。	1.各締約国は、この文書の規定を実装するために講じた措置並びに当該措置の有効性及びこの文書の目的を達成する上で起こり得る課題について、事務局を通じて理事会に報告するものとする。 2.各締約国は、この文書の第[X,X]条で求められている情報を報告に含めるものとする。（注２） 3.理事会はCOP1において、適切な場合には、関連する国際文書及び組織と報告を調整することが望ましいことを考慮に入れつつ、締約国が従うべき報告の時期及び書式を決定するものとする。

（注１）事務局には、登録簿の管理、すなわち締約国から報告された情報を利用できるようにする中央データ交換を義務付けることができる。

（注２）定義されるべき関連条文のリスト

4．PartⅣ
4.この文書の実装状況の定期的な評価とモニタリング、および有効性評価
a.有効性評価

要素	理事会による定期的な有効性評価（必要な措置の決定）
有効性評価	1.理事会は、この文書の有効性を定期的に評価し、目的達成のために必要な措置を決定するものとする。理事会は、遅くともこの文書の発効日から[X]年後までにこの文書の有効性の最初の評価を実施し、その後は少なくとも[X]年ごとに実施するものとする。 2.理事会はCOP1において、本条文の規定に従って、この文書の有効性の評価のための様式を採択するものとする。 3.評価は、利用可能な科学的、環境的、技術的、財政的及び経済的情報に基づいて実施されるものとする： a. [進捗状況の報告に関するパート IV.3]に従った国別報告 b. [国別計画に関するパートIV.1]に従って締約国が提出した国別計画 c. [補助機関に関するパートV.2]に従って科学的及び社会経済的評価を行う（注１） d. 科学文献及びその他の関連情報源を含む、入手可能な最善の科学的及び技術的知識 e. [実装及び遵守メカニズムに関するパートIV.2]で言及された委員会が提供した情報及び勧告 f. 全ての資金源からの資金の流れとこの文書の目的及び目標との整合性、この文書の下で実施される資金援助、技術移転及びキャパシティ・ビルディングの取り決めの運用に関する報告書及びその他の関連情報、及び g. 理事会が関連するとみなすその他の情報 4.理事会は、この文書の有効性を強化するために必要な措置を決定する際、この文書の有効性評価の結果を考慮するものとする。

（注１）科学的・社会経済的アセスメントを実施するために、科学的・技術的機関またはレビューメカニズムが義務付けられることを前提としている。

４．PartⅣ
4.この文書の実装状況の定期的な評価とモニタリング、および有効性評価
b.懸念のある化学物質やポリマー、マイクロプラスチック、問題のある回避可能な製品のレビュー

要素	化学物質、特定製品等のレビュー
懸念のある化学物質やポリマー、マイクロプラスチック、問題のある回避可能な製品のレビュー	1.理事会は、締約国によるそれらの特定、生産及び使用、並びに人の健康及び環境への影響に関する知識の状況を評価することを目的として、プラスチック生産に使用される懸念のある化学物質及びポリマー、意図的に添加されたマイクロプラスチック、並びに回避可能なプラスチック製品のレビューを、発効後 [X] 年目から開始し、その後少なくとも [X] 年ごとに実施するものとする。 2.パラグラフ1にいうレビューは、［専門家レビュー機関またはパネル］（注１）による報告書に基づくものとする。この報告書には、附属書A及びBの改正の可能性を含め、理事会に対する勧告を含めることができる。 3. [専門家レビュー機関またはパネル］（注１）は、本規定に基づく作業の実施において、プラスチック汚染の発生量が多い、または発生する可能性が最も高い物質、製品または分野を優先することができる。 4.理事会は、パラグラフ2に従って［専門家レビュー機関又はパネル］（注１）が提出した報告書に照らして、附属書 A 及び B の改正が正当化されるかどうかを検討するものとする。

（注１）この機能および関連する機能を遂行するために、科学的および／または技術的な機関またはレビューメカニズムが義務付けられることを想定している。

4．PartⅣ　5.国際協調

要素	国際強調（キャパビル、情報交換、技術・科学協力など）
国際協調	1.締約国は、この文書の効果的な実施及びその目的の達成を支援するため、関連する法的文書及び枠組み並びに世界的、地域的、小地域的及び部門別機関との協力の強化及び強化を含め、世界的及び必要に応じて地域的に、並びに関連する政府間組織及びその他の団体、関連する科学的組織及び団体を含む、と協力するものとする。 2.締約国は、他の関連する法的文書、枠組み又は世界的、地域的、準地域的、またはセクター別の機関の下での意思決定に参加する際、この文書の目的を促進するものとする。 3.締約国は、次のことを通じ、この文書の目的を支援する国際協調を促進するものとする： a. [キャパシティ・ビルディング、技術支援及び技術移転に関するパート III.2]に沿った、相互に合意された条件による技術の開発、移転、普及及び技術へのアクセス並びに技術革新 b. [情報交換に関するパートIV.6及び意識向上、教育、研究に関するパートIV.7]に沿った、プラスチック汚染に関する理解を向上させ、技術革新を進めるための研究の開発及び情報交換 c. 地域プラットフォームまたはデータベース、技術・科学協力プロジェクト、技術センターのネットワークを含む技術・科学協力の促進 d. モニタリング義務の実施 e. 環境的、技術的、社会的、経済的に実行可能な知識、最善の環境慣行、代替技術を促進するための既存の情報交換メカニズムの利用 4.理事会は、UNEA決議5/8に従って設置される科学政策パネル、気候変動に関する政府間パネル、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォームなど、関連する科学技術機関から、そのマンデートの遂行（注１）に関連する事項についての意見を適宜求める。理事会は、上記の科学技術機関の作業から得られる関連成果も考慮することができる。 5.理事会は、適切な場合には、関連する国際文書および国際機関の間で最大限の一貫性を確保する観点を含め、関連する国際文書および国際機関と協力および協調するものとする。

（注１）UNEA決議5/8に従い、科学政策パネル（SPP）は「関連する多国間協定、その他の国際文書、政府間機関、民間部門、その他関連する利害関係者」の作業を支援することができる。提案されている文言の正確な表現については、将来のSPP設立に向け、決議5/8により設置されたOEWGの作業結果を考慮し、最終決定する必要がある。

4．PartⅣ 6.情報交換

要素	各国内での情報交換（ベストプラクティス、研究・技術など）
情報交換	1.各締約国は、次の事項を含め、この文書の実装に関連する情報交換を促進し、実施するものとする： a. 持続可能な消費及び生産に関するベストプラクティス及び政策 b. 研究及び技術 c. 特に、環境に配慮した廃棄物管理、プラスチック汚染の原因、プラスチック汚染にさらされる人間や動植物、関連するリスク管理と削減のオプションに関する先住民の知識を含む知識。 2.締約国は、パラグラフ1で言及された情報を、直接、事務局が維持するオンライン登録を通じて、又は適切な場合には他の関連する国際文書及び機関と協力して、交換することができる。 3.各締約国は、[プラスチック及びプラスチック製品の貿易に関するパートII.11]に基づく輸入国の事前のインフォームド・コンセントを含め、この文書*に基づく情報交換のための国内フォーカルポイントを指名するものとする。 4.締約国は、知識を共有し、成功例を強調し、持続可能な解決策を複製し、拡大するために、現在進行中のプロセス、イニシアティブ、ネットワークから学び、これを構築することが奨励される。 5.この文書に従って情報交換を行う締約国は、相互に合意したとおり、いかなる機密情報も保護するものとする。

b) 懸念のある化学物質・ポリマーに関する整理・分析
(i) 懸念のある物質に関するUNEP報告書

- 懸念のある物質に関するUNEP報告書として、これまで下記の２つの報告書が公表されている。
  - ① Global Governance of Plastics and Associated Chemicals（プラスチックおよび関連化学物質のグローバルガバナンス）*1
  - ② Chemicals in Plastics - A Technical Report（プラスチック中の化学物質－技術報告書）*2

- 2022年11月末から開催されたINC-1に向け、BRS条約事務局が「プラスチック中の化学物質」に関する共同技術報告書を提示する予定だったが、公表は延期された。
- これを補完するレポートとして“Global Governance of Plastics and Associated Chemicals”のドラフトが2022年11月にバーゼル条約事務局から公表され、2023年3月に最終報告書が公表された。

*1 https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/42381
*2 Chemicals in Plastics - A Technical Report（「プラスチック中の化学物質－技術報告書」と仮訳）
https://www.unep.org/resources/report/chemicals-plastics-technical-report

① Global Governance of Plastics and Associated Chemicals

1．構成

- 構成は以下のとおり

I. イントロダクション（７枚目）
1. 目的
2. 化学物質とプラスチックの関係
   - **懸念のある化学物質**
   - **懸念のあるポリマー**
   - **問題があり、回避できるプラスチック**
   - **マイクロプラスチックとナノプラスチック**
3. プラスチック汚染の定義の必要性
4. 調査方法
   - 調査対象とした多国間協定の概要
   - 多国間協定が規定する措置
   - **プラスチックのライフサイクルフェーズ**
5. プラスチックのライフサイクルに渡る課題の概観

Ⅰ章：スコープを3つのカテゴリに分け、プラスチックのライフサイクルフェーズを4つに分けて、既存のMEAsのカバー範囲を整理

II. 既存の条約との関係とギャップ（８～14枚目）
1. 化学物質に対処する条約
2. 廃棄物管理に関する条約
3. 関連性のある枠組み合意
4. ライフサイクル別のプラスチック条約による機会

* Plastic instrumentはプラスチック条約と仮訳

Ⅱ章：既存のMEAsによるガバナンスの仕組み、プラスチックや関連化学物質に関連して、カバーされている内容や、関連する規定を整理

III. プラスチックに関するガバナンスを強化する方策や原則
1. プラスチック条約の目的と範囲　**（15枚目）**
2. ライフサイクル全体にわたる義務、措置、自主的アプローチ
3. 評価
4. 協力・調整
5. 資金調達と能力開発
6. 支援策

Ⅲ章：既存のUNEA決議の文面やⅡ章で整理した既存MEAsの内容から、プラスチック条約にどのような内容が含まれうるか、整理

IV. プラスチックと関連化学物質のガバナンスの方策（16枚目）
1. **プラスチックと関連化学物質化学物質の持続可能性の判断基準**
2. 懸念のある化学物質とポリマーの特定と対処
3. ガバナンスのためのその他方策

Ⅳ章：既存の設計に関する原則や基準も踏まえ、「プラスチックと関連化学物質の判断基準」案を提示。判断基準の運用やその他の方策について例示

V. 参考文献一覧
附属書１～６

出所；BRS (2022). Global governance of plastics and associated chemicals. Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm conventions, United Nations Environment Programme, Geneva. Karen Raubenheimer, Niko Urho.

2．対象スコープ

- 対象スコープは3つのカテゴリに分けられる。（化学物質とポリマーは同じカテゴリー*）

含有化学物質（とポリマー）	問題のあるプラスチック*	マイクロプラスチック、ナノプラスチック
• NIAS*（非意図的添加物質） • プラスチック添加剤 • 加工助剤 • モノマー（原料、添加剤） • ポリマー（熱可塑性プラスチック、熱硬化性樹脂）	• 素材（ポリマーと添加剤からなる合成素材、様々な形になりうる） • 製品（プラスチックのみ、もしくは他の素材と組み合わせを含む）	• 一次（化粧品や研磨剤など特定の用途向けのプラスチックペレットや粒子） • 二次（プラスチック製品が自然環境中で劣化、破砕されたもの）

*NIAS: 意図的に添加されていないが、存在する物質。不純物、反応中間体、ポリマー/添加剤の分解産物、リサイクルからの汚染物質など

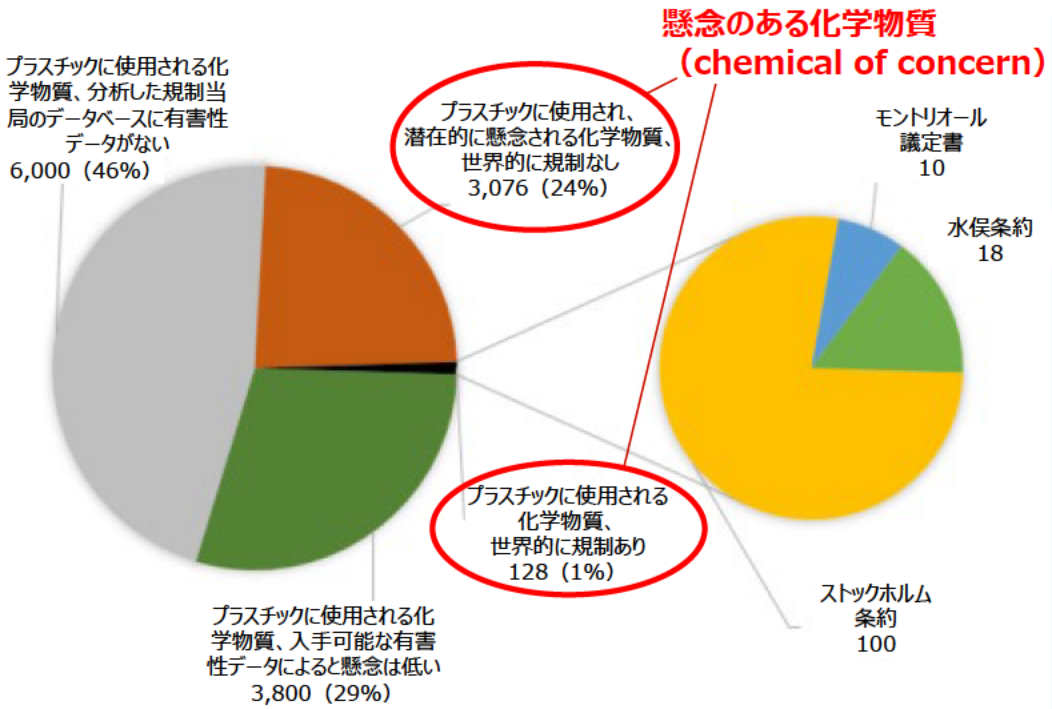
*「問題があり回避できるプラスチック」や「マクロプラスチック」との記載もある

Table 1: Overview of possible categories to help define the term plastic pollution across the life cycle of plastics in context of the plastics instrument

3．懸念のある化学物質

- レポートでは、プラスチックに使用されている懸念のある化学物質は3,200種類と整理。*
- 規制されていないものと、すでに規制されているもの（モントリオール議定書、水俣条約、ストックホルム条約）に分かれ、現時点では多くが規制されていない。

潜在的な懸念があり、既存の環境関連条約で対象となっている化学物質の数

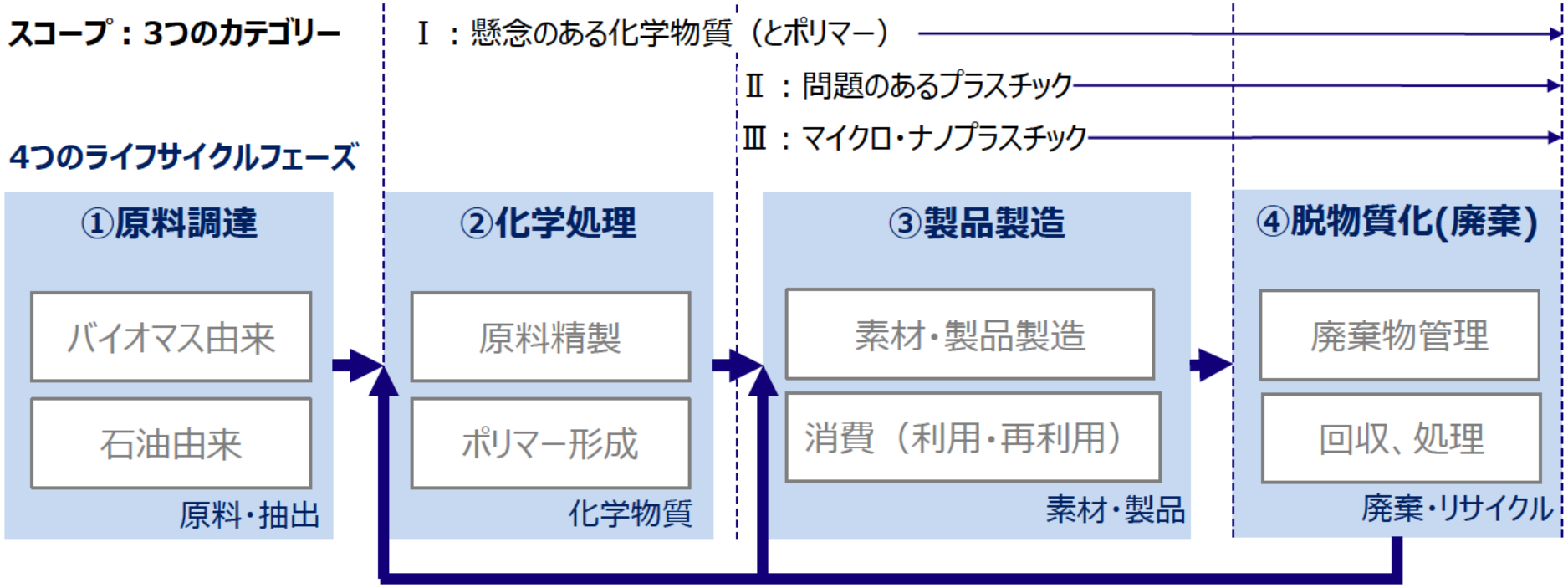


***3,200種類の化学物質とは**

- プラスチックに使用された可能性のある13,000の化学物質がモノマー、添加剤、加工助剤、および意図しない添加物として特定され、そのうち3,200が潜在的に懸念される化学物質として特定された
- 2つの包括的なレビュー (Aurisano et al., 2021年;Wiesinger et al., 2021年)から整理したもの※
- 図の数値は、2つの研究の間で発生する可能性のある化学物質の重複や不確実性に対応するため、四捨五入されている (例えば、CAS番号や化学名が若干異なっているため、化学物質が若干重複する可能性）；プラスチックに使用されているすべての化学物質の (13,000) 、有害性データのないプラスチックに使用されている化学物質 (6,000) 、プラスチックに使用されている懸念の低い化学物質 (3,800) 、プラスチックに使用されている懸念のある化学物質 (3,200)
※レポート内で出典は以下のように記載されている；UNEP (2022b). Chemicals in Plastics. Internal draft (12 May 2022).

出典：BRS (2022). Global governance of plastics and associated chemicals. Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm conventions, United Nations Environment Programme, Geneva. Karen Raubenheimer, Niko Urho. Figure 1: Number of chemicals of potential concern addressed internationally (adapted from Wiesinger et al., 2021)

4．Ⅰ章：スコープと4つのライフサイクルフェーズの関係性



① **原料調達**：プラスチックの生産と使用全体を制限し、削減することは、資源の使用、化学物質の使用、プラスチック廃棄物の発生を削減するのに役立つ

② **化学処理**：潜在的な問題が懸念されるプラスチック中の化学物質（添加剤、加工助剤、モノマー、非意図的に添加された物質等）に関するフェーズ

③ **製品製造**：製品と素材の管理や制限、設計に規制の焦点を当てることで、ナノ・マイクロプラスチック問題を最大限に防止できる可能性を秘める

④ **脱物質化（廃棄）**：廃棄物の最小化と防止

*レポートでは4つのライフサイクルフェーズごとに環境及び人健康へ及ぼしうる懸念点についても紹介

5．Ⅱ章：既存のMEAsがカバーする領域

- レポートでは既存の多国間環境協定（MEAs）でカバーされる内容をレビューし、プラスチックの４つのライフサイクル段階別と、国別の実施・行動計画、報告・監視・国別インベントリに分けて関連する内容を整理。

		関連する規定がある多国間環境協定								
		ストックホルム条約	水俣条約	ロッテルダム条約	バーゼル条約	モントリオール議定書	ILO化学条約（C170）	MARPOL Annex V	ロンドン条約	ロンドン議定書
①原料調達			●							
②化学物質（生産）	プラスチックに使われる化学物質	●	●			●	●			
	化学物質の貿易	●	●	●		●	●			
	透明性・情報共有	●	●	●			●			
③材料（製造～使用）	プラスチックと関連する化学物質	●			●					
	プラスチックと関連する化学物質の貿易	●					●			
	透明性・情報共有	●					●			
④脱物質化（＝廃棄、回収）	プラスチックと関連する化学物質	●	●		●	●	●	●	●	●
	プラスチックと関連する化学物質の貿易	●	●		●	●				●
	透明性・情報共有	●			●			●		●
国別の実施・行動計画		●								
報告・監視・国別ｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘ		●	●	●	●	●	●	●	●	●

6．Ⅱ章：レポートがレビューする既存の多国間環境協定

- レポートで参照している多国間環境協定は以下の通り。強制力のある多国間協定について、それぞれでのガバナンス要素を整理するとともに、条約で言及している内容/していない内容を整理。

太字の4条約について、レポートでの主な整理内容を次項以降に記載

プラスチックに含まれる化学物質を直接対象とする強制力のある多国間協定	• **ストックホルム条約（POPs）** • モントリオール議定書（オゾン層の保護のためのウィーン条約） • **水銀に関する水俣条約** • **ロッテルダム条約** • ILO化学条約（C170）*1 • バーゼル条約
プラスチックのライフサイクルを直接対象とする強制力のある多国間協定	• **バーゼル条約** • MARPOL Annex V*2（海洋汚染防止条約） • ロンドン条約及びロンドン議定書*3
関連する枠組み（環境や生物多様性保護）	• 海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS) • 生物多様性条約（CBD） • 気候変動枠組条約（UNFCCC）、京都議定書、パリ協定
強制力のない枠組み（化学物質、廃棄物、プラスチック）	• 国連環境総会（UNEA） • 国連総会SDGs • 国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)

*1 **ILO化学条約（C170）**=職場における化学物質の使用の安全に関する条約。原則として化学物質を使うすべての経済活動に適用

*2 **Marpol Annex V**；船舶による汚染の防止のための国際条約（MARPOL）は、船舶から排出されるごみの処理を含む海洋汚染を対象とする。原則として海洋投棄を禁止し、附属書Vでは特にプラスチック及び料理油の海洋投棄を禁止；あらゆる廃棄物及び特にプラスチック(合繊ロープ、合繊漁網、プラスチックごみ袋、プラスチック製品の焼却灰を含む)並びに料理油

*3 **ロンドン条約**（廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約），**ロンドン議定書**（1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書）ロンドン条約では、水銀，カドミウム，放射性廃棄物などの有害廃棄物を限定的に列挙し、これらの海洋投棄のみを禁止。ロンドン議定書では廃棄物等の海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止。

7．Ⅱ章：＜ストックホルム条約＞でカバーしている化学物質のライフサイクルフェーズ-1

- ストックホルム条約は、人間の健康と環境を残留性有機汚染物質から保護することを目的としている(第1条)。特に発展途上国において、残留性有機汚染物質（POPs）の局地的な曝露に起因する健康を懸念し、特に女性への影響、および女性を通じて将来の世代へ影響することを強調している（前文）。
- プラスチックの添加物（難燃剤、可塑剤、界面活性剤など）として使用されるPOPsを禁止および制限することにより、懸念のある特定の化学物質を管理する措置が含まれる。プラスチック廃棄物の野焼きや廃棄物焼却炉に由来する意図しない POPs (UPOPs) の放出を制限している。
- 対処されていないもの：
  - ✓ プラスチックに使用されているPOPsをリストを提供しているが、懸念される化学物質の大部分はリスト範囲を超えている
  - ✓ 統計品目番号が不十分であると、税関管理において一部のPOPsの検出が妨げられる可能性がある
  - ✓ 低中所得国では、廃棄物、リサイクル品、輸入品に含まれるPOPsの含有量を分析する実験室の能力が不足している

7．Ⅱ章：＜ストックホルム条約＞でカバーしている化学物質のライフサイクルフェーズ-2

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標		• 有効性評価に含まれる指標	• 有効性評価に含まれる指標	• 有効性評価に含まれる指標
対策		• 附属書Aに掲げるPOPsの製造及び使用の禁止 • 附属書Bに掲げるPOPsの製造及び使用の制限	• 附属書Aに掲げるPOPsの製造及び使用の禁止 • 附属書Bに掲げるPOPsの生産及び使用の制限	• 附属書Cに掲げるUPOPsの排除に向けた取組 • 廃棄物となった場合の製品・物品を含むPOPs備蓄品の安全な処分 • 汚染された場所を特定するための戦略の策定に努める • POPs汚染サイトの修復を行う（自主的）
報告・監視・インベントリ		• 附属書A及び附属書Bに掲げるPOPsの生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料を提供すること。	• 附属書A及び附属書Bに掲げるPOPsの生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料を提供すること。	• 附属書A及び附属書Bに掲げるPOPsの生産量、輸入量及び輸出量に関する統計資料を提供すること。 • POPs在庫の開発（自主的） • UPOPsの発生源の在庫と放出量の見積もりを作成する
貿易		• 附属書Aに掲げるPOPsの輸出入を禁止する • 附属書Bに掲げるPOPsの輸出入を制限する	• POPsが附属書A又は附属書Bで許可された使用/目的のためにのみ輸入されることを保証する。	• 環境に配慮した廃棄のためだけにPOPを輸入するようにする • 関連する国際的な規則、基準、ガイドラインを考慮したPOPs廃棄物の国際輸送
国家行動計画		• 条約の義務を履行するための国の実行計画を策定する	• 条約の義務を履行するための国の実行計画を策定する	• 条約の義務を履行するための国の実行計画を策定する • UPOPのアクションプランを作成する
透明性と情報交換		• POPsの製造・使用・排出の削減・廃止に関する情報交換 • POP代替品の情報交換	• POPsの製造・使用・排出の削減・廃止に関する情報交換 • 製品/記事中のPOPsを特定するための戦略を策定する • 特定のPOP、例えば、建物内のEPS/XPSで使用されるHBCD、電柱やクロスアームで使用されるPCP	• POPsの製造・使用・排出の削減・廃止に関する情報交換 • 備蓄や廃棄物中のPOPsを特定するための戦略を策定する

8．Ⅱ章：＜水俣条約＞でカバーされている化学物質のライフサイクルフェーズ-1

□水俣条約は、水銀及び水銀化合物(第1条)の人為的な排出及び放出から、人の健康及び環境を保護することを目的としている。水銀の調達・抽出段階から取り組むライフサイクル条約である。
②化学処理ではPURやVCMの製造に水銀を使用する際の緩和目標や管理措置を設定し、④脱物質化段階では水銀触媒や汚染された使用済製品の備蓄を環境上適正に管理することを求めている。
条約には水銀の生物蓄積を追跡するのに役立つバイオモニタリングが含まれている。

*vinyl chloride monomer (VCM), polyurethane (PUR)

□対処していないもの：
- ✓水銀で汚染された場所の管理を対象とした措置は、汚染された場所を管理または修復する直接的な義務はない
- ✓水から水銀を収着し、特に海洋生態系、生物、その後の食物網における水銀の生物蓄積に寄与するマイクロプラスチックを扱っていない

8．Ⅱ章：＜水俣条約＞でカバーされている化学物質のライフサイクルフェーズ-2

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標		• PURの製造における水銀含有触媒の使用を、理想的には条約発効後10年以内に削減 • 2010年をベースラインとして、2020年までにVCM生産における水銀の使用を50%削減		
対策	• VCM生産のための水銀の一次採掘と水銀含有触媒を使用したPURの生産からの水銀依存を削減	• COP決定として無水銀触媒が利用可能な状況になってから5年後、VCM生産における水銀の使用を禁止		• 水銀廃棄物を環境に配慮した管理を行う • 汚染された場所を［自主的に］修復するために取られた措置は、環境的に健全な方法で実施される必要
報告・監視・インベントリ		• 使用量、消費量、排出量・排出量の在庫の開発・改善に協力するよう努める • VCM/PUR製造における水銀の代替品の開発/特定の取り組みに関する報告書 • VCM/PURを製造する施設における水銀の使用に関する情報を提出する • 排出量と排出量の目録を作成し、維持		• 50 tを超える水銀・水銀化合物の個別在庫及び年間10 tを超える水銀供給発生源の特定に努める。 • インベントリまたは関連する発生源からの排出および放出を確立 • 汚染された場所の特定・評価戦略の策定に努める • 脆弱な人々や環境媒体における水銀/水銀化合物のレベルのモデリングとモニタリングを開発/改善するために協力するよう努める
貿易		• 水銀を輸出するには、輸入者の書面による同意が必要であり、許可された使用目的または環境上適正な中間貯蔵のためにのみ必要		• バーゼル条約締約国にとって、水銀廃棄物が環境上適正な処分のためにのみ国境を越えて輸送されるよう、適切な措置を講じる。バーゼル条約が適用されない場合については、具体的な規則を規定
国家行動計画				
透明性と情報交換		• 水銀/水銀化合物の生産、使用、取引、排出/放出の削減/廃止に関する情報と代替製造プロセスに関する情報の交換を促進		

9．Ⅱ章：<ロッテルダム条約>でカバーされている化学物質のライフサイクルフェーズ

■ロッテルダム条約は、人の健康及び環境を潜在的な危害から保護するため、特定の有害な化学物質の国際取引に関し、締約国間の責任の共有及び協力の努力を促進することを目的とする。化学物質の特性に関する情報交換を促進し、化学物質の輸出入に関する国の意思決定プロセスを提供し、これらの決定を締約国(第1条)に普及させることにより、化学物質の環境上適正な使用を促進する。
場合によっては、ロッテルダム条約のPIC*手続が実施されているにもかかわらず、特定の適用除外(例:DecaBDE)が依然として使用を許可している可能性があるため、ストックホルム条約の下ですでにリストされているロッテルダム条約の下で化学物質をリストすることは有用である。ただし、PIC手続きは化学物質にのみ適用され、物品（材料）中の化学物質には適用されない。

■対処されていないもの：

✓ロッテルダム条約の適用範囲は情報提供のみを目的としており、化学物質を規制するために設計されたものではなく、プラスチックや関連する化学物質を直接管理または規制するものではない。その製造及び使用に関するいかなる制限もない。

* PIC:事前通報・同意手続(prior informed consent)

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標				
対策				
報告・監視・インベントリ		• 国のインフラ/機関を強化するための措置には、化学物質の安全性情報を含む国の登録簿とデータベースの確立が含まれることがある		
貿易		• 附属書IIIに掲げる化学物質の輸出であって、PIC手続の対象となるもの • 化学物質が附属書IIIに掲げられていないが、輸出締約国により禁止又は厳しく制限されている場合には、輸出締約国は、最初の出荷の前及びその後毎年輸入締約国に通知しなければならない		
国家行動計画				
透明性と情報交換		• 条約の範囲内の化学物質に関する科学的、技術的、経済的及び法的情報の交換を促進すること。 • 条約の目的に関連する国内規制措置及び化学物質の1つ以上の使用を実質的に制限する措置に関する公に利用可能な情報の提供を促進する		

10. Ⅱ章：<バーゼル条約>でカバーされている廃棄物管理-1

- バーゼル条約は、廃棄物によってもたらされる危険から人間の健康と環境を保護する最も効果的な方法は、廃棄物の発生を最小限に抑えることであることとしている (前文)。
- 各国の環境に配慮した廃棄物管理の実践を支援するため、多くのガイドラインが作成されており、バーゼル条約締約国は現在、プラスチック廃棄物の特定及び環境に配慮した管理 (ESM) 並びにその処分のための技術ガイドラインを更新している。
- 対処されていないもの：
  - ✓条約の大部分は廃棄物管理段階に焦点を当てており、防止に関連する側面はない。
  - ✓バーゼル条約は、締約国に対し、国内行動計画を策定し実施することや、それらの在庫を削減するために必要な措置を伴う国内発生源インベントリを設定することを要求していない
  - ✓紙廃棄物、複合包装廃棄物、ごみ由来燃料、繊維、タイヤなどの他の廃棄物の流れの一部であるプラスチックには対処していない。（→附属書IIの項目Y48の下で、より明確に管理することが可能である。）

10. Ⅱ章：<バーゼル条約>でカバーされている廃棄物管理-2

	①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化
目標・指標				• 戦略的枠組みは、目標と指標を提供する
対策	• 廃棄物の発生を最小限に抑える	• 廃棄物の発生を最小限に抑える	• 廃棄物の発生を最小限に抑える	• 有害廃棄物等の発生を最小限に抑制 • 適切な処分施設を確保 • 有害廃棄物およびその他の廃棄物の越境移動を最小限に抑制 • 廃棄物のESMによる汚染の修復
報告・監視・インベントリ	• 有害廃棄物等の発生抑制・除去技術開発年次報告書	• 有害廃棄物等の発生抑制・除去技術開発年次報告書	• 有害廃棄物等の発生抑制・除去技術開発年次報告書	• 輸出入額の年次報告 • 有害廃棄物管理が人の健康と環境に及ぼす影響の監視 • 条約の効果的な実施を検討・評価
貿易				• プラスチック廃棄物に特化した3つのエントリーを規制、2つは越境移動にPIC手続きが必要 • 有害な電子廃棄物の取引はすでに規制対象。2025年から非有害なE-wasteも規制対象 • 有害廃棄物の取引の規制。附属書VII締約国から附属書VII非締約国への有害廃棄物を含む • 違法輸出入 (PICなし) を犯罪行為とみなす
国家行動計画				
透明性と情報交換				• 廃棄物の貿易に関するPIC手続 • 廃棄物の貿易が人の健康・環境に及ぼす影響

11. Ⅱ章：4つのライフサイクルフェーズごとの機会/指標

- Ⅱ章のまとめとして、既存の多国間環境協定を踏まえると、プラスチックの各ライフサイクル段階でどのような内容をプラスチック条約に反映しうるか（機会）が整理されている。
- 各段階でのフォローアップに適したハイレベルな指標として以下のような項目を例示。（2.4.）

①原料調達	②化学処理	③製品製造	④脱物質化(廃棄)
• プラスチック製造原料の持続可能な調達比率 • 化石資源の利用から切り離されたプラスチックと関連化学物質の生産	• 懸念のある化学物質を含む、プラスチックおよび関連化学物質の生産量 • 安全性データシートと適切なラベルが利用できる、市販化学物質のシェア • プラスチックに使用されている、有害性データのある化学物質の割合	• プラスチック条約で整備された性能基準を満たす、市販プラスチック材料・製品のシェア • プラスチック条約で整備された透明性基準を満たす、市販プラスチック材料・製品のシェア	• プラスチックごみのうち、分別・収集・再資源化された量と割合 • プラスチックごみから修復された海洋、陸上、淡水の生態系

* Plastic instrumentはプラスチック条約と仮訳

12. Ⅲ章：世界的に合意された原則とアプローチに基づくプラスチックのガバナンス強化の機会

- Ⅲ章では、UNEA決議5/14の第3項～第4項の各項目について、加盟国が以前に採択したUNEA決議の優先事項と条文から関連する内容を整理している。既存のUNEA決議に関連する文書が見つからなかった場合は、既存のMEAsの調査結果（Ⅱ章）に基づいて整理。本項には「目的と範囲」に関する整理内容を抜粋・例示。

3.1.目的と範囲

3.2.ライフサイクル全体にわたる義務、措置及び自主的アプローチ

- 製品・材料設計
- 抑制・削減・排除
- プラスチック汚染の防止、削減及び除去のための対策及び目標を含む国の行動計画
- 国別報告

3.3.評価

- 進捗状況の評価
- 有効性の評価
- コンプライアンス
- 科学的・社会経済的評価
- 科学、伝統的な知識、先住民族と地域の知識、インフォーマルで協力的な環境からのベストプラクティス

3.4.協力・調整

- 条約、文書及び組織
- 民間を含むステークホルダー
- マルチステークホルダー行動計画

3.5.資金調達と能力開発

- 能力構築
- 金融メカニズム

3.6.支援策

- 啓発・教育・情報交換
- 研究開発

<3.1.より抜粋/仮訳>

「プラスチック汚染を終わらせる」というUNEA決議5/14のタイトルには、幅広い包括的な野心が込められている。この決議は、既存の多国間文書との補完性を通じて、人の健康に対するリスクと、プラスチック汚染に関連する人の健康と環境への悪影響を防止することの重要性を再確認している。プラスチックと関連化学物質の持続可能な消費と生産は、抽出から最終処理までのプラスチックの全ライフサイクルにわたって、資源効率と汚染に対処することを目的としている。したがって、持続可能な生産と消費の慣行を通じて人の健康と環境を保護することは、目的に含めることが検討されるかもしれない。

提案されているプラスチック汚染の範囲に沿った可能な規制措置の例としては、次のようなものがある。

- プラスチックのライフサイクル全体にわたる懸念される化学物質およびポリマーの世界的な排除
- 問題のある回避可能なプラスチックの世界的な排除
- マクロプラスチックの漏出/排出、マイクロプラスチックおよびナノプラスチックの排出、およびプラスチックのライフサイクル全体にわたる懸念される化学物質の世界的な削減

他にも、以下のような対策が考えられる。

- 世界的なバージン原料の使用削減(例:石油、ガス、プラント)
- プラスチックのライフサイクル全体にわたる化学物質の使用の世界的な削減
- プラスチックのライフサイクル全体での残留廃棄物の発生を世界的に削減し、環境に配慮した管理を行う
- 環境に配慮しない廃棄物管理やレガシーな残留廃棄物による、プラスチックおよび関連化学物質の環境中への残留の世界的な削減
- 持続可能な製品設計、マテリアルフロー（貿易を含む）、廃棄物管理

13. Ⅳ章：プラスチックと関連化学物質のライフサイクル全体にわたるガバナンスの方策

- プラスチックと関連化学物質の管理（ガバナンス）に向けて、持続可能性の判断基準の策定・運用を始め、懸念のある化学物質およびポリマーの特定と対処などの方策があると整理。
- 持続可能性の判断基準の内容については次項を参照。（運用の仕方の案は本項参照）

持続可能性の判断基準の運用（4.1.3）

- 判断基準は、プラスチック条約の附属書として、定期的に改定されることがあり得る
- INCで要件が整理され、速やかに運用に進むことが理想的
- 技術機関を設立して、基準を国内の法的・政策的枠組みに反映できるようにすることができる。関連するツールの開発もありえる。
  - 定義と用語の用語集
  - ガイドライン(例えば、カテゴリーやセクターに別の詳細を整理)
  - プラスチックのバリューチェーン全体のBET/BAP*

懸念のある化学物質およびポリマーの特定と対処（4.2.）

- 懸念のある化学物質やポリマーとは何か、共通の理解が必要。懸念物質の拘束力のある定義は国際的に合意されていない。
- 有害化学物質の特定のための毒性学的および生態毒性学的試験に使用される有害性基準は、継続的に進化している
- プラスチックに使われる懸念のある化学物質（やポリマー）の管理手法としては以下が考えられる（ 4.2.2.）
  - 手法1:選定基準に基づくネガティブリスト
  - 手法2: 懸念のある化学物質の既存の規制リストに基づくネガティブリスト
  - 手法3: 安全とみなされる化学物質に基づくポジティブリスト
  - 手法4: 上記の手法の組み合わせ

ガバナンスのギャップを埋めるためのその他の方策（4.3.）

- 化学物質管理のための行動のヒエラルキーの開発（4.3.1.）では、例えば、以下の優先順位を参考としてはどうか

1.最小化:すべての化学物質の全体的な使用を最小化

2.使用の制限:懸念される化学物質や重合体の使用を制限し、現在代替品がない場合にのみ必須用途への使用を許可

3.安全に管理し代替:より安全で持続可能な化学物質の使用を奨励。化学的代替、エンジニアリング、非化学的代替物の使用など。

4.リユース：元の形のまま繰り返し使用することを推進。化学薬品を使用しなければならない再処理を不要にする。

5. リサイクル・リカバリー:以下の優先順位に従う；1) 形と大きさを維持;2) 材料の維持(熱可塑性樹脂の再成形、熱硬化性樹脂の回避);3) 組成を維持 (再溶融時に成分を添加または除去しない);4) 分子を維持(ポリマー、添加剤)、5) 構成要素の維持(モノマー);6) 原子の維持 (熱分解);7) エネルギーの保持 (サーマルリサイクル)

化学物質の選定に関する既存の基準*はレポートの附属書４に参考として整理されている
*ストックホルム条約、バーゼル条約、MARPOL Annex V、EU REACH

14. Ⅳ章：持続可能性の判断基準（sustainability criteria）

- プラスチックと関連化学物質の持続可能性の判断基準を、環境やヒトへの影響と情報伝達の観点から列挙。
- プラスチックのバリューチェーン全体を包括する基準を定義するよう国際社会に促すことが目的。

*プラスチック条約（仮）でカバーすべき3カテゴリー；**Ⅰ懸念のある化学物質（とポリマー）**、**Ⅱ問題のあるプラスチック**、**Ⅲマイクロ・ナノプラスチック**

ライフサイクルフェーズ	環境への影響	ヒトへの影響	情報伝達
①調達/抽出（炭化水素）	●原材料調達の影響を最小限に抑える(気候変動、生物多様性への影響など) ●環境有害性に関連する規制化学物質の使用禁止		●原材料情報の可用性の確保 ●代替案の情報(例えば、置換技術/材料のライフサイクル分析)と社会経済的影響の情報の可用性の確保
②化学処理（ポリマー、化学物質）	●環境有害性に関連する規制化学物質の製造・使用の禁止 ●大気、水、土壌への排出削減(温室効果ガスを含む)	●懸念のある化学物質やポリマーの製造・使用の防止 ●懸念のある化学物質への生産労働者の曝露の防止	●製造された化学物質およびポリマーに関する特性、存在量および毒性情報の可用性の確保
③a 製品製造（プラスチック素材や製品の製造）	●耐久性の向上 ●修理性の向上と実際の修理 ●再利用性の向上と実際の再利用 ●再製造を増やす ●リサイクル性向上 ●再生材含有量の増加 ●環境有害性に関連する規制化学物質の使用禁止 ●意図的に添加されたマイクロプラスチックの使用禁止	●製造工程で懸念のある化学物質やポリマーの使用の防止 ●懸念のある化学物質への製造労働者の曝露の防止	●製造に使用される化学物質およびポリマーに関する有害性情報の可用性の確保 ●「Operation Clean Sweep」基準による製造
③b 製品製造（プラスチック製品の消費）	●使用中のマイクロプラスチックの放出防止 ●廃棄物の発生を最小限に抑制 ●製品中の有害化学物質の含有量把握	●使用中に放出される懸念のある化学物質への曝露を最小限に抑える	●製品に含まれる化学物質およびポリマーに関する情報の可用性への保証 ●プラスチックおよび関連化学物質に関する、国際的な持続可能性基準に従った、性能に関する情報の可用性の確保
④脱物質化（プラスチック廃棄物）	●リサイクルのための関連施設とインフラの確保 ●廃棄物処理からの排出の最小化	●リサイクルストリーム内の懸念のある化学物質の存在の検出 ●リサイクル段階、特に脆弱なコミュニティで、懸念のある化学物質への曝露を最小限に抑制	●プラスチック廃棄物に含まれる化学物質およびポリマーに関する情報の可用性の確保

*Operation Clean Sweep：プラスチック製品の原料となるペレットは、小粒のため製造過程や運搬過程にロスが発生する。プラスチック汚染の原因となるペレットの不用意な流出を防ぐための産業界による自主的なキャンペーン。プラスチックの国際業界団体PLASTICSと米国化学協議会（ACC）が、1996年から展開。

②Chemicals in Plastics - A Technical Report

1．概要

- 本レポート（公表：2023年5月）*1の目的
  - ➢プラスチック汚染に関連する化学物質、特に人の健康や環境、資源効率や循環性に及ぼす悪影響について、見過ごされがちな問題を国際社会に知らせること。
  - ➢説得力のある科学的証拠に基づき、緊急に行動を起こす必要性を強調し、行動の可能性を示している。また、国連環境総会決議5/14に基づき、プラスチック汚染に関する文書を作成するための交渉プロセスを支援すること。
- 本レポートの主要な知見として次のことを挙げている。
  - ➢プラスチックに含まれる懸念物質は、玩具やその他の子供向け製品、包装材（食品接触材料を含む）、電気・電子機器、自動車、合成繊維および関連素材、家具、建材、医療機器、パーソナルケアおよび家庭用品、農業・養殖業・漁業など、幅広い分野や製品のバリューチェーンにわたって見つかっている。
  - ➢プラスチックに含まれる懸念される化学物質は、私たちの健康や環境に影響を与える可能性がある： プラスチックに関連する約7,000の物質の潜在的な悪影響に関する広範な科学的データによると、そのうち3,200超の物質が、懸念される1つ以上の有害な性質を持っている。



https://www.unep.org/resources/report/chemicals-plastics-technical-report
から図を引用

本レポートは、UNEPがバーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の事務局と協力して作成。「化学汚染に関する国際パネル」が主執筆者となり、主要な専門家が寄稿している。

2．レポート構成

- 構成は以下のとおり

1. イントロダクション

2. プラスチックに含まれる化学物質の概要と懸念されるプラスチック使用分野（21-24枚目）
- 2.1 プラスチック中の懸念のある化学物質
- 2.2 重点使用分野調査方法

3. プラスチック中の化学物質による生態系と人間への曝露（25、26枚目）
- 3.1 プラスチックの環境放出と動態
- 3.2 プラスチック製品およびプラスチック残渣からの化学物質の放出
- 3.3 プラスチックとその関連化学物質による生態系への曝露
- 3.4 プラスチック関連化学物質へのヒトの曝露

4. ハザード、曝露、リスク評価における4つのギャップと改善点廃棄物管理に関する条約（27-29枚目）
- 4.1 ハザード評価
- 4.2 曝露評価
- 4.3 化学物質の混合物のリスク評価

5. プラスチックのライフサイクルに沿った懸念化学物質への対応（30-32枚目参照）
- 5.1 プラスチック中の懸念化学物質に対処するための規制当局の選択肢
- 5.2 懸念化学物質を段階的に廃止するためのメーカーと業界の選択肢
- 5.3 プラスチックに含まれる化学物質に関する認識の向上

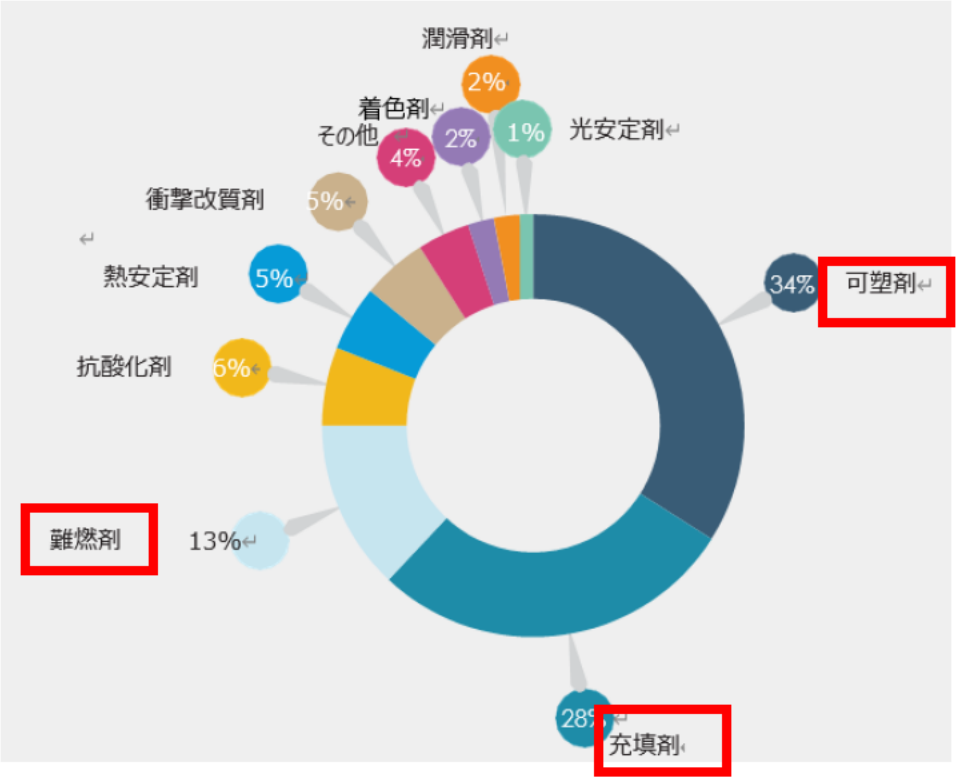
6. 化学物質やプラスチックをより持続可能な代替品で置換する（33、34枚目参照）
- 6.1 プラスチックと関連化学物質の持続可能な代替に関する主な課題
- 6.2 より安全で持続可能な代替品による化学物質の代替を促進する
- 6.3 化学物質代替と関連研究のための能力構築

7. 循環経済におけるプラスチック廃棄物の管理評価（35-37枚目参照）
- 7.1 世界のプラスチック流通と廃棄物管理策
- 7.2 リサイクル、エネルギー回収、有害化学物質を含むプラスチック管理の課題
- 7.3 有害化学物質を含むプラスチックのリサイクルと管理の選択肢
- 7.4 廃棄物管理、リサイクル、回収、破砕のための能力開発

附属書1 プラスチックに含まれる化学物質のまとめ

3．第2章 プラスチックに含まれる化学物質と用途

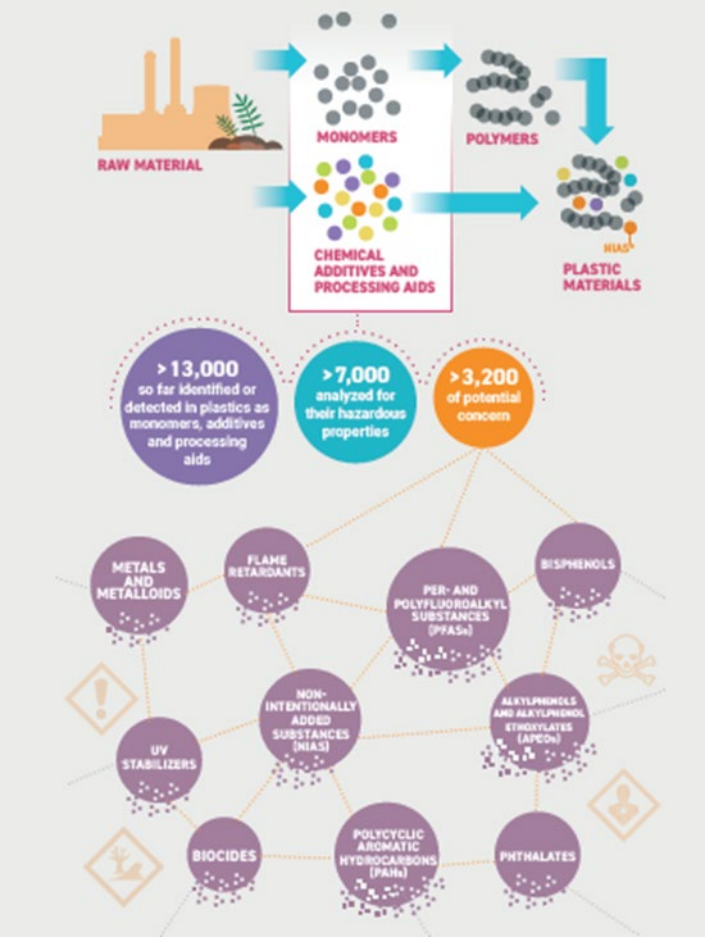
- ●様々な種類のプラスチックと、これらのプラスチックの製造に使用される、またはプラスチックに含まれる化学物質の概要
- 特定の用途に応じて、プラスチック製品は1種類以上のポリマーと、柔軟性、耐熱性、耐紫外線劣化性、色などの機能特性を付与するための添加剤（可塑剤、難燃剤、紫外線安定剤、顔料など）を選択して設計される。



出典：Figure 1. Share of main additive types in the global plastics production from data covering the period 2000–2014 (modified from Geyer et al. 2017).

- 左図は、2000～2014年の世界のプラスチック生産における各種添加剤のシェアを示している（Geyer et al.2017）。
- **可塑剤**が最も広く使用されている**添加剤**であり、次いで**充填剤**と**難燃剤**である。
- 用途と使用量が多いため、これら2種類の添加剤は、例えば欧州委員会規則（EU）2018/2005（欧州委員会2018b）において、他の添加剤に比べて注目されている。
- NIAS（非意図的添加物）だけでプラスチック含有化学物質の半分以上を占める可能性がある（Grob et al. 2006; Geueke 2018; Geueke et al. 2022）。

4．第2章：重点使用分野-1



出典：Figure 2. Overview of chemicals associated with plastics, including ten groups of chemicals identified as of concern.

- 左図は、プラスチックに含まれる化学物質の概要を示したもので、潜在的な懸念があるとして特定された10種類の化学物質群を含む。
- 附属書1は、13,000を超えるプラスチック関連化学物質の包括的なリストを提供している。
- そのうち、7,000がその有害性についてスクリーニング、7,000物質のうち3,200物質以上が、その有害性に基づいて潜在的懸念物質として特定されている（Aurisano et al.2021b; Wiesinger et al.2021）。
- 考慮される有害特性には、国連（UN）の「化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）」および欧州連合の「分類、表示および包装に関する規則（CLP）」（欧州委員会2008a）に従って分類された、発がん性、変異原性、生殖毒性、内分泌かく乱作用、水生生物に対する生態毒性が含まれる。
- 発展途上国には、プラスチックを含む消費財に含まれる化学物質を評価し制限するための規制枠組みが欠けていることが多い（Weber et al.2018a）。

4．第2章：重点使用分野-2

- 以下に示すのは、プラスチックからの毒性と潜在的な移行性のために懸念される、最も関連性の高い化学物質群である（Rijk and Ehlert 2001; Noguerol-Cal et al. 2001; Noguerol-Cal et al. 2011; Mercea et al. 2017; Hahladakis et al. 2018; UNEP 2019）。

難燃剤	多環芳香族炭化水素(PAHs)
パーフルオロアルキル物質（PFAS）類	殺生物剤
フタル酸エステル類	紫外線安定剤
ビスフェノール類	金属および金属化合物
一部のアルキルフェノールおよびアルキルフェノールエトキシレート（APEOs）	非意図的添加物質（NIAS）

- ここでは、難分解性の化学物質とその関連グループ、および世界的または一部の国で規制されている物質に重点を置いている。追加のIAS（意図的添加物）とNIAS（非意図的添加物）はプラスチックに使用され、存在するが、環境中での分解性が良いためか、科学的・規制的な注目度は低い。しかし、これらも有害な性質を持ち、人の健康や環境にリスクをもたらす可能性がある。人の健康や環境にリスクをもたらすこともある。特に、懸念される化学物質は、石油系プラスチックとバイオベース／生分解性プラスチックの両方に存在する可能性がある（Zimmermann et al.2020）。

4．第2章：重点使用分野-3

- 以下のセクターで製造されたプラスチック製品には、懸念物質の1つ以上が含まれていることが知られている。これらの特定のプラスチック用途は、ヒトや生態系における化学物質曝露の可能性が比較的高いか、または脆弱な集団における曝露の可能性が高いからである。
- これらのセクターには、食品や飲料の包装、パーソナルケアや家庭用製品、繊維製品などの消費財、建物、車両、家具などの長期的用途、子供向け玩具や医療機器などの敏感な曝露に関連する用途、そして環境に直接放出される農業、養殖、漁業におけるプラスチックが含まれる。

- 玩具およびその他の子供用品
- 食品接触材料を含む包装材
- 電気・電子機器
- 輸送
- 合成繊維製品
- 家具
- 建築資材
- 医療機器
- パーソナルケア製品および家庭用品
- 農業、水産養殖、漁業

- 発展途上国や新興国では玩具中の化学物質を規制していないことがよくある（Weber et al.2018a)。
- 電気電子機器（EEE）用途のプラスチックの品質と価値は高いかもしれないが、消費者使用後のプラスチックにはPOPs指定のレガシー添加剤（特にPBDE、HBBやHBCDD）が含まれる。EEEプラスチック混合物は複雑で高度な分離技術を必要とするため、リサイクル率は低い（UNEP 2021c）。
- 合成繊維は天然繊維よりも燃えやすいため、より多くの難燃剤が必要になる(Horrocks et al. 2005; Shaw et al. 2010; Weber et al. 2018a)。
- 繊維用途の化学物質は繊維製品にラベルが貼付されていないため、消費者が十分な情報に基づいて購入決定し、リサイクル業者がこれら製品を安全にリサイクルすることは事実上不可能である。
- 水産養殖で使用される網は、藻類等で覆われないように銅含有塗料やその他殺生物剤でコーティングされることがよくある（Kartal and Sarıısık 2020)。

5．第３章：プラスチック中の化学物質による生態系と人間への曝露-1

- プラスチック関連化学物質への生態系とヒトの曝露は、プラスチックと化学物質の特性、プラスチックが使用中か環境中か、受容体、曝露の頻度とレベルを含む様々な要因に影響される。
- これらの要因と関連する曝露経路を理解することが、プラスチック関連化学物質のリスクを評価するための鍵となる。
- ストックホルム条約は、プラスチック添加剤として使用されるいくつかのPOPsを規制しているが、他の多くの添加剤は、必ずしもPOPsとしてリストされるための条約基準をすべて満たしているわけではない。それにもかかわらず、これらの添加物はプラスチック中に長期間残留する可能性がある。
- プラスチック破片に吸着した環境汚染物質の濃度は、意図的なプラスチック添加物の濃度よりも桁違いに低く（Gallo et al. 2018）、最近の研究では、このような吸着汚染物質へのプラスチックを介した曝露は、汚染物質の他の曝露源と比較して関連性が低いと考えられている(Koelmans et al. 2016; WHO 2019)。
- 遠隔地の浜辺のプラスチックごみには、散発的に高濃度のPOPsが観測されている（Yamashita et al.2018）。海洋プラスチック汚染のレベルがより高く、自然媒体と比較したプラスチック破片の相対量がより多くなる将来のシナリオでは、吸着された汚染物質へのプラスチック媒介曝露の相対的重要性も高まるだろう。

Gall, S.C. and Thompson, R.C. (2015). The impact of debris on marine life. Marine Pollution Bulletin, 92(1–2), 170–179. https://doi.org/10.1016/j.marpolbul.2014.12.041.
Koelmans AA, Bakir A, Burton GA, Janssen CR (2016) Microplastic as a Vector for Chemicals in the Aquatic Environment: Critical Review and Model-Supported Reinterpretation of Empirical Studies. Environmental Science & Technology 50, 3315–3326. https://doi.org/10.1021/acs.est.5b06069.
World Health Organization (2019). Microplastics in drinking-water. License CC BY-NC-SA 3.0 IGO. https://apps.who.int/iris/handle/10665/326499.
Yamashita, R., Tanaka, K., Yeo, B.G., Takada, H., van Franeker, J.A., Dalton, M. et al. (2018). Hazardous Chemicals in Plastics in Marine Environments: International Pellet Watch. In: Hazardous Chemicals Associated with Plastics in the Marine Environment. H. Takada and H. K. Karapanagioti (eds.) Vol. 78, 163–183). Springer International Publishing. https://doi.org/10.1007/698_2018_299.

5．第３章：プラスチック中の化学物質による生態系と人間への曝露-2

- 様々な環境区画に様々な大きさのプラスチックやマイクロプラスチックが偏在しているため、世界中の生物がプラスチックやそれに関連する化学物質に曝露されている。プラスチックの摂取は、あらゆる栄養段階にわたる1,288の海洋種と277の淡水・陸上種で記録されている（Gall and Thompson 2015; Santos et al.2021）。**【動物への曝露】**
- 植物は、土壌上や土壌中に存在するプラスチック、マイクロプラスチック、ナノプラスチックにさらされる可能性がある。プラスチックやマイクロプラスチックは分子量が大きく、粒子径が大きいため、植物が取り込むことはないと考えられている（Teuten et al.2009） しかし、大きさによってはナノプラスチックを取り込む可能性がある（Zhang et al.2022）。**【植物への曝露】**
- ヒトは、(i)直接吸入、(ii)汚染された食物、水、粉塵の摂取、(iii)経皮接触、(iv)口移し（小児に最も多い）により、プラスチック関連化学物質に曝露される可能性がある。母体から子への化学物質の移行は、母乳や胎盤を介して起こることもある（Lite et al. 2022）。妊娠可能な年齢の女性と子どもは、毒物学的影響を特に受けやすいが、男性もリスクにさらされており、最新の研究では、有害化学物質（その多くはプラスチックに関連する）への累積曝露が男性の生殖能力に実質的な悪影響を及ぼすことが報告されている（Kortenkamp et al. 2022）。**【人への曝露】**

Gall, S.C. and Thompson, R.C. (2015). The impact of debris on marine life. Marine Pollution Bulletin, 92(1–2), 170–179. https://doi.org/10.1016/j.marpolbul.2014.12.041.
Santos, R.G., Machovsky-Capuska, G.E. and Andrades, R. (2021). Plastic ingestion as an evolutionary trap: Toward a holistic understanding. Science 373(6550), 56–60. https://doi.org/10.1126/science.abh0945.
Zhang, Z., Cui, Q., Chen, L., Zhu, X., Zhao, S., Duan, C. et al. (2022). A critical review of microplastics in the soil-plant system: Distribution, uptake, phytotoxicity and prevention. Journal of Hazardous Materials 424, 127750. https://doi.org/10.1016/j.jhazmat.2021.127750.
Kortenkamp A, Scholze M, Ermler S, Priskorn L, Jørgensen N, Andersson AM, Frederiksen H (2022). Combined exposures to bisphenols, polychlorinated dioxins, paracetamol, and phthalates as drivers of deteriorating semen quality. Environment international 165, 107322. https://doi.org/10.1016/j.envint.2022.107322.

6．第４章：ハザード、曝露、リスク評価におけるギャップと改善点-1

- 当局は通常、化学物質を規制し、ヒトや環境に対するリスクを許容可能なレベルまで低減するために、リスクアセスメントを実施し、その後リスクマネジメントを行うことが多い。
- リスク評価の実施には、2つの重要な情報が必要である。
  - (i)化学物質のハザードデータ、
  - (ii)人間や野生生物が化学物質に曝露される実際の濃度

  である。これらの濃度は、化学物質の使用パターン、使用量、製品からの排出量などの要因によって異なる。実際のリスク評価は、予想曝露濃度（曝露評価から導出される）と安全と考えられる濃度（ハザード評価から導出される）との比較からなる。
- 化学物質のハザード（毒性、生物蓄積性など）は、その化学物質固有の性質と関連している。これらの特性は物質固有のものであり、化学物質の使用方法とは無関係である。添加剤やNIASを含むプラスチックに含まれる化学物質の多くは、その特性評価が不十分で、化学的特性と毒性に関するデータギャップが大きい（Nerin et al.2013）。**【個別物質のハザード評価におけるギャップ】**
- データの乏しい化学物質の知識ギャップを埋めるためのいくつかのアプローチが開発され、規制の文脈で使用することが検討されている。例えば、新アプローチ手法（ECHA 2016; Gwinn 2020）、リード・アクロス（ECHA 2017a）、有害性転帰経路（AOP）など。
  【個々の化学物質のハザード評価の改善】
- NIASの多くは未同定、あるいは全く未知である（Qian et al.2018）。したがって、NIASが分析されることはほとんどなく、検出されることもほとんどない。その上、これらの物質の毒性データは限られているか、入手できないことが多く、ハザードの特定や特性評価が不可能である（Koster et al.2016）。**【混合化学物質のハザード評価におけるギャップ】**

Nerin, C., Alfaro, P., Aznar, M., & Domeño, C. (2013). The challenge of identifying non-intentionally added substances from food packaging materials: A review. Analytica Chimica Acta 775, 14–24. https://doi.org/10.1016/j.aca.2013.02.028.
European Chemicals Agency (2016). New approach methodologies in regulatory science. Proceedings of a scientific workshop: Helsinki, 19-20 April 2016. https://op.europa.eu/s/w6vH.
Gwinn, M. (2020). New Approach Methodologies (NAMs) and Chemical Risk Assessment. 4006271 Bytes. https://doi.org/10.23645/EPACOMPTOX.12837488.V1.
European Chemicals Agency (2017a). Reach-Across Assessment Framework (RAAF). 10.2823/619212.
Qian, S., Ji, H., Wu, X., Li, N., Yang, Y., Bu, J. et al. (2018). Detection and quantification analysis of chemical migrants in plastic food contact products. PLOS One 13(12): e0208467. https://doi.org/10.1371/journal.pone.0208467.
Koster S, Bani-Estivals M-H, Bonuomo M, et al. (2016). Guidance on best practices on the risk assessment of non-intentionally added substances (NIAS) in food contact materials and articles. ILSI Europe Report Series. https://ilsi.org/europe/wp-content/uploads/sites/3/2016/04/2015-NIAS_version-January-2016.pdf.

6．第４章：ハザード、曝露、リスク評価におけるギャップと改善点-2

- プラスチック中の複雑な混合化学物質の評価では、混合物の毒性を考慮する必要がある。EUの「持続可能性のための化学物質戦略」（Chemicals Strategy for Sustainability）においても、REACHにおける化学物質の安全性評価に混合物評価係数を組み込むことが検討されており、この点で進展が見られる（EC, 2020）。**【混合化学物質のハザード評価の改善】**
- ヒトや野生生物は常に複数の化学物質の組み合わせに曝露されるため、現実的で保護的なリスクアセスメントを行うためには、個々の化学物質単独ではなく、複雑な化学物質の混合物への曝露と毒性を考慮する必要がある。このことは、個々の化学物質が低濃度、すなわちそれぞれの化学物質の無影響レベル以下で存在する混合物でさえ、ヒトにおいても重大な毒性影響を引き起こす可能性があるという証拠によって強調されている（Silva et al. 2002 ; Altenburger et al. 2013 ; Kortenkamp and Koch 2020 ; Tanner et al.、2020 ; Caporale et al.、2022 ; Kortenkamp et al.2022）。そのため混合化学物質のリスク評価は、科学者や規制当局の間で手法開発の重要なテーマとなっている（Kienzler et al.2017）。**【混合化学物質のハザード評価の改善】**

European Commission (2020). Chemicals Strategy for Sustainability Towards a Toxic-Free Environment. COM(2020) 667 final, Brussels, 14.10.2020.
Silva, E., Rajapakse, N., Kortenkamp, A. (2002), Something from “Nothing”. Eight Weak Estrogenic Chemicals Combined at Concentrations below NOECs Produce Significant Mixture Effects, Environmental Science & Technology 2002, 36, 1751–1756.
Altenburger, R., Backhaus, T., Boedeker, W., Faust, M. and Scholze, M. (2013). Simplifying Complexity: Mixture Toxicity Assessment in the Last 20 Years. Environmental Toxicology and Chemistry 32(8), 1685–1687.
Kortenkamp, A., & Koch, H. M. (2020). Refined reference doses and new procedures for phthalate mixture risk assessment focused on male developmental toxicity. International Journal of Hygiene and Environmental Health 224, 113428. https://doi.org/10.1016/j.ijheh.2019.113428.
Tanner, E.M., Hallerbäck, M.U., Wikström, S., Lindh, C., Kiviranta, H., Gennings, C. et al. (2020). Early prenatal exposure to suspected endocrine disruptor mixtures is associated with lower IQ at age seven. Environment international 134, 105185. https://doi.org/10.1016/j.envint.2019.105185.
Caporale, N., Leemans, M., Birgersson, L., Germain, P.L., Cheroni, C., Borbély, G. et al. (2022). From cohorts to molecules: Adverse impacts of endocrine disrupting mixtures. Science 375 (6582), eabe8244. https://doi.org/10.1126/science.abe8244.
Kortenkamp A, Scholze M, Ermler S, Priskorn L, Jørgensen N, Andersson AM, Frederiksen H (2022). Combined exposures to bisphenols, polychlorinated dioxins, paracetamol, and phthalates as drivers of deteriorating semen quality. Environment international 165, 107322. https://doi.org/10.1016/j.envint.2022.107322.
Kienzler, A., Berggren, E., Bessems, j., Bopp, S., van der Linden, S. and Worth, A. (2017). Assessment of mixtures: Review of regulatory requirements and guidance. European Commission, Joint Research Centre, Institute for Health and Consumer Protection. https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/75cdc047-dd4c-11e6-ad7c-01aa75ed71a1/language-en.

6．第４章：ハザード、曝露、リスク評価におけるギャップと改善点-3

- 人や環境が曝露される可能性のあるプラスチック中の化学物質濃度を確実に推定するには、以下のデータ必要である：
  i)市販の各プラスチックに使用されている化学物質の同定；(ii)特定のプラスチック材料に含まれる化学物質の量；(iii)プラスチックマトリックスからの化学物質の溶出速度と蒸発速度。
- 労働者の曝露を評価するための現在利用可能なツールは、内分泌かく乱化学物質（EDC）や混合化学物質などの物質には適していない。炭化水素溶剤混合物からの職業曝露を評価するアプローチは存在するが（McKee et al. 2017）、プラスチックの製造やプラスチック樹脂・添加物の使用にはまだ適用されていない。したがって、CMRの影響などだけでなく、プラスチックの製造とリサイクルに使用される幅広いEDCの影響も考慮した曝露の混合物影響を評価するための方法論とツールが必要である。**【職業曝露評価におけるギャップ】**
- 危険情報伝達のためのラベル表示要件を備えたGHSをさらに推進し実施することは、労働者の曝露に対する理解を向上させ、有害な曝露を削減するための必要な一歩となる。**【職業曝露評価の改善】**
- 人間や野生生物は、複数の経路を通じて複数のストレス物質にさらされている。さまざまなストレス要因がどのように相互作用し、全体的な曝露がさまざまな経路や経路を介した取り込みによってどのように影響されるかを評価することに、かなりの注意が払われてきた。とはいえ、プラスチックや関連化学物質への曝露を定量化し評価することは、曝露評価の新たな分野であり、複合曝露と累積曝露の両方を考慮しなければならない。**【化学混合物のリスク評価】**

7．第５章：プラスチックのライフサイクルを通じた懸念のある化学物質への対処-1

- プラスチック汚染を取り巻く複雑さと、気候変動や生物多様性の損失といった地球規模の危機との相互関係を考えると、プラスチックに含まれる懸念化学物質に対処するための解決策は、システム思考の原則に基づいて開発されるべきである（UNEP 2021d）。これには、データの断片や単一の事象だけを見るのではなく、長期的な傾向や行動パターンを特定し、そのような事象やパターンを引き起こすシステム構造やメンタルモデルを理解することが必要である。
- 社会的な議論の中心がプラスチックごみであるため、環境からプラスチックごみを取り除くことに注目が集まっている。これには確かに利点がある（例えば、プラスチック関連化学物質に対する環境経由曝露を削減したり、一般市民の意識を高めたりする）が、浄化対策は長期的には「プラスチックの蛇口を締める」ほど有効ではない可能性がある。
- プラスチックとそれに関連する化学物質は、資源採取から使用済みまで、プラスチックのライフサイクルのあらゆる段階で悪影響をもたらす可能性があるため、ライフサイクルアプローチに基づいて行動すべきである。そのためには、ライフサイクルアセスメント（LCA）やその他のツールから得られる知見を活用する必要がある。LCAは、プラスチックのライフサイクル全体を対象とし、製品設計、資源採取、生産、使用、使用後の取り扱いといったさまざまな段階が互いにどのような影響を与え合うかを検討するものである。

7．第５章：プラスチックのライフサイクルを通じた懸念のある化学物質への対処-2

- ライフサイクルの上流で、サービスやビジネスモデルを変更し、必要でないプラスチックの消費を削減するなどの行動を起こすことができる。プラスチックの使用が避けられない場合、革新的な製品設計によって再利用とリサイクルを促進し、有害化学物質の使用を避けるか、より安全で持続可能な代替品で代替し、リサイクルにおける有害化学物質の課題を克服することができる。
- 発展途上国には、先進国においてすでに制限または禁止されている有害化学物質を含む工業用化学物質に対する包括的かつ堅牢な規制枠組みや制限が欠けていることが多い(Wagner et al. 2013; Weber et al. 2018a; Chemical Watch 2019b)。このことは、先進国から輸入される製品や廃棄物に含まれる化学物質だけでなく、現地のプラスチック生産で使用される化学物質の規制という点でも課題を生む。発展途上国への廃棄物輸出に先立ち、有害化学物質の検査を義務付けるべきである。
- 透明性は、プラスチックのライフサイクルに沿って有害な化学物質を追跡し、毒性のない循環経済を促進するために非常に重要である。
- 非必須のプラスチックの生産と使用を減らすことに加えて、使用中または必須のプラスチック製品に含まれる化学物質への曝露のリスクについて企業や消費者に教育することは、曝露の削減に役立つ。これは、エコロジカル・フットプリントが3倍から10倍も高すぎる先進国で特に必要とされていることである（Potocnik et al. 2018; Spangenberg and Loyek 2019; Global Footprint Network 2021）。

Wagner, M., Schlüsener, M.P., Ternes, T.A. and Oehlmann, J. (2013). Identification of Putative Steroid Receptor Antagonists in Bottled Water: Combining Bioassays and High-Resolution Mass Spectrometry. PLoS ONE 8(8). e72472.
Weber, R., Fantke, P., Ben Hamouda, A. and Mahjoub, B. (2018a). 20 Case Studies on how to prevent the use of toxic chemicals frequently found in the Mediterranean Region. Report of the Regional Activity Centre for Sustainable Consumption and Production (SCP/RAC) and EU SwitchMed https://www.switchmed.eu/en/e-library/20-case-studies-to-prevent-the-use-of-toxic-chemicals-frequently-found-in-the-mediterranean-region.
Chemical Watch (2019b). Lack of regulatory alignment hindering African chemicals market, BASF says. Regional standards for labelling and product restrictions would increase interest.
Potocnik, J., Spangenberg, J., Alcott, B., Kiss, V., Coote, A., Reichel, A. et al. (2018). Sufficiency – Moving beyond the gospel of eco-efficiency. Friends of the Earth.
Spangenberg, J.H. and Lorek, S. (2019). Sufficiency and consumer behaviour: From theory to policy. Energy Policy 129, 1070-1079.

7．第５章：プラスチックのライフサイクルを通じた懸念のある化学物質への対処-3

Chemicals in Plastics に示されている“プラスチックのライフサイクルに沿って化学物質に対処するためのオプション”

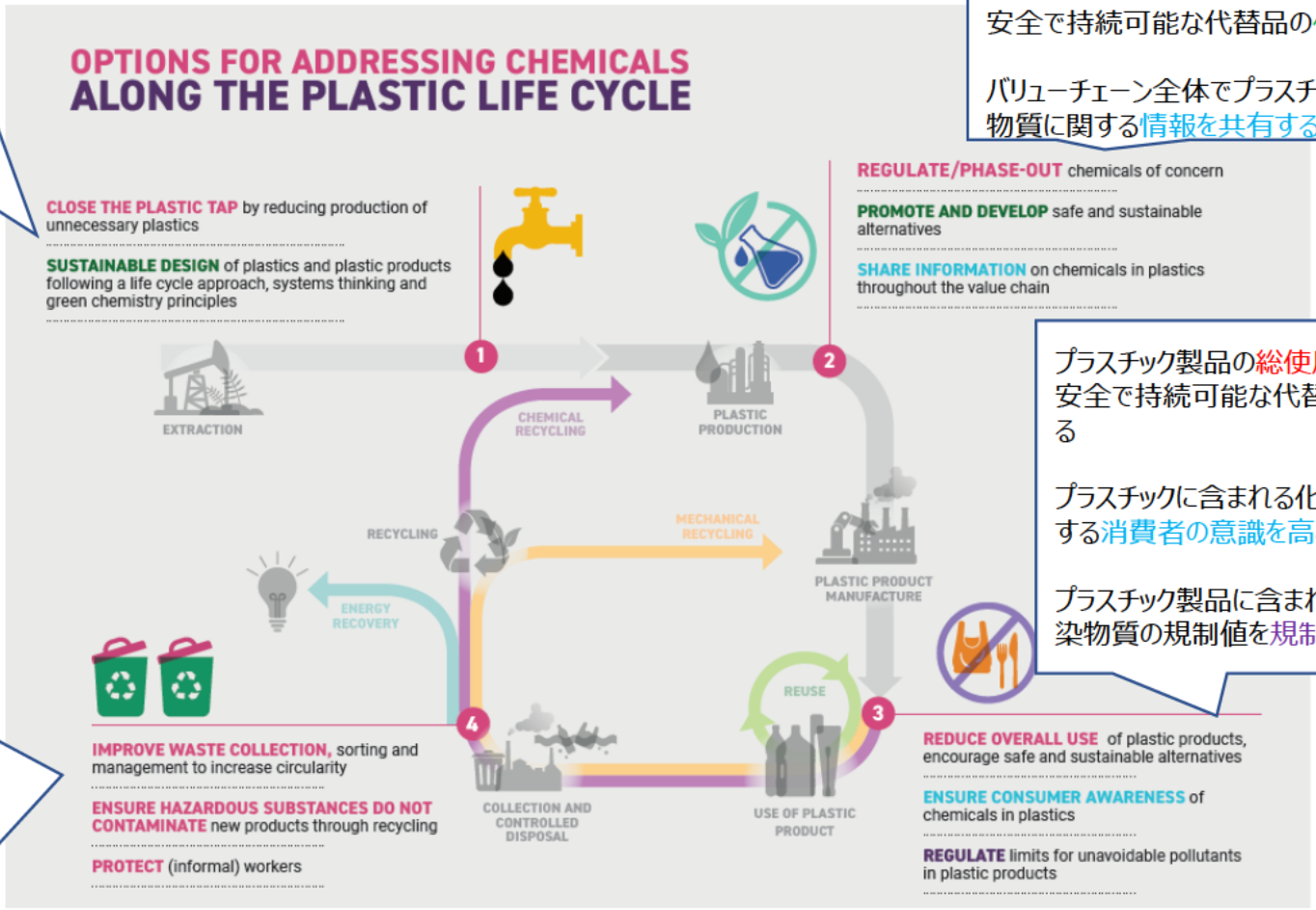
懸念のある化学物質を規制／段階的に削減する

安全で持続可能な代替品の促進と開発

バリューチェーン全体でプラスチック中の化学物質に関する情報を共有する

不必要なプラスチックの生産を削減することで、プラスチックの蛇口を閉める

プラスチックおよびプラスチック製品の持続可能な設計 ライフサイクルアプローチ、システム思考、そして グリーンケミストリーの原則



プラスチック製品の総使用量を削減し、安全で持続可能な代替品を奨励する

プラスチックに含まれる化学物質に関する消費者の意識を高める

プラスチック製品に含まれる不可避汚染物質の規制値を規制する

廃棄物の収集、分別、管理を改善し、循環性を高める

リサイクルによって有害物質が新製品を汚染しないようにする

非正規労働者を保護する

出典：Figure 7. Actions for addressing chemicals of concern along the plastics life cycle.
https://www.unep.org/resources/report/chemicals-plastics-technical-report から図を引用

8．第６章：化学物質やプラスチックのより持続可能な代替品への置換-1

- 代替とは、化学物質のライフサイクル全体と、それに関連する製品やプロセスの用途に影響を与える決定を行うためのツールであり、これには、プラスチックに含まれる化学物質を合成するための資源の使用、化学物質やプラスチック材料の合成・製造時の排出、製品使用時の曝露や排出、プラスチック製品の使用終了時の廃棄物や汚染の流れなどが含まれる。
- サーキュラー・エコノミー戦略は、残念な代替を回避し、商業的に流通する材料の毒性を低減するために、材料化学物質の積極的な評価とスクリーニングに重点を置く必要がある。効果に基づく試験アプローチをより広範に適用し、さらに発展させることで、代替努力の指針となり、循環経済におけるプラスチックの毒性学的安全性を確保することもできる（Groh et al.2019）。
- 現在の代替アプローチは、主に技術的な実現可能性、経済的な実現可能性、およびプラスチックなどにおける有害化学物質の適切な代替品を特定するための化学的危険性の要素に焦点を当てている（Geiser et al.2015）。しかし、これでは有害化学物質の代替となりうる類似の化学物質のみに焦点が当てられ、曝露やライフサイクル影響といった用途特有の考慮事項が評価されないままとなり、負担の転嫁やトレードオフの未対処につながる可能性がある（Fantke et al.2015）。

Groh, K., Backhaus, T., Carney-Almroth, B., Geueke, B., Inostroza, P., Lennquist, A. et al. (2019). Overview of known plastic packaging-associated chemicals and their hazards. Sci Total Environ 651, 3253-3268.
Geiser, K., Tickner, J., Edwards, S. and Rossi, M. (2015). The architecture of chemical alternatives assessment. Risk Analysis 35, 2152-2161.
Fantke, P., Weber, R. and Scheringer, M. (2015). From incremental to fundamental substitution in chemical alternatives assessment. Sustainable Chemistry and Pharmacy 1, 1-8. https://doi.org/10.1016/j.scp.2015.08.001.

8．第６章：化学物質やプラスチックのより持続可能な代替品への置換-2

- リスクと持続可能性への影響を真に低減するためには、現在の代替慣行を適応させ、特定の危険性を見るだけでなく、
  - i. 曝露とライフサイクルの影響を含めること、
  - ii. セクターや用途を超えて、どの化学物質に対応するかについて世界的な合意を必要とすること、
  - iii. 個々の代替化学物質を超えて、より広範に代替物質を検討すること、
  - iv. 非常に異なる化学物質に焦点を当てること、
  - v. 有害な化学物質

を、類似した分子構造に基づく同様に有害な化学物質で置き換えることを避けるため、化学物質をグループ化して検討すること、が必要である。

- 有害化学物質やプラスチックの代替を成功させるには、適切なデータやツールを使用するだけでなく、アセスメントを実施する能力、さらに重要なのは、代替の可能性を実施する能力（すなわち、ある有害化学物質やプラスチック材料を段階的に廃止し、適切な代替品に置き換えること）も必要である。代替品には、1つまたは複数の適切な代替化学物質だけでなく、代替材料、代替技術、さらには行動様式、ビジネスモデル、システムの変更が含まれる。このような移行は、発展途上国や特定の企業（特に中小企業）にとって特に困難であり、適切な規制や制度の枠組み、技術力や資金力が不足している可能性がある(Fantke et al. 2015)。
- 従って、企業が世界中のプラスチックに含まれる有害化学物質を代替できるようにするため、特定の地域の能力を高めるための啓発、能力開発、投資が緊急に必要とされている。これには、より安全な代替品や製造プロセスに関する知識や技術を途上国と共有することも含まれる。

Fantke, P., Weber, R. and Scheringer, M. (2015). From incremental to fundamental substitution in chemical alternatives assessment. Sustainable Chemistry and Pharmacy 1, 1-8. https://doi.org/10.1016/j.scp.2015.08.001.

9．第７章：循環型経済におけるプラスチック廃棄物の管理-1

- 世界のプラスチック廃棄物の流れに関する調査によると、発生するプラスチック廃棄物の56%は、関連する化学物質とともに埋立地やゴミ捨て場に廃棄されるか、直接環境に流出しており、その大部分は発展途上国である（Market &Strategy GmbH Conversio 2019）。その結果、浸出液に含まれる化学物質が放出される。
- バーゼル条約のプラスチック廃棄物改正案と多くの発展途上国におけるプラスチック廃棄物の輸入制限により、プラスチック廃棄物の輸出は減少しているが、例えばバーゼル行動ネットワーク（BAN 2022）が記録しているように、まだある程度は行われている。
- これまでに世界で発生した70億トンのプラスチック廃棄物のうち、リサイクルされたのは10%未満であり（Geyer 2020）、発展途上国ではリサイクル枠が少なく、リサイクルにおける有害化学物質の管理にも課題がある。例外は中国で、最近のリサイクル率は約30%である（IPEN 2022; NDRC 2022）。
- 多くの発展途上国では、インフォーマルなリサイクル経済がプラスチック廃棄物管理の基本的な部分であることを認識することが重要である（Babayemi et al. 2018b; 2019; Haarman 2016）。しかし、このようなインフォーマルな慣行におけるプラスチック関連化学物質とその結果としてのリサイクル品の運命については、ほとんど知られていない。このことは、使用済み自動車、WEEE、建設・解体廃棄物などの廃棄物の流れに特に関連している。

Geyer, R. (2020). Production, use, and fate of synthetic polymers. In Plastic Waste and Recycling. Environmental Impact, Societal Issues, Prevention, and Solutions. Letcher, T.M. (ed.). Cambridge, MA: Academic Press, pp. 13-32. https://doi.org/10.1016/B978-0-12-817880-5.00002-5.
National Development and Reform Commission of China (2022) Plastic Pollution Prevention and Control in China – Principles and Practice. Report of the National Think Tank: Institute of Economic System and Management, Academy of Macroeconomic Research, National Development and Reform Commission (NDRC) and Institute of Quantitative Technological Economics, Chinese Academy of Social Sciences (CASS).
Babayemi, J.O., Ogundiran, M.B., Weber, R. and Osibanjo, O. (2018). Initial Inventory of Plastics Imports in Nigeria as a Basis for More Sustainable Management Policies. Journal of Health and Pollution 8. https://doi.org/10.5696/2156-9614-8.18.1.
Babayemi, J.O., Nnorom, I.C., Osibanjo, O. and Weber, R. (2019). Ensuring sustainability in plastics use in Africa: consumption, waste generation, and projections. Environmental Sciences Europe 31(1), 1-20. https://link.springer.com/article/10.1186/s12302-019-0254-5#enumeration.
Haarman, A. (2016). Managing hazardous additives in WEEE plastic from the Indian informal sector. A study on applicable identification & separation methods. Sustainable Recycling Industries (SRI), June 2016.

9．第７章：循環型経済におけるプラスチック廃棄物の管理-2

- 業界の取り組みのほとんどは、バリューチェーンに材料を長くとどめることを意図して、廃棄物への対応や再生材の使用量の増加にのみ焦点を当ててきた（Werner et al.2018）。しかし、現在使用されている製品に含まれる広範な有害化学物質（第2.3章参照；Groh et al.2019）は、プラスチック消費者製品のモニタリングにより、玩具やFCMのような敏感な分野を含め、有害添加物が新たな製品にリサイクルされる可能性があることが実証されている（Chen et al. 2009; Samsonek and Puype 2013; Ionas et al. 2014; Puype et al. 2015; Guzzonato et al. 2017; Kuang et al. 2018）。
- 資源の割り当てと行動の優先順位付けは、段階的に廃棄物階層の優先順位と一致する必要がある。つまり、まず予防と再利用に重点が置かれ、次に物理的/機械的リサイクル、化学的リサイクル、エネルギー回収が続く。
- 汚染されていない熱可塑性プラスチックはマテリアルリサイクルに、汚染されたプラスチックはケミカルリサイクルやエネルギー回収にある程度利用することができる。しかし、そのためには、しっかりとした廃棄物管理制度、規制の枠組みと施行、適切な分別とリサイクル工程、有害化学物質を含むプラスチックの破壊能力が必要である。

Werner, M., Bass, R., Premchandran, P., Brandt, K. and Sturges, D. (2018). The role of safe chemistry and healthy materials in unlocking the circular economy. Ellen MacArthur Foundation and Google.
Groh, K., Backhaus, T., Carney-Almroth, B., Geueke, B., Inostroza, P., Lennquist, A. et al. (2019). Overview of known plastic packaging-associated chemicals and their hazards. Sci Total Environ 651, 3253-3268.
Chen, S.J., Ma, Y.J., Wang, J., Chen, D., Luo, X-J. and Mai, B-X. (2009). Brominated flame retardants in children's toys: concentration, composition, and children's exposure and risk assessment. Environmental Science & Technology 43(11), 4200-4206.
Samsonek, J. and Puype, F. (2013). Occurrence of brominated flame retardants in black thermo cups and selected kitchen utensils purchased on the European market. Food Additives and Contaminants - Part A Chemistry, Analysis, Control, Exposure and Risk Assessment 30(11):1976-1986. https://doi.org/10.1080/19440049.2013.829246.
Ionas AC, Dirtu AC, Anthonissen T, Neels H, Covaci A (2014) Downsides of the recycling process: harmful organic chemicals in children's toys. Environ Int. 65, 54-62.
Puype, F., Samsonek, J., Knoop, J., Egelkraut-Holtus, M. (2015). Evidence of waste electrical and electronic equipment (WEEE) relevant substances in polymeric food-contact articles sold on the European market. Food Additives and Contaminants - Part A Chemistry, Analysis, Control, Exposure and Risk Assessment 32, 410-426.
Guzzonato, A., Puype, F. and Harrad, S.J. (2017). Evidence of bad recycling practices: BFRs in children's toys and food-contact articles. Environ Sci Process Impacts 19, 956-963. https://doi.org/10.1039/c7em00160f.
Kuang J, Abdallah M, Harrad S (2018) Brominated flame retardants in black plastic kitchen utensils: Concentrations and human exposure implications. Sci Total Environ 610-611, 1138-1146.

9．第７章：循環型経済におけるプラスチック廃棄物の管理-3

- プラスチック廃棄物処理分野で付加価値を生み出すためには、廃棄物の種類に応じた分別工場への投資と、各廃棄物の流れの中で主要なポリマーのためのプラスチックリサイクル施設への投資が必要である。このような種類別分別の中で、有害化学物質は管理され、排除されるべきである（UNEP 2021c）。廃棄物管理部門、特にインフォーマル・セクターに対しては、公正な補償とリスク保護が必要であり、また、廃棄物回収業者がより新しい役割に公正に移行し、プラスチックに関してより新しいシステム、材料、収集、リサイクル、流通オプションへの公正な移行に関与するための法的枠組みが必要である（ILO 2002; ILO 2014; Global Alliance of Waste Pickers 2022）。

Global Alliance of Waste Pickers (2022) Waste pickers' delegation attend UNEA for the first time and demand to be included in negotiations of the international treaty on plastics. https://globalrec.org/2022/02/27/waste-ockers-unea-treaty-plastics/.

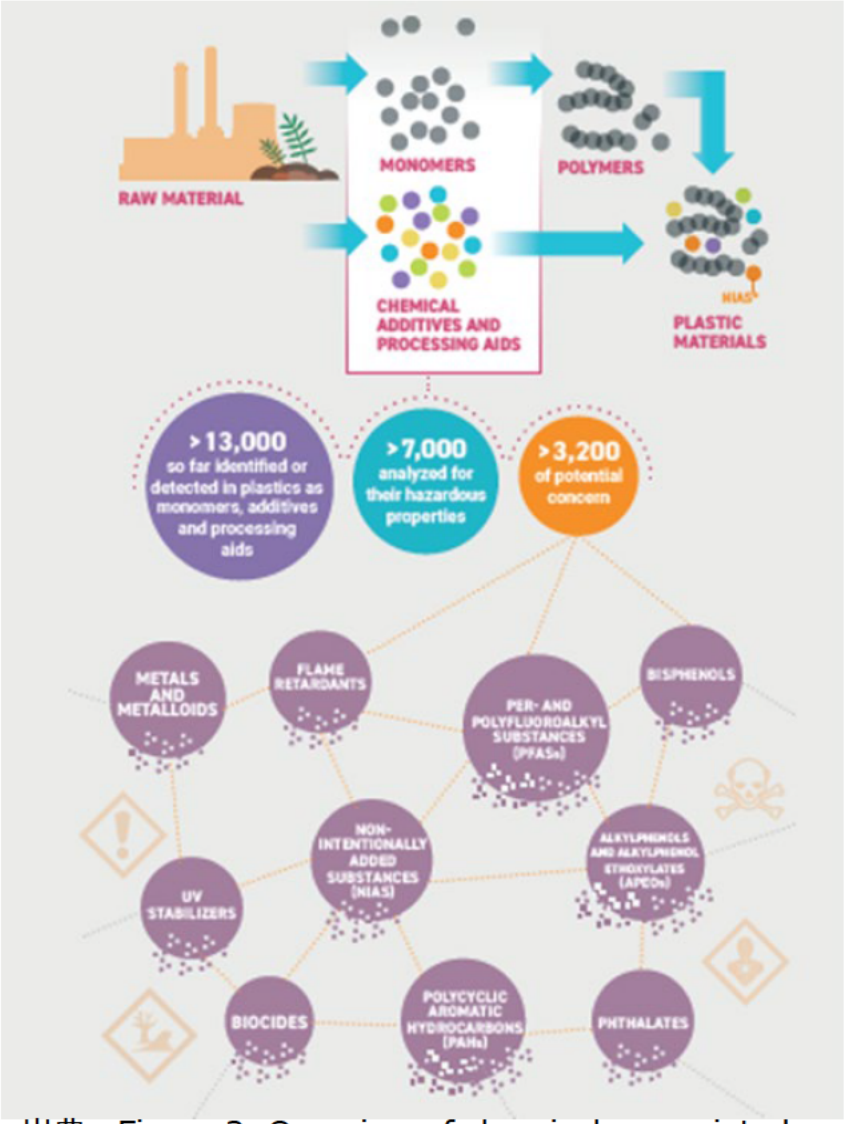
10. “3200超物質”の根拠文献2報

- Chemicals in Plastics - A Technical Report（UNEP）*1記載の“3,200超の物質” は下記2文献を根拠としている。
  - ① Aurisano, N., Weber, R. and Fantke, P. (2021b). Enabling a circular economy for chemicals in plastics Sustain. Chemical and Pharmaceutical Bulletin 31, 100513. *2
  - ② Wiesinger, H., Wang, Z. and Hellweg, S. (2021). Deep Dive into Plastic Monomers, Additives, and Processing Aids. Environmental Science & Technology 55, 13, 9339–9351.*3

- 同UNEP Reportの付表*4には根拠2文献の付表がそのまま引用されている。同付表には、3,200超の具体的物質は明記されていないため、2文献それぞれの付表から3,200超に該当する物質を抽出した。

*1 https://www.unep.org/resources/report/chemicals-plastics-technical-report
*2 https://doi.org/10.1016/j.cogsc.2021.100513.
*3 https://pubs.acs.org/doi/10.1021/acs.est.1c00976
*4 https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/40858

【参考】3,200超物質の抽出作業結果概要



出典：Figure 2. Overview of chemicals associated with plastics, including ten groups of chemicals identified as of concern.

- Aurisano et al.の文献から抽出された1,476物質、およびWiesinger et al.で抽出された2,486物質の中からCAS RN®の重複を削除（同一CAS RN®で物質名称が異なるものを除く）。
- その結果、3,234物質が特定された（うち、CAS RN®が付与されていない4物質を含む）
- 各文献において物質選定基準が異なることから、懸念物質の抽出手順については、文献ごとにとりまとめた。

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b ：化学物質特定作業の概要

i. 欧州化学庁（ECHA）が実施したプラスチックに使用される添加剤のマッピング*を含む36の情報源（各国規則と文献）からプラスチックに関連する用途物質を抽出し、6,000の物質リストを作成（42、43枚目）。

さらに、不足しているCAS RN®情報を追加、整合性（物質の重複等）を確認 。

ii. iで抽出された6,000超の化学物質リストに、①条約・各国の規制リスト（44-46枚目）や、②欧州CLP規則の有害性情報（47枚目）、③2つの最近の子供用玩具や食品接触材に関する科学的研究*（Aurisano et al. 2021: List of chemicals of concern in plastic toys, Groh et al. 2020: Listr of chemicals of concern in food contact materials）、に該当する場合には、潜在的な懸念化学物質として1,518物質を計上した。

*この2つの研究については、どのような判断基準で計上したのか不明。（①および②には該当しておらず、③のみに該当した物質は50物質であると述べているが、付表からは62物質が抽出される）

*Mapping exercise – Plastic additives initiative
https://echa.europa.eu/en/mapping-exercise-plastic-additives-initiative

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b
（1）根拠情報-1

- 表１　36の情報源（情報選定基準については詳述されていない）

出典	物質数	文献中化学物質の機能
ECHA　（Mapping exercise）	**412**	**様々な機能**
Groh et al. 2021	4,742	様々な機能
Groh et al. 2019	853	様々な機能
Aurisano et al. 2021	492	様々な機能
CPCat（米国EPA）	387	様々な機能
Zimmermann et al. 2019	276	様々な機能
Stenmarck et al. 2017	273	様々な機能
Dorival-García et al. 2018	189	様々な機能
Hansen et al. 2013	154	様々な機能
Vera et al. 2018	72	様々な機能
Gauquie et al. 2015	54	様々な機能
Capolupo et al. 2020	47	様々な機能
Liu et al. 2019	36	様々な機能
Sait et al. 2021	30	様々な機能
Ionas et al. 2014	26	可塑剤、難燃剤
NVWA 2005	24	様々な機能

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b ：（1）根拠情報-2

- 表１（続） 36の情報源

出典	物質数	文献中化学物質の機能
Löschner et al. 2011	24	様々な機能
Nerin et al. 2013	19	様々な機能
Bouma et al. 2002	18	可塑剤
Chen et al. 2009	17	難燃剤
Meng et al. 2020	17	可塑剤, 難燃剤, 顔料
Abe et al. 2012	16	可塑剤
Lahimer et al. 2017	16	安定剤, 抗酸化剤
Fatunsin et al. 2020	15	難燃剤
Korfali et al. 2013	15	可塑剤
McCombie et al. 2017	15	可塑剤
Kühnet al. 2020	15	様々な機能
Kirchnawy et al. 2020	12	様々な機能
Stringer et al. 2000	11	可塑剤
Biedermann-Brem et al. 2008	10	可塑剤
Xie et al. 2016	7	可塑剤
Klinke et al. 2018	6	香料, 難燃剤
Chen et al., 2013	6	可塑剤
Al-Natsheh et al. 2015	5	可塑剤
US CPSC, 2010（玩具中のフタル酸類およびその代替物）	4	可塑剤
Johnson et al. 2011	4	可塑剤

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b
（２）懸念のある物質の特定方法 ①条約・各国の規制リスト-1

- 作成したインベントリから、プラスチックに含まれる懸念のある化学物質を特定するために、インベントリのデータセットを既存の優先物質リストおよび危険有害性分類と照合した。
- 本インベントリには、下記に挙げたリストのほか、“iii.懸念物質の特定方法①（45,46枚目）”に含まれる物質が収載されている。
  - 欧州REACH規則 高懸念物質対照物質（SVHC）*1
  - 米国カリフォルニア州 CalSafer候補*2
  - 米国カリフォルニア州 プロポジション65*3
  - ドイツ連邦環境庁（UBA） PMT/vPvM物質リスト など*4
- 検討された優先物質リストは、国、機関、組織が異なるため、1つの物質が複数のリストに掲載されている可能性がある。

*1 欧州Reach規則附属書XIV に収載されている物質であり、使用に際して認可が必要となる。
*2 米国カリフォルニア州有害物質管理局（DTSC）が、より安全な消費者向け製品（SCP）プログラムのもとで管理するCalSAFERデータ管理システムへの収載候補物質。
*3 米国カリフォルニア州 「the Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986（1986年安全飲料水および有害物質施行法）のもとで指定された物質。
*4 ドイツ連邦環境庁（UBA）が定義した難分解性、移動性及び毒性（PMT）及び極めて難分解性で高い移動性（vPvM）を有する物質

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b （２）懸念物質の特定方法 ①-2

- European Candidate List of substances of very high concern for Authorisation (SVHC)
- CalSafer Candidate list
- California Proposition 65 list of chemicals
- Germany’s central environmental authority (UBA) PMT/vPvM substance list
- Stockholm Convention (POPs)
- Rotterdam Convention
- Montreal Protocol
- Minamata Convention
- RoHS Directive
- Toy Safety Directive (EU) 2009/48/EC
- REACH ANNEX XVII
- Global Chemicals Outlook II (GCO II)
- ECHA PBT or vPvB (PBT and vPvB status of a substance in the EU)
- ECHA ED (Endocrine disruptor assessment list)
- UNEP EDC (UNEP, 2018. Overview Report I: Worldwide Initiatives to Identify Endocrine Disrupting Chemicals (EDCs) and Potential EDCs. International Panel on Chemical Pollution (IPCP))

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b
（２）懸念物質の特定方法 ①-2

- Revision of Phthalate Requirements in Toys Under Japan Food Sanitation Law (Japan)
  （日本：食品衛生法施行規則第78条第1号）
- Egypt: Restriction of Phthalates on Toys and Children's Articles, Egyptian standard ES 7562 /2013
- US_EPA: Chemical Substances Undergoing Prioritization
- REACH - PIC Legislation: Regulation (EU) No 649/2012
- Washington's Children's Safe Products Act (or CSPA)
- DK_EPA (Survey of chemical substances in consumer products No. 165)
- Denmark BEK nr 855
- Commission Regulation (EU) No 10/2011 on plastic materials and articles intended to come into contact with food
- RIVM: list of Substances of Very High Concern (ZZS list)

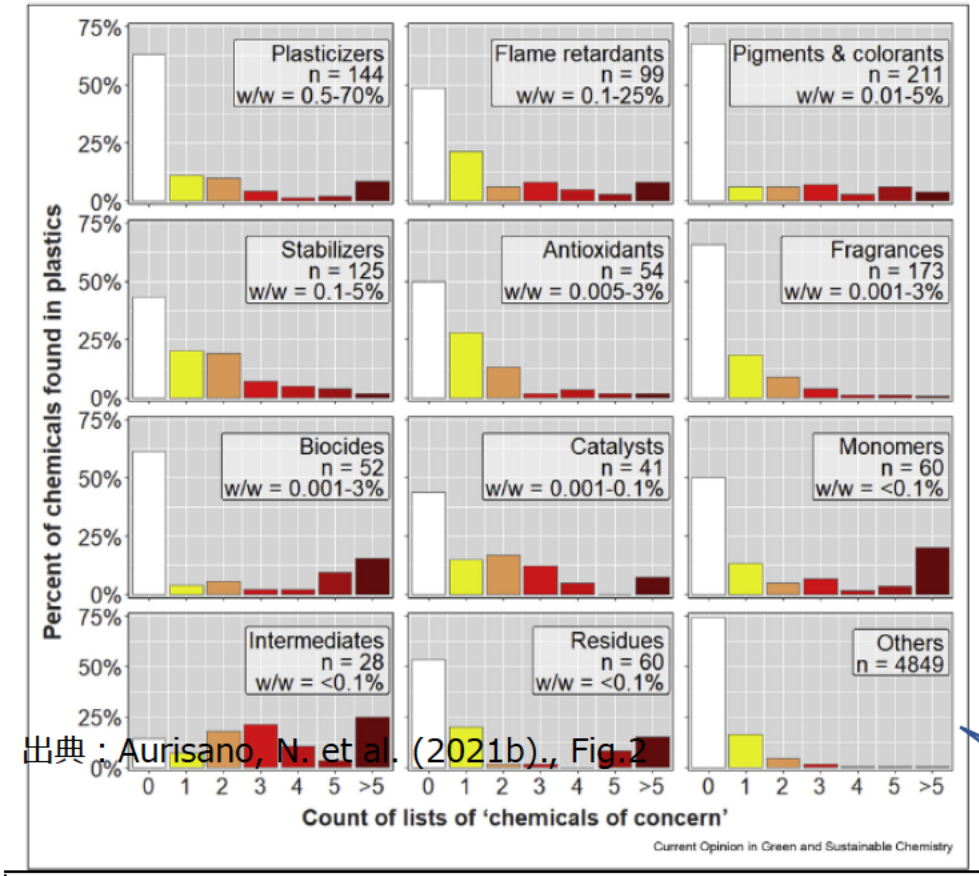
6種のフタル酸エステル類について、乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃへの使用を制限

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b
（２）懸念物質の特定方法　②欧州CLP規則の有害性情報

- 本論文で作成したインベントリを対象に、欧州CLP規則（EC 1272/2008）付属書VIで入手可能な、化学品の分類と表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System for Classification and Labelling of Chemicals）に沿った分類に基づいて、対象となる物質の潜在的な環境および人体への有害性を調査。
- 本論文では下記の有害性クラスを対象としている。
  - Acute toxicity　（AT：急性毒性）
  - Skin corrosion /irritation　（ SC/I：皮膚腐食性／刺激性）
  - Serious eye damage /eye irritation（ED/I：重篤な眼の損傷／眼刺激性）
  - Sensitisation of the respiratory tract or the skin （SRT/S：呼吸器感作性または接触皮膚感作性）
  - Germ cell mutagenicity　（GCM：生殖細胞変異原性）
  - Carcinogenicity　（C：発がん性）
  - Reproductive toxicity　（RT：生殖毒性）
  - Specific target organ toxicity (STOT acute | repeated exposure) （ STOT：標的臓器特異性：急性／反復曝露）
  - Aspiration Toxicity　（ AsT：吸引（誤嚥）毒性）
  - Acute ecotoxicity to aquatic organisms （ AEaq：水生生物に対する急性生態毒性）
  - Chronic ecotoxicity to aquatic organisms （CEaq：水生生物に対する慢性生態毒性）

【参考１．根拠文献Aurisano et al.2021b ：インベントリ収載物質の傾向に関する著者のコメント

インベントリから抽出された6,000超物質のうち、12の主要機能の物質について優先物質リスト（規制リスト）への該当状況を著者らがグラフ化したもの（JFEテクノリサーチ）



出典：Aurisano, N. et al. (2021b)., Fig.2

【参考】著者らは以下を主張：

- 5つ以上の優先物質リスト（規制リスト）に該当する物質：
  臭素系難燃剤、金属を含む着色剤、フェノールを含むモノマー、殺生物剤など
- Residues（残留物）のカテゴリーには、NIAS、分解または分解生成物として報告されたすべての物質が含まれる。
- Others（その他）には、他の機能を持つ物質（接着剤など）と、化学的機能を持たないすべての物質が含まれる。
- Stabilizers（安定剤）には、熱、光、その他の安定剤が含まれる。

- X軸は各物質が該当する優先物質リスト（規制リスト、国別ではない）の数。
- Y軸は該当優先物質リスト数別の割合。
- 化学物質の各機能名称については49枚目に記載。

- 0は規制対象外
- 1以上は何らか規制の対象

【参考１．根拠文献Aurisano et al.2021b ：本文献で付与されている“Primary function（主要機能）”

- 当該文献では、以下に挙げる“Primary function（主要機能）”1物質に１つ付与されている。

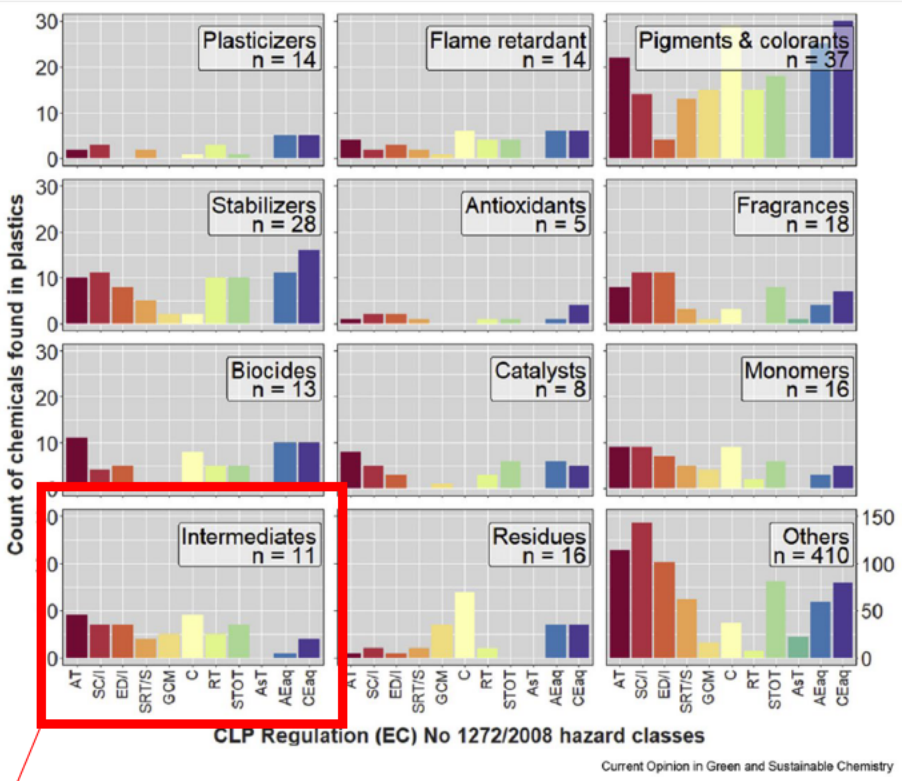
Additive（添加剤）
Adhesive（接着剤）
Anti-fogging agent（くもり止め剤）
Antimicrobial agent（抗菌剤）
Antioxidant（抗酸化剤）
Antistatic agent（帯電防止剤）
Biocides（殺生物剤）
Blowing agent（発泡剤）
Catalyst（触媒）
Coating agent（コーティング剤）
Colorant（着色剤）
Crosslinker（架橋剤）
Degradation product（分解生成物）
Emollient（軟化剤）
Emulsifier（乳化剤）
Filler（充填剤）
Film forming agent（塗膜形成剤）
Flame retardant（難燃剤）
Fragrance（香料）
Hardener（硬化剤）
Heat stabilizer（熱安定剤）
Intermediates（中間体）
Light stabilizer（光安定剤）
Lubricant（潤滑剤）
Masking agent（マスキング剤）
Metabolite（代謝物）
Monomer（モノマー）
NIAS（非意図的添加物）
Nucleating agent（核剤）
Pigment agent（顔料）
Plasticizer（可塑剤）
Preservative（防腐剤）
Slip agent（スリップ剤）
Solvent（溶剤）
Stabilizer（安定剤）
Surfactant（界面活性剤）
Ubiquitous（一般的物質）

Not reported（機能特定不可）*

*当該文献において調査の結果、機能の特定に至らなかったと推定される物質

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b ：主要機能別の有害性クラス該当状況

- 著者らは本論文で作成したインベントリを対象に、欧州CLP規則（EC 1272/2008）付属書VIで入手可能な、化学品の分類と表示に関する世界調和システム（GHS）に沿った分類に基づいて、対象となる物質の潜在的な環境および人体への有害性を調査。
- 物質数が最も多い有害性クラスは、急性毒性、皮膚腐食性/刺激性、水生生物に対する慢性生態毒性。著者らは、このことから、“プラスチックに含まれる物質がヒトと生態系の両方に潜在的な危険影響を及ぼすという事実を浮き彫りにしている”と論述。
- 機能の観点からは、顔料と着色料が最も多く、次いで安定剤。 顔料と着色料については、発がん性の可能性がある物質が多く、主に金属を含む着色剤に発がん性が含まれる。



出典：Aurisano, N. et al. (2021b)., Fig.3

AT：急性毒性、SC/I：皮膚腐食性／刺激性、ED/I：重篤な眼損傷／刺激性、SRT/S：呼吸器感作性・接触皮膚感作性、GCM：生殖細胞変異原性、C：発がん性、RT：生殖毒性、STOT：特定標的毒性、AsT：吸引（誤嚥）毒性；AEaq：水生生物に対する急性生態毒性；CEaq：水生生物に対する慢性生態毒性

- 中間体を例にとると、プラスチックの中間体として使用される物質のうち、9物質が急性毒性（AT）に区分されたことが示された。

- X軸は各有害性クラス。
- Y軸は各クラスに該当する物質数。
- 化学物質の各機能名称については45枚目に記載。

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b ： 6000超物質から1476物質の抽出

- Chemicals in Plastics - A Technical Reportの付表の” A1a - Aurisano et al. 2021”のシートにおいて挙げられている下記項目
  - ➢各規制リスト（45,46枚目に記載）
  - ➢2つの最近の科学的研究（Aurisano et al. 2021，Groh et al. 2020）
  - ➢欧州CLPの有害性クラス

のいずれかに「x（該当）」が記載されている物質に絞り込んだ

- 絞り込みの結果、1,476物質が抽出された（文献上は「1,518物質が特定された」と記載されているが、付表から特定できるのは1,476物質となる）。

	A	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH
1	CAS number	Denmark BEK nr 855	(EU) No 10/2011 on plastic materials and articles intended to come into contact with food	RIVM: list of Substances of Very High Concern (ZZS list)	Aurisano et al. 2021: List of chemicals of concern in plastic toys	Groh et al. 2020: Listr of chemicals of concern in food contact materials	acute toxicity	Skin corrosion / irritation
2	134237-52-8			x				
3	134237-50-6			x				
4	27193-28-8							
5	112-86-7		x					
6	32760-80-8							
7	93-83-4					x		
8	301-02-0		x					
9	141-22-0		x					
10	112-90-3					x	x	x
11	373-49-9		x					
12	140-31-8						x	x
13	70356-09-1							
14	120-80-9		x	x		x		
15	97416-84-7			x				
16	102-60-3		x					
17	406-58-6							
18	71-55-6					x	x	
19	79-34-5				x			
20	116-15-4		x				x	

出典：Chemicals in Plastics - A Technical Report付表” A1a - Aurisano et al. 2021”のシートから一部抜粋

【参考】1．根拠文献Aurisano et al.2021b ：データの信頼性等に関する評価

- 下記のように本文献中の記載数字と、付表からの抽出結果、あるいは補足情報（Supporting Information）記載の内容等が一致しない例が散見された。これらの差異が生じる原因を文献の記載から特定することはできなかった。以下に例を挙げる。
  - 本文中ではプラスチック関連の懸念化学物質として「1,518物質が特定された」と記載されているが、付表から特定できるのは1,476物質。
  - 「6,000超の物質のうち約4分の1（1,463）は、少なくとも1つの優先物質リストと一致した」と本文中に記載されているが、付表において、6,000超の物質のうち、いずれかの規制に「x（該当）」と記載されている物質を抽出すると1,300物質となる。

※もう一つの根拠文献であるWiesinger et al.（2021）では、上記のような文献本文と付表データの不整合は確認されなかった。

【参考】2．根拠文献Wiesinger et al. 2021 （1）化学物質特定作業の概要-1

1．関連データ源の特定

① 各種情報源の検索による関連データ源の特定
(1)注目科学文献；(2)Web of science, Scopus, Google Scholarでのキーワード（プラスチック添加物、プラスチック、ポリマー）書誌検索；(3)製造業者、販売業者、規制当局のウェブサイトとデータベースの検索を基に、機械処理可能な63の情報源を対象として特定（例.画像のみで、物質名などのテキスト情報が利用できないものは除く）。

2．関連物質と情報の収集

① CAS RN®が付与されている物質を対象に、プラスチックに関連する用途物質（プラスチックモノマー、添加剤、加工助剤）を抽出し、10,547の物質リストを作成
② 各物質について、ハザード分類（56枚目）、条約・各国の規制状況（57枚目）、生産量（58枚目）、地域別使用状況（58枚目）、に関する情報を検索・収集。

- ハザード分類：①規制当局により調和されたもの[IARC、オーストラリア有害化学物質情報システム、日本GHS分類結果、EU CLPインベントリ、EU REACH]；②個別企業が規制当局に報告したもの[EU REACH登録ドシエ、OECD]
- 条約・各国の規制状況：規制リスト上の特定物質の存在の確認。[ストックホルム条約/モントリオール議定書/ロッテルダム条約規制リスト、EU/日本/韓国/米国規制リスト、EU/米国/日本食品用プラスチック規制ポジティブリスト]
- 生産量：OECD HPVC、US EPA CDRプログラム、EU REACH登録ドシエ、北欧調剤中物質データベース
- 地域使用状況：各国/地域における化学物質インベントリ中の物質登録状況

【参考】2．根拠文献Wiesinger et al. 2021 （1）化学物質特定作業の概要-2

3．物質種類・使用パターンの分類 （参考 10,547物質の情報整理）

① 物質の使用説明書についてキーワード検索を行い、物質の種類と使用パターン（59枚目）を分類。
【キーワード種類】
- 機能：着色剤、充填剤 等（工業ハンドブックの定義を使用）（7,265物質）
- 適合ポリマー種類：ポリエチレン、PE、ポリ塩化ビニル 等 （3,202物質）
- 使用産業分野：自動車、包装、食品接触材 等 （4,383物質）
- 物質種類：特定の化学元素、UVCB/混合物/ポリマー

② 信頼性の確認
エラー頻度が10%未満になるまで上記反復実施によりエラーチェックとキーワード更新、エラー頻度に基づき信頼性スコアリング

4．潜在的懸念物質の特定

①-1．ハザード分類に基づく特定
- EU REACHの対象ハザード基準（PBT/vPvB/CMR/ED/STOT-RE/AqTox（60枚目）を1つ以上満たす物質を潜在的懸念物質として2,486物質を特定。
- 規制DBにハザード情報が全くない/情報不十分→不明（4,100物質）、
- 検討されたハザード基準のいずれにも合致しない→低懸念（3,950物質）

①-2．生産量に基づく特定
- 1,000トン/年未満→中程度の懸念レベル
- 1,000トン/年以上→高程度の懸念レベル（3,975物質）

②規制状況と科学文献数によりさらなる評価（今後さらなる情報の追加の必要性）

【参考２．根拠文献Wiesinger et al. 2021
（２）関連物質と情報の収集-１（危険有害性分類の特定）

- 危険有害性分類に関しては下記の2通りの検索を実施。
  - ① 規制当局によって調和されたもの（規制当局調和型）
    - ➢国際がん研究機関（IARC）の分類物質リスト
    - ➢オーストラリア有害化学物質情報システム（HCIS）
    - ➢日本のGHS分類結果
    - ➢欧州連合の分類・表示インベントリー（EU C&L Inventory-Harmonized C&L）
    - ➢EUのREACH規則下での評価結果（高懸念物質（SVHC）候補リスト、難分解性・生物蓄積性・毒性物質（PBT）評価リスト、内分泌かく乱物質（EDC）評価リストを含む
  - ② 個々の企業が規制当局にレポートしたもの（企業報告型）
    - ➢ EUのREACH（REACH登録C&Lデータ）およびC&L（CLP通知C&Lデータ）の登録書類
    - ➢ OECD（経済協力開発機構）eChemPortal収載情報
- 異なる情報源からのハザードデータの整合性を確認。

【参考２．根拠文献Wiesinger et al. 2021
（２）関連物質と情報の収集（特定地域における規制状況の調査）

- 特定地域における規制状況は、様々な規制リスト（Supporting Information S1 の Sheet S2）上の特定物質の存在を確認することで評価した。規制リストとしては以下のものが含まれる。
  - ➢ストックホルム条約、
  - ➢モントリオール議定書、
  - ➢ロッテルダム条約
  - ➢EU、日本、韓国、米国の各規制リスト
    （各国規制リスト中には、EU、米国、日本における食品用プラスチックに使用可能なポジティブリスト収載物質も含まれる）

【参考】2．根拠文献Wiesinger et al. 2021
（2）関連物質と情報の収集-3（生産量、地域別使用状況の特定）

- 生産量について、次のリスト、情報源から抽出した。
  - ➢OECDの高生産量化学物質（HPVC）リスト
  - ➢米国環境保護庁（USEPA）の化学物質データレポート（CDR）プログラム
  - ➢ EUのREACH規則下での登録書類
  - ➢北欧諸国における調剤中物質（SPIN）データベース
  - ➢EU（EUでの生産量が入手できない場合は北欧諸国）および米国での総生産量のレポートが1,000 t/年を超えるか、OECD HPVCリストに掲載されている物質をHPVCとした。
  - ➢当該生産量は、プラスチックへの使用に限定したものでなく、全用途についてその地域で生産された年間総量で構成される。
- 地域の使用状況は、世界各地の国や地域の化学物質インベントリで特定された物質の登録状況に基づいて評価。
- 世界銀行による所得分類を用いると、地域の化学物質インベントリのほとんどが高所得国と高中所得国から提供され、低中所得国は3カ国（ベトナム、フィリピン、インド）のみであった。低所得国はインベントリを提供していなかった。

【参考】2．根拠文献Wiesinger et al. 2021
（3）物質の種類と使用パターンの分類

- 特定された物質を物質の種類（有機金属化合物や有機ハロゲン化合物など） と使用パターンに従って分類した。これらの分類には、以下の機能・種類・分野が含まれる。
  - ➢機能：着色剤や充填剤など
  - ➢適合するポリマーの種類：ポリエチレンやPE、ポリ塩化ビニルなど
  - ➢該当する産業分野：自動車、包装、食品接触物質など
- 物質の種類については、物質名、SMILES、分子式から特定の化学元素を検索して分類。さらに、UVCB（組成が不明または変動する物質、複雑な反応生成物、生物学的物質）、混合物、ポリマーを特定。

【参考】2．根拠文献Wiesinger et al. 2021
（4）潜在的懸念物質の特定

- 潜在的懸念物質は、ハザード分類と生産量（58枚目）に基づく簡略化された2段階のアプローチにより特定され、潜在的懸念レベルが割り当てられた。
- ハザード分類については、EU REACHの以下の危険有害性基準を1つ以上満たす物質が潜在的懸念物質として特定された。
  - PBT/高難分解性・高生物蓄積性（vPvB）
  - 発がん性（C）
  - 変異原性（M）
  - 生殖毒性（R）
  - 内分泌かく乱作用（ED）
  - 特定標的臓器毒性（反復曝露）（STOT-RE）
  - 慢性水生毒性（AqTox）

【参考】2．根拠文献Wiesinger et al. 2021 （5）2,468物質の確認

- Chemicals in Plastics - A Technical Report付表の “Wiesinger et al. 2021”のシートに記載されているHazard Classification項目の“level_of_concern”においてmediumおよびhighに区分されている物質を抽出したところ、**2,468物質**が抽出され、論文記載の物質数と一致していた。

Identifiers										Substance Type						Confidence of assignment				Hazard Classification																Ranking			
																				Hazard Properties																			
Substance id used within the PlasticMAP database	Chemical Abstract Service (CAS) Registry Number - retrieved from	Substance Name as registered at the Chemical Abstract Service (CAS) - retrieved from SciFinder	IUPAC International Chemical	IUPAC International Chemical	Simplified molecular-input	Chemical formula that shows	Monoisotopic mass (i.e. from	Alternate Chemical	Deleted Chemical	The substance is an UVCB substance	The substance is an organic	The substance contains_metal	The substance contains_silicon	The substance contains_phosphorous	The substance contains_sulfur	The substance contains_halogen	Confidence score of substance being used in plastics.	Confidence score calculated	Confidence score calculated	Confidence score calculated	Persistent, bioaccumulative and toxic substance	Very Persistent and very bioaccumulative substance	Very Persistent substance	Persistent substance.	Bioaccumulative substance	very bioaccumulative substance	Carcinogen. mutagen Substance	Carcinogen. Substance	Mutagen. Substance	Reproductive toxicant.	Specific target organ toxicity_repeated exposure	Chronic aquatic toxicity	Respiratory sensitization_RespSens	endocrine disrupting_EDC	Number of PBT criteria fulfilled	Number of all hazard criteria fulfilled	High production volume chemical	Level of concern	Level of concern this
id	CASRN	Name	InChI_key	InChI_string	SMILES	Molecular_formula	Molecular_Mass_Isotope	Alternate_CASRN_SciFinder	Deleted_CASRN_SciFinder	UVCB	organic	contains_metal	contains_silicon	contains_phosphorous	contains_sulfur	contains_halogen	confidence_substance	confidence_A	confidence_B	confidence_C	PBT	vPvB	persistent_P	very_persistent_vP	bioaccumulative_B	very_bioaccumulative_vB	CMR	carcinogenic_C	mutagenic_M	reprotoxic_R	specific_target_organ_toxicity_repeated_exposure	aquatic_toxicity_AqTox	respiratory_sensitization_RespSens	endocrine_disrupting_EDC	PBT_criteria_fulfilled	Hazard_Criteria_fulfilled	high_production_volume_chemical	level_of_concern	level_of_concern this
4	1303-28-2	Arsenic oxide (As2O5)	InChI	COHD	O=[A	As . O	229.8		1235	0	0	1	0	0	0	0	high	0.8	0.8	0.8							1.0	1.0	0.5	0.5	1.0	1.0	0.0		1	4	1	high	hi
5	1327-53-3	Arsenic oxide (As2O3)	InChI	QTLQ	[O--]	As2 O	197.8		2838	0	0	1	0	0	0	0	high	0.8	0.8	0.8							1.0	1.0	0.5	1.0	1.0	1.0	0.0		1	4.5	1	high	hi
6	7784-40-9	Arsenic acid (H3AsO4),	InChI	GDGN	[PbH	As H3	349.9		1402	0	0	1	0	0	0	0	high	0.8	0.8	0.8							1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	1.0	0.0		1	4	0	medi	m

出典：Chemicals in Plastics - A Technical Report付表” Wiesinger et al. 2021”のシートから一部抜粋

【参考】2．根拠文献Wiesinger et al. 2021 （6）著者らによる“潜在的な懸念がある全物質（2468物質）” の傾向

- 同文献による“潜在的な懸念がある全物質”の概要は下記表のとおり。
- 5%（CAS RN®ベースで136）の物質は、ストックホルム条約、ロッテルダム条約、モントリオール議定書の下で規制済み。
- 960物質は国や地域で規制済み（EU：135、韓国：46、日本：16）または認可対象（EU：53、韓国：362、日本：15）。
- 901物質が、食品接触プラスチックのポジティブリストに収載（EU：225、日本：568、米国：667）。

Table 1. Overview of Substances of Potential Concern Used as Plastic Monomers, Additives, or Processing Aids

Hazard Type[a]	Number of substances: Total #	Number of substances: Regulator-harmonized hazard classifications #	Number of substances: Company-reported hazard classifications #	HPVCs[b]: Total #	HPVCs[b]: Total %[d]	HPVCs[b]: Regulator-harmonized hazard classifications #	HPVCs[b]: Regulator-harmonized hazard classifications %[e]	Not regulated[c]: Total #	Not regulated[c]: Total %[d]	Not regulated[c]: Regulator-harmonized hazard classifications #	Not regulated[c]: Regulator-harmonized hazard classifications %[e]	Without any scientific references in SciFinder: Total #	Without any scientific references in SciFinder: Total %[d]	Without any scientific references in SciFinder: Regulator-harmonized hazard classifications #	Without any scientific references in SciFinder: Regulator-harmonized hazard classifications %[e]
PBT/vPvB	57	57	-	26	45.6	26	45.6	10	17.5	10	17.5	10	17.5	10	17.5
CMR	951	603	856	501	52.7	311	51.6	350	36.8	143	23.7	91	9.6	68	11.3
EDC	30	30	-	17	56.7	17	56.7	3	10.0	3	10.0	3	10.0	3	10.0
AqTox	1646	554	1640	754	45.8	318	57.4	897	54.5	216	39.0	188	11.4	18	3.2
STOT_RE	891	617	783	562	63.1	387	62.7	331	37.1	175	28.4	57	6.4	23	3.7
Any of the above	**2486**	**1260**	**2360**	**1254**	**50.4**	**739**	**58.9**	**1327**	**53.4**	**461**	**36.6**	**266**	**10.7**	**90**	**7.1**

Highest score in this column
Above average of this column

出典：Wiesinger et al. (2021b), Table 1

【参考】3,200超の物質抽出根拠2文献に関するコメント-1

- 下表に示す通りAurisanoは、人の長期的影響に関係しない有害性クラスも懸念物質抽出の際の毒性項目として選択している（48枚目参照）。一方、Weisingerは人および環境の長期的影響に関する項目を選定しており、PBT/高難分解性・高生物蓄積性（vPvB）も対象に含まれている（60枚目参照）。

	Aurisano	Wiesinger
PBT/高難分解性・高生物蓄積性（vPvB）	－	○
急性毒性	○	－
皮膚腐食性／刺激性	○	－
重篤な眼の損傷／眼刺激性	○	－
呼吸器感作性または接触皮膚感作性	○	－
変異原性	○	○
発がん性	○	○
生殖毒性	○	○
内分泌かく乱作用	○	○
標的臓器特異性：急性／反復曝露	○	反復曝露のみ選択
吸引（誤嚥）毒性	○	－
水生生物急性毒性	○	－
水生生物慢性毒性	○	○

○：懸念物質抽出の際の毒性項目として選択、　－：考慮せず

【参考】3,200超の物質抽出根拠2文献に関するコメント-2

- 根拠文献②（Wiesinger et al., 2021）では、同研究の限界として、公開されている生産量・用途情報が必ずしも十分ではないこと、研究対象とした論文に、すでにプラスチック用途としては代替が進んでいる物質（例：フタル酸ジエチル）が含まれるなど、研究対象とした情報の不確実性を排除できない点を挙げている。
- いずれの文献も生産者責任や規制努力の拡大の必要性について言及している。ただし、製品ライフサイクルにおいて、例えば廃棄段階での化学物質の溶出などによる危険性や有害性について具体的な検討は行っていない。

b) 懸念のある化学物質・ポリマーに関する整理・分析
(ii) 関連報告書記載事項の整理

INC事務局から公表された、以下の文書から、懸念のある化学物質・ポリマーに関して言及している箇所等を特定・抽出・整理した。

- INC事務局提案：
  - ① INC.2における要素オプションに関する文書（UNEP/PP/INC.2/4）
  - ② INC.2における②補足資料（UNEP/PP/INC.2/INF/4）
  - ③ INC.2に向けて提出されたステートメント（2023年2月）
  - ④ INC.2の会議内及びINC2後の各国ステートメントで指摘された定義づけが必要な用語
  - ⑤ BRSレポート（GLOBAL GOVERNANCE OF PLASTICS AND ASSOCIATED CHEMICALS, 2023）
  - ⑥ UNEP報告書（Chemicals in Plastics, 2023）

※各国ステートメントには、「懸念のあるポリマー」に関して言及された記載は確認できなかった。

「懸念のあるポリマー」に関する記載内容の整理

- BRSレポートでは、「懸念のあるポリマー」に関する記載がある。
  - 「懸念のあるポリマー」を特定するための基準がOECDにより設定された
  - ポリマーには潜在的なハザード特性を有すると推定されるものがある
  - ハザード特性を持つことが知られているポリマーの情報は公開されていない
  - 懸念のあるポリマーを特定する体系的アプローチを確立する、統合された多基準フレームワークを開発した
  - ビスフェノール類のうち、ビスフェノールA（BPA）は、その内分泌かく乱作用により脚光を浴びているモノマーである
- Chemicals in Plasticsでは、「懸念のあるポリマー」という表現は確認できない。（ポリマーは化学物質の中に含まれる）
- 一方、各国ステートメントやINC文書には「懸念のあるポリマー」等の記載はあるが、詳細な定義、説明はない。

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(1)BRSレポート「Global Governance of Plastics and Associated Chemicals」：①構成

- 構成は以下のとおり

1. イントロダクション
- 1.1. 研究の目的
- 1.2. 化学物質とプラスチックの関連性
  - 1.2.1. 懸念のある化学物質
  - 1.2.2. **懸念のあるポリマー【p.4・6】**
  - 1.2.3. 問題があり、回避できるプラスチック
  - 1.2.4. マイクロプラスチックとナノプラスチック
- 1.3. プラスチックと関連化学物質と人権との関連
- 1.4. プラスチック汚染を定義する必要性
- 1.5. 調査の方法
  - 1.5.1. 調査対象とした多国間協定の概要
  - 1.5.2. 多国間協定が規定する措置のマッピング
  - 1.5.3. 様々なプラスチックのライフサイクルフェーズの記述
- 1.6. プラスチックのライフサイクルにおける課題の概要

Ⅰ章：スコープを3つのカテゴリに分け、プラスチックのライフサイクルフェーズを4つに分けて、既存のMEAsのカバー範囲を整理

2. 国際的拘束力のある多国間条約における補完性とギャップ
- 2.1. 化学物質に関する多国間条約
- 2.2. 廃棄物に関する多国間条約
- 2.3. 関連性のある枠組み合意
- 2.4. プラスチックのライフサイクルに取り組む機会

Ⅱ章：既存のMEAsによるガバナンスの仕組み、プラスチックや関連化学物質に関連して、カバーされている内容や、関連する規定を整理

* Plastic instrumentはプラスチック条約と仮訳

3. 国際的に合意された原則とアプローチに基づきプラスチックのガバナンスを強化する機会
- 3.1. プラスチック条約*の目的と範囲
- 3.2. ライフサイクル全体にわたる義務、措置、自主的アプローチ
- 3.3. 評価
- 3.4. 協力・調整
- 3.5. 資金調達と能力開発
- 3.6. 支援策

Ⅲ章：既存のUNEA決議の文面やⅡ章で整理した既存MEAsの内容から、プラスチック条約にどのような内容が含まれうるか、整理

4. プラスチックと関連化学物質のライフサイクル全体におけるガバナンスのギャップを埋めるための想定されるメカニズム
- 4.1. プラスチックと関連化学物質の国際的持続可能性基準を開発する
- 4.2. **懸念のある化学物質とポリマー**の特定と対応【p.8・9】
  - 4.2.1. ハザード観点から懸念のある化学物質とポリマーを理解する
  - 4.2.2. プラスチック使用される**懸念のある化学物質とポリマー**を管理するための潜在的アプローチ
- 4.3. ガバナンスのギャップを埋めるためのその他の可能なメカニズム

Ⅳ章：既存の設計に関する原則や基準も踏まえ、「プラスチックと関連化学物質の判断基準」案を提示。判断基準の運用やその他の方策について例示

5. 参考文献一覧
附属書１～7

出所；BRS (2023). Global governance of plastics and associated chemicals (Secretariat of the Basel, Rotterdam and Stockholm Conventions, 2023. UNEP/CHW.16/INF/58–UNEP/FAO/RC/COP.11/INF/41–UNEP/POPS/COP.11/INF/59)
https://www.basel.int/Implementation/Plasticwaste/Globalgovernance/tabid/8335/Default.aspx

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(1)BRSレポート「Global Governance of Plastics and Associated Chemicals」：②1章

- BRSレポートには、懸念のあるポリマーを特定するための基準について以下の記載がある。
  - 「懸念のあるポリマー」を特定するための基準がOECDにより設定された。
- （JFEコメント)OECDの基準は規制要件を満たす低懸念ポリマーを特定するための基準である（懸念されるポリマーを特定するための基準ではない）。

- 1. はじめに
- 1.2. 化学物質とプラスチックの関係
- 1.2.2. 懸念のあるポリマー
  - OECDは、懸念のあるポリマーを特定するための基準を設定しており、多くの国・地域で、安全とみなされる低懸念ポリマー（PLC）を特定するために選択的に使用されている。

【補足】

- 上記OECDで設定された基準に関して、OECDはウェブページ（※）上で以下のように説明している：
  - 1990年1月、カナダのトロントで開催された「ポリマーの定義に関する専門家グループ」の第1回会合で、**ポリマーの定義が策定**された。
  - 1991年10月、フランスのパリで開催された第2回ポリマー定義専門家グループは、合意された定義を再確認した。
  - この文書「ポリマーの定義に関するOECD専門家グループ第2回会合」（議長報告）[ENV/ENV/1991]では、ポリマーの定義を再確認している： 議長報告書[ENV/MC/CHEM(91)18]の5項に次のように記載されている：
  - 報告書とその後のコメントを検討する中で、当グループは、**新規化学物質の届出手続きで使用するポリマーに関する合意された定義、すなわち「ポリマー」**を再確認した：
  - **OECDの定義は、物質とポリマーを区別するために作成**された：
  - 1993年4月に東京で開催された第3回OECDポリマー専門家会議では、定義のあいまいさを避けるため、いくつかの用語をさらに明確化し、**懸念の低いポリマーを特定するための重要な基準を設定**した。

※https://www.oecd.org/env/ehs/oecddefinitionofpolymer.htm

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(1)BRSレポート「Global Governance of Plastics and Associated Chemicals」: ③(参考)OECD低懸念ポリマー基準

- OECDにより設定された基準は以下のとおり。

【第3回OECDポリマー専門家会議（1993年4月に東京開催）】

- 低懸念ポリマーを特定するための重要な基準[Third Meeting of the OECD Experts on Polymers: Chairman's Report [ENV/MC/CHEM/RD(93)4]]
  - (1)MW（※）について：1,000～10,000Mn（※）の範囲が懸念値が存在する可能性が高い範囲として合意された。
  - (2)低 MW 化合物の懸念のある MW について：MW1,000 以下 で合意した。
  - (3)懸念される低分子量化合物の割合について：合意は得られなかった。
  - (4)官能基について：エポキシ基と無水物基に適用される1つの値（20モノマー単位に1反応性基）が言及されたのみで、一般的な結論は得られなかった。
  - (5) 金属含有量：合意された値はなかった。
  - (6)水中抽出率：試験条件が標準化されていることを条件として、10mg/lは許容範囲とみなされた。
  - (7) カチオン電荷密度：5000当量値（EPAの定義：5000モノマー単位中に1個以下のカチオン電荷）が受け入れられた。

※MW：分子量

※Mn：ポリマーの数平均分子量

出所：https://www.oecd.org/env/ehs/oecddefinitionofpolymer.htm

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(1)BRSレポート「Global Governance of Plastics and Associated Chemicals」: ④1章 その他記載

- BRSレポートには、「懸念のあるポリマー」に関して以下の記載がある。
  - ポリマーには潜在的なハザード特性を有すると推定されるものがある。
  - ハザード特性を持つことが知られているポリマーの情報は公開されていない
- (JFEコメント)具体的に懸念のあるポリマーが何であるか、はBRSレポートでも特定されていない。

- 1. はじめに
- 1.2. 化学物質とプラスチックの関係
- 1.2.2. 懸念のあるポリマー

➢ 市場に出回っているポリマーの数は明確でなく、そのハザード特性は十分に理解され、伝えられていない。

➢ 2020年の調査では、EU市場に出回っているポリマーは多数あり、そのうち30,000種が潜在的なハザード特性を持つと推定され、これらの潜在的ハザード特性を持つポリマーの多くがプラスチックに使用されている可能性が示唆されている（Bougas et al., 2000 【p.7】 ※EU REACHでの登録の必要なポリマーを特定するための基準を提案）。

➢ 現在、ハザード特性を持つことが知られているポリマーの情報は公開されていないため、懸念されるポリマーを特定し、排除する可能性が弱まっている。

➢ 課題は、ほとんどの国において、ポリマーのハザードとリスクのプロファイルを必要としない規制のギャップがあることである。ポリマーの評価・管理制度がある国でも、最新の科学的理解を考慮していないため、時代遅れであることが多い(Groh et al. 2023)。

➢ 何が懸念のある化学物質とポリマーであるかについての共通理解が必要である。

➢ 懸念ポリマーは、化学的同一性（分子量、反応性官能基、カチオン性基の存在など）、物理化学的特性、および／または危険性の表示に基づいて特定し、グループ化することができる。

➢ 大きな課題は、一般にポリマーの識別や有害性に関する情報が容易に入手できないことであり、有害性データが入手できたとしても、環境運命やポリマーの取り込みと慢性毒性を考慮することなく、バージン物質の短期毒性に限定されている（Groh et al., 2023）。劣化や風化の影響を含み、実際の取り込み、長期毒性、地球物理学的影響を考慮した、ポリマーの環境ハザードの包括的評価を行うことが急務である（Groh et al.2023）。

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(1)BRSレポート「Global Governance of Plastics and Associated Chemicals」: ⑤(参考)引用文献Bougasの内容

- 前述の論文Bougas et al.(2000)では、論文中でOECD(2009)レポートの結果を引用して、以下のように示している。
  - 当該レポートでは1993年に設定した低懸念ポリマー（PLC）を特定するための基準に基づいて、その基準の妥当性を検証している。
  - その結果、低懸念ポリマーの基準を満たすポリマーのほとんどが人健康に対しても、生態毒性に関しても、懸念が低いことが確認された。
- （JFEコメント） OECD(2009)レポートからは、BRSレポートにおける「懸念」の根拠が確認できない。

【補足】OECD(2009)レポート（Bougas et al., 2000で参照）

「DATA ANALYSIS OF THE IDENTIFICATION OF CORRELATIONS BETWEEN POLYMER CHARACTERISTICS AND POTENTIAL FOR HEALTH OR ECOTOXICOLOGICAL CONCERN」(2009)

https://www.oecd.org/env/ehs/risk-assessment/42081261.pdf

- 上記レポートは、（REACHに）登録が必要なポリマーか、低懸念ポリマーかと特定するための以前の研究を詳細にレビューしたものである。OECDの研究では、豪、加、日、韓、米国からの205のポリマーに関するデータを使用して、ポリマーの特性と健康または生態毒性学的懸念の可能性との相関関係を特定するための分析が行われた。分析のためにポリマーは、米国EPAの基準に基づき、低懸念ポリマー（PLC)とそれ以外の2つのカテゴリーに分類された。
- 主な結果：
  - PLCの基準を満たしたポリマーのうち、87.8%は健康への懸念が低く、生態毒性へのへ懸念も低かった。安全側に立って評価したにも関わらずこれほど多くの PLC が、人健康リスクが明らかに低かったことは注目に値する。
  - ポリマーの数平均分子量(Mn)が低いほど健康または生態毒性学的懸念が高い可能性がある。低分子量のオリゴマー種の含有量を調査した場合にも同様の結果が得られ、その含有量が高いポリマーほど懸念が示される可能性が高かった。
  - 懸念の高いポリマーは、懸念の低いポリマーよりもポリマーの官能基当量(FGEW)が低いことが示唆された。
  - 中間の水溶性値（10-10000mg/L）を持つポリマーの割合が高く、健康への潜在的な懸念が示された。水溶解度が10 mg/L未満のポリマーは、健康への懸念が概して低かった。
  - **PLC 基準を満たすポリマーは、人の健康や環境への影響が軽微である可能性が高いという仮説は支持され**、これらのポリマーに対する規制要件が軽減される可能性が示唆された。

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(1)BRSレポート「Global Governance of Plastics and Associated Chemicals」: ⑥(参考)4章
引用文献Senathirajahの内容

- BRSレポートは、Senathirajah et al.(2022) を引用して、
「懸念のあるポリマーを特定する体系的アプローチを確立する、統合された多基準フレームワークを開発した」
と述べている。
- （JFE補足）Senathirajah et al.(2022)には、以下が報告されている。
  - 21の基準に基づいた半定量的な方法により、ポリ塩化ビニル、ポリプロピレン、ポリスチレンの3つのポリマーが最も有害リスクが高いことがわかった

- 4.プラスチックと関連化学物質の全ライフサイクルにわたるガバナンスのギャップを埋めるための潜在的メカニズム
- 4.2. 懸念のある化学物質とポリマーの特定と対応
- 4.2.1. ハザードの観点から懸念のある化学物質とポリマーを理解する
  - 学術界は、21の基準に基づいて懸念のあるポリマーを特定する体系的アプローチを確立する、統合された多基準フレームワークを開発した（Senathirajah et al.,2022） 。

【補足】

- Senathirajah et al.(2022)（※）
  - 上記論文要旨には以下のように記載されている
    - 21の基準を用いて半定量的な方法を考案したところ、ポリ塩化ビニル、ポリプロピレン、ポリスチレンの3つのポリマーが最も有害リスクが高く、その主なセクターは、建築・建設、包装、消費者・家庭、自動車の各セクターであり、プラスチックの漏出が最も多いのは使用済み段階であることがわかった。

※https://www.sciencedirect.com/science/article/abs/pii/S0304389422001182

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(1)BRSレポート「Global Governance of Plastics and Associated Chemicals」：⑦4章その他記載

- BRSレポートには、UNEPのレポートについて以下を引用している。
  - ポリカーボネート（ペットボトルや箱など）やエポキシ樹脂（缶やボトルの保護膜など）の製造に使用されるビスフェノール類のうち、ビスフェノールA（BPA）は、その内分泌かく乱作用により脚光を浴びているモノマーである

- 4.プラスチックと関連化学物質の全ライフサイクルにわたるガバナンスのギャップを埋めるための潜在的メカニズム
- 4.2. 懸念のある化学物質とポリマーの特定と対応
- 4.2.1. ハザードの観点から懸念される化学物質とポリマーを理解する
  - ビスフェノールA（BPA）は、その内分泌かく乱作用により脚光を浴びているモノマーである。このため、（JFE注釈：このモノマーを添加剤として使用している）多くの国が哺乳瓶などのポリカーボネート・プラスチック材料への使用を制限している・・・（Thoene, et al. , 2020; UNEP, 2019※）。

（JFE注釈：上記ではBPAはモノマーだが、下記では化学物質としてBPAが懸念とされている）

- UNEPは、プラスチックに使用される懸念化学物質のうち、その毒性とプラスチックからの移行の可能性から、最も関連性の高い以下の10グループを特定した（UNEP, 2022※）：主にポリカーボネート（ペットボトルや箱など）やエポキシ樹脂（缶やボトルの保護膜など）の製造に使用されるビスフェノール類（ほか省略）

※UNEP(2019)：https://www.unep.org/resources/report/global-chemicals-outlook-ii-legacies-innovative-solutions

※UNEP(2022)：Chemicals in Plastics. Internal draft (12 May 2022).

（参考）スチレンモノマーの安全性（日本スチレン工業会より）

- スチレンモノマーは多くの機関が発がん性を評価しており、最新の分類では複数の機関が発がん性はないと評価している。

- スチレンモノマーは多くの機関が発がん性を評価しており、最新の分類では複数の機関が発がん性はないと評価している。

- 国際がん研究機構（IARC）は2002年の評価においてスチレンを「発がん性がある可能性がある物質（カテゴリー２Ｂ）」に分類している。
- しかし、国際化学物質安全性計画（IPCS）は、2002年以降に発表されたマウスと人の発がんメカニズムの差異に関する研究結果に基づいて、スチレンは発がん性の証拠がないと評価した。
- EUで最近実施したリスクアセスメント報告書（2007年12月公表）では、「スチレンは発がん性物質に該当しない」と評価された。

機関名	分類
ACGIH（米国産業衛生専門家会議）	A3（確認された動物発がん性因子であるが、ヒトとの関連は不明）
EPA（米国環境保護庁）	未評価（評価中）
EU（欧州連合）	発がん性物質でない
IARC（国際ガン研究機構）	2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）
MAK（ドイツ有害物質評価リスト）	5（許容濃度以下では発がんの恐れはない）
NTP（米国国家毒性プログラム）	R（発がん性があるとする合理的理由がある）
日本産業衛生学会	第２群A（ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる（証拠が比較的十分））ただし暫定 NTPおよびIARCの評価を踏襲している日本産業衛生学会は、スチレンモノマーを発がん性の疑いのある物質としている。

出所：https://www.jsia.jp/safety/styrene-monomer/carcinogen.html

（参考）フタル酸エステルの安全性（塩ビ工業・環境協会より）

- リスク評価によれば、現在の暴露量は人に対して懸念すべきレベルではないといえる。

- 最も汎用性の高い可塑剤であり、全可塑剤の半分近くを占めるフタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（DEHP）は、1940年代から内外で多角的に研究が進められ、その安全性は確認されている。
  1. 急性毒性や皮膚刺激性など極めて低いレベルである。
  2. 人に対する発がん性はIARCでは2Bグループ（ヒトに対して発ガン性のある可能性がある）とされている。（2Bグループの例：コーヒー、ピクルス、携帯電話からの電波など）
  3. 内分泌かく乱作用（環境ホルモン性）がないことが確認されている。
  4. げっ歯類では精巣毒性（生殖毒性）が確認されているが、霊長類では起こらないことが確認されている。
  5. シックハウスとの関連性は低いと考えられる。
  6. リスク評価によれば、現在の暴露量は人に対して懸念すべきレベルではないといえる（「DEHPの詳細リスク評価書」（産業技術総合研究所））。

出所：https://www.vec.gr.jp/anzen/anzen2_3.html

（参考）ポリマーの定義（補足）

- ECETOCのレポートではポリマーに関する用語が下記のように整理されている。
- INC資料からは、このような用語の整理を確認することができない。

- ECETOC（欧州化学物質生態毒性・毒性センター）(※)が2019年に発表したレポート「The ECETOC Conceptual Framework for Polymer Risk Assessment (CF4Polymers)」では、ポリマーのリスク評価のために、ポリマーに関する用語の整理が行われている。
- レポートでは、ポリマー製品に関連するものとして、以下がある、と記載している。
  - polymer product
  - polymeric substance (polymeric macromolecules)
  - Oligomer
  - additive, intentionally added substance (IAS)
  - non-intentionally added substance (NIAS)
  - monomer, unreacted

※ECETOC：化学物質の製造と使用に関心を持つ有力企業がメンバーとなって、科学的に立脚した非営利の商業目的としない団体として1978年に設立。ECETOCは欧州REACHの実装にも、数多くの技術的な報告書を発表することで貢献。

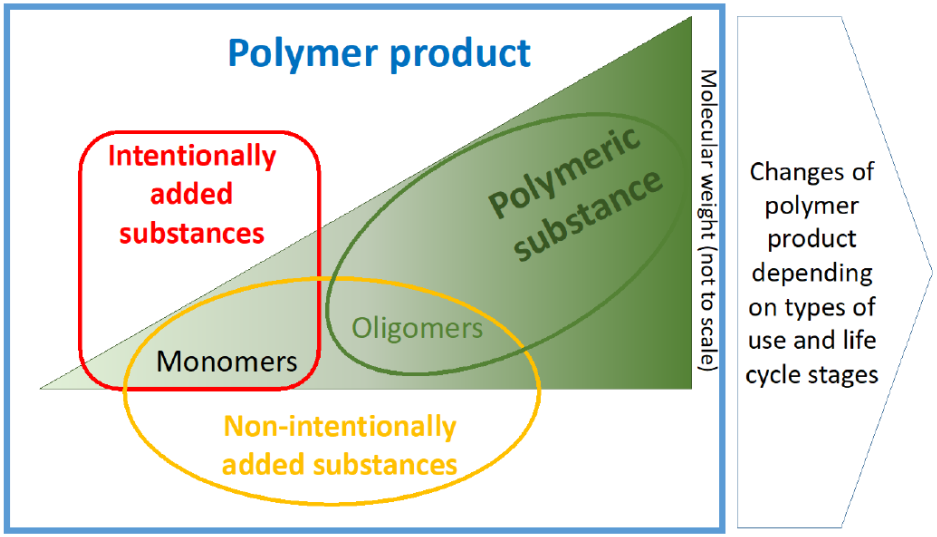


Figure 1: Components and aspects of polymer products covered by the CF4Polymers

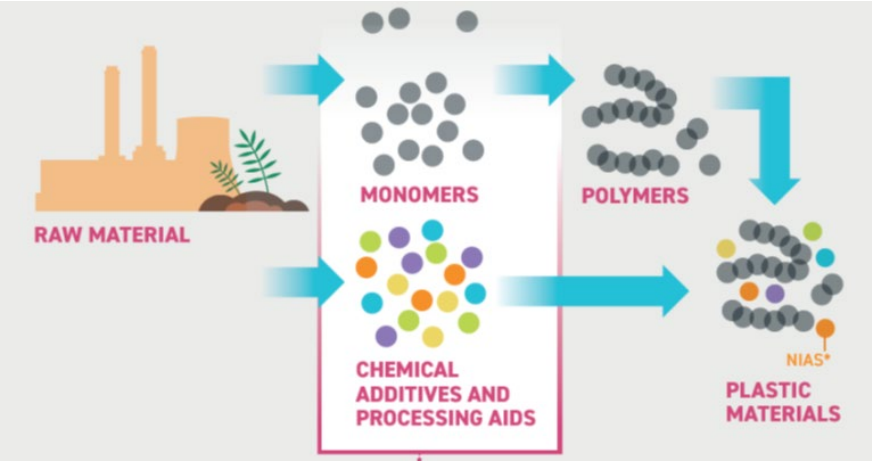
それぞれの関係が左図のように整理できることを示している。

***Footnote to Figure 1:** This illustrative Figure is not to scale, i.e. neither scales nor font size are indications of quantities or sizes of the components of the polymer product. Polymer macromolecules pertain to the molecular weight (Mw) distribution upper range); whereas oligomers pertain to the Mw distribution lower range. Intentionally added substances (IAS) include, e.g., antioxidants, UV filters, surfactants, plasticisers, processing aids, solvents. Non-intentionally added substances (NIAS) include, e.g., impurities, contaminants, degradation / decomposition products of the polymer, of raw materials or of additives. Depending on the polymer product, oligomers can be regarded to be either part of the polymeric substance or NIAS; and unreacted monomers can be regarded to be IAS or NIAS.*

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(2)「Chemicals in Plastics」①

- 「懸念のあるポリマー」という用語は同レポート中に確認できない。
- 「懸念のある化学物質」という用語は同レポート中で使われている。
- 同レポートでは、「ポリマーは化学物質に含まれる」、と整理している。

- 1.はじめに
  - ➢すべてのプラスチックは、基本的なポリマーや溶剤などの化学物質、可塑剤、難燃剤、安定剤、顔料などの添加剤、化学合成やプラスチック製造の段階で不完全に処理された結果生じた意図しない化学残留物からできている。
  - ➢ポリマーは、1種類以上のモノマーの配列からなる天然または合成の長鎖物質である（欧州委員会2006、Rossi and Blake 2014）。プラスチック材料の骨格を形成する。
  - ➢化学物質の観点から見ると、プラスチック製品は、1種類以上のポリマー、充填剤、数種類の添加剤、および多くの（しばしば未確認の）NIASの複雑な混合物である。



1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(2)「Chemicals in Plastics」②

- ポリマーの生産時に、懸念のある化学物質が使用されたり、排出されたりする、と指摘している。
- また、ポリマーの中には、有害性のあるモノマーから合成されるものがあり、それにより、製造時の労働者への曝露や、そうしたモノマーが環境に放出されることによる周辺環境への影響が指摘されている。

- 1.はじめに
  - ➢ これらの懸念のある化学物質の多くは、石油やガスの採掘、ポリマーや化学物質の生産から、プラスチックの製造、使用、使用後の管理に至るまで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて使用、排出、放出されている。
- 3.4.1 職業暴露（3.プラスチック中の化学物質への生態系と人の曝露）
  - ➢ポリウレタン、ポリアクリロニトリル、PVC、エポキシ樹脂、スチレン系共重合体（ABS、SAN、HIPS）などのポリマーファミリーを含め、年間生産量が100万トンを超えるポリマーのいくつかは、変異原性および/または発がん性（カテゴリー1Aまたは1B）に分類されるモノマーから合成されている。Lithner et al.（2011）が調査した55種類のポリマーのうち31種類は、ランク付けモデルの5つの危険レベルのうち、最も高い2つのレベルに属するモノマーでできていた。労働者はまた、健康への悪影響が発生する可能性のあるレベルの添加剤に曝露されている（Väisänen et al., 2019 ; Stefaniak et al., 2021）。

1. 懸念のある物質に関するUNEP報告書
(2)「Chemicals in Plastics」③

- ポリマー中に含まれる有害な物質が、環境中に放出される可能性に関連して、Chemicals in Plasticsでは以下のような点を挙げている。

- 4.2.6 環境を介した曝露評価の改善（4.ハザード、曝露、リスク評価におけるギャップと改善点）
  - シーラントやコーティングなどのポリマーから環境中へのPCB放出と、それに関連するヒトの食物を含む動物への蓄積、およびヒトへの曝露は、製品のライフサイクルに沿って文書化されている（Weber et al.2018b）。
  - 最近、主要な種類の熱可塑性ポリマーの環境分解とその経路に関するデータがまとめられた（Chamas et al.2000）。
  - 埋立地には、ゆっくりと分解し、添加物やBPAのようなモノマー(Gomi et al. 2022)、そしておそらくその他の分解生成物を放出するプラスチックの最大のインベントリがある。・・・個々のポリマーの長期的な分解や関連する放出など、さらなる研究が必要である。
  - 化学混合物のリスク評価に加え、ポリマーのリスク評価も必要である。

2.INC.2オプションペーパー（UNEP/PP/INC.2/4）

- B.3の「潜在的な核となる義務：懸念のある化学物質とポリマーの生産、消費、使用の禁止、段階的廃止、および/または削減」には、**“懸念のあるポリマー”**について以下のように記載されている。
- **“懸念のあるポリマー”**について詳細な用語の説明については言及されていない。

- プラスチックの生産は、化学添加物の使用と関連している。
- プラスチックに使用される10,000種類以上の化学物質のうち、およそ4分の1が人間の健康と安全にとって潜在的な懸念がある。
- これらの化学物質は、製造工程で添加されるか、あるいは意図せずに添加された副産物、分解生成物、汚染物質である。
- **プラスチックに含まれる有害な化学物質や懸念のあるポリマー**の使用を禁止するか、それが不可能な場合は削減することで、人の健康と環境を守る可能性がある。
- **有害化学物質や懸念のあるポリマー**の削減と排除は、他の対策と組み合わせることで、プラスチックのリサイクル性を高め、プラスチック循環経済の範囲を広げることに貢献することができる。

2. INC.2における上記（１）補足資料（UNEP/PP/INC.2/INF/4）及び各国のステートメント①

- II.B.「B.潜在的付属書：ポリマー、懸念化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質の決定基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期」に、**下記（太字）**の記載がある。
- これらの基準は、 EU、スイス、ノルウェーから提案された。

- II.将来の文書の附属書候補の内容に関する追加情報
  - B.潜在的附属書：ポリマー、懸念のある化学物質のリスト、懸念のあるポリマーと化学物質の決定基準、禁止、段階的廃止、削減、管理の可能な時期
    - **(i) 懸念のあるポリマーと化学物質を決定するための潜在的な基準：**
      - a. 環境および/または人の健康に有害で、以下の性質を持つ化学物質または化学物質群 を含む：
      - **b. 安全で高品質な二次材料のリサイクル性または循環性を阻害する：**
        - **(a) 容易にリサイクルできないポリマー；**
        - **(b) 特定の化学物質、化学物質群、ポリマー、ポリマーミックスの使用**（再利用リサイクル性を高め、無害な二次市場を開発するために製品構成を単純化する）；
        - (c) 臭素系難燃剤
      - c. 環境中での分解が遅い、あるいは分解されないことによるものを含む、放出のリスク：
      - d. オゾン層破壊物質および地球温暖化物質
      - **e. 懸念の高いポリマー**
      - f.プラスチック製品からの移行／放出の可能性がある

2. INC.2における上記（１）補足資料（UNEP/PP/INC.2/INF/4）及び各国のステートメント②　（参考）

- INC事務局により提案された基準案と、各国ステートメント中での提案状況

b. 安全で高品質な副資材のリサイクル性や循環性を阻害

事務局案(INC2_information４)	EU	スイス	ノルウェー	HAC	AOSIS
(a)容易にリサイクルできないポリマー	◎	◎			◎
(b)特定の化学物質、化学物質群、ポリマー、ポリマーミックスの使用（再利用リサイクル性を高めるために製品構成を簡素化し、無害な二次市場を開発）		◎	◎	◎	
(c)臭素系難燃剤	◎				

d. オゾン層破壊物質および地球温暖化物質

e. 懸念の高いポリマー

f. プラスチック製品からの移行／放出の可能性

事務局案(INC2_information４)	EU	スイス	ノルウェー	HAC	AOSIS
d.オゾン層破壊物質および地球温暖化物質			◎		
e.懸念の高いポリマー			◎		
f.プラスチック製品からの移行／放出の可能性。			◎	◎	

3. INC.2前、INC２中、INC後の各国ステートメント

- EU、スイス、ノルウェーからの提案（2023年2月〆切の各国ステートメント）には、以下の記載が確認できるが、具体的な基準の内容（例えば、容易にリサイクルできないポリマーは何なのか、懸念の高いポリマーとは何のか、等）については言及されていない。
  - 問題のあるモノマー／ポリマー
  - 特定のポリマー
  - 最も有害なポリマー
- 複数の国が、「懸念のある化学物質・ポリマー」の用語の定義づけが必要であると指摘している。

国名	ステートメント中の「懸念のあるポリマー」に関連した記載
EU	• 懸念物質や懸念のあるポリマーの基準は科学的根拠に基づく必要がある。 • 【循環設計】例えば以下のような製品側面を改善するためのエコデザイン基準を定めることができる：(e) 化学組成。懸念のある添加物、問題のあるモノマー／ポリマーをその添加物や成分を含めてすべて避けることを強調する。
スイス	• これらの段階的廃止規定は、最も問題のあるポリマー、化学物質、プラスチック製品をプラスチックのサプライチェーンから排除するものである。 • 段階的廃止規定は特定のポリマー、化学物質、プラスチック製品にのみ適用される。 • 懸念のあるポリマーや化学物質、特定のプラスチック製品を特定するための基準を附属書に記載すべきである。
ノルウェー	• 化学物質の簡素化につながる選択肢を追求することに前向きである。これは、最も有害なポリマー や懸念のある化学物質を排除する義務と並行して進める必要がある。 • プラスチックに使用される特定のポリマーや化学物質（軟化剤、安定剤、着色剤など）は、人の健康や環境に長期的な悪影響を及ぼす、あるいはプラスチック廃棄物のリサイクルに障害をもたらす。 • 【循環設計】プラスチック製品は、プラスチック材料の安全な循環を可能にするために、懸念のある化学物質やポリマーを含まない再生プラスチックを含有しながら、再利用やリサイクルが可能な設計にする必要がある。
複数国	• 何が懸念のある化学物質・ポリマーなのか、を定義する必要がある。 （グアテマラ、ロシア、イラン、UAE、サモア）

① 会合概要作成と我が国への影響分析

(c) INC第3回会合

a) 会合概要

b) 我が国サブミッションの概要

c) 各国サブミッションの整理・分析

- 海洋プラスチック汚染に関する政府案交渉委員会（INC）第3回会合（INC.3）にオンライン参加し、会議録及び会合概要を作成するとともに、INC.3前後に各国・地域等から提出されたINC議論に関わるサブミッションの内容を収集・整理し、意見の方向性や地域性等について分析した。

a） 会合概要 (i)会合全体概要

- 2023年11月13日から11月19日まで、ケニア共和国のナイロビにおいて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた第3回政府間交渉委員会（INC3）が開催された。

【議事概要】

1. 開会
   UNEP事務局長やINC.3の開催国であるケニアの大統領らによる開会の挨拶が行われた。
2. 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の準備
   11月11日に行われた準備会合（preparatory meeting）の要旨についての説明と、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の草案ゼロ（UNEP/PP/INC.3/4）に関して、主に地域グループの代表国がステートメントを発表した。
   その後、議長は、草案ゼロとINC.2で議論されなかった要素に関して提出された文書に関する統合報告書、及び今後の議論の進め方に関してこれまで出された見解を基に、3つの作業グループ（コンタクトグループ；CG）の設置と議論の進め方に関する具体的なガイダンスについて説明した。その後オブザーバーによるステートメントの発表が行われた。
3. 各CGによる議論（非公開）
4. 各CGの議論の結果の報告
   各CGの共同議長より、本会合で行われた議論の要旨について報告され、一部のメンバー国から意見が出された後、議長より今後の進め方について提案された。
   CG2が時間内に議論を完了し、文書がINC.3ウェブサイトのインセッション文書に掲載された。CG3のテキストについては、事務局がフォーマットの統一と誤植の訂正を行い1つの改訂版テキスト（英語）として2023年12月31日までにウェブサイトに掲載する。なお、CG3についてはさらなる議論の時間が必要であることが確認された、最終的に会期間中の合意には至らなかった。
5. 役員の選出
   議長と副議長2名について議長より説明があり、その後、選出された。
6. 今後の会合予定
   INC.4は2024年4月21日から30日の間の7日間、INC.5（韓国・釜山）は2024年11月25日から12月1日に実施されることが決定した。アジェンダの採択
   暫定議題（UNEP/PP/INC.3/L.2）に基づき、アジェンダが採択された。
7. 閉会

1．CG1（ゼロドラフトPart I.目的･Part II）の議論の概要

- 全体として、加盟国は活発で建設的な議論を行った。
- ゼロドラフトの様々なオプションについて多様な意見が表明され、いくつかの要素では、ヌルオプションを含む新たな提案が追加された。

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart I.目的

- プラスチック汚染を終わらせること、プラスチック汚染から海洋環境を含む人間の健康と環境を守ることを目的に含めるべきだという意見に収束した。
- 目的は広範であるべきとの意見で一致した。

【多数派/強調意見】
- 持続可能な開発を目的に加えることを支持
- この文書がプラスチックの全ライフサイクルを包含する必要性を強調
- UNEA 5/14を基準とすることを指摘
- 持続可能な開発の達成に貢献しつつ、プラスチックの利用とプラスチック廃棄物の両方を管理するというオプションを支持
- 他のMEAsとの整合性の必要性を強調
- 簡潔で短く、建設的であるべきと強調

【少数/複数に分かれた意見】
- プラスチック汚染の終息に主眼を置くか、それとも人間の健康と海洋環境を含む環境の保護に主眼を置くかについては、異なる意見が表明
- 目的をスコープのセクションに入れた方がよい。目標は文書の他のセクションで扱うことができると提案
- 期限付き目標への支持を表明。他方、この提案に難色を示す国もあった。利用可能な最善の科学に基づく場合にのみ、期限付き目標を検討できる、と述べた国もあった。
- この文書の焦点はプラスチック汚染と廃棄物管理であるべきだと強調。他方、これは目的ではなく手段である、と考える国もあった。
- 正当な移行とすべての汚染源を含めることに言及。
- プラスチックのライフサイクルにおける全作業員（workers）への配慮、特に SIDS への技術支援、国境を越えた河川のような他の水生系への言及の盛り込みが指摘
- 定義づけ

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II. 1.1次プラスチックポリマー

- 一次プラスチックポリマーの製造が人健康または環境に及ぼす潜在的な悪影響を防止・緩和する規定を新しい文書に含めることに多数の加盟国が賛成を表明した。
- 一方で、本要素自体を本文書に含めることに反対する意見も複数出された。
- また、一部の国からは、人健康や環境に懸念のある1次プラスチックポリマーや、安全な循環型経済には適さない問題のある回避可能なポリマーに限定する、という意見も出された。

【多数派/強調意見】
- 一次プラスチックポリマーの製造が人の健康または環境に及ぼす潜在的な悪影響を防止・緩和する規定を新しい文書に含めることに賛成

【少数/複数に分かれた意見】
- 1次プラスチックポリマーに関する要素を含めることに反対。無効の選択肢（null option）を提案。文書全体にポリマーまたは一次ポリマーを含めることに反対
- 人の健康や環境に懸念のある一次プラスチックポリマーや、安全な循環型経済には適さない問題のある回避可能なポリマーに焦点を当てるという意見も表明
- 市場ベースの措置を含めるか、財政的インセンティブを含めるかについては、意見が分かれた。
- 途上国の国情、
- SIDSの特別な状況、
- 社会経済的・文化的な影響を考慮する必要性、
- 科学に基づく措置、
- 適切な代替品や代用品が利用可能であることを基本とする必要性
- 共通だが差異ある責任とそれぞれの能力の検討については、多様な意見が表明
- 附属書の内容や位置づけについても、異なる意見が表明

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II. 2.懸念のある化学物質・ポリマー

- 化学物質や化学物質群の使用に関する措置については広範な支持があった。
- 一方で、本要素を含めることへの反対、無効のオプション（null option）の追加要請もあった。
- 化学物質とポリマーは異なる概念であるとして、本要素では、化学物質のみを対象とすべき、との意見も出された。

【多数派/強調意見】
- 化学物質や化学物質群の使用に関する措置については広範な支持
- 他の MEAs との重複は避けるべきと警告
- 科学的根拠、リスクベース、危険有害性（ハザード）ベースのアプローチ、安全で無害な循環型の必要性について支持が表明
- 代替品の利用可能性、先住民の知識、小国の限られた能力の強調

【少数/複数に分かれた意見】
- この項目を将来の文書に含めることに反対し、無効のオプション（null option）を追加するよう要請
- 化学物質とポリマーは異なる概念であると指摘
- 世界的に調和された情報に関し、多様な意見が表明
- 附属書に関し、多様な意見が表明
- 取引を混乱させかねない技術的障壁への警告
- 最もリスクのあるwaste pickers、女性、若者を含む脆弱なグループへの注意
- 懸念のある化学物質およびポリマーのリストの時間外改定に対応する補助機関の提案
- 2.3.4.の要素の統合、柔軟性を持たせつつ、リスクのレベルに応じた対策の提案（一団）

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II．3a.短寿命・単回使用プラスチック

- 様々な意見が出され、中には無効のオプション（null option）への支持を表明する国もあった。
- エッセンシャルユース（食品、衣料分野等）の例外の必要性も強調された。
- 国情への配慮も強調された。

- 様々な意見が表明

【多数派/強調意見】

- 特に医療分野や食品分野など、エッセンシャルユースの例外の必要性を強調
- 国情への配慮を強調

【少数/複数に分かれた意見】

- 無効のオプション（null option）への支持
- 特に途上国において、waste pickersを含め、弱い立場にある人々や労働者に対する措置の悪影響の可能性への警告
- 実施手段、たばこフィルター、代替品、科学に基づくアプローチ、伝統的知識、人の健康および環境への配慮、技術的な利用可能性、実現可能性およびアクセス可能性、有害な代替品または代用品を回避する必要性など、基準リストまたは製品リストの作成に関する表現の要請

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II．3b.意図的添加マイクロプラスチック

- 全般的に支持する意見が出された。

【多数派/強調意見】
- 全般的に支持

【少数/複数に分かれた意見】
- 定義付けをさらに進める必要性を指摘

4.要請に応じて締約国が利用可能な適用除外

- 本要素をさらに議論することに前向きであることを表明する国もあったが、他の事項に関する実質的な議論の終了を待つ必要性を強調する国もあった。
- 本要素を含めることに懸念を表明する国もあった。

【多数派/強調意見】
- 他の事項に関する実質的な議論の終了を待つ必要性を強調

【少数/複数に分かれた意見】
- 本要素をさらに議論することに前向きであることを表明
- 手順と有効期限についての意見を表明
- 適用除外を含めることへの懸念を表明

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II．5.製品の設計、構成、性能

- 本要素の重要性が広く認識された。
- サブ要素a~d全てについて、グローバルな基準、目標、最小限の再生プラスチック含有量を盛り込み、プラスチック代替品の研究開発を奨励しないオプション1を支持する国が多数であった。
- 一方で、サブ要素a~d全てについて、各国の事情を考慮した国別決定措置を認めるオプション2を支持する国もあった。
- 他方、aについてはグローバルな基準を優先し、b~dについては国別決定措置を優先する混合オプションを選択する国もあった。

- 要素、サブ要素、オプションについて多様な意見を表明

【多数派/強調意見】
- 本要素が重要であることを広く認識
- a~dすべてを通じて、グローバルな基準、目標、最小限の再生プラスチック含有量を盛り込み、プラスチック代替品の研究開発を奨励しないオプション1を支持
- 廃棄物ヒエラルキーと3R原則を強調

【少数/複数に分かれた意見】
- a~dすべてを通じてオプション2を支持。各国の事情を考慮した国別決定措置を認める。
- 一次プラスチックポリマーを直接削減すべきではなく、ライフサイクル評価に基づき、技術的、社会的、経済的に実現可能な代替品や代替物質が利用可能であることを条件に措置を講じるべきと指摘
- 定義についての要望。定義が明確化されるまでは保留。
- 附属書の作成は不支持
- 包装、漁業、農業、繊維を含めることができ、セクターの優先順位付けをさらに精緻化すべきであるとの言及の下、セクター別および製品別のアプローチによる新しい条文を提案
- この条文の下で、水と食品の安全性を確保する必要性にも言及
- aについてはグローバルな基準を優先、b~dについては国別決定措置を優先、という混合オプション
- d.バイオベースの代替品を含めるべきかどうか議論。

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II．6.非プラスチック代替品

- 本要素について幅広い支持が表明された。
- 一方で、「5.製品の設計・構成・性能」のd(代替プラスチックとプラスチック製品）、b（プラスチックとプラスチック製品の削減・再使用・再充填・修理）に移すべき、との意見出された。

【多数派/強調意見】
- 幅広い支持

【少数/複数に分かれた意見】
- 本要素を5.d（代替プラスチックおよびプラスチック製品）または5.b（プラスチックおよびプラスチック製品の削減、再利用、再充填、修理）に移すべき
- 科学的根拠に基づくアプローチ、完全なライフサイクルアプローチ、協力メカニズム、持続可能な解決策を奨励するスキーム、国情など
- 科学界や産業界に代替品の開発を奨励することについて言及

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II．7.拡大生産者責任

- EPRは極めて重要であり、汚染者負担原則を条約の中心的な要素として、生産者の説明責任を強調し、CBDRに言及する加盟国もいるなど、幅広い支持が表明された。
- 新しいオプションを提案する国はほとんどなかった。
- 各国の主権的権利と各国の能力が強調された。

【多数派/強調意見】
- EPRは極めて重要であり、汚染者負担原則を条約の中心的な要素として、生産者の説明責任を強調
- CBDRに言及
- 新しいオプションを提案する加盟国はほとんどなし
- 各国の主権的権利と各国の能力を強調

【少数/複数に分かれた意見】
- EPRをいくつかの手段の一つと考え、オプションなしを提案
- 本要素を「9.廃棄物管理」の下に置くことを検討
- 正当な移行との関連性、waste pickersの重要性を指摘。SIDS に対する柔軟性を提起。
- セクター別アプローチについて検討
- クレジット制度などの革新的な解決策に言及

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II．8.ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出

- 多くの国が本要素への支持を表明した。
- 他の規定との重複の可能性に疑問を呈する発言もあった。
- 主な排出源と放出経路を特定することを求める発言もあった。

【多数派/強調意見】
- 本要素への支持を表明
- ライフサイクル全体を通してプラスチックの排出と放出を防止することの重要性を強調
- マイクロプラスチックの非意図的な排出や放出に取り組むという課題が強調。この点に関するセクター別アプローチも提案。

【少数/複数に分かれた意見】
- 規定のスコープの変更を求め、廃棄物管理など他の規定との重複の可能性に疑問を呈し、他の規定でより適切に対処できる問題を指摘
- 主な排出源と放出経路を特定するよう要請
- 利用可能な最善の技術と最良の環境慣行の適用と技術革新の促進が重要

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II. 9a.廃棄物管理

- オプションに対する支持は様々であったが、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理に関する技術指針を参照したバーゼル条約や、IMO、FAOの下での制度など、既存の国際文書やメカニズムとの整合性や重複回避の重要性について繰り返し言及された。

- オプションに対する支持は様々

【多数派/強調意見】

- 廃棄物管理に関する既存の国内措置や、資金調達や技術移転を考慮する必要があるプラスチック廃棄物管理に関する各国の能力の違いなど、各国の事情を考慮することも重要
- 公正な移行の重要性が強調

【少数/複数に分かれた意見】

- プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理に関する技術指針を参照したバーゼル条約や、IMO、FAOの下での制度など、既存の国際文書やメカニズムとの整合性や重複回避の重要性が繰り返し言及
- セクター別アプローチと漸進的な規定実施の提案

9b.漁具

- 本文書が漁具のライフサイクル全体および漁具による既存の汚染に対応する必要があると強調する意見が出された。
- 一方で、本要素に関する条項の削除を求める意見も出された

【少数/複数に分かれた意見】

- 本文書が漁具のライフサイクル全体および漁具による既存の汚染に対応する必要があると強調。関連条項の代替配置を提案
- これらの条項の削除を要請

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II．10a.リストされた化学物質、ポリマー、製品の取引

- オプションに対する加盟国の支持は様々であった。
- いかなる取引措置もWTOの規則を超えるべきではなく、健全な科学的証拠に基づき、グローバルスタンダードを適用すべき、との意見が多数表明された。
- 一方で、取引制限に反対する国もあった。

- オプションに対する加盟国の支持は様々

【多数派/強調意見】
- いかなる取引措置もWTOの規則を超えるべきでないと指摘
- 健全な科学的証拠に基づき、グローバルスタンダードを適用すべき

【少数/複数に分かれた意見】
- 規定を文書から削除することに留保を表明
- 取引制限に反対
- 化学物質のみに適用される規定を指摘
- 非締約国との取引も含めるべきとの指摘
- 取引の透明性促進は重要
- プラスチック廃棄物のリサイクル能力が限られている等、SIDSの特殊事情も考慮に入れるべき

10b.プラスチック廃棄物の越境移動

- 多数の国が、プラスチック廃棄物の越境移動を適切にカバーするバーゼル条約との重複を避けるよう要請した。

【多数派/強調意見】
- プラスチック廃棄物の越境移動を適切にカバーするバーゼル条約との重複を避けるよう要請
- 新文書の規定は、隙間のある非有害プラスチック廃棄物に対応し、違法通行の制限を目指すべき

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II. 11.海洋環境を含む既存のプラスチック汚染

- 多様な生態系における既存のプラスチック汚染に対処する条項の重要性については、全般的な支持があった。
- MARPOLや地元の伝統的知識、先住民の知識など、既存の文書を土台とすることの重要性が強調された。
- 関連技術に関する情報を共有し、共通のアプローチでデータを収集する必要性が強調された。

【多数派/強調意見】
- 多様な生態系における既存のプラスチック汚染に対処する条項の重要性について全般的な支持
- MARPOLや地元の伝統的知識、先住民の知識など、既存の文書を土台とすることの重要性が強調
- 関連技術に関する情報を共有し、共通のアプローチでデータを収集する必要性が強調

【少数/複数に分かれた意見】
- 本文書が効果的であるために、より強力な規定が必要と主張
- 国家レベルを含め、プラスチック汚染の現状を評価し、環境中のプラスチックを監視する措置が提案
- 既存の国別行動、さまざまな能力、適切な資金調達の必要性に注目
- 国の管轄権を超えて適用される措置については、意見が分かれた。

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II. 12.公正な移行

- 多くの加盟国にとって極めて重要であり、先住民や社会的弱者、女性、若者に特別な配慮がなされ、waste pickersの重要性と統合が認識された。。

【多数派/強調意見】
- 極めて重要であり、先住民や社会的弱者、女性、若者に特別な配慮がなされ、waste pickersの重要性と統合が認識

【少数/複数に分かれた意見】
- 文書に先住民を含めるよう明確に言及
- waste pickersという用語に言及。この用語は定義されなければならず、規定にももっと強く含めるよう要請。
- 公正のための実施手段との明確なリンクに言及
- 不平等の削減に言及
- 本措置は国内計画に含めることが可能

2．要素ごとの議論の概要：ゼロドラフトPart II. 13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

- 多くの国が本要素への支持を表明し、世界的な化学物質の枠組みなど既存の取り組みとの補完性を確保しつつ、透明性を促進し、情報に基づいた意思決定を可能にするため、世界的に調和された表示と情報開示を行うことの重要性を強調した。
- 本要素の対象に1次プラスチックポリマーを含めることに反対する意見が出された。

【多数派/強調意見】
- 本要素を支持
- 世界的な化学物質の枠組みなど既存の取り組みとの補完性を確保しつつ、透明性を促進し、情報に基づいた意思決定を可能にするため、世界的に調和された表示と情報開示を行うことの重要性を強調
- 報告義務を強調
- 国ごとの事情を強調

【少数/複数に分かれた意見】
- 一般にアクセス可能なデータベースでの化学物質組成の開示が支持
- 生産者や重要な生産者に対し、含有化学物質に関する情報を提供する普遍的な義務を課すことも支持
- 本要素を国内計画に含めることも提案
- 本要素を製品設計に関する要素5の下に移すことも提案
- すべてのプラスチックおよびプラスチック製品のライフサイクルを通じた化学組成に関する調和された情報を開示する義務について、輸出業者を追加することが提案
- この条項に一次プラスチックポリマーを含めることに反対
- この規定によって取引障壁が生じることがあってはならないと指摘
- モニタリングと追跡については、会期中の作業も提案

b） 我が国のサブミッションの概要
１．INC３に向けた日本のサブミッション内容（part a）-1

INC2にて以下の内容について各国サブミッションの提出が求められ、概要は下記の内容で９月15日に提出。
＜a. INC2で未議論の項目（スコープ、原則）、b. INC2で議論不十分の項目（定義、懸念のある化学物質等）＞

１．スコープ

- UNEA5／14（参考1）に則して、プラスチックのライフサイクル全体で包括的なアプローチに基づくものであるべき。
- 他の**既存条約との重複を避ける**べき。
- 新条約の各条項について検討する中でスコープは特定されていくため、スコープ設定自体を別途議論する必要は必ずしもない。

1．INC３に向けた日本のサブミッション内容（part a）-2

2．原則

既に合意されている原則については前文で言及することや各条項でその趣旨を反映して規定すれば十分であり、原則を列記した条項は必ずしも必要ではない。

- **予防原則**;予防原則については国際的な定義がないことを強調し、本条約においては、予防原則が**確固たる科学的根拠なし**にプラスチック製品の制限禁止措置を安易に正当化するために用いられるべきではない。
- **拡大生産者責任**;拡大生産者責任が共有原則として新条約にどのように導入されるか議論する前に、プラスチックの循環の状況は**各国によって状況が異なる**ことを踏まえつつ、EPRの考え方や各国でのEPRの適用には**一律の原則ではなく、適度な柔軟性が必要**であることについて、まずは共通認識を持つ必要がある。
- **reliance on best available science**;特に、問題があるプラスチックなどの定義やマイクロプラスチックの人健康への影響については、**十分な科学的知見**に基づいた議論がなされるべきである。
- **Plastic application approach**;プラスチック製品の廃棄物は、**製品の用途によって環境や人体への漏洩リスクが異なる**ため、製品の種類ごとの特性を考慮して対処すべき。

3．その他提案

- **Overall target;**2040年までにプラスチック汚染の追加的な発生をゼロにするという野心をもって、プラスチック汚染に迅速に対処するという共通のコミットメントを共有するため、文書の中で全体的な目標年「2040年」に明確に言及することが非常に重要。

2．INC３に向けた日本のサブミッション内容（part b）-1

１－１．定義

- **マイクロプラスチック**;マイクロプラスチックは、UNEA決議、UNEP報告書、GESAMP報告書で示された説明等を踏まえて、国際約束の中で定義すべき。他方で**プラスチック片のサイズや形状等によってハザードや対策手法が異なる場合もある**ため、マイクロプラスチック対策は、慎重に検討すべき。
- **プラスチック汚染**;ライフサイクル全体にわたるプラスチック材料や製品の生産と消費から生じる悪影響と排出と考えることができる。主な焦点は、**人間や生物・非生物環境に悪影響を及ぼす可能性のある、誤った管理によるプラスチック廃棄物、プラスチック物体や粒子の漏れや蓄積**である。

2．INC３に向けた日本のサブミッション内容（part b）-2

１－２．基準

プラスチック汚染の定義を明確化した上で、海洋環境含むプラスチック汚染の終焉の為にどういった措置を執るべきなのか、どういうリスクを本条約で防止しようとするのかの議論が先決。
化学物質やポリマー、問題のあるプラ製品の規制については、その必要性や、仮に規制が必要な場合のクライテリアの設定には、専門家から提供される**科学的根拠に基づいて**、正式プロセスにおいて検討されるべき。
既存の国際枠組みの下での措置との重複や不整合を排除し、連携を促進していく必要がある。
ハザード・ベースの分析よりも**リスク・ベースの分析**が必要。また、仮にクライテリアに基づくリスク評価の結果、特定の化学物質等をリストで特定する場合であっても、対策手法については、国ごとの事情を踏まえ、各国において適切な措置が取られるべき。この為、ハザード・ベースの評価結果を基に、単純にリスク（懸念）のある化学物質としてリスト化することは不適切。

- **プラスチック中の懸念化学物質**;UNEA決議パラ3（k）をよく考慮に入れることが必要。関連する地域・国際的な条約、枠組み、機関のそれぞれのマンデートを認識し、**重複を避け**、相互補完的な役割を推進できるよう協力・調整することが必要。
- **問題のあるプラスチックポリマー**と製品、および関連する用途;一律的な行使ではなく、**各国の状況や既存の国内措置**を考慮の上検討すべきである。
- **循環性、再利用などの設計**;製品の特性と使用方法を考慮して、主要な**製品グループ**ごとに**各国で策定**される必要があり、また、新条約は、ガイドラインを検討するに当たっての共通の要素を含むガイダンス文書を提供することが効果的。
- **代替品、代用品**;代替品が必要な分野を特定した上で、代替品の**研究開発を促進**すべく、利用可能な技術や資金を有する主体が協力しやすい仕組みを作ることが重要。

2．INC３に向けた日本のサブミッション内容（part b）-3

１－４．マイクロプラスチックの潜在的放出源（用途とセクター）

- マイクロプラスチックについては、**一次マイクロプラと**、大きなプラスチックが劣化微細化して発生する**二次マイクロプラと区別して排出源と排出量の推計を評価すべき**。
- 意図的使用・添加に関しては、グッド・プラクティスを各国と共有し、対策の検討を深めたい。
- 非意図的放出の規制については、現在と将来にわたって技術的にどのようなことが可能であるのかの特定が必要。

２－２．国別行動計画

- 計画の作成は主要義務に位置付けるべき。
- 国別行動計画の記載内容は、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組み」の下での各国からの報告フォーマットを参考に議論を進めることができる。国別行動計画への記載事項については、各締約国間での取組の比較可能性を確保して更なる改善を進めていくとの観点等から、計画の項目と報告項目を共通のものとすることが望ましい。
- 国別行動計画において各国が長期戦略を策定することを義務とすべき。

２－５．技術移転

- 支援対象分野・必要な技術などターゲットを絞った援助にする必要がある。
- 知的財産権の保護の観点からも、on mutually agreed termsの文言は必要不可欠。

2．INC３に向けた日本のサブミッション内容（part b）-4

2－6．資金調達メカニズム

- 既存の二国間支援や地球環境ファシリティ（GEF：Global Environment Facility）等の既存の資金メカニズムの活用といった公的資金に加え、民間企業（private sector）のボランタリーベースの基金を含むあらゆる資金源を活用することが、この問題の解決のためには重要。

2－7．グローバルプラスチック汚染課金を含む資金動員

- プラスチックへの課金、課税、課徴金、EPRシステムといった適切な政策の選択は、各国の実情に基づくことが効果的であるため国に委ねられるべきであり、**ボランタリーな措置**であるべき。このため**世界一律に**、製造業者や輸入業者にプラスチックの**手数料、税金または課税を設定**することには**不適切**である。

c) 各国サブミッションの整理・分析
(i) 日本と類似・相反意見の整理

- 2023年9月15日提出締め切りで各国から提出されたサブミッションについて、「1次プラスチックポリマー」「問題のある回避可能なプラスチック」「懸念のある化学物質・ポリマー」について、INC-2までに日本と類似した意見が表明されていた国と、日本とは相反する意見が表明されていた国を抽出し、整理した。

1．1次プラスチックポリマー-1

- 中国と中東は、1次プラスチックポリマーの生産制限に反対を表明している。
  - プラスチックは有用素材であり、使い捨てプラスチックとは異なり、耐久性のある材料として使用されている。
  - プラスチックは種類別（用途別）に個別措置をとる。
  - 責任ある生産・消費・リサイクルが優先事項である。

国	1次プラスチックの生産制限に反対
中国	• 【反対】プラスチックポリマーの生産を制限することは、プラスチック汚染に対する直接的な解決策ではなく、文書の義務を超えているため、文書に含めるべきではない。 • 【有用素材・使い捨てプラとの違い】世界レベルでは、約 300 種類のプラスチックが生産され、その半数以上がほぼすべての最終製品の構造部品や機能部品などの耐久性のある材料として使用されている。プラスチックは、自動車や電気機器の金属、建築分野の木材の代替品となり得る。これらの種類のプラスチックは、その目的、寿命、管理手段、および環境への潜在的な汚染の点で、使い捨てプラスチックとは大きく異なる。 • 【種類別段階的措置による管理の有効性向上】この文書は、UNEA 5/14 で要求されているプラスチックの全ライフサイクルの枠組みの下で、プラスチックの種類を分類し、異なる段階的な措置を採用することにより、管理の有効性を向上させるための優先プロセスに焦点を当てるべきである。
サウジアラビア UAE カタール	• 【有用素材】一次プラスチックポリマーは現代社会の基礎となり、多くの産業でイノベーションを推進している。 需要と供給を段階的に削減することは、技術の進歩を抑制するだけでなく、多用途で耐久性があり、コスト効率が高いことが証明されている経済成長と安定性を危険にさらすことになる。 • 一次プラスチックが現代社会の礎となり、持続可能な開発目標を達成するためのプラスとなることを確認する。 • 【責任ある生産・消費・リサイクルの推進】無数の用途に不可欠であることが証明されている材料を排除するのではなく、責任ある生産・消費・リサイクルに焦点を当てることが優先事項である必要がある。 • 責任ある生産、消費とプライマリープラスチックのニーズとの関連を明らかにする。

1．1次プラスチックポリマー-2

- EUは、1次プラスチックポリマーの生産制限に賛成の立場を表明している。
  - プラスチックは便利な素材である一方、予測されている生産量増加が持続不可能を引き起こす可能性がある。
  - 生産と消費を持続可能なものにするためには、1次プラスチックの総生産量の削減が必要であり、そのための世界的目標の設定が必要である。

国	1次プラスチックの生産制限に賛成
EU	• 【削減】プラスチックは便利な素材であり、多くの用途に不可欠である。しかし、予測された生産量の増加が持続不可能になるという多くの報告も聞いている。したがって、EU とその加盟国 (MS) は、生産と消費を持続可能なものにするという観点から、一次プラスチックの総生産量を削減するための将来の協定のすべての締約国の必要性を強調する。 • 【需要と使用の削減・世界目標】EU とそのMSは、プラスチックの持続可能な消費と生産への移行を促進できる世界的な目標の設定を支持する。目標を運用し、一次プラスチックポリマーの需要と使用を削減するには、一次プラスチック生産に関する市場ベースの措置などの追加措置も必要となる。 • SMART（具体的、測定可能、達成可能、現実的、期限付き）目標を設定し合意するには、一次プラスチックポリマーの潜在的なベースライン、定義、周囲長、および関連するポリマーの可能性に関する共通点を見つけるために、セッション間の予備作業が必要となるだろう。一次プラスチックポリマーの世界的な生産と消費の状況に関する既存の研究とデータの編集に基づいて、測定値を報告する。

2. 問題のある回避可能なプラスチック製品-1

- 中国からは、短寿命と長寿命プラスチックは区別して管理・対策を進めるべきである、との意見が出された。
- インドからは、単回使用プラスチック製品を特定するためのパラメータが提案された。
- EUからは、特性、用途、環境または人間の健康への有害性により問題があると考えられるプラスチック製品については、予防原則と持続可能な製品と消費への移行の観点から、生産・消費・使用の廃止、段階的廃止、又は制限するという制度を要求すべきである、との意見が出された。

国	単回使用プラスチック製品の製造・使用の禁止/制限、短寿命と長寿命プラスチック製品の扱いの区別
中国	• 【短寿命プラスチック】漏出しやすいプラスチック（例えば、使い捨てプラスチック製品）については、ライフサイクル全体で以下のような対策が考えられる：製造・使用を禁止/制限；エコデザイン；代替品の研究開発と代替技術の促進；消費者使用後のプラスチックのリサイクルと処分の強化；管理の対象となるプラスチックの種類とその審査基準を列挙した附属書うぃ含める。 • 【長寿命プラスチック】組込みプラスチックや耐久性プラスチック（電気機器、自動車、建築物に使用されるプラスチックなど）は、何年も何十年も使用される。社会経済発展において重要な役割を果たし、環境に漏れにくい。この種のプラスチックについては、以下のような管理対策が考えられる、：エコデザイン；リサイクルと廃棄を強化。
インド	• ポイ捨て傾向が強く、回収・リサイクル性が低いなど、環境に悪影響を与える製品で、社会・環境に大きな影響を与えることなく、実行可能な代替品で比較的容易に代替できるもの。このような製品の実用価値は低い。このような製品を特定するためのパラメータは、以下のように選択することができる：i. 衛生維持のための有用性が低い；ii. 製品の安全性に対する有用性が低い；iii. 本質性；iv. 社会的影響が低い。；v. 経済的インパクトが低い；vi. 使用後の回収が困難である；vii. リサイクルが難しい；viii. 実現可能なエンド・オブ・ライフ解決策が存在するか？；ix. 代替案の環境への影響；x. ポイ捨ての傾向。
EU	• 特定のプラスチック製品、材料、および意図的に添加されたマイクロプラスチックは、その特性、用途、環境または人間の健康への有害性により、特に問題があると考えられている。 用途によっては特にポイ捨ての傾向にあるものや、残留性や形状などの特徴から人間の健康や環境に特に有害であると考えられているものもある。 たとえば、有害性の低い代替品や他のビジネスモデルに置き換えることができる場合には、一部のプラスチック製品は回避可能である。 漁具や水産養殖用具は、プラスチック汚染の独特の形態を構成しており、問題があり回避可能なプラスチック製品の規定を議論する際には特別な注意が必要である。 • 【予防原則・持続可能な製品と消費への移行・生産/消費/使用の廃止/段階的廃止/制限】したがって、EUとそのMSは、そのようなプラスチック製品の生産、消費、使用を廃止、段階的に廃止、または制限することを制度自体に要求すべきであると提案している。 この規定の目的は、需要と供給の変化を促進し、予防とより持続可能な製品と消費パターンへの移行を可能にすることである。

2. 問題のある回避可能なプラスチック製品-2

- 中国、ロシアからは、問題のあるプラスチック製品に関しては、生産量規制は解決策にはならない、との意見が出された。
  - 生産量の上限を設けるなどの画一的なアプローチは、根本的な原因の解決につながらない。社会経済発展に逆効果である。
  - 生産及び/又は取引の不用意な制限は、廃棄物の増加につながり、人健康や環境、気候への被害を拡大する。

国	生産量規制は解決策とはならない
中国	• 【生産量規制は意味がない】生産量の上限を設けるなど、画一的なアプローチでは、このようなプラスチックの汚染の根本的な原因に対する解決策にはならず、社会経済発展にも逆効果となる。
ロシア	• プラスチック製品の生産および／または取引を不用意に制限すれば、必然的に代替材料や不適切な包装に苦しむ生鮮食品からの廃棄物量が同程度に増加することになると指摘する。その結果、人間の健康、環境、気候への被害が拡大することになる。したがって、世界規模での廃棄物管理とリサイクルシステムの改善に焦点を当てた交渉が不可欠である。

※問題のあるプラスチックの項目で生産制限について言及

2. 問題のある回避可能なプラスチック製品-3

- EUとロシアからは、問題のある回避可能なプラスチック製品を判断するための基準の確立が必要であり、そのためには、「何が問題があるのか」、「何が回避可能なのか」を区別することが必要である、との意見が出された。
- EUからは、上記の基準案も提案された。

国	問題のある/回避可能なプラスチックの区別
EU	• 【基準の確立】EU とその MS は、問題のあるプラスチック製品または回避可能なプラスチック製品を判断するための基準を確立することが重要であると考えている。EUでは、これがそのような製品の生産、消費、使用の禁止、段階的廃止、および/または削減の前提条件であると考えている。 • 【問題があると回避可能の区別】製品が「問題がある」とみなされるのか、「回避可能」とみなされるのか、あるいはその両方であるかどうかを区別する必要性は、適切な規制措置を決定する上で重要であるため、強調したいと思う。 問題のあるプラスチック製品を禁止するかどうかの決定は、(i) 問題の深刻度 (確立される基準に従って) と (ii) 害の少ない代替製品の入手可能性および手頃な価格の組み合わせの評価に基づいて行われるべきである。 すぐに利用できる代替手段がない場合は、適切な代替手段の開発を可能にするために、禁止が発効するまでのスケジュールを延長する必要があるかもしれない。 • 排除、制限、または代替が必要なプラスチック製品を特定する際には、問題のあるプラスチック製品と回避可能なプラスチック製品に関する次の基準を考慮することができる。 ➢ 環境中で最も頻繁に見られるプラスチック製品（廃棄物の管理ミス、ポイ捨て、不適切な使用などにより）、たとえばカトラリー、皿、綿棒など。 ➢ 人の健康や環境に重大なリスクをもたらすプラスチック製品（予防原則を適用）、たとえばプラスチック製のキャリーバッグや紛失/放棄されたプラスチック製の漁具は、海洋生物にとって特に有害である。 ➢ 回避または代替できるプラスチック製品。たとえば、使い捨てプラスチックストロー、マドラー、風船用スティック、使い捨てEPS (発泡ポリスチレン) 食品および飲料容器など。 ➢ 設計基準に従って同じ用途に再利用できない、またはリサイクルできないプラスチック製品。 ➢ 生分解性プラスチックやオキソ分解性プラスチックなど、環境中で容易にマイクロプラスチックに分解されるプラスチック。生分解性 (または堆肥化可能性) が環境に有益な機能を果たす場合、免除または特別な規制が適切になる可能性がある。 ➢ 化粧品中のマイクロビーズなど、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む製品。 ➢ プラスチック製品（台車ロープなど）は、その耐用期間中に、通常の使用時の摩耗によりマイクロプラスチック粒子またはプラスチック片を放出する。 • これらの製品または製品グループは、「問題のある」および/または「回避可能な」プラスチックのカテゴリと対策の種類に応じて、1 つまたは複数の付録にリストされる可能性がある。 付属書では、リストされたプラスチック製品の規定が特定の用途または分野に適用されるかどうか、また免除または除外される用途または分野があるかどうかをさらに指定できる。
ロシア	• 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規定とその締約国会議の決定を考慮に入れ、問題のあるプラスチック製品と回避可能な関連用途を特定するための基準を使用することを提案する。

2. 問題のある回避可能なプラスチック製品-4

- 中国・中東・EUは、意図的添加されるマイクロプラスチックの生産・使用は禁止又は制限することに賛成を表明している。具体的な対策として、
  - ➢ 中国からは、エコデザイン、が提案されている。
  - ➢ 中東からは、環境影響を低減するために廃水処理プロセスの改善や、持続可能な材料・手法開発など、が提案されている。

国	マイクロプラスチックの生産・使用は禁止/制限
中国	• 【マイクロプラスチック】マイクロプラスチックが添加された製品（洗顔料やスクラブクリームなどの消費者製品）については、以下のような管理策がある： ➢ 生産と使用を禁止または制限する； ➢ エコデザイン。
サウジアラビア UAE カタール ※マイクロプラ以外については問題のあるプラスチックについて言及無し	• マイクロファイバーは、ポリエステルやナイロンなどの合成材料の小さな糸で、衣類、繊維製品、カーペットや室内装飾品などの家庭用品によく見られる。これらのアイテムを洗ったり使用したりすると、マイクロファイバーが剥がれて水系に入る可能性がある。それらは非常に小さいため、下水処理施設を通過して川、湖、海に到達する可能性がある。これらのマイクロファイバーは水生生物によって摂取される可能性があり、食物連鎖を遡って海洋生物に害を及ぼす可能性がある。 • 一方、マイクロプラスチックは、大型プラスチック製品の分解、パーソナルケア製品に含まれるマイクロビーズ、工業プロセスなど、さまざまな発生源から発生する可能性がある。マイクロプラスチックは環境中に蔓延しており、海、川、土壌、さらには私たちが呼吸する空気中にも存在している。これらは、摂取したり環境中に蓄積したりすると、海洋生物や生態系に悪影響を与える可能性がある。 • 【マイクロプラスチックによる影響】マイクロファイバーとマイクロプラスチックはどちらも、その残留性、野生動物による摂取の可能性、有害物質を輸送する能力により、環境上の懸念を引き起こす。環境への放出を軽減し、廃水処理プロセスを改善し、より持続可能な材料や手法を開発して影響を最小限に抑えるための努力が行われている。
EU	• 特定のプラスチック製品、材料、および意図的に添加されたマイクロプラスチックは、その特性、用途、環境または人間の健康への有害性により、特に問題があると考えられている。

3．懸念のある化学物質/ポリマー-1

- 中東とロシアからは、既存の多国間環境協定で、有害な化学物質やポリマーに取り組んでいるものがある、との意見が出された。
  - ➢ それらのMEA間と調整することで、生産・消費・使用を削減するための対策の有効性を高めることができる

国	既存のMAEとの調整、重複を避ける
サウジアラビア UAE カタール	• 【既存のMEAとの調整】潜在的に有害な化学物質やポリマーを評価する際に、科学的証拠に体系的に依存することを提唱している。残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約、バーゼル条約など、いくつかの多国間環境協定（MEA）が有害な化学物質やポリマーの問題に取り組んでいる。これらの協定は、これらの物質の削減を促進することにより、これらの物質の有害な影響から人間の健康と環境を保護することを目的としており、懸念される化学物質やポリマーの影響を軽減するという前向きな結果につながっている。 MEA 間の相乗効果と調整により、懸念のある化学物質やポリマーの生産、消費、使用を削減するための対策の有効性を高めることができる。 • UNEA決議5/14 Para.3[(K)それぞれのマンデートを認識し、重複を回避し、行動の補完性を推進しつつ、関連する地域および国際条約、 文書、組織との協力および協調を推進する]。この点に関し、バーゼル条約は、プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理に関する技術ガイ ドラインに関する詳細文書の作成に精力的に取り組んできた。COP16 では、ポリマー、懸念のある化学物質、問題のあるプラスチックのトピックについて、以下の関連トピックを含むがこれらに限定されない詳細な議論が行われた：プラスチックの種類、添加剤、加工用添加剤；プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理（ESM）に関するガイダンス；識別とインベントリ（例：プラスチック廃棄物の発生源の特定；有害（および非有害）プラスチック廃棄物の特定） • INCのマンデートを完了するという決議5/14の野心的なスケジュールを達成するためには、他の条約や機関のマンデートと重複することなく、現在の作業を活用すべきである。 • 化学物質、懸念のあるポリマー、添加物を扱う既存の多国間環境協定（MEAs）を特定する。 • 化学物質、懸念物質、添加物に対処するMEAにおける科学的根拠に基づくギャップの特定。
ロシア	• 懸念のある化学物質（物質）、および「懸念」を引き起こす化学物質や物質をカテゴリーに含める基準は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の規定によって規制されているという理解に基づいている。また、将来的な文書の規定は、他の要件を設定すべきではない。

※中国は懸念のある化学物質について言及無し

3．懸念のある化学物質/ポリマー-2

- ロシアからは、「懸念のある化学物質」を特定するための観点は、見方や使い方によって変わってくる、現時点で使用されている化学物質は製造段階での安全性が担保されているため、業界ごとの従来どおりの個別規制で実施すべきである、との意見が出された。
  - ➢ 物質が毒であるか否かの判断は用量による。（有害性と暴露によるリスク）
  - ➢ 潜在的な危険な物質として分類される可能性のある物質でも、業界では人や環境との直接接触を避けた「閉じたループ」の中で使用しており、これら物質は既存の多国間環境協定や国内法で規制の重要性が確認済である。
  - ➢ 各化学物質への対処は、業界レベルの安全基準、特定の科学的知識に基づく特別な取り扱いが必要であるため、個別規制されるべきである。

国	従来までの安全な使用に基づく個別規制
ロシア	• 2023年4月13日付UNEP/PP/INC.2/4および2023年5月23日付UNEP/PP/INC.2/INF/4文書には、環境および/または人の健康への有害性（発がん性、毒性、生物蓄積性、その他の特性）に関連する懸念のあるポリマーおよび化学物質を決定するための潜在的基準が含まれている。この点で、有名なパラケルススの言葉を思い出すのが適切だろう。「すべてのものは毒であり、毒のないものはない。あるものが毒でないことを決めるのは、ただ用量だけである。」 • 「懸念物質」について語るとき、私たちはこの知恵を肝に銘じるべきである。 • 状況によっては、ポリマーの製造工程で使用される物質（炭化水素、触媒、試薬など）は、潜在的に危険物質として分類される可能性がある。しかし、この業界ではこのような物質を、人間や環境と直接接触することなく「閉じたループ」の中で使用している。それらは、密閉された容器、タンク、貯水池、反応器の中だけで貯蔵、取り扱い、混合され、反応させられる。多国間の環境協定と国内法は、廃棄物を含め、このような物質を規制することの重要性を確認している。ポリマー製造に使用される炭化水素、触媒、試薬、その他の物質は、業界レベルの安全基準と特定の科学的知識に基づく特別な取り扱いが必要であるため、引き続き個別に規制されるべきである。 • ポリマーそのものについては、最終的なポリマー原料中の残留触媒や試薬の含有量はごくわずかであり、従来の実験室的な方法ではほとんど検出できないことに留意すべきである。例えば、ポリエチレン中の触媒の残留量を測定する間接的な方法のひとつに灰分の測定があるが、この物質の濃度は製品の0.05重量%を超えることはない。実際、ポリエチレンは最も安全で無害なポリマーと考えられており、脂肪や酸とは反応せず、リサイクルして生産に戻すことができる。

3．懸念のある化学物質/ポリマー-3

- EUからは、懸念のある化学物質・ポリマーを特定するための基準の開発と初期リスト（製造・使用・廃棄時の環境と人健康リスクを考慮したもの）の特定が必要である、との意見が出された。
- EUは、懸念のある化学物質・ポリマーがサプライチェーンの上流（製造）・下流段階でどのような影響があるかを説明し、基準案を提案している。

国	基準開発・リスト特定
EU	• この目的に必要な分析および（生態）毒性学的方法を含む、懸念のあるポリマーおよび物質を特定するための基準の開発。 • 製造、使用、廃棄時の環境および健康リスクを考慮した、ポリマーおよびその他の懸念物質の初期リストの特定。 • プラスチックに使用されている 10,000 を超える固有の物質のうち、約 4 分の 1 は人間の健康と安全に潜在的な懸念をもたらす。これらは、製造プロセス中に（製造を容易にし、製造されるプラスチック材料の特定の機能や特性を達成するための加工助剤や添加剤として）添加されるか、あるいは副生成物、分解生成物、または汚染物質として意図せずに添加されるかのいずれかである。 • これらの物質は、プラスチックのライフサイクルを通じて環境や人間の健康にさまざまな悪影響を及ぼす。 • 生産段階（上流）では、製造および輸送中に懸念物質が放出される可能性があり（ペレットの損失など）、環境や人の健康、特にプラスチックのサプライチェーンの労働者に重大なリスクをもたらす可能性がある。 • プラスチックの使用段階 (中流) では、次のような理由により物質が懸念される。 ➢ 悪影響が既知または潜在的なモノマー、添加剤、その他の化学物質の例えば浸出を通じた環境への漏洩、吸入、経口摂取、または経皮感染による人間の健康に悪影響を及ぼす。 ➢ マイクロプラスチックおよびナノプラスチックを形成するために使用されるプラスチック材料の分解の可能性。 ➢ プラスチック材料から漏出する可能性のあるモノマーおよび化学物質、およびプラスチック材料/製品の使用中に形成されるマイクロプラスチックおよびナノプラスチックの残留性と生体蓄積。 • 最後に、下流側では、特定の物質がプラスチック材料/製品のリサイクル性に悪影響を及ぼし、その循環性を低下させたり、リサイクル品の品質や労働者の安全、あるいはその他の処理オプションや環境への潜在的な排出や残留物に影響を与えたりする可能性がある。その結果、プラスチック中の懸念物質は、有害なモノマー、ポリマー、化学物質の漏洩/放出、マイクロプラスチックやナノプラスチックの形成、焼却/野焼き、埋立または投棄による温室効果ガスの排出など、廃棄物管理中に人間の健康と環境にリスクをもたらす。 • したがって、人間の健康と環境を保護し、プラスチックの持続可能な消費と生産および循環経済への移行をサポートするには、バリューチェーンの透明性を高めるための措置と併せて、特定のポリマーや懸念物質に対処することが基本となる。 • 将来の文書では、添加剤や加工助剤として使用されたり、プラスチック製品に意図せずに存在したりする懸念物質、および懸念される特定のモノマーやポリマーに対処する必要がある。専門家は、効率的な規制プロセスを作成し、残念な代替品を回避するために、これらの物質とポリマーをグループで扱うオプションを検討する必要がある。 • 専門家は、これらの特定のポリマーおよび懸念物質を特定するための基準を作成し、さらなる検討のために INC に報告する必要がある。特定のポリマーおよび懸念物質を定義する基準は、科学、既存の知識、化学物質の分類および表示に関する世界調和システム (GHS) などのシステムに基づく必要がある。 • 次の基準が議論の出発点となる：発がん性；変異原性；生殖毒性；内分泌かく乱；左記と同等の懸念のある物質（例：免疫系、神経系、呼吸器系、その他器官に悪影響を与える物質）；オゾン層/気候に有害；残留性・生物蓄積性・環境中で有毒（PBT）、非常に残留性・生物蓄積性が高い（vPvB）；残留性・移動性・有毒物質 (PMT)、非常に残留性・非常に移動性の物質 (vPvM)；臭素系難燃剤など、リサイクルを妨げる物質。

3．懸念のある化学物質/ポリマー-4

- インドからは、懸念のある化学物質・ポリマーの観点として、人健康や環境への影響の、濃度や移行/溶出による科学的証明の実態などが提示されている。

国	基準開発・リスト特定
インド	• 化学添加物やその他の化学物質で、以下のようなものがある。 ➢ i. ポリマーやプラスチック、プラスチック製品に使用される濃度において、人の健康や環境に悪影響を及ぼすことが科学的に証明されている； ➢ ii. 当該化学物質がプラスチック製品から環境へ移行／溶出し、製品段階で人の健康や環境に重大な悪影響を及ぼすことが科学的に証明されている； ➢ iii. 健康や環境への影響が他のライフサイクル段階で引き起こされる場合、緩和措置は不可能である。

c) 各国サブミッションの整理・分析
(ii) 国内対応委員会関心項目に関する各国意見の整理

- 2023年9月15日提出締め切りで各国から提出されたサブミッションについて、ゼロドラフトに示された項目の中から、第3回国内対応委員会で指摘のあった/委員等の関心の高かった項目について、日本と類似した意見が表明されていた国と、日本とは相反する意見が表明されていた国を抽出し、整理した。

Part I 3. 定義
（1）定義検討の必要性を指摘

- 複数国から、定義検討の必要性に関して指摘された。（メキシコ、マレーシア、オーストラリア、ニュージーランド、スイス、タイ、ベトナム、ブラジル、EU、インドネシア、英国、米国、ノルウェー）
- ブラジルからは、プラスチックの定義に関して、プラスチックのプラスの影響（社会で重要な役割を担っている）のみならず、マイナス影響（人健康や環境影響の可能性）も考慮すべき、との意見が出された。

国	定義は必要
ブラジル	• プラスチックの定義に関する議論は、プラスチックが**社会で重要な役割を果たしている**ことを認識するだけでなく、プラスチックの**生産工程、使用、最終処分が適切に行われなければ、人の健康や環境に悪影響を及ぼす可能性**があることも考慮しなければならない。 • 科学的根拠と持続可能性の基準に基づき、すべてのINC加盟国に受け入れられるよう、包括的で透明性のあるプロセスを通じて行われなければならない。 • 締約国が理解する**「プラスチック汚染」（材料と製品）**と、それが**人間の健康と環境に与える影響**を定義することも不可欠。
マレーシア	• **何が「問題がある」**と定義されるのかを明確に定義することが重要である。 • 特に安全な代替品が経済的に実行可能でなく、まだ入手可能でない場合には、プラスチックの材料や製品を実用的な用途に基づいて検討することも不可欠である。場合によっては、経済的に実現可能な代替品が容易に入手できないこともあることを認識することが重要であり、市場での円滑な移行を確保するために考慮されるべき。
オーストラリア	• **「プラスチック汚染」、「一次プラスチックポリマー」、「問題のある回避可能なプラスチック製品」、「懸念のある化学物質」、「懸念のあるポリマー」**などの重要用語 • 出発点として、技術作業部会は、他の国際的または地域的な制度や枠組み、そして加盟国や準国家政府ですでに使用されている関連定義を収集するよう提案する。

Part I 3. 定義
（2）既存のMEAs等の定義の活用・互換性

- ベトナム、EU、ノルウェー、インド、英国からは既存の条約や国際的枠組み等との互換性が指摘された。
- EUは、締約国が合意された内容を同じように理解できるように、文書の条項の範囲を明確にするために必要な定義に焦点を当てることが重要、との意見を出した。

国	既存のMAEs等の定義の活用・互換性
ベトナム	• **BRS条約、SAICM、WCO、UNCTAD**が採用している分類と互換性があるべき。 • 人体や生態系の健康に与える影響、生分解性やリサイクル性に関する環境基準やグローバル基準を考慮した、明確で包括的な定義の策定に焦点を当てるべき。
EU	• 定義に関しては、**締約国が合意された内容を同じように理解できる**よう、文書の条項の範囲を明確にするために必要な定義に焦点を当てることが極めて重要であると考えている。この**目的に寄与しない概念を定義しよう**としたり、**すでに国際的に合意された定義があるもの**を再定義しようとしたりして、長時間の議論に陥らないことが肝要である。しかし、**将来の制度で役割を果たすことになる用語については、すべて議論**する用意がある。 • 現時点では、**「プラスチック」、「プラスチック汚染」、「ポリマー」、「生産者」、「問題のあるプラスチック」、「回避可能なプラスチック」、「マイクロプラスチック」、「リサイクル」、「ライフサイクル」、「（完全な）ライフサイクルアプローチ」**という用語を定義することが特に必要だと考えている。「プラスチック製品」という用語は、「単回使用プラスチック製品」よりも包括的な用語であると考える。また、「リサイクル可能性」という用語は、循環型経済を発展させるための重要な礎石であるため、規模や実際を考慮して定義されるべきである。このような重要な用語の定義は、簡潔で理解しやすく、UNEA決議5/14のマンデートに定められた目的に応えるものであることが望ましい。
インド	• 定義は、関連する既存の多国間政府間合意および世界貿易機関（WTO）など他の**関連する多国間フォーラムのマンデートと重複すべきではない**。
英国	• UNEP/PP/INC.1/6に規定されているように、交渉が実質的な議論に集中できるよう、少なくとも**作業定義**として、**他の政府間プロセスで採択または承認された定義を可能な限り使用すべき**である。定義は単独で考えることはできず、本文書の規定と関連付けるべきである。

Part I 3. 定義
（3）定義は必要だが、時期尚早/主要用語に限定

- サウジアラビア、米国からは、特定の用語の定義は時期尚早である、との意見が出された。
- ノルウェーからは、主要な用語のみを定義すべきである、新たな科学的知見等により特定の用語の理解が時間経過とともに変化する可能性もある、との意見が出された。

国	定義は必要だが、時期尚早/主要用語に限定
サウジアラビア	• 法律文書において**特定の用語**を定義するのは**時期尚早**である。このアプローチにより、定義がその用途に直結し、文書の明確性が高まる。また、各用語が適切な目的を果たすようにすることで、より円滑な運用を促進し、**不要な用語や未使用の用語を排除**することで、より合理的で効率的な文書を作成することができる。
米国	• 具体的に定義された用語を含めるよう交渉するのは**時期尚早**であるが、この文書は**定義のセクションを設けることを正当化**する可能性がある。**特定の定義用語の必要性**は、この**文書の実質的な条項の内容によって決定されるべき**であり、その条項の明確性を確保し、実施を促進するものである。従って、文書の本文に含める可能性のある定義に関する**技術的な議論を行う前に、文書の実質的な条項に関する議論を行うことを推奨**する。とはいえ、関連する概念や用語の共通理解を促進し、ひいてはより生産的な交渉につなげるため、INC-3において、交渉で生じた様々な用語の意味に関する議論を支援することができる。
ノルウェー	• **主要な用語のみを定義すべき**であり、**規制／実施の目的に厳密に必要でない概念（例えば「循環性」）は定義する必要はない**というものである。多くの定義について議論し合意することは、条約の中核的な義務の交渉から貴重な時間を奪うことになりかねず、避けるべきである。さらに、**新たな科学的知見などにより、特定の用語の理解が時間の経過とともに変化する可能性がある**ため、こうした定義を含めると条約の柔軟性が制限される可能性がある。同様の性質を持つ**多くのMEAでは、定義の数を厳しく制限**している。 • このような考え方に基づき、我々は、条約の義務を理解し実施する上で**重要な用語については定義を作成する**ことを提案するが、**時間の経過とともに変化する可能性のある定義や、合意された文章を作成することが困難な定義については慎重を期す**ことを提案する。

Part I 3. 定義
（4）具体的な定義提案 ①【プラスチック汚染】

- EUと英国は、「プラスチックの生産、使用、廃棄物管理、漏出に起因するすべての排出とリスク」と定義。
- ノルウェーは、上記に「リサイクル」、「化学汚染物質」も含める。
- クック諸島は、「ライフサイクル全体にわたるプラスチック材料や製品の生産と消費から生じる悪影響と排出」と定義。

国	プラスチック汚染の定義提案
EU	• 広義には、合法・非合法を問わず、**プラスチックの生産、使用、廃棄物管理、漏出に起因するすべての排出とリスク**を指す。
ノルウェー	• **プラスチックの生産、使用、リサイクル、廃棄から生じる（マクロおよびミクロの）プラスチックと化学汚染物質の排出と漏出。**
英国	• 「プラスチック汚染」という用語には、**プラスチックの生産、使用、廃棄物管理、漏出に起因する汚染**が含まれることを明確にすべきである。 • 誤解やグリーンウォッシュの可能性を最小化するために、バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラスチックの定義を世界的に理解されるようにすることが重要であると考える。
クック諸島	• 広義には、**ライフサイクル全体にわたるプラスチック材料や製品の生産と消費から生じる悪影響と排出**と定義される。 • この定義には、管理が不適切なプラスチック廃棄物（例えば、管理されていないゴミ捨て場での野焼きや投棄）や、人間や生物・非生物環境に悪影響を及ぼす可能性のあるプラスチックの物体や粒子の漏れや蓄積も含まれる（作業定義）。

Part I 3. 定義
（4）具体的な定義提案 ②【問題のあるプラスチック製品】

- EUは、「人健康/環境への重大リスクをもたらすもの」「人健康/環境に有害なポリマー/モノマー/添加剤/吸収性物質を含んだり、放出したり、リサイクル性を損なうもの」「ポイ捨て等により環境中で最も頻繁に発見されるもの」「意図的添加マイクロプラスチックを含んだり通常使用時に多量に放出したりするもの」「同じ用途に再利用できない、修理できない、リサイクルできないもの」と定義。
- AOSISは、「海洋環境においてプラスチック汚染に過度に寄与するもの」と定義。

	問題のあるプラスチック製品の定義提案
EU	（問題のあるプラスチック品目） • 「UNEP/PP/INC.1/7」で提案されている用語集を基にすることを望んでいる。「UNEP/PP/INC.1/7」を修正した以下の提案を参照のこと。 • 問題のあるプラスチック品目は、あらゆるプラスチック材料または製品として特徴づけられる： ➢ **人の健康または環境に重大なリスク**をもたらすもの（予防原則の適用） ➢ **人の健康や環境に有害なポリマー、モノマー、添加剤、吸収性物質**を**含む**、または**放出**する、あるいは**リサイクル性を損なう**。 ➢ その特性、誤った管理、ポイ捨て、不適切な使用などにより、**環境中で最も頻繁に発見**されるもの。 ➢ **意図的に添加されたマイクロプラスチック**を**含む**もの、または**通常の使用中に多量**のマイクロプラスチックを**放出**するもの。 ➢ 規模や実際上、**同じ用途に再利用できない、修理できない、リサイクルできない**もの。
AOSIS	（問題のある化学物質、ポリマー、製品） • 特に**海洋環境**において**プラスチック汚染に過度に寄与**するもの

Part I 3. 定義

（4）具体的な定義提案 ③【回避可能なプラスチック製品】

- EUは、「より有害でない代替品に置き換えることが可能なもの」と定義。

	回避可能なプラスチック製品の定義提案
EU	• **不必要で寿命の短い製品を含む**、**より有害でない代替品に置き換えることが可能**な、回避可能なプラスチック素材や製品である。

（4）具体的な定義提案 ④【プラスチック製品】

- EUは、「単回使用製品または、プラスチックにより本質的な機能が決定/達成される部品を持つ製品」と定義。
- 英国は、「プラスチックには、化石由来とバイオ由来、バイオベース、エラストマーや繊維製品も含むもの」と定義。

	プラスチック製品の定義提案
EU	• 例えば、タバコの吸殻、包装材、消費財、建築材料、海洋産業で使用される材料や化学物質、レクリエーション用ボート、塗料、タイヤ、繊維製品、漁具、養殖や農業で使用される品目などの**単回使用製品**、または**プラスチックによって本質的な機能が決定／達成される部品を持つ製品**などである。
英国	（プラスチック） • **化石由来とバイオ由来のプラスチックを含める**べきだと考えている。 • ベースのプラスチックと**バイオベースのプラスチックを包含**すべきである。 • **エラストマーも繊維製品**も、非化学修飾の天然ポリマーから作られたものでない限り、プラスチックから作られたものであり、したがって定義にはこれを含めるべきであると考える。

Part Ⅰ 3. 定義
（4）具体的な定義提案 ⑤【懸念のあるポリマー・化学物質】

- AOSISは、有害なポリマー・化学物質を「人や動物の健康、環境に脅威を与えるもの」と定義。

	懸念のあるポリマー・化学物質の定義提案
AOSIS	（有害なポリマー、化学物質） • **人間や動物の健康、環境に脅威を与える**もの （不必要なポリマー、化学物質、添加剤） • より安全で入手しやすく、経済的に実行可能で持続可能な代替品に置き換えることができる

Part Ⅰ 3. 定義

（４）具体的な定義提案 ⑥【リサイクル】

- EUは、「廃棄物を製品、材料、物質に再加工する回収作業」と定義。なお、有機物の再加工は含むが、エネルギー回収や、燃料として/埋め戻し作業に使用される材料への再加工は含まない、としている。

	リサイクルの定義提案
EU	• 廃棄物を元の目的であるか他の目的であるかを問わず、**製品、材料、物質に再加工する回収作業**。有機物の再加工を含むが、**エネルギー回収や、燃料として、または埋め戻し作業に使用される材料への再加工は含まない**。

（４）具体的な定義提案 ⑦【リサイクル性】

- EUは、「マテリアルリサイクルのために設計されている」「実際にリサイクルでき、回収・分別できる」「他の廃棄物の流れのリサイクル性に影響を与えずに分別できる」「二次原料の品質が十分か元の原料と同等で、一次原料の代替品として使用できるようにリサイクルできる」と定義。

	リサイクル性の定義提案
EU	• プラスチック製品または部品は、**以下の条件を満たす**場合、リサイクル可能であるとみなされる： a) 設計ガイドラインまたは基準に従って、**マテリアルリサイクルのために設計**されている。 b) 廃棄物となった場合、**大規模かつ実際にリサイクルでき**、**効果的かつ効率的に回収・分別**できる。 **c) 他の廃棄物の流れのリサイクル性に影響を与えることなく**、定められた廃棄物の流れに**分別**できる。 d) 廃棄物となった場合、**得られる二次原料が十分な品質**であるか、**元の原料と同等の品質**であり、**一次原料の代替品として使用できるようにリサイクル**することができる。

Part Ⅰ 3. 定義

（４）具体的な定義提案 ⑧【ライフサイクル】

- EUは、ISOのライフサイクルアセスメントの定義を引用。

	ライフサイクルの定義提案
EU	• 天然資源からの**原材料の入手または生成から最終的な廃棄に至るまで**の、**製品システムの連続した、相互に結びついた段階**をいう。(2006 ISO:14040:2006(ja)「環境管理-ライフサイクルアセスメント-原則と枠組み」より引用。)

（４）具体的な定義提案⑨【ライフサイクルアプローチ】

- EUは、UNEP/PP/INC.1/7の定義を引用。

	ライフサイクルアプローチの定義提案
EU	（完全な）ライフサイクルアプローチ • 原料の採取と加工（プラスチックの場合、精製、分解、重合）、設計と製造、包装、流通、使用と再利用、維持管理、分別、回収、分別、リサイクル、廃棄を含む使用済み管理など、プラスチックの生産と消費に関連するすべての活動と結果の潜在的影響を考慮すること。(UNEP/PP/INC.1/7より引用)

Part I 4. 原則
（1）汚染者負担・予防・不退転・廃棄物ヒエラルキー等-1

- EU、ノルウェーからは、予防原則、汚染者負担原則、廃棄物ヒエラルキーなど具体的に含むべき原則が提案された。

国	具体的に含むべき原則
EU	• EUとその加盟国は、指導原則が将来の協定の基礎となる運用規定の基礎となり、その解釈の指針となると考えている。原則は、前文に明示するか、専用の規定・条文の対象とすることができる。 • 特に「環境と開発に関するリオ宣言」の原則や各国の状況や能力を考慮し、プラスチックのライフサイクル全体に対応する包括的なアプローチをとることの重要性を強調する。 • このことを念頭に置いて、EUとその加盟国は、協定が以下の原則にしっかりと根ざしたものであることが極めて重要であると考えている（以下各原則についての具体的説明あり） 〇 **汚染者負担原則** 〇 **予防原則** 〇 不退転の原則 〇 持続可能な開発 〇 生態系アプローチ 〇 正当な移行 〇 **廃棄物ヒエラルキー** 〇 持続可能な生産と消費を達成するための重要なアプローチとしての循環経済アプローチ 〇 国連総会で認められた、清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する権利 〇 入手可能な最善の科学と科学的情報の活用と依存 〇 環境問題における情報へのアクセス、市民参加、利害関係者の関与、司法へのアクセス • EUとその加盟国は、**CBDR原則**の一般的な適用が協定に関連するとは考えていない。
ノルウェー	• ノルウェーは、条約に原則に関する**専用のセクションを設ける必要はない**と考えるが、重要な原則は前文と関連条項／義務に反映させる。 • 他の条約（ストックホルム条約や水俣条約など）と同様である。 • 以下は、関連する原則の例と、それらを条約にどのように盛り込むかについての見解である。（以下各原則についての具体的説明あり）：〇 **予防的アプローチ** 〇 **汚染者負担原則** 〇 **廃棄物ヒエラルキーの原則**

Part I 4. 原則
（1）汚染者負担・予防・不退転・廃棄物ヒエラルキー等-2

- スイス、英国、クック諸島からも、予防原則、汚染者負担原則、廃棄物ヒエラルキーなど具体的に含むべき原則が提案された。

国	具体的に含むべき原則
スイス	• 決議5/14は、将来の制度は「とりわけ、環境と開発に関するリオ宣言の原則、ならびに各国の状況や能力を考慮に入れる」べきであると述べているが、これは**リオ宣言のすべての原則**がプラスチック条約の再強化にすでに合意されていることを意味する。プラスチック条約の条項を策定する際に考慮すべき原則は、他の国際協定にも数多く存在する。**ほとんどのMEAには原則に特化した条文がない**ため、この文書にそのような条文が必要かどうかという問題は、交渉の後半まで残しておき、前文と合わせて検討することも可能である。いずれにせよ、（ここでも前文でも）記載しなければならない原則を特定することを検討すべきである。 • 以下の特定された原則は、各国および締約国会議（COP）が、この文書を実施し、長期的に適応させるための行動を評価する際の指針となる。これらの原則の間に階層的な順序はないことに留意されたい。（以下各原則についての具体的説明あり） ○ **汚染者負担の原則** ○ 拡大生産者責任（EPR） ○ **予防の原則** ○ **未然防止** ○ Refuse、Reduce、Reuse、Renew、Recycle（「廃棄物管理の5R」）と**廃棄物ヒエラルキー** ○ 国民の参加と情報へのアクセス ○ 発生源での是正 ○ 不退転の原則
英国	• 英国は、UNEP/PP/INC.2/4の附属書Iのセクション Dに留意し、以下の原則が今後の制度実施の指針として有用であると考える。（以下各原則についての具体的説明あり） ○ **予防原則** ○ **未然防止** ○ **汚染者負担** ○発生源での是正 ○ 無差別および包括
クック諸島	• 環境と開発に関する**リオ宣言**とINCオプション・ペーパーUNEP/PP/INC.2/4の付録I(D)(5)(a～m)を考慮し、SIDSであり太平洋加盟国であるクック諸島にとって重要な主要原則に関する説明文書を提供するため、これらの主要原則を選んだ：（以下各原則についての具体的説明あり） ○ 衡平性の原則、小島嶼開発途上国を含む開発途上国および後発開発途上国特有のニーズと特殊事情。 ○ **予防原則** ○ **ゼロ・ウェイスト・ヒエラルキー**8.0 ○ **汚染者負担** ○ 清潔で健康的かつ持続可能な環境に対する人権を含む人権 ○世代間の公平性 ○ 近接性の原則

Part I 4. 原則
（1）汚染者負担・予防・不退転・廃棄物ヒエラルキー等-3

- 中国、アフリカ地域、ブラジルからは、共通だが差異ある責任を含む、具体的に含むべき原則が提案された。

国	具体的に含むべき原則
中国	1. 原則は交渉の基本であり、実質的な問題の交渉に指針を与えるものである。**原則の議論を優先**することが提案される。 2. 原則には、持続可能な開発、国際協力、**共通だが差異ある責任**、衡平性、科学と証拠に基づくアプローチによる開発と環境の支援など、国際環境法で一般的に認識されているものを含める。 3. 原則を文書の前文に記載し、他の多国間環境協定（MEAs）に言及することも可能である。
アフリカ地域	• UNEA 5/14決議は、環境と開発に関する**リオ宣言の原則**を条約審議中に考慮することを確認した。 • 考慮すべき具体的なリオの原則は以下の通りである：（以下各原則についての具体的説明あり） ○ **予防原則** ○ 参加原則 ○ **未然防止** ○ 公平性 ○ **汚染者負担の原則** ○ **共通だが差異ある責任の原則** ○ 不退転の原則 ○ 透明性と情報へのアクセス、そして意思決定に情報を提供するための最善の科学と科学情報の利用 ○ 国境を越えた環境正義 ○ 責任と補償 ○ 人権 ○ 代替原則
ブラジル	• 特に以下の原則が提案されている： ○ 人権の促進と保護 ○ 環境の保護 ○ 責任ある消費と生産 ○ 持続可能な開発への権利 ○ 多様性 ○ 国の能力に応じた**予防的アプローチ** ○ **共通だが差異ある責任** ○ **汚染者負担原則** ○ 製品のライフサイクルに対する責任を共有する ○ 開発途上国の特定のニーズ、特別な状況、現地の能力を十分に考慮する ○ 世代間の公平性 ○ ジェンダーと社会的平等 ○ 入手可能な最善の科学を利用する ○ 先住民族の知識と地域の知識システム ○ 廃棄物収集業者に対する包括的な移行を含む、公正な移行 ○ 再利用可能でリサイクル可能な固形廃棄物を、社会的価値を持つ経済資源として認識する ○ 新たな、追加的な、適切な、予測可能な、アクセスしやすい財源へのアクセス。

Part I 4. 原則
（1）汚染者負担・予防・不退転・廃棄物ヒエラルキー等-4

- AOSIS、オーストラリア、ニュージーランドからも、予防原則、汚染者負担原則、廃棄物ヒエラルキーを含む具体的に含むべき原則が提案された。

国	具体的に含むべき原則
AOSIS	• 環境と開発に関するリオ宣言の関連原則を考慮に入れなければならず、具体的には以下の原則とアプローチを考慮しなければならない： ○ 資源を利用する主権的権利／無害原則　○ **予防的アプローチ** ○ **汚染者負担原則**、特に効果的なEPR制度の設計に関連する ○ SIDSのための柔軟性と、必要な実施手段への優先的アクセスを認める規定を含む、SIDSの特別な状況 ○ **共通だが差異ある責任**　○ 文書の究極の目的を達成するための十分な移行期間 ○ 環境に関する意思決定への市民参加 ○ 入手可能な最善の科学と伝統的知識、先住民族の知識、地域社会を含む地元の知識体系を含む、意思決定へのデータ駆動型アプローチ ○ 代替案の環境影響のライフサイクル分析　○ 新たな環境問題の発生を避ける ○ 経済的、技術的に実行可能である　○ 経済的、技術的に可能である。
オーストラリア	• 以下の原則を検討することを提案する： ○ 環境と開発に関する**リオ宣言の原則**　○ 人権　○ 入手可能な最善の科学と科学情報の利用 ○ **先住民の知識、視点、権利**　○ **廃棄物ヒエラルキー**　○ 持続可能な消費と生産
ニュージーランド	• UNEA決議5/14に記載された「環境と開発に関する**リオ宣言」の原則**をそのまま含めることを支持する。 • 特に以下のような、確立された他の原則やアプローチも含めることを支持する： ○ 資源、材料、製品の完全なライフサイクル・アプローチ　○ **廃棄物ヒエラルキーアプローチ** ○ 循環型経済アプローチ ○ 人間、家畜、野生動物、植物、そしてより広い環境（生態系を含む）の健康は、密接に関連し、相互に依存していることを認識する ○ 衡平な方法で保全と持続可能な利用を促進する、土地、水、生物資源の統合管理の必要性を認識する生態系アプローチ ○ **先住民族**の関連する伝統的知識がある場合には、それを活用するアプローチ ○ **先住民族の権利**に関するそれぞれの義務を尊重し、促進し、考慮するアプローチ ○ **先住民の特殊性**を十分に認識するアプローチ

Part I 4. 原則
（1）汚染者負担・予防・不退転・廃棄物ヒエラルキー等-5

- サウジアラビアからも、予防原則、汚染者負担原則、CBDRを含む具体的に含むべき原則が提案された。

国	具体的に含むべき原則
サウジアラビア	• 国際連合憲章及び国際法の原則に従い、自国の環境政策及び開発政策に従って自国の資源を開発する主権的権利を有し、かつ、自国の管轄権又は支配権の範囲内の活動が他国又は国の管轄権の限界を超える地域の環境に損害を与えないことを確保する責任を有する。 ○ 国際協力 ○ 歴史的責任と衡平性 ○ **共通だが差異ある責任とそれぞれの能力（CBDR+RC）** ○ 世代の環境上のニーズを公平に満たす ○ 途上国締約国の具体的なニーズ、優先事項、特殊事情 ○ 矛盾または矛盾する要素を回避 ○ 環境十全性 ○ **予防的アプローチ** ○ 持続可能な開発 ○ 持続可能な経済成長と開発 ○ **ボトムアップ・アプローチ** ○ **汚染者負担** ○拡大生産者責任 ○ 科学的な確実性に基づいたプラスチック汚染に関する国際的なコンセンサス合意 ○ 誠意とパートナーシップ精神 ○ 統合的かつ全体的なアプローチ ○ 研究開発 ○ 開発途上国は、実施手段や必要なニーズの負担を自分たちだけで負うべきでない。 ○ 実施手段は、対応措置の実施による影響に関する途上国の懸念に対処するもの。 ○ 途上国は、将来の条約を効果的に実施するために必要なニーズを伝えられるようにしなければならない。 ○ 実施手段は、管理措置と同等かつ並行して扱われる。 ○ 持続可能な開発目標を達成するためのプラスチックの役割。 ○ プラスチック汚染およびプラスチックやプラスチック廃棄物の環境中への流出は、陸上および海上のさまざまな発生源から、そして主にプラスチック廃棄物の誤った管理から起こりうる。その発生源には、違法交通、発展途上国へのプラスチック廃棄物の歴史的投棄、廃棄物の無秩序な投棄、ポイ捨てなどが含まれるが、これらに限定されるものではない。 ○ 社会経済的影響、および開発途上国の経済と環境への害を制限

Part Ⅰ 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ①汚染者負担原則-1

- EUは、プラスチックに関しては、原料/製品を市場に出す生産者と製造者は、回収・分別・リサイクル・ポイ捨て、のコストを支援する責任を負うものとして、本原則の適用には国や地域の事情を考慮したEPRの利用が含まれる、と説明している。
- スイスは、プラスチック汚染を防止・対策・削減するための対策に係る費用は、汚染者が負担しなければならない、と説明している。

国	汚染者負担原則
EU	• 現在、公害を発生させる者は、人の健康や環境への被害を防ぐために、公害を管理するコストを負担することで、その環境コストを内部化すべきであるということが一般的に受け入れられている（1992年のリオ宣言の原則16で認められている）。**プラスチックの場合、原料／製品を市場に出す生産者と製造者は、回収、分別、リサイクル、ポイ捨てのコストを支援する責任を負うものとする。**この原則の適用には、様々なアプローチの中でも、**国や地域の事情を考慮した拡大生産者責任（EPR）の利用が含まれる。**EPRは、汚染者負担原則の具体的な適用であり、製品のライフサイクルの廃棄段階まで生産者の責任を拡大する環境政策手法である。具体的には、EPRは、製造者が製品の設計とマーケティングを最もコントロールし、毒性と廃棄物を削減する最大の能力と責任を有するという前提に基づいている。EPR制度は、必要な財源を提供すること、および／または廃棄物管理プロセスの運用面を政府から引き継ぐことによって、生産者がその責任を行使することを可能にする。
スイス	• **プラスチック汚染を防止、対策、削減するための対策にかかる費用は、汚染者が負担しなければならない。**例えば、**ストックホルム条約**（前文17項）やスイス連邦環境保護法（第 2条）の国内法に反映されている。 • **EPR原則**：この原則は、引き取り、リサイクル、廃棄を含むプラスチックのライフサイクルの様々な段階において、プラスチック製品の製造者の責任を強化するために必要である。製品の負の環境外部性のコストは、生産者に転嫁されなければならない。デポジット払い戻し制度と、追加的な義務的拡大生産者責任政策との相互作用は、廃棄物管理のための効果的な手段となりうる。

Part I 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ①汚染者負担原則-2

- ノルウェーは、汚染は原則として汚染者がその費用を負担すべきであり、本原則は汚染者に責任を負わせるもので、プラスチック条約には不可欠な要素である、と説明している。
- 英国は、環境汚染コストは、可能な限り、汚染を引き起こす人が負担すべきであり、EPRは本原則の適用に重要な原則である、と説明している。

国	汚染者負担原則
ノルウェー	• 環境法における中心的な原則であり、**汚染は原則として汚染者がその費用を負担すべき**である（リオ原則16）。**国連加盟国の多くは、公害に関する国内法にこの原則を盛り込んでいる。ストックホルム条約**、**国境を越える河川及び国際湖沼の保護及び利用に関する条約**、**ロンドン議定書**（廃棄物等の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の議定書）、**国連海洋法条約に基づく国家管轄権を越える地域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する協定**など、**いくつかの多国間環境協定（MEA）にもこの原則が盛り込まれている。**この原則は、国際海事機関（IMO）のいくつかの文書など、責任と補償に関する制度を通じても間接的に喚起されている。 • この原則は、**汚染者に責任を負わせるもの**であり、**プラスチック条約に不可欠な要素**である。いくつかの条約や国内法にこの原則が盛り込まれているにもかかわらず、公害のコストは多くの場合、公害を引き起こした責任者が負担するのではなく、社会全体が負担し、公的資金で賄われている。 • 予防原則と同様、歴史的に証明責任は公的機関に委ねられてきた。汚染者負担原則が効果的に実施されれば、汚染防止、修復、廃棄物管理のための公的資金の負担が軽減される。 • 本原則は条約に関連するものであり、**条約本文に組み込まれるべきもの**である。特に重要なトピックは、拡大生産者責任、ライフサイクル全体を通してのプラスチックの排出と放出、廃棄物管理、既存のプラスチック汚染の修復である。
英国	• **可能な限り、環境汚染のコストは**、結果として環境破壊の影響を受ける人や、より広い地域社会ではなく、**汚染を引き起こす人が負担すべき**である。**汚染者の定義はこの原則における重要な検討事項**であり、拡大生産者責任（EPR）は、本原則を適用するために特定のセクターで使用できるアプローチであるため、**EPRを別の原則と考えることは適切ではない**と考える。 • 本原則は、**環境破壊を防止または抑止するための対策（被害が発生する前）を策定する際に用いることができる。**汚染を回避できない、あるいは事故によって引き起こされた場合、本原則は、**環境損害の回復や費用の再分配に利用**できる。この原則を適用することで、環境破壊を引き起こさないよう個人や団体にインセンティブを与え、持続可能な慣行を奨励することができる。

Part Ⅰ 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ①汚染者負担原則-3

- クック諸島は、汚染者は製品を市場に放出することにより引き起こされる意図しない外部性をカバーすることを提供する費用負担に責任を負う、と説明し、本原則は廃棄物管理のみに焦点を当てないようにするために重要である、とも説明している。
- アフリカ地域は、プラスチックを環境に投入する責任を負う産業や企業は、プラスチック汚染の影響に対する代償を支払い、EPRを通じてさらなる汚染を防止するためのシステムや対策を導入しなければならない、と説明している。
- サウジアラビアは、本原則は先進国の財政的義務に代わるものではない、と説明している。

国	汚染者負担原則
クック諸島	• 説明責任と持続可能な開発のための安全な循環経済を促進するために、**汚染者は**、利益を得る製品が安全で持続可能であること、追跡可能であること、ラベルが貼られていることを証明し、安全で持続可能な管理を含め、**製品を市場に放出することによって引き起こされる意図しない外部性をカバーすることを提供する費用負担に責任を負う。** • 本原則は、**プラスチック原料や製品の生産者と取引業者に対して、説明責任を本文書に確実に織り込み、廃棄物管理だけに焦点を当てないようにするために重要**である。 • 海洋ごみとプラスチック汚染の防止とその影響に関する太平洋環境大臣宣言は、この地域における単回使用と問題のあるプラスチックの削減と撤廃のために取られた行動と、拡大生産者責任、容器寄託制度、消費者の意識と責任のような、より野心的な行動と世界的・地域的政策枠組みの必要性を認めている。
アフリカ地域	• **プラスチックの環境投入に責任を負う産業や企業は、プラスチック汚染の影響に対する代償を支払い、拡大生産者責任を通じてさらなる汚染を防止するためのシステムや対策を導入しなければならない。**
サウジアラビア	• **先進国の財政的義務に代わるものではない**と考える。

Part I 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ②予防原則-1

- ノルウェーとスイスは、リオ原則15を引用している。
- ノルウェーは、プラスチック条約において、環境破壊を回避するための予防措置が確実に取られるべきである、と説明している。
- ノルウェーは、本原則は、プラスチックのライフサイクルの全段階に関連するもので、特に重要なものとして、懸念のある化学物質・ポリマー、1次プラスチックポリマーの生産、マイクロプラスチック、排出物、の規制をあげている。

国	予防原則
ノルウェー	• **深刻または不可逆的な損害の恐れがある場合、完全な科学的確実性の欠如を、環境悪化を防止するための費用対効果の高い措置を先送りする理由としてはならない**、というものである（リオ原則15）。言い換えれば、**不確実性に直面した場合の予防的行動を求めている**のである。このアプローチは、公害／環境保護に関する国内法だけでなく、**多くの国際条約にも盛り込まれている**。ストックホルム条約、生物多様性条約、気候変動枠組条約、海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際連合海洋法条約の協定など、関連する多国間環境協定（MEAs）を通じて先行している。 • **ストックホルム条約**では、予防的アプローチが前文や目的、条約に盛り込まれている。同様に、新しいプラスチック条約の予防的アプローチも、**環境破壊を回避するための予防措置が確実に取られるよう**、条約本文に組み込まれるべきである。**対策は**、深刻な被害や不可逆的な被害が発生する前に、また（科学的に完全な確実性がないにもかかわらず）既存の知識のギャップがあるにもかかわらず、**早い段階で実施されるべき**である。 • 予防的アプローチはまた、**活動の推進者に立証責任を転嫁**することを意味する（立証の逆転）。因果関係を科学的に完全に立証することはしばしば困難であり、**立証責任は、提案された活動が重大な危害を引き起こさないと主張する側にあるべき**である。この原則は、人の健康や環境への影響に関する不確実性という文脈で喚起されるべきである。完全な科学的確実性の欠如は、不作為の言い訳にはならない。 • 予防的アプローチは、このような条約や**プラスチックのライフサイクルのすべての段階に関連**している。**特に重要な点は、懸念のある化学物質やポリマー、一次プラスチックポリマーの生産、マイクロプラスチック、その他の排出物の規制**である。
スイス	• 予防原則またはアプローチに従い、**プラスチックに関連する深刻または不可逆的な損害のリスクがある場合、科学的確実性の欠如を、効果的な改善措置の採用を延期する理由として主張してはならない**。(2023年、国家管轄権の及ばない海域における海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に関する協定（第5条-d）、生物多様性条約（前文第9項）、2001年ストックホルム条約（第1条）、1989年バーゼル条約（第2条、第4条、第6条）、1997年MARPOL条約（議定書-附属書VI）に規定されている）。

Part I 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ②予防原則-2

- EUは、すべての経済主体が市場に出そうとしているプラスチック材料、製品、部品が重大な危害をもたらさないという責任を負わなければならないという基本的なもの、と説明している。
- クック諸島とSIDSは、リオ原則を引用している。また、本原則はクック諸島と太平洋SIDSにとって重要な原則である、と説明している。

国	予防原則
EU	• すべての経済主体が、**市場に出そうとしているプラスチック材料、製品、部品が重大な危害（harm）をもたらさない**（あるいは、その可能性が極めて低い）**という責任を負わなければならない**という基本的なものである。EUとその加盟国が、新製品の上市を許可する前に、代替品や代替物質の持続可能性の評価を担当し、予防原則を適用できる補助機関（技術検討委員会）の設置を勧告しているのは、このためである。予防原則は、**国際環境法の基本的かつ確立された原則**である。
クック諸島 SIDS	• 1992年の「環境と開発に関するリオ宣言」に則り、環境と人間の健康に害を及ぼす可能性のある分野について決定を行う。**深刻で不可逆的な損害の恐れがある場合、科学的確実性が十分でないことを、環境悪化を防ぐための費用対効果の高い対策を先送りする理由としてはならない。** • クック諸島とSIDSにとって、**海洋ごみ**と**マイクロプラスチック**は、世界的な生産を削減し、環境への流出、食料安全保障への脅威、人間の健康への影響を緩和する必要性を促す懸念事項である。 • 海洋ごみとプラスチック汚染の防止とその影響に関する太平洋環境大臣宣言は、国際的なコミットメントを求める中で、予防原則を含んでいる。これらのコミットメントにより、**予防原則はクック諸島と太平洋SIDSにとって重要な原則**であり、**今すぐ行動を起こす**よう呼びかける。

Part Ⅰ 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ②予防原則-3

- 英国は、重大/不可逆的な環境破壊の恐れがある場合に、完全な科学的確実性の欠如を環境悪化防止のための費用効果の高い措置を延期する理由としてはならない、と説明している。
- また、本原則は科学的確実性に欠ける場合の意思決定プロセスを支援するものであり、特定のハザードへの曝露に基づくリスクベースで、環境被害が発生する可能性と深刻度を管理しようとするものである、と説明している。

国	予防原則
英国	• **重大または不可逆的な環境破壊の恐れがある場合、完全な科学的確実性の欠如を、環境悪化を防止するための費用効果の高い措置を延期する理由としてはならない。** • 対策は、環境破壊や人間の健康への影響を予防することを目的とすべきである。この原則は、CO2排出、汚染、生物多様性の損失などの環境破壊が確実に回避されるよう、環境政策の多くの側面を支えている。 • **科学的確実性に欠ける場合の意思決定プロセスを支援するもの**である。この原則は、**意思決定者が事前に正確に計算できないリスクに対処するのを助ける。リスクベース**、つまり科学的根拠に基づく予防原則のアプローチは、**特定のハザードへの曝露に基づいて、環境被害が発生する可能性と深刻度を管理しようとするもの**である。これは、環境被害を引き起こす可能性のあるハザードのみを考慮するアプローチとは異なる。

Part Ⅰ 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ②予防原則-4

- サウジアラビアは、共通だが差異ある責任の原則に基づき、締約国の能力と責任、国情に応じて広く適用しなければならない、と説明している。
- アフリカ地域は、化学物質の安全性に関する研究の不足を理由に、化学物質が安全であるとはいえない、と説明している。

国	予防原則
サウジアラビア	• プラスチックの汚染から環境を保護するため、**CBDRの原則に基づき**、締約国がその**能力と責任及び国情に応じて広く適用**されなければならない。
アフリカ地域	• 化学物質の安全性に関する研究が不足しているからといって、それが安全であるということにはならない。

Part I 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ③廃棄物ヒエラルキー-1

- EUは、本原則は、具体的な成果を達成し、全ライフサイクルにわたってプラスチック汚染を効果的に終わらせるために不可欠であり、リサイクル・回収・廃棄の前に、予防/最小化・再利用の準備が優先される統合的アプローチである、と説明している。
- スイスは、5Rの原則（拒否、削減、再利用、リニューアル、リサイクル）に従って、プラスチックの環境中への移動を禁止することを提案している。
- スイスは、廃棄物に関する取組みの優先順位として、廃棄物防止→廃棄物発生抑制（再利用等）→リサイクル→熱処理→埋立、であると説明している。

国	廃棄物ヒエラルキー
EU	• 将来の制度の基礎として廃棄物ヒエラルキーを導入し認識することは、**具体的な成果を達成**し、**全ライフサイクルにわたってプラスチック汚染を効果的に終わらせるために不可欠**である。実際、廃棄物ヒエラルキーは、**リサイクル、回収、廃棄の前に、予防／最小化、再利用の準備が優先される統合的アプローチ**である。このようなピラミッド型のアプローチは、**製品から最大限の利益を引き出し、最小限の廃棄物を発生させるために、素材を大切にし、可能な限り再利用することを促進**する。このような原則は、すでに**UNEA決議2/11「海洋プラスチックごみとマイクロプラスチック」（パラ7）**で認識され、言及されており、今後の制度の礎石となるに値する。
スイス	• **「5R - Refuse、Reduce、Reuse、Renew、Recycle」の原則**に従い、**プラスチックの環境中への移動を禁止**する。この原則では、リサイクル可能な材料の比率を高め、原材料や製造廃棄物の再利用を拡大し、使用する再資源やエネルギーを全体的に削減することを求めているが、何よりも、**絶対に必要でないプラスチックの使用を拒否**し、**持続可能な製品の寿命を延ばす**ことを求めている。(この原則は、2019年の水俣条約（第2条および第3条）および国内法、例えばスイス連邦環境保護法（第30条）において、「回収、リサイクル、再生利用、再使用」の観点から述べられている）。この文脈では、「海洋プラスチックごみ対策に関するG20報告書」に見られるように、「ごみ」を加えることが適切である。） 5Rは廃棄物ヒエラルキーと関連しており、廃棄物は**次の優先順位に従って処理**されなければならない。すなわち、**廃棄物の防止、廃棄物の発生抑制（例えば再利用の促進）、リサイクル、熱処理、廃棄（埋立）**である。**廃棄物の発生防止は常に最も好ましい選択肢**であり、**廃棄物の埋立は常に最も好ましくない選択肢**である。

Part I 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ③廃棄物ヒエラルキー-2

- ノルウェーは、廃棄物に関する取組みの優先順位として、廃棄物防止→再利用→リサイクル→回収（エネルギー回収含む）→安全な処分、であると説明している（スイスと同じ）。
- ノルウェーは、プラスチック問題はリサイクルによって解決することは不可能であること、廃棄物ヒエラルキーに従うことで、消費、生産、廃棄物発生が環境に与える影響を減らし、資源効率を高めることができる、と説明している。
- 廃棄物ヒエラルキーに含めるものとして、1次プラスチックポリマー、製品設計・組成・性能、非プラスチック代替品、をあげている。

国	廃棄物ヒエラルキー
ノルウェー	• 廃棄物管理の選択肢を5段階に分類したもので、**優先順位の高い順に適用しなければならない。廃棄物防止が優先され、次に再利用、リサイクル、エネルギー回収を含む回収、そして最後の選択肢として安全な処分が続く。** • 廃棄物ヒエラルキーは、EUの廃棄物枠組み指令など、国や地域の法律で広く用いられている。確立された原則ではあるが、廃棄物ヒエラルキーをさらに発展させ、**上流工程や予防的措置にもっと注意を向ける**ことでメリットが生まれる可能性がある。この点では、R-ラダーが代替案として役立つだろう。R-ラダーは、廃棄物防止段階を次の3つの段階（リジェクト、リシンク、リデュース）に分解することで、より精巧にしたものである。これにより、どの戦略が廃棄物の削減に関連するかが明確になるだけでなく、プラスチックの消費と生産を削減するための戦略も明確になる。はしごの最初の段階をより詳細かつ明確にすることは、プラスチック協定を実施する際の最も重要な優先事項と戦略について、国や地方の政策立案者に注意を促し、啓発するための重要な教育的手段となる。 • **プラスチック問題をリサイクルによって解決することは不可能**である。経済全体におけるプラスチックの供給を減らすために、予防的措置を講じなければならない。廃棄物ヒエラルキー（またはRラダー）は、協定の主要目標を達成するための最も効果的な行動に明確な優先順位を与える。 • 廃棄物ヒエラルキーに従うことで、**消費、生産、廃棄物の発生が環境に与える影響を減らし、資源効率を高めることができる。** • 廃棄物ヒエラルキーは、**以下を含む**がこれに限定されない、協定のいくつかの部分に関連している：（ゼロドラフトに基づく）：**一次プラスチックポリマー；製品設計、組成、性能；非プラスチック代替品。**また、廃棄物ヒエラルキー（またはr-ladder）が**プラスチックEPR制度のインセンティブ/料金体系に反映**されることも重要である。ヒエラルキーは、廃棄物管理に関する公約や、海洋環境を含む既存のプラスチック汚染の中心である。

Part Ⅰ 4. 原則
（2）具体的原則の提案 ③廃棄物ヒエラルキー-3

- クック諸島は、廃棄物の管理やリサイクルのみならず、削減、防止、再利用の優先順位を強制する、ゼロ・ウェイスト・ヒエラルキー8.0を主張している。

国	廃棄物ヒエラルキー
クック諸島	• **ゼロ・ウェイスト・ヒエラルキー8.0**は、リオ原則ではないが、リサイクルや廃棄物管理だけに焦点を当てるのではなく、**削減、廃棄物防止、再利用の優先順位を強制**するものである。クック諸島の持続可能な開発アジェンダ（NSDA）は、**2045年までに廃棄物ゼロを達成することを国家目標**としている。 • クック諸島や他の太平洋SIDSの廃棄物管理インフラは限られており、私たちの海岸線と海は、国境を越え、植民地からのプラスチック廃棄物や瓦礫の影響を受けている。したがって、クック諸島は、**世界的に生産・消費されるプラスチックの総量を最小化・削減する何らかの世界的目標を求めている**のである。 • クック諸島は、廃棄物ヒエラルキーの原則を国内法で運用する上流と中流の対策に取り組む一方、どの国も単独ではプラスチック危機に対処できないため、予防に焦点を当てた世界的な公約を推進する本文書交渉に深く関与している。クック諸島が国内で実施すべき重要な公約があるが、私たちの焦点は、国レベルでの活動を補完する世界的な目標を求めることである。

Part I 4. 原則

（2）具体的原則の提案 ④共通だが差異ある責任

- サウジアラビアとアフリカ地域は、本原則に従うべきである、と主張している。
- サウジアラビアは、本原則に従い、人類の現在と将来の世代の利益のために環境システムを保護すべきである、と主張している。
- 一方、EUは本原則の一般的な適用は協定に関連しない、と主張している。

国	共通だが差異ある責任
サウジアラビア	• 歴史的責任と衡平性に基づき、**共通だが差異ある責任とそれぞれの能力（CBDR+RC）に従い、人類の現在と将来の世代の利益のために環境システムを保護すべき**である。従って、先進国は、プラスチック汚染の悪影響と、対応措置の実施による途上国への影響に率先して取り組むべきである。
アフリカ地域	• 地球環境悪化へのさまざまな貢献を考慮し、各国は、**資金、技術移転、能力構築など、共通だが差異ある責任を負う**。
EU	• **CBDR原則の一般的な適用が協定に関連するとは考えていない**。

（2）具体的原則の提案 ⑤ボトムアップアプローチ

- サウジアラビアは、本原則は、各国の状況や能力を考慮した上で、本条約の実装の大原則であるべき、と主張している。

国	ボトムアップアプローチ
サウジアラビア	• 各国の状況や能力を考慮した上で、この条約を実施する際の大原則であるべきである。

Part I 5. スコープ
（1）UNEA決議5/14の権限に基づいて定める-1

- 多数の国から、基本はUNEA決議5/14の権限に基づいて定められるべき、との意見が出された。（EU、英国、米国、インド、モナコ）

国	UNEA決議5/14の権限に基づいて定める
EU	• UNEA 決議 5/14 の権限に基づいて定められるべきであるため、このトピックについての議論に多大な時間を費やすことは避けたいと考えている。
英国	• 将来の制度の範囲は、UNEA決議5/14の一部として検討され、この決議が制度の範囲の枠組みとして機能すべきである。UNEA決議5/14に示されたプラスチックの全ライフサイクルに対応し、**マイクロプラスチックを含む包括的なアプローチに基づくべき**である。
米国	• UNEA決議5/14の第3項に規定された交渉マンデートに沿う。
インド	• 文書の範囲は、UNEA 5.2決議5/14に従って規定されるべきである。適用範囲を定義する要素に関するいかなる潜在的な検討も、UNEA 5/14決議のマンデートを超えてはならない。 • 範囲の定義は、共通するが差異ある責任を含む環境と開発に関するリオ宣言の原則、ならびに各国の状況および能力を考慮に入れるべきである。
モナコ	• 国連環境総会決議5/14（UNEP/PP/INC.2/4）の要請に従い、文書「プラスチックの全ライフサイクルに対応する包括的なアプローチに基づく、国際的な法的拘束力のある文書に向けた要素の選択肢の可能性」の附属書I.Cに含まれる提案に基づき作成された範囲に関する文書を提出する。

Part I 5. スコープ
（1）UNEA決議5/14の権限に基づいて定める-2

- 多数の国から、基本はUNEA決議5/14の権限に基づいて定められるべき、との意見が出された。
（オーストラリア、ニュージーランド、クック諸島、マレーシア、アフリカ地域）

国	UNEA決議5/14の権限に基づいて定める
オーストラリア	• UNEA決議5/14のマンデートは、この制度に関する交渉の範囲を定めており、これには、**プラスチックの全ライフサイクルを通じ、海洋環境を含め、プラスチック汚染（マイクロプラスチックを含む）のあらゆる発生源**から、**人の健康や環境への影響に対処する**範囲が含まれている。 • 専用の適用範囲の規定は決議5/14によって義務付けられておらず、また、必ずしも義務付けられているわけでもないことに留意する。しかし、もし適用範囲の規定を含めるのであれば、決議5/14で既に合意された適用範囲と整合性を保つことを、強く支持する。
ニュージーランド	• 国連環境総会決議5/14は、INCに、**マイクロプラスチックだけでなく、陸上や海洋のプラスチック汚染も含め、プラスチックのライフサイクルの全範囲を検討**することを義務付けている。ニュージーランドは、この義務付けられた範囲を支持する。
クック諸島	• UNEA決議5/14から得られたこの声明は、加盟国によって合意された文書の範囲を定義するものである。
マレーシア	• この文書の範囲は、UNEA決議5/14で義務付けられている「プラスチック汚染」への対応から逸脱すべきではない。
アフリカ地域	• UNEA決議5/14のマンデートは、プラスチック汚染に関する将来の文書の範囲を規定したものであり、これが文書の範囲の基礎をなすべきである

Part I 5. スコープ
（2）海洋環境とその他生態系、人健康

- ブラジル、インドからは、焦点は、「海洋環境を含む環境と人健康に対するプラスチック汚染の影響に取り組むこと」と指摘された。
- ブラジルは、プラスチック汚染による労働者への影響も含めるべき、と指摘している。
- 米国からは、スコープは「海洋環境を含むプラスチック汚染」であり、それにはマイクロプラスチックも含める、と認識していること、プラスチック汚染の範囲については、海洋環境のみならず、陸上や淡水の生態系、建造物環境、人健康リスクも考慮するということに賛成が示された。ただし、他のMEAsとのマンデートの重複を避けるべきである、との指摘がされた。

国	海洋環境とその他生態系、人健康
ブラジル	• UNEA決議5/14の指令に照らし合わせると、この文書の範囲は、**将来的なプラスチック汚染の撲滅を目指し、プラスチックのフルライフサイクルアプローチに合わせるべき**である。その**焦点**は、**海洋環境を含む環境と人健康に対するプラスチック汚染の影響に取り組むこと**である。 • また、この制度は、より具体的に、ただしこれに限定されるものではないが、プラスチックのバリューチェーン全体を通じて、正規・非正規を問わず、**プラスチック汚染が労働者に与える影響についても考慮**しなければならない。 • その範囲には、既存のプラスチック汚染に対処するための規定と解決策も含まれなければならない。
インド	• この文書は、特に**プラスチック汚染のみを取り上げるべき**である。 • 必要とされる**物質、材料、製品の範囲**は、**プラスチック汚染への対応に関連したものでなければならない。**
米国	• 米国は、この文書の範囲を「**海洋環境を含むプラスチック汚染**」と認識している（UNEA決議5/14の第3項）。さらに、同決議の前文第3段落を考慮すると、「**プラスチック汚染にはマイクロプラスチックも含まれる**」という点で一致している。 • **対処すべきプラスチック汚染の範囲**について、プラスチック汚染が海洋環境に与える影響だけでなく、**陸上や淡水の生態系、建造物環境、そして人健康への関連リスクも考慮**するよう、この文書に各国が意図していることを我々は認識している。米国はこの見解を支持し、UNEAの決議が、この制度は他の国際文書のそれぞれの任務を認識し、重複を避けるべきだと明言していることに留意する。我々の焦点は、プラスチック汚染と直接闘うことに特化した、強力で法的拘束力のある制度であるべきだ。

Part I 5. スコープ
（3）ライフサイクル全体-1

- モナコ、AOSIS、アフリカ地域からは、プラスチックのライフサイクル全体を対象とすべき、との意見が出された。
  - モナコ：ライフサイクルは、資源の採取から廃棄物処理、生産、設計、使用、消費に至るまで。プラスチック汚染には、材料、製品、化学物質、添加物、マイクロプラスチック、ナノプラスチック、および環境と生物におけるそれらの分解と変化から生じる分子を含む。
  - AOSIS：プラスチック汚染の範囲は、過去・現在・将来のすべてが対象である。
  - アフリカ地域：ライフサイクルは、原料採取から生産、設計、使用、消費、廃棄に至るまで。

国	ライフサイクル全体
モナコ	• **資源の採取から廃棄物処理、生産、設計、使用、消費に至るまで**、プラスチックのライフサイクル全体を対象とする。 • **材料、製品、化学物質、添加物、マイクロプラスチック、ナノプラスチック**、および**環境と生物におけるそれらの分解と変化から生じる分子を含む**、プラスチック汚染のすべての原因を扱う。 • プラスチック汚染のリスクと、海洋環境を含む人健康と環境への悪影響、そして気候変動と生物多様性への悪影響を認識するものである。 • 海洋環境を含む、**現在および将来のあらゆる形態のプラスチック汚染**を包含すべきである。 • プラスチックのライフサイクル全体が本文書の対象となり、持続可能で循環的なプラスチックの生産と消費、プラスチックを含むすべての製品のプラスチック廃棄物の環境的に健全な管理につながるべきである。 • 特にプラスチックのライフサイクルを通じた人健康へのリスクと、環境、特に気候変動と生物多様性へのリスクを考慮。
AOSIS	• この合意の範囲は、海洋環境を含む**過去・現在・未来のプラスチック汚染**と、プラスチック汚染を終わらせるという究極の目的を達成するために、**プラスチックの全ライフサイクルに**わたって必要な行動である。
アフリカ地域	• プラスチックの**原料採取から生産、設計、使用、消費、廃棄に至るまで**、**プラスチックの全ライフサイクルに対応**する包括的なアプローチに基づく。

Part I 5. スコープ
（3）ライフサイクル全体-2

- マレーシア、クック諸島からも、プラスチックのライフサイクル全体を対象とすべき、との意見が出された。
  - マレーシア：川上工程は重合プロセスから開始すべき。
  - マレーシア：化学物質の範囲についても、プラスチックのライフサイクルの各段階におけるすべての物質を対象とするべき。
  - クック諸島：ライフサイクルは、原材料の抽出と加工（精製、加工、分解、重合）から、設計、製造、包装、流通、使用（と再使用）、メンテナンス、そして分別、収集、選別、リサイクル、廃棄を含む使用済み管理に至るまで。GHG排出も対象に含める。

国	ライフサイクル全体
マレーシア	• **重合プロセス（プラスチックは重合工程を経て材料となる）から始まる上流工程**から、**プラスチック廃棄物のリサイクルと使用済み廃棄物の処分を含む下流工程**まで、**プラスチックのライフサイクルのあらゆる側面を包含すべき**であると考えている。また、プラスチック連鎖のライフサイクルの各段階における、すべての異なるカテゴリーの物質を対象とすべきである。
クック諸島	• INCオプション・ペーパーUNEP/PP/INC.2/4の付録IIのパート5と6にあるように、**プラスチックの全ライフサイクル**に対応する包括的なアプローチに焦点を当てることを強調する： ➢ プラスチックのライフサイクル・アプローチは、**プラスチック材料、製品、関連サービスの生産と消費に関連するすべての活動と結果-原材料の抽出と加工（精製、加工、分解、重合）から、設計、製造、包装、流通、使用（と再使用）、メンテナンス、そして分別、収集、選別、リサイクル、廃棄を含む使用済み管理**に至るまで-の影響を考慮する。プラスチック製品の輸送と取引も、ライフサイクルの各段階で発生する。 ➢ **プラスチック汚染**はどの段階でも起こりうるが、**最も大きな割合を占めるのは使用済み段階と使用段階**である。ライフサイクル全体で解決策を講じるには、政策、規制、経済、ビジネス、技術、行動の各手段を統合的に組み合わせるとともに、世界、地域、国家レベルで確立された手段を用いた貿易政策の活用を検討する必要がある。 • したがって、**プラスチックのライフサイクル全体にわたるGHG排出を「負の影響と排出」にしっかりと含め**、協定の前文や適切な場合には管理措置に統合することを望む。海面上昇をはじめとする気候変動による影響に非常に脅かされており、プラスチック部門全体の脱炭素化を強く支持する。

Part I 5. スコープ
（4）プラスチックの寿命と全てのプラスチックに対応

- ニュージーランドは、プラスチックのライフサイクルではなく寿命に言及することを支持している。
- ニュージーランドは、他のMEAsでは必ずしも網羅的にプラスチックを対象としていないことから、本条約は、スコープ内にあるすべてのプラスチックを捕捉するよい機会である、と提案している。

国	プラスチックの寿命と全てのプラスチック
ニュージーランド	• プラスチック廃棄物を削減し、世界規模でプラスチック汚染を撤廃するための効果的な世界的体制を確立し、以下のようなプラスチックのライフサイクル全体をカバーする文書の策定を望んでいる： ➢ 原材料の採取から廃棄、汚染による生態系への影響までの問題に取り組む。 ➢ これには、技術革新、不必要なプラスチックの使用を避け、プラスチックの再利用や修理を可能にする製品、サービス、システムの再設計、代替材料の役割に関する研究などが含まれる。 ➢ プラスチック製品（包装に限らない） ➢ 材料としてのプラスチック：長鎖／高分子量ポリマーと関連添加物。 • ニュージーランドは、ライフサイクルアプローチや分析、**循環経済との混同を避ける**ため、**プラスチックの「ライフサイクル」ではなく、「寿命」に言及**することを支持する。 • 特定の種類のプラスチックを環境的に健全な方法で管理する義務を定めたさまざまな国際規則がある。しかし、**さまざまなプラスチックはこれらの規則の適用範囲に含まれない**ため、環境的に健全な方法で廃棄物を管理する義務の対象とはならない。**プラスチック条約は、提案されている措置の範囲内にあるすべてのプラスチックを捕捉する機会**である。

Part I 5. スコープ
（5）スコープに関する規定は不要

- ノルウェー、スイス、クック諸島からは、スコープに関する規定は不要である、との意見が出された。

国	スコープの設定は不要
ノルウェー	• ノルウェーは、**協定の適用範囲を定義する必要はない**と考える。多くの多国間環境協定（MEAs）は明確な適用範囲を定めておらず、通常は協定の目的と主要な定義で十分であり、適用範囲として間接的に目的を果たす。範囲を定めていないMEAの例として、**ストックホルム条約**と**水俣条約**がある。 • 国連環境総会（UNEA 5.2）の決議「プラスチック汚染の終焉」は、INCプロセスに広範なマンデートを与え、間接的に協定のスコープを与えている。 • **今、範囲を定めることのリスクは、プラスチック汚染を終わらせるという目標が制限されること**である。科学的知識はまだ発展途上であり、この制度がさらに先で規制するのに適した新たな問題が出てくる可能性があるため、重要な対策が除外されるリスクがある。協定は時間をかけて強化することが可能であり、またそうすべきである。また、将来的に規制が必要とみなされた問題は、意図せず規制されない可能性もある。この協定は、プラスチック汚染を終わらせるのに適した手段であるべきだ。 • この条約は、**プラスチックのバリューチェーン全体（設計、生産、使用、リサイクル、廃棄／廃棄）を対象とすべき**である。複合材料を含め、**部分的にプラスチックで作られた製品も協定の対象とすべき**である。化学汚染はプラスチック汚染の不可欠な部分であり、**プラスチックに含まれる化学物質の規制は協定の重要な要素であるべき**だ。プラスチックとプラスチック汚染の定義に合意することで、範囲も冗長になる。例えば、プラスチック汚染：プラスチックの生産、使用、リサイクル、廃棄による（マクロおよびミクロの）プラスチックと化学汚染物質の排出と漏出。
スイス	• UNEA決議5/14は、すべてのプラスチックのライフサイクル全体、すなわち原料調達から始まり、バージンプラスチックと製品の生産、その使用、廃棄、回収、リサイクル（再生材料のライフサイクルへの再導入を含む）をカバーする広範な範囲を持つ法的拘束力のある文書を交渉することを明確に命じている。したがって、条約に**適用範囲に関する条文を追加する必要はない**。
クック諸島	• UNEA決議5/14は、「範囲」を定義することを義務付けてはいないが、3(a)には、加盟国が広範に焦点を当てる必要のあるより実質的な分野として、「文書の目的を特定する」必要性が述べられている。とはいえ、プラスチックの全ライフサイクルに関するUNEA決議5/14のマンデートを含めるために使われるのでない限り、**スコープに関する規定は必要ない**。

Part I 5. スコープ
（6）生産制限は含まない

- 中国からは、プラスチック汚染に対する直接的な解決策をスコープとするべきであり、プラスチックポリマーの生産制限は直接的解決策ではないので、スコープに含めるべきではない、との意見が出された。
- シンガポールからも、包括的な廃棄物管理など、海洋環境を含むプラスチック汚染に直接対処する問題に重点を置くべきであり、生産制限のような、より広い社会経済的影響を伴う問題は複雑であるため、不確実なものは含めない、との意見が出された。

国	生産制限は含まない
中国	• **プラスチックポリマーの生産を制限することは、プラスチック汚染に対する直接的な解決策ではなく**、文書の義務を超えているため、文書に含めるべきではない。
シンガポール	• 法的拘束力のある文書の範囲は、プラスチック汚染に取り組むというINCのマンデートによって決定されるべきである。したがって、包括的な廃棄物管理など、**海洋環境を含むプラスチック汚染に直接対処する問題に重点を置くべき**である。**生産制限のような、より広い社会経済的影響を伴う問題は複雑**であり、プラスチック汚染という喫緊の課題に取り組む上での**即効性は不確実**である。そのため、INCのマンデートには含まれない。 • ポリマー、化学物質、添加物に関しては、有害または問題のあるものとその根拠を明確に特定する制度に価値がある。この制度は、移行に十分な時間を与え、科学的根拠に基づいた実際的な解決策に焦点を当てるべきである。

Part I 5. スコープ
（7）その他

- EUからは、プラスチック汚染の主な原因と発生源の観点から本文書が対処するスコープを特定すべきである、との意見が出された。
- 英国からは、ライフサイクル全体を対象とするものの、抽出段階は例外とする、との意見が出された。

国	その他
EU	• プラスチックのライフサイクル全体を通じて現在および将来のプラスチック汚染に対処する上で、この文書がどれほど包括的かつ野心的なものになるかの基礎を形成するため、重要である。 • 人健康と広範な環境を保護することを目的として、またそのような手段が気候変動と生物多様性に与えるプラスの影響を認識し、海洋環境を含むがこれに限定されない**あらゆる種類のプラスチック汚染を撲滅するという野心を反映**する必要がある。それによって三重惑星危機に対処する。 • 一般に、**プラスチック汚染の主な原因と発生源**（包装および単回使用プラスチック、漁業および水産養殖、農業用プラスチック、輸送、プラスチックなどからの不適切に管理された廃棄物など、ただしこれらに限定されない）**の観点から、文書が対処するものを特定**する必要がある。合法的または違法に放出されたもの、意図せず放出されたもの、または意図的に添加されたマイクロプラスチック、製造前プラスチックペレット、および対象となる特定の材料、製品、物質、添加物、用途およびプロセスなど。
英国	• UNEP/PP/INC.2/4 の付属文書 I のセクション C に記載された適用範囲に関する 3 つの選択肢すべてに同意するが、**「抽出」段階は例外**とする。
サウジアラビア	• スコープは、プラスチック廃棄物のライフサイクルにおけるプラスチック汚染という課題に、革新的かつ先進的な技術を用いて取り組むための条約を策定するためのロードマップを提供する。

Part I 5. スコープ
（8）アフリカ地域からの具体的提案

- アフリカ地域から、サプライチェーンの川上・中・下別の対象範囲を細分化する提案があった。

国	アフリカ地域からの川上・中・下別の具体的に範囲
アフリカ地域	• 国の状況や能力を考慮し、拘束力のあるアプローチと自主的なアプローチの両方を通じて、あらゆる部門におけるプラスチック汚染のすべての原因、および海洋環境を含む環境（陸、水、大気）への漏出に取り組む。 • 資源効率や循環経済的アプローチを含め、製品設計や環境に配慮した廃棄物管理などを通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進する規定を盛り込む。 • レガシー・プラスチックを扱う。 • **ライフサイクル段階別にプラスチック条約の対象となる範囲を含めるべき**である： **【川上】** ➢ プラスチック製造に使用される、関連する科学的知見に基づく懸念される化学物質とポリマー： (i) 製造のための原材料 (ii) マイクロプラスチック（一次および二次マイクロプラスチック） (iii) プラスチックの製造に使用される懸念化学物質 (iv)プラスチックの製造に使用される添加剤 (v) プラスチックから作られる材料と製品 (vi) プラスチックの製造廃棄物の環境中への放出を含む、川上活動に起因する汚染 **【川中】** (i) プラスチック素材を使用した懸念製品 (ii) 製品の包装や市場流通など、川中での活動に起因する汚染 **【川下】** (i) プラスチックを使用した製品の使用から生じるすべての廃棄物 (ii) 使用後のプラスチックの取り扱いと廃棄から生じるすべての廃棄物 (iii) その他の川下活動に起因するすべての汚染。 • 上記は、関連する社会経済的影響を考慮すべきである。

PartⅡ 1. 1次プラスチックポリマー
（1）1次プラスチックポリマーの生産制限に反対-1

- 中国は、1次プラスチックポリマーの生産制限に反対を表明している。
  - プラスチックは有用素材であり、単回使用プラスチックとは異なり、耐久性のある材料として使用されている。
  - プラスチックは種類別（用途別）に個別措置をとる。

国	1次プラスチックの生産制限に反対
中国	• 【反対】プラスチックポリマーの生産を制限することは、**プラスチック汚染に対する直接的な解決策ではない**。 • 【有用素材・単回使用プラとの違い】世界レベルでは、約300種類のプラスチックが生産され、その半数以上がほぼすべての最終製品の構造部品や機能部品などの耐久性のある材料として使用されている。プラスチックは、**自動車や電気機器の金属、建築分野の木材の代替品となり得る**。これらの種類のプラスチックは、その目的、寿命、管理手段、および環境への潜在的な汚染の点で、単回使用プラスチックとは大きく異なる。 • 【種類別段階的措置による管理の有効性向上】この文書は、UNEA 5/14 で要求されているプラスチックの全ライフサイクルの枠組みの下で、プラスチックの種類を分類し、異なる段階的な措置を採用することにより、**管理の有効性を向上させるための優先プロセスに焦点を当てるべき**である。

PartⅡ 1. 1次プラスチックポリマー
（１）1次プラスチックポリマーの生産制限に反対-2

- 中東、インドは、1次プラスチックポリマーの生産制限に反対を表明している。
  - 責任ある生産・消費・リサイクルが優先事項である。
  - 特定の種類のプラスチックの禁止を実施すると、世界のリサイクル部門に悪影響が生じる可能性がある
  - プラスチックのライフサイクルを実施し、社会的・経済的側面を考慮した場合、プラスに働く影響を評価する

国	1次プラスチックの生産制限に反対
サウジアラビア UAE カタール	• 【有用素材】一次プラスチックポリマーは現代社会の基礎となり、**多くの産業でイノベーションを推進**している。**需要と供給を段階的に削減することは**、技術の進歩を抑制するだけでなく、多用途で耐久性があり、コスト効率が高いことが証明されている**経済成長と安定性を危険にさらす**ことになる。 • 一次プラスチックが現代社会の礎となり、**持続可能な開発目標を達成するためのプラスとなる**ことを確認する。 • 【責任ある生産・消費・リサイクルの推進】**無数の用途に不可欠であることが証明されている材料**を排除するのではなく、**責任ある生産・消費・リサイクルに焦点を当てることが優先事項**である必要がある。 • 責任ある生産、消費とプライマリープラスチックのニーズとの関連を明らかにする。 • 特定の種類のプラスチックの禁止を実施すると、**世界のリサイクル部門に悪影響が生じる可能性**がある：（禁止対象のプラスチックがそれまでリサイクルされ、新しい製品の原料として使用されていた場合）**リサイクル材料に対する需要の減少**；（禁止対象プラスチックのリサイクルに依存している場合）**リサイクル能力の喪失**；（リサイクルしにくい）**代替材料への需要の増加**。 • プラスチックのライフサイクルを実施し、社会的・経済的側面を考慮した場合、**プラスに働く影響を評価**する。
インド	• プラスチックポリマーの生産に関しては、**拘束力のある目標／上限を設けるべきではない**。

PartⅡ 1. 1次プラスチックポリマー
（2）1次プラスチックポリマーの生産制限に賛成

- EUとクック諸島は、1次プラスチックポリマーの生産制限に賛成を表明している。
  - プラスチックは便利な素材である一方、予測されている生産量増加が持続不可能を引き起こす可能性がある。
  - 生産と消費を持続可能なものにするためには、1次プラスチックの総生産量の削減が必要であり、そのための世界的目標の設定が必要である。

国	1次プラスチックの生産制限に賛成
EU	• 【削減】プラスチックは便利な素材であり、多くの用途に不可欠である。しかし、予測された生産量の増加が持続不可能になるという多くの報告も聞いている。したがって、EUとその加盟国 (MS) は、**生産と消費を持続可能なものにするという観点**から、一次プラスチックの**総生産量を削減**するための将来の協定のすべての締約国の必要性を強調する。 • 【需要と使用の削減・世界目標】EUとそのMSは、プラスチックの持続可能な消費と生産への移行を促進できる**世界的な目標の設定**を支持する。 目標を運用し、一次プラスチックポリマーの需要と使用を削減するには、一次プラスチック生産に関する**市場ベースの措置などの追加措置**も必要となる。 • SMART（具体的、測定可能、達成可能、現実的、期限付き）目標を設定し合意するには、一次プラスチックポリマーの潜在的なベースライン、定義、周囲長、および関連するポリマーの可能性に関する共通点を見つけるために、セッション間の予備作業が必要となるだろう。 一次プラスチックポリマーの**世界的な生産と消費の状況**に関する既存の研究とデータの編集に基づいて、測定値を報告する。
クック諸島 SIDS含む	• 一次プラスチックポリマーの**供給、需要、使用を削減**する • クック諸島とほとんどの太平洋SIDSはプラスチック製品の生産国ではないが、プラスチック製品の**輸入国**であるため、プラスチック生産プロセスを合理化し、廃棄物ヒエラルキー原則に沿った世界的な目標が必要である。 • 化石燃料由来とバイオベース双方の一次プラスチックポリマーの生産に関する共通の評価基準を作成する。 • 安全、持続可能、不可欠なものは許容され、**安全でない、持続可能でない、不可欠でないものは制限または禁止されるべき**。

PartⅡ　2．懸念のある化学物質/ポリマー
（１）既存のMEA間との調整

- 中東、ロシア、ノルウェーからは、既存の多国間環境協定で、有害な化学物質やポリマーに取り組んでいるものがある、との意見が出された。
  - ➢ それらのMEA間と調整することで、生産・消費・使用を削減するための対策の有効性を高めることができる　　**※中国は懸念のある化学物質について言及無し**

国	既存のMAEとの調整、重複を避ける
サウジアラビア UAE カタール	• 【既存のMEAとの調整】潜在的に有害な化学物質やポリマーを評価する際に、科学的証拠に体系的に依存することを推奨する。**POPs条約、バーゼル条約**など、いくつかの多国間環境協定（MEA）が有害な化学物質やポリマーの問題に取り組んでいる。これらの協定は、これらの物質の削減を促進することにより、これらの物質の有害な影響から人健康と環境を保護することを目的としており、懸念される化学物質やポリマーの影響を軽減するという前向きな結果につながっている**。MEA間の相乗効果と調整**により、懸念のある化学物質やポリマーの生産、消費、使用を削減するための対策の有効性を高めることができる。 • UNEA決議5/14 Para.3[(K)それぞれのマンデートを認識し、重複を回避し、行動の補完性を推進しつつ、関連する地域および国際条約、 文書、組織との協力および協調を推進する]。この点に関し、**バーゼル条約**は、**プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理に関する技術ガイドライン**に関する詳細文書の作成に精力的に取り組んできた。COP16 では、ポリマー、懸念される化学物質、問題のあるプラスチックのトピックについて、以下の関連トピックを含むがこれらに限定されない詳細な議論が行われた：プラスチックの種類、添加剤、加工用添加剤；プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理（ESM）に関するガイダンス；識別とインベントリ（例：プラスチック廃棄物の発生源の特定；有害（及び非有害）プラスチック廃棄物の特定） • INCのマンデートを完了するという決議5/14の野心的なスケジュールを達成するためには、他の条約や機関のマンデートと重複することなく、現在の作業を活用すべきである。 • 化学物質、懸念されるポリマー、添加物を扱う既存の**多国間環境協定（MEAs）を特定**する。 • 化学物質、懸念物質、添加物に対処するMEAにおける**科学的根拠**に基づくギャップの特定。
ロシア	• 懸念のある化学物質と「懸念」を引き起こす化学物質や物質をカテゴリーに含める基準は、**POPs条約**の規定によって規制されているという理解に基づいている。
ノルウェー	• プラスチック中の懸念化学物質の特定は、化学物質とプラスチックに関する国、地域、世界的な取り組みと規制に基づいて相乗効果を促進し、**取り組みの重複を避ける**必要もある。 可能であれば、プラスチック条約のモデルとして機能し、プラスチック条約に適応できる要素を含む既存の条約にも目を向けるべきである。

PartⅡ　2．懸念のある化学物質/ポリマー
（２）従来までの安全な使用に基づく個別規制

- ロシアからは、「懸念のある化学物質」を特定するための観点は、見方や使い方によって変わってくる、現時点で使用されている化学物質は製造段階での安全性が担保されているため、業界ごとの従来どおりの個別規制で実施すべきである、との意見が出された。
  - ➢ 物質が毒であるか否かの判断は用量による。（有害性と曝露によるリスク）
  - ➢ 潜在的な危険な物質として分類される可能性のある物質でも、業界では人や環境との直接接触を避けた「閉じたループ」の中で使用しており、これら物質は既存の多国間環境協定や国内法で規制の重要性が確認済である。
  - ➢ 各化学物質への対処は、業界レベルの安全基準、特定の科学的知識に基づく特別な取り扱いが必要であるため、個別規制されるべきである。

国	従来までの安全な使用に基づく個別規制
ロシア	• 2023年4月13日付UNEP/PP/INC.2/4および2023年5月23日付UNEP/PP/INC.2/INF/4文書には、環境および/または人の健康への有害性（発がん性、毒性、生物蓄積性、その他の特性）に関連する懸念のあるポリマーおよび化学物質を決定するための潜在的基準が含まれている。パラケルスス「すべてのものは毒であり、毒のないものはない。あるものが毒でないことを決めるのは、ただ用量だけである。」 • **状況によっては、ポリマーの製造工程で使用される物質（炭化水素、触媒、試薬など）は、潜在的に危険物質として分類される可能性**がある。しかし、この**業界では**このような物質を、人間や環境と直接接触することなく**「閉じたループ」の中で使用**している。それらは、密閉された容器、タンク、貯水池、反応器の中だけで貯蔵、取り扱い、混合され、反応させられる。**多国間の環境協定と国内法**は、廃棄物を含め、**このような物質を規制することの重要性を確認**している。ポリマー製造に使用される炭化水素、触媒、試薬、その他の物質は、**業界レベルの安全基準と特定の科学的知識に基づく特別な取り扱い**が必要であるため、引き続き**個別に規制されるべき**である。 • ポリマーそのものについては、**最終的なポリマー原料中の残留触媒や試薬の含有量はごくわずか**であり、従来の実験室的な方法ではほとんど検出できないことに留意すべきである。

PartⅡ　2．懸念のある化学物質/ポリマー
（３）人健康や環境影響、科学的証拠に基づく評価

- インドからは、懸念のある化学物質・ポリマーの観点として、人健康や環境への影響、濃度や移行/溶出による科学的証明の実態などが提示されている。

国	人健康や環境影響、科学的証拠に基づく評価
インド	• 化学添加物やその他の化学物質で、以下のようなものがある。 ➢ i. ポリマーやプラスチック、プラスチック製品に**使用される濃度**において、人の健康や環境に悪影響を及ぼすことが科学的に証明されている； ➢ ii. 当該化学物質がプラスチック製品から**環境へ移行／溶出**し、製品段階で人の健康や環境に重大な悪影響を及ぼすことが科学的に証明されている； ➢ iii. 健康や環境への影響が他の**ライフサイクル段階で引き起こされる**場合、緩和措置は不可能である。

PartⅡ　2．懸念のある化学物質/ポリマー
（４）化学物質のリスト化に賛成-1

- ノルウェーからは、人健康と環境リスクに基づき、予防的な方法で、化学物質リスト化のための基準を作成する、との意見が出された。

国	化学物質のリスト化を進める
ノルウェー	• プラスチックに含まれる化学物質の**世界的なガバナンスを強化**することが緊急の必要性がある • プラスチック中の**化学物質と化学的性質**については**データと知識のギャップ**がある（特に臭素化および塩素化難燃剤、フタル酸エステル、ビスフェノール、有毒金属、半金属などの物質および物質群） • **懸念のある化学物質をリストするための基準**、条約採択時に優先されるそれらの基準を満たす化学物質の**初期リスト**を開発、条約に新しい化学物質を**リストするためのメカニズム**を開発する • **人健康と環境に対するリスクを理由**に、条約に化学物質をリストするための基準を作成する: **予防的な方法**で人健康と環境を保護することを目指しながら、条約に化学物質を掲載するための適切な基準を作成する。

PartⅡ　2．懸念のある化学物質/ポリマー
（4）化学物質のリスト化に賛成-2

- EUからは、懸念のある化学物質・ポリマーを特定するための基準の開発と初期リスト（製造・使用・廃棄時の環境と人健康リスクを考慮したもの）の特定が必要である、との意見が出された。
- EUは、懸念のある化学物質・ポリマーがサプライチェーンの上流・中流・下流段階でどのような影響があるかを説明し、基準案を提案している。
- 悪影響が既知又は潜在的なモノマーも懸念のある物質である、としている。
- 材料や製品使用中に形成されるマイクロプラスチックも懸念対象に含む、としている。

国	基準開発・リスト特定
EU	• 目的に必要な分析および（生態）毒性学的方法を含む、**懸念のあるポリマー・物質を特定するための基準**の開発。 • **製造、使用、廃棄時の環境および健康リスクを考慮**した、ポリマーおよびその他の懸念物質の**初期リストの特定**。 • プラスチックに使用されている 10,000 を超える固有の物質のうち、約4分の1は人健康と安全に潜在的な懸念をもたらす。これらは、製造プロセス中に（製造を容易にし、製造されるプラスチック材料の特定の機能や特性を達成するための加工助剤や添加剤として）添加されるか、あるいは副生成物、分解生成物、または汚染物質として意図せずに添加されるかのいずれかである。これらの物質は、プラスチックのライフサイクルを通じて環境や人健康にさまざまな悪影響を及ぼす。 • **生産段階（上流）**では、製造および輸送中に懸念物質が**放出される可能性**があり（ペレットの損失など）、環境や人の健康、特にプラスチックの**サプライチェーンの労働者に重大なリスク**をもたらす可能性がある。 • プラスチックの**使用段階（中流）**では、次のような理由により物質が懸念される。 ➢ **悪影響が既知または潜在的なモノマー**、添加剤、その他の化学物質の例えば浸出を通じた**環境への漏洩、吸入、経口摂取、または経皮感染**による人間の健康に悪影響を及ぼす。 ➢ マイクロプラスチックおよびナノプラスチックを形成するために使用される**プラスチック材料の分解**の可能性。 ➢ **プラスチック材料から漏出する可能性のあるモノマーおよび化学物質**、およびプラスチック材料/製品の**使用中に形成されるマイクロプラスチックおよびナノプラスチックの残留性と生体蓄積**。 • **下流側**では、特定の物質がプラスチック材料/製品の**リサイクル性に悪影響**を及ぼし、その**循環性を低下**させたり、**リサイクル品の品質**や**労働者の安全**、あるいはその他の処理オプションや**環境への潜在的な排出や残留物**に影響を与えたりする可能性がある。その結果、プラスチック中の懸念物質は、有害なモノマー、ポリマー、化学物質の漏洩/放出、マイクロプラスチックやナノプラスチックの形成、焼却/野焼き、埋立または投棄による温室効果ガスの排出など、廃棄物管理中に人健康と環境にリスクをもたらす。 • したがって、人健康と環境を保護し、プラスチックの持続可能な消費と生産および循環経済への移行をサポートするには、バリューチェーンの透明性を高めるための措置と併せて、**特定のポリマーや懸念物質に対処することが基本**となる。

PartⅡ　2．懸念のある化学物質/ポリマー
（5）欧州規制を参照した基準提案

- ノルウェー、EUから提案された懸念のある化学物質・ポリマーを特定するための基準案は、欧州の化学物質管理規制（CLP、REACH）を参照したものである。
- ノルウェーは、懸念のある化学物質・ポリマーは、GRAに従う、いかなる使用もリスクを構成すると想定される重大なハザード特性に基づいて行う、と主張している。

国	欧州規制を参照した基準案
ノルウェー	• 新しいプラスチック条約の下で規制される化学物質の特定： ○ プラスチック添加剤、加工助剤、非意図的添加物質 (NIAS)、およびプラスチックのライフサイクル中に意図せずに生成される化学物質など、プラスチックに関連する化学物質および化学物質群。 ○ **化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)**に従って、人健康または環境に対する既知の、または潜在的な長期的な影響の証拠がある化学物質。**リスク管理への一般的なアプローチ（GRA；ハザードベースのアプローチとも呼ばれる）**に従い、高レベルの保護を確保する。このような物質の規制措置は、**いかなる使用もリスクを構成すると想定される重大なハザード特性に基づいて**行われる。この基準には、次の特性の少なくとも 1 つを持つプラスチックに使用される化学物質が含まれる：発がん性物質、変異原性物質、又は生殖毒性物質 (**CMR**)；残留性、生物蓄積性、有毒物質 (**PBT**)； 非常に残留性が高く、非常に生体蓄積性の物質（**vPvB**）；残留性、移動性、有毒物質 (**PMT**)；非常に残留性があり、非常に移動しやすい物質 (**vPvM**)；**内分泌かく乱物質**；**免疫毒性**物質；**神経毒**；**呼吸器感作**物質；**慢性的な影響を伴う特定の臓器毒性**を有する物質。 ○ **オゾン層破壊**作用のある化学物質。　○ **地球温暖化**の可能性のある化学物質。
EU	• 専門家は、これらの特定のポリマーおよび懸念物質を特定するための基準を作成し、さらなる検討のために INC に報告する必要がある。特定のポリマーおよび懸念物質を定義する基準は、科学、既存の知識、**化学物質の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)** などのシステムに基づく必要がある。 • 次の基準が議論の出発点となる：**発がん性；変異原性；生殖毒性**；**内分泌かく乱**；左記と同等の懸念のある物質（例：**免疫系、神経系、呼吸器系、その他器官に悪影響を与える**物質）；**オゾン層/気候**に有害；残留性・生物蓄積性・環境中で有毒（**PBT**）、非常に残留性・生物蓄積性が高い（**vPvB**）；残留性・移動性・有毒物質 (**PMT**)、非常に残留性・非常に移動性の物質 (**vPvM**)；臭素系難燃剤など、**リサイクルを妨げる**物質。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（１）基準作成に賛成（生産国）

- EU、スイス、ノルウェー、ニュージーランドは、問題のある回避可能なプラスチック製品を特定すること、特定のための基準を設定することに、賛成を表明している。
- なお、ニュージーランドは、資源回収やインフラの国による違いにより、国レベルでの基準の使用に対する柔軟性が必要、とも指摘している。

国	基準作成に賛成
EU	• **排除、制限、または代替が必要なプラスチック製品**を特定する際には、**問題のあるプラスチック製品と回避可能なプラスチック製品に関する基準**を考慮することができる。
スイス	• **問題のある回避可能なプラスチック製品を決定**し、**優先順位をつけるための基準**を策定し、そのようなプラスチック製品の**製造、輸入、輸出、上市を特定の期日までに禁止、段階的廃止、削減、管理するための初期リスト**を作成すべき。
ノルウェー	• 問題があり回避可能なプラスチック製品の**初期リスト**を作成する。プラスチック条約は、**問題があり避けるべきプラスチック製品の排除と段階的廃止を目指すべき**である。したがって、主な目的は、既存の知識に基づいて、新しい条約に含めるために、問題のあるおよび回避可能なプラスチック製品の**初期リストおよび/またはデータベース**を開発することであるはずである。
ニュージーランド	• 問題のある化学物質や回避可能な化学物質、プラスチックポリマーや製品、設計、代替品の使用を評価するための**グローバル基準の開発と使用**を支持する。 • ポリマーの製造と製品の製造の両方において、化学添加物を減らし、予防的アプローチに沿って、材料と製品に含まれる添加物に関する透明性を向上させる。 • ポジティブリストやネガティブリストの使用、適用除外の使用など、さまざまなアプローチを受け入れる。 • グローバル基準の使用は、バージンプラスチックの使用削減、高価値プラスチックの回収拡大、持続可能な製品の設計や輸出に適した製品の確保を目指す産業界にとっての確実性の向上など、複数のメリットをもたらすはず • 資源回収インフラやその他の地域的、国家的、地方的要因の違いにより、国レベルでの基準の使用と実施に柔軟性が必要である • **セクター別の基準**が必要であるか、**関連するセクターによって、基準を実施する際の柔軟性**が必要である

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（２）基準作成に賛成（非生産国）

- クック諸島（SIDS含む）は、問題のある回避可能なプラスチック製品を特定すること、特定のための基準を設定することに、賛成を表明している。
- プラスチック非生産国に対して、安全で持続可能かつ必要不可欠な代替品や代用品が入手しやすく、手頃な価格で入手できるような考慮が必要、と指摘している。

国	基準作成に賛成
クック諸島	• プラスチックポリマー、関連化学物質、プラスチック製品（代替品も）の生産国ではないため、生産量、安全設計基準、トレーサビリティや表示基準を管理することができない。 • 安全で持続可能かつ必要不可欠な代替品や代用品が入手しやすく、手頃な価格で入手できるよう、**SIDSの特殊事情を考慮**する必要がある。 • 問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品を決定する**持続可能性の基準**を作成する。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（3）基準提案-1

- EUからは、基準において、以下のようなプラスチック製品を考慮すべき、との意見が出された。
  - 環境中に頻繁にみられる製品
  - 人健康・環境に重大なリスクをもたらす製品
  - 回避可能/代替可能な製品
  - 同じ用途に再利用できない/リサイクル困難な製品
  - 生分解性/オキソ分解性プラスチック
  - マイクロプラスチックを放出するような製品

国	問題のある/回避可能なプラスチックを特定するための基準案
EU	• 次の基準を考慮することができる。 ➢ **環境中で最も頻繁に見られる**プラスチック製品（廃棄物の管理ミス、ポイ捨て、不適切な使用などにより）、たとえばカトラリー、皿、綿棒など。 ➢ **人の健康や環境に重大なリスクをもたらす**プラスチック製品（予防原則を適用）、たとえばプラスチック製のキャリーバッグや紛失/放棄されたプラスチック製の漁具は、海洋生物にとって特に有害である。 ➢ **回避または代替できる**プラスチック製品。たとえば、単回使用プラスチックストロー、マドラー、風船用スティック、**単回使用 EPS (発泡ポリスチレン)** 食品および飲料容器など。 ➢ **設計基準に従って同じ用途に再利用できない、またはリサイクルできない**プラスチック製品。 ➢ **生分解性プラスチックやオキソ分解性プラスチック**など、**環境中で容易にマイクロプラスチックに分解される**プラスチック。生分解性 (または堆肥化可能性) が環境に有益な機能を果たす場合、免除または特別な規制が適切になる可能性がある。 ➢ 化粧品中のマイクロビーズなど、**意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む**製品。 ➢ プラスチック製品（台車ロープなど）は、その耐用期間中に、**通常の使用時の摩耗によりマイクロプラスチック粒子またはプラスチック片を放出**する。 • これらの製品または製品グループは、「問題のある」および/または「回避可能な」プラスチックのカテゴリと対策の種類に応じて、1 つまたは複数の付録にリストされる可能性がある。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（3）基準提案-2

- ノルウェー、スイスからは、ポイ捨てリスクの高い製品（単回使用、オキソ分解性、マイクロプラスチック添加）、再利用可能なものに代替可能な製品、が基準として提案された。
- スイスは、製品の環境への影響や必要性に基づき評価すべき、ライフサイクル分析に基づきオプションを比較し、最も環境負荷の低い製品を選択する、と提案している。

国	問題のある/回避可能なプラスチックを特定するための基準案
ノルウェー	• 規制される製品を特定する基準には、次のものが含まれる。 ➢ 使用中に**ポイ捨てのリスクが高い**製品およびポリマー（つまり、単回使用の持ち歩き用製品、**オキソ分解性プラスチック**で作られた製品、**マイクロプラスチックが添加**された製品） ➢ **再利用可能な製品/他の材料**（プラスチック製のカトラリー、ストロー、綿棒など）**と交換できる単回使用製品**。 • これらの基準を策定する際には、優先使用分野に関する情報も考慮することが適切である可能性がある。
スイス	• 問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品に設定される基準は、そのような製品（例えば、**単回使用**製品や**寿命の短い**その他のプラスチック製品）の環境への影響（例えば、循環性、環境への放出のリスク）や必要性を評価すべきである。 • **段階的アプローチ**： ライフサイクル全体を考慮し、最大の問題を特定し、優先順位をつける。生産量が多く、資源の使用量が多く、有害な影響を及ぼし、あるいは環境中に廃棄される可能性が高いプラスチック製品を特定する。それらのプラスチック製品は、環境、人の健康、社会に与える世界的影響が比較的に高い。 • 考えられる基準には以下が含まれる： ➢ **単回使用プラスチック製品や寿命の短いプラスチック製品**で、**使用を避ける**か、**再利用可能な選択肢で置き換える**ことができるもの、または**環境負荷の低い代替品や代替品から作られた**製品。**ライフサイクル分析**（LCA）を用いて様々な選択肢を比較し、最も環境負荷の低い製品/材料を十分な情報に基づいて選択する； ➢ **有害物質を含む**製品、または**製造、使用、リサイクル、廃棄の過程で環境および/または人の健康にリスクをもたらす**製品； ➢ 一般的に**再使用、修理、リサイクルが不可能**で、**循環の妨げ**となる製品； ➢ 製品のライフサイクル中に、**意図的・非意図的に環境へ放出されるリスク**が高く、**ポイ捨てされる可能性**がある製品（単回使用プラスチックなど）； ➢ **意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む**製品、または**マイクロプラスチックに容易に分解される**製品（酸化分解性プラスチックなど）。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（3）基準提案-3

- インドも、ノルウェー、スイスと同様に、ポイ捨て傾向が強い、回収・リサイクル性が低い等の、環境に悪影響を与える製品で、代替が可能なものを基準案として提案している。

国	問題のある/回避可能なプラスチックを特定するための基準案
インド	• **ポイ捨て傾向が強く**、**回収・リサイクル性が低い**など、**環境に悪影響を与える**製品で、**社会・環境に大きな影響を与えることなく、実行可能な代替品で比較的容易に代替できる**もの。このような製品の**実用価値は低い**。このような製品を特定するためのパラメータは、以下のように選択することができる： **i.** **衛生維持**のための有用性が低い； **ii.** **製品の安全性**に対する有用性が低い； **iii.** **本質性**； **iv.** **社会的影響**が低い； **v.** **経済的インパクト**が低い； **vi.** **使用後の回収**が困難である； **vii.** **リサイクル**が難しい； viii. 実現可能な**エンド・オブ・ライフ解決策**が存在するか？； **ix.** **代替案**の環境への影響； **x.** **ポイ捨て**の傾向（Littering Propensity）

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（４）「問題のあるプラスチック製品」「回避可能なプラスチック製品」

- EU、スイス、ノルウェー、AOSISは、「問題のあるプラスチック製品」と「回避可能なプラスチック製品」は区別すべきである、との意見を出している。

国	「問題のあるプラスチック製品」と「回避可能なプラスチック製品」の区別
EU	• 【基準の確立】EU とそのMSは、**問題のあるプラスチック製品または回避可能なプラスチック製品を判断するための基準**を確立することが重要であると考えている。これがそのような製品の生産、消費、使用の禁止、段階的廃止、および/または削減の前提条件であると考えている。 • 【問題があると回避可能の区別】**製品が「問題がある」とみなされるのか、「回避可能」とみなされるのか、あるいはその両方であるかどうかを区別する**必要性は、適切な規制措置を決定する上で重要であるため、強調したい。問題のあるプラスチック製品を禁止するかどうかの決定は、(i) 問題の深刻度 (確立される基準に従って) と (ii) 害の少ない代替製品の入手可能性および手頃な価格の組み合わせの評価に基づいて行われるべきである。 すぐに利用できる代替手段がない場合は、適切な代替手段の開発を可能にするために、禁止が発効するまでのスケジュールを延長する必要があるかもしれない。
ロシア	• **POPs条約**の規定とその締約国会議の決定を考慮に入れ、**問題のあるプラスチック製品と回避可能な関連用途を特定するための基準**を使用することを提案する。
スイス	• 問題の性質が異なり、必要とされる評価のタイプも異なることから、**問題のあるプラスチック製品と回避可能なプラスチック製品を明確に区別**すべきである。 • 問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品に設定される基準は、そのような製品（例えば、単回使用製品や寿命の短いその他のプラスチック製品）の環境への影響（例えば、循環性、環境への放出のリスク）や必要性を評価すべきである。
AOSIS	• **「有害」、「問題がある」、「不必要」のカテゴリーに分ける。**適切な定義と特性を明確にして、より技術的な基準と基準の策定を支援し、附属書を通じて時間外規制を行う物質、材料、製品のリストを策定・更新する。 a. 有害な化学物質やポリマーとは、ヒトや動物の健康、および／または環境に脅威を与えるものである b. 問題のある化学物質、ポリマー、製品とは、特に海洋環境において、プラスチック汚染に不釣り合いに寄与するものである c. 不要なポリマー、化学物質、添加物とは、より安全で、入手しやすく、経済的に実現可能で、持続可能な代替品に置き換えることができるものである。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（５）短寿命と長寿命の区別

- 中国からは、短寿命（漏出しやすい）と長寿命（耐久性のある）プラスチックは区別して管理・対策を進めるべきである、との意見が出された。

国	単回使用プラスチック製品の製造・使用の禁止/制限、短寿命と長寿命プラスチック製品の扱いの区別
中国	• 【短寿命プラスチック】**漏出しやすい**プラスチック（例えば、単回使用プラスチック製品）については、ライフサイクル全体で以下のような対策が考えられる：製造・使用を禁止/制限；エコデザイン；代替品の研究開発と代替技術の促進；消費者使用後のプラスチックのリサイクルと処分の強化；管理の対象となるプラスチックの種類とその審査基準を列挙した附属書に含める。 • 【長寿命プラスチック】**組込み**プラスチックや**耐久性**プラスチック（電気機器、自動車、建築物に使用されるプラスチックなど）は、何年も何十年も使用される。**社会経済発展において重要な役割**を果たし、**環境に漏れにくい**。この種のプラスチックについては、以下のような管理対策が考えられる、：エコデザイン；リサイクルと廃棄を強化。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　a.単回使用・短寿命
（６）予防原則と持続可能な製品と消費への移行の観点

- EUからは、特性、用途、環境または人間の健康への有害性により問題があると考えられるプラスチック製品については、予防原則と持続可能な製品と消費への移行の観点から、生産・消費・使用の廃止、段階的廃止、又は制限するという制度を要求すべきである、との意見が出された。

国	単回使用プラスチック製品の製造・使用の禁止/制限
EU	• **特定のプラスチック製品、材料、および意図的に添加されたマイクロプラスチック**は、その特性、用途、環境または人間の健康への有害性により、特に問題があると考えられている。**用途によっては特にポイ捨ての傾向**にあるものや、**残留性**や**形状**などの特徴から**人間の健康や環境に特に有害**であると考えられているものもある。たとえば、有害性の低い代替品や他のビジネスモデルに置き換えることができる場合には、一部のプラスチック製品は回避可能である。漁具や水産養殖用具は、プラスチック汚染の独特の形態を構成しており、問題があり回避可能なプラスチック製品の規定を議論する際には特別な注意が必要である。 • したがって、EUとそのMSは、そのようなプラスチック製品の**生産、消費、使用を廃止、段階的に廃止、または制限することを制度自体に要求**すべきであると提案している。この規定の目的は、需要と供給の変化を促進し、**予防とより持続可能な製品と消費パターンへの移行**を可能にすることである。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　b.意図的添加マイクロプラスチック
（１）禁止/制限、悪影響

- 中国は、意図的添加されるマイクロプラスチックの生産・使用を禁止又は制限することに賛成を表明している。
- 中東は、問題のあるプラスチックに関しては、マイクロプラスチックとマイクロファイバーの悪影響の可能性、環境上の懸念、環境影響を低減するために廃水処理プロセスの改善や、持続可能な材料・手法開発により、最小限に抑える努力を行っている旨、について言及している。

国	マイクロプラスチックの生産・使用は禁止/制限、悪影響
中国	• 【マイクロプラスチック】マイクロプラスチックが添加された製品（洗顔料やスクラブクリームなどの消費者製品）については、以下のような管理策がある： ○ **生産と使用を禁止または制限**する　　○ エコデザイン
サウジアラビア UAE カタール ※マイクロプラ以外については問題のあるプラスチックについて言及無し	• マイクロファイバーは、ポリエステルやナイロンなどの合成材料の小さな糸で、衣類、繊維製品、カーペットや室内装飾品などの家庭用品によく見られる。これらのアイテムを洗ったり使用したりすると、マイクロファイバーが剥がれて水系に入る可能性がある。それらは非常に小さいため、下水処理施設を通過して川、湖、海に到達する可能性がある。これらのマイクロファイバーは水生生物によって摂取される可能性があり、食物連鎖を遡って海洋生物に害を及ぼす可能性がある。 • 一方、マイクロプラスチックは、大型プラスチック製品の分解、パーソナルケア製品に含まれるマイクロビーズ、工業プロセスなど、さまざまな発生源から発生する可能性がある。マイクロプラスチックは環境中に蔓延しており、海、川、土壌、さらには私たちが呼吸する空気中にも存在している。これらは、摂取したり環境中に蓄積したりすると、海洋生物や生態系に**悪影響を**与える可能性がある。 • 【マイクロプラスチックによる影響】マイクロファイバーとマイクロプラスチックはどちらも、その残留性、野生動物による摂取の可能性、有害物質を輸送する能力により、**環境上の懸念**を引き起こす。 • 環境への放出を軽減し、廃水処理プロセスを改善し、より持続可能な材料や手法を開発して影響を**最小限に抑えるための努力**が行われている。
EU	• 特定のプラスチック製品、材料、および意図的に添加されたマイクロプラスチックは、その特性、用途、環境または人の健康への有害性により、**特に問題がある**と考えられている。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　b.意図的添加マイクロプラスチック （２）対策案-1

- 中東は、マイクロプラスチックの重要性や、環境・社会・経済的な側面を反映する科学的エビデンスのアプローチを特定するように、提案している。
- ノルウェーは、マイクロプラスチックの漏出や排出を削減する効果的な対策に係るベストプラクティスの共有をセクター別アプローチの一環として取り組むよう、提案している。

国	対策案
サウジアラビア UAE カタール	• マイクロプラスチックとマイクロファイバーに関連するすべての側面について、その重要性、環境、社会、経済的側面を反映するすべての科学的エビデンスのアプローチを特定する。
ノルウェー	• （セクター別アプローチと科学技術補助機関に関する提案の中で）ベストプラクティスを共有し、附属書に記載する候補を提案することであろう。関連する例としては、設計／製品要件、特定の製品やポリマーの禁止、マイクロプラスチックの漏れや排出を削減する効果的な対策などが挙げられる。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品　b.意図的添加マイクロプラスチック （２）対策案-2

- クック諸島は、マイクロプラスチックの潜在的な放出源の特定や、世界的に調和されたモニタリングメカニズムの開発、特定セクターにおける放出削減と持続可能な設計のためのガイドライン、規制強化、除去・修復技術に関する基準、等を具体的対策として提案している。

国	対策案
クック諸島	• 海洋生物と海洋食物連鎖によるマイクロプラスチックの摂取は、クック諸島と太平洋地域の脅威である。 • **マイクロプラスチックの定義と対策**の範囲 • 特定のセクターを含む、マイクロプラスチックの**潜在的な放出源の特定** - 様々なセクターにわたる、あらゆる種類の意図的な（一次）マイクロプラスチックのリストに関する文書の附属書 • 環境中のマイクロプラスチックの存在を評価するための、**世界的に調和されたモニタリングメカニズム**の開発 • **特定のセクターにおけるプラスチックの放出を削減**し、**持続可能な設計**を行うための、利用可能な最善の技術と最良の環境慣行に関する義務的ガイドラインの種類 • **マイクロプラスチックの規制を強化**するための実施手段 • 可能な限りマイクロプラスチックを除去するための、**除去・修復技術に関する安全で持続可能かつ本質的な基準**（廃水システムなど）。

PartⅡ　3．問題のある回避可能なプラスチック製品
x.非意図的マイクロプラスチック

- いくつかの国は非意図的マイクロプラスチック、二次的放出に関して言及している。
- オーストラリアは、マイクロプラスチックへの分解に関わるオキソ分解性プラスチックに対する追加基準が必要、との意見を出している。
- ニュージーランド、スイス、ブラジルも、非意図的なマイクロプラスチック汚染・放出への対策を支持している。
- ブラジルは、マイクロプラスチックの二次的放出対策として、製品設計による対策や、漏出個所への直接的対策、をあげている。

国	非意図的マイクロプラスチック対策
オーストラリア	• プラスチックがより速い速度でマイクロプラスチックに**分解**される結果をもたらす**添加物分解性（オキソ分解性）**技術を含む非コンポスタブルプラスチックを特定するための追加基準が必要である。
ニュージーランド	• 非意図的なマイクロプラスチック（例えば、プラスチック汚染の断片化に由来するもの）への対策を支持する。これには、プラスチック製品・材料の使用禁止や、プラスチック製品・包装のプロダクト・スチュワードシップの規制などの対策が含まれる。
スイス	• 排出源のカテゴリーリストには、廃水と下水、工業施設、養殖業、農業、漁業（漁具を含む） プラスチックペレット、フレーク、粉末の輸送と取り扱い、タイヤの摩耗、道路標示、繊維製品、農業など から意図せずに放出されるマイクロプラスチックが含まれる。
ブラジル	• その他の発生源（放出されたペレットや、繊維製品、タイヤ、塗料などからの二次的な放出など）については、製品自体の設計に焦点を当てた対策や、漏出箇所への直接的な対策を講じる

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　a.製品の設計と性能
（1）循環可能で持続可能な設計

- EUは、（上市を意図した）循環可能で持続可能な製品設計基準の開発を提案し、設計基準は、既に基準が策定されている国の措置（EU等）に配慮すべき、としている。
- スイスは、廃棄物ヒエラルキーを考慮した循環設計基準の作成を提案している。

国	循環性の製品設計基準
EU	• **循環可能で持続可能な設計のための基準**を開発する。 • プラスチック廃棄物の増大とそれに伴うプラスチック汚染は、**不十分な設計のプラスチック製品の使用**に強く関係している。これには、**耐用年数が短く**、**単回使用**で、**組成や複雑さ**のために**処理やリサイクルに適さない**、あるいは**費用対効果が低い**、あるいは環境中に**ポイ捨てされる可能性が高い**プラスチック製品や、**プラスチック材料を大量に使用する**製品や包装が含まれる。例えば、プラスチックの耐久性、修理性、リサイクル性は、ポリマーの種類や材料の複雑さなどの設計上の特徴や、製品が費用対効果が高く環境に優しい方法で安全に分解できるかどうかに影響される。この問題を克服し、ライフサイクル全体を通じてプラスチック汚染の防止に貢献するプラスチックを普及させるためには、**一定の循環性基準**を満たしたプラスチック製品のみを市場に出すべきである。 • 循環型製品設計に対応する規定を盛り込むことは、EUとそのMSにとって優先事項である。 • **上市が意図されるプラスチック製品の循環性設計基準**を定めるべきである。この基準は、**ライフサイクルの全段階を十分に考慮**した上で、必要に応じて関連製品群を取り上げるべきであり、循環性の側面に基づくべきである。 • 基準は、包装、建築、繊維、モビリティ、電子機器、漁業・養殖用具など、**対象となるセクターの大量かつ問題のある製品カテゴリーを優先**する開始・強化アプローチを用いて策定され、将来的な制度の付属書に盛り込まれるべきである。 • 漁具や養殖用具は、生産量が少ないにもかかわらず、環境リスクが高く、敏感な生態系の現場で廃棄物となることが多いため、特に問題が多い。したがって、この製品グループとセクターは、循環型設計の規定を議論する際に特別な注意を要する。 • これらの一般的な基準は、特に**関連する製品、製品群またはセクターとの関連**において、適切な場合、さらに規定されるべきである。循環型製品設計に関する**既存の国または他の（すなわち基準が策定されているEUの）措置に十分配慮**すべきである。
スイス	• **廃棄物ヒエラルキー原則（優先順）を考慮した循環設計の基準**を作成する。上市されるプラスチック製品および包装材は、附属書に記載された基準、およびCOPが採択したガイダンスに適合しなければならない。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　a.製品の設計と性能
（2）廃棄物の循環利用を可能にする生産的で効率的な設計

- サウジアラビアは、プラスチック廃棄物の循環利用を可能にする生産的で効率的な設計の重要性を指摘している。
- 持続可能な設計の推奨：
  - プラスチック廃棄物を最小限に抑える
  - リサイクル可能性を高める
  - プラスチックをより環境に優しい素材に置き換える

国	廃棄物の循環利用を可能にする生産的で効率的な設計
サウジアラビア	• プラスチック廃棄物の**循環利用を可能にする生産的で効率的な設計**の重要性を強調する。 • **持続可能な設計の推奨**： プラスチック**廃棄物を最小限**に抑え、**リサイクル可能性**を高め、あるいはプラスチックを**より環境に優しい素材に置き換える**よう、**製品の再設計**を促進する。これは、規制、インセンティブ、または業界の協力によって達成することができる。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　a.製品の設計と性能
（3）循環可能で持続可能な設計基準案-1

- EU、ノルウェーの提案する基準は、耐久性や修理可能性、再利用や再充填可能性、回収や分別、リサイクルへの適合性のほか、材料構成として再生材料の含有量の最低要件を含む。
- EUは、上記のほか、含有する化学物質に対する基準や廃棄物量を削減する観点や、環境中への漏出に関する観点も含む。

国	循環性の製品設計基準
EU	• 循環のための設計は、以下の一般的な基準に基づくべきである： **a)　耐久性　b) アップグレード可能性、修理可能性、メンテナンスと改修の可能性と利用可能性** **c) 再利用可能性と再充填可能性。　d) 回収、分別、リサイクルへの適合性。** **e) 化学組成**、特に懸念される化学物質が含まれていないこと。プラスチックに含まれる化学物質の複雑さを軽減する目的で、すべての危険な添加物や問題のあるモノマー／ポリマーを避けることに重点を置く。 **f)材料構成**。リサイクル材料の含有率の向上、複雑性の低減、リサイクル性の向上に重点を置く。これは、すべての製品をカバーする再生材料の含有量に関する一般的な最低要件として含まれる可能性があり、特定の製品グループおよび/または部門、特に包装、自動車、繊維、建設、電子機器などの影響が大きい部門や特定の材料において、より厳しい要件および/または指定された要件（または免除）によって補完される。 **g) 予想される廃棄物の発生を削減**する。例えば、過剰な材料の使用や包装の空隙を避ける。 **h) 環境中への**プラスチック製品（の一部）または**マイクロプラスチックの損失／漏出**がない。
ノルウェー	• 製品の**持続可能な循環設計を確保する最善の方法**を検討し、条約に盛り込むための設計の包括的な指導原則または**持続可能性の基準の初期リスト**を確立することを検討する。主な目的は、既存の知見に基づき、新条約に盛り込むための関連する設計基準のリストやデータベースを作成することである。これらの包括的な設計指針の例としては、以下のようなものが考えられる： 〇 **製品寿命**を最適化する　〇 可能な限り**リサイクル材料**を使用する　〇 **材料の使用**を最適化する 〇 **再利用**を促進する　〇 **リサイクル性**を促進する • 条約に盛り込むための具体的な製品要件を策定する可能性を検討する。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　a.製品の設計と性能
（3）循環可能で持続可能な設計基準案-2

- スイスの提案する基準は、EUの提案基準とほぼ同じで、含有する化学物質に対する基準や廃棄物量を削減する観点、も含む。
- アフリカ地域も、含有化学物質に対する基準を含む設計基準を提案している。

国	循環性の製品設計基準
スイス	• 使用時間を考慮し、**長期使用**（再使用と修理に重点を置く）か**短期使用**（リデュースとリサイクルに重点を置く）かを区別する。 • **リサイクルのための設計**（製品は使用後にリサイクルできる）と**リサイクルからの設計**（製品は、その製造において二次材料を使用できるように設計されている）を考慮する。 • 設計基準の適用を奨励し、**再使用、修理、リサイクル**を促進するために、禁止、EPR制度、税、補助金、目標（再使用など）などの措置を検討する。 • 技術的側面だけでなく、製品が**（再）使用されたりリサイクルされたりする関連システム**（消費者行動、ビジネスモデル）も考慮する。 • **設計に関する既存のガイドライン**を考慮する。 • 利用可能な知識を考慮し、**科学的根拠に基づいて**決定を下す。 • 製品や包装の「ベストプラクティス」を示す一連の基準を定義する。 • 考えられる基準： ○ **耐久性（寿命）**　○ **再利用性**（寿命が長い、洗浄が容易、販売店間での再利用システム） ○ **修理可能性**（例えば、壊れた部品の交換が可能、旧バージョンとの互換性） ○ **材料削減**（材料使用量の削減、過剰包装の削減）、 ○ **環境負荷**の低さ（広い範囲でのライフサイクル分析LCAの使用） ○ **懸念のある化学物質やポリマー**の不使用　○ **マイクロプラスチック**の含有量と放出の可能性 ○ **リサイクル含有量** ○ **再製造とリサイクル**の可能性（高品質の二次材料を可能にする、単一材料の使用、マーキング、ラベリング、多層材料の場合：分離可能） ○ **廃棄物の予想発生量** ○ **標準化と透明性**： プラスチックの配合や添加物に関する透明性を含め、調和されたデザイン、マーキング、ラベリングのための基準を策定する。
アフリカ地域	• 製品の**設計・製造方法（含有する材料・化学物質を含む）**に関する必須要件や基準を定めるべきである。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　a.製品の設計と性能
（4）設計基準は国別

- サウジアラビア、インドは、製品の設計基準は世界的に調和されたシステムではなく、各国独自の設計戦略の中で循環性を可能にする設計基準とする必要性を指摘している。
  - ➢ 先進国では単回使用とされる製品も、発展途上国では再利用される。
  - ➢ 共通の設計を押し付けることは、意図しない悪影響をもたらす。

国	国別の設計基準とすべき
サウジアラビア	• 提案されている**世界的に調和されたシステムと方法論**は、**各国の多様なニーズや状況に効果的に対応できない**可能性があり、廃棄物管理の成果が不十分なものになったり、意図しない結果を招いたりする可能性がある。世界的に調和されたシステムでは、**循環性のための各国独自の設計戦略**を実施することが、プラスチック廃棄物管理においてより効果的で持続可能な成果を確保することになる。 • プラスチック製品を**再利用・修理する手段**を検討し、海洋生物を含む環境への悪影響を減らすことを優先する努力を含む、**各国の状況下で循環性を可能にする設計基準**の必要性を支持する。 • 特定のプラスチック製品および包装を含め、**調和された製品設計基準、認証、要件は、国別**に決定されるべきである。 • **設計基準の国家的要件**を確立する方法で、プラスチック汚染を終わらせるためにプラスチック廃棄物の循環性を可能にする生産的で効率的な設計の重要性を確認する。
インド	• 様々な製品の設計基準は、**各国の事情に依存すべき**であり、世界レベルで調和させるべきではない。消費者の嗜好やライフスタイルは国によって異なり、様々な製品の使用方法も異なる。先進国では単回使用とされる製品も、発展途上国では再利用されるのが普通である。**共通の設計を押し付けることは、意図しない悪影響をもたらす**。ベストプラクティスと適切な設計を関係者間で共有し、それぞれのニーズと使用方法に最も適した設計を選択できるようにすべきである。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　a.製品の設計と性能

（5）セクター別アプローチ

- ノルウェー、スイス、オーストラリアは、製品/用途タイプごとに異なる設計基準（セクター別アプローチ）が必要である、との意見を出している。

国	セクター別アプローチ
ノルウェー	• プラスチック製品の持続可能性基準策定の可能性を探り、製品グループやセクターに対する**セクター別アプローチ**の必要性を検討することを目的とすべきである。
スイス	• **製品および使用タイプごとに異なる設計基準**を策定する（セクター別アプローチ）。
オーストラリア	• 将来的には、**セクターごとに適用するためにより具体的な基準**を策定する必要がある

（6）輸入者にとっての設計基準

- クック諸島からは、プラスチックの輸入者にとっても、持続可能な設計と製品包装が達成されるような仕組みが必要、との意見が出された。

国	プラスチックの輸入者にとっての設計基準
クック諸島	• プラスチック製品と包装のリサイクル設計を改善し、循環型設計を促進し、プラスチック製品の再利用と修理を通じて持続可能な生産と消費を奨励する。 • リサイクル性と循環性を促進するプラスチック製品と包装の設計は、クック諸島が予防原則を国内実施に適用する際に管理することが重要である。生産者ではないが、**プラスチックの輸入者にとっても、持続可能な設計と製品包装が達成されるような仕組み**を、世界的にも国内的にも見つけることが同様に重要である。 • 循環性基準には、環境性能、安全性、持続可能性、耐久性、透明性（ラベリングを含む）が含まれる。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　d.代替プラスチックとプラスチック製品
（１）代替品の安全性

- EU、インド、マレーシアからは、代替品が元の製品よりも環境や人健康に対して安全である、有害物質を含まない、ことが必要であり、そのための基準の開発が必要である、との意見が出された。
- EUからは、代替素材が循環経済に貢献し、有害性がより低い必要がある、との指摘があった。
- サウジアラビアからは、代替素材への移行による社会・経済・環境へのマイナス影響も明らかにする必要性が指摘された。

国	代替品の安全性
EU	• **残念な代替品やプラスチック汚染問題の他分野への転嫁を避ける**ため、代替品やより有害でない代替品の基準を開発する。 • EUとその加盟国は、**循環経済に貢献する、より有害性の低い代替物や代替品に向けたイノベーション**を重要視している。しかし、**代替物や代替品に早すぎるインセンティブを与えることは、残念な解決策や、意図せず、過小評価され、有害な結果を招きかねない**と懸念している。「代替物や代替品が安全であるのはいつなのか」というような残された疑問は、さらに精緻化され、研究され、議論される必要がある。
インド	• 代替品と代替品は、**元の製品よりも環境的に安全で**なければならない。 • 代替品は、**技術的に実現可能**で、**経済的に実行可能**でなければならない。上記のパラメータのみを慎重に検討・調査した上で、推進すべきである。 • すべての対策は、コストへの影響だけでなく、**移行の能力やキャパシティも考慮**しなければならない。
マレーシア	• 代替品が**安全で、有害物質を含まず、新たな環境問題を引き起こさない**ことを保証することが極めて重要。
サウジアラビア	• 代替素材への移行が**社会、経済、環境に与えるマイナスの影響**を明らかにする。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　d.代替プラスチックとプラスチック製品
（２）代替品の持続可能性①

- EU、オーストラリア、ブラジルからは、代替品の持続可能性の確保が必要であり、そのためには、ライフサイクル分析を用いて評価するべきである、との意見が出された。
- ブラジルからは、代替品は各国の状況や優先事項等を考慮して評価すべき、との意見が出された。

国	代替品の持続可能性
EU	• 代替物や代替品は、**ライフサイクル・アプローチ**を用いて評価されるべきである。その際、廃棄物の不始末やポイ捨てに十分な注意を払い、負担の転嫁を伴わないようにすべきである。 • 将来の法的拘束力のある制度に、廃棄物ヒエラルキーと3R原則（リデュース、リユース、リサイクル）を盛り込み、全体として最良の環境結果をもたらす選択肢を奨励することが重要である。また、原材料が評価され、再利用され、引き取りと可能な限りの回転が奨励されるシステムも必要である。
オーストラリア	• 安全で持続可能な代替品・代替品 • 製品の**ライフサイクル分析（LCA）**に情報を提供し、製品の代替品や代替品が**本当に持続可能かどうか**を評価するために、高レベルの目的、パラメータ、基準を開発することを推奨する。 • 加盟国全体でプラスチック代替品の**環境持続可能性と安全な循環性**を検証するために既に使用されている既存の基準や認証をまとめることを提言する。
ブラジル	• 特定のプラスチック用途のための安全で持続可能な代替品や代用品は、**科学的根拠**、**人の健康や環境の保護強化**の必要性、**各国の状況**や**優先事項**などを考慮し、**各国の政策を採用**し、**各国の技術を開発することを視野**に入れて評価されなければならない。 • ライフサイクル評価は、環境、温室効果ガス排出、健康リスク評価と同様に、幅広い持続可能性基準と比較目的のための明確なパラメータを組み込んで実施されなければならない。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　d.代替プラスチックとプラスチック製品
（２）代替品の持続可能性②

- スイスからも、代替品の持続可能性の確保が必要であり、そのためには、ライフサイクル分析を用いて評価するべきである、との意見が出された。

国	代替品の持続可能性
スイス	• **単回使用プラスチックや寿命の短いその他の製品の代替となり得る様々な選択肢**について、十分な情報に基づいた選択を行うため、ポリマーや製品の代替品や代替品の基準を策定すべきである。 • アプローチ ➢ **科学的根拠**に基づいて決定する。 ➢ **持続可能性の低い代替品**は避ける： 代替品（木材や紙など）や代替品（バイオベースや生分解性プラスチックなど）は、化石由来のプラスチックよりも必ずしも生態学的に有利ではない。例えば、バイオベースのプラスチックは、しばしば食料生産との競合につながる（例：トウモロコシ澱粉の使用）。 ➢ **ライフサイクル分析 LCA**を用いて環境への影響を評価する。ライフサイクル全体を考慮する：原料採取、生産、使用、再使用、リサイクル、廃棄。広い範囲でのLCAを使用し、将来のシナリオを考慮する。 ➢ 既存の作業や、「問題のある回避可能なプラスチック製品および関連用途の基準」に関する会議期間中の作業との関連性を考慮する。**ある用途や製品が問題があると分類されたとしても、必要不可欠なニーズを満たすために必要なもの**である場合、次のステップはより良い代替品を見つけることである。 • 基準：どのような用途や製品について、**化石プラスチックを代替品や代替品に置き換える**べきかを決定するための基準を定める。 • 考えられる基準：化石由来プラスチックを代替品や代替品に置き換える場合、その用途や製品全体の環境負荷が低くならなければならない。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　d.代替プラスチックとプラスチック製品
（３）廃棄物管理との関係

- EUとマレーシアからは、代替品の導入による新たな廃棄物管理への対応等も必要になる、との意見が出された。

国	廃棄物管理との関係
EU	• 廃棄物ヒエラルキーと3R原則（リデュース、リユース、リサイクル）を盛り込み、全体として最良の環境結果をもたらす選択肢を奨励することが重要である。また、**原材料が評価され、再利用され、引き取りと可能な限りの回転が奨励されるシステム**も必要である。
マレーシア	• **代替品のために専用の使用済み廃棄物解決策**を確立するには、多大な投資と資源が必要となるため、代替品は現在のリサイクル生態系と連携するものでなければならない。環境への影響、安全性、実現可能性などの要素を考慮しながら、利用可能な代替品を特定し、評価することが極めて重要である。

PartⅡ　5．製品の設計、構成、性能　d.代替プラスチックとプラスチック製品
（４）バイオベース/生分解性/堆肥可能な代替品

- EU、スイス、ブラジルからは、代替品として、バイオベースの代替品や生分解性/堆肥可能なプラスチックが検討される可能性があるが、持続可能性や分解後の環境影響、分解条件等の側面を慎重に検討する必要がある、との意見が出された。

国	バイオベース/生分解性/堆肥可能な代替品
EU	• 一次原料の使用を避けることができない場合、環境、経済、社会、健康面を考慮し、**原料の厳格な持続可能基準を含む一定の条件**のもとで、**安全で持続可能な非化石**、すなわち**再生可能な**、そして／または**バイオベースの代用品や代替品**の使用が検討されるかもしれない。また、代替品や代替物質が循環経済に貢献し、**意図しない有害な結果をもたらさない**ようにすることも重要である。 • EUとその加盟国は、実行可能な代替品として提示された**生分解性素材や堆肥化可能素材**について、多くの側面から**慎重な見方**をしている。実際、EUとその加盟国は、グリーンウォッシュを避けるため、代替品や代替物の**グリーンクレームに関する予防的な規定**、例えば、プラスチック製品に生分解性、堆肥化可能、バイオベースと表示できるのはどのような場合か、表示はどのように設計されるべきか、といった規定を盛り込むべきだと考えている。 • **バイオベースプラスチックの製造に使用されるバイオマス**について、世界的に適用可能な最小限の持続可能性基準を含め、**従来のプラスチックと比較**した場合の代替品や代用品の**妥当性や安全性**を評価し、基準を確立する責任を、運営組織の補助機関が担うことも考えられる。リストを作成し、コア・テキストに添付することもできる。
スイス	• **持続可能性の低い代替品は避ける**： 代用品（木材や紙など）や代替品（バイオベースや生分解性プラスチックなど）は、**化石由来のプラスチックよりも必ずしも生態学的に有利ではない。**例えば、バイオベースのプラスチックは、しばしば**食料生産との競合**につながる（例：トウモロコシ澱粉の使用）。
ブラジル	• 問題視されているプラスチック素材や製品の代替品に関する議論には、**バイオマスから生産されるプラスチック、生分解性プラスチック、堆肥化可能プラスチック**などの可能性が含まれる。可能性のある代替品には、循環経済や生物学的・再生可能な解決策に基づく新しいビジネスモデルも含まれる。 • **環境中では、"分解可能 "とされるプラスチックは、マイクロプラスチックへの変化を加速させる化学物質を含んでいる**可能性があり、それは**人間の健康や環境にとってより有害である可能性**があることに注意することが重要である。同様に、生分解性物質の中には、**分解に必要な条件**が完全に満たされていない場合、環境中に長期間残留するものもある。

PartⅡ 6. 非プラスチック代替品
（１）非化石目標

- EUからは、プラスチックの代替品として非化石代替品の促進により、温暖化防止や非化石経済への移行に貢献できるため、非化石目標を検討するという意見が出された。

国	非化石目標の検討
EU	• EUとその加盟国は、**安全で持続可能な非化石代替品・代替物質**を促進する一つの方法として、**非化石目標**を検討することができる。こうすることで、パリの気候目標および非化石経済への移行への貢献も最大化することができる。

PartⅡ 7. 拡大生産者責任
（１）EPR制度は各国の状況に合わせる

- サウジアラビアからは、EPR制度は各国の状況に合わせ、各国の地方自治体に各国の資源に見合ったEPR規制を策定する責任を与えるのがよい、標準化されたEPR制度は支持しない、との意見が出された。

国	EPR制度は各国
サウジアラビア	• **関税や税制優遇措置、EPR制度の標準化された利用を支持しない。** • 提案は、バリューチェーン全体を考慮に入れつつ、**各国の地方自治体**に対し、その**国の資源に見合ったEPR規制を策定**する責任を与えることである。このアプローチには、以下のような利点がある： 1. カスタマイズされたソリューション： 地方自治体は、それぞれの**地域特有の要件、障害、資産に対する理解**を深めている。自治体がそれぞれの状況に合わせたEPRの枠組みを構築できるようにすることで、より効率的で効果的な解決策を導き出すことができる。 2. 適応性： **国によって開発レベル、産業景観、廃棄物管理慣行、利用可能な資源が多様**であることから、地方自治体が適切な法律を策定できるようにすることで、こうした多様性に対応することができる。 3. 進化への柔軟性： 地方自治体は、**状況の変化、技術の進歩、廃棄物の流れの変化に対応**するために、EPR制度を時とともに調整することができる。 4. 関与の強化： 地方自治体との協力により、産業界、消費者団体、環境NGOなどの**利害関係者の幅広い参加を促進**することができる。このような参加は、包括的で公平な政策につながる。

PartⅡ 9. 廃棄物管理 a.廃棄物管理
（１）廃棄物管理能力強化のためのリサイクル技術の確立

- サウジアラビアは、プラスチック汚染はプラスチック製品の廃棄物管理に起因することから、廃棄物管理能力を強化することが必要であり、そのためには、高度なリサイクル技術の利用・確保が必要である、との意見を出している。
- 廃棄物の発生を管理・削減するための野心的な国家目標の設定が必要であり、廃棄物を最小化するための対策は国の事情と能力を考慮して進めるべきである、との意見を出している。

国	高度なリサイクル技術の利用による廃棄物管理能力の強化
サウジアラビア	• **廃棄物管理能力を強化**し、**技術革新を促進**するには、**高度なリサイクル技術**を利用し、**プラスチック廃棄物の発生を管理・削減するための野心的な国家目標を設定**する必要がある。リサイクル技術は、廃棄物の回収率やリサイクル効率を向上させ、環境汚染を削減する。国家目標はイノベーションを推進し、循環経済を促進し、集団行動に対する危機感を確立する。これらの施策が一体となって、効果的な廃棄物管理と環境保護による持続可能な未来に貢献する。 • リサイクルのための利用可能な最善の技術を確立することは不可欠であるが、それをパリ協定や持続可能な銀行・投資の原則と直接結びつけることは混乱を招く恐れがある。その代わりに、**持続可能な廃棄物管理技術に関する明確で具体的な基準を設定**することが極めて重要である。 • プラスチック廃棄物の循環利用を促進することの利点を認識しているが、**各加盟国がそれぞれの事情と能力を考慮**しながら、**独自の合理的な目標を設定**することが極めて重要であると考えている。 • プラスチック汚染は、主に**プラスチック製品が廃棄物となったときの不始末に起因**する。これは、**廃棄物の最小化によるプラスチック漏出の削減**によって達成できる。**国の事情に基づく廃棄物最小化対策**は、**廃棄段階からのプラスチックの漏出を減らす**べきである。さらに、漁具、プラスチックペレット、人工芝など、プラスチック製品の**意図しない損失による環境へのプラスチックの放出を減らす**ために、特別な注意を払うべきである。これらの損失のほとんどは製品の使用段階で発生するが、ペレットの損失は生産、輸送、保管段階でも発生する可能性がある。生産、輸送、使用段階からの**プラスチックの漏出**は、**各国の事情に基づいた様々な規制措置によって対処**することができる。 • プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理のための新しい技術ガイドラインに取り組むことの重要性と、プラスチックの**廃棄物管理を強化**するためのその役割を認識する。

PartⅡ 9. 廃棄物管理 a.廃棄物管理
（2）廃棄物管理技術の環境影響

- クック諸島は、廃棄物管理技術が環境に与える影響（GHG排出含む）を明らかにすることも必要で、それにより、最適な技術は何かを特定する手助けとなる、との意見を出している。
- SIDSは、廃棄物処理のための国内施設の不足などの課題があることも指摘している。
- サウジアラビアは、ポリマー製造業者に対するリサイクル施設への投資の義務づけよりも、幅広い利害関係者へのリサイクルインフラ整備への貢献を促すほうがより効果的である、と指摘している。

国	廃棄物管理技術の環境影響
クック諸島	• **GHG排出を含め**、様々な廃棄物管理技術が**環境に与える影響**を明らかにすることが重要である。これは、どのような慣行や技術が制限されるべきかを特定する助けとなる。地域社会や環境にとって安全であることが判明した慣行や技術は、技術情報や社会経済研究の共有などを通じて、推進することができる。 • どの技術を協定の下で促進し、どの技術を制限すべきか。 • 輸送を含むプラスチック**廃棄物セクターの脱炭素化**のための選択肢 • **バーゼル条約**に従ったプラスチック廃棄物の**安全な取引**、特にSIDSが利用できる**国内施設の不足**と他国への廃棄物**輸送の高コスト**に注意を払う。 • エネルギー供給が限られている開発途上国において、**低技術・低エネルギーの解決策**と**雇用創出**のための選択肢
サウジアラビア	• **ポリマー製造業者に対する要件**： ポリマーメーカーに**リサイクル施設への投資を義務付ける**ことは評価できるアイデアであるが、より幅広い利害関係者に**リサイクルインフラ整備への貢献を促す方がより効果的**であろう。

PartⅡ 9. 廃棄物管理 a.廃棄物管理
（3）リサイクル技術としてケミカルリサイクル

- サウジアラビアは、ケミカルリサイクルはリサイクル技術の1つとして禁止対象とすべきではない、との意見を出している。

国	ケミカルリサイクルは禁止すべきではない
サウジアラビア	• プラスチック廃棄物規制の選択肢を支持するが、**ケミカルリサイクルを禁止すべきではない**と考える。ケミカルリサイクルは**発展途上の分野**であり、**特定の種類のプラスチック廃棄物については、メカニカルリサイクルを補完する技術である。** • **ケミカルリサイクルから高度なリサイクル技術への発展的なリサイクル技術の特定**と、**プラスチック廃棄物の発生を管理し削減するための野心的な国家目標の設定**。 • **高度熱分解技術**： プラスチック廃棄物管理における高度熱分解技術の研究、開発、実施を推奨する。熱化学プロセスである熱分解は、プラスチック廃棄物を燃料、電気、熱などの貴重な資源に変換することができる。この技術は有望ではあるが、廃棄物管理システムに効果的に組み込むためには、規制支援、財政投資、官民パートナーシップが必要である。

PartⅡ 10. リストされた化学物質・ポリマー・製品・プラスチック廃棄物の取引
a.リストされた化学物質・ポリマー・製品の取引

- クック諸島、サウジアラビアから、1次プラスチックポリマーの取引に関する輸出入要件の必要性が指摘されている。
- サウジアラビアは、取引要件は、各国の発展レベルや能力、国際政策を考慮すべきであり、特定の素材や製品に特別な政策をとることは経済的な変化を生む可能性があることから、特定の製品に対するすべての輸出入要件における融合政策は防止する、ことを主張している。

国	1次プラスチックポリマーの輸出入要件
クック諸島	• 一次プラスチックポリマーの取引に関する締約国と非締約国に対する**輸出入要件**
サウジアラビア	• 取引：締約国および非締約国に対する**非差別的な輸出入要件**。 • 非差別的な取引慣行を実施することは、**産業界がグローバル市場での競争力を維持**するために、提供する製品を多様化し、革新的な解決策に投資する動機付けとなる。これは、産業界が環境に優しい新製品やプロセスを開発し、新たな市場機会を開拓する原動力となり得る。 • 取引要件は、**各国のさまざまな発展レベル、能力、国内政策を考慮すべき**である。したがって、将来的な制度は、一部の国にとって要求事項の遵守を困難にし、その国の経済成長を妨げたり、国内の優先事項に取り組む努力を妨げたりするようなことがあってはならない。 • **WTO規則との抵触の可能性**： 非差別的アプローチは、特に保護主義的であるとか、特定の国に不当に不利益を与えていると受け取られた場合、世界貿易機関の規則と抵触する可能性がある。これは紛争を引き起こし、国際貿易の安定を損なう可能性がある。 • ある素材に特別な政策をとり、他の素材を無視することによって、経済的な変化をもたらす可能性のある、**特定の製品に対するすべての輸出入要件における優遇政策を防止**する。

PartⅡ 10. リストされた化学物質・ポリマー・製品・プラスチック廃棄物の取引
b.プラスチック廃棄物の越境移動

- バングラデッシュからは、産業共生、資源回収、廃棄物の安全な処分の確保には、国際的な廃棄物交換制度が必要である、との意見がだされた。

国	廃棄物の国際的な取引
バングラデッシュ	• **廃棄物交換システム**：産業共生、資源回収、安全な処分を確保するためには、**国際的なプラスチック廃棄物交換制度**が強く求められている。この点で、**バーゼル条約**が廃プラスチックの越境移動に関して重複する問題を抱えていることは注目に値するが、法的拘束力のある**プラスチック条約**は、その点を照合し、解決策を見出すべきである。したがって、詳細な議論が必要である。

PartⅡ　12. 正当な移行

（１）不必要な取引禁止や取引障壁に化学物質の特定が必要

- マレーシアからは、不必要な取引禁止や取引障壁に化学物質の特定が必要である、現在流通している化学物質を適切に把握し管理・安全対策を講じることで、適切な化学物質を規制することができる、との意見が出された。

国	不必要な取引禁止や取引障壁に化学物質の特定が必要
マレーシア	• 包括的な社会経済評価は、この制度が各国のカテゴリーに与える影響を理解するだけでなく、より重要なこととして、強固な緩和措置の計画と準備において、より良い見識を提供するために極めて重要である。これは、国だけでなく産業にとっても公正な移行を確保するために極めて重要である。 • 特にゼロドラフトの項目10に言及すると、本当に**懸念のある化学物質や有害な化学物質を特定するため の議論**について、会期間中の作業を行うべきである。これは、**不必要な取引禁止や貿易障壁を確実にする**ためである。いわゆる危険な化学物質の中には、**すでに市場に出回っていないもの**もあるし、**化学反応を経て別の形の化学物質に変換されれば、危険性はなくなる**かもしれない。とはいえ、分類された危険化学物質を輸送する際には、すでに緩和措置がとられている。そのため、**現在流通している化学物質を適切に把握し、管理・安全対策を講じる**ことで、**適切な化学物質を規制対象**とすることができる。

（２）インフォーマル・セクターの支援

- アフリカ地域からは、低階層のごみ拾い業者などの特別なカテゴリーの利害関係者が悪影響を受けないように配慮が必要、との意見が出された。

国	インフォーマル・セクターの支援
アフリカ地域	• プラスチックセクターには多くのプレーヤーが存在し、**新条約**は特に**低階層のゴミ拾い業者や中小企業の経営に何らかの混乱をもたらす可能性**がある。このような特別なカテゴリーの利害関係者が新条約によって悪影響を受けないよう配慮する必要があり、**インフォーマル・セクターを支援**し、**プラスチック産業の移行を促進する慣行**が必要である。

PartⅡ 13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（１）モニタリングと評価・報告の共通枠組み-1

- EUは、モニタリングと評価/報告は、本文書の目的達成の進捗状況の評価と、効果的な支援・国際協力のために必要であり、モニタリングと報告に関する各国への潜在的な支援の必要性を明確に考慮しつつ、共通の義務的なモニタリングと報告の枠組みを盛り込むべきである、との意見を出している。

国	モニタリングと評価・報告の共通枠組み
EU	• プラスチックの**全ライフサイクルに沿ったモニタリングと報告**のための**ガイドラインと最低要求事項**を策定する。 • さまざまな環境区画におけるプラスチックや、プラスチックごみが生物相、生息地、人の健康に与える影響について、既存のモニタリング・プロトコルや手法の調和を支援するための定義を策定する。 • **他のMEAがモニタリングをどのように規定しているか**を検討し、ベストプラクティスを提案する。 • EUとその加盟国は、**効率的なモニタリングと評価／報告**が、**国際的、地域的、国家レベル**で、この制度の**目的達成の進捗状況を評価し、効果的な支援と国際協力を導くために必要**であると強く確信している。 • **適切なモニタリングなくして有益な報告は行われない**ため、モニタリングと評価は報告の問題と大いに関連している。モニタリングも報告も、プラスチックのライフサイクル全体、グローバルなバリューチェーンにおけるプラスチックの量や特性、生態系や人の健康への影響を含む環境中のプラスチックの量や特性などを網羅する、**調和されたアプローチ**が求められる。これには、**進捗状況を評価**するために、**測定可能な運用目標**と、**確固としたベースラインに基づく閾値の決定**を伴うべきである。また、**モニタリングと将来的な制度に基づく措置とをリンク**させ、有効性を評価し、場合によっては措置の調整につなげる仕組みも必要である。 • したがって、将来の文書は、採択時に、**モニタリングと報告に関する各国への潜在的な支援の必要性を明確に考慮**しつつ、**共通の義務的なモニタリングと報告の枠組み**を盛り込むべきである。これは、定期的な見直しと評価、そして潜在的に必要とされる規模拡大のために必要な前提条件である。また、情報やデータをできるだけ広く活用することも重要である。**パリ協定のグローバル・ストックテイク**は、このためのモデルを提供できるだろう。

PartⅡ 13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（１）モニタリングと評価・報告の共通枠組み-2

- EUは、モニタリングと報告の有効性を確保するためには、指標と手法は共通の枠組みである必要がある、との意見を出している。
- また、モニタリングと報告の最低要件の策定させるべき、との意見も出している。

国	モニタリングと評価・報告の共通枠組み
EU	• モニタリングと報告の有効性を確保し、**散在して過重な負担がかかる状況を回避**するため、EUとそのMSは、**国レベルだけでなく、地域レベル、世界レベルでもモニタリングと報告の調和**を支援するため、**国際的に合意された定義**を含む、**指標と手法の共通の枠組みの必要性**を強調する。これは、例えばさまざまな**地域海洋条約**やその他の関連会議（EUやその海上保護枠組みなど）、**水俣条約**などの地域的・国際的文書、**SDGsモニタリング枠組み**やUNEPが開発した**GPLMプラットフォーム**など、既存のモニタリング・報告プロトコルをベースにすることで効率的に行うことができる。簡単な報告書式を作成することは、締約国の報告に役立ち、国別報告書の分析を容易にする。 • **モニタリングと報告の最低要件**を策定させるべきである。

PartⅡ 13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（２）化学物質の追跡・監視・透明性

- オーストラリア、ブラジルからは、化学物質の追跡、監視メカニズムも必要であり、化学組成に関する情報とデータの透明性の欠如が指摘された。

国	化学物質の追跡・監視
オーストラリア	• 次の要素に関する相互運用可能なモニタリングシステムについて議論し、提言するため、会合期間中の作業を行うよう要請する： ➢ 世界的なプラスチック汚染、この制度が**プラスチック汚染を終わらせるという（提案された）目的を達成しているかどうかを判断**する。 ➢ プラスチックやその他の材料に含まれる**化学物質**について、世界自動車申告物質リストや国際材料データシステムなどの**成功例の下で追跡**する。同様のモニタリング手法をこの制度でどのように適用できるかを検討することを求める。提案されている付属書に記載されている**懸念のある化学物質を定期的に見直す監視メカニズ**ムも支持する。 ➢ プラスチック生産を持続可能な水準に抑制するための制度の成果を判断するため、**プラスチックの生産量（一次と再生に分類する）を監視**する。 • 制度自体であれ、加盟国の国内行動計画であれ、加盟国の**義務履行の進捗状況をレビューするためのモニタリング**も必要となる。
ブラジル	• プラスチック材料と製品の**化学組成に関する情報とデータ**に関して**透明性が欠如**していること、またそのような成形品の**トレーサビリティに関して欠点**があることを認識している。 • 従って、この新しい制度は、プラスチックに使用される化学物質と、それらが人の健康と環境に及ぼすそれぞれの影響に関して、より**透明性を促進**し、適切な場合には、産業上および商業上のデータと機密情報の保護に配慮すべきである。 • 化学物質や廃棄物、取引、海上統治、その他の関連協定に関連する既存の国際文書との協調・協力メカニズムを確立することも重要である。 • このような背景から、科学的根拠と持続可能性の基準に基づいて、ポリマーと懸念のある化学物質の定義や、人の健康と環境を保護する必要性に導かれたリスク評価に従ってそれらを分類する基準を調和させることを視野に入れた作業が必要となる。

PartⅡ 13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（３）報告・モニタリングは国ごとに開発

- サウジアラビアからは、報告とモニタリングの提供、および標準化は、国ごとに開発されるべき、かつ発展途上国の負担となるものでも経済発展の権利に影響を与えるものであってもならない、との意見が出された。
- また、報告書の作成は各国の行動計画や戦略に基づいて行い、各国が選択した報告様式で進捗状況を報告する自由を認める、との意見も出している。

国	報告・モニタリングは国ごとに開発
サウジアラビア	• **報告とモニタリングの提供、および標準化**は、**国ごとに開発されるべき**である。**各国の経済状況や利用可能なインフラが大きく異なる**ため、すべてに適合する一つのサイズや共通の基準は存在しない。報告およびモニタリングは、**各国、特に発展途上国に負担をかけるものであってはならず、経済発展の権利に影響を与えるものであってはならない。** • 各国は、**各国の行動計画や戦略に基づいて報告書を作成**し、**各国が選択した報告様式で進捗状況を報告する自由**を認めることができる。プラスチック汚染を課題として認識した上で、報告手段は、主に廃棄物の不始末に起因する汚染に焦点を当て、それらの要素を強化する。

PartⅢ 1. 資金調達
（1）汚染料金関連

- EUからは、世界プラスチック汚染防止基金（Global Plastic Pollution Fee）に関して、基金の形式や方法などのさらなる検討が提案されている。

国	プラスチック汚染料金
EU	• プラスチック汚染に取り組むための財源の動員は、野心的な合意を達成するための鍵である。 • **公的、私的、国際的、国内的な財源**はすべて、新しい法的拘束力のある制度の実施を支援する上で重要な役割を持つ。 • 公的資金が重要な役割を果たすかもしれないが、**民間資金が将来の法的拘束力のある文書の実装にとって重要な資金源であることは明らか**であり、したがってEUとそのMSは、**国内外の民間資金の動員を増やす努力**の必要性を強調する。 • その際、多国間開発銀行（MDBs）や国際金融機関（IFIs）が果たすべき重要な役割や、フィランソロピーが果たしうる貢献を強調すべきである。その流れが政府開発援助（ODA）に限定されないよう、あらゆる選択肢を検討すべきである。 • EUとその加盟国は、あらゆる情報源と主要なアプローチからの資源動員を考慮し、**汚染者負担原則を考慮**に入れた、**統合的で全体的なアプローチ**を支持する。**化学物質と廃棄物の健全な管理に資金を供給するための統合的アプローチ**（UNEA res.1/5）も、法的拘束力のある制度を視野に入れた議論のヒントになるはずである。このようなアプローチには、政府の政策、国内の公的資金と投資、国際的な資金の流れ、産業界／民間部門の資金と投資を、将来の文書における目的の達成と義務の履行に合わせることが含まれる。したがって、化学物質と廃棄物の健全な管理に資金を供給するための統合アプローチの3つの要素は、この問題における我々のさらなる作業の指針となるべきである。 • 資金を動員するための方法とメカニズムの選択も、将来約束される制度の効果的な実施のため、タイムリーな方法で資金を利用できるようにすることの重要性から導かれるべきである。 • 交渉では、さまざまな種類の民間資金が、規定のさまざまな部分をどのように支援できるかについて議論することが有益であろう。 • 会期間中専門家グループは、**世界プラスチック汚染防止基金（Global Plastic Pollution Fee）に関する提案について、基金の形式やその方法などについてさらに検討**することもできる。IOPC（国際油濁補償基金）の構造、特に民間部門の責任と、責任企業から直接この基金に拠出される拠出金の徴収モデルは、今後の議論の良いヒントになるだろう。

PartⅣ 1. 国別行動計画
（1）各国事情を考慮した計画

- サウジアラビア、ベトナム、フィリピンは、国別行動計画は各国の事情やニーズに合わせて策定されるべき、との意見を出している。
- サウジアラビアからは、12の中核的義務は全てに適合するものではなく、それぞれの状況に合わせることができる政策ツールキットとして扱うもの、との意見を出している。

国	各国事情を考慮した計画
サウジアラビア	• 国別行動計画は、すべての関係締約国にとって**主要な義務**であり、**基幹となるもの**であり、各締約国が制度の**目的達成に向けて貢献するためのロードマップ**となる。多くの**多国間環境協定（MEAs）**は、**国家レベルで決定される行動に依存**している。したがって、プラスチック汚染の最小化という意図された目標を達成するためには、このような**ボトムアップのアプローチ**が必要である。 • これらの計画は、**各国の国情を考慮**して策定されるべきである。これらの政策を策定する過程において、各国は、**事務局が提案した12の中核的義務リストを考慮**することが推奨される。これは、1つのサイズですべてに適合するものではないことを認識し、それぞれの状況に合わせることができる貴重な政策ツールキットとして扱うものである。これらの計画の主な焦点は、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進し、人の健康と環境を守る方法でプラスチックの循環設計を強化し、プラスチック廃棄物の環境的に健全な管理を強化することであるべきである。
ベトナム	• 国別行動計画の**潜在的な範囲と指針を検討**すべきである。計画は**各国固有のニーズに合わせるべき**であるが、プラスチックの**生産と使用を削減し、プラスチック廃棄物の管理を改善するための措置を全て含めるべき**である。 • 国行動計画のための以下の要素を検討すべきである： ➢ プラスチックの**生産と消費を削減するための目標**。 ➢ プラスチック廃棄物の管理を改善し、プラスチックの全ライフサイクルにわたってプラスチックとプラスチック添加物の環境中への**漏出を回避するための対策**。 ➢ プラスチックの**総消費量を制限するための管理措置**としての**エッセンシャルユース**の基準、より良い循環性を促進するためのプラスチックやプラスチック複合材・積層材の**標準化**（混合可能なポリマーの種類、使用可能な添加剤の種類、安全なリサイクルの可能性）。 ➢ **キャパシティ・ビルディング**と研修の必要性 ➢ **モニタリングと報告**： モニタリングと報告の方法を検討すべきである。これは、進捗状況を追跡し、さらなる措置が必要な分野を特定するのに役立つ。

PartⅣ 1. 国別行動計画
（２）既存の地域や国別行動計画の成功例に学ぶ

- マレーシアからは、既存の地域や国の行動計画やプログラムを活用することが成功の鍵である、との意見が出されている。

国	既存の地域や国別行動計画の成功例に学ぶ
マレーシア	• **既存の地域や国の行動計画やプログラムを活用**する • **成功した既存の地域・国別行動計画やプログラム**について、加盟国とINCの間で**意見交換**を行う場を設けることは、本制度における特定の義務を策定するプロセスにとって有益である。これにより、すべての締約国が貴重な見識を得ることができ、すでに成功したイニシアティブから学ぶことができる。クリーンスイープ作戦（OCS）のような既存のプログラムを調査・分析することで、プラスチック汚染問題により効果的に取り組むための貴重な教訓やベストプラクティスを引き出すことができる。OCSは知識共有のプラットフォームとして機能し、プラスチック汚染との闘いにおいて成功した戦略、革新的な解決策、好結果をもたらした実践経験を明らかにすることができる。これによって、何がうまくいき、何がうまくいかず、なぜそうなるのかについて、よりよく理解することができる。これによって、私たちの努力は、より多くの情報に基づき、的を絞ったものとなり、最終的には成功するのである。

PartⅣ 4. 本文書の実施状況の定期的評価とモニタリング、及び有効性
b.懸念のある化学物質やポリマー、マイクロプラスチック、問題のある回避可能な製品のレビュー
（１）懸念のある化学物質等に関する定期的なレビューは必要

- EU、英国、オーストラリアは、懸念のある化学物質・ポリマー、マイクロプラスチック等に関する定期的レビューは必要である、との意見を出している。

国	懸念のある化学物質等に関する定期的なレビューは必要
EU	• モニタリングと報告に関する各国への潜在的な支援の必要性を明確に考慮しつつ、共通の義務的なモニタリングと報告の枠組みを盛り込むべきである。これは、定期的なレビューと評価、そして潜在的に必要とされる規模拡大のために必要な前提条件である。 • UNEA決議5/8に従って設置される科学政策パネルが提供する国やその他の報告、情報など、さまざまな情報源に基づき、環境におけるプラスチックの量と影響を削減するための措置の有効性を含め、実施状況を定期的に評価・査定し、これに基づいて運営組織に勧告を出す仕組みを設けるべきである。 • **技術レビュー委員会**が必要である。このような委員会は、以下のような事項について勧告を作成し、運営組織に指針を提供することを任務とすることができる： 〇 策定される基準に基づき、問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品（不必要なものを含む）を特定する。 〇 開発すべき基準に基づき、懸念のあるポリマーと化学物質を特定する。 〇 循環型設計の基準の開発 〇 さまざまな環境区画におけるプラスチックとマイクロプラスチックの量、特性、影響に関するエビデンスベースと標準化された測定方法の提供と評価。 〇 代替品や代替品の持続可能性の評価など
英国	• 将来の締約国会議は、技術組織に次の機能を指示する権限を持つべきである：**懸念のある化学物質やポリマー、問題のあるプラスチック製品をレビュー**し、同基準の付属書に掲載するよう勧告する。
オーストラリア	• 提案されている附属書に記載された**懸念のある化学物質を定期的にレビューするモニタリングメカニズム**を支持する。 • 加盟国の義務履行の**進捗状況をレビュー**するため、この制度自体であれ、加盟国の国内行動計画であれ、モニタリングが必要となる。

c) 各国サブミッションの整理・分析
(iii) 各要素オプションに対する各国意見の整理

- INC事務局より９月４日に公開された条約ゼロドラフト*（第3回委員会資料4）のPartIIについて、INC.3中に提出されたCG1に対する各国文書(in-session documents）に基づき、各オプションへの支持国の状況を整理した後、各オプションに対する各国意見を抽出・整理した。

＊UNEP/PP/INC.3/4 Zero draft text of the international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment

1．Contact Group (CG)１の範囲（Part II）のうち(iii)の対象

- 改訂ゼロドラフトのうち(iii)で整理対象としている範囲は以下赤字部分

Part I
1.前文
2. 目的
3. 定義
4. Principles
5. Scope

Part II
1. 1次プラスチックポリマー
2. 懸念のある化学物質とポリマー
3. 短寿命で使い捨てのプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品
   a. 短寿命で使い捨てのプラスチック製品を含む、問題のある回避可能なプラスチック製品
   b. 意図的に添加されたマイクロプラスチック
4. 締約国が要請に応じて利用できる免除
5. 製品の設計、構成、性能
   a. 製品の設計と性能
   b. プラスチックとプラスチック製品のリデュース、リユース、再充填、修理
   c. 再生プラスチックの使用
   d. 代替プラスチックとプラスチック製品
6. 非プラスチック代替品
7. 拡大生産者責任
8. ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出
9. 廃棄物管理
   a. 廃棄物管理
   b. 漁具
10. リストされた化学物質、ポリマー、製品、プラスチック廃棄物の取引
   a. リストされた化学物質、ポリマー、製品の取引
   b. プラスチック廃棄物の越境移動
11. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染
12. 正当な移行
13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

Part III
1. 資金調達
2. キャパシティ・ビルディング、技術支援、技術移転

Part IV
1. 国別計画
2. 実装と遵守
3. 進捗状況の報告
4. この文書*の実施状況の定期的な評価とモニタリング、および有効性
   a. 有効性評価
   b. 懸念のある化学物質やポリマー、マイクロプラスチック、問題のある回避可能な製品のレビュー
5. 国際協力
6. 情報交換
7. 啓発、教育、研究
8. ステークホルダー・エンゲージメント

Part V ［制度の取り決め］
1. 理事会
2. 補助機関
3. 事務局

Part VI ［最終規定］
付録：本文書の可能性のある附属書
附属書A 一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質及びポリマー
付属文書B 問題のある回避可能なプラスチック製品（短寿命のプラスチック製品、使い捨てプラスチック製品、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む）
附属書 C 製品の設計、構成および性能
附属書D 共通原則に基づくEPRシステムの確立と運用のための様式
附属書E ライフサイクルを通じたプラスチックの排出と放出
附属書F 廃棄物管理
附属書G 国別計画の書式

2．PartⅡ１．一次プラスチックポリマー
（１）各オプション支持国の状況

オプション１	オプション２	オプション３	いずれも不支持
• PSIDS（太平洋小島嶼開発途上国） • オーストラリア • パナマ • ウルグアイ（中南米）	• ノルウェー • インドネシア • タイ • フィリピン（アジア） • チリ • コスタリカ • メキシコ（中南米） • アフリカ地域 • カメルーン • ウガンダ • 南アフリカ（アフリカ） • EU	• アフリカ地域 • カメルーン • アルジェリア（アフリカ） • 韓国 • 日本	• ロシア • インド • パキスタン • マレーシア（アジア） • キューバ • アンティグア・バーブーダ • グアテマラ（中南米） • イラン • GCC（湾岸協力理事会）（中東） • エジプト

- 青マーカー：複数オプションを選択している国

2．PartⅡ 1．一次プラスチックポリマー
（2）各国コメント：オプション1（世界一律規制）

- 本文書を成功させるためには、期限と共通の削減目標の設定が重要である。[ウルグアイ]
- オプション1をさらに強化するために、安全な循環経済につながらないような、問題のある回避可能な単回使用プラスチックの規制に優先的に取り組むような規制が必要であり、それに言及する文章を追加する。[豪]

国名等	コメント
ウルグアイ	• 成功する手段を得るためには、期限と共通の削減目標を設定することが重要。 • 国別目標の策定は、パリ協定の明確な例があるように、制度の成功を保証するものではない。
オーストラリア	• 一次プラスチック生産を持続可能なレベルに抑制する拘束力のある措置を支持 • オプション1をさらに強化する追加事項を提案 • 安全な循環経済につながらないような、問題のある回避可能な単回使用プラスチックにプライオリティを与える（※こうしたプラスチックを排除することを優先的に取り組む、と解釈）規定の必要性に言及する新しい文章を追加する • 付属書の下で決定される目標が、どのように分野別またはその他のベースで適用できるかを検討する

2．PartⅡ 1．一次プラスチックポリマー

（3）各国コメント：オプション2（世界で目標設定＋各国規制）

- 文書の範囲はUNEA決議5/14の範囲内にとどめるべきである。[ウガンダ]
- 代替品や代替材料の必要性を考慮し、世界の生産を可能な限り削減する必要がある。[コスタリカ]
- 各国の事情も考慮されなければならない。国別目標の策定に関する規定は、本文書達成のための必要な措置である。[ウガンダ]
- 人健康と環境に懸念のある一次プラスチックポリマーに限定する。[ウガンダ]
- 持続可能な消費と生産パターンは、現在と将来の世代の生活を維持するための鍵である。合意された持続可能な水準で一次プラスチックポリマーの生産を管理する。[インドネシア、南ア]
- 一次と二次プラスチックの需給バランスをとる。そのために必要な措置をとるよう奨励。[タイ]

国名等	コメント
チリ	• 国レベルで決定される目標の策定に関する規定は、本文書達成のための必要な措置である。
コスタリカ	• 代替品や代替材料の必要性を考慮して、世界の生産を可能な限り削減する必要がある。 • 一次プラスチックポリマーに関する議論はUNEA 決議 5/14 の義務の範囲内である。 • 拘束力のある世界目標から始まり、国別目標に組み込まれ、拘束力のある国別計画を通じて採用される、垂直的なアプローチを提示する。
メキシコ	• 一次プラスチックポリマーの生産に対する補助金やその他の財政的インセンティブを撤廃し、一次プラスチックポリマー生産者に対する規制要件を適切に設定するなどの条項を支持する。
ウガンダ	• 文書の範囲はUNEA決議5/14の範囲内にとどめるべきである。 • 人間の健康と環境に懸念のある一次プラスチックポリマーに限定する。 • 各国の事情も考慮されなければならない。
南アフリカ	• 持続可能な開発が本文書の中心にあり続けることは極めて重要である。SDG12に裏打ちされた持続可能な消費と生産パターンは、環境と開発の目標に準じて、現在と将来の世代の生活を維持するための鍵である。
インドネシア	• 合意された持続可能な水準で一次プラスチックポリマーの生産を管理する。 • 再生プラスチックポリマーの生産を増加させる。
タイ	• 一次プラスチックと二次プラスチックの需給バランスをとる。 • 締約国は、二次プラスチックの生産、供給、利用、需要を増加させるために必要な措置をとるよう奨励される。

2．PartⅡ 1．一次プラスチックポリマー
（4）各国コメント：オプション3（各国規制）

- 各国の事情を考慮すべきであり、全ての国が同じ削減目標を義務付けられるべきではない。[アフリカ、日]
- 生産目標に対する課税は、共通だが差異ある責任に基づきべきである。[カメルーン]
- リサイクルを促進し、循環経済への移行を促進するための措置が前提条件である。[韓]

国名等	コメント
アフリカ地域	• 全体として、すべての国が同じ削減目標を義務付けられるべきでない。 • 各国の事情を考慮すべきである。各国が自国の発展の道を担う能力を支援する。
カメルーン	• 「生産から消費に至るまで、人間の健康と環境に悪影響を与える」という一次的な原因に目を向ける。ポリマーはプラスチック製造の基本要素である。 • 生産目標に対する課税は、共通だが差異ある責任に基づくべきである。
韓国	• リサイクルを促進し、循環経済への移行を促進するための措置が前提条件であることを強調する。
日本	• 各国は、自国の使用・リサイクルの状況に応じて、制度の目的を考慮し、状況や必要性に応じ、各国のプラスチック汚染への寄与の違いも含めて、適切な措置を決定すべきである。 • 削減レベルは各国の裁量で検討されるべきものであるため、「グローバルな削減」の「グローバル」という用語は削除すべきである。 • [共通オプション]具体的な政策は各国の実情に応じて決定されるべきであり、どの措置をとるかは各国が選択できるようにすべきである。

2．PartⅡ 1．一次プラスチックポリマー
（5）各国コメント：いずれも不支持-1

- 一次プラスチックポリマーに対するいかなる制限も、UNEA決議 5/14 の権限を超えている。[露、印、パキスタン、中、エジプト、キューバ]

国名等	コメント
ロシア	• 一次ポリマーの問題は、UNEA決議5/14のマンデートを超えており、UNEP自体のマンデートも超えている。 • 将来の文書の範囲は UNEA 決議 5/14 で規定された交渉のマンデートに厳密に沿ったものでなければならない。
インド	• 一次プラスチックポリマーに対するいかなる制限も、UNEA 5/14 の権限を超えるものである。
パキスタン	• プラスチック汚染を終わらせることのみを強調するUNEA 決議5/14の義務を超えている。
中国	• 一次プラスチックに対するいかなる制限も、UNEA決議5/14のマンデートを超えている。
エジプト	• 本項目は、UNEA決議5/14の前文に含まれる概念や原則に反する。第3条では、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進している。
キューバ	• 一次ポリマーの生産規制は、UNEA決議5/14のマンデートを超えている。

2．PartⅡ 1．一次プラスチックポリマー
（5）各国コメント：いずれも不支持-2

- プラスチック汚染の原因となっているのは、プラスチックのライフサイクルに沿ったプラスチック廃棄物管理とそれに関連する問題である。[印]
- プラスチック汚染を終わらせるという目的を達成するためには、持続可能な生産と消費を確保することが重要である。 [印]
- 市場の需要や科学に基づいたデータを考慮せずに一次ポリマーの供給を制限することは、投資を妨げ、イノベーションを抑制し、特に経済の向上に努めている国にとって、開発に対する権利そのものを妨げることになる。[マレーシア]

国名等	コメント
ロシア	• INCプロセスは環境プロセスであり、一次ポリマー、生産、貿易の分野に踏み込んではならない。
インド	• プラスチック汚染の原因となっているのは、プラスチックのライフサイクルに沿ったプラスチック廃棄物管理とそれに関連する問題である。プラスチックそのものが脅威ではない。 • プラスチックポリマーの生産量削減や段階的廃止について、上限や拘束力のある目標を設定してはならない。 • プラスチック生産の目標を設定することは、プラスチック汚染を終わらせるという目標に取り組むことと一致していない。 • プラスチック汚染を終わらせるという目的を達成するためには、持続可能な生産と消費を確保することが重要である。 • 再利用、リサイクル可能性、リサイクル素材の使用を促進する行動をとることによって、プラスチックが汚染物質として終わることのないような側面に焦点を当てるレガシーなプラスチック廃棄物によるプラスチック汚染には別の方法で対処しなければならない。
マレーシア	• 環状ポリマーの生産を奨励する。 • 単に制限するだけでなく、移行を推進することによってバランスがとれ、公平なものでなければならない。 • 市場の需要や科学に基づいたデータを考慮せずに一次ポリマーの供給を制限することは、投資を妨げ、イノベーションを抑制し、特に経済の向上に努めている国にとって、開発に対する権利そのものを妨げることになる。

2．PartⅡ 1．一次プラスチックポリマー

（5）各国コメント：いずれも不支持-3

- 管理措置は問題のあるプラスチック製品の生産と消費に介入すべきである。[中]
- 各国の事情、特に小島嶼途上国の事情に配慮した段階的アプローチを支持する。[アンティグア・バーブーダ]

国名等	コメント
中国	• 管理措置は問題志向であるべきで、問題のあるプラスチック製品の生産と消費に介入すべきである。 • 川上のポリマープラスチックに生産上限を設けることで問題を単純化しすぎており、これは地域的・世界的な原材料のサプライチェーンを乱し、他の予期せぬ結果を引き起こす。
アンティグア・バーブーダ	• 各国の事情、特に小島嶼途上国の事情に配慮した段階的アプローチを支持する。 • 節度ある責任ある持続可能な生産は、環境中のプラスチックの発生を抑えるという観点から、一次ポリマーの上流管理が予想される目標を超えないようにすることを目指す。さらに、生産工程が環境に与える影響も考慮しなければならない。

（6）各国コメント：新規提案

- 科学的証拠に基づき、人の健康又は環境に対して懸念のあるリスクが実証された一次プラスチックポリマーの需要を削減する。[米]
- 代替材料や代替品の状況に応じた措置を導入する。[グアテマラ]

国名等	コメント
米国	• 科学的証拠に基づき、人の健康又は環境に対して懸念のあるリスクが実証された一次プラスチックポリマーの需要を削減する。 • ライフサイクル全体を通じてプラスチックの持続可能な生産及び消費を促進するための措置をとる。 • 回収材料で生産された品目の調達に関する要件を含める。 • 廃棄物及び環境への悪影響を削減するため、科学的及びリスクに基づく公共調達方針又はガイドラインを定める。
マレーシア	• 環状ポリマーの生産を奨励するなど、より促進的かつ奨励的なアプローチを提案する。
バングラディッシュ	• 生分解性製品などの代替品へのインセンティブ／促進を図る。 • プラスチックポリマーの需要を最小化するために、リサイクル製品の使用を促進する。
グアテマラ	• 代替材料や代替品の状況に応じた措置を導入する。 • 自国の状況と能力に応じた国内措置をとる。

2． PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	オプション3	いずれも不支持
• アフリカ地域 • カメルーン • ケニア　（アフリカ） • ニュージーランド • スリランカ • アンティグア・バーブーダ • パナマ • ウルグアイ　（中南米） • EU	• タイ • インドネシア • フィリピン　（アジア） • アルジェリア • イラン	• エジプト • インド • マレーシア • 中国 • 韓国 • 日本　（アジア） • 米国 • グアテマラ	• ロシア • GCC（湾岸協力理事会）

2． PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）

- 製品の設計・製造方法に関する義務的要件や基準、プラスチックのバリューチェーン全体に沿った透明性と情報開示のための措置など、最も有害でリスクの高いプラスチックカテゴリーに優先順位をつけて対処しようとする措置が必要である。[アフリカ]
- 懸念のある化学物質やポリマーの特定を進めることが基本である。[ウルグアイ]
- 意図的添加物質だけでなく、非意図的添加物質も包含するために、使用のみではなく、「使用と含有」を含める。[グアテマラ]

国名等	コメント
アフリカ地域	• 製品の設計・製造方法に関する義務的要件や基準、プラスチックのバリューチェーン全体に沿った透明性と情報開示のための措置など、最も有害でリスクの高いプラスチックカテゴリーに優先順位をつけて対処しようとする措置が必要である。
スリランカ	• 徹底したガイドラインと基準を確立することの重要性を強調したい。
アンティグア・バーブーダ	• 人の健康や環境に悪影響を及ぼす決定的な科学的証拠のある有害な化学物質やポリマーは、全廃という形で厳しく規制されるべきある。 • 附属書を作成し、段階的廃止のスケジュール／期間を決定する活動も、影響に関する強力な科学的証拠に基づかなければならない。 • 対策は、安全で、入手しやすく、効率的で、経済的に実現可能で、環境にやさしく、持続可能な代替物質（先住民や地域社会の知識や慣行に基づくものを含む）の利用可能性を考慮に入れるとともに、関連物質を対象とする既存の関連枠組みや条約との協力や調整の可能性も考慮すべきである。
パナマ	• タバコ規制に関するWHO枠組み条約のような他の枠組みの適用を強化するのに役立つ措置を含めることを支持する。
ウルグアイ	• ライフサイクル・アプローチを反映させることを望む。 • 意図的添加物質だけでなく、非意図的添加物質も包含するために、使用のみではなく、「使用と含有」を含める。 • 懸念のある化学物質やポリマーの特定を進めることが基本である。 • 懸念のある化学物質やポリマーを排除することは、無害な循環型社会の実現に寄与し、プラスチックの再使用、再充填、リサイクル、回収の課題への対応に貢献しうる。
ニュージーランド	• オプション1またはオプション2のどちらかによって達成可能である。 • オプション1が化学物質の安全管理と予防的アプローチを最もよくサポートし、プラスチックの安全な循環性を確保するための最も強力な規定となる。

2． PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー
（3）各国コメント：オプション2（各国規制＋世界一律規制）

- 「懸念のある化学物質」ではなく「有害な化学物質」とする。[タイ]
- 他のMEAsと調和させるべきである。[インドネシア]

国名等	コメント
フィリピン	• 附属書AパートIIで提案される可能性のある化学物質とポリマーの最終リストについて、その毒性とハザードに関する最近の科学的研究も考慮に入れながら、関連する可能性のある除外項目と段階的廃止時期についてさらに検討し、提案する権利を留保する。
タイ	• 「懸念のある化学物質」ではなく「有害な化学物質」とする。 • リサイクル性のみならず、再使用可能性、修理可能性、を含める。 • ポリマーを適切な用途に使用し、その用途から発生する廃棄物を各締約国の管轄内で環境的に健全な方法で管理できるのであれば、ポリマー自体に有害性はない。
インドネシア	• 他のMEAsと調和させるべきである。 • 加盟国間で技術や知識を移転するための具体的なメカニズムを設ける。 • 先進国から発展途上国への支援が不可欠である。
アルジェリア	• 社会経済的背景と国情を考慮する。

2． PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー
（4）各国コメント：オプション3（各国規制）-1

- 化学物質の検討は、科学的証拠に基づく透明で包括的なプロセスに基づいて行われるべきである。[印、マレーシア、中、韓]
- 関連する化学物質条約の下で規制されるべきである。[印、マレーシア、日]
- 懸念のある化学物質に焦点を当て、ポリマー自体は適切な文脈と用途で使用すれば有害ではないため、ポリマーを対象から除外する。[マレーシア]

国名等	コメント
インド	• 化学物質の今後の検討は、科学的証拠に基づく透明で包括的なプロセスに基づいて行われ、締約国によって合意されるべきである。そして、関連する化学物質条約の下で規制されるべきである。これは、様々なMEAのマンデートが重複しないようにするために重要。 • 懸念のあるポリマーが何を指すのかを明確にする。
マレーシア	• プラスチック製造における有害化学物質や化学物質群の使用を厳しく管理する緊急の必要性を支持している。これは強力な科学に裏打ちされるべきである。科学に基づくアプローチは、有害な要素を特定する際の基礎となるべきである。この点で、懸念のある化学物質に焦点を当て、ポリマー自体は適切な文脈と用途で使用すれば有害ではないため、ポリマーを対象から除外する。 • 既存の管理措置（MEAs）を合理化し、作業の重複を避ける。
中国	• 化学物質とポリマーは異なる物質である。特定のポリマーの不適切な用途が悪影響を及ぼすことがある。そのような状況では、ポリマーは、3（問題のある回避可能なプラスチック）で議論すべきである。 • 懸念のある化学物質や問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品のスクリーニングには、包括的な科学的調査に基づいた合理的な基準と手順が必要である。
韓国	• 川中・川下段階で実施可能な技術的対策と管理戦略の検討とともに、科学とエビデンスに基づくプロセスが重要である。
グアテマラ	• 「附属書A」で言及されている具体的な基準について十分な理解が得られるまで、「許可しない」や「排除する」といった表現を取り入れた語彙を採用しないことを提案する。
米国	• 人の健康又は環境に対して懸念のあるリスクが実証された化学物質、化学物質群及びポリマーを特定し、管理するための適切な措置を講じる。 • 人健康又は環境に懸念のあるリスクを示す可能性のあるものについて、必要に応じて優先順位を付け、評価するための措置を講じる。
日本	• 既存の国際条約や枠組み、特にPOPs条約やグローバル・フレームワーク・オン・ケミカル（GFC）との重複を避ける必要がある。従って、これらの既存の枠組みとの調整は不可欠であり、基本的には、懸念される化学物質やポリマーをどのように取り扱うかは、これらの既存の枠組みの中で検討されるべきである。

2． PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー
（4）各国コメント：オプション3（各国規制）-2

- 代替物質の入手可能性、実現可能性、社会経済的、環境的影響を考慮すべきである。[中]
- スクリーニング基準では代替物質が優先されるべきである。 [中]
- 選定された化学物質は、制限、段階的削減、削減、管理など、対策のレベルごとに異なるグループに分けられる必要がある。[韓]
- 再利用可能性とリサイクル可能性に関連するリスクのみを対象とする。[米]
- 曝露の毒性・量的要因を考慮することが重要であり、具体的な措置は、制度の目的を考慮し、リスクの程度・リスク評価方法の違いに応じて各国が決定すべきである。[日]

国名等	コメント
エジプト	• 技術支援とキャパシティビルディングの利用可能性とアクセス可能性と組み合わせるべきである。
中国	• 管理物質をリストアップする前に、代替物質の入手可能性、実現可能性、社会経済的、環境的影響を考慮すべきである。ゼロドラフトのスクリーニング基準では代替物質が優先されるべきである。 • 国情や状況を十分に考慮すべきである。
韓国	• 選定された化学物質は、制限、段階的削減、削減、管理など、対策のレベルごとに異なるグループに分けられる必要がある。
グアテマラ	• 健康や環境に対する安全性だけでなく、経済的に実行可能であることが証明された代替物質を検討することが重要である。
米国	• 再利用可能性とリサイクル可能性に関連するリスクのみを対象とする。 • 人の健康または環境に懸念のあるリスクをもたらす可能性のあるものを試験するための措置を講じる。
日本	• 暴露の毒性・量的要因を考慮することが重要であり、リスクの程度や各国の実情に応じた具体的な対策を講じる必要がある。 • 具体的な措置は、制度の目的を考慮し、リスクの程度に応じて各国が決定すべきである。 • 各国のリスク評価方法の違いを考慮した調整規定が必要となる。 • 具体的な基準は、毒性評価方法やばく露側の状況を考慮できるものでなければならない。 • どの段階においてもリスクを管理した状態にすることは現実的には不可能である。

2． PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー
（5）各国コメント：いずれも不支持

- 環境と人間の健康に脅威を与える懸念のある物質は、他の条約で規制されている。[露]

国名等	コメント
ロシア ※オプション3の印、マレーシア、日と類似	• 環境と人間の健康に脅威を与える懸念のある物質は、すでにBRS条約によって規制されている。 • 懸念のある化学物質を特定するための基準とそのような化学物質のリストは、POPs条約によって確立されている。

（6）各国コメント：新規提案

- 問題のある回避可能なプラスチックと、懸念のある化学物質・ポリマーを1つにまとめる。[キューバ、AOSIS]

国名等	コメント
キューバ	• 問題のある回避可能なプラスチックと、懸念のある化学物質・ポリマーを1つにまとめる。 • 懸念のある化学物質に取り組む最善の方法は、ストックホルム条約やロッテルダム条約との相乗効果や協力を高めることである。作業の重複を避けることが非常に重要でる。
AOSIS	• 問題のある回避可能なプラスチックと、懸念のある化学物質・ポリマーを1つにまとめる。
メキシコ	• 懸念のある化学物質、化学物質群、ポリマーの使用を最小化し、必要に応じて全廃するための措置を確立することを検討する。（オプション1のアンティグア・バーブーダのコメントと類似） • WHOのタバコ規制枠組み条約など、他の枠組みの適用を強化するのに役立つ措置を含めることも検討されるべきである。（オプション1のパナマのコメントと同じ） • 付属書Aのパート2は、添加物だけでなく非意図的添加物質（NIAS）も含めた、独立した透明性の高い調査による入手可能な最善の科学を考慮することが不可欠である。（オプション1のウルグアイのコメントと類似） • 既存のMEAで扱われている、プラスチックの生産に使用される特定の化学物質や物質を考慮することも重要である。（オプション3の複数国のコメントと同じ）

2.PartⅡ 3.a.問題のある回避可能なプラスチック製品
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	いずれも不支持
• アフリカ地域（アフリカ） • ケニア（アフリカ） • アルジェリア（アフリカ） • 南アフリカ（アフリカ） • メキシコ（中南米） • パナマ（中南米） • ウルグアイ（中南米） • ニュージーランド • パキスタン • パラオ • PSIDS • EU	• ニュージーランド • インド（アジア） • タイ（アジア） • マレーシア（アジア） • バングラディッシュ（アジア） • インドネシア（アジア） • フィリピン（アジア） • 韓国（アジア） • 中国（アジア） • 日本（アジア） • 米国 • グアテマラ • イラン	• ロシア • GCC（湾岸協力理事会）

- 青マーカー：複数オプションを選択している国

2.PartⅡ 3.a.問題のある回避可能なプラスチック製品
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）

- 廃棄物ヒエラルキーの原則に沿って、削減、廃棄物防止、再利用の優先順位を強化する。[PSIDS]
- 世界レベルで問題があり回避可能な製品を特定するための基準策定において、科学に基づくアプローチをさらに強調する。[南ア]

国名等	コメント
南アフリカ	• 世界レベルで問題があり回避可能な製品を特定するための基準策定において、科学に基づくアプローチをさらに強調する。
パナマ	• 厳格で強制力のある規制の実施を提唱する。 • 添加されたマイクロプラスチックを含む生産を特定し、管理し、漸進的に排除・制限しなければならない。 • 用語の具体的な定義を適用することが必要である。
パラオ	• 製品に関する基準とリストの最初の出発点として、既存の国内規制または禁止がある100カ国以上の国の政策を分析することを提案する。 • タバコのフィルターもこのリストに加える。タバコのフィルターは世界で最もポイ捨てされるものであり、陸と海の生態系に害を及ぼし、回収が非常に困難で、有毒なマイクロプラスチックに分解されるからである。
PSIDS	• 生産、販売、流通の削減が必要である。廃棄物ヒエラルキーの原則に沿って、削減、廃棄物防止、再利用の優先順位を強化する。 • ゼロドラフトの相互関連性（代替プラの5d、非プラ代替品の6、正当な移行の12）に留意する。

2.PartⅡ 3.a.問題のある回避可能なプラスチック製品
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-1

- 各国の事情や優先事項、また問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品の管理における各加盟国の能力の違いを考慮し、国内主導で行われるべきである。[NZ、印、マレーシア、インドネシア、米、日]
- リスク評価の視点が重要であり、環境中のプラスチックの曝露レベルの評価に関する専門家議論が不可欠である。[日]

国名等	コメント
ニュージーランド	• リサイクルインフラのレベルや能力、実行可能で環境的に安全な代替品の入手可能性など、国によってばらつきがあるため、世界的に決定された基準に基づき、特定の製品の禁止または段階的廃止を国ごとに決定する。
インド	• プラスチック製品の特定は現実的でなければならず、規制は各国の事情を考慮した上で、国内主導で行われるべきである。 • 段階的廃止または段階的削減の検討は、国家主導でなければならない。 • この規定による義務化は、国内での生産、販売、使用を対象とすべきである。
マレーシア	• 問題のある単回使用プラスチックを削減するために国が決定する目標設定プロセスおよび国がとる措置を考慮し、各国に柔軟性を提供する。明確性を確保し、アプリケーションベースのアプローチを含めるため、さらに強化することを提案する。 • 附属書Bの作成は批判的に議論されなければならず、国レベルおよび準国家レベルでの効果的な段階的廃止プログラムを確保するために、安全な代替品の利用可能性を考慮しなければならない。
インドネシア	• 各国の事情や優先事項、また問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品の管理における各加盟国の能力の違いを考慮する必要がある。 • 国別行動計画と国別目標制度は、段階的な実施プロセスという点で最良のアプローチである。 • 多くの加盟国は、関連する同様の規制をすでに導入しているため、合意された定義が、この文書と国内規制との将来的な互換性を確保する上で極めて重要である。
米国	• 国内法に合致した措置をとる。 • 問題のある回避可能なプラスチック製品のリストは国レベルで特定すべきである。
日本	• 対策は、国際的なルールを直接かつ一律に実施するのではなく、各国の事情や既存の国内措置を考慮して慎重に検討すべきである。 • リスク評価の視点が重要であり、特に環境中のプラスチックの暴露レベル（分布状況など）をどのように評価するかについては、専門家による議論が不可欠であることに留意すべきである。

2.PartⅡ 3.a.問題のある回避可能なプラスチック製品

（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-2

- 合理的な科学的基準に基づいて策定/定義されなければならない。[印、インドネシア、韓、中、日]
- 持続可能な代替物の入手可能性、入手しやすさ、購入しやすさを考慮しなければならない。[印]
- 社会的、経済的、環境的影響は、代替案を評価する際に考慮される必要がある。[印、中]
- 製造、販売、流通、輸出入に対する制限等は含めない。[米]

国名等	コメント
インド	• ガイダンスは、専門家グループによって確立された合理的な科学的基準に基づいて策定される。 • 持続可能な代替物の入手可能性、入手しやすさ、購入しやすさを考慮しなければならない。社会的、経済的、環境的影響は、代替案を評価する際に考慮される必要がある。
インドネシア	• 信頼できる科学的証拠を用いて定義されなければならない。 • 生産、流通、販売、使用を適切に段階的に制限することが、プラスチック汚染に対処する上で最も現実的なアプローチである。 • 不要なプラスチックの削減は重要である。
フィリピン	• 何が短命で単回使用のプラスチック製品（SLSUPPs）であるかの判断は、理想的には、必須SLSUPPsと非必須SLSUPPsの定義、各プラスチック製品の毒性を宣言する信頼性の高い研究、地域ごとのライフサイクルと持続可能性評価（LCSA）研究、SLSUPPsの削減と管理を規定する政策体制に基づくべきである。
韓国	• 衛生・医療用途については、代替品の利用可能性を考慮し、科学的根拠に基づいた基準を設けるべきである。
グアテマラ	• 禁止を意味する文言の使用は適切でない。
中国 ※2懸念のある化学物質とコメント同じ。	• 管理措置を策定する上で最優先するのは、プラスチック廃棄物の環境中への流出を減らすことである。 • 懸念のある化学物質や問題のあるプラスチック製品、回避可能なプラスチック製品のスクリーニングには、包括的な科学的調査に基づいた合理的な基準と手順が必要である。 • 管理物質をリストアップする前に、代替物質の入手可能性、実現可能性、社会経済的、環境的影響を考慮すべき。 • スクリーニング基準では代替物質が優先されるべきである。
米国	• 製造、販売、流通、輸出入に対する制限等は含めない。　・ 期限は設けない。
日本	• 基準は、科学的根拠に基づき、科学者、学界、産業界など複数の利害関係者からなる技術専門家グループによって定義されるべきであり、そのようなグループは正式なプロセスに基づいて設立されるべきである。

2.PartⅡ 3.a.問題のある回避可能なプラスチック製品

（4）各国コメント：いずれも不支持

- プラスチック製品は、回収と利用のシステムがない場合にのみ問題となる。[露]
- 製品を特定し、その使用に制限を設ける可能性は、国レベルで行われなければならない。[露]

国名等	コメント
ロシア	• 衛生問題を含む一人ひとりのニーズへの関心の高まりや、生活レベルの一般的な向上は、必然的に単回使用プラスチック製品や単回使用プラスチック包装の市場の成長と発展につながる。 • これらのプラスチック製品の使用により発生する廃棄物への対応には、プラスチックやその他の単回使用製品の最大レベルのリサイクルを保証するための新技術の導入と開発が必要である。 • プラスチック製品は、回収と利用のシステムがない場合にのみ問題となる。 • 製品を特定し、その使用に制限を設ける可能性は、国レベルで行われなければならない。（※オプション2の米国、他と類似）

（5）各国コメント：新規提案

- 問題のある回避可能なプラスチックに代わる代替品や代用品については、健康分野を考慮しなければならない。[コスタリカ]
- 既存のMEAsとの作業の重複を避ける。[キューバ]
- 問題のある回避可能なプラスチックと、懸念のある化学物質・ポリマーを1つにまとめる。[キューバ、AOSIS]

国名等	コメント
コスタリカ	• 分野別のアプローチが必要である。 • 問題のある回避可能なプラスチックに代わる代替品や代用品については、健康分野を考慮しなければならない。食品分野では、食品・飲料製品の安全性のニーズに応えるものであり、また、循環型経済が重要な役割を果たしうる重要な分野でもある。
キューバ	• 懸念のある化学物質に取り組む最善の方法は、ストックホルム条約やロッテルダム条約との相乗効果や協力を高めることである。作業の重複を避けることが非常に重要である。 • 問題のある回避可能なプラスチックと、懸念のある化学物質・ポリマーを1つにまとめる。（2懸念のある化学物質と同じ）
AOSIS	• 問題のある回避可能なプラスチックと、懸念のある化学物質・ポリマーを1つにまとめる。

2．PartⅡ 3.b.意図的マイクロプラスチック
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	いずれも不支持
• アフリカ地域 • ケニア • 南アフリカ （アフリカ） • メキシコ • パナマ • グアテマラ • ウルグアイ （中南米） • パラオ • PSIDS • タイ • フィリピン （アジア） • EU	• エジプト • アルジェリア （アフリカ） • インド • パキスタン • マレーシア • インドネシア • タイ • 韓国 • 中国 • 日本 （アジア） • 米国 • ロシア • イラン	• GCC（湾岸協力理事会）

2.PartⅡ 3.b.意図的マイクロプラスチック
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）

- 現在の用途と意図的なマイクロプラスチック添加製品を評価し、重要な用途に対する費用便益分析のエビデンスを提供し、例外と除外規定等を明確にする。[南ア]
- 発展途上国特有の状況を考慮し、禁止ではなく、意図的に添加されたマイクロプラスチックの生産を管理し削減することに焦点を当てる。[グアテマラ]

国名等	コメント
南アフリカ	• 例外と除外に関する検討と基準を明確にするために、現在の用途と意図的なマイクロプラスチック添加製品を評価し、重要な用途に対する費用便益分析のエビデンスを提供する。
グアテマラ	• 国の経済的安定を損なうような禁止や適用除外を支持することはできない。 • 発展途上国特有の状況を考慮し、禁止ではなく、意図的に添加されたマイクロプラスチックの生産を管理し削減することに焦点を当てればオプション1は実行可能であると考える。
ウルグアイ	• プラスチック発泡体や繊維製品など、二次的なマイクロプラスチックを放出する可能性が高い製品カテゴリーを含め、管理措置が必要である。 • マイクロプラスチックとナノプラスチックに関する専用規定を設ける。
PSIDS	• これらの製品の段階的削減と最終的な全廃を提唱する。 • 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチックやプラスチック製品の生産、販売、使用、流通、輸入、輸出を禁止することは、意図的なマイクロプラスチックの実施とモニタリングにおける課題を克服し、より強い透明性によって公平な競争条件を作り出すために、特に重要である。 • 適用除外については、責任ある意思決定機関や適用除外を求めるための前提条件など、適用除外を認めるための手順を概説することが極めて重要である。水俣条約で採用されている手続きを推奨する。
フィリピン	• 市場で入手可能な既存の代替品がなく、科学的／経済的な裏付けがない必須物質については、適用除外を求めることを検討してもよい。 • 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むプラスチックと製品のリストを国ごとに決定するためのグローバル基準を含めることを支持する。グローバル基準は、意図的添加マイクロプラスチックの段階的廃止または許容される用途を決定するためのさらなる議論の基礎となる。さらに、意図的添加マイクロプラスチックの追跡調査を透明性の高いものにすることが推奨される。
タイ	• 対象を、意図的に添加されたマイクロプラスチックと非意図的に放出されたマイクロプラスチック、とする。

2.PartⅡ 3.b.意図的マイクロプラスチック
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）

- 信頼できる最良の科学的知見に基づいた、製品を特定するための基準/ガイドラインが必要である。[インドネシア、印]
- 義務の実施は、それぞれの国の能力を考慮した上で、各国の国内法/国内計画で実施するべきである。[マレーシア、米、印、日]
- 業界がマイクロプラスチックを使用しない製品に移行するための正当な移行を提供しなければならない。[マレーシア]
- 対象を、意図的マイクロプラスチックを含む製品、とする。[中]

国名等	コメント
マレーシア	• 製品の明確な基準とその適用の必要性をする。 • 義務の実施は、それぞれの国の能力を考慮した上で、国が決めた計画の中で実施されるべきである。 • 業界がマイクロプラスチックを使用しない製品に移行するための正当な移行を提供しなければならない。
インドネシア	• どのプラスチックや製品が意図的に添加されたマイクロプラスチックを含むかを、信頼できる最良の科学的知見に基づき、加盟国が特定・定義できるような明確なガイドラインを設けるべきである。
韓国	• マイクロプラスチックの人体への暴露や放出の影響や科学的根拠の理解には、大きな知識のギャップがあることに留意したい。マイクロプラスチックの影響に関する我々の理解を明確にするために、継続的な研究と情報共有が必要である。
インド	• 基準は科学的に開発されたものとし、国別行動計画に従って実施する。 • 管理措置の遵守に要する費用は国ごとに評価し、専用基金を通じて資金提供を行う。
中国	• 対象を、意図的マイクロプラスチックを含む製品、とする。
米国	• 適切でかつ、各国の国内法に合致する措置を講ずる。
日本	• マイクロプラスチックの代替が困難であることに加え、制度の趣旨に照らして、各国が実情やニーズを踏まえて判断し、適切な措置を講じるべきである。 • 人体や環境への悪影響が認められる場合には、各国が対策を講じるべきである。 ・ 対象範囲を議論すべきである。 • オンライン登録でマイクロプラスチックのみを対象とする根拠が不明確である。

2.PartⅡ 3.b.意図的マイクロプラスチック
（4）各国コメント：新規提案

- 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む商品および製品を特定し、その摂取によるリスク、環境汚染および人体への悪影響を立証し、その後、リスクが除去されず、より安全で安価な代替品が利用可能な場合には、その使用を段階的に削減し、さらに、これらの代替品への移行およびこれらの代替品へのアクセスを容易にするための効果的な措置をとるべきである。[露]
- 意図的なマイクロプラスチックと非意図的なマイクロプラスチックの両方をカバーする。[ケニア]

国名等	コメント
キューバ	• 懸念のある化学物質やポリマー、問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品に関する義務は、「持続可能なプラスチックの消費と生産」という1つの条文にまとめる。
ロシア	• 意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む商品および製品を特定し、その摂取によるリスク、環境汚染および人体への悪影響を立証し、その後、リスクが除去されず、より安全で安価な代替品が利用可能な場合には、その使用を段階的に削減し、さらに、これらの代替品への移行およびこれらの代替品へのアクセスを容易にするための効果的な措置をとるべきである。
ケニア	• 意図的なマイクロプラスチックと非意図的なマイクロプラスチックの両方をカバーする独立したカテゴリーとして扱うべきである。 • マイクロプラスチックの健康面に関する情報を含む追加的な総合情報を提供すべきである。

2．PartⅡ 4.締約国が要請に応じて利用できる免除（適用除外）
（１）支持国の状況

全体的に支持	一部パラグラフのみ支持	不支持
• メキシコ（中南米） • パナマ（中南米） • アフリカ地域（アフリカ） • ケニア（アフリカ） • 南アフリカ（アフリカ） • パキスタン（アジア） • マレーシア（アジア） • インドネシア（アジア） • フィリピン（アジア） • バングラディッシュ（アジア） • イラン • AOSIS	• ブラジル • タイ • PSIDS • アルジェリア	• ロシア • GCC（湾岸協力理事会） • インド • 米国 • 日本

2．PartⅡ 4.締約国が要請に応じて利用できる免除（適用除外）
（2）各国コメント：全体的に支持-1

- 適用除外を認めるための手続きを概説することが重要である。[メキシコ]
- 懸念のある化学物質やポリマー、問題のあるプラスチックに関する実質的な議論が終了した後に検討する必要がある。[アフリカ]
- 適用除外の明確な手順と基準を規定することが重要である。[マレーシア、アフリカ、ケニア]
- 基準については、エッセンシャルなニーズと各国の能力を考慮する。[パキスタン、イラン]

国名等	コメント
メキシコ	• 製品をリストに含めるために実施しなければならない手続きを明確に概説することが必要である。
パナマ	• 責任ある決定権者や適用除外を求めるための前提条件等、適用除外を認めるための手続きを概説することが重要である。
アフリカ地域	• 懸念のある化学物質やポリマー、問題のあるプラスチックに関する実質的な議論が終了した後に検討する必要がある。 • 適用除外の明確な手順と基準を規定することも、極めて重要である。
ケニア	• 締約国が適用除外を申請する際の指針として、明確なガイドラインと手順を提供すべきである。 • 明確なガイドライン、手順、削減措置、期限において、あらかじめ決められた基準に基づいて適用除外を認めるべきである。 • 安全な代替品がない場合、特に医療用の場合、適用除外が必要である。
パキスタン	• エッセンシャルユースに対する適用除外の規定を支持する。 • 国際的な作業における基準の必要性を強調する。ストックホルム条約の適用除外規定を参考にする。
マレーシア	• 適用除外の許可に関する明確な手順と、不遵守に対する影響についてさらに議論し、明確に説明する必要がある。
インドネシア	• 専門家グループも関与すべき明確な基準や附属書での製品の分類、この条文に関する理事会の決定メカニズムなど、提出が許可される製品の種類に関して、より技術的な詳細も追加されるべきである。
フィリピン	• 市場で入手可能な既存の代替物質がなく、科学的／経済的な裏付けがない必須物質については、適用除外を求めることを検討する可能性がある。 • モントリオール議定書の「エッセンシャルユース」の概念を採用する。
バングラディッシュ	• 適用除外を申請する国は、その特定期間の行動計画とともに正当な理由を提出する。
イラン	• 適用除外の基準については、必要不可欠なニーズと各国の能力が考慮される。
AOSIS	• 適用除外が適切に構成されていない場合、協定の野心と目的を損なう可能性がある。 • 適用除外メカニズムは、透明性があり、特定の基準に基づくものでなければならない。

2．PartⅡ 4.締約国が要請に応じて利用できる免除（適用除外）
（2）各国コメント：全体的に支持-2

- 適用除外となったカテゴリーは、公的ポータルで公表され、トレーサビリティと説明責任の仕組みがあり、明確にラベル付けされ、明確な管理計画を伴うべきである。[ケニア]
- 適用除外メカニズムが、関連するMEAにおける他の類似のメカニズムの対象および／またはメカニズムと重複しない。[インドネシア]
- 人の健康や環境に悪影響を及ぼす製品、化学物質、ポリマーには適用除外を適用すべきではない。[AOSIS]

国名等	コメント
ケニア	• 適用除外となったカテゴリーは、公的ポータルで公表され、トレーサビリティと説明責任の仕組みがあり、明確にラベル付けされ、明確な管理計画を伴うべきである。
南アフリカ	• 野心的な実施手段（資金、技術移転、途上国への技術支援を 含むが、これらに限定されない）に関連する正当な移行への配慮を反映させるサブパラグラフを追加する。
インドネシア	• MEAsにおける適用除外メカニズムの成功例を強調し、適用除外メカニズムのさらなる定義の基礎として活用できる。 • 適用除外メカニズムが、関連するMEAにおける他の類似のメカニズムの対象および／またはメカニズムと重複しない。
AOSIS	• 人の健康や環境に悪影響を及ぼす製品、化学物質、ポリマーには適用除外を適用すべきではない（要素２への適用除外適用の反対）。 • 安全で、入手しやすく、効率的で、経済的に実現可能で、環境にやさしく、持続可能な代替品や代用品がなく、SIDS(小島嶼開発途上国)を含む途上国締約国やその他の関係者が、適用されなければ社会経済的・社会文化的に悪影響を及ぼす可能性があるという証拠を提供する場合に、適用除外が適用される。 • 小島嶼開発途上国、および輸入ポリマーまたはプラスチック製品に依存しているその他の国に対する適用除外延長に関するパラグラフを追加する。

2．PartⅡ 4.締約国が要請に応じて利用できる免除（適用除外）
（3）各国コメント：一部パラグラフ支持

- 自国の実情や状況を知っている国々が、自国の適用除外について決めるべきである。[ブラジル]
- 短寿命で単回使用のプラスチック製品を含む、問題のある回避可能なプラスチック製品の定義ができてから検討すべきである。 [ブラジル]
- すべてのプラスチック製品の全面的かつ即時の禁止は実現不可能である。[AOSIS]
- 適用除外の最終期限や延長を認める。[AOSIS]

国名等	コメント
ブラジル	• 自国の実情や状況を知っている国々が、自国の適用除外について決めるべきであって、理事会が決定すべきではない。 • プラスチック製品には公衆衛生システムなどの重要な用途があり、これらは最終的に短寿命プラスチック製品や単回使用プラスチック製品の定義から除外される必要がある。 • 短寿命で単回使用のプラスチック製品を含む、問題のある回避可能なプラスチック製品の定義はまだない。
タイ	• 適用除外の要請は、任命された補助機関によって審査され、期限内にこれらの規定を完全に遵守するための行動計画案を含め、その要請が附属書に規定された基準または要件を満たしているかどうかを判断する必要がある。
PSIDS	• AOSISの声明に賛同する。 • 特定の製品について適用除外を登録できるようにすることは、現実的なアプローチであり、すべてのプラスチック製品の全面的かつ即時の禁止は実現不可能であることを認識する。 • 締約国が段階的廃止の期日を無期限に延期することがないよう、適用除外の期限を既定に設定し、代替品を探す圧力を維持する。 • すべての適用除外の最終期限を設定する。場合によっては、適用除外の延長も認める。 • 適用除外の登録簿を公開し、環境ガバナンスにおいて極めて重要である透明性と説明責任を促進することにより、透明性と公開可能性への配慮を追加する。

2．PartⅡ 4.締約国が要請に応じて利用できる免除（適用除外）
（4）各国コメント：不支持

- 議論するには時期尚早である。[米、日]

国名等	コメント
米国	• 議論するには時期尚早である。
日本	• 問題のあるプラスチック製品や意図的に添加されたマイクロプラスチック製品を世界一律にリストアップし、その製造等を認めないというオプション1を前提としたものである。 • オプション2のリストアップされた基準に基づく国内規制、および本規定については、世界共通の製品リストが存在しないため、適切ではない。 • したがって、本規定に関する議論は、問題のあるプラスチック製品や意図的に添加されたマイクロプラスチック製品の議論が一段落するまで保留する。

2．PartⅡ 5.a.製品設計、組成、性能
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	いずれも不支持
• アフリカ地域（アフリカ） • ケニア（アフリカ） • メキシコ（中南米） • キューバ（中南米） • パナマ（中南米） • ウルグアイ（中南米） • ニュージーランド • PSIDS • AOSIS • 韓国（アジア） • フィリピン（アジア） • イラン • EU	• ブラジル（中南米） • コスタリカ（中南米） • グアテマラ（中南米） • アフリカ地域（アフリカ） • ケニア（アフリカ） • 南アフリカ（アフリカ） • アルジェリア（アフリカ） • マレーシア（アジア） • パキスタン（アジア） • 韓国（アジア） • タイ（アジア） • インドネシア（アジア） • 日本（アジア） • ニュージーランド • 米国	• ロシア

2．PartⅡ 5.a.製品設計、組成、性能
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）

- 生産設計と組成における管理を強化することが、プラスチックの川中・川下段階での循環を促進するために不可欠な鍵である。[韓]
- 製品設計については、各国が関連産業における実現可能性を検討し、セクター別のアプローチをとるべきである。 [韓]
- 製品の循環性を促進する方法で製品が設計されていることを保証する。[ウルグアイ]
- 途上国の国情や能力、技術移転や財源へのアクセスなど、あらゆる条件を考慮する必要がある。[キューバ]

国名等	コメント
パナマ	• グローバルなサプライチェーンの利害関係者にとって、透明で効率的な規制の枠組みを構築する上で極めて重要である。 • 複雑化する要求事項の調和を図り、企業が持続可能性とシステム変革のために行う投資に対する潜在的な障害を防止する。
フィリピン	• 品質の悪い製品は、同様に、消費者使用後の廃棄物を管理する国の負担を増大させる。 • この拘束力のある設計要件には、科学的根拠に基づく政策立案を裏付ける、健全な裏付け調査が必要である。
ケニア	• プラスチック製品および包装の削減、再使用、リサイクルのための設計を区別して、 基準を調和させるべきである。 • 設計基準には、再使用可能、リサイクル可能、長寿命、軽量などの材料の必要性を考慮に入れるべきである。
キューバ	• 途上国、特にSIDSの多くはプラスチック製品の輸入国にすぎず、自国が生産していない製品の設計に関する措置を実施することはできない。 • 途上国の国情や能力、技術移転や財源へのアクセスなど、あらゆる条件を考慮する必要がある。
ウルグアイ	• 再使用、詰め替え、リサイクル、回収における製品の循環性を促進する方法で製品が設計されていることを保証することが基本。
PSIDS	• 行動を促すだけの現在の表現とは対照的に、文書が行動を要求するよう要請する。
AOSIS	• 目的を達成するために関連組織（ISOなど）と協力するよう締約国を拘束するものでなければならない。
韓国	• 生産設計と組成における管理を強化することが、プラスチックの川中・川下段階での循環を促進するために不可欠な鍵である。 • 世界共通の基準を設定することについては慎重に対応したい。 • 製品設計については、各国が関連産業における実現可能性を検討し、セクター別のアプローチをとるべきである。 • 加盟国が世界標準とともに自国の基準やガイドラインを活用する。

2．PartⅡ 5.a.製品設計、組成、性能
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-1

- 最低限の設計・性能基準を取引障壁として使用することはできない。[ブラジル]
- 国際的に標準化された規制制度を通じて設計基準や性能基準を調和させることが、途上国にとって競争上不利になる可能性がある。各国、特に途上国の個々の違いや能力に焦点を当て、これらの点を考慮して再考されるべきである。[グアテマラ]
- 関連する国際規格やガイドラインを考慮すべきであり、規格の調和が必要である。[マレーシア、米]

国名等	コメント
ブラジル	• 最低限の設計・性能基準を取引障壁として使用することはできない。 • ラベリングと認証措置について国内の措置を定義する過程にあるため、手続きに関する立場を留保する。 • 附属書Cは作成されておらず、附属書に含まれるべき「その他の要素」の定義もないため、この問題についての立場を留保する。
グアテマラ	• 国際的に標準化された規制制度を通じて設計基準や性能基準を調和させることが、途上国にとって競争上不利になる可能性がある。 • プラスチックの世界的なリサイクル目標や消費者使用後再資源化率の最低割当量を定める際には、一人当たりの消費量や国ごとの実情といった要素を考慮することが極めて重要である。 • 各国、特に途上国の個々の違いや能力に焦点を当て、これらの点を考慮して再考されるべきである。
マレーシア	• 規格の調和の必要性を強調する。調和された基準を確立することは極めて重要である。 • 整合化された基準を採用するには、段階的なアプローチに従わなければならず、経済にとってシームレスで公平な移行を保証しなければならない。
タイ	• 製品包装を含むバリューチェーン全体の製品におけるプラスチックの使用を削減し、プラスチック製品の安全性、耐久性、再利用性、詰め替え可能性、修理可能性、改修可能性、および廃棄物となった場合の再利用、リサイクル、安全かつ環境的に健全な方法での廃棄能力を向上させるため、関連する分野別を含む多国間レベルでの基準およびガイドラインの策定に向けて、関連する国際機関と協力することが奨励される。
米国	• 廃棄物の処分は環境に配慮した方法であって、安全であることを求めない。 • マイクロプラスチックは、意図的に添加されたもののみを含める。 • プラスチック製品の循環性を高めるため、プラスチック製品の公共調達政策またはガイドラインを採用する。 • 環境的に好ましい製品または包装の自主的な認証制度を確立または強化する取り組みを支援する。 • 関連する国際規格やガイドラインを考慮すべきである。 • プラスチックとプラスチック製品が環境と安全に与える影響を最小限に抑える。

2．PartⅡ 5.a.製品設計、組成、性能
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）

- 価格も重要な要素である。[インドネシア]
- 詰め替えを促進する場合に、詰め替え用パッケージが強化パッケージであれば、持続可能であるかは短期的・長期的視点により異なると考えられる。[ブラジル]
- 各国の製品の特性や用途を考慮し、各国が独自の基準を策定する必要がある。[日]

国名等	コメント
ブラジル	• 詰め替え用パッケージが強化パッケージである場合、詰め替え用パッケージは実際にプラスチックの使用量増加につながる可能性がある。より多くのプラスチック材料を使用する詰め替え用パッケージが、より少ない材料を使用する詰め替え用パッケージよりも持続可能であると考えられるかどうかを議論する必要がある。長期的には、より多くの材料を使用する強化パッケージは、一般的に一次プラスチックポリマーの需要削減につながるかもしれない。
インドネシア	• 一次プラスチックポリマー、プラスチック、プラスチック製品の需要と使用を削減するためには、常に、手頃な価格のプラスチック代替材料および/または非プラスチック代替材料を利用できるようにする必要がある。

日本	• 各国の製品の特性や用途を考慮し、各国が独自の基準を策定する必要がある。
	• 設計・性能基準を設定するための共通要素を定める際に、以下の項目を規定することが有効である。
	  • 構造：軽量化、包装の簡素化、使用・寿命の延長、再使用が容易な部品の使用または部品の再使用、単一材料、分解・分別の容易性、回収・運搬の容易性、破砕・焼却の容易性。
	  • 材料：プラスチック以外の材料の代替、リサイクル容易な材料の使用、再生プラスチックの使用、バイオプラスチックの使用。

2．PartⅡ 5.a.製品設計、組成、性能
（4）各国コメント：いずれも不支持

- 取引障壁の導入は容認できない。[露]

国名等	コメント
ロシア	• 最終用途のプラスチック製品の設計の重要性は、リサイクル可能性の基準と、リサイクルプロセスを容易にするための製品構成の簡素化に直接関係している。取引障壁の導入は容認できない。

（5）各国コメント：新規提案

- 国別計画に基づき、かつ、自国の状況及び能力に基づいて、措置をとるべきである。[印]

国名等	コメント
インド	• 国別計画に基づき、かつ、自国の状況及び能力に基づいて、措置をとるべきである。

2．PartⅡ 5.b.リデュース・再使用・修理
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	いずれも不支持
• メキシコ • キューバ • グアテマラ • ウルグアイ （中南米） • パキスタン • フィリピン • 日本 （アジア） • PSIDS • AOSIS • アフリカ地域 • ケニア • 南アフリカ （アフリカ） • EU	• マレーシア • 韓国 • タイ • インドネシア （アジア） • ニュージーランド • ロシア • アフリカ地域 • ケニア • 南アフリカ • アルジェリア （アフリカ） • 米国 • イラン	（なし）

- 青マーカー：複数オプションを選択している国

2．PartⅡ 5.b.リデュース・再使用・修理
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）-1

- 目標や時間枠は、それぞれの国の特殊な状況や能力を考慮して、具体的に設定する。[グアテマラ、ウルグアイ]
- 再使用、詰め替えおよび／または修理の適性がより高い製品を優先して、そのようなスキームへのセクター別アプローチを検討することに価値がある。[AOSIS]
- リサイクルも対象とすべきである。[日]
- 各国がリユース率とリサイクル率の最低目標を設定し、対策を講じることを求める。削減率は問わない。[日]

国名等	コメント
グアテマラ	• 目標や時間枠は、それぞれの国の特殊な状況や能力を考慮して、具体的に設定されることが条件である。
ウルグアイ	• 時間枠を設定する必要がある。
フィリピン	• 附属書CパートIIで、削減と再利用に関する世界的または国家的な目標、ベースライン、時間枠が提案される場合には、さらなる見直しの権利を留保する。 • 詰め替えの場合は、製造工程の一部としての詰め替えに関する国や世界の政策を尊重する。
AOSIS	• バリューチェーンに沿った多数のプラスチック製品の再利用、詰め替え、修理について、どのように目標を策定できるかは不明である。STEPs（Scientific, Technical and Economic Panels）は、SIDSにおける実施のための具体的な勧告とともに、各国の状況と能力を考慮し、効果的な実施手段を含む、効果的な再利用、詰め替え、修理スキームのガイドラインを作成する任務を負う可能性がある。 • 再使用、詰め替えおよび／または修理の適性がより高い製品を優先して、そのようなスキームへのセクター別アプローチを検討することに価値があると考えている。
キューバ	• 各国の状況や能力、技術へのアクセスや発展途上国からの資金的資源の利用可能性に従う。
ケニア	• 製品の再使用、リサイクル、修理、改修に関する整合規格を発行する。
日本	• リサイクルと再利用の分野で意欲的な取り組みがなされるべきであり、リサイクルも対象とすべきである。 • オプション1に沿って、各国がリユース率とリサイクル率の最低目標を設定し、対策を講じることを求める。ただし、リユース・リサイクル率の向上は削減につながるため、削減率は問わない。 • リユース・リサイクルを推進するためには、流通・販売・消費といった川中段階での取り組みが重要であるため、川中段階での取り組みも含めるべきである。

2．PartⅡ 5.b.リデュース・再使用・修理
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）

- 各国独自の状況に合わせることが極めて重要である。[マレーシア、インドネシア]
- 修理と改修の必要性は、意図的なものにとどまらず、生産国から消費国への技術と技術能力の移転を必要とする。[マレーシア]
- 残念な代用品を避けるため、プラスチック使用全体の削減、再使用、詰め替え、修理システムは、プラスチックだけでなく、様々な材料でサポートされなければならない。[NZ]

国名等	コメント
マレーシア	• 国ごとに決められたアプローチを提唱する。特に食品と飲料水に関する安全上の懸念を考慮し、各国独自の状況に合わせることが極めて重要である。 • 修理と改修の必要性は、意図的なものにとどまらず、生産国から消費国への技術と技術能力の移転を必要とする。このような知識の交換がなければ、廃棄物を減らす努力は著しく妨げられる。製品を修理・再生するためのプロセスが特定の生産者、特に国の領域を超えた生産者に独占されたままであれば、これらの品目を修理することは困難となり、コストもかかる。
韓国	• ガイダンスが、必要な措置をとるための締約国の意思決定に情報を提供するために十分早く提供されることを希望する。 • 効果的な措置のリストについては、各締約国が各措置について独自の期限付き目標を設定できるようにしたい。
インドネシア	• プラスチックおよびプラスチック製品のリデュース、再使用、改修、修理に関しては、加盟国の多くがすでにこの問題を規制する国内政策を実施していると考えられる。調和プロセスが必要である。
ロシア	• 循環型経済では、「再利用可能なソリューション」と「修理可能な素材」の使用を通じて廃棄物の発生を減らすことが重要である。 • 拡大生産者責任制度がすでに実施されている国において、その国の仕様に配慮する。 • 目標や期限は、文書から除外されるべきである。
ニュージーランド	• 地域のインフラに関して、現実的で達成可能な目標を設定するためには、国としての柔軟性が必要である。 • 残念な代用品を避けるため、プラスチック使用全体の削減、再使用、詰め替え、修理システムは、プラスチックだけでなく、様々な材料でサポートされなければならない。

2．PartⅡ 5.b.リデュース・再使用・修理
（4）各国コメント：新規提案

- 各国の事情及び能力を考慮した上で、循環型アプローチを促進するための効果的な措置をとる。[印、GCC]

国名等	コメント
インド	• 国別計画に基づき、かつ自国の状況及び能力に基づく。
GCC	• 循環型アプローチの実施を通じて、関連性があり、かつ、各国の事情及び能力を考慮した上で、循環型アプローチを促進するための効果的な措置をとる。

2．PartⅡ 5.c.再生プラスチックの使用
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	いずれも不支持
• メキシコ • キューバ • ウルグアイ　（中南米） • 韓国 • AOSIS • EU	• ブラジル • グアテマラ　（中南米） • マレーシア • パキスタン • 韓国 • タイ • インドネシア • フィリピン • インド • 日本　（アジア） • アルジェリア • 米国	• PSIDS • ロシア

- 青マーカー：複数オプションを選択している国

2．PartⅡ 5.c.再生プラスチックの使用
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）

- セクター別のアプローチと、プラスチックの実質的なプラスチック含有量を保証するための認証スキームまたはメカニズムの開発の必要性を考慮する。[ウルグアイ]
- SIDSがリサイクルに参加し、リサイクル技術を利用できるようにするために、効果的で強固な実施手段を提供する。[AOSIS]

国名等	コメント
ウルグアイ	• セクター別のアプローチと、プラスチックの実質的なプラスチック含有量を保証するための認証スキームまたはメカニズムの開発の必要性を考慮する。
韓国	• 再生プラスチックを使用した製品の安全性と品質を確保するための技術的側面を考慮することが重要である。
AOSIS	• 「安全で環境に配慮した消費者使用後の再生プラスチック」の定義が必要である。 • 最低含有率の策定プロセスを決定する必要がある。 • SIDSがリサイクルに参加し、リサイクル技術を利用できるようにするためには、SIDSの島々や経済が小規模で遠隔地であることを考慮し、効果的で強固な実施手段を提供することが重要である。

2．PartⅡ 5.c.再生プラスチックの使用
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-1

- 各締約国が特定の優先製品におけるリサイクル可能なプラスチック含有量に関する独自の要件または目標を設定できるよう支援する。[マレーシア、日]
- 安全で環境的に持続可能な、消費者使用後の再生プラスチックの割合は、健康、食品、飲料、その他など、全カテゴリーで一律にすることはできないことを認識する。[グアテマラ、日]

国名等	コメント
タイ	• 特定の用途と製品カテゴリーにおける再生プラスチックの最低含有量の目標に留意する。 • 附属書CのパートIIIに含まれることを考慮するすべての要素は、各締約国が特定の優先製品におけるリサイクル可能なプラスチック含有量に関する独自の要件または目標を設定できるよう支援し、また、特に食品関連の用途について、セクターがこの目標を達成できるような適切な条件を整備するために確保されるべきである。
マレーシア	• 含有率の決定は各国独自の状況に合わせ、各国主導で行われなければならない。 • 附属書に記載される具体的なパーセンテージは、既存の国家目標に合わせ、最小消費者再資源化（MPCR）含有率を考慮すべきである。
インド	• 各国の必要性の評価、財源及び技術移転の動員を行う。
グアテマラ	• 安全で環境的に持続可能な、消費者使用後の再生プラスチックの割合は、健康、食品、飲料、その他など、すべてのカテゴリーで一律にすることはできないことを認識することが不可欠である。 • 個々の国や地域が一方的にパラメータやガイドラインを課すことは、国際的な商品交換を著しく損ない、食料安全保障問題を悪化させ、国連システムにとって非常に重要な問題である食品ロスを増大させる可能性がある。
日本	• 世界共通の要素を分野別に一律に設定するのではなく、また、各国の目標を設定する際の最低比率を一律に採用するのではなく、各国の実情に応じた意欲的な期限付き目標を設定し、適切な対策を講じるべきである。

2．PartⅡ 5.c.再生プラスチックの使用
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-2

- リサイクル製品の安全性を確保するために、プラスチックに含まれる化学物質の透明性を維持するための具体的な規制が必要である。[インドネシア]
- 消費者を保護するために、コストへの影響も考慮しなければならない。[フィリピン]

国名等	コメント
インドネシア	• リサイクル製品の安全性を確保するために、プラスチック含有化学物質の透明性を維持するための具体的な規制が必要である。
フィリピン	• 「リサイクル」に関する独立したセクションがない。 • 消費者使用後のリサイクル材の使用を支持するが、製品中の有害物質の存在に関するセーフガード、プラスチックのリサイクルまたはリサイクル材を使用した製品の製造を行う施設に対する許可制度の見直し、必要に応じて改造のための技術の利用可能性を必要とする。 • 消費者を保護するために、コストへの影響も考慮しなければならない。

2．PartⅡ 5.c.再生プラスチックの使用
（4）各国コメント：いずれも不支持

- 一律に再生材の最低含有率を設定することは、セクターによっては不適切であったり、機能性に影響を与えたり、毒性を増加させたりする可能性がある。[PSIDS]
- 二次リサイクル材料の適切な含有量は、関連技術の利用可能性や、製造製品に関する既存の基準を考慮し、国ごとに設定されるべきである。[露]

国名等	コメント
PSIDS	• 再生材の使用が製造された製品の形状や機能に影響を与えず、リサイクルプロセスを通じて製品の毒性を実質的に増加させないことを確保するために、潜在的な分野別の配慮が必要である。 • 一律に再生材の最低含有率を設定することは、セクターによっては不適切であったり、機能性に影響を与えたり、毒性を増加させたりする可能性がある。
ロシア	• 二次リサイクル材料の適切な含有量は、関連技術の利用可能性や、製造製品に関する既存の基準を考慮し、国ごとに設定されるべきである。

2．PartⅡ 5.c.再生プラスチックの使用
（5）各国コメント：新規提案

- 再生プラスチックの基準は世界的に調和させるべきである。[アフリカ、ケニア]
- ⇔各国の異なる発展レベルを十分に考慮し、各国が国ごとに決められた措置をとる。[中、GCC]
- プラスチックや再生プラスチックの用途は産業により異なり、それにより製品品質確保のための再生プラスチックの使用可否や配合率は異なるため、再生プラスチックの最低含有率の設定には慎重であるべきである。[中]

国名等	コメント
ケニア	• 再生プラスチックの基準を世界的に調和させるべきである（アフリカ地域を支持）。 • すべてのプラスチックは、特に長期間使用した後に再利用可能でリサイクル可能なものへと移行すべきである。
中国	• 各国の異なる発展レベルを十分に考慮すべきである。プラスチック循環を奨励・促進するために、各国が国ごとに決められた措置をとることを支持する。 • プラスチックと再生プラスチックの用途は産業によって大きく異なる。製品の品質を確保するため、製品によって再生プラスチックの使用可否や再生プラスチックの配合率は異なる。再生プラスチックの含有率を最低限に設定することは慎重であるべきであり、十分な評価を行うべきである。 • 各締約国は、プラスチックおよびプラスチック製品の再生プラスチック含有物の使用を改善するため、国ごとに定められた措置をとることを奨励する。
アフリカ地域	• 市場のすべてのプラスチックをリサイクル可能なものに移行するための時間枠を附属書に規定する。
GCC	• 自国の領域内で生産されるプラスチック製品及び自国の市場に導入されるプラスチック製品について、国の事情及び能力を考慮して適切な場合には、安全かつ環境に配慮した消費者使用後の再生プラスチックの含有量の最低割合を達成するために必要な措置をとる。 • 国情に基づき、必要な場合には、製品に使用されるプラスチックが、該当する場合には、安全で環境に配慮した再生プラスチック含有物によって補完されることを確保するための措置をとることを奨励する。
イラン	• 安全で環境に配慮したリサイクル品ではなく、安全ではなく環境に配慮していないリサイクル品をこのオプションの対象とすることを提案する。 • 本事項は本文書の目的を超えている。 • 上限の設定は受け入れられない。

2．PartⅡ 5.d.代替プラスチック・プラ製品
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	いずれも不支持
• メキシコ（中南米） • キューバ（中南米） • ニュージーランド • スイス • AOSIS • フィリピン • EU	• コスタリカ（中南米） • ブラジル（中南米） • マレーシア（アジア） • パキスタン（アジア） • 韓国（アジア） • タイ（アジア） • インド（アジア） • 日本（アジア） • アフリカ地域（アフリカ） • 南アフリカ（アフリカ） • アルジェリア（アフリカ） • 米国 • イラン	• PSIDS • ロシア • インドネシア • ウルグアイ

2．PartⅡ 5.d.代替プラスチック・プラ製品
（2）各国コメント：オプション1（安全・持続可能を確保）

- ライフサイクルの全段階において代替プラスチックの環境に配慮した性能を保証する認証メカニズムを確立する。[メキシコ]
- 「より良い」代替プラスチックを決定するための研究を奨励する。[フィリピン]

国名等	コメント
メキシコ	• ライフサイクルの全段階において代替プラスチックの環境に配慮した性能を保証する認証メカニズムを確立する必要がある。
キューバ	• 国の事情や能力も含める。
ニュージーランド	• 代替案の気候への影響と、廃棄物ヒエラルキーの最上位での行動にまず焦点を当てる必要性を認識する。 • 代替プラスチックの使用の指針となるような、附属書に規定された基準の使用に関するより強力な規定を希望する。 • 代替プラスチックの安全な使用を導く基準を含む第4の部分を附属書Cに追加する
スイス	• 食料安全保障に関して、潜在的な悪影響を回避する。
AOSIS	• 「代替プラスチックおよびプラスチック製品」と「安全で、環境に優しく、持続可能なもの」についてさらなる明確化が必要である。 • 現在の形では、製品が安全で、環境に配慮し、持続可能かどうかを一方的に決定する唯一の決定権は締約国にあると思われる。 • 世界的に調和された基準が必要である。
フィリピン	• 「より良い」代替プラスチックを決定するための研究を奨励する。 • 代替プラスチックとしての酸化分解物は、マイクロプラスチックになる危険性があるため、選択肢に含めない。

2．PartⅡ 5.d.代替プラスチック・プラ製品
（3）各国コメント：オプション2(開発と利用の推奨+安全・持続可能を確保)

- 特殊な堆肥化施設に頼ることなく、自然環境の中で分解される真の生分解性プラスチックを区別する明確なガイドラインが必要である。[マレーシア]
- 消費後の安全で環境に配慮した管理を（技術的または経済的に）妨げる可能性のある特性を特定するための共通の基準を適用する。[タイ]
- 代替プラスチックの開発が環境に優しく、持続可能であることを確認することが重要である。[韓、マレーシア]
- 安全で持続可能なプラスチック代替品の研究開発とその促進は奨励すべきである。[日]
- プラスチックの代替品には、バイオベースプラスチックや生分解性プラスチックを含めるべきである。[日]
- 規制措置や経済的措置は、各国の実情に応じた適切なものでなければならない。[日]

国名等	コメント
韓国	• バイオプラスチックや生分解性プラスチックのような代替プラスチックやプラスチック製品が、明確な環境上の利点をもって使用される場合の必要性を認める。定義の確立が不可欠である。 • 代替プラスチックの開発が環境に優しく、持続可能であることを確認することが重要である。
タイ	• プラスチックのライフサイクルのどの段階においても、人の健康や環境への悪影響を評価し、再利用可能性、修理可能性、リサイクル可能性、廃棄など、消費後の安全で環境に配慮した管理を（技術的または経済的に）妨げる可能性のある特性を特定する際には、同じ基準が適用されるべきである。
コスタリカ	• 規制措置と経済的手段は国別計画の中で定義されると考える。 • 技術革新と代替製品のためのキャパシティ・ビルディングと技術移転に言及する新しいパラグラフを含める。
マレーシア	• 安全で環境に優しく持続可能なプラスチックの明確な基準がない。 • 専用の堆肥化施設を必要とせず、自然環境で分解できる代替プラスチックを提唱すべきである。特殊な堆肥化施設に頼ることなく、自然環境の中で分解される真の生分解性プラスチックを区別する明確なガイドラインの必要性を強調する。 • 代替プラスチックが安全性と持続可能性に関する厳しい基準を満たすことを保証する。 • 安全性、環境健全性、持続可能性を包含する包括的な基準を採択するよう、理事会に求める追加条項を提案する。
日本	• 安全で持続可能なプラスチック代替品の研究開発とその促進は奨励すべきである。 • プラスチックの代替品には、バイオベースプラスチックや生分解性プラスチックを含めるべきである。 • 規制措置や経済的措置は、各国の実情に応じた適切なものでなければならない。

2．PartⅡ 5.d.代替プラスチック・プラ製品

（4）各国コメント：いずれも不支持

- 代替プラスチックは、その製品が必要不可欠であり、安全で持続可能であり、透明性があり、トレーサビリティがあることを保証するよう設計された適切な基準によって評価されるべきである。[PSDIS]
- 代替プラスチックもプラスチックであることに変わりはない。また、バイオベースプラスチックの中には生分解性がなく、従来のプラスチックと同じ問題を抱えるものもある。[ウルグアイ]

国名等	コメント
PSIDS	• 代替プラスチックは、その製品が必要不可欠であり、安全で持続可能であり、透明性があり、トレーサビリティがあることを保証するよう設計された適切な基準によって評価されるべきである。 • 代替プラスチックが環境、経済、社会、人の健康に与える影響を検討する際に、「文化的影響」を含める
ロシア	• 現行の代替プラスチックの定義は、代替プラスチックの環境への悪影響が少ないことが科学的に証明されていないため、容認できない。 • 生分解性プラスチックはマイクロプラスチックの発生源であるため、プラスチックの代替品にはなり得ない。
ウルグアイ	• 代替プラスチックもプラスチックであることに変わりはない。(英国を支持) • バイオベースプラスチックの中には生分解性がなく、従来のプラスチックと同じ問題を抱えるものもある。（EUを支持） • 各代替案が人の健康と環境に及ぼす影響について、独立したライフサイクル分析に基づく評価を実施することが必要である。

（5）各国コメント：新規提案

- 「6.非プラスチック代替品」と統合する。[英、タイ]
- プラスチック製品と比べてより安全で、環境に優しく、持続可能であることを確保する。

国名等	コメント
英国	• 6非プラスチック代替品、と統合する。
タイ	• 6非プラスチック代替品、と統合する。（英国と協調）
GCC	• 代替プラスチックおよびプラスチック製品が、食糧および水の安全保障を含む、環境、経済、社会および人間の健康に対する潜在的な悪影響を考慮する。（※オプション1のスイスと類似） • プラスチック製品と比べてより安全で、環境に優しく、持続可能であることを確保する。（※オプション2の韓国、マレーシア、タイと類似）

2．PartⅡ 6.非プラスチックへの代替
（１）支持国の状況

全体として支持	一部パラグラフのみ支持	全体的に修正/新規提案	不支持
• パキスタン（アジア） • フィリピン（アジア） • マレーシア（アジア） • 韓国（アジア） • 日本（アジア） • アルジェリア（中南米） • ウルグアイ（中南米） • パナマ（中南米） • メキシコ（中南米） • グアテマラ • PSIDS	• ブラジル（中南米） • コスタリカ（中南米） • ニュージーランド • イラン • EU • ケニア	• インド • 米国 • AOSIS • キューバ • GCC	• ロシア

2．PartⅡ 6.非プラスチックへの代替
（2）各国コメント：全体的に支持 -1

- 零細中小企業（MSMEs）、製品品質評価、財政的・非財政的インセンティブ制度、食料安全保障に影響を及ぼす可能性のある競合用途へのセーフガード、インフラクレジット、固有・内発的技術・設備の開発支援など、貿易・産業開発に関連する政策の方向性を考慮すべきである。[フィリピン]
- 非プラスチック代替品の奨励と促進は、ライフサイクルを考慮した明確な科学的根拠に基づくべきである。[韓、メキシコ、ウルグアイ]

国名等	コメント
フィリピン	• 零細中小企業（MSMEs）、製品品質評価、財政的・非財政的インセンティブ制度、食料安全保障に影響を及ぼす可能性のある競合用途へのセーフガード、インフラクレジット、固有・内発的技術・設備の開発支援など、貿易・産業開発に関連する政策の方向性を考慮すべきである。 • 天然ポリマーについても同様に検討すべきである。
マレーシア	• 非プラスチック代替品の安全性、環境的実行可能性、持続可能性を包含する総合的な基準の採用を伴う、追加規定を設ける。
韓国	• 非プラスチック代替品の奨励と促進は、ライフサイクルを考慮した明確な科学的根拠に基づくべきである。
ウルグアイ	• 新たな代替品の開発と、それらが人の健康と環境に与える影響を調査するためのライフサイクル分析を、この義務に反映させる。
メキシコ	• 代替戦略をライフサイクル全体で真に持続可能なものとするために代替品評価のための明確な技術的基準を設けるべきである。
グアテマラ	• 各国、特に発展途上国の能力と状況に応じて、その安全性と実行可能性を実証することが不可欠であり、したがって、各国によって検証されなければならない。 • 大学や研究センターがあらゆる形態のプラスチックに代わる新技術を開発できるよう、資金配分を優先することが極めて重要である。
PSIDS	• 伝統的知識、先住民の知識、地域の知識体系の役割を考慮することを追加する。 • プラスチックの代替品となりうるものの安全性と持続可能性、および代替品としての適性について、人の健康と環境への潜在的影響、廃棄物ヒエラルキー、「リデュース、リユース、リサイクル」アプローチを考慮した評価プロセスの確立に関する規定を追加する。

2．PartⅡ 6.非プラスチックへの代替
（2）各国コメント：全体的に支持 -2

- 安全で持続可能な非プラスチック代替品の研究開発と使用は奨励・促進されるべきである。[日]
- 規制措置や経済的措置は、各国の実情に応じて適切に講じられるべきである。[日]

国名等	コメント
日本	• 安全で持続可能な非プラスチック代替品の研究開発と使用は奨励・促進されるべきである。 • 規制措置や経済的措置は、各国の実情に応じて適切に講じられるべきである。

2．PartⅡ 6.非プラスチックへの代替
（3）各国コメント：パラグラフ1

- 各加盟国の能力に応じて、安全で環境にやさしく、持続可能な非プラスチックの代替品に焦点を当てることを考慮する。[コスタリカ]
- 代替案も気候に影響を与えることに留意する。[NZ]

国名等	コメント
コスタリカ	• 締約国がイノベーションを促進し、可能であれば各加盟国の能力に応じて、安全で環境にやさしく、持続可能な非プラスチックの代替品に焦点を当てることを考慮する。
ニュージーランド	• プラスチックの使用削減を目指す措置と関連性があり、補完的なものであると考える。 • プラスチック使用量削減のための廃棄物ヒエラルキーアプローチをよりよく反映するため、この規定で削減と再利用の役割を認めることを望む。 • 全ての代替案は気候に影響を与えることに留意し、このことを規定で認識することを望む。

2．PartⅡ 6.非プラスチックへの代替
（4）各国コメント：新規提案/全体的に修正

- 入手可能な最善の科学、伝統的知識、先住民の知識、地域の知識体系に基づき、安全で、入手しやすく、効率的で、経済的に実現可能で、環境にやさしく、持続可能な代替品の調達を含め、研究、開発、イノベーションを促進するための条項が含まれていなければならない。[AOSIS]
- 非プラスチック代替品が、食料と水の安全保障、土地の損失など、環境、経済、社会、人間の健康に影響を与える可能性を考慮する。[GCC]

国名等	コメント
インド	• 理事会により設立された資金メカニズムは、安全で環境に優しく、持続可能な非プラスチックポリマーの大規模な導入と利用を促進するため、途上国締約国への技術移転を確保する。
米国	• 予期せぬ結果とトレードオフを考慮する。 • 安全かつ持続可能な非プラスチック代替品の開発及び使用を評価するための措置を講じる。 • 持続可能な製品又は包装に関する自主的な認証制度を確立又は強化するための取組みを促進する。 • 規制および経済的手段、公共調達、インセンティブを使用することを奨励する。
AOSIS	• 入手可能な最善の科学、伝統的知識、先住民の知識、地域の知識体系に基づき、安全で、入手しやすく、効率的で、経済的に実現可能で、環境にやさしく、持続可能な代替品の調達を含め、研究、開発、イノベーションを促進するための条項が含まれていなければならない。 • 決定プロセスや基準が必要である。
GCC	• 非プラスチック代替品が、食料と水の安全保障、土地の損失など、環境、経済、社会、人間の健康に影響を与える可能性を考慮する。 • 安全で、環境に優しく、持続可能であることを確保する。 • 完全なライフサイクル分析に基づく。

2．PartⅡ 6.非プラスチックへの代替
（5）各国コメント：不支持

- 代替素材の開発義務を各国に課すのは時期尚早である。[露]

国名等	コメント
ロシア	• 代替素材はより小さな範囲の機能特性で特徴付けることができ、その使用は類似または新たな環境リスクをもたらす可能性があることを念頭に置き、代替素材の開発義務を各国に課すのは時期尚早である。 • プラスチック汚染に取り組むための重要な解決策として、廃棄物管理システムの改善を強調する。

（6）各国コメント：その他

- 「5d.代替プラスチックとプラスチック製品」と「6.非プラスチックへの代替」を統合する。[英、タイ]

国名等	コメント
英国	• 「5d.代替プラスチックとプラスチック製品」と「6.非プラスチックへの代替」を統合する。
タイ	• 「5d.代替プラスチックとプラスチック製品」と「6.非プラスチックへの代替」を統合する。 • プラスチックのライフサイクルのどの段階においても、人の健康や環境への悪影響を評価し、再利用可能性、修理可能性、リサイクル可能性、廃棄など、消費後の安全で環境的に健全な管理を（技術的または経済的に）妨げる可能性のある特性を特定する際には、同じ基準が適用されるべきである。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（1）各オプション支持国の状況

オプション1	オプション2	いずれも不支持
• ニュージーランド • アフリカ地域 • アルジェリア • カメルーン • ケニア • チュニジア • ウガンダ • モロッコ（アフリカ） • モーリシャス • AOSIS • インドネシア • パナマ • ノルウェー • EU	• ニュージーランド • エジプト • パキスタン • 中国 • インド • タイ • バングラディッシュ • マレーシア • 韓国 • 日本（アジア） • 米国 • グアテマラ（中南米） • ウルグアイ	• ロシア • GCC（湾岸協力理事会）

- 青マーカー：複数オプションを選択している国

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律運用）-1

- 強制的・義務的なEPR制度を適用する。[アフリカ、ウガンダ、ケニア]
- 汚染者負担の原則をプラスチック条約の中核に据えるべきである。[ノルウェー、モロッコ、モーリシャス、パナマ]
- これらの規定に生産者と輸入者の両方を含めることが不可欠である。[パナマ]

国名等	コメント
アフリカ地域	• 強制的なEPR制度を適用する。
カメルーン	• EPRを義務付けることで、加盟国は現地の規制を尊重するようになり、リサイクル性の向上が促され、リサイクル率の向上が促進され、生産者や輸入業者、消費者の説明責任が強化される。
ウガンダ	• 適切に設計された義務的な国のEPR制度が、プラスチック汚染から人々の健康と環境を守るために不可欠な、持続可能性と循環経済を推進する効果的なツールになる。
モロッコ	• 汚染者負担原則の下では、EPRは条約実施に必要な資金を調達する補完的な手段として機能する重要な手段である。 • 各国が汚染者負担原則を実施するための適切な政策戦略は、各国の状況によって異なる可能性があることを認識した上で、EPR制度を立ち上げ、改善する義務を各国に課すべきである。
モーリシャス	• 汚染者負担原則の重要性を強調すべきである。 • 義務的なEPRメカニズムが、SIDSに対する特別な柔軟性をもって、締約国の国情と能力を考慮に入れることを提唱する。
ノルウェー	• 汚染者負担原則をプラスチック条約の中核に据えるべきである。EPRは、この原則の実施を確保するためのいくつかの措置の一つである。
パナマ	• 輸送や食品包装などの目的で単回使用プラスチックの生産に関与している企業に焦点を当てる。「汚染者負担」原則を適用する。 • 市場の安定を維持し、貿易義務を遵守するためには、これらの規定に生産者と輸入者の両方を含めることが不可欠である。
ケニア	• 「義務的EPR（Mandatory EPR）」という用語を追加する。自主的な制度は、EPR責任が有志連合にのみ広がるため、効果的ではない。EPRの義務化により、フリーライダーを排除することが可能になる。プラスチックのEPR制度はすべて義務化されるべきである。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律運用）-2

- 附属書Dに、プラスチック製品および製品グループのリストを含めるべきである。[チュニジア]
- 有害化学物質を含むプラスチックが使用されないことを保証すべきである。[チュニジア]
- EPRでは、国際的に取引される製品に特に対応することが重要である。[チュニジア]
- 多国籍企業や多国籍企業のプラスチックのバリューチェーンは、地理的境界や地域を超えている。プラスチックのマテリアル・ループを、生産・流通の物理的・地理的な場所を超えて完全に閉じることが不可欠である。[ケニア]

国名等	コメント
チュニジア	• プラスチック製品および製品グループ（プラスチック包装、漁具や農業用プラスチックのような海洋・水生・陸上環境で使用されるセクター固有のプラスチック製品など）のリストを、特定のタイムラインとともに附属書Dに含めるべきである。 • 段階的廃止と透明性義務を通じて、有害化学物質を含むプラスチックが使用されないことを保証すべきである。 • プラスチック条約の下でのEPRは、国際的に取引される製品に特に対応することが重要である。
パナマ	• 世界的な EPR モデルを機能させるためには、共通の原則に基づき、EPR システムを確立し運用するための附属書Dの様式を構成することが重要である。
ケニア	• 多国籍企業や多国籍企業のプラスチックのバリューチェーンは、地理的境界や地域を超えている。 • プラスチックのマテリアル・ループを、生産・流通の物理的・地理的な場所を超えて完全に閉じることが不可欠である。 • スケールメリットを利用した地域ベースのEPRの運用を規定する必要がある。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律運用）-3

- 国家情勢が実施戦略を左右する可能性がある。国内の循環政策と国内法に基づいて設計されるべきである。[ウガンダ、モロッコ]
- EPR制度は柔軟で、目的に適合し、国レベルで評価され、修正されるべきである。[ノルウェー]
- EPR適用の実際のモデルまたはメカニズムを規定できるガイドラインを作成する。[パナマ]

国名等	コメント
ウガンダ	• EPRシステムが機能するために、国内の循環政策と国内法に基づいて設計されるべきである。
モロッコ	• 他の締約国との協力も含め、国家情勢が実施戦略を左右する可能性がある。
ノルウェー	• EPR制度の実施が成功するかどうかは、締約国によって異なる社会的、文化的、経済的状況を考慮に入れるかどうかにかかっていることに留意することが重要である。したがって、EPR制度は柔軟で、目的に適合し、国レベルで評価され、修正されるべきである。
パナマ	• 各国の枠組みにおける適切な適用を奨励または支援するために、EPR適用の実際のモデルまたはメカニズムを規定できるガイドラインを作成することは可能である。
ケニア	• EPR スキームは、プラスチックのバリューチェーンを完全に閉鎖し、引取りスキームを通じて生産者、流通業者、消費者間の責任メカニズムで製造過程を追跡できることを保証する。 • 多国籍企業や多国籍企業のプラスチックのバリューチェーンは、地理的境界や地域を超えている。 • プラスチックのマテリアル・ループを、生産・流通の物理的・地理的な場所を超えて完全に閉じることが不可欠である。
インドネシア	• 主権的権利、加盟国の能力、能力を考慮すべきであり、CBDRの実施も考慮すべきである。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律運用）-4

- EPRメカニズムは、民間部門が説明責任を負い、十分な配慮を受け、安全な循環を確保するための資金調達メカニズムを支援することを保証する。[モーリシャス、ノルウェー]
- 廃棄物管理の負担とコストを公的機関から生産者にシフトする必要がある。[ノルウェー]
- 各国がセクター別のアプローチを取ったり、特定の種類のプラスチックやプラスチック製品を優先してこのEPR規定に含めることができるよう、適切な柔軟性を提供する。[NZ]

国名等	コメント
モーリシャス	• EPRメカニズムは、民間部門が説明責任を負い、十分な配慮を受け、安全な循環を確保するための資金調達メカニズムを支援することを保証する。
ノルウェー	• 廃棄物管理の負担とコストを公的機関から生産者にシフトする必要がある。EPRは、民間部門に責任を負わせ、安定した予測可能な資金源を確保するための方法である。 • EPR制度は、単純な組織システムにも複雑な組織システムにもなり得るものであり、生産者負担と廃棄物防止は、様々なEPRセットアップで達成できると考える。 • 附属書で提案される様式は、セクター別および／または製品別に実施されるべきである。 • 段階的アプローチを支持し、包装に関する EPR の様式を優先すべきである。
ニュージーランド	• 各国がセクター別のアプローチを取ったり、特定の種類のプラスチックやプラスチック製品を優先してこのEPR規定に含めることができるよう、適切な柔軟性を提供する。
AOSIS	• 将来の協定の他の必須要素から切り離すことができないため、分野横断的なものとも考えられる。
インドネシア	• EPR制度の対象範囲を拡大し、リサイクルの仕組みに焦点を当てるだけでなく、プラスチック製品の再利用性、詰め替え能力、修理能力、再生能力も含める。 • プラスチック製品の設計と性能も要素の一つとして含めるべきである。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（3）各国コメント：オプション2（各国推奨）-1

- 市場の状況、国の能力、状況を考慮し、特定の地域／国に最も適したEPR手段を選択すべきである。[中、日]
- 「生産者」の明確な定義をゼロドラフトに盛り込み、共通の理解を生み出し、誰が定義の範囲に入るかを各国が決定できるようにすべきである。[マレーシア]
- EPR制度は、プラスチック汚染を終わらせるための川下における重要な措置である。[韓、ウルグアイ]

国名等	コメント
中国	• 市場の状況、国の能力、状況を考慮し、特定の地域／国に最も適したEPR手段を選択すべきである。 • EPRの対象となるもの、および生産者をどのように定義するかを含むEPRの実施方法については、国が完全に管理することができる。
マレーシア	• 「生産者」の明確な定義をゼロドラフトに盛り込み、共通の理解を生み出し、誰が定義の範囲に入るかを各国が決定できるようにすべきである。
韓国	• EPR制度は、プラスチック汚染を終わらせるための川下における重要な措置である。 • この制度を通じて様式を提供することは、各締約国がそれぞれの状況に最も適した EPR 制度を確立する助けとなる。
ウルグアイ	• プラスチック廃棄物の安全で環境に配慮した管理を達成し、再利用、修理、詰め替え、リサイクルといった異なる価値化の選択肢を持ち得る、廃棄物となった後のプラスチック製品の回収増加を奨励するための、下流における重要な手段のひとつである。
日本	• EPRの概念と各国におけるEPRの適用は、統一された原則に基づいてはならない。プラスチックの流通状況が国によって異なることを考慮し、より多くの国の参加を促すためには、ある程度の柔軟性が必要である。 • バーゼル条約が定めたプラスチック廃棄物に関する技術指針のEPRが参考になる。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（3）各国コメント：オプション2（各国推奨）-2

- EPR、あるいは同様の制度は、リサイクル率を高め、リサイクルへのアクセスを向上させ、プラスチック廃棄物から失われた経済的価値を回収する。[マレーシア]
- 製品価格を引き上げかねないグローバルな課税によって国内の消費者や生産者に損害を与えないよう、新興国への配慮が不可欠である。[グアテマラ]
- 対象は生産者のみとして、輸入者は含まない。[米]
- EPR 制度が正当な移行をどのように支援しうるかを考慮する。[米]

国名等	コメント
マレーシア	• EPRまたは類似の制度（EPRと同様の目的と効果を持つ他の制度）が、プラスチックの循環性を加速し、ライフサイクル全体を通じて、また国際的なサプライチェーンを通じて、プラスチック製品の安全で環境に配慮した管理を促進しうる。 • EPR、あるいは同様の制度は、リサイクル率を高め、リサイクルへのアクセスを向上させ、プラスチック廃棄物から失われた経済的価値を回収する。 • リサイクル率を向上させることができることが証明されている既存の国や地域のイニシアティブを弱体化させるべきでなく、循環を加速させるために活用すべきである。
グアテマラ	• 製品価格を引き上げかねないグローバルな課税によって国内の消費者や生産者に損害を与えないよう、新興国への配慮が不可欠である。 • リサイクルの完了を保証することなく、第三国への責任転嫁とならないよう、セーフガードを設けることが不可欠である。
米国	• 対象は生産者のみとして、輸入者は含まない。 • EPR 制度が正当な移行をどのように支援しうるかを考慮する。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（3）各国コメント：オプション2（各国推奨）-3

- EPRは廃棄物管理を強化する手段の一つであることを考慮する。そのため、「9.廃棄物管理」に入れることを推奨する。[中]
- 長期的な運営と実施のための持続可能な資金調達メカニズムは極めて重要であり、特に発展途上国にとっては課題である。[マレーシア]
- スキームの開発と持続を助けることができる潜在的な民間資金を効果的に動員するため、検証可能で、説明可能で、追跡可能な、クレジティング・メカニズムや成果ベースの資金調達などの革新的な資金調達ソリューションについて、オープンな議論と審議を奨励する。[マレーシア]

国名等	コメント
中国	• EPRは廃棄物管理を強化する手段の一つであることを考慮し、個別条文ではなく、全体として「9.廃棄物管理」に入れることを推奨する。
マレーシア	• このような制度の長期的な運営と実施のための持続可能な資金調達メカニズムは極めて重要であり、特に発展途上国にとっては課題である。 • スキームの開発と持続を助けることができる潜在的な民間資金を効果的に動員するため、とりわけ、検証可能で、説明可能で、追跡可能な、クレジティング・メカニズムや成果ベースの資金調達などの革新的な資金調達ソリューションについて、オープンな議論と審議を奨励したい。
グアテマラ	• 関税の賦課が強制されない各国の法律に従う。
ウルグアイ	• 民間部門の説明責任を確保し、システム変革の資金調達を支援し、革新的で安定した予測可能な資金源を確保するために、締約国が追求できるオプションである。

2．PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）
（4）各国コメント：新規提案

- 他の国際的な法的拘束力のある文書との重複を避ける。[露]
- 国の状況や能力に基づいて、財政的および／または非財政的な拡大生産者責任（EPR）制度を確立し、運用することを検討するよう奨励する。[イラン、露]

国名等	コメント
ロシア	• 既存の EPR の仕組みを変更することを目的とした要件や勧告は、条文から削除する。 • 拡大生産者責任（EPR）制度をまだ持っていない締約国は、適切な場合、自国の状況と能力に基づき、財政的および／または非財政的 EPR 制度の確立と運用を検討するよう奨励される。これには、関連する場合、リサイクル性の向上にインセンティブを与え、より高いリサイクル率を支援し、プラスチック製品の安全で環境に配慮した健全な管理に対する生産者と輸入者の説明責任を強化し、一般の認識を高めることも含まれる。 • 他の国際的な法的拘束力のある文書との重複を避ける。
イラン	• 国の状況や能力に基づいて、財政的および／または非財政的な拡大生産者責任（EPR）制度を確立し、運用することを検討するよう奨励する。

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（1）各オプション支持国の状況

全体的に支持	一部パラグラフ修正	全体的な修正/新規提案
• EU • インドネシア • モーリシャス • チュニジア • ウルグアイ	• ニュージーランド • スイス • ジャマイカ（中南米） • アンティグア・バーブーダ（中南米） • パキスタン	• マレーシア（アジア） • インド（アジア） • タイ（アジア） • 中国（アジア） • 日本（アジア） • キューバ（中南米） • パナマ（中南米） • アフリカ地域（アフリカ） • アルジェリア（アフリカ） • カメルーン（アフリカ） • ケニア（アフリカ） • GCC（湾岸協力理事会）（中東） • イラン（中東） • トルコ（中東） • 米国 • 英国 • AOSIS • PSIDS • ツバル

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（2）各国コメント：全体的に支持

- 懸念のある有害物質、化学物質、ポリマーに、より重点を置きたい。[インドネシア]
- 廃棄物管理実施中のプラスチックの排出と放出の防止と排除の重要性を強調する。 [インドネシア]
- 先進国から途上国への知識の共有と技術移転の約束を通じて、科学技術革新の推進を奨励する。[インドネシア]

国名等	コメント
インドネシア	• 対象となる排出と放出の主な対象は、プラスチック製品の製造の初期段階から環境に大きな課題をもたらす特定の項目が中心であるため、懸念のある有害物質、化学物質、ポリマーに、より重点を置きたい。 • 各加盟国の異なる課題と能力を考慮し、適宜、生産、保管、取り扱い、輸送からのプラスチックペレット、フレーク、粉末の排出と排出物の防止と除去を奨励する。 • 廃棄物管理実施中のプラスチックの排出と放出の防止と排除の重要性を強調することも極めて重要である。 • 特に加盟国間の協力強化、誠意と共通理解に基づく先進国から途上国への知識の共有と技術移転の約束を通じて、科学技術革新の推進を奨励する。
ウルグアイ	• 有害物質や化学物質の排出・放出にさらされる地域社会など、人権に配慮したアプローチを持つ無防備な状況にある人々のための措置で補完したい。 • 是正措置や補償措置も含める必要がある。

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（3）各国コメント：パラグラフ1

- プラスチック製造のための原料採取に起因する排出と放出の防止と排除を含める。[NZ]
- 対象に化学汚染物質を含める。[スイス]
- 有害物質の範囲を明確に定義すべきである。[ジャマイカ]

国名等	コメント
ニュージーランド	• プラスチック製造のための原料採取に起因する排出と放出の防止と排除を含めることを希望する。
スイス	• 対象に化学汚染物質を含める。 • 保護の対象は環境だけではなく、人健康も含める。
ジャマイカ	• 有害物質の範囲を明確に定義すべきである。 • 船舶からの海洋ごみに対処する IMO の戦略が進行中であることを指摘する。

（4）各国コメント：パラグラフ2

- 空間的・時間的分析のために必要なデータを提供する手段として、環境モニタリングを含めることを支持する。[アンティグア・バーブーダ]

国名等	コメント
アンティグア・バーブーダ	• 専門家グループまたは補助機関による空間的・時間的分析のために必要なデータを提供する手段として、環境モニタリングを含めることを支持する。 • カルタヘナ条約、ロンドン条約、OSPAR条約など、他の協定に規定されている条項を十分に考慮すべきである。 • 意図的でないマイクロプラスチックという概念は、ゼロドラフトでは用語として認識されていない。

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（5）各国コメント：全体修正-1

- 既存の枠組みですでに十分に規制されているものについては重複を避ける（UNFCC：排出に関連するパラメータと規制措置、POPs：化学物質）。[マレーシア、パナマ]
- 自国の国内計画に従い、国の状況及び能力並びに関連する国の環境規制に基づいて、必要な手段を講じるべきである。[印、米、キューバ]
- 民間部門が強固な管理対策を包含できるような国家的能力を考慮する。[カメルーン、パナマ]
- 適切な環境規制制度を組織し、許容される環境影響を管理する制度が存在しない場合には、それを確立するよう各国に勧告する規定を追加する。[露]

国名等	コメント
マレーシア	• 排出に関連するパラメータと規制措置は、UNFCCC などの既存の枠組みですでに十分に規制されているため、この条項から排出を削除する。すでに確立されている他の多国間環境協定（MEAs）の管轄権を侵す範囲を避けることができる。
インド	• 自国の国内計画に従い、国の状況及び能力並びに関連する国の環境規制に基づいて、マイクロプラスチックを含むプラスチックのライフサイクル全体にわたる環境への排出及び放出を規制するため、必要な手段を講じるべきである。
米国	• プラスチック汚染に関連する、またはプラスチック汚染によって引き起こされる、環境に対する悪影響または人の健康に対する潜在的なリスクに対処するため、脆弱な状況にある者に対する不釣り合いな影響を考慮しつつ、自国の国内管轄内で、適宜、国内法、規制または政策を採択し、維持するよう努めるべきである。 • 規定に従って採択または維持する国内法、規制または政策を実施し、執行するよう努めるべきである。
カメルーン	• 民間部門が強固な管理対策を包含できるような国家的能力を考慮する。
キューバ	• 発展途上国の国情と能力に従って措置を講じる。
パナマ	• 他の条約、特に物質や化学物質を扱うストックホルム条約との重複を避ける。 • 国家レベルでの効果的な排出削減を確保するためには、生産、保管、取り扱い、輸送に関連するプロセスの監視に民間部門が積極的に関与することが不可欠である。
ロシア	• 適切な環境規制制度を組織し、許容される環境影響を管理する制度が存在しない場合には、それを確立するよう各国に勧告する規定を追加する。

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（5）各国コメント：全体修正-2

- 放出対象は、プラスチックとプラスチック製品のみとする（ポリマー、プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマーは対象に含めない）。[イラン]
- ⇔マイクロプラスチックは、意図しないもののみを対象とする[ケニア]、モノマーも対象に含める[パナマ]。
- 対象を海洋環境のみに限定せず、より広範な環境やその他の環境媒体も含めるべきである。[パナマ、アフリカ]
- プラスチック汚染には国境を越える性質があることから、排出や放出が行き着く先のリストに海洋環境への言及を加える。[PSIDS]

国名等	コメント
イラン	• ポリマー、プラスチックポリマー、懸念のある化学物質・ポリマーは対象に含めない。放出対象は、プラスチックとプラスチック製品のみとする。
AOSIS	• 附属書内でどのような排出源が考えられるのか、また、国際機関の既存の枠組みがこれに効果的に対処し、意図した結果を達成できるとすればどのような方法なのか、現在のところ不明確である。
PSIDS	• プラスチック汚染には国境を越える性質があることから、排出や放出が行き着く先のリストに海洋環境への言及を加える。
アフリカ地域	• より広範な環境やその他の環境媒体も含めるべきである。
ケニア	• マイクロプラスチックは、意図しないもののみを対象とする。
パナマ	• 特定の化学物質の将来的なリストを、今後の附属書を通じてこの文書に組み込むことを提案する。 • モノマーも対象に含める。 • 海洋環境だけに限定する正当な理由はない。
GCC	• マイクロプラスチック廃棄物を含む、プラスチック製品及び製品廃棄物の環境への漏出と放出を管理し、排除すべきである。

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（5）各国コメント：全体修正-3

- 国際的に合意された規則、基準、推奨される慣行および手順を考慮し、プラスチックで構成された漁具が海洋環境に放棄、紛失、または廃棄されることを防止するための措置を講じる。[米、英]
- ガイダンスの適応には、この問題に関するガイドラインを作成するための十分な経験が必要である。[トルコ]

国名等	コメント
米国	• 国際的に合意された規則、基準、推奨される慣行および手順を考慮し、プラスチックで構成された漁具が海洋環境に放棄、紛失、または廃棄されることを防止するための措置を講じる。
トルコ	• ガイダンスの適応には、この問題に関するガイドラインを作成するための十分な経験が必要であることを考慮すべきである。
英国	• 国際的に合意された規則、基準及び推奨される慣行及び手順を考慮に入れながら、放棄、紛失又はその他の方法で廃棄された漁具及び養殖具を防止、削減及び排除し、循環を促進するために、漁具及び養殖具のライフサイクル全体にわたって協力し、効果的な措置を講じる。

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（5）各国コメント：全体修正-4

- ペレット、フレーク、粉末の形で、プラスチックの生産、輸送、リサイクルの過程から大気、土壌、水、生態系への樹脂の損失を緩和するために、クリーンスイープ作戦（OCS）や封じ込めシステムのような既存のプログラムを活用すべきである。[マレーシア]
- 主要な排出・放出源を特定し、セクター別のBAT/BEPを策定し、プラスチック廃棄物の排出・放出を制御するための技術開発を強化する。[中]
- 海洋環境への影響を考慮し、SIDSの特別な状況を考慮に入れる。[PSIDS]

国名等	コメント
マレーシア	• プラスチックのライフサイクル全体を通しての排出を緩和することに焦点を当て、ペレット、フレーク、粉末の形で、プラスチックの生産、輸送、リサイクルの過程から大気、土壌、水、生態系への樹脂の損失を緩和するために、クリーンスイープ作戦（OCS）や封じ込めシステムのような既存のプログラムを活用すべきである。
中国	• 主要な排出・放出源を特定し、セクター別のBAT/BEPを策定し、プラスチック廃棄物の排出・放出を制御するための技術開発を強化する。
トルコ	• 直接的な禁止ではなく、プラスチックによる汚染の防止に努め、代替素材を利用する方法を模索する方が、より合理的かつ効率的である。
PSIDS	• マイクロプラスチックの海洋環境への放出を防止し、捕捉するための科学的・技術的イノベーションの促進を支持する。 • 排出と放出を防止し、排除する義務には、適切な実施手段が必要であることを念頭に置いており、この点において、海洋環境への影響を考慮し、SIDSの特別な状況を考慮に入れることを提案する。
ロシア	• バージンポリマーの問題は、UNEA決議5/14が規定する範囲と矛盾する。 • 廃棄物のリサイクルを目的とした効果的な廃棄物管理に関する規定をこの条文に反映する。廃棄物の意図的・非意図的な環境への放出を削減することが重要である。 • 許容される環境影響の規制と標準化に関しては、多くの国で確立されている標準化システムを考慮する。

2．PartⅡ 8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出
（5）各国コメント：全体修正-5

- 主要な排出・放出シナリオ、物質、経路を明確に特定することが必要であり、プラスチックの排出・放出をなくすための期日を設定するためには、まだ科学的な研究が必要である。[中]
- 排出量の把握（調査・推計）を含む汚染状況の把握に基づき、対応すべき内容を検討する。[日]
- マイクロプラスチックの非意図的放出の規制について技術的にどこまで実現可能なのかを検討することも重要である。[日]
- 人体や環境への悪影響に応じて、各国の実情に応じた適切な対策を講じる選択肢を提供すべきである。[日]

国名等	コメント
中国	• 主要な排出・放出シナリオ、物質、経路を明確に特定する。 • プラスチックの排出・放出をなくすための期日を設定するためには、まだ科学的な研究が必要である。
日本	• 包括的な義務に加え、排出源やセクターの分類をライフサイクルを通じて各国に共通するものとしてある程度整理し、排出量の把握（調査・推計）を含む汚染状況の把握に基づき、対応すべき内容を検討することが求められている。 • モニタリング等を通じて環境中へのプラスチック排出の実態に関する科学的知見を継続的に蓄積することが必要である。 • マイクロプラスチックの非意図的放出の規制について技術的にどこまで実現可能なのかを検討することも重要である。特に、タイヤ摩耗、繊維くず、塗料などの素材に使用されるプラスチックをゼロにしない限り、使用過程におけるマイクロプラスチックの意図しない放出を完全に回避することは技術的に不可能であり、その前提で可能な限りの放出抑制策を実施することが重要である。 • 排出源ごとに一律の対策とその期間を定めるだけでなく、人体や環境への悪影響に応じて、各国の実情に応じた適切な対策を講じる選択肢を提供すべきと考える。 • 附属書Eで特定される排出源については、対応が必要なセクターを議論した上で決定し、4項の国際機関による既存のガイドラインとの重複を避けつつ、適切に策定すべきである。

2．PartⅡ 9.a.廃棄物管理
（1）各オプション支持国の状況

いずれも支持	オプション1	オプション2
• イラン	• 中国（アジア） • タイ（アジア） • インドネシア（アジア） • アンティグア・バーブーダ（中南米） • キューバ（中南米） • ジャマイカ（中南米） • コスタリカ（中南米） • パナマ（中南米） • ウルグアイ（中南米） • PSIDS • AOSIS • アフリカ地域（アフリカ） • ケニア（アフリカ） • EU	• インド（アジア） • マレーシア（アジア） • 韓国（アジア） • 日本（アジア） • ロシア • 米国 • アルジェリア • グアテマラ • ニュージーランド • （GCC ※新規提案としており、オプション2の支持を明示していないが、オプション2の各国コメントとほぼ類似している）

2．PartⅡ 9.a.廃棄物管理
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）-1

- 既存のMEAsと協調し、相乗的に取り組むことで、重複する取り組みを避け、既存のギャップを埋めることが重要である。[パナマ、タイ、ジャマイカ、PSDIS、ウルグアイ、アフリカ]
- 措置は国別計画に反映する。[ウルグアイ]

国名等	コメント
ジャマイカ	• バーゼル条約に含まれる規定と重複すべきではない。 • 国内計画への措置を反映する。
タイ	• 他の多国間環境協定に基づく関連取り決めに従う。
PSIDS	• 既存のMEAsを補完するこの文書に対する途上国の義務達成を支援するため、技術を含む技術、資金、能力構築プログラムが提供されることが極めて重要である。 • 他の国際協定における既存の規定、ガイダンス、ガイドラインに沿った、 安全で環境的に健全な最低限の回収、リサイクル、廃棄率を満たすことを確保するための要件を設けることを支援する。
パナマ	• 既存の多国間環境協定（MEAs）と協調し、相乗的に取り組むことで、重複する取り組みを避け、既存のギャップを埋めることが重要である。 • 採択された実施措置が国家計画に反映されることを明記することが重要である。
ウルグアイ	• 規定を実施するために取られる措置は、国別計画に反映されなければならない。 • 廃棄物管理の規定は、バーゼル条約のメカニズムを補完するものであって重複するものであってはならず、条約の他の規定との関連性を強調すべきである。
アフリカ地域	• バーゼル条約に加え、船舶から発生する廃棄物に対処するためのMARPOL条約と、アフリカへの廃棄物の越境移動を禁止するバマコ条約への言及を加える。

2．PartⅡ 9.a.廃棄物管理
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）-2

- 野外投棄、海洋投棄、ポイ捨て、特に野外焼却を防止するために必要な措置を講じるよう求める。[インドネシア、ウルグアイ]
- 有害物質の排出や放出につながる可能性のある廃棄物管理慣行などの慣行に対する規制は、健全な科学的証拠に基づき、正当な移行を促進するものでなければならない。[アンティグア・バーブーダ、AOSIS]
- プラスチック廃棄物のリサイクル・処理施設の建設を強化する措置をとるよう促す。ガイダンスには、廃棄物の安全かつ環境に配慮した管理を保証する施設の設計基準も含まれうる。[アンティグア・バーブーダ、中]

国名等	コメント
インドネシア	• 野外投棄、海洋投棄、ポイ捨て、特に野外焼却を防止するために必要な措置を講じるよう求める。
アンティグア・バーブーダ	• 指針の策定には、廃棄物の安全かつ環境的に健全な管理を確保する施設設計のための措置が含まれなければならない。 • 有害物質の排出や放出につながる可能性のある不健全な廃棄物管理慣行から、より環境に配慮した解決策への移行を促進することが必要である。 • 慣行は、健全な科学的証拠に基づき、正当な移行を促進するものでなければならない。
中国	• プラスチック廃棄物のリサイクル率を向上させること、プラスチック廃棄物の長距離輸送、特に越境輸送を削減すること、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を実施すること、各国、特に発展途上国における施設の建設を強化することは、プラスチック汚染問題を解決するための基本である。 • プラスチック廃棄物のリサイクル・処理施設の建設を強化する措置をとるよう促す。
AOSIS	• 有害物質の排出や放出につながる可能性のある廃棄物管理慣行などの慣行に対する規制は、健全な科学的証拠に基づき、正当な移行を促進するものでなければならない。 • ガイダンスには、廃棄物の安全かつ環境に配慮した管理を保証する施設の設計基準も含まれうる。
ウルグアイ	• 各締約国は、野外投棄、海洋投棄、ポイ捨て、野外焼却を防止するために必要な措置を講じる。

2．PartⅡ 9.a.廃棄物管理
（2）各国コメント：オプション1（世界で一律規制）-3

- SIDSのための実施手段に関する効果的な規定が必要である。[アンティグア・バーブーダ]
- 有害物質の放出をもたらす廃棄物処理方法の具体的な形態をさらに明確にする。[中]
- 廃棄物削減を優先、廃棄物ヒエラルキーの原則を取り入れることの重要性を強調。[パナマ]
- 回収率、リサイクル率、処分率の手段と計算方法、調和された指標とは何かについて、より明確な説明を求める。[中]
- waste pickersをプラスチックの包括的な廃棄物管理における基本的担い手とみなし、社会的、労働的、生産的な包摂のためのメカニズム開発のために必要な措置を講じる。[ウルグアイ]

国名等	コメント
アンティグア・バーブーダ	• SIDS(小島嶼開発途上国)のための実施手段に関する効果的な規定が必要である。 • キャパシティ・ビルディング、技術移転、技術支援に関する規定は、この文書に内在すべき重要な考慮事項である。
中国	• 回収率、リサイクル率、処分率の手段と計算方法、調和された指標とは何かについて、より明確な説明を求める。 • 有害物質の放出をもたらす廃棄物処理方法の具体的な形態をさらに明確にする。 • FAOの漁具表示に関する自主ガイドラインに沿った義務を課す。
タイ	• 持続可能な消費と生産、そしてプラスチックごみ[廃棄物]の削減とリサイクルの支援におけるすべての利害関係者の重要な役割についての国民の意識を高める。
PSIDS	• 費用対効果が高く、環境に配慮した技術的・地域的プラスチックライフサイクルソリューションが欠如しているため、PSIDSのような国々がプラスチック汚染に対して脆弱である。
パナマ	• プラスチック汚染を終わらせるためには、廃棄物を管理する対策が鍵となる。 • 廃棄物削減を優先し、廃棄物ヒエラルキーの原則を取り入れることの重要性を強調する。
ウルグアイ	• プラスチック廃棄物の発生を削減・防止する努力を強化しても、プラスチック廃棄物の管理には拘束力のある義務と国際協力が必要であり、これには階層的アプローチが含まれ、埋め立てはその最後の選択肢であるべきである。 • 各締約国は、waste pickersをプラスチックの包括的な廃棄物管理における基本的な担い手とみなし、社会的、労働的、生産的な包摂のためのメカニズムを開発するために必要な措置を講じる。

2．PartⅡ 9.a.廃棄物管理
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-1

- 川下段階においては、各国の状況に応じて、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルなど、異なる方法を適用することが理想的である。[韓、日]
- 廃棄物管理システムは、システム外で行われる野外投棄や焼却を防止することを目的とすべきである。[韓、米、GCC、日]
- （プラスチック廃棄物の誤処理）対策を最優先すべきである。[日]

国名等	コメント
韓国	• 川下段階においては、各国の状況に応じて、マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルなど、異なる方法を適用することが理想的である。 • 廃棄物管理システムは、システム外で行われる野外投棄や焼却を防止することを目的とすべきである。
ロシア	• プラスチックのリサイクル率を最大限に高めるため、新技術の開発と導入、その無償譲渡を支援する規定を盛り込む。 • 最良の環境解決策を制裁の対象とすることはできない。
米国 ※オプション1のウルグアイ、インドネシアと類似	• プラスチック廃棄物の野外投棄及び野外焼却を防止するための措置をとる。 • プラスチック廃棄物のポイ捨てを防止するための措置をとる。
GCC	• 野外投棄、海洋投棄、ポイ捨て及び野外焼却を防止するために必要な措置をとる。
日本	• 目標を達成には、各国がこれまで実施してきた既存の制度や対策を発展させ、総合的な対策を実施する必要がある。(例えば、マテリアルリサイクルだけでなく、ケミカルリサイクルやエネルギー回収（焼却や熱回収などの廃棄物発電を含む）など、バーゼル条約に基づき各国が策定したプラスチック廃棄物に関する技術指針にまとめられている情報を参考にしながら、各国のリサイクル実態に応じた実施方策を決定することが可能。） • （プラスチック廃棄物の誤処理）対策を最優先すべきである。

2．PartⅡ 9.a.廃棄物管理
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-2

- 廃棄物管理システムの成熟度は国によって異なるため、各国の状況や能力に適した最良の廃棄物管理対策と技術を実施する柔軟性を各国に提供する。[マレーシア、グアテマラ]
- 各国の実情に応じて、野心的な目標を設定し、取り組むことが重要である。目標達成のためには、各国の既存の制度や対策を発展させ、総合的な対策を実施する必要がある。[日]

国名等	コメント
マレーシア	• 需要シグナルを提供し、リサイクル品の市場需要を創出し、回収、分別、リサイクルインフラへの投資を奨励するために、各国の循環性目標と結びつけるべきである。 • 廃棄物管理システムの成熟度は国によって異なるため、各国の状況や能力に適した最良の廃棄物管理対策と技術を実施する柔軟性を各国に提供する。
グアテマラ	• 持続可能性に重点を置きながら、技術は各国、特に発展途上国特有の条件に適合したものでなければならない。 • 自国の状況に合った適切な代替案を用意することなしに、廃棄物管理方法を制限することを支持しない。
日本	• 各国の実情に応じて、野心的な目標を設定し、取り組むことが重要である。 • 各締約国は、プラスチック廃棄物の取扱い、分別、収集、運搬、保管、リサイクル、回収及び処理のための基本的で効果的な社会システムを地域レベルで確立するとの1項を追加する。

2．PartⅡ 9.a.廃棄物管理
（3）各国コメント：オプション2（各国規制）-3

- ガイドラインの策定については、バーゼル条約の枠組みの中で策定された環境に配慮した規制のための技術的ガイドラインに留意する。[露、GCC]
- プラスチック廃棄物の安全で環境に配慮した管理に必要なインフラ要件と財源を評価する仕組みを確立する。[米、GCC]
- 廃棄物ヒエラルキーについてさらに言及する。[NZ]

国名等	コメント
韓国	• 国の廃棄物処理インフラがリサイクルを促進するような形でスケールアップされるべきである。
ロシア	• ガイドラインの策定については、バーゼル条約の枠組みの中で策定された環境に配慮した規制のための技術的ガイドラインに留意することが可能である。 • プラスチックのリサイクル率を最大限に高めるため、新技術の開発と導入、その無償譲渡を支援する規定を盛り込む。 • 最良の環境解決策を制裁の対象とすることはできない。
インド	• プラスチック廃棄物の安全で環境に配慮した管理に必要なインフラ要件と財源を評価する仕組みを確立する。
米国	• プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を確保するための措置をとる。 • プラスチック廃棄物のポイ捨てを防止するための措置をとる。
ニュージーランド	• 規定において廃棄物ヒエラルキーへのさらなる言及を提案する。
GCC	• 環境に配慮した廃棄物管理慣行を採用するよう奨励する。 • プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理を可能にする廃棄物管理システム及びインフラへの投資を促進する。 • 作業と努力の重複を避け、バーゼル条約のCOP16で締約国が最近更新し採択した、プラスチック廃棄物の環境に配慮した管理に関する技術ガイドラインを利用する。 • 関連ガイドライン、利用可能な廃棄物管理インフラ、国の優先事項を考慮に入れ、最低限安全で環境に配慮した収集、リサイクル、廃棄のために、利用可能な最善の慣行を満たすための効果的な措置をとるべきである。 • 行動変容を促し、消費者の意識を高める。

2.PartⅡ10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引

a.リストされた化学物質、ポリマー、プラ製品の取引

（1）支持国の状況

支持	不支持
• AOSIS • PSIDS • クック諸島 • パナマ • マレーシア • フィリピン • トルコ • インド • タイ • バングラディッシュ • アフリカ地域 • アルジェリア • ロシア • イラン • EU	• エジプト • キューバ • グアテマラ • 日本

（マレーシア〜バングラディッシュ：アジア／アフリカ地域〜アルジェリア：アフリカ／キューバ〜グアテマラ：中南米）

2．PartⅡ 10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
a.リストされた化学物質、ポリマー、プラ製品の取引
（2）各国コメント：ほぼ支持 -1

- 要件は、バーゼル条約、ロッテルダム条約、ストックホルム条約など、既存の条約で要求される措置との重複を避けなければならない。[AOSIS、クック諸島、パナマ、インドネシア]
- 既存の協定や貿易関連公約の範囲内で活動する、より積極的なアプローチが成功の可能性を高め、プラスチック産業の貿易を扱ういかなる勧告も、既存の国際的取り決めとの潜在的な衝突を生じさせないようにするのに役立つ。[マレーシア]
- 新文書の中で確立される構造および用途が、問題の既存の用途を含むものであり、追加的な作業負担を強いるものでないことを保証すべきである。[トルコ]

国名等	コメント
AOSIS	• 要件は、バーゼル、ロッテルダム、ストックホルム条約など、既存の条約で要求される措置との重複を避けなければならない。 • 差別的慣行などの貿易上の課題や、WTOの下での既存の貿易要件を考慮することが極めて重要である。
クック諸島	• 他のMEAには非締約国間貿易の規定があり、これを検討の基礎とすることができる。
マレーシア	• 上市された化学物質、ポリマー、製品の取引を禁止することは、世界貿易機関（WTO）の下での既存の貿易規則や、既存の国内化学物質規制管理スキームとの潜在的な軋轢を生む可能性もある。 • 既存の協定や貿易関連公約の範囲内で活動する、より積極的なアプローチが成功の可能性を高め、プラスチック産業の貿易を扱ういかなる勧告も、既存の国際的取り決めとの潜在的な衝突を生じさせないようにするのに役立つ。
パナマ	• バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約、SAICMなど、既存のMEA間の一貫性を促進する機会を提供する。これは相乗効果を生み出し、特にプラスチック廃棄物の越境移動に関する作業の重複を避けることを目的とする。
トルコ	• 化学物質とポリマーの取引を制限するいくつかの法的規制がすでに存在する。問題の規制の一部は、国内法および一部の国際法に従って履行されており、各国間には互換性のある商業システムが存在する。新文書の中で確立される構造および用途が、問題の既存の用途を含むものであり、追加的な作業負担を強いるものでないことを保証すべきである。
インド	• 関連する国内規則に従い、WTO法に明記された国際的に拘束力のある多角的貿易システムの原則に従って、上場された化学物質、ポリマーおよび製品の取引を規制する。
インドネシア	• 輸出入の規制について、重複を避けるため、この将来的な文書の実施と比較する第一義的なものとして、常にロッテルダム条約を考慮するようにしなければならない。モントリオール議定書ですでに規制されている締約国以外の貿易要素についても、重複や重複を避けるべきである。この将来の文書は、他のMEAの規制と補完的であるべきである。
ロシア	• 規定が世界貿易機関を設立するマラケシュ協定及びその附属書の規定と矛盾しない限りにおいて適用する。 • 措置は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に完全に適合するものとする。

2．PartⅡ10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
a.リストされた化学物質、ポリマー、プラ製品の取引
（2）各国コメント：ほぼ支持 -2

- 「製品設計に関する基準を満たさない製品」を輸出しないよう配慮する。[PSIDS、AOSIS]
- 「13.透明性、トレーサビリティ、モニタリング、ラベリング」と密接に相乗して運用されるべきである。[パナマ]
- 競争政策の原則に反し、貿易に技術的障壁をもたらす可能性のある問題については、詳細な評価を行うことが有用である。[トルコ]
- 提案されている制度は、監視が困難であり、税関における現行の業務フローを遅らせる可能性があることを考慮すべきである。 [トルコ]
- いかなる禁止措置も、不当な貿易障壁やバリューチェーンにおける混乱を生じさせてはならない。[マレーシア]

国名等	コメント
AOSIS	• 設計要件を満たす製品への適用を想定していないことにも留意する。
PSIDS	• 「製品設計に関する基準を満たさない製品」を輸出しないよう配慮することを含めたい。 • 責任あるプラスチック廃棄物管理の枠組みを提供し、全ての国が世界的なベストプラクティスを遵守することを保証すべき。
クック諸島	• 非締約国とのプラスチック廃棄物の取引は、締約国がプラスチック廃棄物をどのように扱うかと最低限同等の基準を確保するよう、厳格な執行がなされなければならない。 • 環境と人間の健康を守るためのこのような措置がなければ、有毒廃棄物の取引は続く。
マレーシア	• いかなる禁止措置も、不当な貿易障壁やバリューチェーンにおける混乱を生じさせてはならない。
フィリピン	• キャパシティビルディングと、監視・施行のための国内システム／プロセスへの主流化に関する支援が必要である。
パナマ	• 「13.透明性、トレーサビリティ、モニタリング、ラベリング規定」と密接に相乗して運用されるべきである。 • このプロセスを通じて収集されるデータは、処理インフラへの投資など、より多くの情報に基づいた意思決定を行うための基盤となり、実行可能性、必要な資源、必要な設置能力、処理の種類などに関して、より確実な情報を提供する。
トルコ	• 競争政策の原則に反し、貿易に技術的障壁をもたらす可能性のある問題については、詳細な評価を行うことが有用である。 • 提案されている制度は、監視が困難であり、税関における現行の業務フローを遅らせる可能性があることを考慮すべきである。 • 財政的、技術的支援、および必要な情報／経験の移転が税関に提供されるべきである。

2．PartⅡ 10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
a.リストされた化学物質、ポリマー、プラ製品の取引
（3）各国コメント：不支持　※支持国のコメントと類似

- すべての措置は、WTO の規定および協定に完全に適合すべきである。[エジプト]
- 貿易規制は有害でないプラスチック廃棄物にのみ適用される。[キューバ]
- 化学物質、ポリマー、添加物、製品のリストを早期に開示し、対応する影響分析を行う。[グアテマラ]
- 国際的に統一されたリストは存在しないため、この規定は議論がある程度進むか決着がつくまで、本規定の議論は留保されるべきである。[日]

国名等	コメント
エジプト	• 世界貿易機関（WTO）およびその全ての協定の規定と矛盾すべきではない。 • 文書の実施を目的とする締約国によるすべての措置は、WTO の規定および協定に完全に適合すべきである。 • 環境目的の貿易政策措置は、恣意的または不当な差別の手段や、国際貿易に対する偽装された制限を構成すべきではない。
キューバ	• 貿易規制は有害でないプラスチック廃棄物にのみ適用される。 • ポリマー、化学物質、プラスチック製品の貿易は、この文書の下では規制されない。 • バーゼル条約は、すでに有害プラスチック廃棄物の越境移動を対象としている。
グアテマラ	• 他の環境フォーラムや国際条約ですでに交わされた公約を想起する。 • 化学物質、ポリマー、添加物、製品のリストを早期に開示し、対応する影響分析を行う。 • 他の関連条約との重複や矛盾を避け、調和を図り、利用可能な資源をより効率的に活用するためには、この提案の統合が不可欠である。 • 輸出禁止措置は段階的であるべきであり、他の条約ですでに実施されている成功したメカニズムを考慮に入れ、我々のニーズに適応できるようにすべきである。
日本	• 懸念化学物質、問題製品、マイクロプラスチックの国際的に統一されたリストは存在しないため、この規定は不要であると考えている。懸念化学物質、問題のあるプラスチック製品、意図的に添加されたマイクロプラスチック製品に関する議論がある程度進むか、決着がつくまで、この規定の議論は留保されるべきと考える。

2．PartⅡ 10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
a.リストされた化学物質、ポリマー、プラ製品の取引
（4）各国コメント：新規提案

- 支援的で開放的な国際経済システムを促進するために協力する。[GCC]
- 非締約国に対しても非差別的に適用する。[クック諸島]

国名等	コメント
GCC	• 各締約国は、すべての締約国、特に発展途上国の持続可能な経済成長と発展につながるような、支援的で開放的な国際経済システムを促進するために協力し、プラスチック汚染の問題に対処できるようにすべきである。
クック諸島	• 各締約国は、この文書が対象とする化学物質、ポリマー、製品及びプラスチック廃棄物に関する輸出、再輸出又は輸入措置を、締約国及び非締約国に非差別的に適用する。輸出若しくは再輸出がこの文書の締約国でない国に対して行われ、又は輸入がこの文書の締約国でない国から行われる場合には、当該国の権限のある当局が発行する同等の文書が提供されるものとし、これは、許可及び証明書に関するこの文書の要件に実質的に適合するものであり、かつ、当該非締約国がこの文書の対象となる化学物質、ポリマー、製品及びプラスチック廃棄物に関する附属書A及び附属書Bに適合する措置を採択し、かつ、実施している場合には、いずれの締約国もこれに代えて受理することができる。

2.PartⅡ10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
b.プラスチック廃棄物の越境移動
（1）支持国の状況

支持	不支持
• AOSIS • PSIDS • インドネシア • マレーシア • フィリピン • タイ • バングラディッシュ • アフリカ地域 • ケニア • パナマ • ジャマイカ • カナダ • トルコ • イラン	• 英国 • インド • ロシア • 日本

（支持：アジア＝インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、バングラディッシュ／アフリカ＝アフリカ地域、ケニア／中南米＝パナマ、ジャマイカ／中東＝トルコ、イラン）

2.PartⅡ10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
b.プラスチック廃棄物の越境移動
（2）各国コメント：支持　-1

- バーゼル条約に基づく要求事項を基礎とすべきである。[AOSIS、PSIDS、インドネシア、マレーシア、トルコ、タイ、アフリカ、カナダ、ジャマイカ]

国名等	コメント
AOSIS	• バーゼル条約に基づく要求事項を基礎とすべきである。
PSIDS	• プラスチック廃棄物の国境を越えた移動は、既存のMEAのもとで義務付けられている。
インドネシア	• プラスチック廃棄物の越境移動については、バーゼル条約に言及する必要がある。この将来的な文書が補完的なものとなり、すでに確立されたバーゼル条約とのギャップを埋めることができるようにする。
マレーシア	• バーゼル条約のような既存の条約と重複するものではなく、グローバルなプラスチック循環を実現するために、既存の条約のギャップを埋め、対処するものでなければならない。
トルコ	• 輸出入者の義務、PIC手続きがバーゼル条約に規定された手続きに従って行われるかどうか、原産地復帰がどのように行われるかについて、プラスチック廃棄物貿易に関するゼロドラフト文書を拡大することが有益であると考えられる。 • 他の国際的または地域的慣行と重複を生じさせないような取り決めも必要である。
タイ	• バーゼル条約の実施と補完しつつ、重複しないようにする。
アフリカ地域	• バーゼル条約の役割を参照し、締約国が単独で対策を実施することを防ぐため、世界的な追跡・透明性システムの要素を含めることをさらに検討するよう求める。
カナダ	• バーゼル条約に関連した表現に修正する。
ジャマイカ	• 範囲をバーゼル条約に基づく輸出者の責任に合わせるべきである。

2.PartⅡ10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
b.プラスチック廃棄物の越境移動
（2）各国コメント：支持　-2

- プラスチック廃棄物の取引を段階的に廃止する。[AOSIS]
- ガイダンスを提供する。[PSIDS]
- 事前にインフォームド・コンセントを得た上で、先進国が途上国の廃棄物管理インフラ構築を支援できるような政府間コンプライアンス・ブロックを検討する。[フィリピン]
- ラベル付けやデータベースを通じて、サプライチェーン全体と市民社会とのコミュニケーションを図る。[パナマ]

国名等	コメント
AOSIS	• 安全かつ環境に配慮した管理を目的とする場合を除き、プラスチック廃棄物の取引を段階的に廃止することを支持する。
PSIDS	• ガイダンスを提供することが重要である。
フィリピン	• 事前にインフォームド・コンセントを得た上で、先進国が途上国の廃棄物管理インフラ構築を支援できるような政府間コンプライアンス・ブロックを検討することを提案する。 • 「化学物質と廃棄物の世界的枠組み（GFC）」は最近採択されたばかりであり、草案作成時に盛り込まれていない可能性があるため、脚注で検討することを提案する。
ケニア	• プラスチック廃棄物および関連原材料の分類に関して、化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）をさらに検討することに留意する。
パナマ	• プラスチックとそれに関連する化学物質の国境を越えた移動について、国際取引HSコードの使用を強化することを義務付けることが不可欠である。 • ラベル付けやデータベースを通じて、サプライチェーン全体と市民社会とのコミュニケーションを図る。
トルコ	• すべてのプラスチック廃棄物がPIC手続きの対象となる期間の延長と、それによって生じる作業と財政負担を考慮すべきである。 • 正当な移行では、人々が当該変化プロセスに適応できるよう、新たな雇用機会を求めたり、資金を調達したりする必要がある。
バングラディッシュ	• リサイクルや安全な処分のためであってもプラスチック廃棄物を輸入していないため、国の義務に合わせるべきである。

2.PartⅡ10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引
b.プラスチック廃棄物の越境移動
（3）各国コメント：不支持

- この文書は、プラスチック廃棄物の越境移動に関する新たな義務を規定することを目指すのではなく、バーゼル条約との協力に焦点を当てる方が適切である。[英、日]
- 環境に配慮したリサイクルシステムの構築を優先すべきである。[日]
- プラスチック廃棄物のうち、どのようなものに対してどのような規制が必要なのかを議論すべきである。[日]

国名等	コメント
英国 ※支持国とも一部一致	• バーゼル条約がプラスチック廃棄物の越境移動を規制・議論するための適切な多国間環境協定である。 • この文書は、プラスチック廃棄物の越境移動に関する新たな義務を規定することを目指すのではなく、バーゼル条約との協力に焦点を当てる方が適切である。
日本 ※支持国とも一部一致	• プラスチック廃棄物の越境移動については、既にバーゼル条約で規制されていることから、既存条約との重複を避ける観点から、そもそもこの規定が必要なのか、慎重な議論が不可欠である。 • 環境に配慮したリサイクルシステムの構築を優先すべきである。各国の処理能力の違いや適切な越境移動を考慮せず、一律に輸出入を制限・撤廃することは、自由貿易を阻害する。 • まずはプラスチック廃棄物のうち、どのようなものに対してどのような規制が必要なのかを議論すべきである。

（4）各国コメント：新規提案

- バーゼル条約の努力・作業の重複を避け、関連する地域条約及び国際条約との協力及び協調を促進する。[GCC]

国名等	コメント
GCC ※不支持、支持国と類似	• バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約）で定められているとおり、プラスチック廃棄物の違法な取引、輸送及び投棄を防止し、排除するものとし、それぞれの権限を認識し、努力及び作業の重複を避け、関連する地域条約及び国際条約との協力及び協調を促進するものとする。

2．PartⅡ　12.正当な移行
（1）各オプション支持国の状況

支持	一部支持
• グアテマラ • パナマ　（中南米） • タイ • マレーシア • 韓国　（アジア） • ロシア • カタール	• アフリカ地域 • アルジェリア • ケニア　（アフリカ） • AOSIS • PSIDS • キューバ • アルゼンチン　（中南米） • GRULAC • インド • 日本　（アジア） • ニュージーランド • 米国 • イラン • EU

2．PartⅡ　12.正当な移行
（2）各国コメント：支持　-1

- 措置は、各国の状況や能力を考慮し、影響を受ける人々、特に女性、子供、若者、Waste pickerといった脆弱な状況にある人々への特別な配慮のもと、公正、公平、包括的な移行を確保し、国主導で行う。[マレーシア、アフリカ、ケニア、キューバ、印]
- Waste pickerはプラスチック汚染への対応に貢献しており、この文書は彼らの貢献を認める必要がある。この条文でWaste pickerについて明確に言及することを求める。[アフリカ、アルゼンチン]

国名等	コメント
マレーシア	• 措置は、各国の状況や能力を考慮し、国主導で行われなければならない。
韓国	• さまざまな国の事情を考慮しながら、段階的に措置を講じることを検討すべきである。
アフリカ地域	• 各国の事情を考慮し、影響を受ける人々、特に女性、子供、若者、Waste pickerといった脆弱な状況にある人々への特別な配慮のもと、公正、公平、包括的な移行を確保する。 • Waste pickerはプラスチック汚染への対応に貢献しており、この文書は彼らの貢献を認める必要がある。この条文でWaste pickerについて明確に言及することを求める。
ケニア	• 途上国の女性や若者を多く含むwaste pickersやインフォーマル・セクターのための正当な移行が不可欠である。
AOSIS	• 自国の状況や能力に基づき、この文書の究極の目的達成に向けた適切な政策、法的枠組み、制度的基盤の開発、および循環型経済のための質の高いインフラサービスの開発を検討すべきである。
キューバ	• 脆弱な立場の人々の認識と教育を高め、他の活動への移行を支援するために、実施手段、特に能力構築と財源が必要である。 • 状況は国によって異なるため、各国の国情を認識する。
アルゼンチン	• 対象者には、廃棄物管理分野の作業者だけでなく、waste pickerも含める。
インド	• 国内の状況と能力、および関連する国内規制に従う。
米国	• 影響を受ける労働者と地域社会のニーズと優先事項を考慮し、プラスチックのより循環 型経済への移行において、影響を受ける労働者と地域社会の収入、機会、生計を改善するための政策を支援すべきである。 • 管轄区域内において、脆弱な状況にある人々に対する不均衡かつ不利な影響を回避することを目的として、プラスチック廃棄物を管理する固形廃棄物管理施設の位置、設計、建設を決定する際に、社会経済的要因を考慮することを奨励する。 • 国内手続に従い、一般市民が政府のプラスチック廃棄物管理の決定又は措置について意見を提供する機会を提供する。
ロシア	• EPRのもとで徴収された料金の支出手続きは、既存のニーズと能力を考慮して各国が独自に決定する。

2．PartⅡ　12.正当な移行
（2）各国コメント：支持　-2

- 先住民も対象に含める。[AOSIS、PSIDS、NZ]
- 先進国であっても、この文書によって課される義務によって生活に影響を受ける可能性のある労働者がいることを認識すべきである。[韓]
- 料金に関しては、強制的に課されるのではなく、各国の具体的な状況や能力に応じて設定されることを求める。[グアテマラ]
- 技術移転だけでなく、資金的・技術的支援を含む実施手段への言及を含めるべきである。[GRULAC]

国名等	コメント
グアテマラ	• 料金に関しては、強制的に課されるのではなく、各国の具体的な状況や能力に応じて設定されることを求める。
韓国	• 先進国であっても、この文書によって課される義務によって生活に影響を受ける可能性のある労働者がいることを認識すべきである。
アフリカ地域	• この条文と実施手段を明確にリンクさせるべきである。
AOSIS	• 先住民や地域社会、女性、子供や若者を含む社会的弱者への特別な配慮が必要である。
PSIDS	• 対象となる影響を受ける人々の中に、先住民族と地域社会を含めることを提案する。 • 世界的に調整された料金または税金を含む、公正かつ包括的なEPRシステムを確立するための別個の基金を含めることができる。 • EPRやその他の制度が最終決定される前に起こりうる批准や国家計画の策定などの活動を支援するため、多様な資金源を検討することが重要である。
GRULAC	• 技術移転だけでなく、資金的・技術的支援を含む実施手段への言及を含めるべきである。
ニュージーランド	• 先住民も対象に含める。

2．PartⅡ　12.正当な移行
（2）各国コメント：支持　-3

- 社会的な観点から、正当な移行が国家レベルにとどまらず、国際レベルでも認められることを強く求める。[グアテマラ]
- 各国間の大きな差異を尊重し、これらの国々が生活の質を向上させる持続可能な開発に向けて前進する機会を提供する。[グアテマラ]
- 途上国が、循環経済システムにおけるプラスチック廃棄物の管理を含む、プラスチックの持続可能な生産と消費への正当な移行のための措置を実施するための財政支援、能力構築、技術移転を必要とすることに留意することが重要である。[マレーシア]
- 正当な移行を支援するグローバルなアプローチが重要である。[PSDIS]

国名等	コメント
グアテマラ	• 社会的な観点から、正当な移行が国家レベルにとどまらず、国際レベルでも認められることを強く求める。 • 共通だが差異ある責任の原則に従い、開発途上経済国がその現実に適応したスケジュールとコミットメントを持つことを熱望し、各国間の大きな差異を尊重し、これらの国々が生活の質を向上させる持続可能な開発に向けて前進する機会を提供する。
マレーシア	• インフォーマル・セクターの公正、公平、包摂的な移行を促進するためには、途上国が、循環経済システムにおけるプラスチック廃棄物の管理を含む、プラスチックの持続可能な生産と消費への正当な移行のための措置を実施するための財政支援、能力構築、技術移転を必要とすることに留意することが重要である。
ケニア	• プラスチックのバリューチェーンの中流段階と終末段階に従事する労働者とコミュニティの生活と福祉を確保するための措置が強調されるべきである。
PSIDS	• 調和された国際的行動が正当な移行に向けた動きを加速させることができるよう、正当な移行を支援するグローバルなアプローチの重要性を強調したい。 • 正当な移行を支援するグローバルなアプローチが重要である。

2．PartⅡ　12.正当な移行
（2）各国コメント：支持　-4

- 途上国、小島嶼開発途上国（SIDS）、後発開発途上国だけでなく、中小企業（SMEs）のための正当な移行プログラムを含む、強固で正当な移行メカニズムを望む。[マレーシア]
- 提案された行動のいくつかを義務として設計し、この規定を実施するためのガイダンスを締約国向けに作成する権限を運営組織に与えることで、規定を強化する。[PSIDS]

国名等	コメント
マレーシア	• 途上国、小島嶼開発途上国（SIDS）、後発開発途上国だけでなく、中小企業（SMEs）のための正当な移行プログラムを含む、強固で正当な移行メカニズムを望む。
AOSIS	• インフォーマルなプラスチック廃棄物セクター、waste picker、先住民、地域社会を含むすべての関係者と関わり、特に、環境に配慮した行動を促進し、非規制的・非価格的手段で消費パターンを規制しなければならない。
PSIDS	• 生産と消費の削減、リサイ クル率の向上、および有害化学物質が安全で透明な物質保存の障害となるため、十分な注意を払わなければならないプラスチック中の化学物質に焦点を当てる。 • 再生プラスチックおよび／または再利用プラスチックがバージンプラスチックよりも高濃度の有害化学物質を含む可能性があるという懸念がある。 • 提案された行動のいくつかを義務として設計し、この規定を実施するためのガイダンスを締約国向けに作成する権限を運営組織に与えることで、規定を強化することを提案する。

2．PartⅡ　12.正当な移行
（3）各国コメント：一部支持

- 非正規労働者の権利や処遇については、各国の社会政策で対応すべき課題である特定の義務規定ではなく、自主的な規定を検討すべきである。。[日]
- 重要なことは、分別、収集、処分、リユース・リサイクルといった廃棄物管理のシステムが社会に適切に確立されること、そしてそのシステムの中で、非正規労働者や労働組合が正当に評価され、経済状況の改善につながることである。 [日]
- プラスチックの有料化、税制、手数料、EPR制度など、適切な政策の選択は、各国の事情に基づき、実効性が最大化されるよう、各国の自主的な判断に委ねられるべきである。世界的な徴収を議論するのであれば、特定の国ではなく、途上国を含むすべての国が参加すべきである。 [日]

国名等	コメント
日本	• 非正規労働者の権利や処遇については、各国の社会政策で対応すべき課題である。 • 国の調整機関の指定が提案されているが、廃棄物対策は本来、国や地方自治体が実施すべきものである。 • 重要なことは、分別、収集、処分、リユース・リサイクルといった廃棄物管理のシステムが社会に適切に確立されること、そしてそのシステムの中で、非正規労働者や労働組合が正当に評価され、経済状況の改善につながることである。 • プラスチックのバリューチェーン全体を通じて、技術開発、能力開発、雇用機会を促進するための国家的努力がなされるべきである。 • プラスチックの有料化、税制、手数料、EPR制度など、適切な政策の選択は、各国の事情に基づき、実効性が最大化されるよう、各国の自主的な判断に委ねられるべきである。 • 世界的に製造業者や輸入業者にプラスチックの有料化、課税、課徴金を課すことは適切な選択肢ではないと考える。世界的な徴収を議論するのであれば、特定の国ではなく、途上国を含むすべての国が参加すべきである。技術の向上だけでなく、インフラや、インフォーマル・セクターや労働組合を含む廃棄物部門の使用者の権利・待遇等の改善については、特定の義務規定ではなく、自主的な規定を検討すべきである。

2．PartⅡ　12.正当な移行
（4）各国コメント：新規提案

- 国際的な層と国内層に分けて検討されるべきである。国際的な層では、先進国締約国は、影響を受ける途上国締約国に対し、十分な資金、技術移転、キャパシティビルディング支援を提供し、途上国締約国の公正な移行を促進する。国内層では、各締約国が公正、公平かつ包摂的な移行を促進する。[イラン]
- 影響を受ける締約国に対し、公平、衡平、かつ包摂的な移行／経路を促進するために協力する。[GCC]

国名等	コメント
GCC	• 影響を受ける途上国締約国の社会的及び経済的影響を特に考慮し、持続可能な開発の文脈の中で、影響を受ける締約国に対し、公平、衡平、かつ包摂的な移行／経路を促進するために協力する。 • 先進国締約国は、影響を受ける途上国締約国に対し、途上国締約国の正当な移行を促進する観点から、十分な資金、技術移転、キャパシティビルディング支援を提供する。 • 特に、影響を受ける地域社会の機会、能力及び生計を向上させるための制度的取り決め、政策及び条件を強化することを含め、影響を受ける地域社会のための公平、衡平かつ包摂的な移行／道筋を促進する。
イラン	• 2つのレイヤーに分けて検討されるべきである。一つは国際的な層であり、先進国締約国は、影響を受ける途上国締約国に対し、十分な資金、技術移転、キャパシティビルディング支援を提供し、途上国締約国の公正な移行を促進・促進することを意味する。もう一つは国内層であり、これは各締約国が公正、公平かつ包摂的な移行を促進することを意味する。

2．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（1）各オプション支持国の状況

支持	不支持
• EU（欧州） • ノルウェー（欧州） • スイス（欧州） • PSIDS • AOSIS • グアテマラ（中南米） • キューバ（中南米） • マレーシア（アジア） • タイ（アジア） • インドネシア（アジア） • インド（アジア） • 韓国（アジア） • 日本（アジア） • 米国 • イラン • アフリカ地域（アフリカ） • ガボン（アフリカ） • アルジェリア（アフリカ） • ケニア • パラオ • ニュージーランド	• ロシア • GCC

2．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（2）各国コメント：支持　-1

- 生産者と輸入業者に対し、すべてのプラスチックとプラスチック製品の化学組成をライフサイクルを通じて開示する。[PSIDS]
- 意図する成分に関するより一般的なデータを生産者が提供する。[イラン]
- 開示されるべき情報の種類とその適切な形式について、明確なガイダンスを提供する。[グアテマラ]
- 化学物質に関する調和された情報の詳細で明確な定義が必要である。議論は、リスクアセスメントのアプローチに基づくものでなければならず、その上で、プラスチックのライフサイクルの各段階で包括的な安全性評価ができるよう、化学物質のリスクアセスメントの枠組みを開発する。[マレーシア]
- プラスチックに添加される最後の段階で含有量を規制し測定すれば、最終添加後の濃度は一次添加時よりも確実に低くなるため、追加的な対策は必要ない。プラスチックが製品を製造するために使用される場合、同じシナリオが続き、プラスチック材料が製品を製造するために使用される最後のステップで含有量を知ることができれば十分であり、それ以降の測定は必要ない。[イラン]

国名等	コメント
PSIDS	• 生産者と輸入業者に対し、すべてのプラスチックとプラスチック製品の化学組成をライフサイクルを通じて開示する。
グアテマラ	• プラスチックとその誘導体の化学組成が、そのライフサイクルを通じて食品の安全性と食品・飲料の品質保持に与える影響を認識することは極めて重要である。 • 化学組成に関する整合化された情報を提供する義務は、様々な分野を巻き込みながら、段階的かつ協力的に実施される。 • 開示されるべき情報の種類とその適切な形式について、明確なガイダンスを提供する。
マレーシア	• 化学物質に関する調和された情報の詳細で明確な定義が必要である。議論は、リスクアセスメントのアプローチに基づくものでなければならず、その上で、プラスチックのライフサイクルの各段階で包括的な安全性評価ができるよう、化学物質のリスクアセスメントの枠組みを開発する。
イラン	• 意図する成分に関するより一般的なデータを生産者が提供する。 • プラスチックに添加される最後の段階で含有量を規制し測定すれば、最終添加後の濃度は一次添加時よりも確実に低くなるため、追加的な対策は必要ない。プラスチックが製品を製造するために使用される場合、同じシナリオが続き、プラスチック材料が製品を製造するために使用される最後のステップで含有量を知ることができれば十分であり、それ以降の測定は必要ない。
日本	• 情報開示については、各国の実情に応じた適切な措置を検討すべきである。

2．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（2）各国コメント：支持　-2

- プラスチック製品のライフサイクルを通じた化学物質とポリマーの追跡に関しては、明確で定義された規制に基づいたアプローチを採用する。[グアテマラ]
- 自国の国内法に則り、プラスチックの生産に使用される化学物質及びポリマー、並びに規制されるプラスチック製品の種類及び生産量、輸出入に関する情報を、透明性のある方法で監視、追跡し、適切かつ容易に入手可能な形で公表し、更新する。[米]
- プラスチック製品の透明性と追跡は、国境を越えた移動とEPRシステムにとって重要。[ケニア]
- プラスチックポリマー、プラスチック、プラスチック製品、規制プラスチック製品の生産に使用される化学物質とポリマーの種類と生産量、輸出入量を、そのライフサイクル全体にわたって監視し、追跡する。[ガボン、PSIDS]

国名等	コメント
PSIDS	• 製品の化学物質、ポリマー、プラスチック含有物の追跡をライフサイクルを通じて確保する。 • プラスチックとプラスチック製品の生産に使用される化学物質とポリマーの生産、輸入、輸出の種類と量を監視・追跡する。
グアテマラ	• プラスチック製品のライフサイクルを通じた化学物質とポリマーの追跡に関しては、明確で定義された規制に基づいたアプローチを採用する。
米国	• 自国の国内法に則り、プラスチックの生産に使用される化学物質及びポリマー、並びに規制されるプラスチック製品の種類及び生産量、輸出入に関する情報を、透明性のある方法で監視、追跡し、適切かつ容易に入手可能な形で公表し、更新する。
イラン	• 追跡は認めない。ポリマーを除外し、化学物質とプラスチックの用途のうち、それらで作られた製品だけを対象にする。
ガボン	• プラスチックポリマー、プラスチック、プラスチック製品、規制プラスチック製品の生産に使用される化学物質とポリマーの種類と生産量、輸出入量を、そのライフサイクル全体にわたって監視し、追跡する。
ケニア	• プラスチック製品の透明性と追跡は、特に国境を越えた移動とEPRシステムにとって極めて重要である。
パラオ	• 各締約国に、プラスチックポリマー、プラスチック、プラスチック製品（規制プラスチック品目を含む）の製造に使用される化学物質とポリマーの種類と生産量、輸入量、輸出量を、そのライフサイクル全体を通じて監視・追跡することを義務付ける。
ニュージーランド	• 締約国に対し、一次プラスチックポリマーの生産、輸入、輸出に関連する政府のインセンティブや補助金制度を監視し、追跡することを義務付けることにより、透明性を高める。
日本	• 種類、生産量、輸出入量の監視・追跡については、各国の実情を踏まえつつ、ライフサイクル全体でどの程度の情報提供が必要かを検討する必要がある。

2．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（2）各国コメント：支持　-3

- プラスチックの循環利用を促進し、十分な情報に基づいた意思決定を可能にし、 プラスチックの再使用、修理、改修、リサイクルを促進するために、プラスチックとプラスチック製品のマーキングとラベリングの要件を定める/奨励する。[PSIDS、米、ガボン、パラオ]
- 目視または機械で容易かつ迅速に追跡できるラベルまたはマーケティングコード化システムを確立し、発展させる。[イラン]
- ラベル表示などについては、各国の事情を考慮し、自主的に他の選択肢を確立すべきである。[日]

国名等	コメント
PSIDS	• プラスチックとプラスチック製品のマーキングとラベリングの要件を定める。
米国	• プラスチックの循環利用を促進し、十分な情報に基づいた意思決定を可能にし、 プラスチックの再使用、修理、改修、リサイクルを促進するために、プラスチック製品のマーキングとラベリングを奨励する。
イラン	• リサイクルトライアングルのような現行のコード化システムをベースに、目視または機械で容易かつ迅速に追跡できるラベルまたはマーケティングコード化システムを確立し、発展させる。
ガボン	• COP1で採択する指針に基づき、かつ、プラスチックのライフサイクルを 通じて人の健康及び環境を保護する目的で、文書の附属書に規定することができる措置に従って、マーキング及びラベリングの要件を定める。
パラオ	• 附属書に、表示とラベリングの要件に関するガイドラインを含める。
日本	• プラスチック容器包装の主要材料（PE、PSなど）のラベル表示など、業界の自主的な取り組みにより成果を上げている国もあり、川下の生産者や輸入者が、川上から数量に至るまで、すべての製品の具体的な化学組成に関する情報を必ずしも持っていないことは承知している。各国の事情を考慮し、自主的に他の選択肢を確立すべきである。

2．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（2）各国コメント：支持　-4

- 収集した情報を、可能な限り標準化された様式で、理事会に報告する。[PSIDS、米]
- 機密保持の必要性も認めなければならない。[マレーシア、日]
- 情報を公的にアクセス可能なデータベース上で利用できるようにする。[ガボン、ノルウェー]

国名等	コメント
PSIDS	• 収集した情報を標準化された形式で理事会に報告する。
マレーシア	• 機密保持の必要性も認めなければならない。
米国	• 収集した情報を、可能な限り標準化された様式で、理事会に報告する。
ガボン	• 情報を公的にアクセス可能なデータベース上で利用できるようにする。 • この条文の要請を管理し実施するために必要なデータベースを開発し促進する。 • 理事会により設立されるグローバル・データベースの開発及び維持に協力する。
ケニア	• プラスチックに関する世界的なデータベースを確立する。
ノルウェー	• 一次及び二次プラスチックの生産者に対し、生産されるポリマーの種類及び量、生産に使用される化学物質の種類及び量に関する国際的に整合された情報を開示し、当該情報を一般にアクセス可能なデータベースで利用可能にすることを求める。
パラオ	• 調和された情報を一般に公開するための要件を明示する。
アフリカ地域	• 調和された世界的な追跡システムに関する要素を盛り込むべきである。
日本	• 関連するCBI（企業秘密情報）や人体への影響も考慮すべきである。

2．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（2）各国コメント：支持　-5

- 政府機関だけでなく、それを実施する利害関係者との協議が必要である。[韓]
- 輸入業者だけでなく、輸出業者も対象に含める。[インドネシア]
- WTO規制と一致し、プラスチックのライフサイクル全体を通じて他のMEAとの重複を避け、理事会によって採択されたガイドラインに基づく。[印]
- 国際協力と能力開発が重要である。[PSIDS]

国名等	コメント
PSIDS	• 国際協力と能力開発が重要である。 • 太平洋島嶼国特有の脆弱性に対処することが極めて重要である。
グアテマラ	• これらのガイドラインに効果的に対処するには、協力的で段階的かつ技術的に健全なアプローチが必要である。
韓国	• 政府機関だけでなく、それを実施する利害関係者との協議が必要である。
米国	• 必要に応じて、理事会によって採用されたガイダンスを考慮に入れる。
インドネシア	• 輸入業者だけでなく、輸出業者も対象に含める。
キューバ	• インフラ、技術アクセス、強力な統計情報オフィスの構築が必要である。
ノルウェー	• 金融部門を含む大企業および多国籍企業に対し、そのサプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオに沿ったものを含め、プラスチック汚染に関連するあらゆる原因からの活動、リスク、機会、依存関係、影響、財務の流れについて、義務的な情報開示を確保するための法的、行政的または政策的措置を講じる。
インド	• WTO規制と一致し、プラスチックのライフサイクル全体を通じて他のMEAとの重複を避け、理事会によって採択されたガイドラインに基づく。 • 途上国締約国は、それぞれの国に関してパラグラフ1に規定する義務を遵守するために必要な技術的及び財政的資源の評価に基づき、必要な技術的及び財政的支援を提供される。

2．PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
（3）各国コメント：不支持

- これらの条項は時期尚早である。[露]
- 情報の事務局への提出に関する規定を削除する。[露]

国名等	コメント
ロシア	• すべてのプラスチックおよびプラスチック製品のライフサイクルを通じた化学組成に関する調和された情報を開示する。 • 情報の事務局への提出に関する規定を削除する。 • これらの条項は時期尚早である。

① 会合概要作成と我が国への影響分析
(c) INC第4回会合に向けて
a) ゼロドラフト改訂内容比較

- INC第4回会合（INC.4）に向けて、INC事務局より、INC.3の議論や各国・地域ステートメント/サブミッションの内容を反映した条文の各要素のオプションに関するゼロドラフト改訂版が2023年12月末に公表された。INC.2後に公表されたゼロドラフトの各要素オプションと、INC.3後に公表された本ゼロドラフト改訂版の各要素オプションの内容を整理し、改定・追加・修正等の状況を分析した。

a) ゼロドラフト改訂内容

- INC事務局より９月４日に公開された条約ゼロドラフト*のPartII部分の各要素のオプションと、12月28日にINC.3の結果を反映して改訂された条約ゼロドラフト改訂版（revised draft text）**のPartII部分の各要素のオプションの改訂状況を整理・比較した。

＊UNEP/PP/INC.3/4 Zero draft text of the international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment
＊＊UNEP/PP/INC.4/3 Revised draft text of the international legally binding instrument on plastic pollution, including in the marine environment

1．構成

- 構成は以下のとおり（下線部はINC.3後に新たに追加された項目）

Part Ⅰ
1.前文
2. 目的
3. 定義
4. Principles
5. Scope

Part Ⅱ
1. 1次プラスチックポリマー
2. 懸念のある化学物質とポリマー
3. 短寿命で単回使用のプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品
   a. 短寿命で単回使用のプラスチック製品を含む、問題のある回避可能なプラスチック製品
   b. 意図的に添加されたマイクロプラスチック
3bis. マイクロー，ナノプラスチック
4. 締約国が要請に応じて利用できる免除
4bis. 専用の作業プログラム
5. 製品の設計、構成、性能
   a. [製品の[設計と] 性能]
   b. プラスチックとプラスチック製品の[[リデュース] 、 [リユース] 、 [リサイクル] 、再充填、修理と] [プラスチック製品の循環型アプローチ]
   c. 再生プラスチックの使用
   d. 代替プラスチックとプラスチック製品
6. 非プラスチック代替品
7. 拡大生産者責任
8. ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出
9. 廃棄物管理
   a. プラスチック廃棄物管理
   b. 漁具
10. リストされた化学物質、ポリマー、製品、プラスチック廃棄物の取引
   a. リストされた化学物質、ポリマー、製品の取引
   b. 有害ではないプラスチック廃棄物の越境移動
11. 海洋環境を含む既存のプラスチック汚染
12. 正当な移行
13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング
13bis. Part IIに関する包括規定

Part Ⅲ
1. 資金調達[メカニズム [とリソース]]
2. キャパシティ・ビルディング、技術支援、技術移転

Part Ⅳ
1. 国別計画
2. 実装と遵守
3. 進捗状況の報告
4. この文書*の実施状況の定期的な評価とモニタリング、および有効性
   a. 有効性評価
   b. 懸念のある化学物質やポリマー、マイクロプラスチック、問題のある回避可能な製品のレビュー
   b. c.懸念のある[有害]化学物質[およびポリマー]、マイクロプラスチック、問題のある製品、回避可能な製品[、およびプラスチック以外の代替品] のレビュー
5. 国際協力
6. 情報交換
7. 啓発、教育、研究
8. [パートナーおよび]ステークホルダー・エンゲージメント
8bis. 健康側面

Part Ⅴ
1. 理事会
2. 補助機関
3. 事務局

Part Ⅵ
付録：本文書の可能性のある附属書
附属書A 一次プラスチックポリマー、懸念のある化学物質及びポリマー
附属書B 問題のある回避可能なプラスチック製品（短寿命のプラスチック製品、単回使用プラスチック製品、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む）
附属書 C 製品の設計、構成および性能
附属書D 共通原則に基づくEPRシステムの確立と運用のための様式
附属書E ライフサイクルを通じたプラスチックの排出と放出
附属書F 廃棄物管理
附属書G 国別計画の書式
附属書X - プラスチックのライフサイクルの各段階における効果的な対策

2. PartⅡ 1. 一次プラスチックポリマー

○ゼロドラフト（昨年9月）

（共通） 製造による人健康/環境への悪影響の可能性を防止・緩和		
オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標・期限あり	**オプション２** （世界で目標設定＋各国規制） ※共通の目標・期限あり、国別目標	**オプション３** （各国規制） ※共通の目標・期限なし

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション0 **（条約の対象外）**	**オプション1**		
	サブオプション1	**サブオプション2**	**サブオプション3**

（補足）
- ゼロドラフト（昨年9月）から、INC.3での各国からの意見を踏まえてブラケットで追加され、Revised draft text（昨年12月末）として公表された。
- Revised draft text（昨年12月末）の、ゼロドラフト（昨年9月）からの主な変更点（青字）を上記に示す。（shall, should 等の用語単位での追加意見を除く）
- ゼロドラフト（昨年9月）と規定内容等が同じ場合は同じ色で、観点（世界一律/各国規制、等）のみが同じ場合は同類色で示す。

（凡例）

- 【ゼロドラフト】共通
- 【ゼロドラフト】世界一律
- 【ゼロドラフト】各国規制
- 【ゼロドラフト】世界一律＋各国規制
- 【revised text】安全・持続可能性
- 【revised text】条約対象外
- 【revised text】世界一律
- 【revised text】各国規制
- 【revised text】世界一律＋各国規制
- 【revised text】開発と使用
- 【revised text】世界推奨
- 【ゼロドラフト】各国推奨
- その他

2.PartⅡ 2.懸念のある化学物質／ポリマー

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１（世界で一律規制）※共通のリスト・基準・期限あり	オプション２（各国規制＋世界一律規制）※共通のリストあり、基準・期限なし	オプション３（各国規制）※共通の基準あり、期限なし

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０（条約の対象外）	オプション１	オプション２※共通のリスト（POPs条約附属書（製造の禁止・制限）の引用、期限あり	オプション3	オプション4※3.問題のあるプラスチックと統合（世界で一律規制）※懸念のある化学物質・ポリマーについては、オプション1とほぼ同じ。	オプション5※3.問題のあるプラスチックと統合（世界で一律規制＋各国規制）※懸念のある化学物質・ポリマーについては、オプション2とほぼ同じ。

3.a.問題のあるプラスチック製品

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１（世界で一律規制）※共通の基準・リスト・期限あり	オプション２（各国規制）※共通の基準あり、共通のリスト・期限なし、国別期限

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０（条約の対象外）	オプション１	オプション２※共通基準or 国別基準	オプション３（各国規制）※途上国考慮

2.PartⅡ 3.a.問題のあるプラスチック製品

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１ （世界で一律規制） ※共通の基準・リスト・期限あり	オプション２ （各国規制） ※共通の基準あり、共通のリスト・期限なし、国別期限

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０ （条約の対象外）	オプション１	オプション２ ※共通基準or 国別基準	オプション３ （各国規制） ※途上国考慮

3.b.意図的マイクロプラスチック

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１ （世界で一律規制） ※プラ製品の製造・使用販売・流通・輸出入を不許可 ※共通の例外リストあり	オプション２ （各国規制） ※共通の基準あり

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０ （条約の対象外）	オプション１	オプション２	オプション３ （各国規制） ※共通の基準なし、人健康及び環境影響によるリスクを考慮	オプション4 （世界で一律規制） ※プラ製品の使用のみ規制	オプション５ ※「8.ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出」と統合

2.PartⅡ 5.a.製品設計、組成、性能

○ゼロドラフト（昨年9月）

（共通）
- **1次プラポリマー・プラ・プラ製品の需要・使用削減、**
- **プラ・プラ製品の安全性・耐久性・再利用可能性・詰め替え可能性・修理可能性・改修可能性向上と再利用・リサイクル・廃棄能力の向上、**
- **マイクロプラの放出・排出最小化**

オプション１ **（世界で一律規制）** ※一律の基準、共通の要素、期限あり	**オプション２** **（各国規制）** ※共通の要素あり

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０ **（条約の対象外）**	**オプション１（共通）**			**オプション2** **（各国規制）** ※プラ製品の需要・使用の削減等は規制は含まない。 国別計画に従う。 各国の財源・技術移転の必要性・動員。
	サブオプション1 ※共通の要素 ＋STEP（科学・技術・経済パネル）勧告	**サブオプション2**	**サブオプション3** **（各国規制）** ※共通の要素なし	

a) ゼロドラフトの改訂内容比較

2.PartⅡ 5.b.リデュース・再使用・修理

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標、共通ガイダンス（COP1で採択）、期限あり	オプション２ （各国規制） ※各国目標、共通ガイダンス（COP2で採択）、期限あり

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション１ ※調和基準の発行あり	オプション２ ※財源・技術移転の利用可能性。	オプション３ （各国規制） ※共通ガイダンスあり（COP3で採択）	オプション４ （各国規制） ※共通ガイダンスなし。財源・技術移転の必要性・動員。	オプション５ （世界で一律規制） ※一律の目標、共通ガイダンスなし、期限あり ※共通ガイダンスなしだが、努力規定。

5.c.再生プラスチックの使用

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標・期限あり	オプション２ （各国規制） ※共通の要素あり、期限なし

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション１	オプション２	オプション３ （世界で一律規制） ※調和基準あり	オプション４ （各国規制） ※共通の要素なし

2.PartⅡ 5.d.代替プラスチック･プラ製品

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１（安全･持続可能を確保）	オプション２（開発と利用の推奨＋安全･持続可能を確保）

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０（条約の対象外）	オプション１ ※一律の基準＋STEP勧告	オプション２	オプション３（安全･持続可能を確保） ※バイオベース、生分解性、堆肥化可能なプラの対象を明確化。	オプション４ ※「6.非プラスチックへの代替」と統合

2.PartⅡ 6.非プラスチックへの代替

○ゼロドラフト（昨年9月）

開発と使用の推奨･促進 ※複数のオプション選択なし

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０（条約の対象外）	オプション１	オプション２（開発と使用の推奨･促進＋安全･持続可能性を確保＋イノベーションの促進、インセンティブ活用＋規制･経済手段･公共調達の推奨）	オプション３（開発と使用の推奨･促進＋安全･持続可能性を確保＋イノベーションと研究の促進、インセンティブ活用＋規制･経済手段･公共調達の推奨＋評価＋自主的認証制度）	オプション４（イノベーションと研究の促進）	オプション５（安全･持続可能性を確保）	オプション６ ※「5.製品設計、組成、性能」と統合

2.PartⅡ 7.拡大生産者責任（EPR）

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１（世界で一律運用） ※共通様式	オプション２（各国推奨） ※共通様式（COP1で採択）

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０（条約の対象外）	オプション１	オプション２	オプション３（各国規制） ※EPRスキームを通じたプラスチックフットプリントの最小化、トレーサビリティと責任の明確化、世界・地域レベルの協力	オプション４（各国推奨） ※生産・輸入者の責任明確化

8.ライフサイクルを通したプラスチックの排出と放出

○ゼロドラフト（昨年9月）

世界一律の規制
※共通の排出源リスト（注）、期限あり、共通のガイダンス（COP1で採択）

注）有害物質（マイクロプラ含）[大気]、化学物質・ポリマー・プラ・プラ製品の生産・輸送・使用[土壌・水域]、化学物質・ポリマー・プラ・プラ製品[大気・土壌・水・生態系]

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション１ ※共通 or 国別の排出源リスト、期限あり 化学物質・ポリマー・プラ・プラ製品のリストあり、 ※先進国からの知識共有・技術移転	オプション２（世界一律の規制） ※漁具・水産養殖用具に関する規制	オプション３（各国規制） ※共通の排出源リスト・期限なし ※財源・技術移転の必要性・動員	オプション４（世界一律の規制） ※共通の排出源リストあり（注）、期限なし 注）廃プラの流出[陸・水域]、意図的マイクロプラの流出が追加。化学物質は削除。	オプション５（世界一律の規制＋各国規制） ※他のMEAsの化学物質等の共通の排出源リストあり、期限なし ※［全ての環境］を追加

2.PartⅡ 9.a.廃棄物管理

○ゼロドラフト（昨年9月）

オプション１ （世界で一律規制） ※一律の目標、共通のリストあり	オプション２ （各国規制） ※共通の指標、リストあり、国別目標あり

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映
（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション１ （世界で一律規制＋各国規制） ※一律の目標＋国別目標あり、共通リストなし	オプション２	オプション３ （各国規制） ※共通の指標、リストなし、バーゼル条約のガイドライン利用	オプション４ （各国規制） ※廃棄物管理システム・インフラへの投資、 リソースの動員促進、 消費者意識向上

2.PartⅡ　10.リストされた化学物質、ポリマーと製品、プラスチック廃棄物の取引

a.リストされた化学物質、ポリマー、プラ製品の取引

〇ゼロドラフト（昨年9月）

世界で一律規制
※共通のリスト有り（化学物質・ポリマー、問題のある回避可能なプラ、マイクロプラ）、共通の輸出要件有り（使用・管理方法、開示、ラベル、通関）

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

〇Revised draft text（昨年12月末）

オプション0（条約の対象外）	オプション1				オプション2（a.b.共通、貿易関連措置）※マラケシュ協定・附属書の適用・準拠
	サブオプション0（条約の対象外）	サブオプション1	サブオプション2（世界推奨）※共通のリスト無し ※国際経済システム促進のための協力 ※輸出要件無し	サブオプション3（各国規制）※WTOとの整合性	

b.プラスチック廃棄物の越境移動

〇ゼロドラフト（昨年9月）

世界で一律規制

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

〇Revised draft text（昨年12月末）

オプション0（条約の対象外）	オプション1					オプション2（a.b.共通、貿易関連措置）※マラケシュ協定・附属書の適用・準拠
	サブオプション0（条約の対象外）	サブオプション1	サブオプション2（バーゼル条約の適用）	サブオプション3（バーゼル条約の適用＋関連する地域・国際条約との調整）	サブオプション4（各国協力）	

2.PartⅡ　11.海洋環境を含む既存のプラスチック汚染

○ゼロドラフト（昨年9月）

世界で協力、各国で啓発・情報公開

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）。
ブラケットは複数ついているが、オプションの追加・削除等はなく、基本的に内容・構成は同じ

○Revised draft text（昨年12月末）

世界で協力、各国で啓発・情報公開

12.正当な移行

○ゼロドラフト（昨年9月）

各国で公平かつ包摂的な意向の促進（脆弱な集団に特別な配慮）

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション１	**オプション２** **各国で公平かつ包摂的な意向の促進** **（影響を受ける開発途上国の社会的・経済的影響への特別な配慮** **＋脆弱な集団に特別な配慮）**	**オプション３** **各国で公平かつ包摂的な意向の促進** **（影響を受ける開発途上国の社会的・経済的影響への特別な配慮** **＋脆弱な集団に特別な配慮）** ※国別計画

2． PartⅡ　13.透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

○ゼロドラフト（昨年9月）

各国で情報開示、トレーサビリティ確保、ラベリング、監視・追跡、報告

昨年11月のINC3でのCG1での各国意見を反映（ブラケットで文言追加等）

○Revised draft text（昨年12月末）

オプション０（条約の対象外）	オプション１

① 会合概要作成と我が国への影響分析

(d) INC議論に影響を与える可能性のある他国・機関等の関連施策の動向・分析

a) OECDによるシナリオ分析
b) 欧州における化学物質管理規制
c) 北欧による問題のあるプラスチックの基準案
d) オーストラリア・ニュージーランドによる問題のあるプラスチックの基準案
e) 関連MEAsの概要【非公開】

- INCでの議論に影響を与える可能性のある主要国/国際機関等により公表された関連施策や報告書の内容を整理・分析した。
- これらの関連施策・報告書の内容は、「（１）海外の資源循環施策等に関する調査」の「⑥容器包装」及び「⑦プラスチック」とも関連性が高いものである。

a) OECDによるシナリオ分析

- OECDレポート『Towards Eliminating Plastic Pollution by 2040～A Policy Scenario Analysis』中間所見の概要を整理した。

本OECDレポートは、
- プラスチック汚染を終わらせるという目標を費用対効果よく達成するためには、プラスチックのライフサイクル全体でどの程度の厳格な政策をとるべきなのか。
- プラスチック汚染を終わらせるために2040年の目標を目指すことの利点と複雑さ、そして行動が遅れた場合の影響は何か。

について、分析を行い、設定された4つのシナリオ別に分析した結果の中間的知見をまとめたものである。
本レポートは、国際的な協調と政策の厳格さのレベルが世界的に異なる代替的な政策パッケージの利益とコストに光を当てるもの、と解説されている。
プラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書を策定するための政府間交渉委員会の第3回会合を前に、現在進行中のこの作業から得られた中間的な知見をまとめたものであり、より詳細な分析とより詳細な政策指針を含む完全な報告書は、2024年前半に発表される予定である。

【原文参照箇所】p.2

0.本レポートからのキーメッセージ：４つのシナリオ

1. **【ベースライン・シナリオ】**従来通りのビジネスは持続不可能である。プラスチックの使用量は増加し続け、2040年までに（マクロ）プラスチックの環境への漏出量が50%増加する（年間30百万トン、うち9百万トンが水生環境に漏出）。プラスチックの使用量と廃棄量の急増は、環境、気候、健康への悪影響を拡大する。
2. **【各国によるボトムアップ的で協調性のない政策行動シナリオ】**プラスチック使用量の増加を減速させることができる。しかし、それでもプラスチックの使用量と廃棄量は、2040年までに2020年比で50%以上増加する。同様に、廃棄物回収とリサイクルの改善によってプラスチックの漏出は減少するだろうが、それでも2040年までに23百万トンのプラスチックが環境中に漏出することになる。
3. **【適度な協調シナリオ】**非OECD諸国では下流への介入に重点を置き、OECD諸国ではライフサイクル全体にわたって野心的な行動をとるというように、政策アプローチを適度に国際的に整合させれば、成果はさらに改善される。一次プラスチックの使用量は、2040年までに2020年水準で安定する。しかし、このシナリオでは、プラスチックの漏出は2040年には12百万トンとなり、依然として多い。
4. **【世界的な野心シナリオ】**早期かつ厳格で協調的な政策行動を伴う世界的な野心は、2040年のプラスチック廃棄物発生量をベースラインより4分の1削減し、2040年までに不適切に管理された廃棄物を実質的になくすことができる（119百万トン→4百万トン）。その結果、プラスチックの漏出もほぼなくなる（2040年には1.2百万トン）。しかし、河川や海洋のプラスチック貯蔵量は、2020年の152百万トンから2040年には226百万トンに増加する（ベースラインより74百万トン減少）。
5. **【野心の遅延シナリオ】**対策の遅れは、短期的には経済的利益をもたらすかもしれないが、長期的には社会的、環境的影響をもたらす。

0.本レポートからのキーメッセージ：世界的な野心シナリオの補足

【原文参照箇所】p.2

5. 【コスト面】野心的な政策行動は、ベースラインを下回る2040年の世界GDPの0.5%のコストとなる。しかし、これらのコストは、不作為による回避コストを除外したものであり、環境面の成果が大幅に改善されるという文脈で見る必要がある。上流と下流の両方の対策を含む包括的なアプローチであれば、移行にかかるコストを抑えることができる。
6. 【コスト面】世界的に野心的な行動をとる場合の最大のコスト（GDP比）は、特にサハラ以南のアフリカなど、管理システムが進んでいない急成長国にかかると予測される。廃棄物の収集、分別、処理のための投資ニーズは、非OECD諸国を合わせると、2020年から2040年の間に1兆米ドル以上に達する。廃棄物発生量の削減は、収集、分別、処理のコストを抑制するため、これらのコストを抑えることができる。多額の資金が必要であり、コストが不均等に配分されることから、国際協力の必要性が示唆される。
7. 2040年までにプラスチックの漏出をなくすためには、リサイクルのブレークスルーや、スクラップや二次プラスチックのための十分に機能する国際市場の拡大など、技術的にも経済的にも大きな障壁を克服しなければならない。

【原文参照箇所】 p.3-4
「目的とスコープ」

1.目的とスコープ

- 2022年3月、国連加盟全193カ国は、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書（「文書」）を作成するという画期的な決定で一致（UNEA決議5/14）
- 現在の政策は、プラスチックの流入と汚染の傾向を大きく変えるには至っていない。
  - 2022年には、世界全体で21百万トンのマクロプラスチックが環境中に漏出すると推定（10年前よりも1/3早い）
  - プラスチックは世界の温室効果ガス総排出量の3.8%（2022年1.9GtCO2e）に寄与
- 世界の国や地域は、プラスチック汚染の削減において多様な地域事情に直面している。
  - 国や地域ごとに優先事項が異なれば、政策手段の種類や厳格さに関する好みも異なり、生産と需要を抑制するプラスチックのライフサイクルの上流での行動と、下流の廃棄物管理とのバランスなど、将来の文書の意図する範囲に関する見解も異なるかもしれない。
- 各国は政策行動と投資を強化する上で、より困難な状況に直面する可能性がある。
  - 野外投棄や野外焼却の廃止、廃棄物収集・管理システムの構築は、多くの低所得国に共通する課題である。
- 本レポートは、プラスチックのライフサイクルにおける国際的な野心と政策の厳格さのレベルを変化させた場合の潜在的な利益と結果のスナップショットを提供することにより、現在進行中のプラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）の交渉プロセスを支援するもの
- 一連の代替政策シナリオを提示することで、この作業は、現在交渉中の法的文書の範囲と目的における様々なレベルの野心が、環境に及ぼす影響（環境へのプラスチックの漏出、河川や海洋での拡散を含む）と経済的影響（地域のマクロ経済と廃棄物管理コストを含む）の概要を提供する
- 分析は、政策行動の優先順位をどこに置くべきか、また、プラスチックのライフサイクルに沿った介入（生産と需要の抑制、循環性を考慮した設計、廃棄物の収集・分別・リサイクル・処理の強化を含む）が、プラスチック汚染の終息に向けた道筋を描く上でどのように役立つのかについて、いくつかの重要なトレードオフに関する重要な洞察を提供する

2.分析の前提・政策シナリオ
（1）政策シナリオの概要-1

【原文参照箇所】 p.4「目的とスコープ、Box.1」

- 政策シナリオ分析は、OECD Global Plastics Outlook刊行物（OECD, 2022*; OECD, 2022**）を基礎としている。
  *OECD (2022), Global Plastics Outlook: Policy Scenarios to 2060, OECD Publishing, Paris, https://doi.org/10.1787/aa1edf33-en.
  **OECD (2022), Global Plastics Outlook: Economic Drivers, Environmental Impacts and Policy Options, OECD Publishing, Paris, https://dx.doi.org/10.1787/de747aef-en.
- 4つの中核的な政策シナリオ
  - ➢ 政策の厳しさのレベルを変えてモデル化
    - ✓ 「a.協調性のない行動」シナリオ、
    - ✓ 「b.適度な協調」シナリオ、
    - ✓ 「c.世界的な野心」シナリオ、
    - ✓ 「d.野心の遅延」シナリオ

※a.b.c.d.は４つのシナリオを区別してわかりやすくするためにJFE独自で付与した番号



※現在進行中のプラスチック汚染対策の交渉で生じた問題や立場と直接関連する、代替の政策シナリオ

※各シナリオは、野心の度合い、国際協調の度合い、国内政策ミックスの厳しさにおいて異なる

【原文参照箇所】 p.4「目的とスコープ、Box.1」

2.分析の前提・政策シナリオ
（１）政策シナリオの概要-2

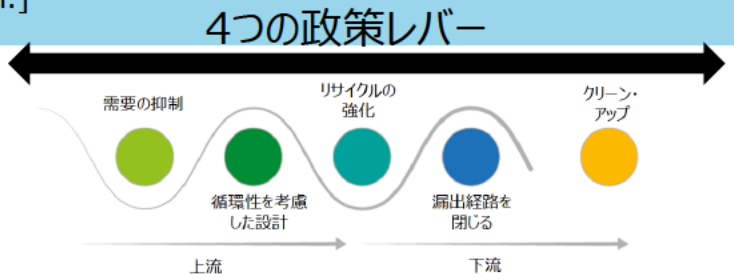
- a.協調性のない行動シナリオ：各国は国際的な法的拘束力のある目標には合意しないが、各国の行動計画や国別（または地域別）目標に導かれながら、プラスチックのライフサイクル全体を通じて自主的かつ自発的に政策の厳格性を高めていく
- b.適度な協調シナリオ：各国はプラスチック汚染を終わらせるための協調的な緊急介入の必要性で合意するが、必要な政策の選択については意見が分かれる。
  2040年までに漏出を阻止することを目指して包括的なライフサイクル・アプローチの導入に取り組んでいる国々は、プラスチックのライフサイクルのすべての段階において、政策の厳格性を強調している。
  他の国々も、協調性のない行動シナリオを超えて政策行動を強化しているが、廃棄物の収集、分別、処理の改善に焦点を当てた政策ミックスを選択している。
- c.世界的な野心シナリオ：2040年までにプラスチックの漏出をなくすという共通の目標に沿って、持続可能で循環型のプラスチック経済を実現できる政策介入パッケージを特定することを目的としている。プラスチックのライフサイクル全体で政策行動を世界的に強化する包括的かつ協調的なアプローチをモデル化したもの。
  - 政策立案者が2040年の目標達成に向けて、どのような機会、障壁、優先事項があるかを議論するための基礎となる。
  - 各国の政策の厳しさの度合いや実施のスピードなど、野心レベルを下げた場合の環境とマクロ経済への影響を検証する3つの追加シナリオと対比される。
- d.野心の遅延シナリオ：「世界的な野心」シナリオと同じ政策パッケージをモデル化したものであるが、マクロプラスチック漏出をなくすための 2060 年の目標に合わせて、より長い時間枠でモデル化されている。

【原文参照箇所】p.8
「2章」

2.分析の前提・政策シナリオ
（２）持続不可能な傾向を逆転させるための政策手段

- 政策介入はプラスチックのライフサイクル全体にわたっており、4つの中核的政策アプローチに分類することができる。
  [OECD (2022), Global Plastics Outlook: Economic Drivers, Environmental Impacts and Policy Options, OECD Publishing, Paris, https://dx.doi.org/10.1787/de747aef-en.]

■ プラスチック管理に影響を与える政策レバー



【上流】

1. 生産と需要を抑制する（**「需要の抑制」**）：例えば、不必要で問題のあるプラスチックを回避したり、製品の長寿命化、再利用、サービスへの需要シフトを促進することによって、生産と需要を持続可能な水準に抑制する。バージンプラスチック、特に特定のポリマーの生産を抑制することも、プラスチックの使用を抑制する上で効果的である。【指標：プラスチックの使用 ※GDPに対する使用量】

2. **「循環性を考慮した設計」**：例えば、有害な材料や化学物質を避け、再利用を促進し、製品規格を導入して修理可能性を向上させ、プラスチックからの代替を促進する。【指標：プラスチックの強度】

【下流】

3. **「リサイクルの強化」**：プラスチック廃棄物の分別収集、分別、リサイクルを改善することで、マテリアル・ループを閉じる。【指標：リサイクル率】

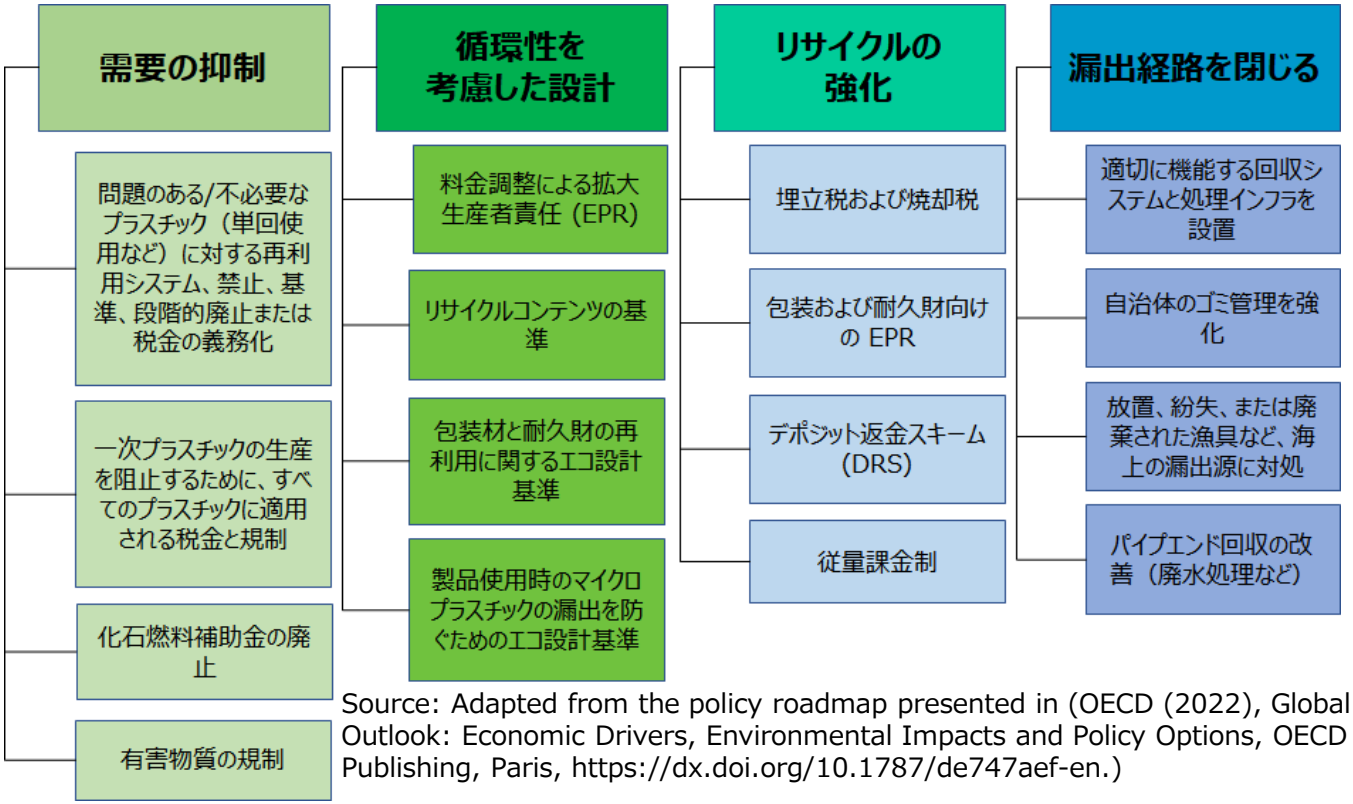
4. **「漏出経路の封鎖」**：効果的な廃棄物の回収と処理を通じて、環境へのロスを減らす。【指標：プラスチックの漏出】

【その他の手段】

5. クリーンアップ：例えば浜辺での回収や、プラスチックを捕獲する河川ごみブームの設置などによる、環境からのプラスチックの除去。この手法の評価は今後の分析に委ねられる。

【原文参照箇所】p.8-9「2章」

2.分析の前提・政策シナリオ
（３）関連する政策手段の抜粋



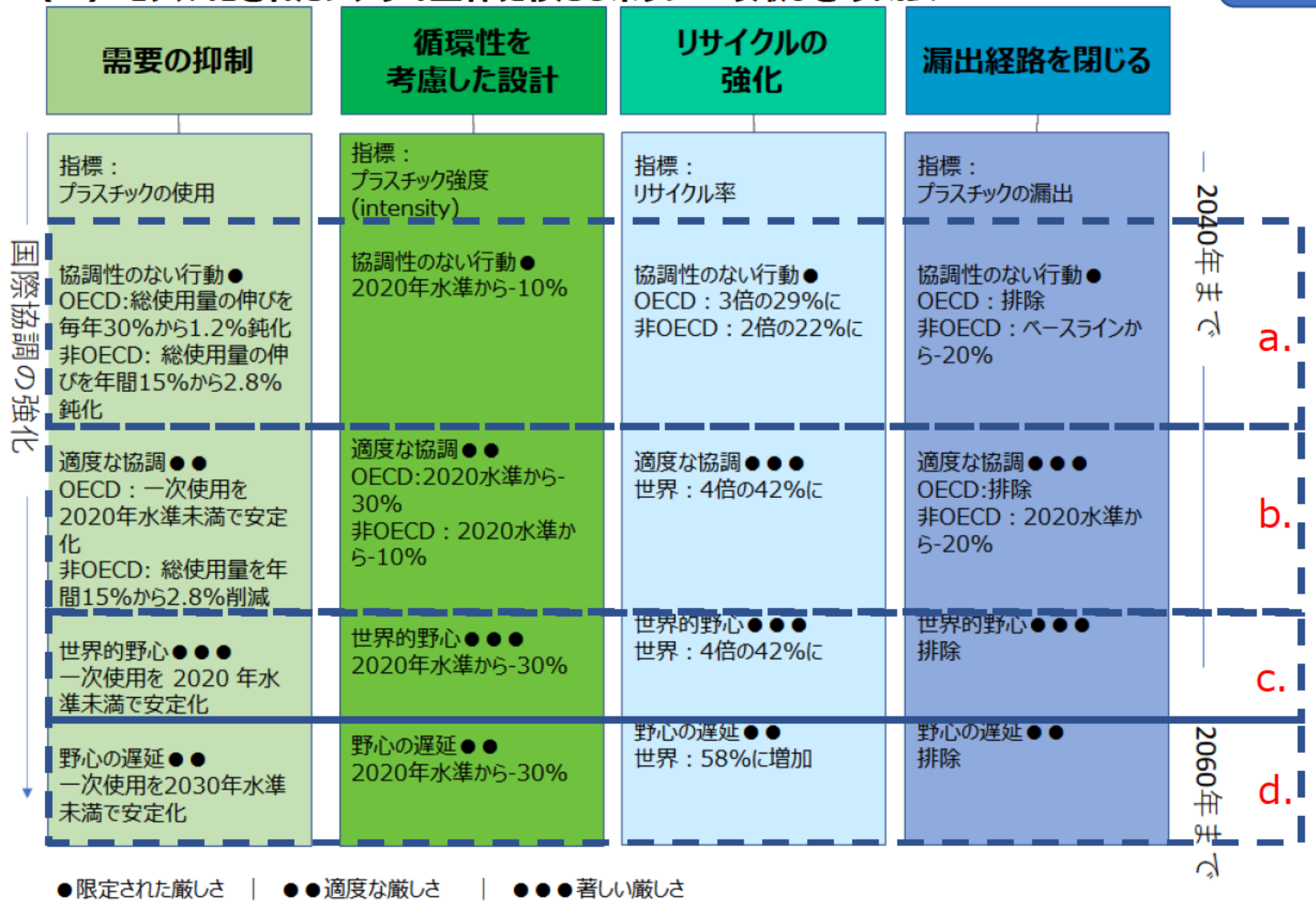
Source: Adapted from the policy roadmap presented in (OECD (2022), Global Plastics Outlook: Economic Drivers, Environmental Impacts and Policy Options, OECD Publishing, Paris, https://dx.doi.org/10.1787/de747aef-en.)

- プラスチックに特化した政策手段（例：単回使用プラスチックの使用禁止や税）もあれば、より広範な廃棄物や材料に対応する政策手段（例：固形廃棄物の投棄を抑制し、より一般的なリサイクルを促進する埋立地税）もある。
- 化学物質や廃棄物管理に関連する政策や、炭素税のような特定の外部性に対処するための政策など、分野別の政策を活用する機会もある。

- 単一の政策手段が単独で効果的に機能することはなく、相互に強化し補完し合う手段を組み合わせた幅広い政策ミックスの一部であるべきである。
- 規制的・経済的手段は、包括的アプローチの一環として、研究開発、情報、教育、ナッジング、利害関係者の連携への投資を含む実現政策と連動して機能する。
- 各国は、政策パッケージを拡大・強化し、上に示した4つのレバーにまたがる政策ツールボックスから、それぞれの状況に最も適した手段を選択する必要がある。
- 全体として、全ての国に適用される青写真は一つではない。多くの国々に合わせたアプローチを開発する必要がある。

2.分析の前提･政策シナリオ
（４）モデル化されたシナリオ全体にわたるポリシーの厳しさの概要

【原文参照箇所】p.10
「3章」



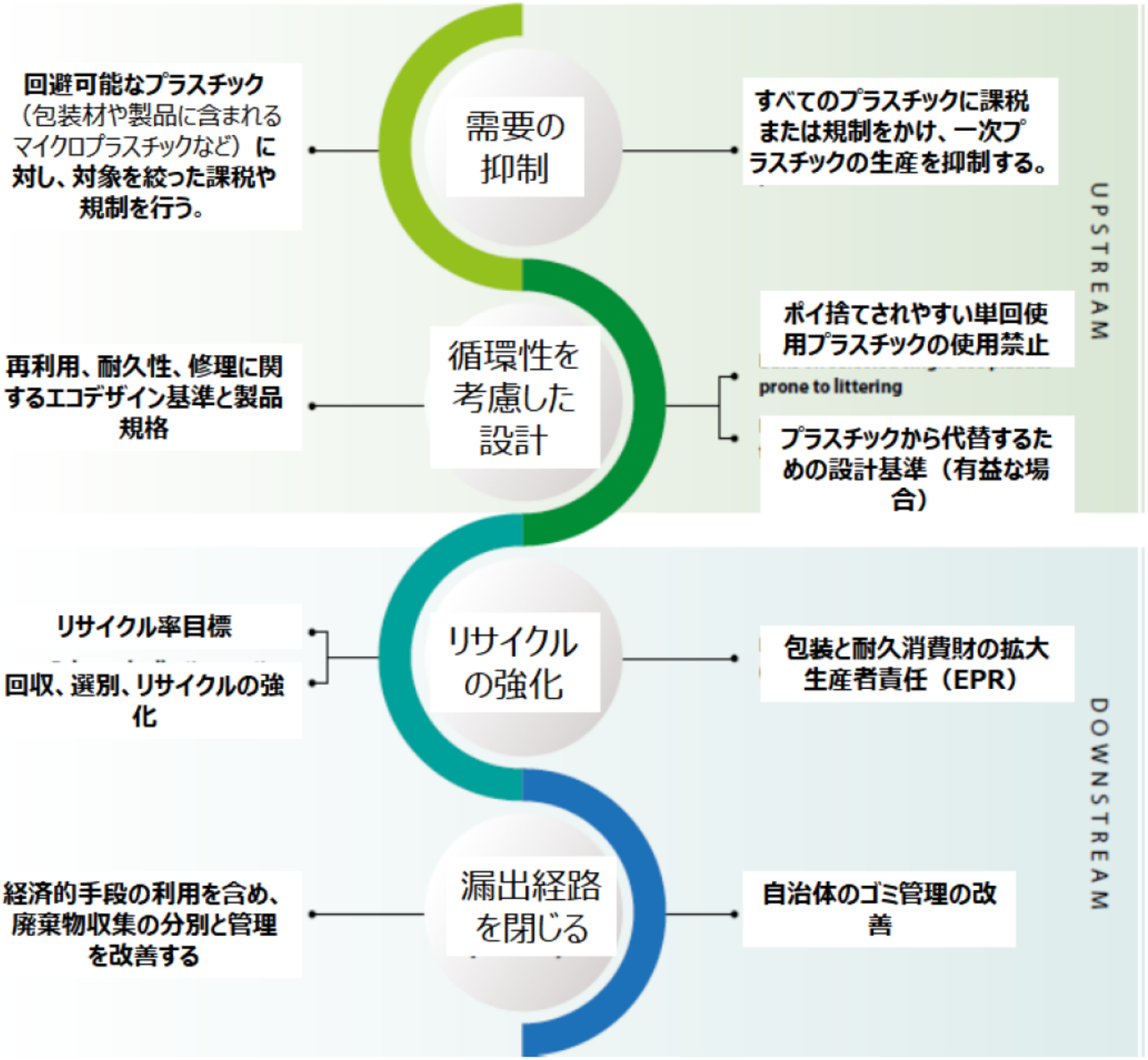
●限定された厳しさ ｜ ●●適度な厳しさ ｜ ●●●著しい厳しさ

注: プラスチック使用量 (トン / 百万米ドル) は、GDP に対するプラスチック使用量を指す。

これは、国や地域間、および長期にわたるプラスチック使用の比較を可能にする正規化された指標である。

2.分析の前提・政策シナリオ
（５）政策シナリオでモデル化された政策手段

【原文参照箇所】p.11
「3章」



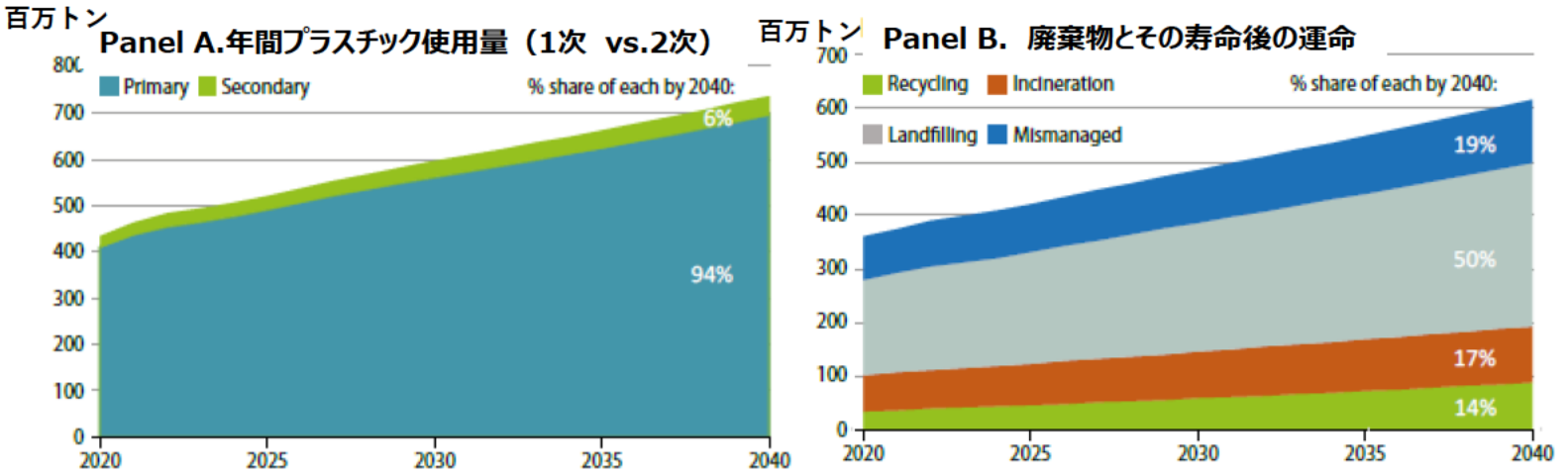
注：政策シナリオでモデル化された政策手段の選択は、規範的なものであることを意図したものではなく、実装可能な効果的な手段の潜在的なセットを示すものである。

【原文参照箇所】p.5
「1章」

3.各政策シナリオの分析結果：
（１）ベースラインシナリオ「従来のビジネスは持続不可能」-1

- 野心的で協調した世界的な政策措置がなければ、プラスチックの需要、廃棄物の発生、および不適切に管理された廃棄物は増加し続ける。
- 川や海洋へのプラスチックの漏出はさらに3分の1増加、2020年の6百万トンから2040年には9百万トン超に達すると予想されている。

- 人口増加と所得の増加という現在の傾向により、2040年には2020年水準と比較して年間プラスチック使用量と廃棄物発生量が70%増加すると見込まれる。
- 廃棄物の収集、分別、処理の改善が期待されるにもかかわらず、プラスチック廃棄物の発生量の増加は、2020年水準と比較して、不適切に管理された廃棄物（環境に配慮した方法で処分されていない廃棄物）の絶対量が増加し、プラスチック廃棄物管理コストが大幅に増加する。
- リサイクル生産量は増加し続けると見込まれているが、プラスチック廃棄物の発生量が増加すると、プラスチック廃棄物の使用済み処理における埋め立てと焼却の役割が引き続き重要になる。



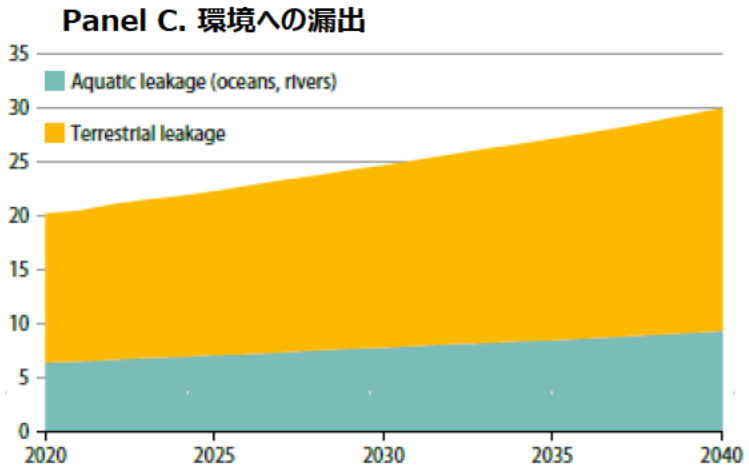
Source: OECD ENV-Linkages model; aquatic leakage from (Lebreton, L. (2023), Quantitative analysis of aquatic leakage for multiple scenarios based on ENV-Linkages, unpublished.).

図 1: より野心的な政策がなければ、プラスチックの流出と悪影響は大幅に増加する見通し

3.各政策シナリオの分析結果：（１）ベースラインシナリオ「従来のビジネスは持続不可能」-2

【原文参照箇所】p.6 「1章」

- 予想される傾向の結果として、陸上環境と水生環境の両方へのプラスチックの漏出は加速し、環境に対するさらなる悪影響につながる。
  - （マクロ）プラスチックの年間漏出だけでも、2020 年から 2040 年の間に50%増加し30百万トンに達する
  - マイクロプラスチックの漏出も引き続き増加すると予想される
- 重要なことは、水生環境におけるプラスチックの蓄積は悪化の一途をたどり、2020年の推定152百万トンから、2040年にはほぼ2倍の300百万トンに達する



Source: OECD ENV-Linkages model; aquatic leakage from (Lebreton, L. (2023), Quantitative analysis of aquatic leakage for multiple scenarios based on ENV-Linkages, unpublished.).

図 1：より野心的な政策がなければ、プラスチックの流出と悪影響は大幅に増加する見通し

【原文参照箇所】p.6
「1章」

3.各政策シナリオの分析結果：
（1）ベースラインシナリオ「従来のビジネスは持続不可能」-3

- 2021 年時点で実施されている気候政策を反映したベースライン・シナリオでは、プラスチックのライフサイクルからの GHG 排出量は 2040年には2020年比で60%増加する。
- すでに実施されている気候変動政策がGHG排出量の増加を制限しているとはいえ、定量化されたプラスチック関連排出量の大部分（ほぼ90%）は、プラスチック製造の生産・転換段階に起因しており（以下図）、削減は比較的困難である。
- プラスチックのライフサイクルからの排出量は、2020年には世界の総排出量の3.6%を占め、2040年には5.0%に増加すると予測されている。この割合の増加は、プラスチックに関連する排出量の継続的な増加と、気候変動問題への取り組みによる全体的な排出量の伸びの鈍化の組み合わせを反映している。

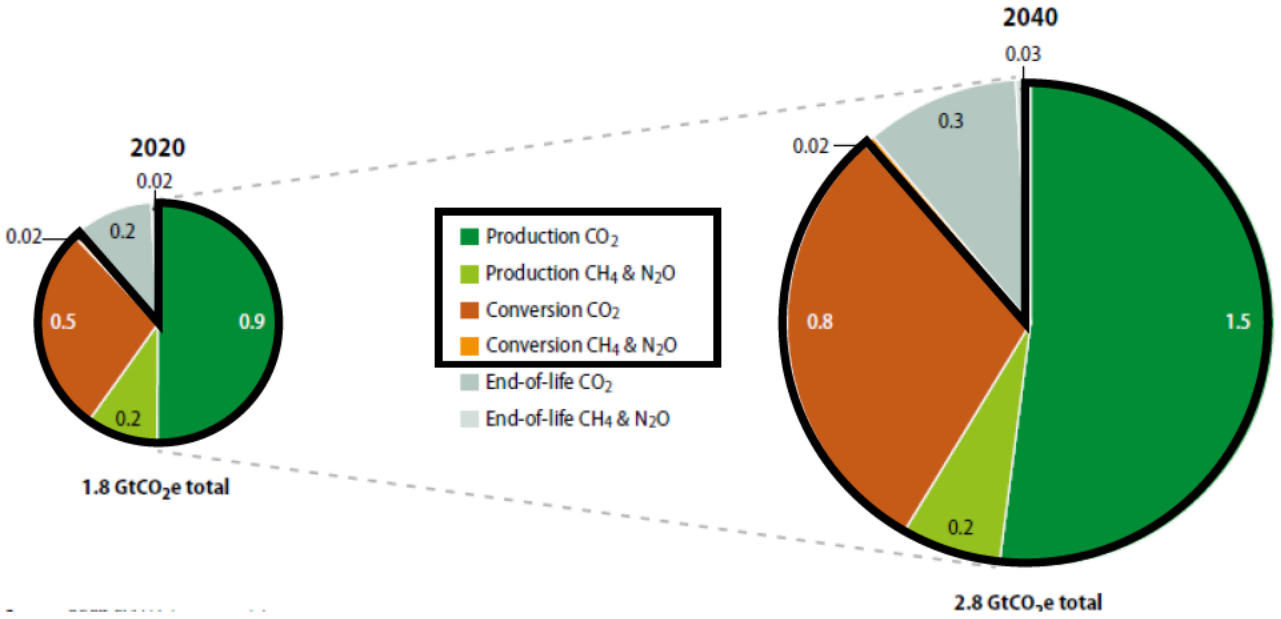


図2：プラスチックからのGHG排出量は大幅に増加すると予測される

Source: OECD ENV-Linkages model

【原文参照箇所】p.11「3章」

3.各政策シナリオの分析結果：（２）a.協調性のない行動シナリオ「協調性のない行動政策では、プラスチックの漏出をなくすことはできない」-1

【協調性のない行動】

- 国際的に合意された拘束力のある目標やアプローチがない中で、各国が独自に既存のレベルから政策行動を強化する、世界各地で政策の厳しさが異なる異質な状況をモデル化したもの。
- プラスチック汚染の有害な影響に対する世界的な認識が高まるにつれ、国際的に合意された目標がなくても、各国は自主的に政策イニシアチブの厳格さを高めている。同時に、各国はこの問題への取り組みにおいて、固有の状況、課題、利用可能な資源に直面しており、優先順位も異なっている。
- 強力な国際協調がなければ、調和されたエコデザイン規則や基準の開発、不必要で問題のあるプラスチックや化学物質の段階的廃止、再利用システムの拡大など、いくつかの対策の実施に複雑さが生じる可能性がある。
- さらに、国際協力や財政支援の潜在的な貢献は、低レベルの調整ではより限定的なものにとどまるだろう。

● 全体として、このシナリオは、上流・下流両方の対策について、すべての国での追加的な政策行動を意味するが、政策の厳しさは比較的低い。

【原文参照箇所】p.13
「4章」

3.各政策シナリオの分析結果：（２）a.協調性のない行動シナリオ-2

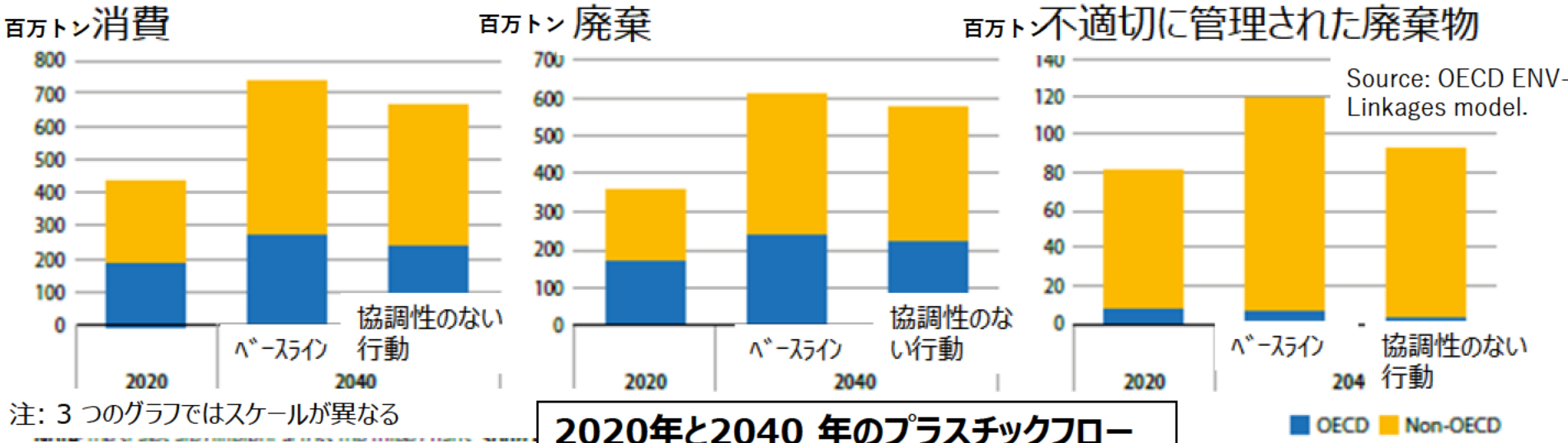
- この政策シナリオでは、世界各国が独自に、徐々に政策行動を拡大していく。国際的な協調が限られているため、このシナリオではプラスチック汚染をなくすには不十分である。

需要の抑制	循環性を考慮した設計	リサイクルの強化	漏出経路を閉じる
OECD プラスチック総使用量の伸びを年率1.2%に30%抑制 非OECD諸国 プラスチック総使用量の伸びを年率2.8%に15%抑制	プラスチック強度を2020年水準から10%削減	OECD プラスチックのリサイクル率を3倍の29%に 非OECD諸国 プラスチックのリサイクル率を2倍に	OECD プラスチックの漏出をなくす 非OECD諸国 プラスチックの漏出をベースラインから20%削減

【原文参照箇所】p.13「4章」

3.各政策シナリオの分析結果：（２）a.協調性のない行動シナリオ-3

図 6: 協調性のない行動では、時間の経過とともにプラスチックの流れが増加するのを妨げる可能性は低い



注: 3 つのグラフではスケールが異なる

2020年と2040 年のプラスチックフロー

- 国内政策の厳格さを持続的かつ段階的に高めることで、ベースラインと比較してプラスチックのフローを減速させることは可能である。しかし、本シナリオでモデル化された改善は、現在の傾向を逆転させるにはまだ不十分である。
- 本シナリオでは、2040年のプラスチック廃棄物発生量はベースラインより小幅（7%）減少すると予測（573百万トンに達する）。
- 各国は、世界中でリサイクルを強化するために多大な努力を払い、その結果、より不利な廃棄方法からリサイクルへの大幅な転換が起こると予想される。
- OECD非加盟国で期待される廃棄物の収集、分別、処理を改善する努力は、不適切に管理された廃棄物やプラスチック漏出の削減の大部分を担う。
- OECD諸国と非OECD諸国を合わせた下流政策の強化により、ベースラインと比較して、2020～2040年の間に230百万トンの不適切に管理された廃棄物の増加を防ぐことができる。

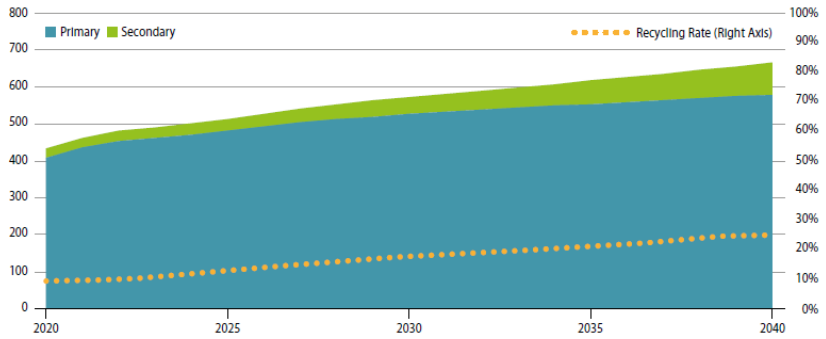
3.各政策シナリオの分析結果：（２）a.協調性のない行動シナリオ-4

【原文参照箇所】p.14「4章」

- 国際的な調整が限られているため、プラスチックの流れを大きく変えるために必要な構造変化をもたらすためのさまざまな政策介入の可能性が妨げられる可能性がある。

【上流】

- プラスチックのライフサイクルの上流では、各国間の協調レベルが限られているため、調和のとれたエコデザイン基準の導入などの介入の可能性が制限される可能性がある。
- その結果、プラスチックの使用と経済成長が徐々に切り離されているにもかかわらず、プラスチックの使用量と廃棄物の発生レベルは2040年までに依然として増加する（2020年比でそれぞれ53%と59%）。
- 国内政策の意欲が高まるにつれてリサイクルは改善すると予想されるが、一次プラスチック生産の増加に対抗し、大幅な環境利益をもたらすには不十分であろう。
- 再生プラスチックの供給と需要の双方にインセンティブを与える政策（再生プラスチック含有量要件、リサイクル目標、EPR制度など）の実施により、リサイクル生産量はベースラインと比較して増加すると予測。
  - 非OECD諸国では、新しいプラスチックにリサイクルされる廃棄物の割合が、2020年の10%から2040年には22%と、2倍以上に増加。
  - 世界の二次プラスチック生産量は2020～2040年の間に25百万トンから89百万トンへと3倍以上に増加。
  - しかし、プラスチック使用量の大幅な削減がなければ、リサイクル生産量の増加は一次プラスチック生産量の増加に取って代わることはない。
  - 本シナリオでは、一次プラスチックの使用量は2020年の409百万トンから2040年には579百万トンへと増加。



Source: OECD ENV-Linkages model.

- したがって、化石原料への依存度の低減やプラスチック生産に関連する温室効果ガス排出量の削減など、期待される環境上の利益は限定的なものにとどまる。

3.各政策シナリオの分析結果：（２）a.協調性のない行動シナリオ-5

【原文参照箇所】p.14「4章」

【下流】

- 国際的な協調が限られているため、国際的な協力や支援が制約される可能性がある。
  - 特に、必要な政策と規制の枠組みの採用、強力なガバナンス・メカニズムの構築、廃棄物収集・分別の運営コストをカバーする安定的な資金調達の確保など、多くの途上国が十分に機能する廃棄物管理システムを構築するために必要な能力構築を阻害する恐れがある。
- その結果、本シナリオでは、2040年まで、世界的な廃棄物の管理の誤りと漏出率は依然として大きいままである。

●このシナリオでは、2020～2040年の間に、ベースライン・シナリオでの累積放出量より18百万トン少ない131百万トンのプラスチックが河川と海洋に追加放出されることになる。

- 全体として、国際的に合意された拘束力のある目標や協調された戦略がない中で、国内政策の拡大に依存する戦略は、現在の傾向を逆転させ、各国をプラスチック汚染根絶に向けた道筋に据える可能性が限られている。
- 重要なことは、国際社会は、予見可能な将来においてプラスチック汚染を撲滅するという目標からは程遠い状況にある。

【原文参照箇所】p.12「3章」

3.各政策シナリオの分析結果：（３）b.適度な協調「上流の介入と比較して廃棄物管理に不均衡に政策行動を集中させるだけでは不十分である」-1

【適度な協調】

- 複雑な国際情勢の中で、プラスチック汚染に関する世界的な文書の可能な要素について、その範囲や予見される実施措置を含め、各国は異なる見解を示している。
  - ライフサイクルの全段階を対象とした包括的なアプローチを求める国もあれば、下流への介入（廃棄物の収集、分別、リサイクル、自治体のごみ管理の改善など）を優先し、上流への介入（生産と需要の抑制、循環型の設計など）はあまり野心的でないとする国もある。
- 本シナリオは、このようなアプローチの違いを認識した上で、プラスチック汚染をなくすための緊急行動の必要性については各国の共通認識があるものの、プラスチックのライフサイクルに沿った介入策をどのように優先させるかについては、各国間で違いがあるという状況をモデル化したもの。
- OECD諸国 は、2040年までにプラスチック汚染を終わらせるという観点から、包括的なライフサイクル・アプローチを採用し、「世界的な野心」シナリオと一致させる。
- 非OECD加盟国の大半は、廃棄物やごみの管理を改善するために、下流への介入を優先し、野心的な政策は控えめ（協調性のない行動に沿ったもの）であるが、廃棄物の収集と管理を改善するための追加的介入を実施する。

●したがって、グローバルな視点から見ると、協調性のない行動と比較して、上流の行動の厳しさはいくらか増し、下流の行動の厳しさはより強く増す。

【参照原文箇所】p.15
「5章」

3.各政策シナリオの分析結果：（３）b.適度な協調-2

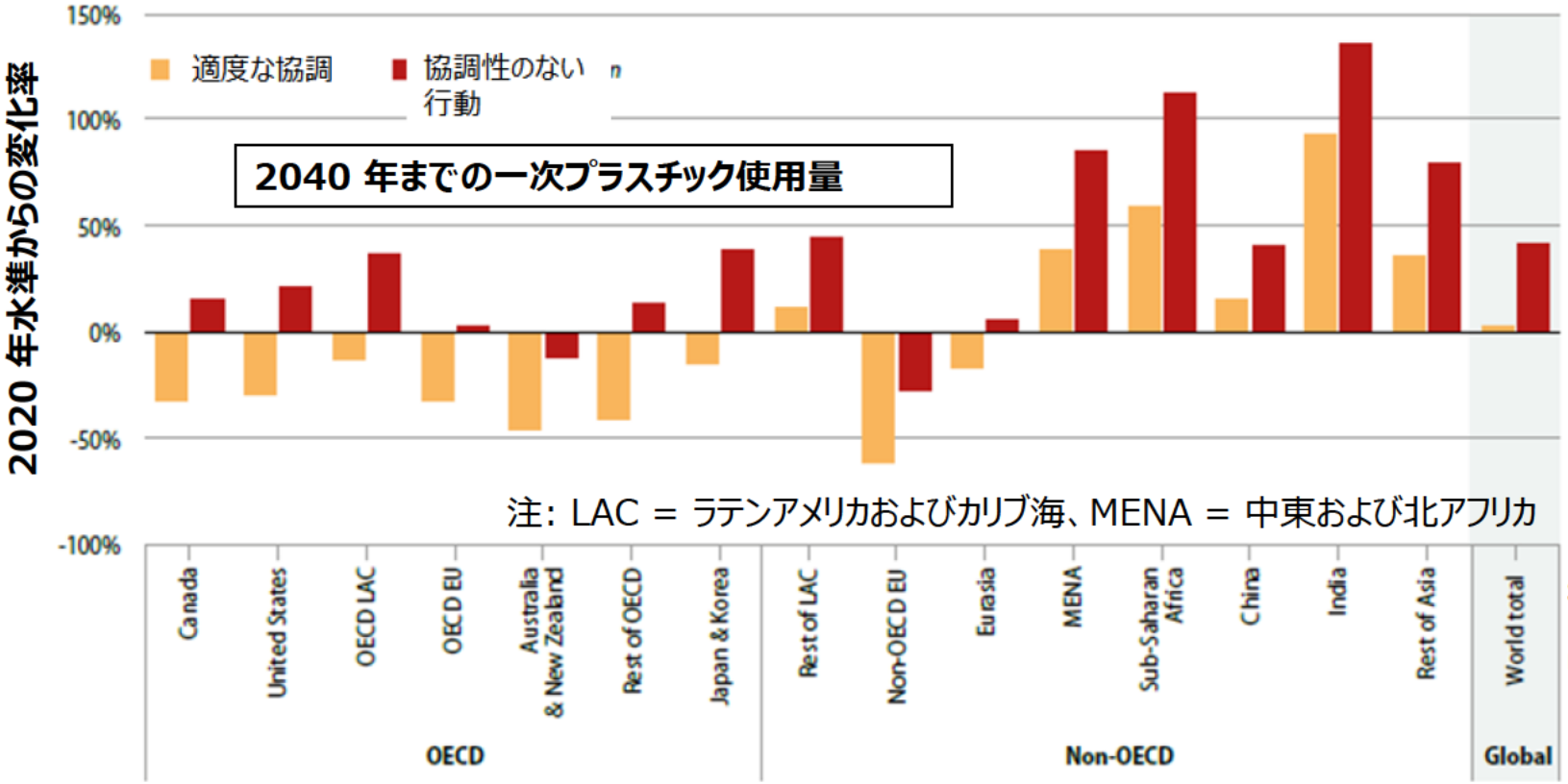
- 包括的な政策ミックスを提唱する国もあれば、上流の対策よりも下流の介入を優先する国もあるような、政策アプローチの適度な国際的協調は、協調性のない行動と比較して成果をさらに向上させる。
- 一次プラスチックの使用量は、2040年までに2020年水準で安定する。
- しかし、このシナリオでは、プラスチックの漏出は持続し、今後20年間で倍増する（2040年には12百万トン）。

需要の抑制	循環性を考慮した設計	リサイクルの強化	漏出経路を閉じる
OECD：一次プラスチック使用量を2020年水準未満に安定化 非OECD: プラスチックの総使用量を年間15%から2.8%削減	OECD：プラスチック使用量を2020年水準から30%削減 非OECD: プラスチック強度を2020年水準から10%削減	世界のプラスチックリサイクル率が4倍の42%に	OECD: プラスチックの漏出をなくす 非OECD: プラスチック漏出を2020年水準から20%削減

5.各政策シナリオの分析結果：（３）b.適度な協調-3

【原文参照箇所】
p.15-16「5章」

図8.たとえ世界の一部の地域に限定されていたとしても、上流対策に関する国際協調は、リサイクルを促進する強力な下流対策と組み合わせることで、一次プラスチック使用の安定化に極めて重要となり得る



Source: OECD ENV-Linkages model

- OECD諸国（およびOECD非加盟のEU諸国）において、地域のプラスチック漏出をなくし、一次プラスチックの使用量を2020年水準未満に安定させることを目標に、上流と下流で強力な行動を起こすことで、世界的な利益をもたらすことができる。
- 非OECD諸国では、プラスチックの使用量は増加し続け、2040年までに413百万トンまで急増する。
- しかし、OECD諸国の一次プラスチックをベースラインより大幅に削減すれば、非OECD諸国の成長を補い、世界の一次プラスチック使用量をほぼ安定化させることができる。

3.各政策シナリオの分析結果：（３）b.適度な協調-4

【原文参照箇所】p.16「5章」
※図8の説明

【強力な行動例】

- 先進的なリサイクル技術の共有、
- 問題のあるプラスチック製品や回避可能なプラスチック製品の段階的廃止に関する合意、
- 循環型設計のための基準やガイドラインの調和、
- スクラップや二次プラスチックの国際市場の拡大、
- 再利用システムの実施の調整（例えば、設計基準や認証・表示要件の調和）　など

- 上流への介入に関する限定的な国際協調が、上記の介入の少なくとも一部の可能性を妨げていると仮定すると、本シナリオでは、2040年までに2020年水準よりも163百万トンの廃棄物が追加的に発生し、2040年には48百万トンの不適切に管理された廃棄物が残ると予測される。
- その結果、ライフサイクルへの影響が増幅される。
  - 2040年には約12百万トンの漏出が発生し、2060年までには漏出はほぼゼロになる。
- これに比べ、OECD諸国では、ライフサイクルに沿って野心的な政策を実施することで、その地域のプラスチック需要と廃棄物発生量が安定化し、環境影響が削減される。

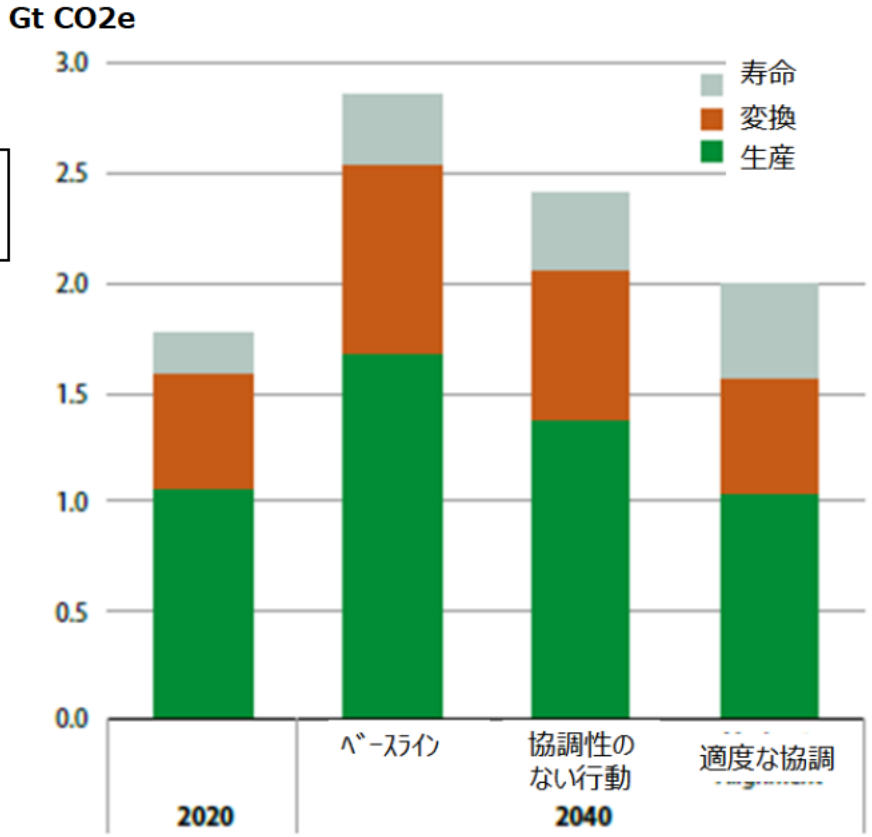
【原文参照箇所】p.16
「5章」

3.各政策シナリオの分析結果：（３）b.適度な協調-5

- プラスチック関連の温室効果ガス排出量は、本シナリオでは、ベースラインまたは協調性のない行動シナリオよりも少ないが、それでも2020年水準を大きく上回り、特に使用済み廃棄物管理に関連する排出量は2020年水準よりも増加している。

図 9: プラスチック関連の GHG 排出量は上流と下流の取り組みの厳しさに依存する

プラスチック関連の GHG 排出量



Source: OECD ENV-Linkages model.

【原文参照箇所】p.12「3章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心「世界的に協調した野心的な行動により、2040年までにプラスチック漏出をなくすための実行可能な道筋を描くことができる」-1

【世界的な野心】

- 2040年までに（マクロ）プラスチックの漏出をなくすという共通目標に沿った、プラスチックのライフサイクルの全段階にわたる介入の組み合わせをモデル化したもの。すなわち、
  - i) 生産と需要を持続可能なレベルまで抑制し、
  - ii) プラスチックを循環型に設計し、
  - iii) リサイクルを強化し、拡大生産者責任（EPR）制度を実施し、
  - iv) 廃棄物収集・管理や自治体のごみ管理を改善するなど、漏出の経路を閉ざす。

●プラスチックのライフサイクルの上流と下流の両方において、野心的で世界的に協調した厳格な対策を組み合わせ、プラスチックの漏出をほぼゼロにすることを目指すものである。

【原文参照箇所】p.17
「6章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-2

- 本シナリオで実施される野心的な政策の包括的な組み合わせは、ベースラインと比較して、2040年に115百万トン（95%以上）の廃棄物の不適切な管理を防ぐことができる。
- このシナリオは、プラスチックの漏出レベルをほぼ即座に減少させ、2040年までにほぼゼロにすることを可能にする。

需要の抑制	循環性を考慮した設計	リサイクルの強化	漏出経路を閉じる
一次プラスチックの使用量を2020年水準未満に安定化	プラスチック強度を2020年水準から30%削減	世界のプラスチックリサイクル率を4倍の42%に	プラスチックの漏出をなくす

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-3

【原文参照箇所】p.17-18
「6章」

- すべての国で適切な廃棄物収集と処分を実現することを含め、プラスチックのライフサイクルの下流における介入策を意欲的に拡大することが必要であり、2040年までにすべての国が適切な廃棄物管理システムを導入し、プラスチックの漏出を食い止めるためには極めて重要である。
- ほとんどの先進国では、すでに一般廃棄物の収集と処理が普及しているが、発展途上国の大部分ではそうではない。
  - ➢ 回収されない廃棄物は、そのほとんどが不適切に管理された方法で処理され、自然環境に捨てられたり、非公式に焼却されたりして、人間の健康や自然の生態系に深刻な悪影響を及ぼす可能性がある。
- 同時に、OECD加盟国、非加盟国を含め、世界中で廃棄物処理インフラの規模を拡大し、リサイクルを支援する必要がある。

- 本シナリオでは、2040年までに不適切に管理された廃棄物とプラスチックの漏出をほぼ完全になくすことが達成される。

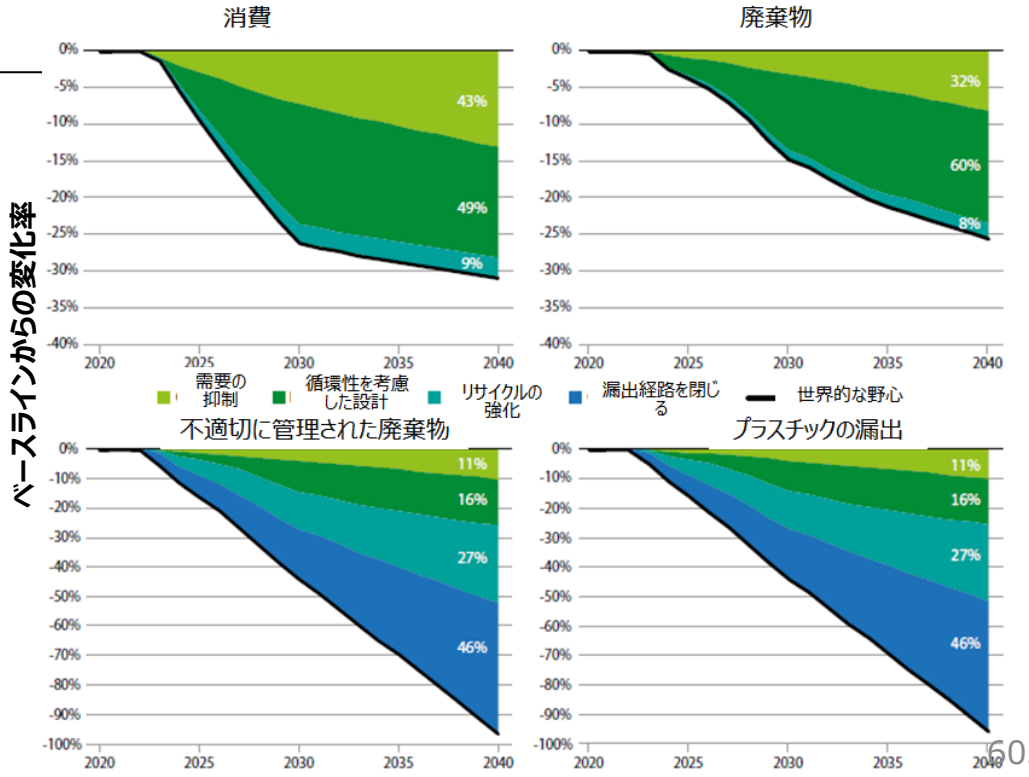


図 10: 包括的なライフサイクル政策アプローチにより、一次プラスチックの使用量を削減し、2040 年までにプラスチック廃棄物の不適切な管理とプラスチック漏出をほぼ撲滅できる

プラスチックの流れの削減に対する各政策の柱の貢献

Source: OECD ENV-Linkages model.

【原文参照箇所】p.17
「6章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-4

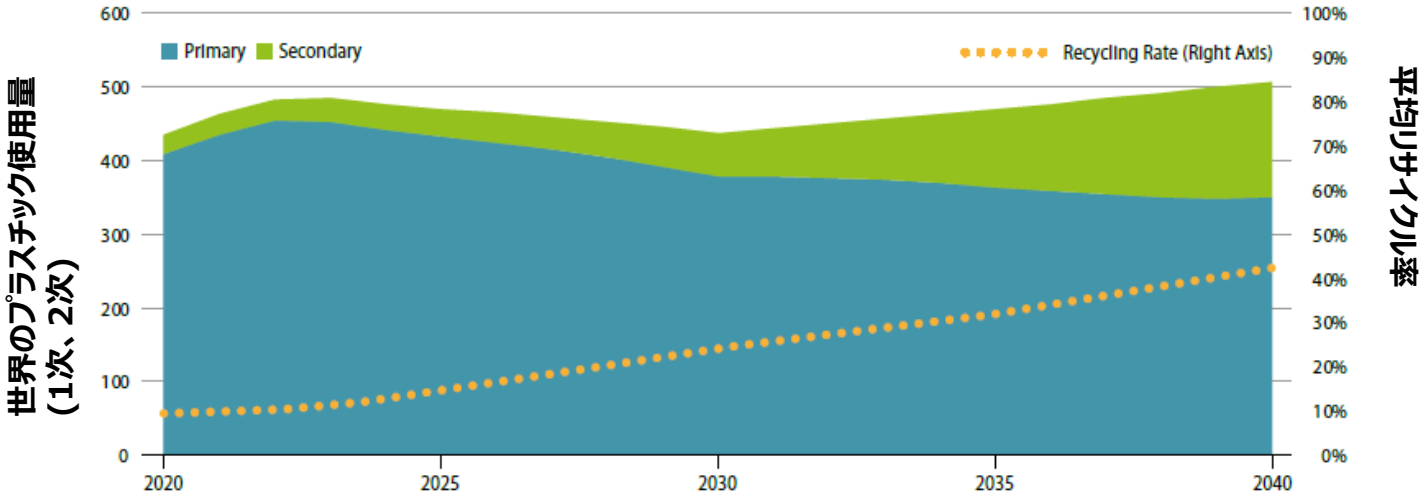
- 生産と需要を抑制し、環境設計にインセンティブを与える介入策も極めて重要である。
  - 特に、回収・処理されるプラスチック廃棄物の量を減らし、ライフサイクルに沿った環境と健康への悪影響を緩和することが重要である。
- 本シナリオにおける政策措置は、ベースラインと比較してプラスチック使用量を3分の1削減する（包装用、非包装用とも）。
- プラスチック使用量の増加が抑制され、その結果生じる廃棄物もベースラインと比較して4分の1に削減される。
- 2040年までに（ベースラインのレベルから）約158百万トンの廃棄物発生を防止することは、世界中の廃棄物管理システムの負担を軽減することにつながる。
- 重要なことは、非OECD諸国における廃棄物発生量の予測が、2020年から2040年の間にベースラインの2倍から、政策シナリオでは同じ期間に40%増加することである。
- プラスチック廃棄物の発生量は、世界的で厳しい上流政策がない場合、「適度な協調」シナリオでは増加し続けるが、「世界的な野心」シナリオでは、2040年までにさらに68百万トンの廃棄物発生量の削減が達成される。

【原文参照箇所】p.18-19
「6章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-5

- 需要を抑制し、循環型の設計を促進する政策は、2040年までに達成される不適切な管理による廃棄物全体の削減量の27%に寄与する。
- 重要なのは、設計の改善と再利用・修理の支援によって促進される耐久性のある製品の寿命の延長により、プラスチックの需要が減少することである。
- より具体的には、この削減は2つの政策の組み合わせによって達成される①：
  1. プラスチックの生産と使用を抑制する政策により、2040年の一次プラスチック生産量はベースラインから95百万トン（すなわち14%）削減される。
     - ➢ 重要なことは、この柱は、追加的な政策がない場合の、2040年までに予測される単回使用包装やその他の短寿命包装用途の需要の急増を抑えるのに役立ち、廃棄物発生に大きく寄与する。

図 11: 世界的な野心シナリオにより一次プラスチック生産が削減される



Source: OECD ENV-Linkages model.

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-6

【原文参照箇所】
p.18-19「6章」

- より具体的には、この削減は2つの政策の組み合わせによって達成される②：

  2. 安全な再利用（修理、詰め替え、再生などを含む）やリサイクルなど、プラスチックのライフサイクルに沿った循環型ソリューションを可能にするためには、循環性のための設計を強力に推進することが不可欠である。

     - 設計を改善することで製品の耐用年数を延ばし、プラスチックの需要を削減することができる。
     - 的を絞った禁止措置や課税は、回避可能な短命プラスチックや問題のあるプラスチックから、より安全で環境負荷の低い代替プラスチックへの転換を助けることができる。
     - さらに、設計基準を設けることで、代替材料への転換が環境面や人の健康面で恩恵をもたらす可能性がある場合、その代替材料への転換を可能にすることができる。
     - 需要を抑制する政策と合わせると、短寿命包装用プラスチックの使用量は、2040年にはベースラインを50百万トン（21%）下回り、2020年から2040年までのベースラインの増加分の半分以上を削減することになる。

- 上流の二次プラスチック生産が増加するのと並行して、下流のリサイクル活動から得られるスクラップも増加する。

5.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-7

【原文参照箇所】p.19「6章」

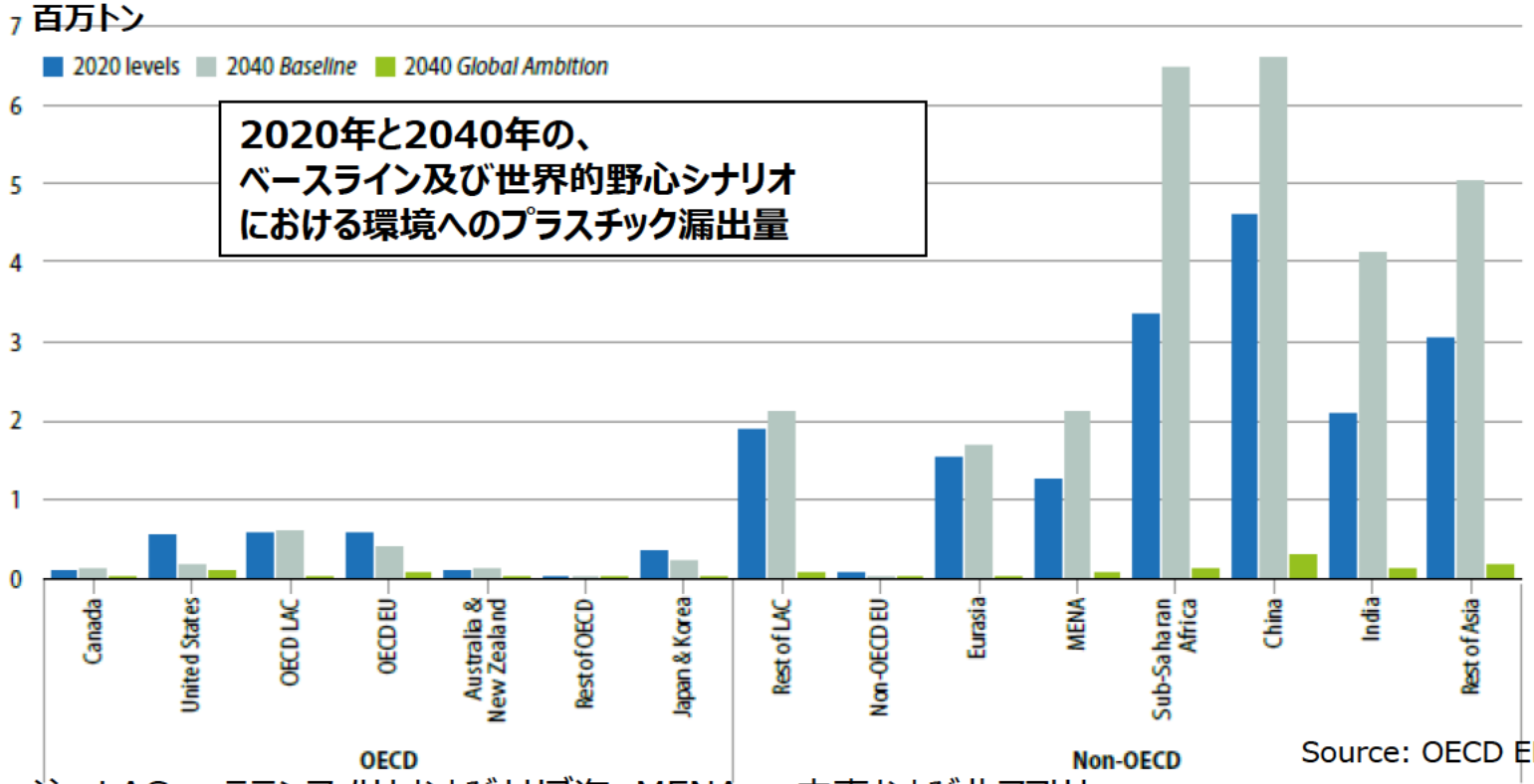
- 需要を抑制し、エコデザインと再利用を促進する政策を組み合わせることで、プラスチック需要全体の3分の1削減に貢献する。
- しかし、生産工程における一次プラスチックから二次プラスチックへのシフトを加速するためには、リサイクルを強化し、再生（二次）プラスチック材料の使用を促進する政策が極めて重要である。
- プラスチック廃棄物の発生を抑制する政策パッケージが有効であるにもかかわらず、結果として生じるプラスチック廃棄物のレベルは、スクラップの国際市場が促進され、リサイクルロスが減少すれば、二次プラスチック生産におけるスクラップ利用を促進するのに十分なほど高い。
- その結果、年間プラスチック生産量は2020年の水準から小幅に増加すると予測されるが（435 百万トンから508 百万トンへ）、政策パッケージは、二次プラスチックが追加需要に対応できることを保証する。
- その結果、一次プラスチックの需要は2020年よりも減少する。

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-8

【原文参照箇所】p.17/19「6章」
※図12は原文p.19に記載されているが、図12の説明文章は原文p.17に記載されている。

- 先進的な廃棄物管理システムを持つ国々では、プラスチックの漏出はベースラインで既に着実に減少しているが、その他の地域では、政策パッケージは、ベースラインでの年間環境へ漏出するプラスチック量の大幅な増加を克服する。
- 世界的な野心は、協調性のない行動や適度な協調の連携と比較しても、不適切に管理された廃棄物の大幅な削減を実現する。

図 12: 世界的な野心シナリオでは、すべての地域でプラスチックの漏出がほぼ解消される



Source: OECD ENV-Linkages model.

注: LAC = ラテンアメリカおよびカリブ海、MENA = 中東および北アフリカ

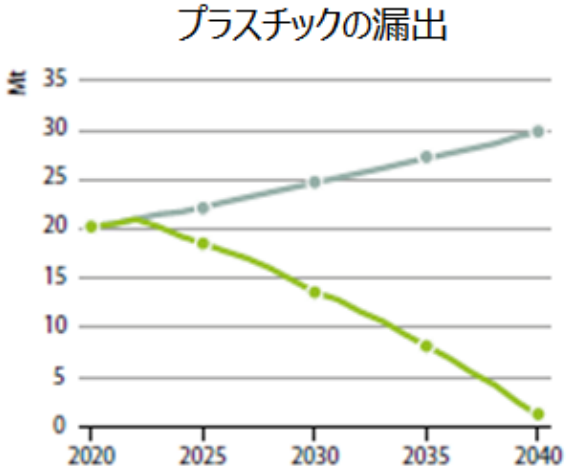
3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-9

【原文参照箇所】p.20
「7章」

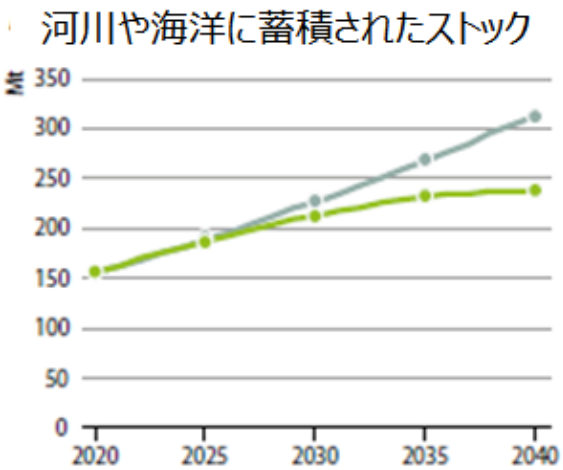
- 本シナリオは、現在と将来の世代に十分な世界的利益をもたらすための実行可能な道筋を示している。
- 廃棄物防止対策と廃棄物収集・管理の改善を組み合わせることで、環境へのプラスチックの漏出レベルをほぼ即座に減少させ、2040年までにほぼゼロにすることができる。

- ベースラインと比較すると、2040年までに本シナリオは以下のような結果をもたらす。

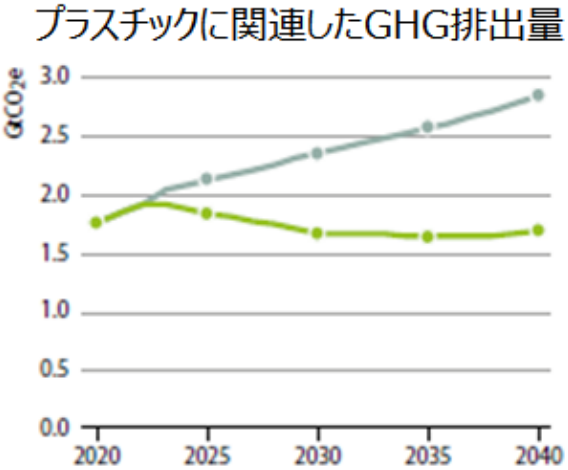
プラスチックの漏出レベルが
-96%
変化



川や海に蓄積する
75百万トンのプラスチックを
回避



プラスチックのライフサイクルのGHG排出量を
-41%削減





3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-10

【原文参照箇所】
p.20-21「7章」

- 本シナリオで想定されている上流と下流の政策の包括的な組み合わせは、生態系と人間の健康に十分な世界的利益をもたらすことが期待されている。
  - 環境中のプラスチックは、野生生物や人間に有害な化学物質を運ぶ可能性がある。
  - マイクロプラスチックを含む環境中のプラスチックは、水生生態系を破壊し、侵入種の媒介物質として機能し、漁業や観光業に影響を及ぼす可能性がある。
- プラスチック汚染は、環境中にプラスチックが目に見える形で存在するだけでなく、さまざまな悪影響をもたらす多面的な課題である。
- 重要なことは、プラスチックのライフサイクルが気候変動と密接に結びついていることである。
  - ほとんどのプラスチックが化石由来のものであり、現在の生産と使用において化石由来の一次プラスチックが支配的であるためである。
  - OECD(2022)*で議論されているように、プラスチックのライフサイクルのGHG排出量を削減することは、ネットゼロ排出シナリオを含む野心的な気候変動シナリオを達成するために不可欠である。
    *OECD (2022), Global Plastics Outlook: Policy Scenarios to 2060, OECD Publishing, Paris, https://doi.org/10.1787/aa1edf33-en.
  - 本シナリオを実施すれば、プラスチック関連のGHG排出量を41%削減し（ベースラインの2.8GtCO2eに対し、2040年には1.7GtCO2e）、2020年比で大幅な増加を防ぐことができる。
- このシナリオは、露天掘りによる大気汚染など、不適切な廃棄物処理方法によって生じる健康への悪影響の緩和など、人間の健康にもかなりの恩恵をもたらす可能性が高い。

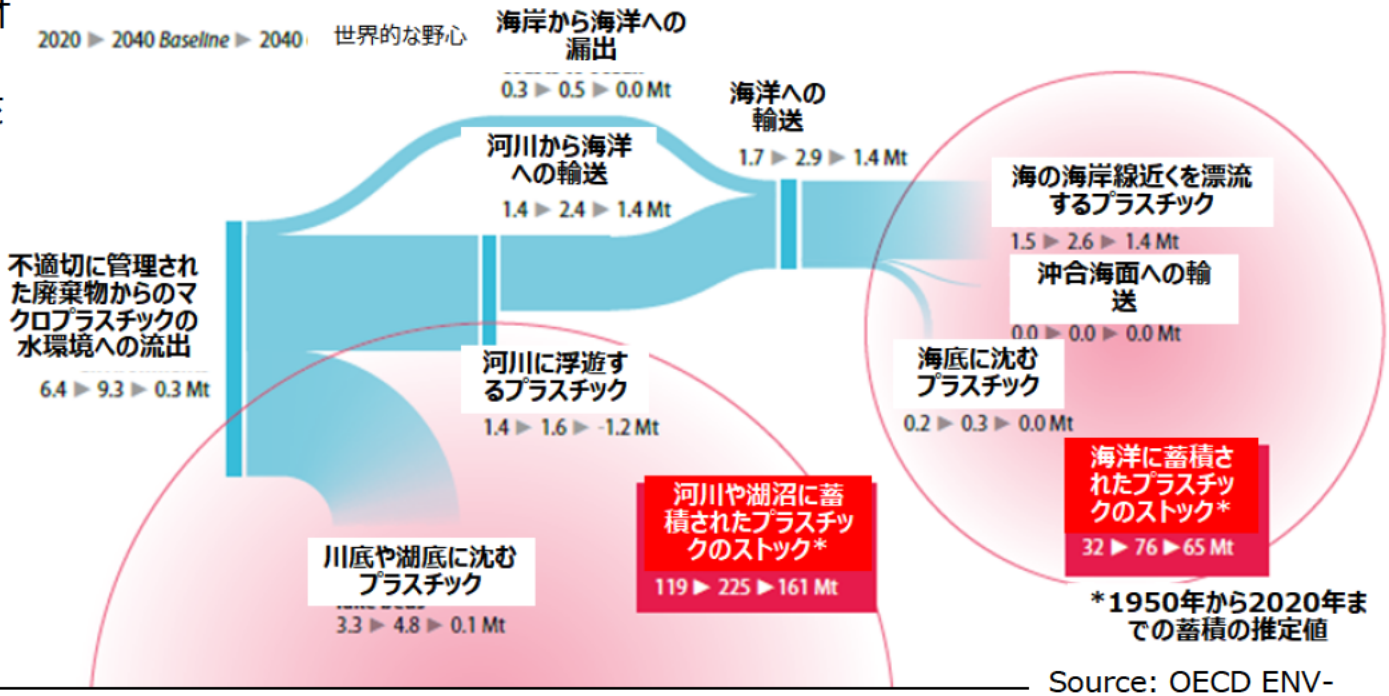
【原文参照箇所】p.21「7章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-11

図 13: 世界的な野心シナリオでは、すべての水生プラスチックの流れが削減されるが、蓄積されたプラスチックは 2040 年までに大幅に増加する

- このシナリオでは、ベースラインレベルと比較して、水生環境におけるプラスチックの蓄積量を非常に大幅に削減し、河川では最大64百万トン、海洋では最大11百万トンが既存の資源に追加されるのを防ぐ。

ベースラインと世界的な野心シナリオにおける2020年と2040年の水生環境へのプラスチック漏出量



Source: OECD ENV-Linkages model.

- 水生環境におけるプラスチックのすべての主要な軌跡は、大幅に削減される。
- それにもかかわらず、河川と海洋におけるマクロプラスチックの蓄積量は、2020年よりも大幅に増加する（河川161百万トン対225百万トン、海洋65百万トン対76百万トン、すなわち2020年から2040年にかけての総蓄積量は、ベースラインの301百万トンではなく226百万トン）。
- これは、緊急かつ野心的な世界的行動にもかかわらず、2020年から2040年にかけてのプラスチック漏出が水生環境に蓄積され続けているためである。
- 2040年までに、陸上環境から河川への流入がほとんどなくなる一方で、プラスチックは引き続き河川から海洋へと輸送される。
- したがって、特に河川に浮遊するプラスチックのフローはマイナスになる可能性があり、これは河川から海洋に流入するプラスチックが、河川に流入するプラスチックよりも多いことを示している。

【原文参照箇所】p.23
「8章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-12（経済コスト-1）

- 協調的なアプローチは、行動コストを抑えることができる。
- 本シナリオで想定される野心的な政策パッケージのマクロ経済への影響は、2040年までに世界のGDPの0.5%に限定される。

- ここで示したマクロ経済コストは、モデル化の枠組みに含めることのできるコスト、すなわち、想定される政策手段を実施するために予想されるコストにのみ関わるもの。
- しかし、生態系、気候変動、人間の健康、生活への悪影響の軽減など、プラスチックのライフサイクルに沿った環境、気候、人間の健康への圧力が軽減されることにより、実質的な経済的便益がもたらされる。
- こうした経済的便益が範囲に含まれていないとしても、定量化されたコストをほぼ相殺することが期待される（OECD, 2022*）。

*OECD (2022), Global Plastics Outlook: Policy Scenarios to 2060, OECD Publishing, Paris, https://doi.org/10.1787/aa1edf33-en.

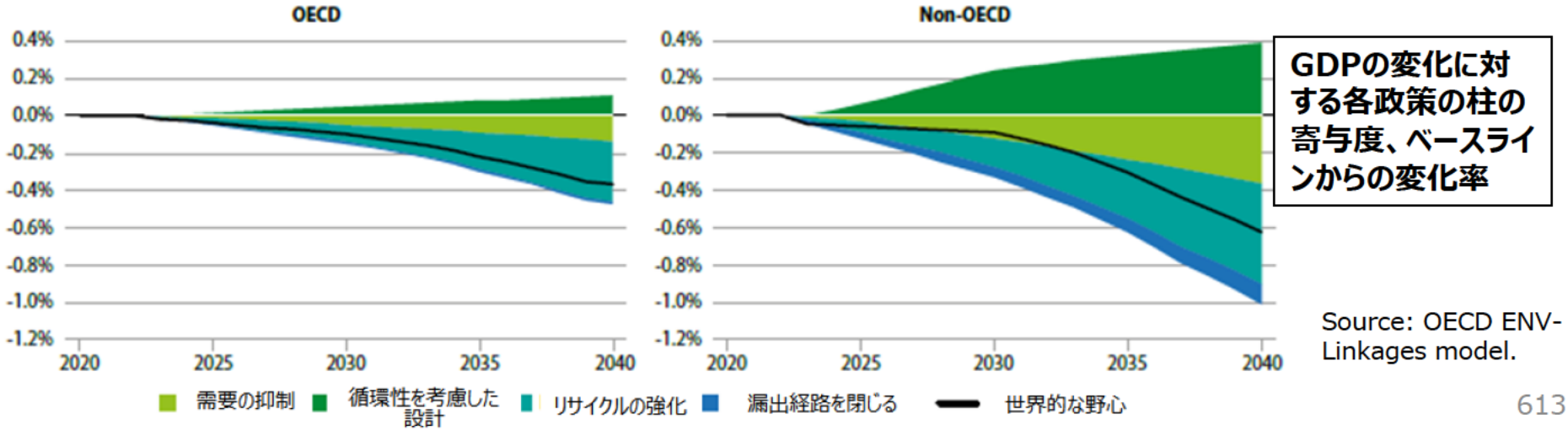
【原文参照箇所】p.23
「8章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-12（経済コスト-2）

- 本シナリオのマクロ経済への影響には、政策の柱によって大きな違いがある。

- リサイクルを強化する政策がマクロ経済コストに最も大きく寄与している。
- 循環型社会設計のための政策は、もう一方の端に位置する。
- これらの政策には、プラスチック使用の経済効率の改善（すなわち、経済におけるプラスチック強度の削減）に重点を置くため、経済的・環境的便益の両方をもたらす可能性のある政策も含まれる。
- これらの対策は、プラスチックが安価なままであるベースラインでは採算が合わないが、プラスチックの一次使用コストを増加させる政策（例えば、需要抑制の柱に含まれるプラスチック税）と組み合わせれば、費用対効果が高くなる。
- 全体として、非OECD諸国（2040年のベースラインからのGDP損失は0.62%）では、OECD諸国（0.37%）よりもコストが大幅に高くなる。

図14：「世界的な野心」シナリオのマクロ経済コストは、政策の柱と地域によって異なる



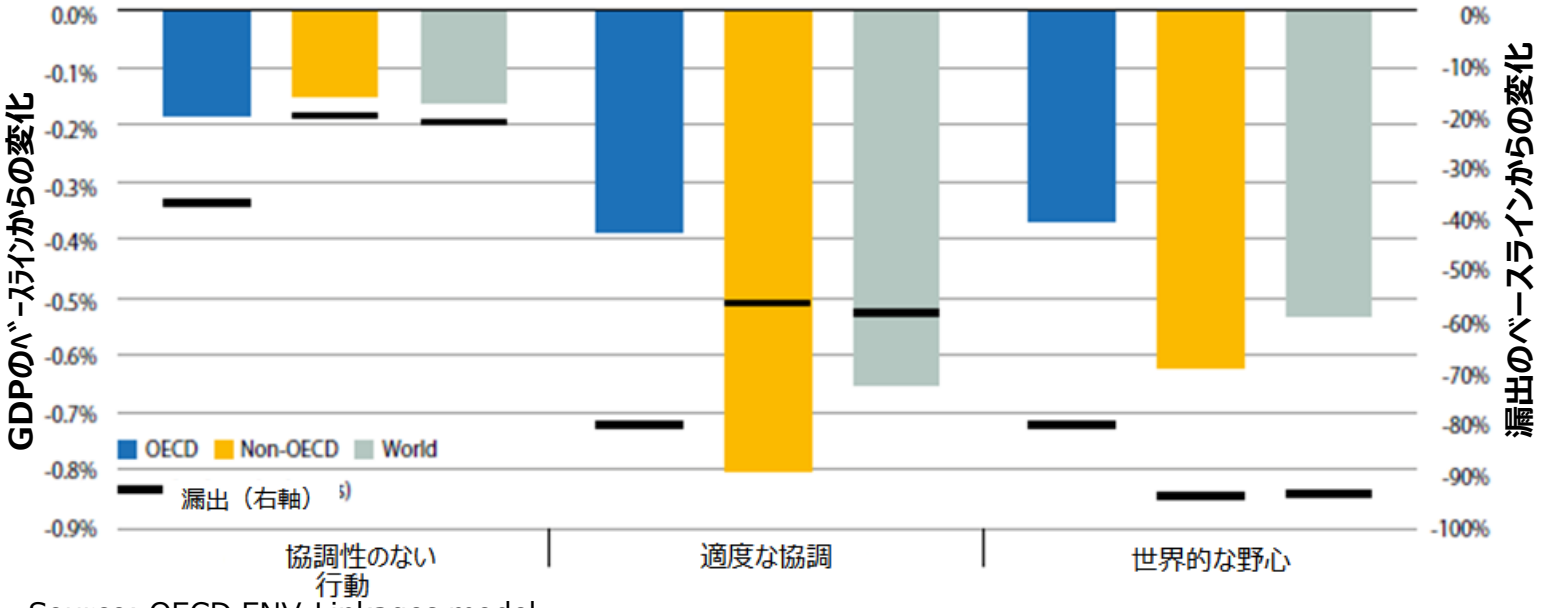
Source: OECD ENV-Linkages model.

【原文参照箇所】
p.23-24「8章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-12（経済コスト-3）

- たとえプラスチック政策のライフサイクル範囲における野心の低下が政策パッケージのマクロ経済的影響の低下につながる可能性があるとしても、政策パッケージのバランスが崩れていれば、環境利益の低下だけでなく追加の経済コストにもつながる可能性がある。
- 「協調性のない行動」は前者のケースを表す。政策の厳格さと国際協調のレベルが低いため、コスト（不作為による回避コストを除いたGDPへの影響という狭い意味でのコスト）と便益の両方が大幅に減少する。
- 「適度な協調」シナリオは、特に非OECD諸国において、すべてのシナリオの中で最大のマクロ経済的コストをもたらす。このシナリオでは、非OECD諸国は下流での行動に重点を置いているため、リサイクルとプラスチック廃棄物管理の野心的な目標と、大量のプラスチック廃棄物の発生が組み合わさっている。
- OECD諸国では、野心のレベルもマクロ経済コストも世界的な野心シナリオに匹敵する。

図15：世界的な野心シナリオは、強力な環境上のメリットと限られたコストを組み合わせたもの



注：「適度な協調」および「世界的な野心」シナリオにおいて非OECD諸国と比較してOECD諸国における漏出量の減少が低いのは、野心レベルが低いということではなく、不適切に管理された廃棄物の割合が低いことを反映。

Source: OECD ENV-Linkages model.

【原文参照箇所】
p.24-25「8章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-12（経済コスト-4①）

- 廃棄物の収集、分別、処理の強化は、政策シナリオのマクロ経済コストのかなりの部分を占める。
  - ベースライン・シナリオでは、OECD諸国は2020年から2040年の間にプラスチック廃棄物管理に共同で1兆ドル以上を投資し、非OECD諸国も同額を投資することになり、世界全体で2.1兆ドルに達する。
  - 一方では、上流の対策はプラスチック廃棄物の総量を減らし、回収、分別、処理のコストを削減することができる。
  - しかし他方で、下流の対策は、回収される廃棄物（およびポイ捨てゴミ）の割合が大きくなり、少なくともリサイクルについては、より高価な廃棄物管理オプションが使用されることを意味する。
- このような政策によるプラスチック廃棄物処理コストの正味の変化は、OECD諸国では小さいが、非OECD諸国ではプラスになる傾向。

地域および処理カテゴリー別の 2020 年から 2040 年の累積廃棄物管理コスト

Source: OECD ENV-Linkages model.

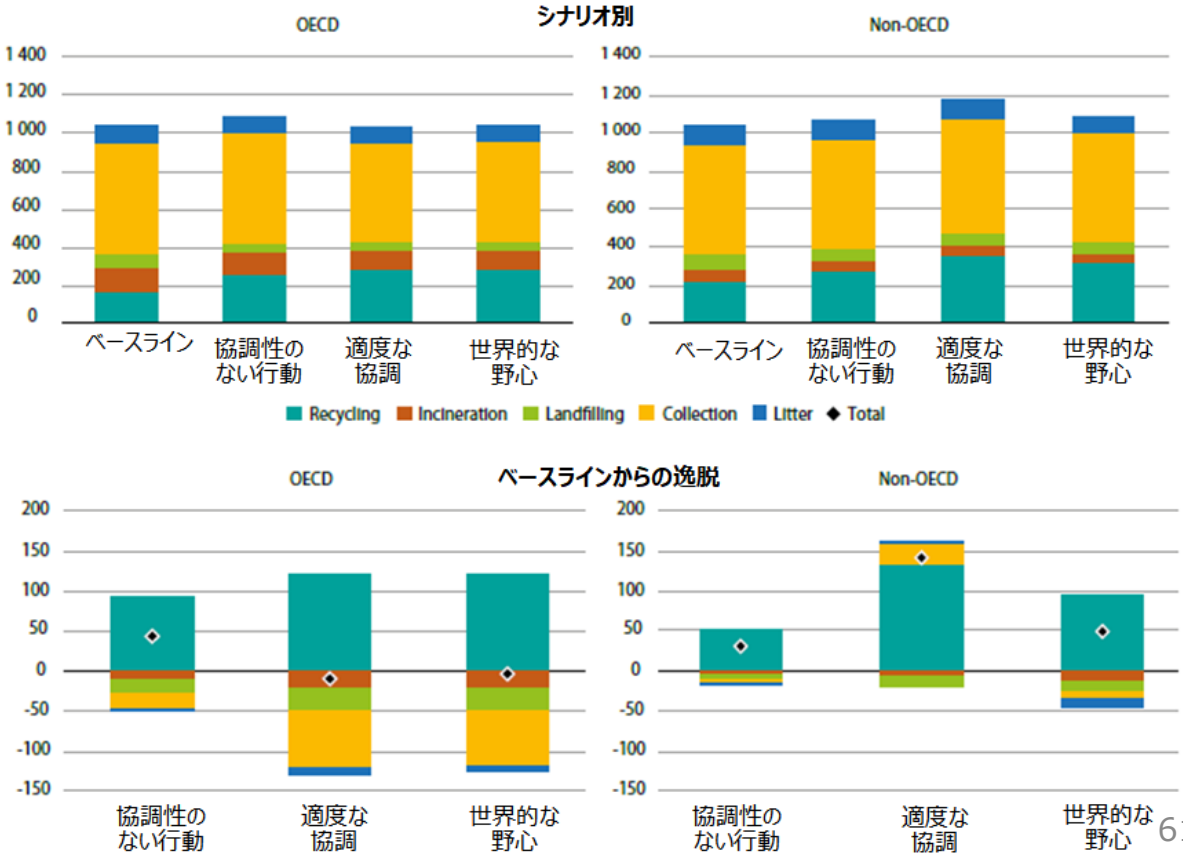


図16：下流政策に重点を置くと廃棄物管理コストが増加する

【原文参照箇所】
p.24-25「8章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-12（経済コスト-4②）

- OECD諸国では、ベースラインではすでに不適切に管理された廃棄物レベルはほぼ解消されているが、追加コストはリサイクル活動に集中している。
- より野心的な「適度な協調」と「世界的な野心」シナリオでは、2020～2040年の追加コストは1,200億（bln）米ドル以上であるのに対し、野心的でない「協調性のない行動」シナリオでは930億米ドルである。
  - 上流の対策は廃棄物量を削減するため、すべての処理方法の（運用）コストを低下させるため、これらは正味のコストを反映していない。
- 上流と下流の対策を組み合わせることの効果は、世界的な野心シナリオにおける非OECD諸国における廃棄物の収集、分別、処理にかかる純費用において明らかである。
- 野心的でないシナリオにおける廃棄物発生量の増加は、管理すべき問題の規模を悪化させ、特に急速に成長している低・中所得経済圏では、廃棄物収集・管理システムに負担をかける恐れがある。
  - プラスチックの使用と廃棄が抑制されないままであるため、一部の国々はかなり高いコストと投資の必要性に直面することになる。
  - 一方、漏出は持続することになる。
- 適度な協調シナリオでは、非OECD諸国が2020年から2040年の間に、必要な規模のリサイクル活動を立ち上げるのに必要な廃棄物管理システムを確立するために必要な追加コストは1,640億米ドルに達するが、焼却と埋め立ての回避コストは200億米ドルに限られる。

【原文参照箇所】p.25
「8章」

3.各政策シナリオの分析結果：（４）c.世界的な野心-12（経済コスト-4③）

- 技術的な不確実性が、下流対策への過度の依存の実行可能性を複雑にし、経済コストを膨れ上がらせる可能性がある。
  - 衛生的な埋立地やリサイクル施設を設置するのに必要な時間などの技術的制約が、迅速な展開を妨げる可能性がある。
  - さらに、このシナリオではすべての地域でリサイクルが急速に拡大すると想定しているため、この野心的なリサイクル努力を維持するのに十分なスクラップ原料の入手可能性や、国際スクラップ市場の機能に関する懸念が浮上する。

【結論】

- 下流への政策介入を優先することで、不適切に管理された廃棄物を抑制することは可能であるが、このアプローチは、プラスチック汚染の根本的な要因に取り組むには不十分である可能性が高い。
- ライフサイクル下流に焦点をあてた戦略の実行可能性と費用対効果については、かなりの不確実性がある。
- 低・中所得国における下流重視の戦略は、現在強固な廃棄物管理回収・管理システムを持たない国が、必要な政策と投資を速やかに実施できるという前提に依存している。
- ライフサイクル・アプローチの必要性を共通理解することが、プラスチック汚染をなくすという世界的な目標を達成するための最も費用対効果の高い戦略となる可能性が高い。

【原文参照箇所】p.12「3章」；p.26「9章」

3.各政策シナリオの分析結果：（５）d.野心の遅延「世界的な行動が鈍化すればマクロ経済的コストは削減される可能性があるが、その代償として環境と気候の恩恵は大幅に減少することになる」-1

【野心の遅延】

- 世界的な野心シナリオの変形。
- 2060年の漏出削減目標に向けて、世界的な野心シナリオの政策パッケージをより長い時間枠で実施するモデル。

需要の抑制	循環性を考慮した設計	リサイクルの強化	漏出経路を閉じる
2060年までに一次プラスチックの使用を2030水準未満に安定化	2060年までにプラスチック強度を2020年水準から30%削減	2060年までに世界のプラスチックリサイクル率を58%に高める	2060年までにプラスチックの漏出をなくす

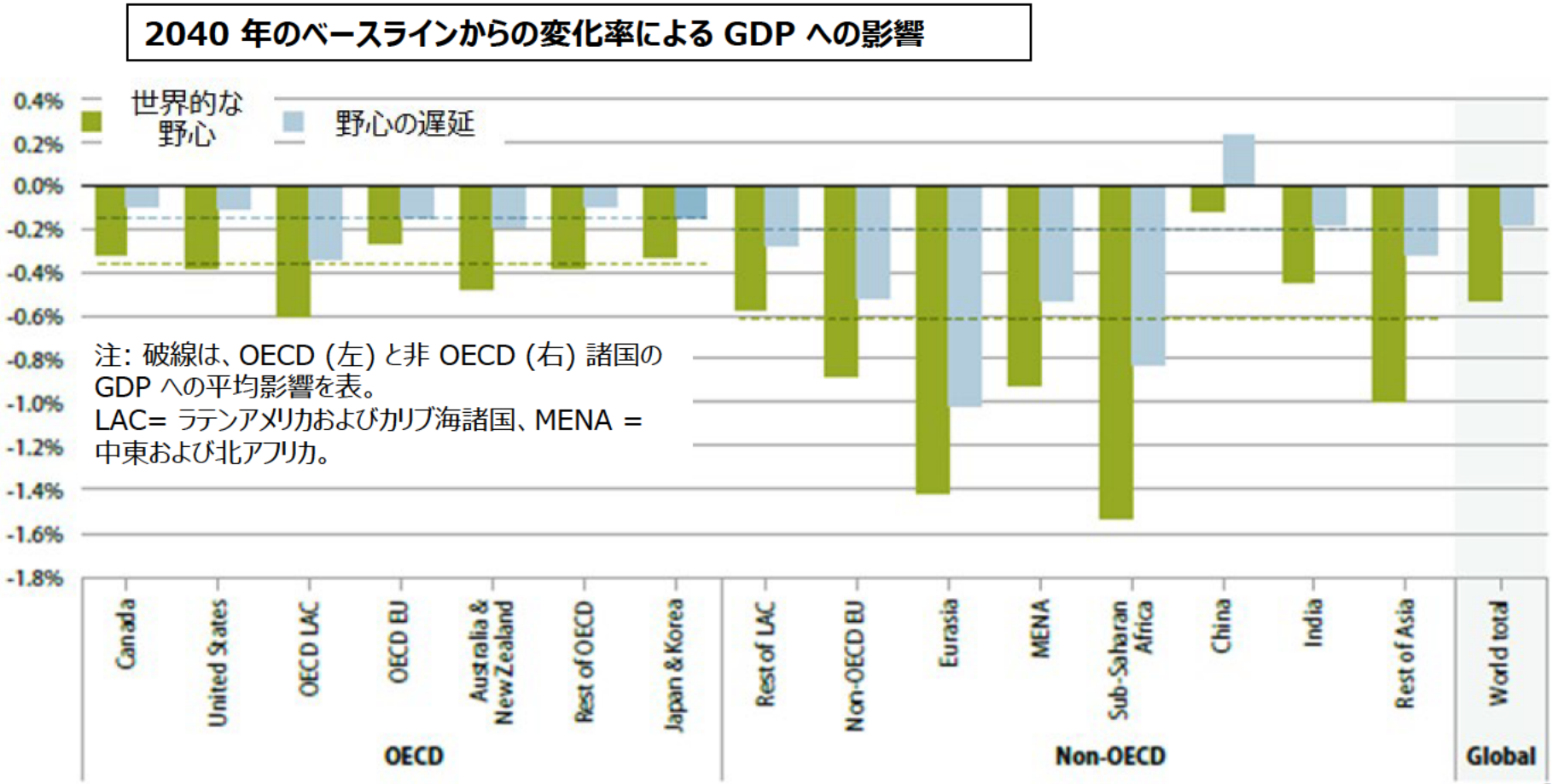
- （2060年目標に沿った）行動の遅延は、短期的には経済的利益をもたらすが、長期的には社会的・環境的影響をもたらす。

3.各政策シナリオの分析結果：（５）d.野心の遅延-2

【原文参照箇所】p.26
「9章」

- 「世界的な野心」シナリオをより長い時間枠で実施し、プラスチックの漏出をなくす目標を2060年まで押し上げる（「野心の遅延」）と、2040年までのマクロ経済コストは、「世界的な野心」の0.5%に対し、世界GDPの0.2%に抑えることができる。

図17：野心の鈍化により、移行期のマクロ経済コストが制限される可能性がある



Source: OECD ENV-Linkages model.

【原文参照箇所】p.27
「9章」

3.各政策シナリオの分析結果：（５）d.野心の遅延-3

- どの国の経済も、政策の実施が遅くなり、廃棄物管理システムの再構築が遅くなることで恩恵を受ける。
- 2040年までの野心レベルが下がることも、マクロ経済への影響を小さく抑えることに貢献する。
- さらに、プラスチックの漏出をなくすという野心が遅れると、比較的控えめな目標でリサイクルを強化する能力が大きい場合、一時的な競争力向上を享受できる国もある。
- これは、OECD諸国の方が非OECD諸国よりも先に政策の厳格化が進むという仮定によるもので、これにより、アジアの一部の輸出部門（特に中国）では生産コストの上昇が小さくなり、その結果、一時的な競争力向上の恩恵を受けることができる（OECD, 2022*）。
  *OECD (2022), Global Plastics Outlook: Policy Scenarios to 2060, OECD Publishing, Paris, https://doi.org/10.1787/aa1edf33-en.
- しかし、これは例外的なケースであり、すべての国が世界共通の目標を達成するために徐々に政策を強化することになるため、決して継続することはない。
- このGDPの一時的な上昇も、目標の遅延に伴う環境外部性を考慮していない。
- すなわち、プラスチックの追加的な漏出や汚染を回避する機会を逃すことで、将来的に浄化費用が増大し、健康や環境被害を通じて幸福に重大な悪影響が及ぶことを意味する。

3.各政策シナリオの分析結果：（５）d.野心の遅延-4

【原文参照箇所】p.27「9章」

- 重要なことは、対策が遅れれば、現在と将来の世代に著しく大きな負担を強いることである。
- 不適切に管理された廃棄物の減少は比較的緩やかで、2040年にはまだ64百万トンの廃棄物が不適切に管理されている。
- 同様に、プラスチックの漏出量は、2020～2040年の間、世界レベルで年間1.1%しか減少しない（世界的な野心では13%）ため、2040年までに年間約16百万トンのプラスチックが環境中に漏出することになる。

- プラスチック漏出ゼロへの道筋が遅くなった結果、2020～2040年の間に、水生環境だけでもさらに38百万トンのマクロプラスチックが蓄積されることになる。
- より多くのプラスチックが水生環境に蓄積されると、より小さなマイクロプラスチックに分解され、除去が困難になるか、事実上不可能になる傾向がある。
- 最後に、より緩やかな経路では、2020年から2040年の間に、プラスチックに関連する温室効果ガス排出レベルが、世界的な野心と比較して、さらに3.9Gt-CO2-eq.増加することになる。

水生環境におけるマクロプラスチックの蓄積（2040年）

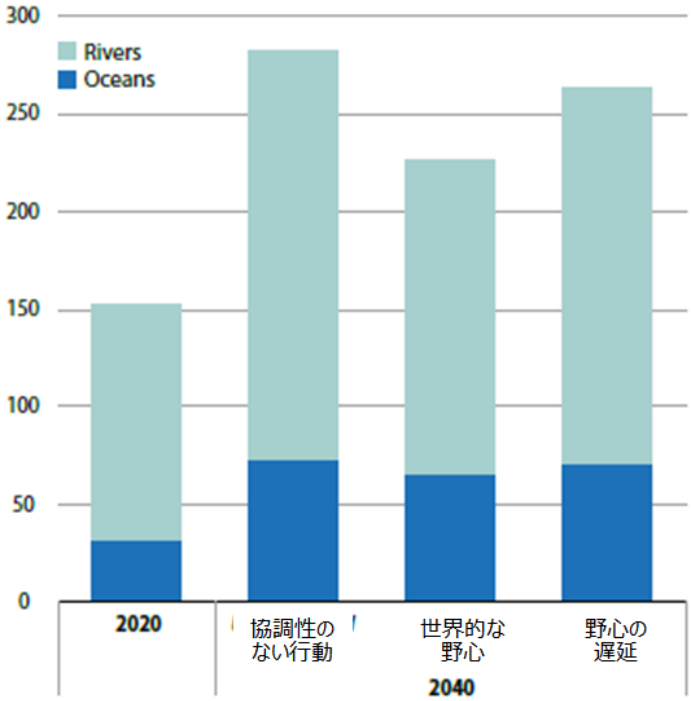


図18：対策の遅れにより、川や海洋のプラスチック汚染が拡大する

Source: (Lebreton, L. (2023), Quantitative analysis of aquatic leakage for multiple scenarios based on ENV-Linkages, unpublished.), based on OECD ENV-Linkages model projections

3.各政策シナリオの分析結果：（５）d.野心の遅延-5

【原文参照箇所】p.27「9章、Box.5」

- 2040年から2060年まで政策の意欲を遅らせることは、2040年以降もプラスチックの漏出が続くことを意味する。
- 2040年から2060年の間に、より大量の廃棄物を処理するための廃棄物投資コストの増加、河川や海洋に蓄積されるプラスチックの増加、GHG排出量の増加など、さまざまな負の結果をもたらす。

- 2060年までに、「世界的な野心」シナリオと比較した場合の「野心の遅延」シナリオの結果



Source: OECD ENV-Linkages model.

4．課題「世界的な野心を実現するには、多くの課題の克服と強力な国際協力が必要」-8つの課題

【原文参照箇所】p.28-31「10章」

- 政策シナリオは、政策立案者や利害関係者が克服すべきいくつかの課題も指摘：
  1. 設計の改善（安全な再利用や修理を含む）や再利用システムの導入などを通じて、生産と需要を抑制する
  2. 特に発展途上国において、廃棄物の収集、分別、処理を強化する
  3. リサイクルの改善を奨励する
  4. 自治体のゴミ管理を強化する
  5. マイクロプラスチックの漏出を対象とした費用対効果の高い政策措置の実施を支援するための研究を奨励する
  6. 強力な国際協力と支援を確保する
  7. 廃棄物防止に貢献する可能性のある解決策への支援と並行して、廃棄物処理への十分な資金が確保されるようにする
  8. プラスチック汚染に関する法的拘束力のある文書の目的と資金の流れを一致させ、他の資金源を利用する選択肢を探る

【原文参照箇所】p.28「10章」

4. 課題1

1. 設計の改善（安全な再利用や修理を含む）や再利用システムの導入などを通じて、生産と需要を抑制する

- 本報告書でモデル化した定型的な政策パッケージは、すべての国がプラスチックの生産や使用に対する税（および規制）を導入する能力があり、その意思もあることを前提としている。
- 各国固有の事情に対応するため、プラスチック使用削減のインセンティブを与える他の同等の効果的な手段が見つかれば、課税を回避することも可能である。
- さらに、プラスチック需要の大幅な削減を達成するためには、構造的な変化が必要かもしれない。
- 全体的なプラスチック使用抑制の一環として、世界的な野心シナリオでは、2040年までにベースラインの70%増が見込まれる包装用途のプラスチック需要を劇的に削減する。
- 寿命を延ばしたりリサイクル性を向上させたりすることを含め、製品設計を再考することは、技術的・経済的な障壁となりうる。
- 特定のプラスチックポリマー、添加剤、用途を廃止することは、問題のある有害なプラスチックを特定し、遺憾な代替のリスクを回避し、技術革新を奨励する複雑な取り組みである。
- ●政府は、企業による新たなビジネスモデルの採用だけでなく、循環型の設計にインセンティブを与える政策的枠組みを検討すべきである。

4. 課題2

【原文参照箇所】p.28「10章」

2. 特に発展途上国において、廃棄物の収集、分別、処理を強化する

- 政策シナリオの野望を達成するためには、特にいくつかの発展途上国において、廃棄物の収集と分別を強力に改善する必要がある。
- 低・中所得国の多くは、先進国に比べて廃棄物の使用量や発生量が少ない傾向にある。
- しかし、これらの国々では廃棄物の収集・管理サービスが十分に機能していないため、しばしばインフォーマルなゴミ拾いや、環境と人間の健康への懸念を悪化させる野外投棄や焼却などの慣行に頼っている。
- ガバナンスの問題や限られた財源が、効果的な廃棄物管理インフラの迅速な確立を妨げている。
- 世界のすべての地域で効率的な回収・分別システムの拡大を支援するために、EPR制度や廃棄物回収目標などの政策が効果的であることが証明されている。
- プラスチック廃棄物の収集、分別、処理の改善は、廃棄物管理における全般的な強化の一部となることが期待される（必ずしも特定の材料や廃棄物の流れを対象としているわけではない）。
- 需要を抑制することは、廃棄物の収集と処理のコストを抑える上で効果的な役割を果たすことができるが、国際的な支援が極めて重要になる。

4. 課題3

【原文参照箇所】p.29「10章」

3. リサイクルの改善を奨励する

- 世界的な野心シナリオでは、不適切に管理された廃棄物をほぼ完全になくすことを予見しており、リサイクルが主要な役割を果たし、2040年には廃棄物発生量の42%をカバーするまでに急成長すると見込んでいる。
- これは、世界の平均リサイクル率（2020年の9.5%）の4倍に相当する。
- 利用可能なリサイクル技術とスクラップの利用可能性の両方が、リサイクル率の拡大を制限している。
- 政策シナリオの野望を達成するには、リサイクルの強力な改善とリサイクルロスの削減が必要である。
- メカニカルリサイクルのための実行可能な原料供給源を拡大するためには、リサイクル技術への大規模な投資と上流への介入（リサイクル設計の改善を含む）を組み合わせることが必要である。

- このシナリオは、すべての廃棄物の流れとポリマー（現在ほとんどリサイクルされていないものも含む）について、主にメカニカルリサイクル技術によって高いリサイクル率を達成できるという仮定に依存している 。
- このような大幅な技術的ブレークスルーが実現しなかった場合、政策パッケージの野心を達成するためには、政策パッケージの他の部分、例えば、リサイクル困難なポリマーの使用削減を誘導したり、全体的な需要削減を強化したりすることで、野心を高める必要がある。

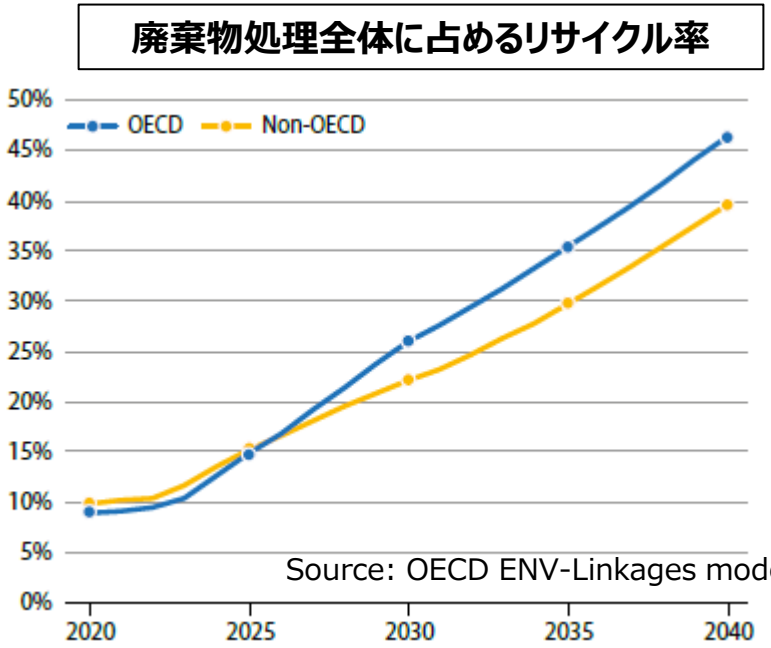


図19：世界的な野心シナリオでは、リサイクルの大幅な進展を予測している

4. 課題4

【原文参照箇所】p.29「10章」

4. 自治体のゴミ管理を強化する

- 回収されずに残るごみの量を減らすことは、漏出を減らすための重要な道筋である。
- すべてのごみを回収することは不可能と思われるが、政策パッケージでは、ベースラインで想定した所得水準の向上による改善に加えて、すべての地域でごみ拾い率と道路清掃の大幅な増加を想定している。
- 特にアフリカとインドでは、ベースラインの65%から政策シナリオでは75%になると想定されている。
- 世界全体では、ポイ捨てゴミ除去の改善によって回避される漏出は、2040年までに1.2百万トン以上になると予測される。

4. 課題5

【原文参照箇所】p.29「10章」

5. マイクロプラスチックの漏出を対象とした費用対効果の高い政策措置の実施を支援するための研究を奨励する

- マイクロプラスチック汚染は、生態系と人間の健康に対する新たな脅威である。
- データと情報の限界から、「世界的な野心」シナリオには、製品に意図的に添加されるマイクロプラスチックの禁止など、マイクロプラスチックの漏出を特にターゲットとする限定的な政策しか含まれていない。
- このシナリオにおけるマイクロプラスチックの漏出削減の大部分は、プラスチック使用量全体の削減、またはパイプの末端での捕捉（廃水処理など）の改善が期待されることに起因している。
- さらに、マクロプラスチックの漏出の削減は、既存の汚染の劣化によるマイクロプラスチックの発生を緩和する可能性がある。
- しかし、マイクロプラスチック汚染の効果的な軽減を確実にするためには、マイクロプラスチックの漏出を特に軽減できる政策も、政策ミックスの重要な部分を形成する必要がある。
- 可能な緩和策の費用対効果を評価し、政策介入策の選択に役立てるためには、さらなる研究が必要である。

4. 課題6

【原文参照箇所】p.30「10章」

6. 強力な国際協力と支援を確保する

- 環境へのプラスチック漏出ゼロを達成するためには、ベースラインと比較して、2040年までに世界のGDPの約0.5%のマクロ経済コストが発生する。
- プラスチック汚染のない経済への移行がもたらす恩恵はすべての国に及ぶ可能性が高いが、経済コストは発展途上国において著しく高くなると予測され、こうした恩恵を達成するためには国際協力を強化する必要性が高いことを示唆している。
- 直線的なプラスチック経済から循環型プラスチック経済への移行を助け、プラスチック汚染を効果的に終わらせるためには、すべての国でより野心的な政策行動が必要であるが、発展途上国（小島嶼発展途上国を含む）により重い負担がかかることを認識することが重要である。
- マクロ経済的コストは、協調性のない行動（コストが小さく、ほぼ等しい）以外のすべての政策シナリオで先進国よりも途上国の方が大きくなる。
- しかし、特に世界的な野心シナリオでは、マクロ経済コスト（GDP比）はOECD非加盟国の負担が大きくなっている。
- 例えば、「世界的な野心」シナリオの全体的なコストは（2040年までに）世界GDPの0.5%に抑えられるが、サハラ以南のアフリカが最大のマクロ経済的影響を受けると予想され、そのGDPはベースラインより1.5%減少する（図17を参照）。
- これらの国々は、プラスチックの使用量と廃棄物の不適切な管理が急速に増加していることが多く、同時に、特に漁業や観光業などのセクターに大きく依存している場合、プラスチック汚染の悪影響に対して特に脆弱になる可能性がある。

4. 課題7-1

【原文参照箇所】p.30「10章」

7. 廃棄物防止に貢献する可能性のある解決策への支援と並行して、廃棄物処理への十分な資金が確保されるようにする

- 必要とされる政策と投資の負担は、発展途上国、特に現在廃棄物管理システムがあまり進んでいない国々により重くのしかかる。
- ベースライン・シナリオでは、プラスチックの使用量が最も増加するのは、すでに廃棄物の不適切な管理と環境への漏出が多いという特徴を持つ非OECD経済圏であると予測される。
- より厳格な政策がなければ、廃棄物収集・管理の並行的な改善をはるかに上回る廃棄物発生の増加につながる可能性がある。
- 例えば、サハラ以南のアフリカと中東・北アフリカ地域は、プラスチックの使用量と廃棄物の増加が比較的速く、廃棄物管理システムが比較的脆弱であるため、時間の経過とともに世界の不適切に管理された廃棄物の割合が増加すると予測される。
- 廃棄物発生量の大幅な増加が予想される膨大な数の国々では、廃棄物の不適切な管理とそれに関連する環境への影響を防ぐために必要な廃棄物収集・処理システムがまだ整備されていない。
- この具体的な背景は、プラスチック汚染をなくすための世界的な闘いにおいて、発展途上国が重要な役割を担っていることを強調している。
- 発展途上国におけるインフラ投資を拡大することは、プラスチック漏出を世界的になくすための重要な必要条件であり、特に廃棄物管理を強化することが重要である。
- 非OECD加盟国における廃棄物管理システムへの投資ニーズは、世界的な野心シナリオでは20年間で1兆米ドル以上に達する。

【原文参照箇所】p.30/31「10章」

4. 課題7-2

7. 廃棄物防止に貢献する可能性のある解決策への支援と並行して、廃棄物処理への十分な資金が確保されるようにする

- また、これらの改善・拡大された廃棄物管理システムの運営に必要な費用を賄うために、信頼できる持続可能な収入源を確立することも不可欠である。
- 例えば、先進国における拡大生産者責任制度の確立は、分別収集、分別、リサイクルの費用を賄うのに効果的であることが証明されている。
- 廃棄物の収集・管理だけでなく、プラスチックのバリューチェーンの上流段階への投資も、循環型の消費パターンを促進し、廃棄物管理システムの負担を軽減するために極めて重要である。
- 戦略には、回避可能で問題のあるプラスチックを減らし、再利用と修理を促進し、エコデザインを促進するための解決策を支援することが含まれる。
- 発展途上国で必要とされる投資と技術革新を、公的（国内および国際）および民間の資金源の両方を通じて支援するとともに、能力開発、ガバナンス、技術移転について協力するためには、強力な国際協力が必要となる。
- 政策の転換に加え、プラスチック関連投資の大幅な方向転換が世界中で必要になる。
- 廃棄物とリサイクルのみに焦点を当てると、ベースライン・シナリオでは、OECD加盟国も非加盟国も、増加するプラスチック廃棄物量に対処するため、2020～2040年の間に1兆ドル以上、世界全体で2.1兆ドルの投資が必要となる。
- 政策シナリオでは、廃棄物の収集、分別、リサイクルは、例えばゴミ捨て場を利用するよりもコストがかかるため、これらのニーズは増幅される。
- ただし、十分な上流工程への取り組みによって廃棄物総量が十分に減少し、廃棄物管理の拡大よりも方向転換が可能になる場合はこの限りでない。

【原文参照箇所】p.31「10章」

4. 課題8

8. プラスチック汚染に関する法的拘束力のある文書の目的と資金の流れを一致させ、他の資金源を利用する選択肢を探る

- 特に、現在インフォーマルな廃棄物管理に大きく依存している発展途上国においては、廃棄物管理の改善による初期の財政支出は非常に大きい。
- また、プラスチック汚染をなくすためには、途上国の貢献が極めて重要であることを考えると、政府開発援助（ODA）の方向転換や規模の拡大も含め、十分な開発資金が必要となる。
- 資金ギャップを埋め、より多くの資源を動員するための新たなアプローチには、以下が含まれる：
  - (i)民間セクターを含め、途上国のプラスチック汚染を抑制するために利用可能な総資源を拡大するイニシアティブを支援する
  - (ii) 既存のリソースの世界的な目標設定と、各国のニーズおよび優先事項への調整を強化する
  - (iii) 国際的な優良事例を採用し、イノベーションを促進する
  - (iv)相互学習を促進し、この分野でより効果的な開発協力のためのガイダンスを策定する
    Agnelli, A. and P. Tortora (2022), “The role of development co-operation in tackling plastic pollution: Key trends, instruments, and opportunities to scale up action”, OECD Environment Working Papers, No. 207, OECD Publishing, Paris, https://doi.org/10.1787/721355cb-en.Agnelli and Tortora
- リサイクルを拡大し、一次プラスチックを二次プラスチックで代替することを可能にするだけでなく、包装材や製品の再利用システムの導入など、上流工程での解決策を支援するために、投資を振り向ける必要がある。
- プラスチックのライフサイクル全体にわたる包括的な移行を可能にするためには、交渉中の法的拘束力のある制度の目的と目標に、公的および民間からの資金の流れを一致させることが重要である。

b) 欧州における化学物質管理規制
(i) 欧州におけるGeneric Risk management Approach(GRA) 拡大に向けた取組み

- 欧州では、化学物質管理規制であるREACH規則にも取り込まれている、Generic Risk management Approach(GRA) を拡大する動きがみられる。こうしたGRA拡大の動きは、プラスチック汚染条約にも影響を与える可能性が高いことから、現在の状況を整理することとした。

1．欧州REACH規則におけるGRAに関する規定状況

- REACH第68条（2）がGRAに関する条文。

- REACH 第2章 制限プロセス；第68条 新規制限の導入と現在の制限の改正：
  - **【特定のリスク管理手法】**1. When there is an unacceptable risk to human health or the environment, arising from the manufacture, use or placing on the market of substances, which needs to be addressed on a Community-wide basis, Annex XVII shall be amended in accordance with the procedure referred to in Article 133(4) by adopting new restrictions, or amending current restrictions in Annex XVII, for the manufacture, use or placing on the market of substances on their own, in mixtures or in articles, pursuant to the procedure set out in Articles 69 to 73. Any such decision shall take into account the socio-economic impact of the restriction, including the availability of alternatives.

    The first subparagraph shall not apply to the use of a substance as an on-site isolated intermediate.

    ➡第 68 条第 1 項（特定のリスク管理アプローチ）に基づいて、ECHA または加盟国は制限書類を作成し、2 つの科学委員会による評価を含む包括的な手順を経る。
    ➡人の健康や環境に対して許容できないリスクがある場合に、物質の使用を制限する。

  - **【GRA】**2.For a substance on its own, in a mixture or in an article which meets the criteria for classification in the hazard classes carcinogenicity, germ cell mutagenicity or reproductive toxicity, category 1A or 1B, and could be used by consumers and for which restrictions to consumer use are proposed by the Commission, Annex XVII shall be amended in accordance with the procedure referred to in Article 133(4). Articles 69 to 73 shall not apply.
    発がん性、生殖細胞変異原性又は生殖毒性、カテゴリー1A又は1Bに分類されるハザードの基準を満たし、消費者が使用する可能性があり、欧州委員会が消費者使用の制限を提案している物質について、附属書XVIIは、第133条(4)で言及される手順に従って改正されるものとする。第69条から第73条までは適用しない。
    ➡第 68 条第2項 (一般的なリスク管理アプローチ；GRA) は、欧州委員会に対し、CMR 物質の単独、混合物、または成形品における消費者の使用に対する簡素な制限を許可している。
    ➡消費者製品に含まれるCMR物質（カテゴリー1）については、ハザードと一般的な曝露を考慮してリスクを想定できる場合に、物質の使用を制限する。

（REACH規則：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/HTML/?uri=CELEX:02006R1907-20221217）

2．欧州におけるGRAの拡大の動き

- 欧州化学物質戦略においてGRAを欧州化学物質管理規制で拡大するとの方針を示している。

- 2020年10月14日に欧州委員会は2020年10月14日に、「欧州化学物質戦略」（CSS；Chemicals Strategy for Sustainability）を発表した。
- このCSSの中で、欧州委員会はGRA （Generic Risk management Approach）に言及している。
  - 欧州委員会はGRAの利点に関して、CSSの中で以下のように説明：
    - ✓ 過去数十年間のEU化学物質規則の最大の健康上の利点の1つは、発がん性物質への市民の曝露の減少であった。これは特に、法律全体にわたる予防的アプローチ、つまり**GRA**のおかげで可能になった。
    - ✓ EUの化学物質の大部分は、現在、ケースバイケースで、特定の用途ごとに規制されている。十分な証拠と市民の懸念は、最も有害な化学物質については、特に消費者製品での使用に関して、**GRA**がデフォルトのオプションになることを正当化する。まず、委員会は**GRA**を拡大し、消費者製品にがん・遺伝子突然変異を引き起こしたり、生殖器系や内分泌系に影響を与えたり、残留性で生物蓄積性のある化学物質を含まないようにする。
    - ✓ **GRA**を拡大することで、消費者、脆弱なグループ、および自然環境がより一貫して保護されると同時に、社会にとって不可欠であることが証明されているこれらの最も有害な化学物質の使用が可能になる。

2．欧州におけるGRAの拡大の動き

- 欧州委員会はCSSの中で、有害な化学物質に対する保護のために、GRAを消費者製品に拡大するとの方針を示した。

- CSSの中で、欧州委員会は「最も有害な化学物質に対する保護」として以下を行うとしている：
  - GRAを拡大して、食品接触材料、おもちゃ、育児用品、化粧品、洗剤、家具、繊維などの消費者製品に、がん・遺伝子突然変異誘発性や、生殖または内分泌系への影響、残留性及び生物蓄積性がある化学物質が含まれていないことを確認する。さらに、消費者製品に関して、免疫、神経、呼吸器系に影響を与える化学物質や特定標的臓器毒性を有する化学物質など、さらに有害な化学物質にGRAを拡大するためのモダリティとタイミングを定義するために包括的な影響評価を直ちに開始する。
  - 当面の間、GRAは実施されていないが、1つずつ規制するのではなく、上記のすべての物質をすべての用途の制限およびグループ化を通じて優先する
  - 社会の機能にとって重要である場合、および環境と健康の観点から受け入れられる代替物がない場合にのみ、最も有害な化学物質が許可されることを保証するために、本質的な使用の基準を定義する。これらの基準は、一般的なリスク評価（GRA）と特定のリスク評価の両方について、関連するすべてのEU法における重要な用途の適用をガイドする。

【参考】欧州CSSの概要-1

• 全体・共通事項

- 物質、材料、製品のライフサイクル全体を考慮に入れた化学物質リスク評価の方法論を開発する
- 国際化学物質管理への新たな戦略的アプローチは、化学物質のライフサイクル全体にわたる健全な管理に完全に取り組むことを可能にする重要な多国間協定である
- 国際的に、特にOECDとともに、共通の基準と革新的なリスク評価ツールの開発を促進する

• 安全で持続可能な設計

- 安全で持続可能な設計による化学物質への移行には、**懸念物質**に対しては代替物質を見つけ、段階的に使用を廃止する
- そのためには強力な政策が必要になり、財政的支援も特に中小企業に対して必要になる

• 2次原料の利用・無毒な材料のリサイクル

- 製品中の化学物質含有量に関する情報が必要である。それにより、効果的なリサイクルが可能となり、2次原料の利用も促進される。
- そのために、サプライチェーンは上流の情報を下流にも引き継ぐシステムが必要になる。
- 有害物質に関する制限は、バージン材料と同様の制限がリサイクル材料に対しても適用されるべきである。
- 廃棄物処理フローにおけるレガシー物質の存在を確認するための規制措置（懸念物質の追跡、化学物質含有量、安全な使用に関する情報システム）が必要であり、そのための革新的な技術への投資が必要になる。

【参考】欧州CSSの概要-2

• 内分泌かく乱物質

- 法的拘束力のあるハザード識別を確立し、すべての法律に適用する
- 特定され次第、消費者製品で禁止とし、社会にとって不可欠であることが証明されている場合にのみ使用可能とする
- REACHの高懸念物質のカテゴリーに内分泌かく乱物質を導入し、労働者の保護を強化する
- 特定を可能にするために、法律全体の情報要件を検討し強化する（規制当局が内分泌かく乱物質に関して十分で適切な情報を利用可能にする）
- 内分泌かく乱物質に関する情報を生成する方法の開発（試験法等の開発）と取り込みを加速する（スクリーニングと試験を行う）

• 環境中の化学物質汚染

- 環境毒性、残留性、移動性、生物蓄積に完全に対処するために、CLP規則に新しい危険有害性クラスと基準を提案する
- 高懸念物質のカテゴリーに、内分泌かく乱物質、残留性、移動性、毒性があり非常に残留性で非常に移動性のある物質、を導入する
- 包括的な環境リスク評価が可能になるようにする
- 医薬品の生産と使用による環境への影響に対処する
- 環境汚染除去のソリューションの研究開発をサポートする
- 食品中の化学汚染物質の規制を強化する

【参考】欧州CSSの概要-3

• EU及びEU企業

- 化学物質に関する規制を国内と国境で完全に履行し、国際的な公約に沿って世界のゴールドスタンダードとして推進する
- 円卓会議では、特に化学物質法をより効率的かつ効果的に機能させる方法、セクター全体で革新的な安全で持続可能な化学物質の開発と取り込みを促進する方法、に焦点を当てて議論することを想定する
- 設計上安全で持続可能な化学物質への移行は、社会的緊急性であるだけでなく、大きな経済的機会であり、COVID-19危機からのEUの回復の重要な要素でもある
- 安全で持続可能な化学物質の生産と使用を推進し報酬を与えるには規制ツールの活用が必要であり、業界にインセンティブを与えることが特に重要である

• EUにおける安全で持続可能な設計に関わる枠組み・取組みの方針

- 安全で持続可能な設計による化学物質アプローチは、今後の世界におけるEUの化学品のシェアが縮小することが推定され、縮小した部分が発展途上国で増加することが予想されるために、そうした発展途上国に対して、欧州で安全で持続可能な設計基準を開発することで、その基準をそれらの発展途上国にも適用し、影響力を持つとともに、世界共通での化学物質の管理を可能にし、輸出入において有害物質の管理を効率的に一貫して行うことで、EU内に有害物質を入れないようにするためのもの。
- なお、安全で持続可能な設計アプローチは中小企業には独自に取り組むことが困難なため、それをサポートする仕組みやネットワークを確立する。
- また、スキルや能力のギャップなどを特定して、それらをサポートするための教育システム等も検討している。また、安全で持続可能な化学物質の生産に向けた産業の移行を測定するための主要業績評価指標を開発するなど、確実に実行への道筋を示している。

【参考】欧州CSSの概要-4

• EU法規制

- これまでEUの規制では、発がん性物質を規制対象とし、消費者製品においては使用を禁止することで、がんに貢献してきた経験を活かし、これを他の免疫系や神経系、特定臓器、内分泌系などに拡大することにより予防的アプローチを促進する。
- また、現在のREACHではポリマーは登録対象外であるものの、プラスチックの問題もあることから、懸念のあるポリマーは登録対象にする。
- また、REACHでは低・中トン数帯については情報要件が緩和されているが、その中にも有害な物質が含まれている可能性があることから、低トン数帯等でも有害な物質を特定できるように情報要件を修正するとともに、特に発がん性物質については量に関係なく識別できるような仕組みに修正する。
- データや科学・技術作業についても、他の法律で提出された情報を共通に利用できるようにする仕組みを作るほか、データについては共通のオープンプラットフォームを作り、データが共有できるようにする。

3．欧州REACH改訂

- 欧州委員会は、CSSで言及した無毒な環境を達成するためにREACH改訂作業を進めており、GRAの拡大（対象エンドポイントの拡大、業務用への拡大）を進めようとしている。

- REACH改訂に係るimpact assessmentの中でGRAをREACH制限プロセスにおいて、新たなエンドポイントにも拡大すること、消費者製品のみならず業界用の製品にもGRAを拡大すること、に言及している：
  - 制限（restriction）プロセスの改革：選択肢には、内分泌かく乱物質、PBT/vPvB物質、免疫毒性物質、神経毒性物質、呼吸器感作物質、特定臓器に影響を及ぼす物質に対する制限にGRAを拡大すること、業務用として販売される製品にGRAを拡大すること、制限緩和を認める基準を含め、制限における必須用途の概念を運用することなどが含まれる。
  - GRA (REACH第 68 条（2）) は、すべての発がん性、変異原性、または生殖毒性 (CMR) 物質を、単独で使用する場合と消費者向けに混合して使用する場合に、統一された分類で制限するために使用される。この簡略化された手順では、ハザードと一般的な曝露評価が考慮され、物質単独および混合物の場合は通常 1 年かかる (法律法の起草、委員会の内部手順およびコミトロジー手順)。消費者製品中の物質に関しては、繊維製品中の 33 の CMR と消費者製品（玩具、アクティビティ玩具、育児用品を含む）中の 8 つの多環芳香族炭化水素 (PAH) を対象とする 2 つの制限が採択された。しかし、簡素化された手続き（第 68 条第 2 項）は現在、他の最も有害な物質（※CSSでは、CMR、EDC、PBT/vPvB、免疫毒性物質、神経毒性物質、呼吸器感作物質、および特定の臓器に影響を与える物質として定義）の消費者による使用を制限するために使用することはできない。EDC などへの曝露は、他の健康への悪影響に加えて神経行動疾患を引き起こすことが示されている。さらに、プロのユーザーは多くの場合、消費者と同じ製品を、より頻繁に長期間にわたって使用しており、場合によっては適切なリスク管理トレーニングを受けていない場合もある。

（REACH改訂のためのイニシアチブ：https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12959-Chemicals-legislation-revision-of-REACH-Regulation-to-help-achieve-a-toxic-free-environment_en）

c) 北欧による問題のあるプラスチックの基準案

- Nordic閣僚理事会レポート『Global criteria to address problematic, unnecessary and avoidable plastic products』の概要を整理した。

本Nordic閣僚理事会レポートは、
- UNEA決議5/14に従って、プラスチックに関する文書を作成する政府間交渉委員会（INC)の議論を補足することを目的としており、INC.3に提出されたゼロドラフトで概説されたオプションをベースにしている。
- 特に、資源効率やサーキュラーエコノミー・アプローチを含め、製品設計や環境に配慮した廃棄物管理などを通じて、プラスチックの持続可能な生産と消費を促進するための規定を提唱している。
- 提案する基準のセットは、ゼロドラフトの「問題がある」「回避可能」の2分類を、「問題がある」「不必要」「回避可能」の3分類に細分化している。

【原文参照箇所】p.15

1.はじめに （１）背景-1

- プラスチック**生産量** 2000年：2億3,400万トン/年

  ↓

  2019年：4億6,000万トン/年【倍増/2000年比】（OECD(2022). The Global Plastics Outlook: Economic Drivers, Environmental Impacts and Policy Options.）

  ↓

  2040年：7億1,200万トン 【66%増/2019年比】

  （Nordic Council of Ministers (2023). Towards Ending Plastic Pollution by 2040.）

- プラスチック**廃棄物発生量**（2019年）：3億5,300万トン/年

  衛生的な埋立地：50%；焼却：19%；リサイクル：9%；
  規制のない場所への投棄／露天掘りでの焼却／環境流出：22%

  （OECD(2022). The Global Plastics Outlook: Economic Drivers, Environmental Impacts and Policy Options.）

- プラスチックによるその他の影響：
  - 温室効果ガス(GHG)排出量の増加
  - 陸上・海洋生物種に様々な影響
  - 懸念のある化学物質の存在による健康上の懸念との関連
- 安全でなく持続可能でないプラスチック製品を特定し段階的に除去することは、不可欠な製品の再設計と無害化を伴うものであり、プラスチック汚染を削減する上で重要な役割を果たす。（生産量の抑制のみならず、廃棄物発生を減らし、環境や生物相への流出を減らすことにもつながる（UNEP(2022).Plastic Science.）。
- プラスチックに使用される懸念のある化学物質の推定4%は、現在の世界的な合意に基づいて規制されている。一方、懸念のあるポリマーはほとんど規制されていない（BRS (2023). Global Governance of Plastics and Associated Chemicals.）。

【原文参照箇所】p.5・11・15・17

1.はじめに （１）背景-2

- 「問題のある、不必要で、回避可能」なプラスチック製品は、単回使用プラスチック（キャリーバッグ、ストロー、単回使用カトラリー、包装材、等）が多く、これらはプラスチック生産量の約36%を占める。
- これらのプラスチック製品のうち85%は誤った方法で管理されていると推定されている（UNEP(2023). Beat Plastic Pollution. http://tinyurl.com/s3fvzzjw）。
- プラスチック汚染問題は、単回使用用途以外にも広がっており、「問題のある、不必要な、回避可能」と考えられるその他の用途や製品カテゴリーを決定するための世界的な基準を開発する必要がある。
- 関連する報告書やイニシアチブから、以下のような傾向が確認された：
  - 単回使用プラスチックと包装に焦点を当てている
  - スコープがプラスチック製品の使用済み問題や漏出に限定されているものが多い
  - 「問題のある」、「回避可能な」、の2つ分類基準があるが、その区別が必ずしも明確ではない
  - 基準が、幅広い国の状況に必ずしも適切ではない、世界レベルでは適切な柔軟性がない
  - 将来上市される新しいタイプの製品への適用を重要な目的としてない
  - 経済的・社会的に実現可能であると判断された場合にのみ、代替品や非プラスチック代替品を推進する（新しい解決策の開発や既存の解決策の拡大を阻害する可能性がある）

【原文参照箇所】p.5・18

1.はじめに （１）背景-3

- 現在、141か国が何らかのプラスチック製品を禁止/制限している。
- 33か国が1つ以上のプラスチックポリマー/モノマーを禁止/制限している。

※上記いずれにも日本は含まれていない。

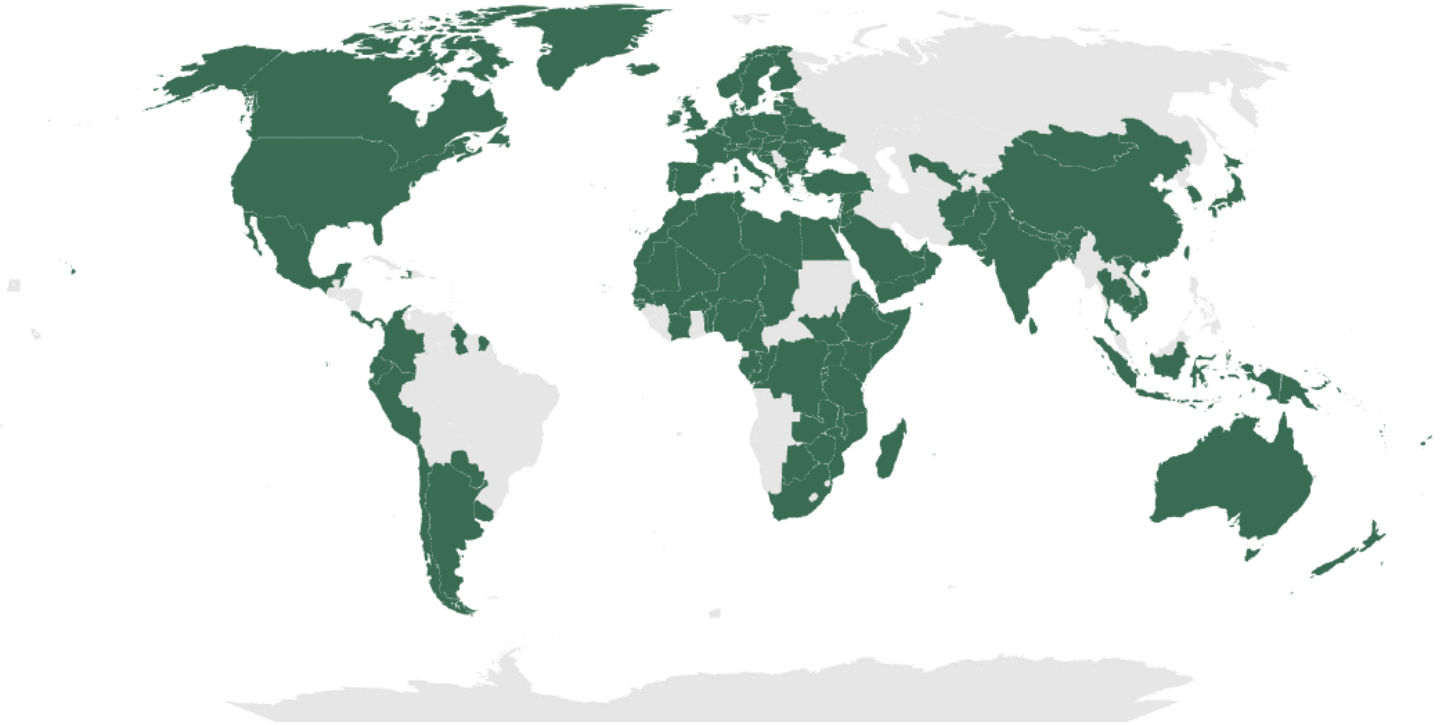


図2 少なくとも1つのプラスチック製品が国又は地域レベルで禁止又は制限されている国の地理的状況

【参考1】国/地域レベルで禁止/制限されているプラスチック製品-1

【原文参照箇所】
p.19・20・49-64

表1 国又は地域レベルで禁止または制限されているプラスチック製品

プラスチック製品種類	禁止（国/地域数(詳細)）	制限（国/地域数(詳細)）
農業用フィルム	1（中国）	-
バナー	2（インドネシア、モーリタニア）	-
ボードストック※1	1（ツバル）	
ボトル（飲料、容器含む）	8（モルディブ、EEA※2、その他6か国）	29（アンティグア・バーブーダ、バルバドス、ベリーズ、チリ、クロアチア、デンマーク、エストニア、フィージー、フィンランド、ドイツ、アイスランド、イスラエル、キリバス、マケドニア、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、モンテネグロ、ノルウェー、パラオ、ペルー、韓国、サンマリノ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、スウェーデン、タンザニア、ウルグアイ、EEA）
箱	1（セイシェル）	2（ベリーズ、スリランカ）
綿棒/イヤホン	9（中国、コロンビア、フランス、インド、イタリア、モルディブ、パナマ、ウェールズ、EEA）	1（英国）
カップ/グラス	21（ベリーズ、カナダ、チリ、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、英国、フランス、インド、マーシャル諸島、モルディブ、モーリシャス、ペルー、セントルシア、サウジアラビア、スコットランド、スリランカ、ツバル、バヌアツ、ウェールズ、EEA）	7（ブルガリア、マケドニア、マルタ、韓国、サンマリノ、スロベニア、EEA）

※1詳細不明（プラスチックボードのストックと思われる）
※2EEA：欧州経済領域

【参考1】国/地域レベルで禁止/制限されているプラスチック製品-2

表1 国又は地域レベルで禁止または制限されているプラスチック製品（続）

【原文参照箇所】
p.19・20・49-64

プラスチック製品種類	禁止（国/地域数(詳細)）	制限（国/地域数(詳細)）
カトラリー/食器	22（ベリーズ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、英国、インド、モルディブ、モナコ、モーリシャス、ニュージーランド、パナマ、ペルー、セントルシア、サウジアラビア、スコットランド、セイシェル、スリランカ、ウェールズ、EEA）	4（デンマーク、ラトビア、韓国、サンマリノ）
卵パック	3（パナマ、セントルシア、ツバル）	1（ベリーズ）
漁具	-	1（EEA）
食品容器	18（ベリーズ、カナダ、チリ、コロンビア、ドミニカ、英国、ハイチ、インドネシア、ガイアナ、モルディブ、モーリシャス、セントルシア、スコットランド、スリランカ、ツバル、バヌアツ、ウェールズ、EEA）	2（中国、EEA）
招待状	1（インド）	-
マイクロビーズ	15（アルジェリア、カナダ、中国、英国、フランス、アイルランド、イタリア、ニュージーランド、韓国、スコットランド、スウェーデン、タイ、米国、ウェールズ、EEA）	-
新聞/雑誌用のバッグ	3（コロンビア、エクアドル、ペルー）	-
プラスチックバッグ	95（ベリーズ、中国、コロンビア、エクアドル、インドネシア、モルディブ、オマーン、ペルー、タンザニア、ウクライナ、ウルグアイ、EEA、その他83か国）	46（EEA、バルセロナ・コンベンション、その他44か国）
プラスチック紙吹雪	1（コロンビア）	-

EEA：欧州経済領域

【参考1】国/地域レベルで禁止/制限されているプラスチック製品-3

【原文参照箇所】
p.19・20・49-64

表1 国又は地域レベルで禁止または制限されているプラスチック製品（続）

プラスチック製品種類	禁止（国/地域数(詳細)）	制限（国/地域数(詳細)）
プラスチック製洗濯カバー	2（コロンビア、パナマ）	-
プラスチック包装	7（ブルキナファソ、カメルーン、ジブチ、インド、パナマ、アラブ首長国連邦、ジンバブエ）	22（アルバニア、ベラルーシ、ベニン、ブルガリア、エストニア、ハンガリー、イタリア、ラトビア、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、マケドニア、マルタ、メキシコ、モルディブ、オランダ、ノルウェー、韓国、トーゴ、ウルグアイ、ウズベキスタン、EEA）
プラスチック製の旗	1（インド）	-
プラスチック農産物ラベル	2（コロンビア、ニュージーランド）	-
プラスチックトレイ/大皿	5（コロンビア、インド、モーリシャス、ニュージーランド、セントルシア）	2（ベリーズ、英国）
皿とボウル	24（ベリーズ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、フランス、ハイチ、インド、モルディブ、マーシャル諸島、モーリシャス、ニュージーランド、パナマ、ペルー、セントルシア、サウジアラビア、スコットランド、スリランカ、ツバル、バヌアツ、ウェールズ、EEA）	8（デンマーク、英国、ラトビア、マケドニア、マルタ、韓国、サンマリノ、スロベニア）
リングキャリア（缶入り飲料を束ねるプラスチック製品）	2（カナダ、パナマ）	-
生理用ナプキン	-	1（EEA）
風船を支える棒	7（コロンビア、英国、インド、パナマ、スコットランド、ウェールズ、EEA）	-

EEA：欧州経済領域

【参考1】国/地域レベルで禁止/制限されているプラスチック製品-4

【原文参照箇所】
p.19・20・49-64

表1 国又は地域レベルで禁止または制限されているプラスチック製品（続）

プラスチック製品種類	禁止（国/地域数(詳細))	制限（国/地域数(詳細))
ストロー	19（ベリーズ、カナダ、チリ、中国、コロンビア、ドミニカ、エクアドル、インド、インドネシア、モルディブ、モーリシャス、ニュージーランド、パナマ、ペルー、セントルシア、スコットランド、バヌアツ、ウェールズ、EEA）	1（英国）
タバコ（タバコフィルターとパケットを含む）	1（インド）	1（EEA）
ウェットティッシュ	-	1（EEA）

EEA：欧州経済領域

【参考2】国/地域レベルで禁止/制限されているプラスチックモノマーとポリマー-1

【原文参照箇所】
p.21・65-75

表2 国又は地域レベルで禁止または制限されているプラスチックモノマーとポリマー

プラスチックモノマー/ポリマー	禁止（国/地域数(詳細))	制限（国/地域数(詳細))
アクリロニトリル ブタジエン スチレン	1（セイシェル）	-
エチレン	2	1
	※4（ベリーズ、マケドニア、スリランカ、ウガンダ）	
ポリブチレン テレフタレート	1（セイシェル）	-
ポリカーボネート	1（セイシェル）	-
ポリエチレン	8	1（ユーラシア経済連合EAC）
	※9（中国、ハイチ、パナマ、パラグアイ、ルワンダ、サウジアラビア、セイシェル、スリランカ、ウガンダ）	
ポリエチレン テレフタレート（PET）	4	4
	※8（中国、ドイツ、モーリシャス、ノルウェー、韓国、セイシェル、スイス、EEA）	
ポリフェニレンオキシド	1（セイシェル）	-
プロピレン※※	※1（ブラジル）	
ポリプロピレン	3（ベリーズ、セイシェル、スリランカ）	-

EEA：欧州経済領域

※Appendix B,表7に記載の国/地域数。本文中の表2に記載された「禁止」「制限」の区別はされていない。また、国/地域数も必ずしも一致していない。

※※Appnedix B 表7にのみ記載。本文中表2には記載がない。

【参考2】国/地域レベルで禁止/制限されているプラスチックモノマーとポリマー-2

【原文参照箇所】
p.21・65-75

表2 国又は地域レベルで禁止または制限されているプラスチックモノマーとポリマー（続）

プラスチックモノマー/ポリマー	禁止（国/地域数(詳細))	制限（国/地域数(詳細))
ポリスチレン	18（ベリーズ、コスタリア、ドミニカ、エクアドル、英国、ガイアナ、ハイチ、マーシャル諸島、パラオ、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、スコットランド、セイシェル、スリランカ、ツバル、ウガンダ、ウェールズ、ジンバブエ)	1（EEA）
スチレン	1	1
	※3（ベリーズ、中国、スリランカ）	
発泡/ビーズ法発泡スチロール（EPS）※※	※4（アンティグア・バーブーダ、カナダ、ペルー、EEA）	
ビニル	1（セイシェル）	-
ポリビニル	1（中国）	-
塩化ビニル	1	1
	※2（マケドニア、スリランカ）	
ポリ塩化ビニル（PVC）	3	1
	※4（カナダ、韓国、セイシェル、スイス）	

EEA：欧州経済領域

※Appendix B,表7に記載の国/地域数。本文中の表2に記載された「禁止」「制限」の区別はされていない。また、国/地域数も必ずしも一致していない。
※※Appnedix B 表7にのみ記載。本文中表2には記載がない。

【原文参照箇所】p.11・12

1.はじめに （２）目的

【本レポートの目標（Goal）】

- 海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の下で、「問題のある、不必要で、回避可能」なプラスチック製品の管理措置の開発に貢献すること。

そのために、

- 「問題のある、不必要で、回避可能」な製品の**特性の理解**を深める。
- 「問題のある、不必要で、回避可能」な製品の**判定基準の可能性**を提供する。
- 「問題のある、不必要で、回避可能」な製品の管理に必要な**ガバナンス・アプローチの可能性**を提供する。

【問題のある、不必要で、回避可能な製品を特定する目的】

世界レベル及び国家レベルで、以下のような適切な措置を確立すること。

1. 市場から排除する、

or

2. 代替手段や非プラスチック代替品を促進することで、その生産を削減する、

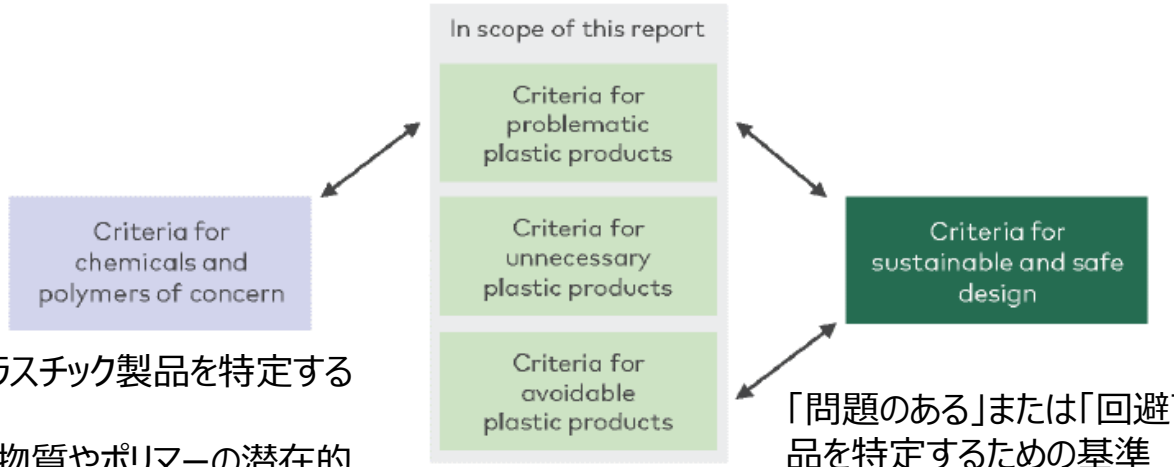
and

3. 問題のある製品を、意図された用途に対して安全かつ機能的で、持続可能で安全な製品設計基準に従って再設計する。

【原文参照箇所】p.12・13

1.はじめに （３）スコープ

- 前ページの目的を支援するため、このレポートでは以下を取り上げる：
  - 懸念のある化学物質やポリマーの規制、持続可能で安全な設計など、問題のある、不必要で、回避可能な製品のグローバルな規制に関連するプラスチック制度における他の潜在的な管理措置との関連性
  - 問題のある、不必要で、回避可能な製品のガバナンスを支援するための、プラスチック文書における潜在的な科学的メカニズムの役割
- 「問題のある」「不必要」「回避可能」のプラスチック製品についての基準を開発する（下図1参照）。



「問題のある」プラスチック製品を特定するための基準 と
懸念のある化学物質やポリマーの潜在的な基準

「問題のある」または「回避可能な」プラスチック製品を特定するための基準 と
持続可能で安全な設計のための潜在的な基準

図1 プラスチックのライフサイクルの上流段階における基準セット間の相互関係

【原文参照箇所】p.23

2.基準の選定 （１）分類

- 過去に発出された任意の文献では、本報告書で提案された3つの分類のうち、不必要な製品、回避可能な製品、問題のある製品のいずれか1つ、または2つの分類についてのみ基準を提示している。（ゼロドラフトも、問題のあるプラスチック製品と回避可能なプラスチック製品にのみ言及している。）
- このため、すべての潜在的な「問題のある、不必要で、回避可能な製品」を総合的にカバーする基準セットを開発する必要がある。
- 基準を策定する際に「不必要なもの」を個別に分類する意図は、代替なしに排除するための明確な管理手段を提供することにある。
- このことは、プラスチック汚染の問題に対処しようとして新たな環境問題を引き起こすことを避けるために重要である。このため、本報告書では「start and strengthen」アプローチに従った、最も強力な分類を提供する。
- これは、当初は回避可能とみなされた製品が、将来的には不必要な製品として再分類される可能性があることを意味する。
- このようなアプローチは、国連環境総会（UNEA）決議5/14に沿って、プラスチック汚染の防止、削減、撤廃に向けた移行を効果的に加速させることができる。

【原文参照箇所】p. 24

2.基準の選定 （２）基準

- 基準は、以下の原則にしたがって選定され、以下のような原則に従うべきである：
  - 寿命や漏出に関連する問題だけでなく、製品のライフサイクル全般にわたる問題を考慮する
  - 単回使用製品や包装以外の幅広い製品を含むよう十分に広範である
  - 将来上市される新製品を柔軟に取り込むことができる
  - 「問題のあるもの」、「不必要なもの」、「回避可能なもの」、の3分類を区別し、それぞれについて区別可能な政策介入への明確な道筋を提供する
  - 懸念のある要素（有害な化学物質等）との重複を避け、製品の持続可能性/循環設計を行うと同時に、プラスチック文書の下で個別に開発された一連の基準への入口を提供する
  - これらの障壁はプラスチック文書の耐用年数内に克服される可能性があることを考慮して、入手可能な情報の欠如や、現在の技術的・経済的な実現可能性を理由に管理措置を制限しない
  - 技術革新を刺激し、代替品や非プラスチック代替品を現在利用可能なものに限定しない
  - 廃棄物管理サービスと漏出率は国によって異なることを認識する（ある国で高い漏出率であっても、他の国には当てはまらない可能性がある。そのため、必ずしも問題がある製品としてプラスチック文書にリストアップすることを要求すべきではない。プラスチック文書に基づき開発された基準は、国レベルで問題があるとの判断を促し、国でのリストアップにつながる可能性がある）
  - 「問題のある」、「不必要である」、又は「回避可能」である、との判断を可能にするために、単独で機能するように設計され、複数の基準を満たす必要はない

【原文参照箇所】p.26-29

3.提案された基準 （１）問題のあるプラスチック製品-1

- 問題のあるプラスチック製品とは、製品のライフサイクル全体（環境と人健康）に悪影響を及ぼす製品、を指す。

表3 問題のあるプラスチック製品を特定するための潜在的な基準

クラスター	潜在的基準	製品例	既存の規制・イニシアチブの例
ハザード	• 二次的なプラスチックに由来するものを含め、懸念のある化学物質やポリマーを含んでいる、あるいは健康や環境にハザードを及ぼす製品である。	• 人工芝（PFASを含む発がん性の可能性のある化学物質が200種類近く含まれる）	• 【米国（マサチューセッツ州、カリフォルニア州、コネチカット州、バーモント州など）】人工芝でのPFAS使用禁止規制を提案。 • 【自主的取り組み：U.S. Plastics Pact】人工芝含有PFAS問題に取り組み（Plastics Pact, 2020）。
放出の発生	• 製品は、その製造、意図された使用、または使用終了時に**ナノ、マイクロ、マクロプラスチック**を放出する。	• 化粧品やパーソナルケア製品に含まれるマイクロプラスチックなど、意図的に添加されたナノ・マイクロプラスチックを含む製品	• 【韓国】2017年7月、マイクロビーズ含有リンスオフ化粧品の製造・販売を禁止。 • 【その他多くの国】法制化
		• タイヤ（路面との摩擦による磨耗で、マイクロプラスチックを大量に排出）	• 【EU】新基準：2025年からのタイヤダストとブレーキダストの基準値を規定（European Commission, 2022b）。
		• 人工芝（プラスチック繊維から作られ、マイクロプラスチックからなる粒状の充填材が環境に放出）	• 【EU・欧州経済連合（EEA）】2031年以降、人工スポーツ用サーフェスに使用される粒状充填材を禁止（EU, 2023）。

【原文参照箇所】p.26-29

3.提案された基準 （１）問題のあるプラスチック製品-2

- 問題のあるプラスチック製品とは、製品のライフサイクル全体（環境と人健康）に悪影響を及ぼす製品、を指す。

表3 問題のあるプラスチック製品を特定するための潜在的な基準（続）

クラスター	潜在的基準	製品例	既存の規制・イニシアチブの例
放出の発生（続）	• 製品が意図された使用中に**懸念のある化学物質**を放出する。	• 玩具や食品接触プラスチック（暴露量が多いため、特に懸念）	• 【EU】食品接触プラスチック規則10/2021：食品に接触するすべてのプラスチック物質について総移行限度10mg/dm2を規定（EU, 2011）。
	• 製品が特定の条件下で**生分解性であると偽って**宣伝されている。	• オキソ分解性プラスチック製品	• 【EU・豪】単回使用プラスチック（SUP）指令2019/904（EU、2019a）、南オーストラリア州単回使用プラスチック製品およびその他のプラスチック製品（廃棄物回避）規則2021（South Australia, 2021）：オキソ分解性プラスチックの使用禁止。 • 【自主的取り組み：米国・ケニア】プラスチック協定を採択（米国：Plastics Pact, 2020；ケニア：Plastics Pact, 2023。
	• **自然界に直接適用**されるため、環境に拡散する傾向がある。	• ポリマーコーティング肥料（ポリオレフィン、ポリ塩化ビニリデン、コポリマーなどの熱可塑性樹脂で作られるのが一般的）	• 【EU】施肥製品規則2019/1009：EUの生分解性基準に適合しない限り、ポリマーコーティング肥料を禁止（EU, 2019b）。
		• 漁具、農具（FAO, 2021）	• 【中国]2019年、薄いプラスチックマルチ（10ミクロン以下）の使用を禁止。厚いマルチの使用は、再利用、回収、リサイクルを促進することが期待（NDRC, 2019）。

【原文参照箇所】p.26-29

3.提案された基準 （１）問題のあるプラスチック製品-3

- 問題のあるプラスチック製品とは、製品のライフサイクル全体（環境と人健康）に悪影響を及ぼす製品、を指す。

表3 問題のあるプラスチック製品を特定するための潜在的な基準（続）

クラスター	潜在的基準	製品例	既存の規制・イニシアチブの例
循環性の阻害	• その製品は、確立されたリサイクル可能性基準に従って**リサイクル不可能**である。	• 透明な青色/緑色以外の不透明または顔料入りのPET	• 【自主的取り組み：米国・豪・ニュージーランド・太平洋諸島】プラスチック協定を通じ対応（米：Plastics Pact, 2020；豪ほか：Plastics Pact, 2021）。
		• 接着剤、インク、ポリエチレンテレフタレートグリコール（PETG）、ポリ塩化ビニル（PVC）、ポリ乳酸（PLA）などの素材を含む問題のあるラベル構造	• 【自主的取り組み：米国】プラスチック協定を通じ対応（Plastics Pact, 2020）。
		• リサイクル時に分別が必要なPETボトルの非PETプラスチックキャップ(Plastics News, 2023)	• 【EU】EU規則2019/2024：ボトルにキャップを取り付けることを義務付けているが、ポリマーは規制されていない(EU, 2019b)。
	• 製品が**回収されない**可能性が高く、**適切に廃棄・管理されない**可能性が高い。	• 一次包装から分離可能で、大きさが約50×50mm以下のすべてのプラスチック製キャップ	• 【自主的取り組み：豪・ニュージーランド・太平洋諸島]プラスチック協定を通じ対応（Plastics Pact, 2021）。
		• 堆肥化不可能な野菜や果物のシール、コーヒーや紅茶の袋（生ごみ回収に出すと堆肥を汚染する可能性）	• 【自主的取り組み：英国】プラスチック協定を通じ対応（Plastics Pact, 2018）。

【原文参照箇所】p.26-29

3.提案された基準 （１）問題のあるプラスチック製品-4

- 問題のあるプラスチック製品とは、製品のライフサイクル全体（環境と人健康）に悪影響を及ぼす製品、を指す。

表3 問題のあるプラスチック製品を特定するための潜在的な基準（続）

クラスター	潜在的基準	製品例	既存の規制・イニシアチブの例
循環性の阻害	• その製品は、（識別、選別、分別の容易さを含む）正しい使用済み処理を導くための**既存のラベリングスキームに適合しておらず**、循環性を阻害し、その製品の回避可能な生産につながる。	• 複数の異種ポリマーで構成された包装製品（例：PETタブとプラスチックフィルムのカバー）	• 【EU】SUP指令2019/904：消費者に適切な廃棄物管理を指導・不適切な廃棄を警告・プラスチックのポイ捨てが環境に与える影響を強調するために、SUPにラベルを貼ることを義務付け（EU, 2019a）。
透明性の欠如	• この製品には、全ライフサイクルにおける環境と人の健康に対する**安全性を判断するためのデータ**が欠けている。	• 家庭用の消費財や殺虫剤や燃料や自動車、その他の工業製品に使用される容器に含まれるPFAS等の化学物質	• 【米国（カリフォルニア州）】カリフォルニア州安全飲料水・毒物取締法（「Proposition 65」）：がんや先天性欠損症、その他の生殖障害を引き起こす化学物質への暴露について、住民に情報を提供することを企業に義務づけ（California State, 1986）。

【原文参照箇所】p.29・30

3.提案された基準 （２）不必要なプラスチック製品

- 不必要なプラスチック製品とは、社会に大きな付加価値をもたらさないため、本質的ではない機能を持つ製品、を指す。

表4 不必要なプラスチック製品を特定するための潜在的な基準

クラスター	潜在的基準	製品例	規制・イニシアチブの例
プラスチックを必要としない代替慣行の利用可能性、または利用できる潜在性（排除）	• プラスチック製品の必要性をなくすような、実行可能で安全な改良／代替方法が利用可能であるか、可能性がある。	• バナナの包装などの1次、2次、3次包装 →包装の一部を改良？代替？	• 【いくつかの国】ゼロ・パッケージ・ショップを試行、成功（Beitzen-Heineke et al, 2017）。
		• プラスチックコーティング肥料 →肥料の必要性をなくす農業生態系の原則（FAO,2018）に移行し、当該肥料を除去。	• 【EU】肥料製品規則2019/1009：EUの生分解性基準（2026年施行）に適合しない限り、プラスチック被覆肥料を禁止（FAO, 2021）。
		• 祝賀行事等で使われる風船 →花や植木などの別のもとに置換。	• 【豪（西オーストラリア州）】空中への放出を目的としたヘリウム入り風船を禁止（Western Australia, 2018）。
プラスチック部品を除去する代替設計の入手可能性または入手できる潜在性（排除）	• この製品には、交換を必要とせず、製品の主な機能を損なうことなく取り外せるプラスチック部品がある。	• 過剰包装 →包装の余分なヘッドスペースの削減による、使用するプラスチックの体積・重量の減少。	• 【EU】包装・容器包装廃棄物指令改正案：包装の空スペース率（充填材で満たされたスペースを含む）を最大40%に制限することを提案（European Parliament, 2023）。

【原文参照箇所】p.31・32

3.提案された基準 （３）回避可能なプラスチック製品-1

- 回避可能なプラスチック製品とは、必要不可欠な機能を持つが、その製品に対する需要はプラスチック以外の代替品、代替設計、代替慣行によって減らすことができる製品、を指す。

表5 不必要なプラスチック製品を特定するための潜在的な基準

クラスター	潜在的基準	製品例	規制・イニシアチブの例
製品の新しいバージョンの必要性を減らす代替手段の利用可能性、または利用できる潜在性（削減）	• 実現可能なリユースまたは詰め替えのビジネスモデルが存在するか、開発可能である。	• 食料品の配達に、差し利用可能な包装を使用し、次回配達時に引き取る。	• 再利用と詰め替え：包装資材の消費を大幅に削減する（Hekkert et al., 2000）。
	• 実現可能な再製造ビジネスモデルが存在するか、開発可能である。	• 新しいクッション、スクリーン、充電器を追加して再製造された航空機シートフレーム	• 【豪】リサイクル困難なプラスチック廃棄物の再製造（オーストラリア政府の予算の焦点（DAWE, 2022））。
	• 例えば、修理の権利、早期老朽化の防止、関連する廃棄物の発生を抑えるシェアリング・サービスの提供などを通じて、製品の寿命を延ばすことができる。	• 修理の権利（電子機器、車いす）、	• 【米国】修理権法（US, 2023）。
		• 早期陳腐化の除去（電子・電気製品など）	• EU指令提案：商品の早期陳腐化に関連する特定の慣行を禁止（European Council, 2023）。
		• シェアリング・サービス（洗濯機、レンタルスクーター、レンタカー）	• 【スウェーデン（ヘルシンボリ市）】スマートフォンを含むデジタル・シェアリング・サービスを提供（City Council of Helsingborg, 2019）。

【原文参照箇所】p.31・32

3.提案された基準 （３）回避可能なプラスチック製品-2

- 回避可能なプラスチック製品とは、必要不可欠な機能を持つが、その製品に対する需要はプラスチック以外の代替品、代替設計、代替慣行によって減らすことができる製品、を指す。

表5 不必要なプラスチック製品を特定するための潜在的な基準（続）

クラスター	潜在的基準	製品例	規制・イニシアチブの例
製品の必要性を減らす非プラスチック代替品の入手可能性または入手できる潜在性（削減）	• 製品は完全に自然由来の製品に置き換えることができる。	• プラスチック皿をバナナの葉に置き換え	• 非プラスチックの代替品となり得る材料や製品のコードは、HS（Harmonized System of Codes）において282種類特定されている（UNCTAD, 2023）。
	• 製品は非プラスチック代替材料を使用して製造することができる。	• プラスチック板を竹板に置き換え	
製品の新しいバージョンの必要性を減らす代替設計の入手可能性、または入手できる潜在性（削減）	• 製品の寿命を延ばすなど、資源効率を向上させるオプションが存在するか、開発することができる。	• シェアリングエコノミー、リサイクル、リユース、修理などの循環型社会の目的に適うように製品を再設計する。	• 製品の性能を向上させる設計上の特徴は、プラスチックの「ループを閉じる」ことを複雑にし、ライフサイクルの直線化と生産量の増加につながる（OECD, 2019）。

【原文参照箇所】p.33・34

4.製品の決定とリストアップ
（１）該当プラスチック製品の特定のためのヒエラルキー-1

- 「問題のある」、「不必要な」、「回避可能な」プラスチック製品を特定するためのディシジョン・ヒエラルキー
- **<u>「問題のある」プラスチック製品とみなされない製品は、経路2又は3に従う</u>**。
- 全ての行動は、以下の2つの主要な目標に貢献するものでなければならない
  - ➢ 目標① 不必要なプラスチック製品を市場から排除し、安全な非プラスチック代替品に置き換え(代替商習慣を導入することにより)、プラスチックの生産を削減する
  - ➢ 目標② 安全な代替品を含む持続可能性の基準にしたがって再設計し、循環型ビジネスを実践することにより、市場に残るプラスチックを持続可能かつ安全に管理する

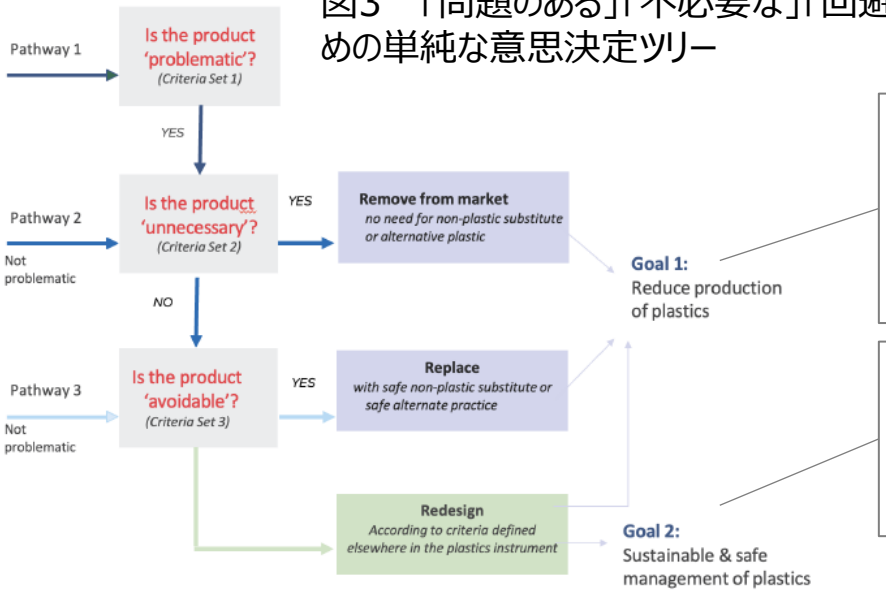


図3 「問題のある」「不必要な」「回避可能な」プラスチック製品に対処するための措置を決定するための単純な意思決定ツリー

【目標①のJFEによる補足】
- 問題があるか否かを問わず、不必要な場合に、市場から排除することで、生産を削減する。

又は
- 問題があるか否かを問わず、必要で、回避可能な場合に、代替手段や非プラスチック代替品に置き換えることで、その生産を削減する。

【目標②のJFEによる補足】
- 問題があるか否かを問わず、必要であり、回避可能ではない場合に、問題のある製品を、意図された用途に対して安全かつ機能的で、持続可能で安全な製品設計基準に従って再設計することで、生産の削減と、持続可能で安全な管理につなげる。

【原文参照箇所】p.34

4.製品の決定とリストアップ
（１）該当プラスチック製品の特定のためのヒエラルキー-2

- 「問題のある」「不必要な」「回避可能な」プラスチック製品の基準の望ましい結果
  - 製品が「問題のある」分類にのみ該当する場合には、これらの製品は再設計が優先されるべき
  - 「問題のある」プラスチック製品が、「不必要な」プラスチック製品と重複する可能性がある。その場合には、管理措置は、「除去」に代わる可能性がある。
  - 「問題のある」プラスチック製品が、「回避可能な」プラスチック製品と重複する可能性がある。その場合には、管理措置は、「置き換え」に代わる可能性がある。場合によっては、再設計も必要になる。

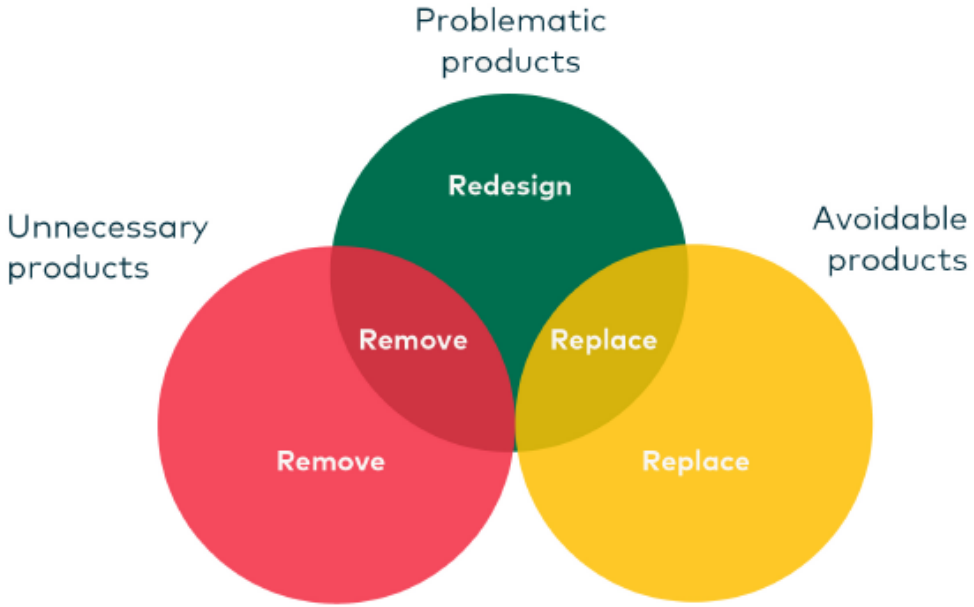


図4 「問題のある」「不必要な」「回避可能な」プラスチック製品の基準の望ましい結果

【原文参照箇所】p.35

4.製品の決定とリストアップ
（２）製品の例外と適用除外

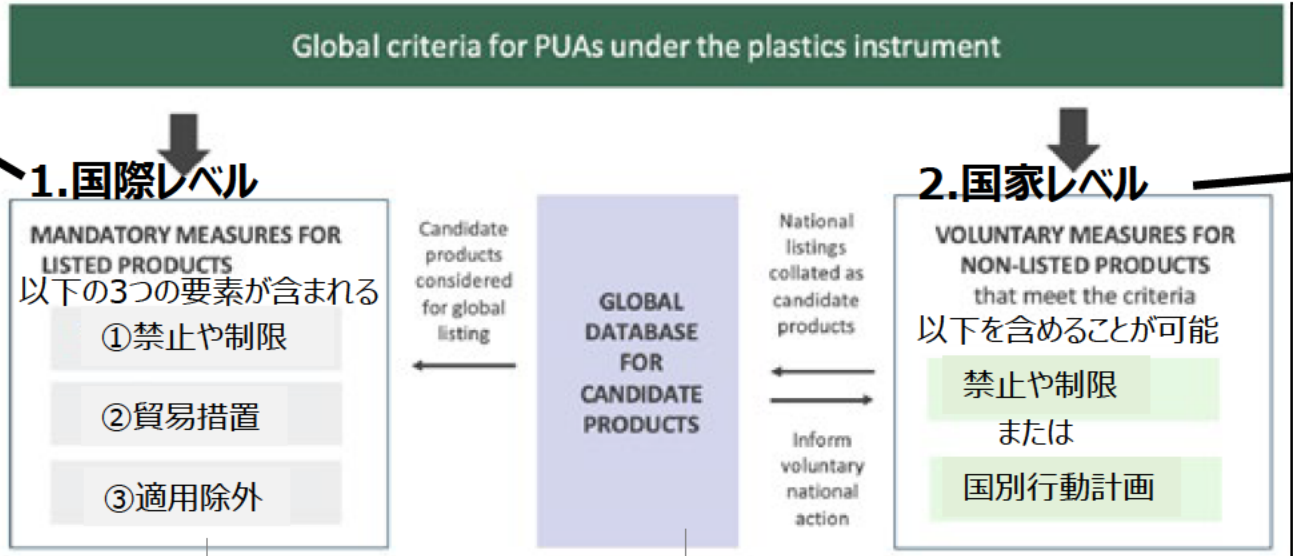
- 許容可能な目的やエッセンシャルユースのような製品の例外は、既存のMEAsで規定され、制限が適用されない特例を認めている。
- 特別な条件の下で、締約国は制限された製品について期限付きの適用除外を認められる可能性がある。
- これにより締約国は、規制対象製品の代替品を求めたり、規制対象物質の使用に関する段階的廃止期間を延長したり、MEA に基づくその他の要件を満たすことができる。
- プラスチック文書に基づく、製品の例外と締約国の適用除外は、ライフサイクルと社会経済分析に基づいて認められ、以下の基準を考慮することができる：
  - 社会経済的利益は、人健康と環境に対するリスクを上回らなければならない
  - 適切な代替物質や代替技術がない
  - 影響を最小化するために実施可能な追加的管理措置

【原文参照箇所】p.38・39

4.製品の決定とリストアップ
（3）基準の適用

- プラスチックのグローバル・ガバナンスを強化するために、プラスチック文書に基づいて開発された基準は、義務的措置と自主的措置の両方を刺激することにより、2つのレベルで機能する可能性がある：
  1. リストアップされた製品に対する義務的措置
  2. リストアップされていない製品に対する自主的措置

基準は製品を特定し、指定し、リストアップするための基礎となる。製品がリストアップされると、関連する管理措置が義務付けられる、あるいは文書締約国による国内措置が促進/奨励される。



締約国は世界的基準を用いて、プラスチック文書にリストされていない、あるいは制限されていない追加的な製品を自主的に特定し、文書の下で確立された義務を超える行動を採ることができる。

①禁止・制限：世界レベルでリストアップされた製品について、締約国が採るべき禁止及び制限
②貿易措置：リストアップされた製品の締約国間及び非締約国との貿易措置
③適用除外：ケースバイケースで必要とみなされる製品に対する期限付き適用除外措置

各国の自主的なリストアップは、INC事務局が管理する候補製品に関する世界的データベース（DB）に照合される可能性がある。
本DBは、①将来的にプラスチック文書に基づく世界的なリストアップを検討できる候補製品を特定する機会を提供／ ②国レベルでの自主的な取組み強化に情報を提供。

図5. 義務的措置と自主的措置の両方を促進する際の、プラスチック文書に基づく PUA 製品の世界的基準の役割

【原文参照箇所】p.40・41

5.制度上の取り決め-1

- 化学物質を規制対象としてリストアップするMEAsの中で確立された制度的取り決め例：
  - ストックホルム条約：POP審査委員会が監督する、スクリーニング、リスクプロファイル、リスク管理評価を含む、少なくとも3回／年にわたる3段階の科学的プロセスを採用。このプロセスは、提案されたPOPsを附属書Dの基準（残留性、生物蓄積性、有害影響、長距離輸送の可能性）に照らして評価することから始まり、附属書Eに概説された人の健康と環境への重大な有害影響の評価、そして附属書Fに従った管理措置と社会経済的側面の検討で締めくくられる。
  - ロッテルダム条約：すでに作成された情報と各国当局による規制措置に依拠している。条約第5条では、化学物質を禁止または厳しく制限した締約国は、その旨を事務局に通知することが義務づけられている。事務局は、2つの異なる地域の締約国から、その化学物質に関する事前インフォームド・コンセント（PIC）の通知を受け取ると、その通知は化学物質審査委員会（CRC）に送られ、その化学物質を条約の附属書IIIに含めるよう勧告するための審査と検討が行われる。
- 懸念のある化学物質やポリマーのリストは、懸念のあるプラスチック製品のリストとは異なるかもしれないが、多くの共通点がある。特に、POPsとプラスチック汚染は、永続的な残留性や長距離輸送能力といった特徴を含め、重要な類似点を共有している（Chakraborry et al., 2022）。その結果、両者に必要な管理措置と、必要な科学と政策の接点は、本質的に互いに類似している可能性がある。
- 消極的アプローチから積極的アプローチへの転換が不可欠である。戦略的な転換には、プラスチック文書の下で、懸念のある製品を初期段階で市場から排除し、悪影響が顕在化する前に防ぐ、といった先制的な措置を講じることが含まれる。

【原文参照箇所】p.41・43

5.制度上の取り決め-2

- 「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品のリストアップに関する5段階のステップ・バイ・ステップのプロセスを含むモデルを提案。

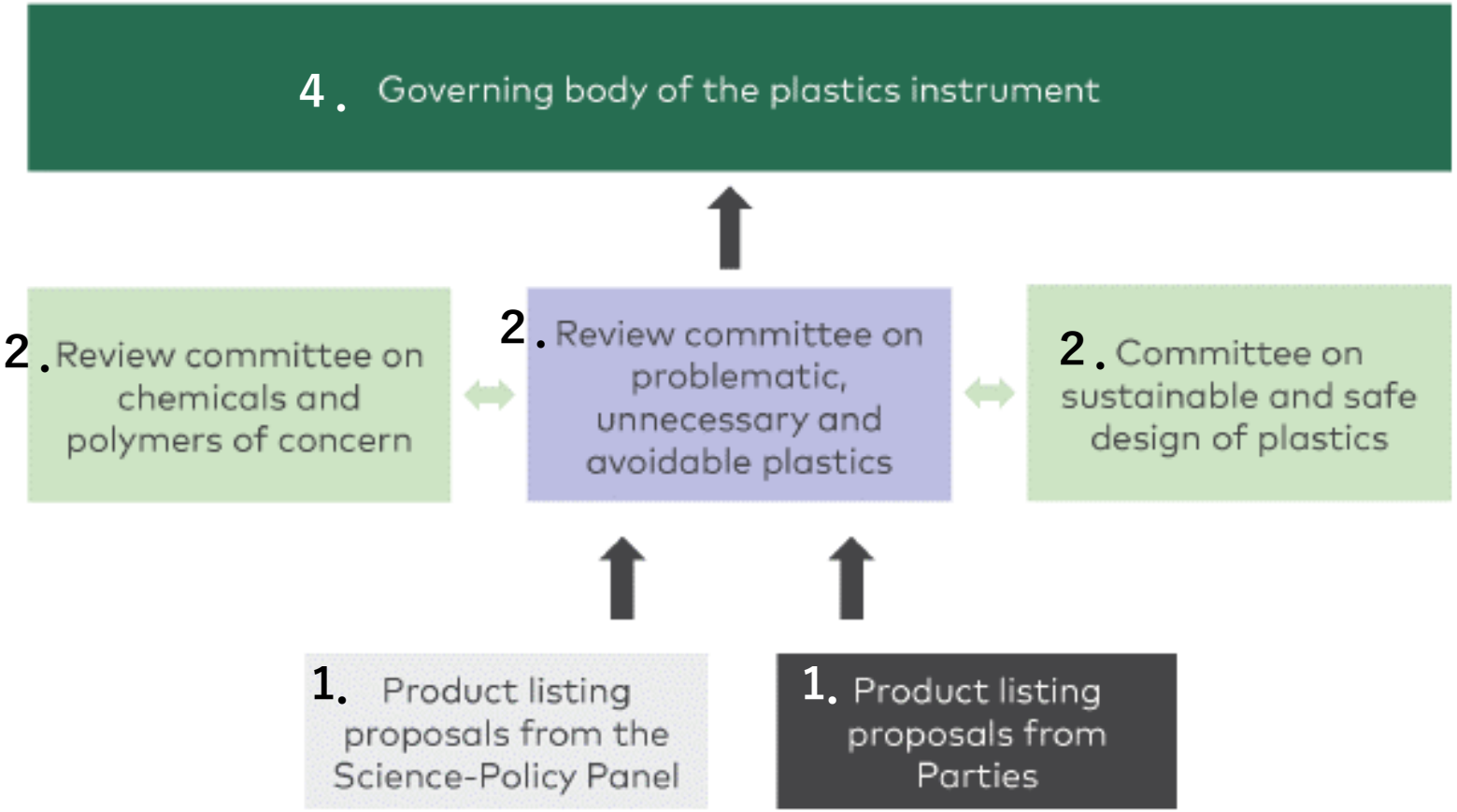


図9．プラスチック文書の科学と政策のインターフェース

＊図中の数字（1/2/4）はそれぞれ次ページ以降の各ステップの番号に対応

【原文参照箇所】p. 41

5.制度上の取り決め-3 提案モデル-1

1. 提案の提出と審査
- 提案国から「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品のリストを提案
- 提案は「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品に関する科学技術委員会に提出（→提出書類の書式と内容に関するガイドラインが必要）
- 化学物質、廃棄物、汚染防止に関する科学・政策パネル(SPP)に独立した権限を与える

2. 審査委員会による「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品の包括的審査
- 審査委員会は、附属書A（問題のあるプラスチック製品の基準）、附属書B（不必要なプラスチック製品の基準）、附属書C（回避可能なプラスチック製品の基準）に詳述されている特定の基準に基づいて提案を評価する。
- プロセスには、以下のような製品評価が含まれる：
  - リストアップ基準への適合性を評価する製品評価、
  - ライフサイクルアセスメント、
  - カーボンフットプリント評価、
  - 汚染レベルや生物多様性への影響の調査を組み込んだ環境コスト・便益分析
- 分析では、代替方法、代替設計、非プラスチ ック代替品の影響を考慮すべき
- より詳細な社会経済的評価も考慮されうる
- 過剰な分析を防ぎ、行動に焦点を当てることができるよう、分析の範囲と深さに制限を設けることが重要
- 検討プロセスは、2回の会議を含むように設計され、十分な情報に基づいた検討を支援するために、徹底的なデータ収集と分析が可能な間隔で予定される

【原文参照箇所】p. 41-43

5.制度上の取り決め-3 提案モデル-2

3. 他の考えられる委員会との協力及びステークホルダーとの協議
- プラスチックのライフサイクルの上流段階に関する管理措置の実施を支援するため、他の科学技術委員会も含めることができる（Grid-Arendal, 2023）
- 「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品が回避可能または問題のある分類のいずれかに該当するシナリオでは、プラスチックの持続可能で安全な設計に関する可能性のある委員会との協力は、リスク管理オプションとしての製品再設計の可能性を理解する上で有益
- 問題のある分類に厳密に沿った「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品案については、ハザードが懸念される場合に、懸念のある化学物質やポリマーに関する可能性のある委員会との協力が重要
- 書面提出などを通じて利害関係者協議を実施することは、さまざまな視点や見識を把握し、評価の包括性を高めるために極めて重要

4. 理事会の決定
- 「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品に関する検討委員会からの勧告に基づき、理事会は、「問題のある」「不必要で」「回避可能な」プラスチック製品の識別、分類、および各附属書への掲載に関する決定を行うことが義務付けられる。

5. モニタリング
- 意思決定の影響を評価し、望ましい結果を達成していることを確認するために、モニタリングと評価の仕組みが必要
- 環境対策（汚染レベルの削減など）、社会経済的要因（雇用の変化など）、人の健康（曝露など）、遵守率などが含まれる

6. その他の考慮事項
- 特に途上国が提案の提出と審査プロセスに効果的に参加できるよう、キャパシティビルディングの必要性に取り組むことが重要

d) オーストラリア・ニュージーランドによる問題のあるプラスチックの基準案

- ANZPAC Plastic Pact（ANZPAC)による、「単回使用プラスチック包装の排除に関するアクションガイド」（ANZPAC Action Guide to Eliminate Single-use Plastic Packaging)と、「問題のある及び/又は不必要な単回使用プラスチック包装を決定するためのディシジョンツリー」の概要を整理した。

ANZPACは、

- ANZPAC Plastics Pact (ANZPAC) は、廃棄物や汚染に決してならないプラスチックの循環経済という共通のビジョンの背後に主要な関係者を結集する協力的なソリューションで、
- オーストラリア、ニュージーランド、太平洋諸島をカバーしているオセアニア地域初のプラスチック協定であり、
- エレン・マッカーサー財団の世界的なプラスチック協定ネットワークの一部となる2番目の地域プラスチック協定であり、APCO（Australia Packaging Covenant)とエレン・マッカーサー財団及びWRAP UKが協力してANZPACが設立された。
- 3つの地域から100を超える会員組織が連携し、プラスチックのバリューチェーン全体をカバーすることで、ANZPAC とその会員は、2025年までに以下の4つの野心的かつ具体的な地域プラスチック目標を達成することに取り組む。
  - 再設計、革新、代替（再利用）配送モデルを通じて、不必要で問題のあるプラスチック包装を排除
  - プラスチック包装を100%再利用可能、リサイクル可能、または堆肥化可能な包装にする
  - ANZPAC地域内の各地域において、収集され効果的にリサイクルされるプラスチック包装を少なくとも25%増加させる
  - 地域全体のプラスチック包装のリサイクル含有量は平均25%とする

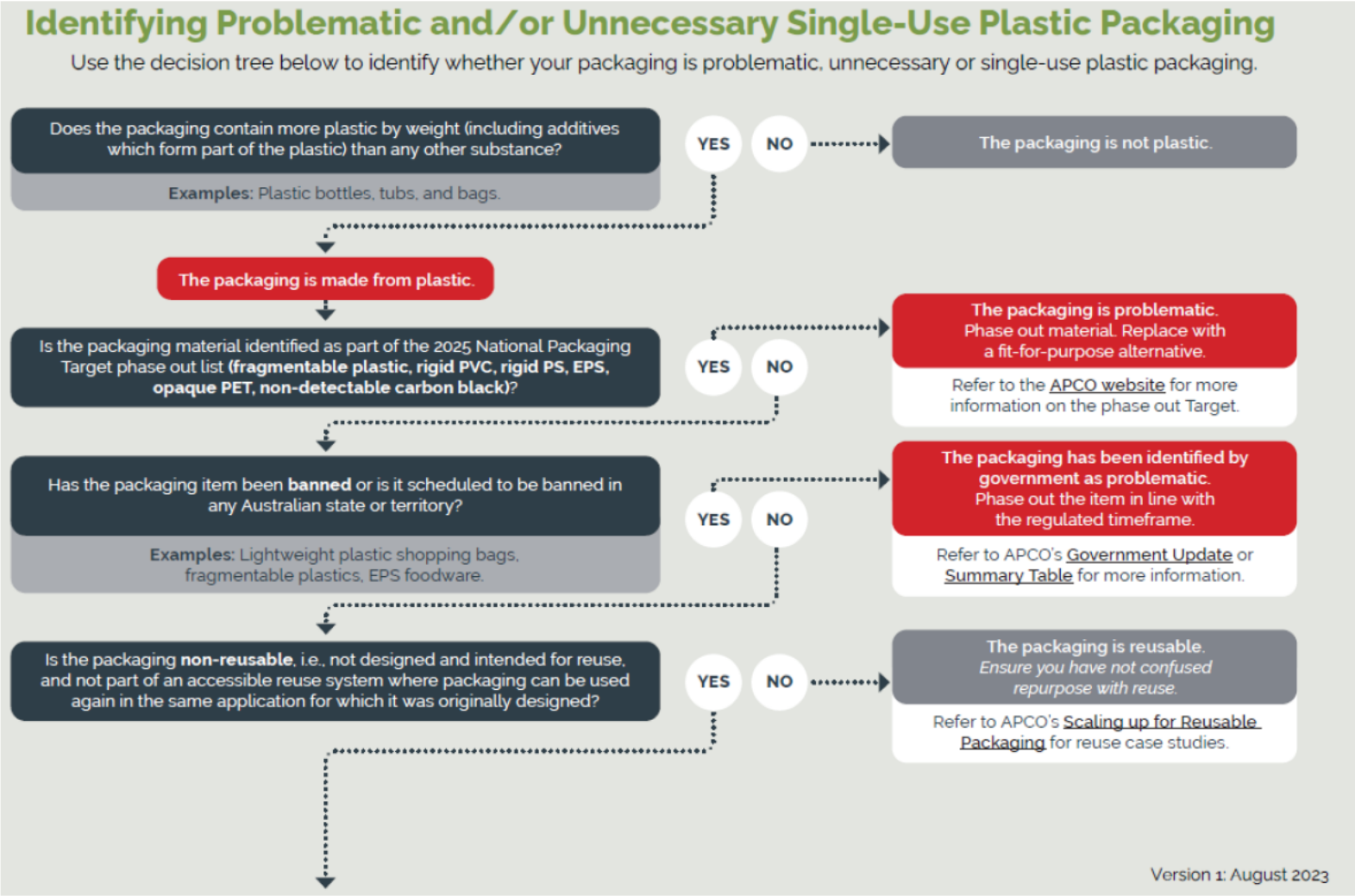
1. ANZPAC Action Guide to Eliminate Single-use Plastic Packaging

- ANZPAC Action Guide to Eliminate Single-use Plastic Packagingでは、以下の2つのアクションを提示している。
  - 廃棄物を発生源から削減するという循環経済の原則に沿った、不必要なプラスチック包装（回避または過剰な包装）。
  - 2025 年の地域プラスチック目標の達成をサポートする、問題のあるプラスチック包装 (リサイクル不可または有害な包装)。
- 本ガイドのリストは、問題のある不必要な単回使用プラスチック包装を特定するためのAPCOの方法論の2023年の更新と並行して作成されており、エレン・マッカーサー財団や英国プラスチック協定、米国プラスチック協定などの他のプラスチック協定のアプローチと一致している。
- 優先的に排除すべきアイテムリストも作成しているが、例えば、
  - EPS（発泡ポリスチレン）に関しては、飲食サービスおよび生鮮食品小売用のEPSに関して、いくつかの国で禁止されている、リサイクル可能性が限られている、ごみになる傾向が高い、消費者向け包装でEPSを段階的に廃止するというオーストラリアの政策がある、という理由により除外リストに掲載されている。
  - 硬質ポリ塩化ビニル (PVC) パッケージに関しては、ニュージーランドでは飲食が禁止されていること、オーストラリアでは自主的な段階的廃止が進行中であること、リサイクル可能性が限られていること、透明な PVC は PET リサイクルを汚染する、という理由で排除リストに掲載されている。

Plastic item	Reason for elimination	Alternatives	Potential impacts of alternatives
 **Expanded polystyrene (EPS) packaging for food and beverage service and retail fresh produce**	• Banned in several countries. • Limited recyclability. • High propensity to become litter. • Australian policy to phase out EPS in consumer packaging.	• **Paper.** • **Cardboard.** • **Bagasse.** • **Certified compostable plastic.** • **Polyethylene terephthalate (PET).**	• Paper & cardboard may contain per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS). • Compostable packaging is not appropriate without a widely available composting system. • Cardboard has a higher water and carbon footprint but is more widely recyclable.

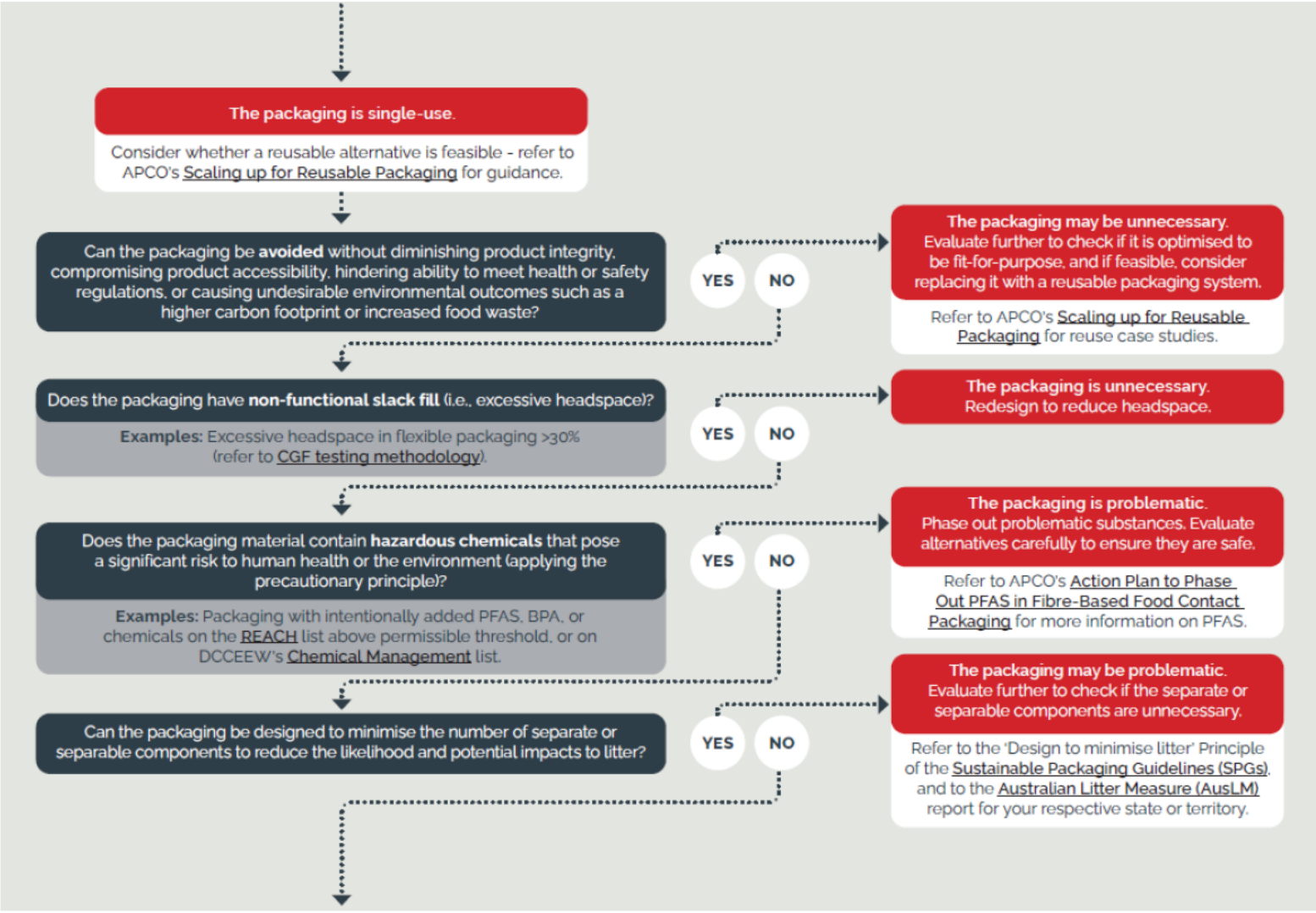
2.問題のある及び/又は不必要な単回使用プラスチック包装を決定するためのディシジョンツリー-1

- ANZPACでは、問題のある及び/又は不必要な単回使用プラスチック包装を決定するためのディシジョンツリーも開発している。



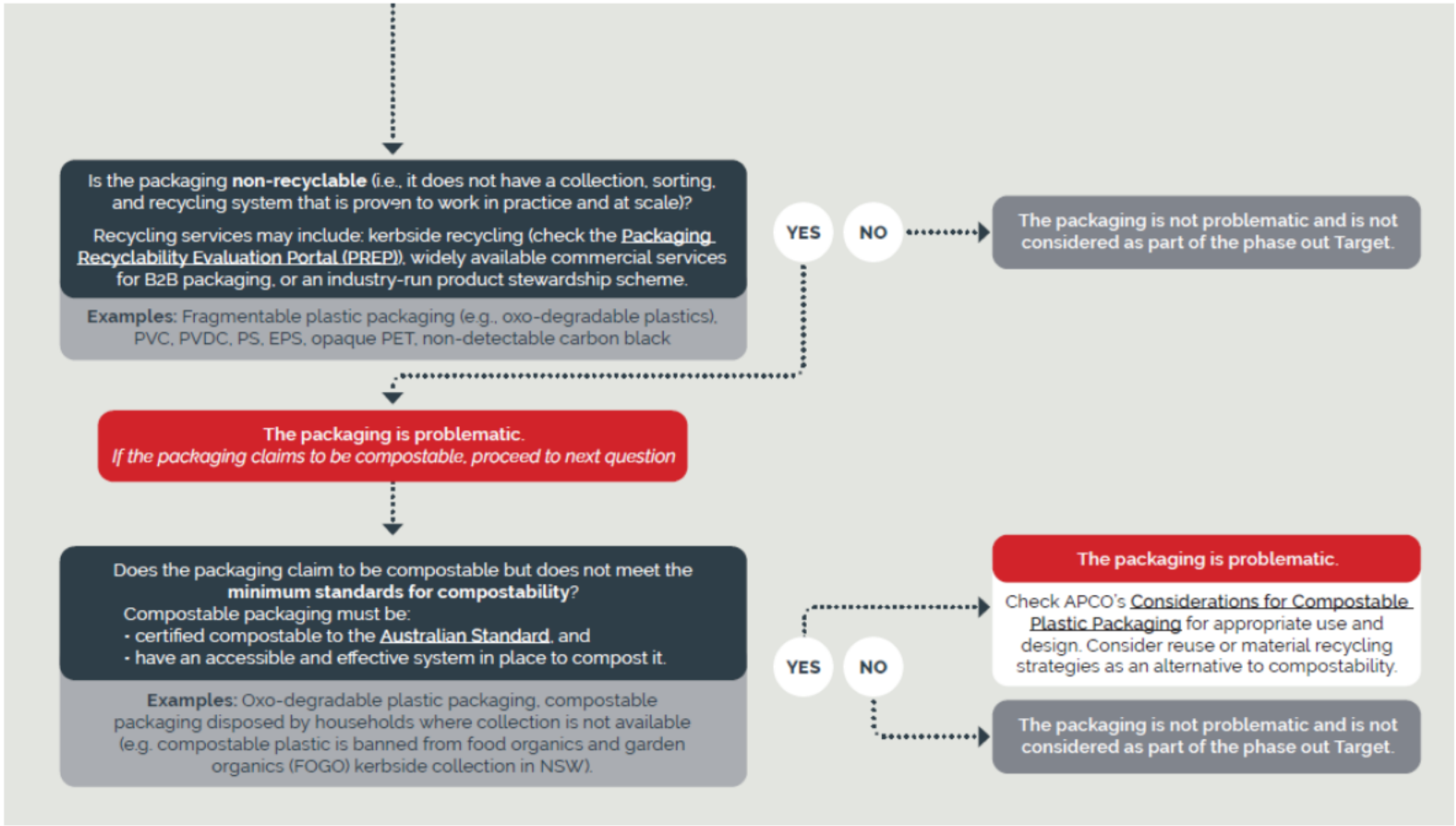
2.問題のある及び/又は不必要な単回使用プラスチック包装を決定するためのディシジョンツリー-2

- ANZPACでは、問題のある及び/又は不必要な単回使用プラスチック包装を決定するためのディシジョンツリーも開発している。



2.問題のある及び/又は不必要な単回使用プラスチック包装を決定するためのディシジョンツリー-3

- ANZPACでは、問題のある及び/又は不必要な単回使用プラスチック包装を決定するためのディシジョンツリーも開発している。



② INC国内対応委員会と専門家の派遣

(a) 国内対応委員会

a) 第1回国内対応委員会

b) 第2回国内対応委員会

c) 第3回国内対応委員会

d) 第4回国内対応委員会

e) 第5回国内対応委員会

a) 第１回国内対応委員会
(i) 開催･議事概要

- 日 時：令和５年８月１０日（木）１０：００～１２：００
- 議事概要

１．開会あいさつ

２．委員紹介

３．本委員会の設置要綱

４．プラスチック汚染に関する条約交渉のこれまでの動きと今後の見通し

５．INCにおける各国のステートメントなどの状況

① 各国のステートメント整理

② 国際的な法的拘束力のある文書に向けた要素の潜在的なオプションの補完

③「Chemicals in Plastics」（UNEP）で抽出された化学物質案概要

④ 関連する環境条約の概要

６．その他･今後の予定

a) 第１回国内対応委員会
(iii) 委員会で頂いたご意見の整理

1.プラスチックの生産
(1)【B1】1次プラスチック・【B2】問題のある回避可能なプラスチック

要素種類	委員指摘事項
B1 1次プラスチック	上流規制への懸念 • バージンプラスチックの生産量の規制も対象になっている。世界的に生産量が増える見通しのポリマー材料もある。 • 原料（1次原料）の生産制限、拡大生産者責任（EPR）の範囲でどこまで遡るのか
B2 問題のある回避可能なプラスチック	• 今回の条約はプラスチック製品を対象にしようとしている。 • 特定のプラスチックに問題があるということではなく、廃棄物処理が問題である。 • ポリマーやproblematic plasticという点で塩ビが結び付けられるのではないか。 • ポリスチレンは、問題のある不必要なものではない。ポリスチレンの発泡機能は食の安全、人の健康、人の命のリスクに対して非常に有用である。ポリスチレンが排他的に扱われないことを期待する。 • 汎用プラスチックは半世紀以上使用されており、食品衛生の向上にも大きく寄与している。

1.プラスチックの生産
(2)【B3】懸念のあるポリマー・化学物質

要素種類	委員指摘事項
B3 懸念のあるポリマー、化学物質	• INCでの現在の議論では、プラスチックの議論に便乗して化学物質の規制対象を拡大しようとする意図も推察される。 • 化学物質を規制することによってプラスチックを削減しようとするという意図、循環経済においてネックとなる化学物質の問題が混在している。 • 循環経済の実現に向けては、プラスチック含有化学物質が課題となる。循環することによって非意図的な添加物の蓄積などによる健康影響が懸念される一方で、過度にクリーンな再生材を要求すると循環経済の実現にむしろ悪影響が懸念される。 • プラスチック含有化学物質の規制が、ハザードベースで議論されているようであるが、リスク評価が重要である。 • INC事務局から提案されているPolymers and Chemicals of Concernの定義は全てハザードのみである。 • 科学的知見に基づくリスク評価とその結果に基づくリスク管理がヒト健康、環境への悪影響の管理方法として重要である。 • 条約自体が予防原則に基づくものにならないように（科学に基づいたものとなるように）注視する必要がある。 • 廃棄物の管理方法によって、リスクの程度が異なってくる。 • 化学品管理関しては、10年以上にわたって各国が規制を行っており、事業者はそれに対応してきている。現状を踏まえた議論で必要である。 • Polymers and Chemicals of Concernをリスト化し、収載された化学物質を各国の国家行動計画で検討するという意見もあるようだが、リスト化され、公開されること自体が重大な懸念点である。実際には規制対象ではないとしても、リストに収載されることにより、将来的に規制される可能性があるということを理由に川中や川下のお客様が使用を控えるようになることがある。（リストが拡大解釈され）事実上の使用制限にならないように配慮が必要である。

1.プラスチックの生産
(3)【B6】循環設計

要素種類	委員指摘事項
B6 循環設計	• 化学物質を規制することによってプラスチックを削減しようとするという意図、循環経済においてネックとなる化学物質の問題が混在している。 • 循環経済の実現に向けては、プラ含有の化学物質が課題となる。循環することによって非意図的な添加物の蓄積などによる健康影響が懸念される一方で、過度にクリーンな再生材を要求すると循環経済の実現にむしろ悪影響が懸念される。

2.プラスチックの廃棄
(1)【B5】廃棄物管理

要素種類	委員指摘事項
B5 廃棄物管理	• 特定のプラスチックに問題があるということではなく、廃棄物処理が問題で、先決事項である。 • マテリアルリサイクルのリスクが大きく、エネルギー回収ならリスクを抑えられるような場合には、マテリアルリサイクルは諦めるという選択肢まで含めた、幅広な議論が求められる。このあたりを製品種類ごと、化学物質ごと、廃棄物処理のルートごとに丁寧に「リスク評価」する必要がある。 • ケミカルリサイクルを推進しており、マテリアルリサイクルを補完する新たなリサイクルツールとしてこれから大いに発展させていくべきである、と考えている。しかし、2023年5月バーゼル条約会議で採択された「プラスチック廃棄物の環境上適正な管理に関する技術指針」では、ケミカルリサイクルプロセスから発生する大気汚染や有害物質の燃焼による新たな有害物質の発生などの環境汚染への懸念も指摘されており、きちんと対応していかなければならない課題として意識した。 • エネルギーリカバリーの扱いが資源循環に対して劣位に置かれているのが現状である。廃プラスチックの有効利用を進めていく中で、適切なエネルギーリカバリーを、50年以上に渡り推進して来た。現在、資源循環がフォーカスされ、いわゆる燃焼処理、焼却処理ではなく、物質的なリサイクルを優先しようということが強調される時代になっているが、我々が現実に今置かれている立場を考えると、急転換は様々な困難を伴う。資源循環社会の形成へ向けて、丁寧に、滑らかに移行して行くためには、現状のエネルギーリカバリーもきちんと視野に入れながら、新しい技術のイノベーションを育てていくべきで、今回の条約が行き過ぎたものにならないように、と考えている。 • オプションペーパーにおいて、ケミカルリサイクルを焼却と同じように危険としている点については疑問がある。 • 廃棄物の適正管理の枠組みの中で、拡大生産者責任（EPR）の範囲でどこまで遡るのか。

3.条約のスコープ

要素種類	委員指摘事項
スコープ	• 今回の条約はスコープが拡大する傾向にある。 • 従来の各国、地域などの規制等は、規制対象のポリマーが使い捨てのものや包装材に限定されていたが、今回の条約ではプラスチック製品として定義されようとしている。 • プラスチックの通常のライフサイクルにまで汚染終結のための新条約の議論に含まれる傾向にある。 • UNEA5.2決議で述べられているとおり他の規制（BRS条約や各国化学品規制等）との重複を避けることが必要である。重複を避けるためには全体のランドスケープを描いて、最適解としてどういう形にするのがいいのかを検討することが必要である。 • スコープの収束が期限内にできるのか。 • 優先順位付けは重要である。

4.定義

要素種類	委員指摘事項
定義	• 規制文章中の用語の定義には時間をかけて議論することが必要である。 • 問題のある不必要なプラスチックに関する説明（INC事務局作成資料）に、かき混ぜ棒や皿のような一般的名称と並んで、ポリスチレン、EPSで作られた食品容器という言葉が書かれていて、非常に不自然な説明（記載レベルが異なるものが混在している）になっている。

5.実施手段
(1)課税措置

要素種類	委員指摘事項
C 実施手段	• 課税措置に対して懸念がある。

b) 第２回国内対応委員会
(i) 開催･議事概要

- 日 時：令和５年９月４日（月）９：００～１１：００
- 議事概要
  １．開会
  ２．委員紹介
  ３．第１回委員会で頂いた御意見
  ４．委員によるプレゼンテーション
  ５．その他
  ６．今後の予定

b） 第２回国内対応委員会
(iii） 委員会で頂いたご意見の整理

1.プラスチックの生産
(1)【B1】1次プラスチック

要素種類	委員指摘事項
B1 1次プラスチック	上流規制への懸念 • INCでは、REACH同様、塩ビポリマーそのものの規制の可否の検討が進んでいる。 • 海洋プラ問題は、使い捨てが対象で、塩ビの用途とは異なる。塩ビの用途は、パイプ等約6割が建材用、人工皮革、革製品等で、15年以上使用されるものが7割近くあり、使い捨て用途はかなり少ない。 • ライフサイクルで見ると、原料のエチレン・塩素と樹脂製造過程の塩ビモノマーとコンパウンド製造過程の添加剤がその有害性のため、懸念剤になっているが、塩ビ樹脂自体には有害性がないので樹脂に関する規制は現存しない。 • 塩ビに使用される添加剤は、他の樹脂に使用されるものと共通である。塩ビは、優れた材質、コストの観点で、代替困難である。 • 生産制限、拡大生産者責任は、各国の状況に応じて実施されるべきで、条約で一律ルール化するのには反対。 • ポリスチレンは、物性特徴を活かし、食品包装材として貢献している。 • ポリスチレンは、代替材の段ボールに比べ、保冷性と強度に優れる。 • PSPトレイ包装によって、ポリ袋包装よりも、細菌増殖を抑制できる。 • EPSはコロナワクチン輸送にも役立った。 • スチレンモノマーは、GHS分類の発がん性の区分に該当しない（EU、CLP）。 • 生産規制反対。

1.プラスチックの生産
(2)【B2】問題のある回避可能なプラスチック・【B3】懸念のあるポリマー・化学物質

要素種類	委員指摘事項
B2 問題のある回避可能なプラスチック	• 問題のある/回避可能なプラ製品は、各国の状況に応じて実施されるべきで、具体的製品を一律に対象とすべきではない。懸念のある化学物質は既存の条約でもので、本条約の対象とすべきではない。
B3 懸念のあるポリマー、化学物質	• Chemicals of Concernに関し、Wiesingerの論文の引用の信頼性確認が必要。（データが古い、引用が不適切、厚生省データとも不整合がある） • ICCAは、プラスチック添加剤を対象に製品情報、有害性情報、各国におけます規制情報等を収載したデータベースを作っていきます。併せて、Wiesingerらのデータについてもバリディティーを確認していく予定。 • Chemicals of Concernについては、ばく露シナリオに基づきリスク評価すべき。環境リスクは既存のMEAs等により管理されているので、廃棄物収取からリサイクル工程の作業者ばく露を対象として、各国の状況に応じて、基準を制定すべきである。ICCAの進めるDBを活用し、各国はリスク評価できる。 • INCで検討中の物質リストは、化学物質製造企業のビジネスへの影響が大きいことに留意が必要だ。物質リストがなくても、ICCAデータベースを使用して、有害性情報を各国と共有し、各国特有の暴露情報に基づいて各国でリスク管理するのがあるべき姿である。 • 科学的知見の基づき議論、リストの作成、公開、猶予期間設定が必要。 • 添加剤リストの在り方は十分な議論が必要。 • 毒性に関する論文データの精査は必要。 • 参考資料3のEUの有害性分類のスタディを要望

1.プラスチックの生産
(3)【B6】循環設計

要素種類	委員指摘事項
B6 循環設計	• 循環経済への移行には、ループの閉鎖（リサイクル）の軸以外に減速（再利用）、狭小化（効率）の軸を含めることが必要。 • incinerationが禁止になっている、この点に反対。 • 企業の資源循環の取組を促進する枠組みをINCに要望する。ケミカルリサイクルも、資源循環の有効な手段として推進してほしい。 • プラスチックの資源循環促進のためのグローバルな統一基準が必要（例：リサイクル可能な包材） • 多層フィルムの単一化、容器共通化によるリサイクル高度化。 • 回収・リサイクル目標水準向上のため、国の強力な関与を求める。 • 消費者行動変容の促進。 • オプションペーパーではケミカルリサイクルは、焼却と同様の危険性がるとしているが、UNEPが報告しているように、P2Pはメカニカルリサイクルを補完する有望な手段である。 • ケミカルリサイクルはバージン削減の有望技術、禁止せず、有効利用を進めるべき。廃棄物発電は不可避、CO2削減技術と併用すべき。油化も含め各国事情を反映すべき。 • 添加物のリサイクル性への影響も考慮が必要。 • 塩ビリサイクルへの添加剤影響に関しては、添加剤種類を考慮しリサイクル用途を選定する。過去に使用されたレガシー添加剤が含有される場合も、用途をダウングレードするなどで対象する。 • リサイクルフローの統計については、現状差異があり、統一化が必要。 • 定義、統計算出法に関する理論武装が重要。

2.プラスチックの廃棄
(1)【B5】廃棄物管理

要素種類	委員指摘事項
B5 廃棄物管理	• 漏出率を可能な限りゼロに近づける。これが我々の目指すべき方向性だ。 • プラスチック廃棄物を自然環境へ出さないため、管理をしてプラスチック汚染を解決する。 • 各国の状況を踏まえ、廃棄物管理を検討することが重要。 • 回収再生プロセスの作業者リスクを検討する必要がある。 • 環境流出防止には、廃棄物管理が重要。

3.条約のスコープ

要素種類	委員指摘事項
スコープ	• 条約は、生産制限や化学物質管理ではなく、廃棄物問題にフォーカスすべき。 • INCの議論は基本的には廃棄物管理であるべきである。 • CNとは切り離す。 • スコープは、海洋環境のプラスチック汚染を対象とするべき。ライフサイクル全体については、国別の事情を考慮した国別対策が有効。 • 本来は海洋汚染防止が対象、樹脂生産、含有化学物質までの議論拡大を懸念、危険な化学物質、添加剤などは既に条約が存在。 • プラスチック汚染とは海洋プラスチック問題だとここで決めつけず、人健康リスクを含めて、INCの意図を検討する等の準備が必要。 • 廃棄物管理にフォーカスすべき。 • 他の条約との重複を懸念。 • 他の条約の切り分けが必要。

4.定義

要素種類	委員指摘事項
定義	• サーキュラーエコノミーの定義がリサイクルにとどまらず、リカバリーまで含まれている。 • waste managementの定義について、UNEPのホームページの表現が適切。 • waste management hierarchyという文言に、廃棄物発生防止の意図が含まれているのは、時期尚早で、この条約の対象外とすべき。 • 「リサイクル」と「リカバリー」の定義を意識すべき。「リカバリー」は、「リサイクル」の上位概念で、広義。 • plastic pollutionの定義：定量的な測定方法と算出方法の明確化が必要。 • 各主体（政府、産業界、消費者）の役割、生分解性プラの定義、プラ代替品の定義について明確にするよう求める。

5.実施手段
(1)課税措置

要素種類	委員指摘事項
C 実施手段	• 課税は各国個別で対応すべき。

６.日本の管理状況に関する主張

要素種類	委員指摘事項
その他：日本の管理	• 塩ビは日本で約29%リサイクルされている。塩ビリサイクル率は、4大樹脂中最高。 • 廃プラのリサクル率にEU＋3か国と日本の計算分母が異なる。日本の値はEUに比べ、かけ離れていない。 • 日本のベストプラクティスの紹介を提案。 • 日本が廃棄物管理をしっかりやっていることを主張すべき。 • マテリアルフローに関する統計は推計根拠の確認が必要。 • 廃棄物管理をしっかり実施していることの主張は必要。

７.その他

要素種類	委員指摘事項
その他	• 各国非難はしない。 • 海洋プラの継続的モニタリングが重要。 • EPR導入は万能ではない。 • リサイクル、代替困難商品に対する条約による過度な目標設定の懸念。 • 目標、タイムラインの議論が必要。 • CLPに関し、規制措置のスタディを要望。

c）第３回国内対応委員会
(i) 開催･議事概要

- 日 時：令和５年９月２５日（月）１０：００～１２：００
- 議事概要
  １．開会
  ２．第２回委員会で頂いた御意見
  ３．条約ゼロドラフトについて
  ４．その他
  ５．今後の予定

c）第３回国内対応委員会
(iii) 委員会で頂いたご意見の整理

Part I
１．前文

要素種類	委員指摘事項
１．前文	• 優先順位に関し、廃棄物管理についてポイントが置かれていない。 • 「加盟国がある種の措置を統合したくないと表明した特定のオプションは含まれていない」の意味が分からない。

２．目的

要素種類	委員指摘事項
２．目的	• 最初のオブジェクティブでプラスチック汚染の定義を明確にすることが一番大事である。「海洋環境を含む」とあるが、オプション1、2ともに、プラスチック汚染の定義が明確になっていないのが、一番大きな問題である。 • 各国、ステークホルダーのサブミッションでは、プラスチック汚染の解釈が、ライフサイクル全体でプラスチックが人健康、環境に対する悪影響を対象とするという考え方と、日本のように、海洋、陸域も含んだ環境へ流出したプラスチックがもたらす悪影響を対象とするという考え方に分かれている。 • 環境流出したものを対象とするということをオプション3という形で入れるべきだ。 • プラスチック汚染を環境へ流出したものに限定するという日本の主張がぜひ取り入れられるように交渉を進めてほしい。

PartⅡ
１．1次プラスチックポリマー

要素種類	委員指摘事項
1．1次プラ	• 削減目標設定に関し、その前提の統計データに関して各国単位又は全世界的に信頼できるものがあるかを確認してほしい。 • ポリマーにハザードがないということを明確にしていない。 • 一次プラスチックポリマーに関して、生産制約を前提に、悪者とする偏見を、条約に採用すべきではない。ポリマーについては、「廃棄物の適正管理と循環型経済の発展を伴う持続可能な一次プラスチックの生産と商品消費を構築する」という内容に改めるべきである。 • 記載に全面的に反対である。プラスチックの生産段階での人の健康・環境への悪影響は、そもそも条約の目標の対象外である。一律の生産制限は、社会経済的、多面的なマイナス影響が非常に大きい。プラスチック製品の環境流出への直接的解決策ではない。

PartⅡ
２．懸念のある化学物質とポリマー

要素種類	委員指摘事項
２．懸念のある化学物質とポリマー	• 懸念のある、問題のある対象は、化学物質とプラスチック製品の2点のみに限定するべきである。 • 日本としては、リスク評価でconcernを考えるべきだという立場で、透明性確保のための情報開示について、その方法論整備、データベース構築等、リスク評価を実効的にする仕組み作りに関するコミット表明が必要である。 • 原則的に種々の化学物質、プラスチックを規制する過程で、エッセンシャルユース等の適用除外を認め、緩和するアプローチなのか、そもそもリスト化して一律規制するのはおかしいとするアプローチなのか、どちらか不明確である。 • 懸念物質リストによる規制が前提になった記述、提案が散見されるのが気になる。仮に懸念物質のリスト化をしないとすれば、書き換えをあらかじめ検討する必要がある。 • chemicals and polymers of concernに関して、基本的には、具体的な化学物質とかポリマーのリスト化には反対である。最終的にリスト化されたものが使えなくなってしまう懸念がある。各国がリスク評価を行って各国ごとに決めていくべきである。 • 附属書もハザードベースではなくて、最終的には各国のリスク評価、暴露状況に応じたリスク評価の中で定まるような仕組みの記載にとどめるべきである。 • リサイクル可能性の定義も各国状況によるということを明確にできるといい。 • 懸念のある化学物質はハザードベースではなくリスク評価ベースであるべきでる。 • オプション3は各国規制と書かれているが、プラスチックや物質によって暴露シナリオが違うので、それに従って評価するのがロジカルでよい。 • 化学物質ついては、既存の協定等を利用すべきである。 • 再使用、修理、リサイクルされず、かつ管理が悪いものが環境汚染を引き起こすので、まずは廃棄物管理をしっかりやるということが本質的である。 • プラスチック製品の定義等、1つ1つ言葉の定義はしっかりしてほしい。

PartⅡ
３．短寿命で使い捨てのプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品

要素種類	委員指摘事項
３．短寿命で使い捨てのプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品	• 「短寿命」、「使い捨て」等、製品寿命の長短を判断基準にすべきではない。「プラスチックの無駄遣い」は、資源の有効利用という意味では問題があるが、「使い捨て」という言葉にとらわれない判断基準をとるべきである。 • 一律規制には反対である。各国ごとに（対策等を）定めるためにガイドライン化するにしても、プラスチック汚染の環境への流出に限定して、問題があるのは何なのかというのを決めていくべきである。 • 短寿命、シングルユースプラスチックの規制に反対である。使い捨てをするのは人側の話であって、プラスチックでもなければ製品でもない。 • 短寿命、使い捨て、シングルユースだから悪いというのは偏見である。 • 寿命の長短に関わらず、使用量と同量が出てくるということは変わらない。 • 長寿命のプラスチック製品に対しては免罪符が与えられるのもおかしい。 • 附属書の基準の定義に、代替可能なものの市場利用可否を追記すべきである。 • 意図的マイクロプラスチックに関して、環境中へ出さないものは、環境中への排出の観点からオプションを追加する。EUのREACH規制の範囲を超えないように考えるべきである。

PartⅡ
５． 製品の設計、構成、性能
b. プラスチックとプラスチック製品のリデュース、リユース、再充填、修理

要素種類	委員指摘事項
b. プラスチックとプラスチック製品のリデュース、リユース、再充填、修理	• プラスチック再利用率、リサイクル回収、廃棄物関連の項目は、環境流出問題の非常に重要な解決手段である。東南アジア、中国などの環境への流出、海洋への流出が非常に多い国にとっては、今後しっかりと取り組むべきこと。逆に日本がかなり実績を持っているところなので、しっかりとした野心的な目標を国際的な条約の中で決めて、それを日本のベストプラクティスで実現に対して貢献していくというのがよい。 • リユース、再使用、修理とか再使用プラスチックの使用目標値に関して、国内対策との関係でぜひ経産省のほうでも、業種ごとにどこまで達成可能なのか精査してほしい。

c. 再生プラスチックの使用

要素種類	委員指摘事項
c. 再生プラスチックの使用	• 再生プラスチックの定義、判定基準も注目する必要がある。 • 再生プラスチック使用は、国内で調達した、国内で出た廃棄物に由来するものに限定するのが、日本にとって有利である。

d. 代替プラスチックとプラスチック製品

要素種類	委員指摘事項
d. 代替プラスチックとプラスチック製品	• 代替プラスチック・プラスチック製品について、エッセンシャルリユースのものは例外規定で、代替品までの猶予期間に関する記載が必要である。

PartⅡ
7. 拡大生産者責任

要素種類	委員指摘事項
7. 拡大生産者責任	• EPR、拡大生産者責任に関する記述について、バーゼル条約のプラスチック廃棄物の適正管理に関するガイドラインを参考に修正すべきである。 • EPRは、あくまで適正な廃棄物処理に対して責任を負うことだが、「リサイクル性の向上にインセンティブ」という記載しかなく、廃棄物処理のある狭い範囲しか対象になっていない。バーゼル条約に記載される、「EPRに万能のソリューションはない」、「マーケットの状況、国の能力・状況を考慮して最も適したEPR手段を選ぶべきだ」、「EPRの対象となる内容や、責任を取る生産者の定義については、国が完全に管理できる」といった、国の下に誰がどのような負担をするかという決め事を組み込んだ内容に改めるべきである。 • EPRに関しては、結局、消費者に負担が転嫁される場合があるので、その点、必ずしも生産者の負担に限定しないでほしい。負担主体について十分に議論してほしい。

8. ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出

要素種類	委員指摘事項
8. ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出	• プラスチックのライフサイクルについて、プラスチック製品が生まれてから処分されるまでに限定したほうがよい。

PartⅡ
9. 廃棄物管理 a. 廃棄物管理

要素種類	委員指摘事項
a. 廃棄物管理	• リサイクル率の定義を一律の指標に基づいて各国で決めるとしても、慎重に見ていかないといけない。 • リカバリーに関し、ケミカルリサイクルは今後も発展していく技術である。産業界が進める資源循環の取組を妨げないように、ぜひ今後の交渉の際には留意してほしい。 • 再利用により廃棄物を最小化し、リサイクル、リカバリーできないものは最終処分するという最終処分も含めた範囲が、廃棄物の適正管理である。各国の状況に応じて適切な手段を選ぶということも大事である。 • ゼロドラフトには、リサイクルのみが記載され、リカバリーが見当たらない。リサイクルとリカバリーという両方の表現を入れるべきである。

13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

要素種類	委員指摘事項
13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング	• リスク評価の透明性確保と必要情報共有が連動することが望ましい。 • 「化学物質及びポリマーの種類及び生産量、輸出入量を、そのライフサイクル全体にわたって監視し、追跡するものとする」は実行困難なので、ぜひともこの文言は削除してほしい。

PartⅢ
1. 資金調達

要素種類	委員指摘事項
1. 資金調達	• プラスチックポリマー生産者に限定することなく、広く、プラスチック、プラスチック製品の生産者、プラスチックの使用者、処理業者等に、広く課税すべきである。また、世界一律ではなく国ごとに設定するべきである。 • プラスチックポリマーの生産者が支払うべき「Plastic Pollution Fee」について「反対」する。

PartⅣ
1. 国別計画

要素種類	委員指摘事項
1. 国別計画	• 生分解性プラスチックを含むような代替プラスチックも項目として含めるべきである。日本としての強みは入れていったほうがいい。 • 「manage and reduce」が「各国規制」と和訳されているが、必ずしも適切ではない。目標についても同様。

Annex

要素種類	委員指摘事項
Annex	• Annex A、B、CのPart Ⅰ、Part Ⅱ がどの項目のオプションで参照されているかがわかる整理表を作ってほしい。

参考資料１～４について
参考資料２ 各国サブミッション

要素種類	委員指摘事項
EU	• 問題のあるプラスチック製品を禁止するかどうかの決定は、問題の深刻度と、害の少ない代替製品の入手可能性・手頃な価格の組み合わせ評価に基づいて行われるべきであり、代替手段がない場合は禁止発効時期を延長する必要があるかもしれないと書いてあるのは、心強い。 • 普通の生分解性プラスチックを禁止しているかどうか原文を確認してほしい。
他国	• 一律課税、一律にライフサイクルを追跡評価にすることに関し、他国から意見はなかったかを確認してほしい。

d) 第４回国内対応委員会
(i) 開催･議事概要

- 日 時：令和５年１０月１８日（水）９：３０～１２：００
- 議事概要
  １．開会
  ２．第３回委員会で頂いた御意見
  ３．条約ゼロドラフトについて委員によるプレゼンテーション
  ４．ICCM5及びPOPRC19の結果概要など
  ５．今後の予定

d) 第４回国内対応委員会
(iii) 委員会で頂いたご意見の整理

PartⅠ　2．目的

要素種類	委員指摘事項
2．目的	• プラスチック包装も食品保護を通してSDGsに貢献する。 • 各国ステートメントを見ている限り、現在の議論を、条約の当初の目的であるプラスチックの海洋流出防止というところに戻すことは難しいのではないか。現在のINC会合での各国意見の方向性をみていると、プラスチックに関わる問題は多様だということを前提に議論しないと受け入れられない。

PartⅠ　3．定義

要素種類	委員指摘事項
3．定義	• プラスチックの良し悪しは樹脂の種類、用途、各国の廃棄物処理の組み合わせで決まってくる。ここで述べられた意見を、一般論としてうまくまとめていけると良いのではないか。

PartⅡ　1．1次プラスチックポリマー

要素種類	委員指摘事項
1．1次プラスチックポリマー	• やみくもに一次プラスチックポリマーを禁止しようという流れについてどうかというご意見に関しては、大きな方向性としては賛同する。

PartⅡ　２．懸念のある化学物質とポリマー

要素種類	委員指摘事項
２．懸念のある化学物質とポリマー	• エビデンスがない中で基準値を定めるということは難しい。 • 各国において、「許容できないリスク（懸念）を有する化学物質を特定し、特定された懸念のある化学物質、もしくはポリマーについて、各国の固有の状況を考慮の上、適切なリスク管理措置をとる」との案が本委員会で提案された。この案は非常に重要であると思うので、こうした案が受け入れられやすくする工夫が必要と思う。

３．短寿命で単回使用のプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品

要素種類	委員指摘事項
３．短寿命で単回使用のプラスチック製品や、意図的に添加されたマイクロプラスチックを含む、問題のある回避可能なプラスチック製品	• 日本の場合、日本の生分解性プラスチックのメーカーなども、基本的に環境中でさらにオキソ分解性プラスチックよりも分解してマイクロプラスチックになるという前提で対応している。EUの主張ということではあるが、生分解性プラスチックとオキソ分解性プラスチックを並列に議論していくことには懸念を感じている。

PartⅡ 5. 製品の設計、構成、性能

要素種類	委員指摘事項
5. 製品の設計、構成、性能	• EUの主張は、リサイクル、さらにサーキュラーエコノミーや、それを通した地球温暖化への影響の軽減に対して、問題のあるポリマーや化学物質と言われるものが、その循環経済の構築を邪魔するから使用をやめよう、というロジックだと考える。そのため、そういった物質があることによってサーキュラーエコノミーが邪魔されるという彼らの主張を理解した上で、そうならないようにどう設計するかという考え方が必要である。 • 単回使用を前提に設計された製品が再利用されるなど、先進国と途上国とでは状況が異なる。途上国の状況にも配慮しないと日本の主張は届きにくいのではないか。

全体を通して

要素種類	委員指摘事項
全体	• 国際的な協調を必要とする部分がどこか、という点を整理したほうが良い。 • どの国も共通して実施すべき措置があるのなら、その点は協調すべき。その一方で、国ごとに曝露リスクを生じる場所が異なる、あるいは効果的な対応が異なるということがあれば、条約上の扱いはそれ相応に違ってくる。 • リスクベースで対応すべきという主張を通すためには、ICCAを含め、リスク評価を可能にする情報基盤あるいは評価方法というものへの貢献、あるいは、それが具体的に実現し得るということをもっとアピールする必要がある。 • 便益面、カーボンニュートラル、資源循環への影響などについても、あらかじめ整理しておく必要がある。

e) 第５回国内対応委員会
(i) 開催･議事概要

- 日 時：令和６年３月４日（月）１３：００～１６：１５
- 議事概要
  1．開会
  2．委員紹介
  3．第４回委員会で頂いた御意見
  4．INC.3の結果
  5．INC.4に向けて
  6．その他
  7．今後の予定

e) 第５回国内対応委員会
(iii) 委員会で頂いたご意見の整理

PartⅡ ２．懸念のある化学物質とポリマー

要素種類	委員指摘事項
２．懸念のある化学物質とポリマー	• 欧州の最近の政策では、ハザードよりの議論が盛んになっており、懸念のある物質は消費者製品にも使用しないように、という動きがある。ビジネスとしても、経済的にも、こうした動きは非常にインパクトが大きい流れになるため、こうした動きに対しては、安全性データと科学的根拠に基づくリスク評価で対応すべきである。

PartⅡ 5. 製品の設計、構成、性能-1

要素種類	委員指摘事項
5. 製品の設計、構成、性能	• リサイクルに関して、リサイクル後の要求グレード等を加味しながら、ケミカルリサイクルがいいのか、マテリアルリサイクルがいいのか、を業界内で議論している。 • ケミカルリサイクルに関しては、業界内で、マスバランスと国際動向でどこまで許容するのか、を加味して検討を進めていく予定である。まずは、マスバランス方式で再生プラスチックの割合を要求していく。 • 工場端材をリサイクル率に含めるかどうかについては、欧州の容器包装指令やELV指令等では、ポストコンシューマーを対象としていて、工場端材由来のものは認められない方向であり、こういった部分に関しては、国際動向との関係性をみながら進めていくことになる。 • リサイクル率やバイオマスプラスチックの使用率の定義に関して、今後のINCの議論の中で、世界共通の目標の方向性になったときに、日本独自方式のリサイクル率のカウント方法や計算方法を使用するのは難しいと考えられる。3R推進団体連絡会の指標でよいのか、日本としてどういったリサイクル率を定義すべきか、の検討は必要である。 • 3R推進団体連絡会のリサイクル率の指標に関して、PETボトルとプラスチック容器包装では、分母が異なる。PETボトルは最終製品を分母にしてどれだけリサイクルされたか、を計算している。これに対して、プラスチック容器包装は、市町村が回収した量に対してどれだけリサイクルされたか、を計算している。プラスチック容器包装については、回収する自治体としない自治体があるために、PETボトルと同様に販売量に対して計算しても、リサイクル率を増やすことはできないためである。 • 生分解性プラスチックに関しては、欧州のサブミッションには、問題のあるプラスチックに入れる、という意見があったと思う。 • 日本として、また国際的にも、マテリアルフローを議論のベースとなるような質の手法の整備が必要ではないか。

PartⅡ 5. 製品の設計、構成、性能-2

要素種類	委員指摘事項
5. 製品の設計、構成、性能	• 再生プラスチックの利用率を上げていくためには、質のいい廃プラスチックの供給量の確保が必要になると考えられるが、そういったプラスチックの供給量は限られているとも考えられる。 • 質のよい廃プラスチックを入手するために、例えば、再生プラスチックを輸入するという手段を採用することにもつながりかねない。再生プラスチックやリサイクル率に関して、どこまでプラスチック条約の中でカウントするのか、の議論も必要である。 • PETボトルの場合は、ボトルtoボトルのリサイクルが既に確立されている。他の業界等において、製品が寿命後にどのようにリサイクルされているのか、フローがどうなっているのか、の現状を整理することが、各業界においてリサイクルを増やしていくためには必要である。 • リサイクル率の計算根拠など、国際的に何を基準にして制限していくのか、の議論も必要である。 • 日本におけるマテリアルフローの作成は、統計データやさんぱう業者、リサイクル業者への調査アンケートに基づき行っている。2020年ごろからは、東南アジア地区でも、やり方をレクチャーして、マテリアルフロー図の作成を進めているなど、普及活動を進めている。東南アジアでの活動の中で、データの取得方法に関する問題があることを確認している。

PartⅡ 8. ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出

要素種類	委員指摘事項
8. ライフサイクルを通してのプラスチックの排出と放出	• プラスチックの漏出を防ぐための方法に関して、Nordicレポートで示されているフロー図にもあるように、製品寿命後の管理はできないため、生産者にできることはあまりない。したがって、生産者にできるのは、生産制限をすることや、使用する物質やポリマーに懸念のある物質を含まないようにすること、ぐらいしかなく、できる取組みに限界を感じる。 • 産業界としては資源循環を進めていくことで、その結果として、環境へのプラスチックの漏出を減らすことにつなげていけると考えている。循環を進めるために産業界としてできることとして一番大きいのは、製品設計であり、総量を減らすために、リデュースにつながるような素材開発などによる貢献することが考えられる。また、EPRの仕組みの中で、循環を進めることで環境漏出がなくなることへのステークホルダーとしての関与も考えられる。

13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング

要素種類	委員指摘事項
13. 透明性、追跡、モニタリング、ラベリング	• 情報開示に関しては、イノベーションを尊重し、CBIについて考慮すべきである。 • 化学産業に関しては、chemSHERPAによる情報開示の仕組みがある。そのほかの業界でも、一部の成分等に関して開示を進めようとする動きはあり、将来的には開示が必要になる、ということを認識している。

全体を通じて

要素種類	委員指摘事項
全体	• 日本国内をみても、目標設定やリサイクル手段が様々である現状がある。条約を世界一律の基準で進めることは難しく、各国の状況に合わせて、対象ごとに個別の対応をとっていくという方向性ではないと条約化は難しいのではないか。 • 目標を世界一律で設定するオプション1が選択された場合に、各国の実情や実績も含めたものでなければ、数字だけが独り歩きして、数値的にはよい結果であっても、プラスチック汚染が止まっていない、ということになりかねない。

② INC国内対応委員会と専門家の派遣
(b) INC会合等への専門家派遣

(b) INC会合等への専門家派遣

- INC第２回会合で設置されたコンタクト・グループ１（CG1）及びCG1で特に意見等の多かった「懸念のある化学物質・ポリマー」に関する基準の開発に関する各国専門家による意見交換等に対応すべく、国内対応委員会の委員より専門家を１名選任し、以下の会議に参加・派遣した。
  - In-session非公式専門家会合（懸念のある化学物質・ポリマーの基準に関する意見交換）
  - INC第３回会合